EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03078 7170

早稲田大學出版部

明治四十三年二月二十五日印刷
明治四十三年二月二十八日發行

不許複製

早稻田大學編輯部編纂

發行者　荒川信賢
東京市小石川區音羽町四丁目十一番地

印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

東京牛込區早稻田
發行所　早稻田大學出版部
振替東京一一二三番

日清印刷株式會社印刷

童子通跋

古之學者爲已、今之學者爲人、方今稱文儒餬口於四方者、徒修虛詩浮藻、歲々煩梨棗、覩其所由、悴々然、唯名利之釣、波揚澆俗賊夫人之子者頗多矣、友人元孟夏、蓋有感於此、爲草此册以爲訓蒙之資、佐野莊其所常遊也、會二三同志、覽而悅之、遂慫慂而梓之、以公于世、孟夏每言、以貝原氏之土苴爲吾儕之帳秘、受用猶有餘、所謂寔命不同也、然觀其卑以自牧、不爲流俗所移、則足以見抱負有在焉、諸子此業、亦可謂樂人之善者哉、

菁莪峯質仲文識

先生徒弟に語て曰、諺に論語よみの論語しらずと云語あり、儒者の無狀なるを斥(サ)す也、これは其むかし古怪(コシャク)十老人などが、云出せることならん、經書をよめばとて、一疵も無き人に、なられる理は無きこと也、然るに讀まぬ者は、よまぬ故に、これほどの惡はあるべき筈なれども、讀し人はさばかりの小過もあるべからずと云るは、何如に儒者なればとて、あまりに、重荷を負はせたる口頭也、たとひ今、孔子の出玉わんにも、それ程の責はあるまじと思はる、左すれば讀ぬ人の、便(カツテ)のよきまゝに、云出せる諺なり、しかれども、此れは暫く、妄人の口に對して言ふことのみ、諸君は、論語よみの論語知りに成りたまへ、

童子通　終

學レ道則愛レ人、小人學レ道則易レ使と云り、風俗を厚うするは、國政の專一なるべきに、上の人これらの說をなすは、盜に糧を齎らすに殆らずや、扨庶民の心得は、好めるわざならば、隨分力を盡すべきことなれども、職業を妨げぬやう、輕薄にならぬ樣心がけ、孝悌忠信の德義を辨へるやうに有べきこと也、文字の爲に本業を疎にするは、人見えの學問也、それならば、せぬが却てましならん、

▲周公孔子の道は、人の人たる所以の道なれば、唐土も　日本も、かわることはなく、此世に生れて、此世にあるからは、須臾もはなるべきに非ず、上智の人は格別、尋常のものは、文字の力を借らざれば、知識も開けぬもの也、されば學記にも、玉不レ琢不レ成レ器、人不レ學不レ知レ道と云り、然れども命に窮達あり、家に貧富あり、身に健恙あれば、思ふまゝには學ばれずとも、かゝる目でたき御代に生れて、少しは出來ぬことは無き筈也、古語にも幼而學ぶは日の出る光の如く、老て學ぶは燭を秉て夜行くが如し、猶瞑目して見ること無きにまされりと云、老ても猶學ぶべし、況や少年をや、

▲文字よまんには、さま〴〵の障り出來るもの也、さし當りてうるさきは、世人の俗難也、それ學者よとて、何やら異類の者のやうに思ひ、且は未だ句讀もなるかならぬに、此れは學者にも似合はぬ抔と、卵を見て時夜を求る者多し、それが、せつなさに、少しは志ありても、先づあぶなき橋はわたらぬ方がよしと思ひ止る也、又たま〳〵、心がけて、可也に取りまわす者あれば、務て世間にへつらひ、俗難を免れんとのみ思ひ、有るべき節操も、皆無くして、鼻は曲りても、息さえ出ればよしと云所存になる、此に於て、俗人より、初て御免許有て、この人こそ、圭角のとれた、學者臭くない、眞の學者也と云、世の渡りやすきをよしとして、遂には、他の圭角ある、學者らしき學者をば、さん〴〵に非るやうになる、此れを鄕原と云、孔孟の痛く叱り置れしところにして、近くは　東照宮御遺訓に、腰ぬけ士と見かぎり玉ひしも、皆これなり、されば、柳下惠の和なるも道を枉て人に仕へず、然るに、肩を豪門に聳し、尾を墦間に掉る者を指て、篤實など云は、心えぬことならずや、或る歌に、丸くとも一とかどあれや人心、あまり丸きはころびやすさよ、」金峨

も、別號書くもの多し、先きにもこれを非也とせず、又長さきにて、唐山の舶商を取扱はるゝに、皆別號通用也、是れは單名（一字ナ）の者あれば、呼にくき故、此方より命せられたるか、又彼土にて、通稱するに其まゝ差おかれしことか、知ぬことなれば、例にはなし難けれども、世上仕習したる上は、號もたま〳〵は用べきか」因に云、唐山にて古より、自分には實名を申すを禮とし、人を呼ぶには、字を呼ぶを敬とする故は、實名は生れし初め、父の命けしことなれば、其身に取ては大切也、字は元服の時、名に緣ある文字を取て、命くることなれば、字は替へ名也、たとへば、人の物を借用するに、借り方よりは、手かるき疎相なる方を賴むが敬也、貸かたよりは、秘藏の品を出すを、禮とするが如し」名字のこと、元來此方の實名は、成人の後命くることなれば、唐山の字のやうなれども、用ひ方は、彼土の名と同やうに、自ら申すこと也、東鑑に、平政子が、賴家公に申せしに、源氏等は幕下の一族、北條は我親戚、而今於彼等皆令喚實名給之間各以貽恨之由云々、これ人の實名をよぶは、不敬とするに似たり、然れども其比は、―忠殿、―宗殿なんど、彼土の字のやうに用しこと常のこと也、又―太郎―兵衞等を、字と云しこともあれども、是また自ら稱して、失禮にもならぬこと也、さすれば、此方は別に一例とみえたり、然れども文翰の上にては、彼土にて憚ることは、此方にても遠慮すべし、　王代の古は、學生に列りし者に、たま〳〵字せしことあり、文屋康秀、字は琳、曾禰好忠、字を丹と云が如し、

▲稱呼（人ヲヨブ）の上も、古今の例に本づくべし、たとへば、聖賢の字の如き、古は左までかけ隔りしことには非りしに、今は聖上―主など、天子にかぎる、賢兄―契等は、卑幼に用ることにて、平交に用ても不敬に當るほどのこと也、

▲民庶の家にて、學問及び文武の藝をなすものあれば、士大夫やゝもすれば、彼等が分際として、いらぬこと也、それよりは、其身々々の家業をこそ、勤むべきになど、申したがる者也、一應は尤なるやうなれども、左にあらず其好む所を奪ふ時は、空くそれだけの手をあけて、游惰に流るゝか、又はすまじき、なぐさみごとをするかの、二つに至るまでのことにて、中々其力を職業に移し用ることとなし、名敎の上にも、君子

の論多き中に、執筆正、用鋒尖、起重、行健、收停と云此の五訣をよく〳〵工夫あるべし、執筆正とは、筆管を眞直に持、運轉の時は、俛仰反側すれども、定るに及では、絲を下げたるやうに有るべしと也、用─毛さきを活して、偏を遣はぬやうにする也、尤偏鋒を用べき點畫もあれども、毛さきに精神無くてはならぬ也、筆尖をば刀の刄槍の鋒と心得べしと也、起─とは、何れの書にても、筆の打こみは重かるべし、引ゆく中途は輕くして、力のぬけぬやうにする也、收─止りの處は、しかとおさへ止める心もちにて、點畫の中にて、毛さきのまとまるやうにするを云也、さて書を學んには、ひろく和漢古今の名跡をみるべし、去りながら、自ら臨書するには現存の名家に付て、口授面命を受ざれば、功少し、たとひ墨本を學ふとも、宋以下にて、好める一家を主とすべし、魏晋の蹟は迚も及ばぬことなれども、諸家の主本とするところなれば、折々は臨模すべし、東坡先生ある人の褉帖を臨するを見て大に咲ひしことあり、書札に右軍あるは、儒門に孔子あるが如し、然るをかやうに非られしは、墨本にて影ばかりの物を、刻書してその形似を求る故とみへたり、今の宋を視ること、猶宋の晋をみるが如し、今の學者亦まさに此言に鑑ることあるべし」さて隨分見事に書ても、字の配り方下手なれば、見苦しきこと也、字の居へ方を布置と云、又位置とも云、尤筆書の中には、點畫の組立てを、位─と云てあれども、今人の口頭に申すは、居へ方のこと也、さればとて、明朝やうの版下のやうに書くことにあらず、字體に長短大小ありて、皆一般にはならぬこと也、たとへば、日と國とは、同じ大さには書れず、一と萬とは、同し長さにはなるまじ、男の腹を、女ほどにはひろげられぬぞ、但參差の中に、自ら整齊あらんことを欲する也、

▲詩作書畫など致せばとて、長者に是正（ナホシテモラフ）するの外、みだりに人に示すは、烏乎がましく、片はらいたきこと也、併しながら、餘り痛く抑へては樂み薄く、はげみがひなき、心地するものなれば、世上の並みを見計らひ、程よく用心あるならば、隨分苦しかるまじ、但し落款には心得有るべき也、古人の例に背くべからず、尊貴に呈似するに、字道號書くは不敬也、先きの尊卑にかゝわらず、實名なれば咎なし、去れども、世上のさまを見るに、少し上の人に似すに

吾輩には迚も手出しは出來ぬこと也、但し七言仄入の句にて、第四字の孤平は、決してならぬこと也、世上たま〳〵、己れが不能を掩んとて、詩も作りて見たれども、平仄の韻字のとて、煩しければ、止めたりと云ものあり、左やうの人に、若し他人より、平仄だにかまわずは、出來ると思われ候はゞ、古詩を作らるべし、それにても、韻字が煩しくは、散文にて、申したきことを、十分にのべて見られよと望まれなば、定めて迷わくすべし、されば平仄にさし支るは、我才の短き也、不自由也とて、罪を聲律にゆづること勿れ、

文章は、すぐれて六づかしきことと承る、されば其身に筆はとらずとも、せめては、他人の著述は、讀めるやうに心かくべし、訓點ばかりを當てにするは、假名本をよむと同やう也、無點ものを讀んとならば、復文するに如くはなし、復文とは、華文の、よみ方のまゝを、假名まじりに書たるを授り、己れが心もちにて推量して、原の華文に書き復すこと也、認め了つて、原文に引合せみれば、布字の倒錯、助字の違ひ等、的面に別ること也、たとへば、山たかきが故に貴からず、人こえたる―と云る心は、山は高きのみよしとはせず、人は肥たるばかりを貴ぶにはあらずと云ことならん、夫ならば不の字山の下高の上にあるべし、今現行の本には、不の字故の下にあり、是にては、山は高きゆへに、畢竟賤しめらる、卑くさへあれば善しと云ことになる也、又二人行きひとりはぬれぬ時雨かな、と云句を、人兩やうの解をなす、二人同行して、夕立にあひしに、一人はぬれて、一人はぬれずと云が一義、一人ばかりが、ぬれる者ではなし、と云か一義なり、試に此二通りを、漢字にて書分てみるべし、前の解にては、一人ハ不レ―と書し字法也、後の解にては不レ獨リ―と書く也、大抵このるゐにて了簡すべし、右復文數十篇習たる上は、譯文をいたすべし、是は全く和語に書し物を、華文にすること也、その中に尺牘を習べし、これは詩作本に碎金あるが如く、便蒙の刻本種々あり、備おくべし、

筆札も、少しは心得べきこと也、篆隷までは屆かずとも、楷行二體は小達者に書習べし、草書は好で書すべからず、さりながら、人の書たるものは、有りふれた體ならば、讀めねば不自由也、一千字そこらは覺えおくべき也、先づ文字を書んには執管を第一とす、古人

」物喪」志と云、朱子も、其功倍」小學」而無」用、と申し、湯東澗は、文章於」道未」爲」尊、詩於」文章」又一塵と云り、此等の語に依て、作詩を痛く抑るものあり、尤なることなれども、古人のかように申されしは、吾がともがら、下等の爲には非るべし、不才の人は、たとひ末技なりとも、一藝有れば可也と云べし、人に能不能あれども一と骨折て見ねば、知れぬことなれば、藝術の分ならば、何にても習ひみるべし、取り分け道に近きは、詩に過るは無し、詩を作んには、經義も少しは解せねばならず、並に和漢古今の治亂得失、天文地理、軍法武藝、醫と算術、道釋二敎、書畫物産等に至るまで、自然と臭味ばかりも知らるゝことも、善し旦ても暮ても、それ行狀、やれ行ひよと、あまり偏くつに申す時は、竟に無用の豚犬を仕上ること也、さて詩作のとり付は、詩語碎金、幼學詩韻等の熟字にて、取合せるがよし、言たいことが、いえぬとて、我まゝに手作りの語を下すを、杜撰と云、それにては語を成さず、たとへば世話字にても、殘暑餘寒と云て、殘寒餘暑と云はず、大根おろしとは、をろしたる蘿蔔のことなれども、わさびをろしとは、おろしたる山葵にはあらず、家と宅も同物なればとて、出家を出宅とは云はるまじ、これ等にて思ひ知るべきこと也、因て二字三字の熟字は、必ず古人の手にふれたるを取るべし、五字七字そのまゝ用るは、句をぬすむに當る也、尤思はず、古人の句に出合ふこともあり、これを暗合と云、それは手柄なれども、人に示すべからず、多くは暗合と思ても、やはり以前見たることの、夢のやうに出るにて、眞のあん合に非ず、又古人の成句を、そのまゝ取ることも、隨分作家の上にはあること也、初心には致さぬことと思べし、斡旋が手に入らねば、假りものに成て、いよ〱見苦しきことぞ、童子敎に、白圭玷尙可」磨の句を取て、次へ惡言玉難」磨と付たり、貂に續ぐに狗尾を以てすと云べし、和歌の門にて、此題にて、つゝどめは、定家にさし合ふ故、相ならず、ほの〲と、の五文字は、金輪際つかわぬことなど、至て嚴禁ある樣子也、甚だ固なるに似たれども、不遜ならんよりはましなるべし」扨平仄のおき方に、一三五不」論、二四六分明、と云ことあり、二四不同、二六對だに固く守らば、その他は不」苦と云こと也、元來聲律は、正しかるべきことなれども、此位まではゆるし置ねば、

時、二三輩打よつて、閑談するに、某の子は不才也、某の子は才ありなど云ければ、一人聞とがめて、其者わづかに、十二三なるに、もはや家内をもちたるやと云り、(才妻音通)

御役人のうわさにて、何の守どの、政蹟何々の美事あり、非常の人なりと云に一人申すやう、それは御覺違なるべし、あの殿は、初め某の官に擧られ、それより、何々と累遷して、今の御役になられたり、火事場がかりの御役いたされしこと無しと云り、

筆札の話に及し時、羲之の書が云々と云しに、甲忽ち云ふ、近日泉岳寺にて見たり、乙　これは誤聽也と思ひ、今のはなしは、晉の王羲之のことにて候、墨本ならば、世上に如何ほどもあり、眞跡に至ては、覺束なしと申ければ、甲又云、あの寺にあるからは、眞の大石に相違あるまじと云り、

一士人、同僚の招飲に赴し翌日、挨拶の書簡に、一上略、何よりの　下物　たまわり、不思過量酩酊、とありければ、主人大に忿て、人の馳走を下物とは何ごとぞとて、袂を投じて起てり、

何がしなるもの、音韻の學を好み、頗る自負す、一日その友兩三輩、其家に過り、雜話の間、一人云、當時インキヤウ(韻鏡)に於ては、主人に及ふものは有るまじと云ければ、其妻傍にありけるが、赧然として坐を避たり、如何聞けるならん、

▲書生の語に非ずとも、世上通用の華言あり、知ずんばあるべからず、多情(情ノ深イヿ也)を氣の多いことと思ひ、雜駁(クイチラカシ學モン也)を博と思ひ、落欵を印章の異名と思ひ、又は具眼とは目の利ことなるを知らずして、私愚眼にてはなどゝ云者あり、氣のどく千萬なり、

ものゝ直の賤を、下直と云を俗也とて、何もの狡兒か、みだりに、安料など云、不當の語をつくり出たり、戒むべし、

○作詩作文筆札等の事

詩は作り度きもの也、予が不才なる、凡百のこと皆人にしかず、就中詩文とては、絶て筆取ること能はず、それゆゑ、到る處赧汗せざることなし、依て同遊の少年には、百計勸め奉る也、人或は云、學問こそ一大事也、詩文の末技は、あまり好ぬがよし、尙書にも、玩

開元振起弘前緒　更有元和熾後踪

五代　合五十六年

梁爲朱氏唐爲李　石晋相沿劉漢起
世宗柴氏續郭周　五代相承歷可紀

北宋　百六十八年

太祖初膺神器重　太宗平治功堪頌
眞仁勳業踵前猷　歷世九傳爲北宋

南宋　百五十二年

渡江以來幅幀偏　九帝相承百五年
高孝光寧兼理度　派分南北亦延綿

元　八十九年

併金滅宋混寰區　統緒相承十世延
治績賢聲推仁武　紀傳未滿百週年

明　二百七十八年

有明太祖創宏圖　十六相傳統系彰
南北並建京畿壯　三百年間延祚長

▲年號の始

本邦にては　人皇三十七代　孝德天皇即位の年、はじめて、大化の號を建つ、中華にては、前漢の第五主、武帝の建元を始とす、明の世より、天子即位の時改元して、一代の間は、改ることとなし、因て天子を稱するに、永樂帝、康熙帝など、年號を以て通用することゝなれり、

○談話に漢語を遣ふまじき事

少しく文字をよむ者は、平日の談話にも、漢語を遣ひたがる者也、自まんらしく、幼者に似合はぬものぞ、且つ字音は、口舌の上にては、分り兼ること多し、智人も痴人も一やう也、秦の始皇、晋の師曠、何を以て別たんや、

年穀不熟の折から、或る人、他邦に移居せしが、事あつて、舊宅の邊に來し時、知る所の一書生、問ふて、貴地のほうがくは如何と云ければ、辰巳の方と答たり、

中元前後なりしが、甲乙に向てせうもんのけんとうを見たし、御承引あれかしと云しかば、いと易きこと也、去りながら、久しく灼艾せざれば、灸痕定かならぬにやとて、もろはだぬぎて見せたり、

さて又華言は、父母の名と同やうに心得、口ちには云ぬがよけれども、心に知らぬは恥かくことあり、或る

後三白河堀河帝　鳥羽崇德近衛繼
後白河院二條院　六條高倉世八十
安德後鳥土御門　順德後堀四條院
後嵯峨深草龜山　後宇繼世九十展
伏見後伏後二條　花園後醍光嚴興
光明崇光後光嚴　後圓融院一百承
後小松院稱光院　後花後土後栢原
後奈正親後陽成　後水明正百十孫
後光明院後西院　靈元東山中御門
櫻町桃園又女帝　後桃園讓
今上尊　光格天皇

▲唐土歷代國號歌

三代より秦に至る　夏四百年　殷六百

周八百

大禹受虞傳子姓　殷湯正夏應天人
周從文武開基後　八百餘年直至秦

西漢　二百三十年

沛公崛起稱高帝　即位長安承帝系
惠文景武號醇明　西漢相傳十二世

東漢　百九十六年

光武中興定洛陽　守文繼躰屬明章
代傳十二爲東漢　派衍長沙紹祚長

三國　蜀四十四年　魏四十六　吳五十一

前後六十餘

昭烈偏安西蜀隅　續膺漢業壯皇圖
當時更有吳同魏　各據疆隅自立都

西晋　五十二年

併合三分一統全　武皇鴻業紹文宣
簡編紀載稱西晋　五十餘年四帝傳

東晋　百四年

建康繼起爲元帝　南渡開基更肇端
東晋紀年傳百四　相承統緒只偏安

宋齊梁陳　合二百三十年

宋高紹晋興劉姓　齊並梁朝是二蕭
繼此吳興陳氏出　相延四姓號南朝

後魏　北齊　北周　合二百年

拓跋稱元魏業昭　東西疆索後分條
宇文周繼高齊立　統以楊隋號北朝

唐　二百八十九年

高祖興唐授太宗　綿々廿世御乾龍

の郡は、唐山の縣に當る也、國は即ち彼の州郡也、源平の亂後、賴朝公、日本總追捕使に任ぜられ、天下の政を爲せしとき、國司の外に守護を置しより、國司の權いつとなく、武家にうばわれたり、是れ將軍家海內を統御し玉ふ始なり、然れども、此ころは、諸事　叡慮を伺ひしこと也、後足利將軍に至て、天下悉く武家の成敗になれり、これより諸國に國司を置かず、守護地頭ばかり也、その上に、管領を立て、諸國を統治せしめたり、室町家衰るに及て、管領の勢強くなりて、相ともに權を爭ひ、守護は其國に居付きになつて、恣に近隣を征伐せしこと、春秋の列國の如く、管領は五伯など云が如し、かゝる勢なれば、守護職の家は、累世その國を領して、君主の如くなるもの有て、いつとなく、天下封建の如くになりしを、我　神君勃興の始に、同姓の貴族、並に勳勞の諸臣を、樞要の地に封じて、國家の藩屏となし玉ひ、舊より分國有て、領守たりし者をば、元の如く安堵せしめ玉ひ、朝覲職貢の法を定められしより、天下つひに眞の封建と成て、彼の周の世と、ほゞ相似たり、されば、中華三代の古は、　日本の今に同く、秦漢已後の唐山は、此方の古代と知べきなり、

人古今に通ぜざるは、馬牛にして襟裾せるが如しと、古人も申置れしことなれば、略〻にも心得居るべきこと也、今簡略にして記憶し易き爲め先輩の作を左に出す、

▲本朝尊號歌

神武綏靖安寧始メ　懿德孝昭孝安嗣グ
孝靈孝元開化後ノ　崇神十代實祚盛ン
垂仁景行及成務　仲哀神功應神帝
仁德履中反正崩シ　允恭天皇二十世ニツ
安康雄略與ト清寧ニ　顯宗仁賢武烈逮ブ
繼體安閑宣化帝　欽明繼テ世三十代
敏達用明崇峻皇　推古舒明皇極尊シ
孝德齊明與ト天智ニ　天武四十ニツ皇統繁シ
持統文武及元明　元正聖武傳ニ孝謙ニ
廢帝稱德又光仁　桓武定テ鼎ヲ五十ニ添フ
平城嵯峨淳和世ノ　仁明文德清和傳フ
陽成光孝宇多後ノ　醍醐天皇六十ニ延オヨブ
朱雀村上冷泉院　圓融花山一條紹ツグ
三條後一後朱雀　後冷泉院七十ニテ朝

歷史をよむには、世々の制度に、沿（ヨル）革（アラタムル）あることを知べし、就中封建と郡縣の差別を辨ふべし、彼土往古より、周の世までは、帝王の地を、方千里に定めて、これを畿内と云、その外は、みな諸侯の領分にさづけたり、此を封建の政と云、周の幽王無道にして、犬戎と云國主に弑せられ、其太子平王位を復して、これまで、鎬京の都なりしを、洛陽にうつす、是を東周と云、王威次第におとろえ、諸侯私に軍をおこして、同列の國を伐つやうになれり、孔子その末に出玉ひ、魯國の史に付て、隱公元年（周平王四十九年）より、哀公十四年まで、二百四十二年間の、治亂得失に、一字一字褒貶とて、書き方にて、ほめそしりの見ゆるように、御筆削あそばされたり、これ五經中の春秋也、よつて此間を春秋の世と云、この比目ぼしき國、十二あり、春秋十二國と云、魯、衞、齊、晉、鄭、曹、宋、燕、陳、蔡、秦、楚なり、その間魯國にても、隱公より哀公まで、十二代なれば、春秋十二公と云也、即ち隱公、桓ー、莊ー、閔ー、僖ー、文ー、宣ー、成ー、襄ー、昭ー、定ー、哀ー也、數年あつて、周の王は有れどもなきが如く、諸侯互に并呑して、大國七つとなれり、秦、楚、齊、燕、韓、趙、魏也、これを戰國の時と云、秦の始皇に至て六國を滅し、國名を去り、天下を分けて、卅六郡とし、郡の下に縣を置き、海内を擧て、天子の國とし、諸侯を建てず、郡には守をおき、縣には令をおいて、治しむるゆゑに、これを郡縣の治と云、漢興つて、又諸侯の國も少し封じたり、武帝の時に至り、天下を分て、十三部として、郡國はその下に屬す、部ごとに刺史一人ありて、郡國を統べ治む、これ秦の法と、三代の制とを合せたるもの也、此より後、三國六朝に至るまで、大抵この通り也、但し南北朝の頃より、州を多く增て、刺史の權輕く、郡と同やうになれり、是によつて、唐の太宗のとき、天下を分て十道として、州は其下に屬す、是時より、州郡互に稱して、輕重なし、州の代官は刺史也、郡なれば太守と云、後宋、元、明に及まで皆唐の制に沿（ヨ）る、たゞ宋、元には道を路と改め、明には路を改て省として、十三省あり、今の清朝も亦明に同じ、日本の古は、彼の郡けんの治に同じ、國には國司を立て、郡には郡司を置く、みな公領の御代官也、但し唐山にては、州郡を以て縣を統ぶ、此方にては國を以て郡を從がふ、郡は國の內にあり、此方

心、久不忘失、全在日讀之功耳、里諺曰積絲成寸、積寸成尺、々寸不已遂成丈匹、此語雖小可以喩大後生勉之　九經ノ目兩ヨウアリ今互ニ出ス

▲十七史並廿一史

史記百三十巻、漢司馬遷　○漢書百廿ー、後漢班固　○後漢書百廿ー、宋范曄　○三國志六十ー、晉陳壽作宋裴松之注、ヒロク諸書ノ異同ヲアゲテ、又一部ノ史ニ准ズ、左傳ノ杜注、世說ノ注ヲ合セテ、三名注ト云、　○晉書百三十ー、唐太宗　○南史八十ー、唐李延壽　○宋書百ー、梁沈約　○南齊書五十九ー、梁蕭子顯　○梁書五十六ー、唐姚思廉　○陳書三十六ー、同上　○北史百ー、李延壽　○魏書百廿四ー、北齊魏收　○北齊書五十八ー、唐李百藥　○周書五十ー、唐令狐德棻　○隋書八十五ー、唐魏徵　○唐書二百廿五ー、宋歐陽修宋祁同撰、劉昫ノ舊唐書ニ別ツユヘニ新唐書ト云、　○五代史七十四ー、歐陽修　○以上十七史　○宋史四百九十六ー、宋李燾或曰元脫々　○遼史百十六ー、脫々等　○金史百卅五ー、同上　○元史二百十ー、明宋濂禕　已上廿一史　○明史三百三十六ー、清張廷玉等　○合て廿二史と云、

▲本朝三部本書

舊事記十巻、聖德太子蘇我馬子撰　○古事記三ー、稗田阿禮口誦太安萬呂追錄　○日本紀三十ー、舍人親王、

▲同六國史

日本紀上出　○續日本紀四十、菅野眞道及藤原繼縄　○日本後紀四十ー、藤原緒嗣等　○續日本後紀廿ー、藤原良房善縄等　○文德實錄十ー、藤原基經等　○三代實錄五十ー、藤原時平

右和漢代々の記錄に、編年紀傳の二體あり、編年とは、年々月日を追て、某の年某の月某のことありと書付る也、左傳の如きはへん年也、史記より以下、代々の本史は、みな紀傳の體裁に定れり、通鑑、及び綱目は、正史の外にて、此れは編年也、紀傳とは、帝紀には、其世の天子をつらね、其餘王公以下は、みな列傳に收ること也、尤史記にては、帝紀の次に、世家を立て諸侯王をこれに收め、それより次は、列傳に入れたり、扨その紀傳の體にては、史記に八書、漢書に十志あり、ともに一代の禮樂刑法、地利錢穀等、經濟の要を著したるもの也、歷代これに倣て、皆志あり、本朝の書は、みな編年也、水府にて編集なされたる大日本史は紀傳體也、

○和漢歷史の大要

と云、これは唐の世にて定りし名目也、宋に至て二程子（兄明道先生弟伊川先生）の心づきにて、禮記の中より、大學中庸の二篇を取出し（宋人ノ諸注、イマダワタラザル先キニ、清原頼業卿ノ心ツキ、程子ニ符合セリ）語孟に合せて四書と云名目立てり、朱子は程子の弟子すぢにて、右四書の注を書れたり、これより新古二注並ひ行る、尤元主明帝宋學を尊信し、天下の學問所を朱子學に定られたり、我　朝にては　廿七代　繼體天皇三年、五經文書等傳來せしより、學政畫一の如くなれば、明經家のおさむる所は、古注と知るべし、新注のわたりしは、南北朝の比にや玄惠法印この書を好みしこと聞へ、その後康暦の比に、近世儒書有新舊二義、程朱等は新義也などの沙汰あれは、此時代と見へたり、

神君龍興し玉ひ、惺窩羅山兩先生を擧て、顧問に備られしより、新注を以て　國學に御定なり、されば公武に、新古二注の分ちあることを知らねばならぬこと也、又學庸は禮記中の一篇と云ことも、心得をるべし、去りながら、年來別行して居るものを、わざ〱禮記大學の篇などゝ申はわるし、又古注方にては、詩を毛詩と云、書を尚書と云、經の字を加しは、新注也、尤史記儒林傳に詩經と云しことあり」本朝四道の學とは、第一は紀傳、二は明經、三は明法、四は算道也、

▲十三經注疏

毛詩漢毛萇傳、後漢鄭玄箋、唐孔穎達疏　○尚書漢孔安國注、孔穎達疏　○周易魏王弼晉韓康伯注、孔ー達疏　○周禮鄭玄注、唐賈公彦疏　○儀禮同注同疏　○禮記戴記トモ云、鄭注、孔疏　○左傳晉杜預注、孔疏・○公羊傳漢何休注、唐徐彦疏　○穀梁傳晉范寧注、唐楊士勛疏　○孝經唐玄宗注、宋邢昺疏　○論語魏何晏注、邢昺疏　○孟子漢趙岐注、宋孫奭疏　○爾雅晉郭璞注、邢昺疏

▲新注　○論孟學庸宋朱熹注　○周易詩經朱子　○書經宋蔡沈　○春秋宋胡安國、胡氏傳ト云　○禮記元陳澔

▲九經字數　毛詩三萬九千一百廿四字　尚書二萬五千七百字　周禮四萬五千八百六字　禮記九萬九千廿字　周易二萬四千二百七字　春秋左傳十九萬六千八百四十五字　孝經一千九百三字　論語一萬二千七百字　孟子三萬四千六百八十五字

通計四十八萬四千九百九十五字、日誦三百字、不過四年半可畢、或以天資稍鈍、減中才之半、日誦一百五十字、亦止九年可畢、苟能熟讀而温習之、使入耳着

あらず、若しそれによりて、清水をひみづ、主從をひうびう、しきしまの道を、ひきひまのと云はゞ如何」ある挿花師一名をゆるされしとて誇りかに切紙をみせけるに、一瓶と假名付あり、ある人の物語するを聞しに、佞人の口ほど、おそろしき者はなし、菅丞相は、千歳の後まで、誰れ知らぬ者も無き能書なるに、時平公のざん言に依て、ムヒツの罪を被玉ひしといへり、

○讀むべき書籍の次第

今時都下にて、幼者に書を授るは、大學を先とし、四書了れは五經也、爲學の次第尤のことなれども、十に八九は才乏き者なれば、五經了ても、通用の書簡、及び假名本も、よめぬもの多し、是は畢竟、記憶の力をもはからずして、多きを貪り、四―五―の名はあれども、其實は孝經一卷の句讀も出來ぬ者ゆゑなれども、世の習はしも、向上すぎたるによれり、やはり田舍風に、貞永式目、今川帖、庭訓往來等を幷せよむべし、夫をいたしながら、神皇正統記を始として前後太平記より太閤記三河記等を讀べし、王代武家の事迹あら〳〵知たる上にて、唐山の通俗本をみるべし、十二朝軍談より初め、明淸鬪記、並に水滸傳までを、渉獵すべし、尤正史とは相違せしことあれども、大意を知るに足れり、扨その內に、五經の句とうも了だらば、孔子家語、劉向新序、朱子の小學、及び蒙求、古文眞寶前後集、唐詩選、三體詩等、次第にはげむべし、扨右の業を授かる內に、前にあげし通俗ものも、追々卒業すべし、其ところへ、讀史餘論、保建大記、國史略、日本政紀、外史、逸史等、彼土にては、讀史論畧、十八史略、元明史略、淸三朝事略、歷史綱鑑、をみるべし、これにて歷代のこと、大抵しれる也、それより日を追て、左傳、國語、史記、漢書をよむべし、此四部を左國史漢と申て、此れがあらましにもすめれば、もはや幼學の沙汰にあらず、それからは、溫史、(司馬溫公ノ通鑑)綱目(朱子ノ通ガン――)十七史、乃至廿一史までも、氣根次第たるべし、十三經廿一史を通覽すれば、一分の學者たるべし、

▲十三經とは、古え詩書禮樂易春秋を六經と云、樂經亡びて五經と云、禮に周禮儀禮々記ありて三禮と云、春秋に左傳公羊傳穀梁傳ありて三傳と云、これを通じ計へて九經と云、孝經論語孟子爾雅を合て十三經

ず、四字そなへては申にくければ、三字に申したりとて、何か苦しかるべき、焉哉乎也の四字にて、中華の助字を盡せりと思へるや、夫に付ては、風呂しき、茶まがも、そのまゝ差おかるべく候、消なばけぬべくの例あれば、たまけた、一右衛門など、云は大に好し、音は通うとも、五をグと云、すくなきを、すけなしと云が如きは、御無用也、

▲假名つかひとて、いゐ　をお　えゑ　の三音を六に遣いわける秘傳ある由、定て有難きことなるべけれども、まづは不急のつとめなれば、知らずとも不自由なし、但しはひふへほの假名をわいうえをに用ることは存居べし、スナハチ則　オモヒ思　ヲモフ同　いへとも雖　なほ尚　等也、又教ふの假名にて、をしゆとよむ、用ふももちゆ也、屠をほをるとよむのるゐあり、

▲帯說とて、入用なき字も、熟語にて遣たることまゝ有こと也、易に溫レ之以二日月一と云が如き、月はあたゝむる筈なし、禮記に大夫不レ得レ造二車馬一と云、宋玉の文に豈能與レ之料二天地之高一とまで云り、

▲分明に誤の知れたることも、年來のことにて、改られぬことあり、范睢は一雎なること證據もあれとも、漢の高誘が國策を注せし比よりのことなれば、今如何はせん。隋唐のずいは、だの音也とて、楊升庵もやかましく申おきたれども、升庵明人にして、その前すでにずいの音あれば、此亦改べからず、且つずいの高祖楊堅、宇文周にあつて、隨公に封せられ、周の祚をうつすに及んで、その國を以て、世を有つの號とせられしことなれば、忌む處ありて辵遶を除くとも、音は改むまじ、況やだは墮落の嫌あるをや、既に前に忌む、何ぞ後に忌ざらん、胡身之が通鑑の注にも、だの音なし、升庵の說信ずべからず、」又近く詩語碎金をさいきんと云べからざること、猶質物をちもつとすべからず、鍛冶をたんやと云べからざるがごとし、

▲伐木丁々は、音爭とあれとも、たう〳〵とよむ、孟子の胡齕は、音核とあれども、こつとよみ、禮記の麻枲は、音洗とあれども、しとよむ、書經の注せし蔡沈は、音證とあれどもちんとよむ、皆通音也、

▲世間たま〳〵言ば殷ぎんにせんとて、稽古、丁寧、米穀、餘計、一命、八兵衛、亭主、酩酊、などゝ申す者あり、人をしと、日をしと云は、左まで聞にくきことに

このるゐ猶多し、皆古の名賢、俗をすてゝ雅に从ひしものなれば、つとめて遵奉すべし、塩の字は土邊に書こそ能けれ、

▲是は彼に通ずれども、かれは此に通せぬことあり、知を智に用れとも、智をシルとよむことなし、信を使ひのことに用れども、使を信義の信とせず、馬を御するは御馭同やうなれとも、馭用向、馭史大夫とは、つかわれぬこと也、又同じ音訓なればとて、即席を則席、法則を法即に作らばもの笑なるべし、又字書の上にも此るゐあり、秋を烁、晩を皂、蘇を蕪、泉を臬、峯峰、峙岸、鶏雞、鴈雁、の類をみて、左右上下かつ手次第と心得、文叏八呆をはじめとして、終に棗を棘に作り、雅を鵶とし、鳴を唯、駟を罵に作り、豆腑腦腐に至て後已んとす、上下左右の例は、鵞の字の外覺えず、無の足火には非れども、三梁四柱烈火もゆと云ひしことあれは、咎なきに似たり、前の頭艸に從はゞ字をなさず、冠罸は冠罰同やうなれども、利を村、村を利に作らば如何、

○人の言は咎め難き事

小兒の物しり貌なるは、みぐるしきもの也、人の言ばを咎め、或は何々は重語也など云ものあり、人に不與をさするのみならず、其身一向に言語に通せぬと云もの也、和書にも、幾日の日など云と毎々これあり、唐山の書にては、不幸短命而死、ロンゴ　死不生、列子　便弓馬善射御、三國志　此るゐ枚擧に遑あらず、俗情よりみれば、蛇足のやうなれども、左にあらず、甲冑の具足は、上を省き、大小の刀は後を歇けども、これを怪むものなし、然らば、半切の紙は一帋も留めず、半紙の紙にかみを重ぬる、何ぞあやしむに足らん、一字の添べからざるを知らば、二字の餘りなきことをしらん、此輩の如きは、女の兄弟など云こともやかましく云もの也、これ三代の古より云來りし語也、もしこれをとがめんと思はゞ、君それこれを史佚に問へ、

▲和語にて、助字の如きものを、テニハと云、或る人、もの知りぶりにて、人のテニハと云し言ばのあとへ、わざ〳〵、テニヲハと云て、とがめぬばかりに、言談するを聞たり、にが〳〵しきこと也、往て來て內ニ外に左ヲ右ヲ上ハ下ハ等口を開けば必ず入用の假名を取て、テニヲハと云たる也、これにて盡したるにはあら

卉書サツ　○芔ホダイ　○ヨヨ綠覺　○メメ聲聞　○サ卌華嚴　○羊石羯磨　○水丁灌頂　○火火涅槃、火滅ト反スルユエ也

右佛書に限る、又扶桑を夫木とするが如きは、和書にかきるべし、

▲世俗通用の文字、唐山の製に非るものあり、

鑓(ヤリ)　○榊(サカキ)　○掟(オキテ)　○躾(シツケ)　○裃(カミシモ)　○峠(トウゲ)　○遖(アツハレ)　○俤(オモカゲ)
○迚(トテ)　○雫(シヅク)　○凩(コガラシ)　○椛(モミヂ)　○梶(カヂ)　○扨(サテ)　○軈(ヤガテ)　○畠(ハタケ)
○閊(ツカエ)　○込(コム)　○辻(ツジ)　○扒(ハメ)　○叺(カマス)

▲令(セシム)　○給(タマウ)　○者(テイレバ)　○存(ゾンジ)　○觸(フレ)御ー、先ー　○揃(ソロヒ)　○悴(セガレ)
○嗜(タシナミ)　○兼(カチテ)ー題、ー日　○誂(アツラヘ)　○俵(タワラ)　○詰(ツメル)　○袷恰(カレコレ)

等は唐の字なれども訓義は此方ぎりのこと也、尤悴は倅字の訛とみへたり、周禮に遊倅と云ことあり、注に子之未仕者とあり、せしむとは、人に云付てさせること也、然るを此方にては、自らすることに用ゆ、古事談に、徳大寺大饗、宇治左府令向給之時、如法令食給云々、このるゐ枚擧にいとまあらず、

▲書もつ及び墨迹の中に、閒古字を用るものあり、

旹ハル　○穐アキ　○衟道　○灋法　○昚愼　○斆教
○貫貫　○贛貢　○橆無　○退退　○㪔散　○㬪晉
○䠟曹　○虖平　○昝昔　○秊年

▲唐の則天皇后の作りたる字あり、武后字と云、

𠀑天　○埊地　○囚日　○囝月　○〇星　○曌照　○𡔈初　○𠡦年　○𠺞君　○𢘑臣　○𥁐正　𡕀載

右十二字唐書による、宣和書譜には、十九字あり、

▲古法書の中、字書に增減あるものあり、

朙(メイ)　○乹乾　○玥朔　○亰京　○龍　○為　○扵　○勢
○戒戒　○俻備　○禍禍　○福　○發(ハツ)　○勝　○從
○此　○所　○惣總　○筆フデ　○箱箱　○漆ウルシ
○粱黍　○尗叔　氏亘氏　○剌刺　○刹刹　○摻操
○厚厚　○匝匝　○覇霸　○書曹　○敷(フ)シク　○暎映
○莊莊　○寡寡　○吝吝　○離離　○厥厥　○稽(ケイ)ー古
○盤盤　○頓(トン)　○頑(グワン)　○芻芻　○策策　○哉哉

亞細亞　○亞弗利加　○歐羅巴　○亞墨利加アメリカ
南北アレバ五大洲ト云
▲又近く此方にて
談天門　○弘徽殿　○冷泉　○忌寸　○朝臣　○村主　○首　○造　○連　○博士　○判官　○按察使
○検非違使　○紀伊國　○攝津守　○東市正西市正
ーー司ーー司ノ片ハ、ヒガシーー、ニシーートヨム　○右兵衛左
ーーハサーー也　○少輔ウフチ一音ニ井タル也　○松浦　○縫殿助　○腹帶馬ノーー
此るゐ猶多し、

○省字、俗字、古字、異體文字

省文とて、字書を省て抄書に便せしものあり、
阴陰　○阳陽　○十干幹　○十二支枝　○戈歳、世俗オ智ノオニ杜チマクルハ非也　○刁寅　○关癸　○垩聖　○矢賢　○圣經　○伝傳　○斈學　○效数　○乐樂　○欢歡　○难難　○对對　○刘劉　○党黨　○[illegible]覆　○医醫　○养養　○侖俞　○体體　○灵靈　○独獨　○断斷　○过過　○边邉邊　○还還　○迯逃　○通[illegible]　○双　○斉　○宝　○瑶同上　○実　○鉄　○閑関
セキ　○壹　○仮假　○仪儀　○応應　○灯トモシビ
○旧フルシ　○𣏐栄　○読ヨム　○国クニ　○囲カコム
○円　○図ヅ　○与　○庄荘　○辞コトバ　○歯齒　○沢泽澤　○欧歐　○駈ハスル　○皈歸　○庐廬　○献
○犹ナホ　○甦蘇　○梦ユメ　○乱　○当當
▲礼　○圀クニ　○姓晴　○埜野　○吅吠　○畮畝　○与與　○庿廟　○从従　○厶某　○仏　○幺幽　○兊
夛　○气氣　○𡕣同上　○杰傑　○蝨蠧　○丽麗　○介爾　○亽亦　○冈罔　○秇藝　○証證　显顯　○辭
辞同、コトバ
右古文及び別體也、省文にあらず、又、

○叵(ハ)難也、カタシ ○鐫(セン)エル ○掠(リヤク・リヤウ)義同 ○磔(タク)ハリツケ
○沴(レイ・チン)災ー ○姥(ボ) ○炊(スイ) ○覿(テキ) ○蹬(ツイ) ○滌(テキ)アラウ

○讀み習はせ

用ひ處により音かわること、並に此方のよみ習はせを知べし、

行宮(アン)、ー(アン)在天子ノ御タビ所 ○春宮(トウグウ)天子ノ御ヘヤズミ ○皐陶(ヨウ)
堯シユンノ時ノ名臣、又咎繇(コウ)ニ作ル ○契(セツ)同ジ時ノ名臣 ○妹喜(バツ)
夏ノ桀王ノアヒセシ女 ○嫫母(ボモ)古ノミニクキ女 ○羅茷(ザウハイ)人名、
左傳 ○鉏麑(シヨメイ)同 ○蛾析(ギ)同 ○馮煖(クワン)戰國人 ○酈食其(イキ)
漢 ○金日磾(ビツテイ)同 ○段熲(カウ)後漢 ○曹大家(コ)同女 ○盟津(マウ)
地名 ○靡笄(マ)同、ーー山 ○不羮(ラウ)同 ○蒲騷(シヨウ)同 ○曲逆(キヨグウ)
同 ○曲遇(クギヤウ)同 ○松江(ズン)同 ○澠池(メン)同 ○淄澠(シジヨウ)水名 ○湞(チン)
南地 ○斗杓(ヘウ) ○驟雨(ソウ) ○魚須(ハン)文竹也 ○泛駕(ハウ) ○棘
矜(キン) ○從頌(シヤウヨウ)容ト同 ○天倪(ガイ)端ー(ゲイ)如字 ○肯綮(コウケイ) ○越席(クワツ)
○窒皇(テツ) ○下三運(ア) ○朱提(シ)地 ○糊塗(コツトツ) ○孟浪(マンラン) ○
杜撰(ヅザン) ○闒茸(タフジヨウ) ○尨茸(ボウジユウ) ○落魄(タク) ○沾々(テウく)ーー自喜 ○
樂府(ガ) ○欸乃(アウアイ)舟ウタ也、コノ音アヤマリニテ、ヤハリアイダイト
ヨムヘキ由、古人辨ジヲカレタリ、去ナガラ其來ルコ久シケレバ、改
メガタシ ○稱譜(イシヨウ) ○賑給(カウ) ○繇(チウ)ウラカタ、占也 ○阿母
及ビー奴ー誰ノルイ、本音然ルベシ、去レ𪜈音屋、又ハ接ノ入聲等ノ
注モアレハ、心エ居ベシ ○高麗(リ)朝鮮也 ○交趾(チ)中華ニ屬スル
地 ○安南(アナミ)同 ○臺灣(タカサゴ)同 ○蔚山(ウル)朝センノ ○身毒(ケン)天ヂ
ク也 ○龜茲(キウ)外國 ○先零(レン)同 ○吐蕃(トツ)同 ○吐谷渾(トツヨク)同
○大食(ジヤク)同 ○契丹(キツ)同 ○突厥(クツ)同 ○呂宋(ルスン)同 ○占城(チヤンパ)同
○暹羅(シヤムロ)同 ○魯西亞(オロシヤ)同、又鄂羅斯𪜈 ○和蘭(ヲランダ)同 ○莫斯哥未(ムスコビ)
亞(ヤ)同 ○佛郎察(フランス)同 ○暗吉利亞(イキリス)同 ○東埔寨(カボチヤ)同 ○麻(マル)
六甲(アカ)同 ○冒頓(ボクトツ)匈奴ノ王ノ名 ○閼氏(エン)同夫人 ○可汗(コク)エビ
スノ王 ○休屠(チヨ)同、ーー王 ○斡離不(アツリホツ)金人 ○萬俟卨(ボクキセツ)元人

西洋人此一大世界を六大洲に分てり、中華にても、明末より、その説を聞て、これに从へりと云、日本及び唐山天竺等アジヤに係る、

ノヘ　戌(ジユツ)イヌ　戍(ジユ)マモル　戉(エツ)マサカリ　○枚(バイ、マイ、)　牧(ボク)　收(シウ)ヲサ
ム　攸(ユウ)トコロ　○侍(ジ)　待(タイ)　特(ジ)　特(トク)　○恒(コウ)本恆、ツネ　垣(エン)カ
キ　桓(クワン)　洹(クワン)水名　○書(シヨ)　晝(グワ、グワク、チウ)　畫ヒル　盡(ジン)ツクス　○溢(イツ)ア
フル、　縊(エイ)クビル　隘(アイ)セマシ　謚(シ)本字从諡、オクリナ　○僭(セン)
潛(セン)　譖(シン)　憯(サン)　○塵(ジン)　麈(シユ)　麋(ビ)　麀(ユウ)　○穀(コク)　轂(コク)　殼(カク)　彀(コウ)
○啜(セツ)スヽル　掇(タツ)トル　綴(セツ、ゼイ、)ツヾル　輟(セツ、テツ)ヤムル　○句(ク)　勾(コウ)
勺(シヤク)　匀(イン)　匃(カイ)　○卯(バウ)　印(イン)　卵(ラン)　卬(ケウ、カウ、ケウ)　卭　○湲(エン)　媛(ダン)　援(エン)
瑗(エン)　綬(クワン)　○壁(ヘキ)　檗(ハク)　譬(ヒ)　嬖(ヘイ)　擘(ハク)　○襃(ホウ)襃同　裒(ホウ)　褎(シウ)
袤(ボウ)　衺(ジヤ)邪也　○桃(トウ)　挑(トウ、テウ、)イトム　洮(トウ)　佻(テウ)　姚(ヨウ)　跳(テウ)　○激(ゲキ)
檄(ゲキ)　徼(ケウ)　皦(ケウ)　繳(シヤク)　邀(ヨウ)　○濯(タク)　擢(タク)　櫂(トウ)　躍(ヤク)　糶(テウ)　糴(テキ)
○傳(デン)　傅(フ)　博(ハク)　搏(ハク)　摶(タン)　溥(タン)　溥(フ)　○儋(タン)　澹(タン)　瞻(セン)　檐(エン)
簷同　擔(タン)　膽(タン)　襜(セン)

○百姓よみ

世俗に百姓よみと云ことあり、大抵はあたる者なれども、中には大に相違することあり、今その略をあぐ、

佳(カ)辰ケイ｜トアヤマル　○芰(キ)荷　○砧(シン、シヨ)杵　○娘(ジヤウケイ)嬛　○洒(シヤ)
落　○雋(セン)永　○措(ソ)大學シヤ也　○培(ホウ)塿(キヌタキヌ)　○兆域(コク)　○燹
惑(コク)　○林箒(シ)　○攜(スイ)李　○坎壈(ラン)　○饕(タウテツ)餮　○嫪(キウアイ)毒(ロウ)
人名、二音アレ圧、今キ｜ウチ用ユ
○郭汜(ハン)人名、三國志　○阽(エン)アヤウシ　○齠(テウシン)齔　○齞(ケン)　○睥(ヘイゲキ)睨　○睚(サイ)眦
○荐(セン)　○芟(サン)　○排(ハイ)　○捻(デウ)　○嘲(タウ)　○嘶(セイ)　○諱(キ)イミナ　○穗(スイ)ホ　○稗(ヘイ)
○雹(ハク)ヒヤウ　○瀑(ハク)タキ　○瀧(ロウ)　○肇(テウ)　○昶(チヤウ)　○昇(ウ)
○卸(シヤ)　○綰(ワン)　○髻(ケイ)モトヾリ　○醪(ロウ)　○酹(ルイ)　○捋(ラツ)　○刷(クワツ、セツ、)
○媼(アウ)　○嫗(ウ)　○彗(スイ)　○謫(タク)　○宛(エン)　○懶(ラン)　○鄜(フ)　○涪(フ)
○獮(セン)　○禰(デイ)　○蘸(サン)　○爇(セツ)　○燹(セン)　○弖(ケン)キウ道書一卷チ一｜
ト云　○賖(シヤ)ハルカ、オギノル　○褪(トン)　○蝨(シツ)　○郢(エイ)　○俶(テキ)倜同
○枹(フ)　○脆(ゼイ)モロシ　○哇(ア)　○鞋(アイ)　○鎌(レン)　○敉(ビ)　○秸(カツ)　○
枳(シ)　○拉(ロフ)　○涸(カク、コ、カク)｜轍、｜陰(コ)　○揣(シ、タン、タヽシ)｜摩、控｜(コウタン)　○樝(サ)ムチ　○
嗾(スウ、ソウ)　○㪶(キヨ)汲也　○掉(テウ)フルウ　○捷(セフ)カツ　○捺(タツ、ナツ)チス　○帚(シウ)ハヽキ、

○侈オゴル　移ウツル　○崇タカシ　祟タヽリ　○債酒ー
幘巾ー　○浙　淅水ノ名　○栗クリ　粟アワ　○祿官ー
錄記ー　○勤ツトムル　勒　○官ー位　宦仕ー　○朞
斯　○家　冢　○泰ヤスシ　秦ハダ　○段　叚　○庶
チ、シ　鹿　○渉ワタル　陟ノボル　○稚ワカシ　雅タヾシ
○執トル　埶勢也、イキホヒ　○偏カタヨリ　徧アマネシ　○
垠　跟　○熊クマ　態スガタ　○卿公ー　鄕ー里、サト
○悔クヤム　侮アナドル　○詰ナジル　誥　○陜地名　陝
狹也、セマシ　○糸　系　○治　冶　○祀マツリ　杞國名、
木名　○沂　泝サカノボル　○薄ウスシ　簿帳メン　○貽
チクル　眙　○盲　肓膏ー　○網アミ　綱ツナ　○祖先
ー　袒カタヌグ　○盼　盻　○乹乾也　軋　○綰ユルシ
緪大索也　○裸　祼ハダカ　○肆　肄ナラウ　○幹十ー
斡メグル　○綠　緣　○椽タルキ　掾　○啄ツヒバム
喙クチバシ　○諫イサメ　練ネル　○裏ウチ　裹ツヽム

○遣ツカハス　遺ノコス、チクル　○逐チウ　遂トグル、ツイ
ニ　○檀　擅　○亳地名　毫毛也　○蘇　薊　○胃腸
ー　冑甲ー　○捧サヽグル　棒打ノメスー　○捐ステル也
損ー失　○艱ナヤム　難カタシ　○己ヲノレ、ツチノト　巳
ミ　已スデニ、ヤム　○子コ　予ワレ　孑　○充ミツル　克
同上　克カツ、ヨク　○芊　芋イモ　芈楚ノ姓　○因　困
囷　○科シナ　料ハカル　斜ナヽメ也　○茶　荼　荼
○從シタガウ　徙ウツル　徒カチ　○甬　角ツノ　甪ー里
先生　○李スモヽ　季スヱ　秊年也、トシ　○釣ツリ　鈞
鉤ツリバリ　○喩サトス　愉ヨロコブ　偸ヌスム　○微
徵　徽　○丞　烝　亟俗ニ、何之丞ヲ氶ニ从フハ非也、名跡中
ニタマ〳〵、亟ヲ火ニ从モアレドモ、用ユベカラズ　○刻ー限、キザ
ム　剋相生、相ー　剳ワル　○奪ウバウ　奮フルウ　舊フル
シ　○辨　辦　辯　○簞タカムシロ　蕈キノコ　簟　○
肅シヽジム　蕭　嘯ウソムク　○嬴　羸　羸　○戊ツチ

某寺の無學長老も、亦先生方外の知己にして、わつかに一水を隔るのみ、又ともに往て之を問ふ、長老如意を指揮して微哂して曰、小野篁歌字盡を見ずや、らくがくげうは白自目也と云り、今この書現に白に从ふ、何ぞ別音あらんやと云、新童大に失望して去る、歸れば乃ち先生家に在り、就てこれを決するに、亦さきの二家と同じかりし、

○似たる文字の區別

魚魯焉馬の誤とて、字書の似たるは嫌しきもの也、今こゝに出す、

天　夭　○土　士　○干　于　○甲キノエ、ヨロヒ　申
サル、カサヌル　○支　攴　○刀　刁　○了　丫　○下
卞　○母ハヽ、　毋ナシ、無同　○之　乏トボシ　○未ヒツ
ジ、イマダ　末スエ、ナシ　○北キタ　比ナラブ　○矢ヤ　失ウシナウ
○爪ツメ　瓜ウリ　○穴アナ　宂冗同、チ、シ　○元モト　亢タカブル
○升マス、ノボル　舛タガウ　○斤　斥　○弋　戈ホコ
○无ナシ無同　旡　○仝チナナシ、同也　全全也　○友トモ　犮　○

个　介　○宁　宇　○呂　㠯以也　○求　朮　○用
用トモ　○兗ー州　袞ー衣　○旦アシタ　且カツー夫、
ー又　○戎エビス　戒イマシム　○色イロ　邑　○代カワル　伐ウ
ツ、キル　○冉　再　○幷井也　拜　○抄カキヌキ　杪コ
ズエ　○敝ヤブル、　敞アキラカ　○怒イカル　恕オモヒヤ
ル　○烏カラス　鳥トリ　○馬　焉イツクンゾ　○免マヌカル　兔ウサギ　○史
吏ヤク人　○忘　忌　○羔　恙ツヽガ　○杯　抔　○
門　鬥タ、カウ　○信マコト　倍マス　○幻マボロシ　幼
イトケナシ　○隹　佳　○助タスクル　肋ワキボネ　○倩
美也　猜ウタガフ、ー忌　○易　昜陽也　○推オス　椎ツチ
○昊　旻　○吳　昃仄也　○杳ハルカ　沓　○宜ヨロシ
宣ノブル　○亨トホル　享ウクル　○拄　柱ハシラ　○差
羞ス、ムル、ハヅル　○快コ、ロヨシ　怏ウレフル　○師
帥　○春　舂ウスツク　○枝　技ワザ　○果　杲　○
昆　毘　○押　狎　○冠カンムリ　寇アタ　○汩　汨

ヤマチハ本ー　○。約　ー束　○重。カサナル、チモンズルハ去ー
○。相　將ー、ミル　○。喪　ウシナウ、ホロブ　○罷。ツカル、ヤムノ
時音ハイ　○適。テキハシタガウ、モツパラ、セキハ、ユク、カナウ、
又カナウハテキノ音モ用　○。知　智ト同、シルハ如字　○。莫　暮ト
同　○馮。タノム、ヨル、又ー河ー翊ー夷、姓ハフ如字　○關。ーレ弓
○更。カワル、フル、アラタム、初ー三ー三老五ー　○。盾　趙ー、矛
ー　○。抵　イタル、テイハナゲウツ、アタル　○。黨　姓　○。戯　於ー
○。治　チサマル、チサムルハ本ー　○。施　ヒク、ウツル　○。間　ヘ
ダツ、マジワル　○。聞　キコエ、ホマレ　○。横　ヨコシマ、ホシイマ
ヽ　○。封　棺チ穴ヘ下スヿ　○。輕　カロンズ　○。者　タシム、本音
キ　○。羨　アマル、本音センウラヤム　○。輅　迓ト同、ムカウ　○
。揭　水チワタル　○。阨　阻ーセマシ　○尼。トヾムル　○繆。ー
公　○弔。イタル　○假。イタル　○副。サク、ワカツ、本音フソ
ユル也　○著。ツク、キル、本音チヨアラワス　○蓋。地名、姓　○
。興　比ー　○。志　シルス、又記錄也　○。隱　ヨル、ーレ几　○厭。
食ニアク、又入聲、アフアツハオスヿ也、イトウハ如字、音エン　○
佛。拂。弼ト同、タスクル　○。溺　イバリ　○。雨　フル　○。王
ータリ、サカン也　○。道　ミチビク、イフ　○。近　チカツク　○。遠
トホザク　○。遲　マツ　○。衣　キル　○。內　イル、　○。取　メト
ル　○。女　メアハス　○。先　サキダツ　○。後　オクル、

大略かくの如し、何れも傍及(エンツ、キニテ用ルヿ)通音(音チ假ルヿ)轉用(フリカヘテ用)死活(ソノマ、チクト、ハタラカセルト)の外に出てず、』相州邊にて、一先生のもとに、童子六七人塾弟なりしが、一日先生他適のるすに、論語を連讀せしに、前師授る所に異同ある中に、益者三樂の章に至て、ーー三樂とよみければ、羣兒あやしみ笑て其あやまりを責む、新童固く執てきかず、師の歸るを待て正さんと云、時に戶外高く咳して來るものあり、これを見れば先生の密友毒菴老なれば、幸也とて共にこれを訴ふ、毒菴云く、和訓たのしむと云字なれば、三ー何のうたがひ有んと云しかば、相ともに新童を指しわらうこと閣々として止ざる間、毒庵已に去て新童猶服せず、

ス ○行 オコナヒ、ー狀 ○行。ツラナル、ー列 ○齊衰。衰
服 ○齊。モノキミ ○契。人名、又ー濶 ○買 アキンド ○
數。シバ〳〵 ○數 カゾフル ○離。カヽル、ツク ○麗。ツ
ク ○乾。ホス、カワク ○屯。ナヤム ○還。メグル ○見 マ
ミユ、アラワル ○敎。セシム ○勝。タユル、アゲテ ○予 アタ
ウ ○强 ツトム、シユル ○卒。ニワカ、大夫ノ死ハー也 ○免
モフク也 ○單 ー于 ○單。ー父 ○復 マタ ○徵 ○夏
人名、ー后氏、ー夷 ○沈 國名 ○沈 姓 ○中 アタル ○射。
射レ之也、ー術ハ如字 ○射。イトウ ○射。僕ー ○殺 ソゲ
○刺。サス、ーハ本音、ーハ勘ー、惡キチクリ名、コレハ東ニ从ウ別
字ト云 ○易 ヤスシ ○術 鄕ー ○辟 サクル ○爲 タメ
スルノ時如字 ○長 オサ、ー者 ○女 ナンヂ ○植 立ル也
○作 ナス ○說。ヨロコブ ○說 人ニトキツケル也 ○樂。
タノシム、禮ー如字 ○樂 ネガウ、コノム ○食 ヤシナウ、クラ
ハシム、又飯也 ○畜。ヤシナウ、カウ、ーハ、タクワウ ○畜 ケダ

モノ也、カウテオクヿ ○積 ツミタクワエテアルヿ ○咽。ムセ
ブ ○稟 廩ト同 ○帥 將ー、ーハヒキユル ○陳 陣ト同 ○
與 アヅカル ○與。ーーカ ○使 ツカヒ、ー者 ○思 オモヒ
也、ナモウハ平ー ○度。ハカル ○質 シチ物 ○質 ニエ、
シンモツ也 ○切 一ー ○汗。クボシ本音チ ○覺 目ノサメル
○覆 オヽウ ○向 人名也、地名姓ハシヤウ ○識 シルス ○
讀 句ー ○炙。アブル、ヤキモノハー也 ○葉。姓地名 ○錯
置也 ○祝 兕ト同、尸ー巫ー如字 ○伯 覇ト同 ○暴。サラス
アラワス ○足 足レ之也、タレリノ時如字 ○差。シナ、ー等參ー
○墮。コボツ、ヤブル ○亟 シバ〳〵、スミヤカハ本音ー ○乞
アタフル ○頃。ー公、百畝ヲ曰レート、コノゴロ、シバラクモ音キヤウ
○率 將ー、ーーハヒキユル也 ○率 ナ、ムネ ○率。數ー、
ー更 ○貸 借リル也、タイハカス也 ○告。下ヨリ上ヘ申也、カウ
ハ本音、上ヨリ下ニツグル也、告子コクニアラズ ○省 カヘリミ
ル、ハブク如字 ○藉 シク、カル ○景 カゲ ○過。スグル、ア

杯布回反フワイ　端多官反ツワン　等也、其まゝにては用られぬゆゑ、今一たび反して、フワの反ハとなり、ツワンの反タンとなる、去れども江戸人などは、神國の正音を得たりとみへて、絶て拗音無く、シエを直にセと云、クワをカと云へば、二重反も左まで不入こと也、

○四聲圈發の事

同じ字にて音のかわり意のちがうことあり、其目じるし也、圈とは丸るのこと、發は出ものゝこと也、又點パツとも云、

詩作の上にて平仄の吟味あり、平字とは此平聲也、上去入みな仄也、右四聲の內、入聲ばかりは、音の末のひゞきに、フ、ツ、ク、チ、キ、此五つの內の假名が付く也、合、節、德、吉、石のるゐ也、但フの假なは知れがたし、たとへば甲はカウにあらず、カフ也、集はシフ也、葉はヨフ也、故に、甲子、甲冑、合戰葉公、集注、入唐など云也、如何に和人の耳に知れぬ平仄なればとて、突兀の二字はいづれも平字と覺候などゝ申ては、無下に拙きこと也、昔し何人か、四聲の氣味合を知せんとて、申出したる、茶平 椀上 天去 目入と云こと、人々承知のこと也、これは四聲と云ことを始て定めたる、梁の沈約が、時の天子武帝より何をか四聲と云と問はれしに對て、天平 子上 聖去 哲入 是也とあるになぞらへしことならん、然れども唐山は音通用の國なれば、これにて分るべし、此方はことばの邦なるに、茶ーーーで埒あくことにあらず、且つ同じテンと云音にても、天と點とは平仄ちがう也、又天は明白に平聲なるを去聲に當ては、いよ／＼人を惑はすこと也、若し强て四聲のやうすを云んとならば、和語の上にて考うべし、木の氣に於る、葉の歯における、橋と箸、鎌と釜、簑美濃、笠瘡、旅足袋、の如きは似たるものならんか、

▲圈發の字　本音の時は發を用ひず、これを如レ字と云、

。上。下 カミシモノ時如字　○。父 ー母ノ時如字　○。大 太ト同　。少 大少ノ時如字　○夫。ソレ、カノ、夫婦如字　○。好 ヨミス　○。惡 ニクム 好惡ノ時如字　○惡。ア、イヅクンゾ　○亡。ナシ　○。出 イダ

傳通解、文獻通考、は今人多くよみくせに从わされば、其分にても可然か、昔し曲禮をコクライとよみたれども、黒瀬の音に通うとて、漢音に改たりと云、されば第一第二章句上下も極て、呉音なるべし、左はいへ、九二　上六　八佾　衛靈公　とよみ玉へと云にはあらず、

○反切の事

▲文字の反切を知るべし、□□反とある上を父字と云、下は母字也、父字は竪に上下へきく、母字は横に左右へ通うことぞ、

ア	イ	ウ	エ	ヲ
カ	キ	ク	ケ	コ
サ	シ	ス	セ	ソ
タ	チ	ツ	テ	ト
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
マ	ミ	ム	メ	モ
ヤ	イ	ユ	エ	ヨ
ラ	リ	ル	レ	ロ
ワ	ヰ	ウ	ヱ	オ

右反して得たる字音の清濁は父字にまかせ、四聲の平仄は母字による也、たとへば

仁　而隣反ナレバ

ジ父　父字の頭と、はゝ字の末のひゞきを合せて、音出る也、右横一行の例父字へ反りて収る、

リ―母

省　悉井反

シ―セ

たての一行なれば母字が止り也、

由　于求反

イ―ウ

キ―ウ

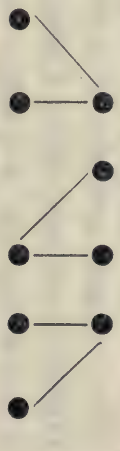

いづれも同じ、父字の上下へ母字の尾り假名を持反る、

饑　許氣反　キ　これは一所にてすむ也、

又二重反と云ことあり、拗音を直音にする時のこと也、たとへば、**波**　博禾反フワの音也、**坐**　徂果反すわ

ンワウブノウと云べからざるは、猶觀音妙音を、クワンオンメウノンとよむべからざるが如し、若し元和の例を以て和漢を和漢にすべくんば、一位三位を一位三位と云べきか」親愛安々云々出來のるゐみなこれ也、又四方の音は同じ方の字なれども、東方西方をバウとよみ南方北方を清音によまば、喉舌の開合いかばかり不自由ならん、

▲テニハの心得肝要也、日用書面にても　可候　をべし候と云、申入　を　申入　とよまば笑わるべし、爲はつゞき爲はとまる、無くはつながり、無しは切れる、その外　可レ得、不也、など云外聞わるきことの無きやうに心がくべし」又音よみのテニハに必ず濁るべき字あり、命　奉　信　任　禁　討　論　講　感　應　長　減　轉　變　獻　報　散　崩　甍　乘

○桓武天皇の延曆十一年に、明經の徒に詔して漢音を習はしめ、十七年より始て五經をかん音に讀しめらる、これより儒書はかん音、佛書は吳音を用ゆと云、しかれども此は直讀のことにて、回還讀のことにあらず、倒讀の時はやはり佛書と同じく、吳おんを用ることなりしに、いつの比よりか、直讀は廢して倒讀のみ殘り、直讀の音を移し用て佛書に別てるものと承る、是なりや否を知ざれども、今直讀の廢せるをみれば、左も有んかと思わる、扨儒書なればとてたまたまは吳音も交へねば通ぜぬことあり、　人情　世間　是非　日用　今日　城郭　邦域等也、數目の字は別して吳おん多し、一人と云は天子のこと也、その他は人とよむことぞ、七十二人　六七十　など窮くつな目をするは無益のこと也、少異をすてゝ大同を取らば全く漢音たることを妨げず、佛書とても同やう、まゝ漢音を用ることあり、馬頭觀音と云はすしてバトウ□□と云、その他　悉曇　金輪　弘法　道元のるゐ也、書生やゝもすれば俗間通用にも漢音が勝つもの也、若し惠遠をケイエンといはゞ、仁兵衛をジンベヱと呼べきか、

▲よみ來りにて　廢帝　煬帝　鄭玄　皇侃　孔穎達　杜子美　陳子昂　等の例あり、又書物の名及び扁題は多く吳音を用るが故實の由、孝經、詩經と云が如し、其外周禮、儀禮、禮記、大戴禮、公羊傳、檀弓、月令、淮南子、舊唐書、貞觀政要、通鑑、通典、山海經等也、經

に心あるべし、去ればとて、あまり言長く、又は頓懇など云いやらしき言は、丈夫に不相應也、又敬愼恐懼をつゝしみ〳〵、おそれみ〳〵とよみたらば、鈴が無くてはならぬなるべし、又朝々暮々は音讀すべからず、又訓にて聞にくきは、禮記の 焦 くちくさし、詩經の 蠆 などは、音に從ふべし、又注の字義を釋せし、慊快也、 以爲也、 等はかならず音よみのこと也、」所謂をゆうところ、所以を以て――するところとよむものあり、所以は華人の注にも、故也と云しことあれば、子細あるべからず、たま〳〵別の意味になることあればとて、何方も其にて推すは、たとへば鷺の目が黒く、鳥の齒の白きが爲に、鳥は白しさぎは黒しと云が如し、」無乃乃也と云注あれば、二字にてスナハチとよむべきなれども、ムシロの點多ければ、口從にはそれに从ひおくも苦かるまじ、又 爲□□所□□ と云べきを 爲□□ とよむ人多し、爲の字去聲には非れども、我邦の意味差わぬ故必ずしも改めざるべきか、中には 爲□□所□□ と云ものあり、爲の平聲に拘て語意の暗きを知らず、」使□□□□ と云べきを 使□□□□ とよみ、雖をナレドモ、枉をムダニ、長をイツモとよむが如き、一應は功者に聞ゆれども、よみ來りの雅馴にして通曉なるにはしかず、」此之謂也の之をコレとよむべからず、言ばきたなき上に、此の字と輕重の入ちがひになる也、」天命之謂性 の之もコレヲと云は非也、謂之□□ の如き謂の下にあるは、コレヲとよむべし、」彼其之子 をカノソノコとよむは非也、表記に詩を引て彼記之子に作り、補亡詩には彼居之子に作るにて知るべし、」春秋の □□弑其君□□及其大夫□□ とよむべきを、其君□□及其大夫 と云は非也、弑は下より上をころすことなれば、及び大夫□□を弑すとよまば、弑の字を同席に用ひたるやうに聞ゆる故、別に一句としてよむこと故實の由、左もあるべし、」未聞、又見、等の語は經典は勿論、其外とても、文章の上にては 聞□□ 見□□ と正直に下より回りてよむべし、その中不圖爲樂之至□□ の如きは先きに讀おくべし、近體の詩にては、偏喜□□ 只恐□□ など先きによむこと也、」連聲とて上の字の音につれて、下の音かわることあり、たとへば文王武王と云べきを、ブ

中无一のこと也、昔し伯樂二人弟子に馬を相する方を授しに、己れがひとりあきらめたる、名馬を相する術をば、平日悪しと思ふ弟子の方に皆傳いたし、愛する方えは駑馬を相する術を傳へたり、千里の名馬はいつ出合ふことか知れざれば其利すくなし、駑馬は日々に賣買することなればその利却て多きが故也とぞ、」一先生句讀を授るを聞しに、道也者不レ可レ離、爲レ假也妻者是爲レ白也母、とよめり、若しからば、汝得二人焉爾乎一とよむなるべし、全く蛇足にあらずや、昔ある人　十世可レ知也、とよみければ、人號してやべし先生とよびしとぞ、其ころはたま／＼奇讀をなせば、人々あやしみたるに、この頃は大抵のことは怪ものなきは如何せん、畢竟書生のこゝろ得、意味に差ひなければ、如何やうにてもと云我まゝより、己れが解せぬ胸腹にて、思ひ／＼のよみをする故也、佛家などにては、古來の訓點を固く守るゆゑ、左やうのことはなし、たとへば諸天の名目を、法相宗にては切利天、歡喜天など、濁音によみ、三論にては清音によむことの由、又僻支佛を清音に用る宗旨もあり、その外南都はかやう、北嶺はかやう、山門にては、寺門にては、抔と文意も替らぬことまでも六つかしく云こと也、あまりかたくななれども、我まゝよりはましなるべし、」又白文にてよませるがよしと云人あれども、是れはむだに骨折て、その益なし、やはり點付きにて一度も多くよみたるが益也、自然と口拍子にのりて、身に薫習する也、字旁に目じるし無くては、師の前を去れば必ず差ふこと也　於レ予與改レ之、命レ之、の如き捨ておかば必ず　於予命之　とよむべし、師の前にあること少く、離るゝの時は多し、右の誤りを骨に刻まば中々除き難からん、或る師の白文にて授るに　孟之反不レ伐　とよみたり、

▲素讀は語路すなほに覺えやすく、注釋をみずとも度々よむ中には、十に一つもうす／＼義理のわかるやうに有らせたきもの也、それにはなるたけ訓を勝たせてよむべき也、或人北野にまうでゝ、東行西行雲渺々、二月三月日遲々、と云神詠を誦し、やがて少しまどろみたれば、夢に神現し玉ひて、とざまにゆき、かうさまにゆきて、雲はる／″＼、きさらぎやよひ日うら／＼、とこそ泳ずれと仰られける、と云、附會の說信ずるに足ざれども、音讀を好む人少くこゝ

増減あるべし、視而不レ見　□□□レ□　とよまば、誰にも分り、且古くよみ來り、耳習れて覺やすし、然るを改て　□□□レ□　□□□レ□　と付たり、凡そかやうの處は、注の意に吻合せずとも、多く相違にならぬことは、耳なれて口付のよき方に从うべし、詩經の南有二喬木一などは、注に南終南山也とあれば、音にて□□□とよむべけれども、さやうな奇讀も出きぬもの也、その外大國と云が如き、小國に對することなれば、太の音にては相違なれども、已むことを得ざるにて知べし、又近體の詩にて、怪來の來は、往來の來にはあらざれども、きたるとよむ、其ほか、妄の字を、ミダリニと云は差ふとて、音よみにするものあり、多分のちかひに非れば、やはりミダリニとよむべし、漫の方は、音にても、左まで耳にさわらぬ故、それも然るべきか、學而不レ知而など上にテの字あらば而を略すべし、則をトキハと云は非なり、――すなはちとよむべし、又天下平、可也簡、の類は、ナリのかなは刊るべからず、又也の字ありても、よまれぬ處あり、孰不レ可レ忍也、至於斯也、のるゐ也、頃之、久之　の之字をよまぬと同じ、又　莫レ大レ焉不レ在レ焉　等の焉の字に訓を付ては、意味ちがうとて、□□□レ□　□□□□　とよむものあり、求めてわからぬよみ方をする也、世上に一種すて假名を一向に付ぬ流義あり、事をツカウルと云くらひは如何やうにてもよけれども、君君　臣臣、父父、子子　などは是非是非タリと云てにはを付ねばならぬこと也、又　鼎鐺　玉礫　と云べきを、捨かなを刊らば、たゞ□□□□の四品と聞ゆる也、有レ在　莫レ無　などもことを省ては聞にくし、去りながら、二ッ三ッ重るときは差略あるべし、不レ能レ有レ全レ之　無レ有レ無レ畏　の如き、一々にことを付ては煩し、元來異邦の言ばを此方に引當ることなれば、一字ごとに踐まえてはよまれぬことあり、只一句一節の上にて、差はねばすむこと也、それを之の字、也の字あればとて、必ずよまんとしては、語音さわやかならず、無ればとて讀ねば語路つまる也、古語にも日にしてこれを計れば足らず、月にしてこれをはかれば餘りありと云、此こゝろ得あるべし、或人なるべきたけは音にてよみ、且ッ焉哉乎也等の助字まで殘らずよめば、早く華文に通ずと云、左やうな才子ならば何も苦勞にはならぬことなれども、これは千

○句讀音訓の事

子曰□□□□右の如く、字のよこに付るを句と云、一ト切れ目也、□□□□を讀と云、切れきらずに少しよどみの處也、□□□□」これを段落と云、一だん片づくことなり、

▲朱引のこと　歌に

右ところ、中は人の名、左り官、中二は書の名、左二は年號、

京都　孔子　將軍　大學　天保

▲音訓の辨　音とは唐山のことば、訓とは日本の言也、音讀は墨にて細く右に引、□□、訓は左也□□、たとえば一二は音也、ヒトツフタツは訓也、天地は音也、アメツチは訓也、日月は音也、ヒツキは訓也、父母は音也、チ、ハ、は訓也、いづれも此例と知るべし、扨又二字つゞきたる時は、日月君臣などゝ音よみのこと也、一字はなれてある時はヒツキチ、ハ、訓よみにすべし、君は訓也、臣はやはり音也、夫婦の字、夫は兩用、婦は音讀也、五行の内金はいつも音通用也、又同じ音の中にて、漢音呉音の分ちあり、一二百萬等は漢音也、イチニヒヤクマンは呉音也、其外推して知るべし、」扨二字熟したる處を、音訓打まぜてはよまぬこと也、尤世用には月日　出立　合羽　結納等の字面あれども、文籍の上には無きこと也、鄕人宋人の如きはそれにまぎれやすけれども、此れは鄕の人宋の人と云ことなれば子細なし、然るに人やゝもすればその相違あり、天地父母とはよまずとも、市井田　初命　弓矢　喪祭　悔吝　小人　津梁　彌天　雜沓　黄山谷　白鹿洞　なんどは毎々これあり、或る人史記をよみたりとて、平原君の客に、ケツイと云しものあり、平原君に從て楚にいたり、合從の利を極論し、楚王に迫つて、盟を殿上に定めたるは、あつぱれの壯士かなと云、予聞て左やうな人名はおぼえずと申せしかば、やがて書物取り來つて、これ見られよとて出したり、見れば毛遂にてありし、

▲父子　夫子　をよみ分くべし、四時(イ)　詩歌(イ)　はイの字を添べし、

▲朱子の說を　國學に立られたれば、是れを正義とすべし、訓點は後藤本をよしとす、然れども折々には

七八五十六　七九六十三　八八六十四　八九七十二
九九八十一

○方名

東　西　南　北　これを四方と云、中央を加えて五方と云、四すみを加へて八方と云、それに上下を合て十方と云、天地四方を六合と云、又六方と云、十方六方は佛書にかぎる、

○名數

▲十干　甲　乙　丙　丁　戊　己　庚　辛　壬　癸

▲十二支　子　丑　寅　卯　辰　巳　午　未　申　酉　戌　亥

▲三才　天　地　人

▲四時　春　夏　秋　冬

▲五行　水　火　木　金　土

▲五色　青　赤　黄　白　黒

▲五味　酸　苦　甘　辛　鹹

▲五常　仁　義　禮　智　信

▲五倫　父子　君臣　夫婦　長幼　朋友

▲三綱　父爲子綱　君爲臣綱　夫爲妻綱

▲四民　士　農　工　商

▲七情　喜　怒　哀　樂　愛　惡　欲

▲五音　宮　商　角　徴　羽

▲八音　金　石　絲　竹　匏　土　革　木

▲八卦　乾　兌　離　震　巽　坎　艮　坤

○文字の遣ひ方

文字の遣ひ方は、ひろきことなれども、其中に知りやすく、且つ急と心得べき者あり、今こゝに出す、

事　君ニ　父ニ　われより上の人につかわれること也、必ずニの捨がなを付て反るべし、

使　臣ヲ　民ヲ　下の者をつかうこと也、ヲとかへるべし、

有　山　川　何々があると云こと也、テニハを付くべからず、

在　上ニ　下ニ　どこにあると云と也、必ずニの反り也、在宿と云て有宿と云ず、在宿の反對は他行也、有宿のうらは無宿なり、

次に　望天　臨谷　送行　贈物　も心得おるべし、

童子通

山本蕉逸 著

不具なる人の、夜分に子をうみしに、我に同じき者にやあらんと、心甚おどろきしとぞ、予幼きより、自ら其愚を是として、師友の規誨に從わず、後これを悔るに及では、時すぎたれば、勤苦して成り難し、つひに天下の棄物となれり、因て世上の兒輩また予に似るもの有んことを恐れ、先賢示蒙の書について、其尤卑近なるものを抄出し、間又ひそかに己が意を付け、以て兒輩に告ぐ、庶くは竹馬の餘閒に於て、少く補ひあらんと云、

○數目

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 百 千
萬 億 兆

此内億兆の二ッは平生用ひぬこと也、又茂密(カタノオヽキ)の字を用ることあり、

壹貳參肆伍陸漆(又柒につくる)捌(又扒につくる)玖拾陌仟なり、唐山にて、中古より向きによつて、用ることにて、此方の今時は、壹貳拾の外はみな本字を用ること也、又 廿(ジフ)二十 卅(サウ)三十 卌(シフ)四十 これも正字なれども、今の公邊には用ひぬこと也、又丨(ナンモンメ)錢を丨匁につくる、此(レ)は錢の古文なりと云、又 弌一 弍二 弎三 亖四 等は古字なれども用ゆべからず、

▲九々の數は日用の便利也、早く暗記(ソラニオボヘル)すべし、

一二(イン)ガ二	二二(ニンカ)四	二三ガ六	二四ガ八
二五十	二六十二	二七十四	二八十六
二九十八	三三(サ)ガ九	三四十二	三五十五
三六(ブ)十八	三七廿一	三八廿四	三九廿七
四四十六	四五二十	四六廿四	四七廿八
四八卅二	四九卅六	五五廿五	五六三十
五七卅五	五八四十	五九四十五	六六卅六
六七四十二	六八四十八	六九五十四	七七四十九

童子通目次

數目……一
方名……二
名數……二
文字の遣ひ方……二
句讀音訓の事……三
反切の事……八
四聲圈發の事……九
似たる文字の區別……一三
百姓よみを爲す時の注意……一四
讀み習はせを知りおくべき事……一五
省字、俗字、古字、異體文字の大要……一六
人の言は咎め難き事……一八
讀むべき書籍の次第……二〇
和漢歷史の大要……二三
談話に紛しき漢語を遣ふまじき事……二六
作詩作文筆札等の事……二七

童子通序

石原學士之序僮子通也、其言至矣、其旨廣焉、蕉逸垂帷於晃山也、蓋其意在令童稚至成梓材也矣、今刻將告就、爲之故乃誦曰、千金之裘、非一狐之腋、今也對此册子、狐鳴如斯、兎園與狐涎、其間相去幾何、自此兎册而縱獅子吼、亦在生徒之勉否耳、

天保己亥夏日　　楳塢老人

童子通序

楩柟杞梓、可以任棟梁、其初也、長自尺寸、若戕害之尺寸之時、奚望其成材、人之幼穉而無教、染浮靡驕慢之習、亦戕害之屬耳、古者小學、自教數與方名等事、就其近小者訓導誘廸、以撿束其志意、所以使其遠戕害之患而爲求成於後之基也、斯篇寥々一頁册、然其訓誘幼穉之近小者、畧已具矣、果能由此得撿束其志意遠戕害之患、則古者小學之教、其亦庶幾乎、是宜速梓而行也、

石原愚叟

擊節とは、節はふしなり、手のゆびふしをうつなり、嘆賞は、なげきほむるなり、一説に、節は柏子なり、器物などをうちて柏子として、嗟嘆するなり、註志士不忘在溝壑とは孟子の語なり、志士は志をまもる人、溝は、みぞ、壑は、たになり、困窮に死して、溝壑にすてらるゝとも、うらむまじきと云、志をわすれずして、欲をすて、義にしたがふことを云、計較は、はかりくらぶるぞ、死生にくらべて、道義をわするゝことを云、至微末事は、いたりてすこしきなる、するのことなり、役すとは、つかふなり、營々は、いとなみにひまなき義なり、○以上は、敬身にをいて飲食の節を實にす、又居處衣服器用等のいましめをかねたり、

右實敬身、

小學示蒙句解 終

ざる故に、ひとり其花をかざゝぬなり、

同年曰、

同輩の進士のいひける、

君賜不可違也、

君命をそむくべからずとなり、

乃簪一花、

温公花を只一ゑだかざす、

平生衣取蔽寒、

衣服の制只さむきをふせぐためのみにとりてさらに美をもとめず、

食取充腹、

句義上に同じ、

亦不敢服垢弊、

垢弊は、あかづきやぶれなり、

以矯俗干名、

又わざと垢弊の衣をき、ひとり風俗にさかひて人にことなる名を求ることを、するにもあらずとなり、

但順吾性而已、

只わが清儉をこのむ本性にしたがふのみぞとなり、

○汪信民嘗言、

汪は姓、名は革、字は信民宋朝の人なり、

人常咬得菜根、

菜根は、野菜のねなり人常によく淡薄にたへ得たらばとなり、

則百事可做、

身の外の物心をうごかさずして、諸事をなすこと、其義にいさむべしとなり、

胡康侯聞之、

康侯は、文定公の字なり、公のこと、嘉言の篇に見えたり、

撃節嘆賞、

風俗頽弊如是、
頽敝は、かたぶきやぶるゝなり、
居位者、
宰相の位に居て、國家の政をたすくる者を云、
雖不能禁、
禁ずとは、奢華を禁制するぞ、
忍助之乎、
世とともに相したがひて、風俗のをごりを、たすくること、これをたへしのびて、すべきかとなり此時溫公相位に居る故に、自淸儉をたつとめる意をのぶ、蓋自さきんじて、人をひきふる意なり、

○溫公曰吾家本寒族、
寒族は宗族の貧寒なることを云、
世以淸白相承、
淸白は、いさぎよき義なり、代々淸廉潔白の風を以て、相うけつたふるとなり、

吾性不喜華靡、
華麗奢靡なり、
自爲乳兒時、
乳兒とは、乳はち、兒はこなり、ちのみごを云、
長者加以金銀華美之服、
服は、衣服なり、
輒羞赧棄去之、
羞赧は、はぢてかほあかむることを云、
年二十忝科名、
かたじけなくも、科第の名を玉はるとなり、溫公寶元中に及第して、進士の科にあたる、時に年二十なり、
聞喜宴獨不戴花、
はじめて進士となる者どもに、天子より禮部の官府にをいて、酒宴を玉はる其酒宴の名を聞喜宴と云、此時花を玉はりて、宴する者どもにかざゝしめらるゝなり人皆榮耀とすることなれど、溫公華靡をこのま

り、

近日士大夫家、酒非内法、

内法は、宮内の法なり、内裏にて酒をつくる法を云、内法の酒、上品なればなり、

果非遠方珍異、

珍異は、めづらしく、あやしきぞ、遠きかたよりくる、珍奇の果子を云、

食非多品、

多品は、しなをほきぞ、

器皿非滿案、

器皿は、飲食のうつはもの、案は、つくゑなり、此方の飯臺の類なり、

不敢會賓友、

敢て賓客朋友をよびあつめず、

常數日營聚、

常々數日のまへより、饌具をいとなみあつめてなり、

然後敢發書、

書は、客をよぶふみなり、これを發すとは、いたすことを云、

苟或不然、

もしかくあらざることあればなり、

人爭非之、

爭非は、我さきにとそしるなり、

以爲鄙吝、

鄙吝は、いやしくおしむなり、

故不隨俗奢靡者鮮矣、

奢靡は、をごりついゆるなり、人皆風俗にしたがひて、奢侈華靡ならざる者、すくなしとなり、〇數日營聚して後に、賓客をよぶ故に、會しばしばすることあたはずして、禮義情意も亦をのづから勤厚ならず、

嗟乎、

なげく詞なり、

先公は、溫公其父をいへり、父名は池、字は和中、卒して溫國公をくらる、郡牧は、郡守なり、判官は、郡守につぎたる官の名、此方の椽なり、司馬池天聖中に、郡牧判官となる、

客至未嘗不置酒、

置酒は、酒をいだしをきて、客にすゝむることを云、必酒をいだせるなり、

或三行或五行、不過七行、

行は、めぐる義なり、七行にすぎさること、飲に節あるなり、

酒沽於市、

あなかちに酒の美をもとめず、この故に自つくらずして、只市にかひけり、

果止於梨栗棗柹、

梨は、なし、栗は、くり、棗は、なつめ、柹は、かきなり、果子は是等の類、いづくにもある物を用ふ、

肴止於脯醢菜羹、

脯は、ほしし、醢は、しゝびしほ、菜羹は、野菜のあつもの、是等の常にある物を用ふ、

器用甆漆、

器は、飲食の器を云、甆は、甆器、すゑうつはものなり、土にてして、やきたるを云漆は、漆器うるしにてぬりたるを云、只是等の物を用ひて、金玉の器を用ひず、

當時士大夫皆然、

皆かくの如くに、淸儉なりしとぞ、

人不相非也、

世のならはしなれば人々これを相そしらず、

會數而禮勤、

會はあふぞ、會集たび〳〵なりといへども禮儀は殷勤なり、

物薄而情厚、

もてなす物は、淡薄なりといへども、情意は深厚な

り、

公嘆曰、吾今日之俸雖擧家錦衣玉食、

擧家とは、家の內みなと云義なり、錦衣は、にしきのきぬ、玉食は、美食のたまの如くに、たつときことを云、

何患不能、

しがたからずとなり、

顧人之常情、

常情は、よのつねのこゝろばへなり、

由儉入奢易、由奢入儉難、

儉は、つゞまやかなり、奢は、をごるなり、

吾今日之俸豈能常有、

祿のたえなんこと、はかられぬほどにぞ、

身豈能常存、

身のをはらんこと、はかられぬほどにぞ、

一旦異於今日、

一旦にはかに身をはり、祿たえて、今日の富貴に、ことならん時にはなり、

家人習奢已久、

家人は、一家の親族をさす、

不能頓儉必至失所、

身のをきどころなきに、いたるべきなり、

豈若吾居位去位身存身亡如一日乎、

われ儉約をまもりて、家人をこれにならはせたらば、わが位にゐる時も、位をさる時も、身のいける時も身の死せる時も、只一日のごとくにて、かはることなかるべし、これにしくことあるべきやとぞ、○儉より奢に入ことはやすく、奢より儉に入ことはかたしと云、是古今の名言なり、

○溫公曰、先公爲郡牧判官、

は、廳は即聽の字の義にて、きく意なり、事をきゝわけて、さばく所なる故に廳事と云、略して廳とも云ぞ、世蔭とは、蔭はおほふぞ、世をつぎて父祖のかげをかうむる義なり、

○張文節公爲相、

公姓は張、名は知白、字は用晦、宋の宰相なり文節と諡す、

自奉如河陽掌書記時、

自奉ずとは、其衣食等の、自奉養する物を云、河陽はそのかみ一道の總名なり、掌書記とは、官の名文書をつかさどる、公及第のはじめに、河陽の節度使につけられて其掌書記となる後に宰相となりあがりても、自奉することうすくして、最初の下官たる時の如くなり、

所親或規之曰、

公のしたしき所のある人其事をたゞしていへるなり、

今公受俸不少、

俸は、俸祿なり、

而自奉若此、

かくの如くにうすしとなり、

雖自信淸約、

淸は、すみてうすき義なり、自わが淸淡儉約なることを信じて、これをまもると云ともなり、

外人頗有公孫布被之譏、

外人は、他人なり、公の意をしらざる者をさす、公孫は、人の姓、名は弘、西漢の人なり、布被は、ぬのゝふすまなり、公孫弘が學術、いつはり多し、丞相となりて、なを布被をきる汲黯朝廷にてこれをせめて云く、弘俸祿多し、然るに布被つくる、これいつはりなりと、或人これを引て、公にも亦いつはりて、名をもとむるのそしり、あるべしとなり、

公宜少從衆、

少し諸人の意にしたがひて、奉養をあつくせよとな

非速客不羹胾、

羹は肉のあつもの、胾は、肉のきれるなり、あぶり物を云、これを二つにせずとは、羹と胾とを、かねてそなへず、只其一つを用ひしなり、

夕食齕蔔匏而已、

夕食とは、ゆふめしなり、蔔は、蘿蔔、おほね、俗に云大根なり、匏は、匏瓜、ひさごうり、俗に云ゆふがほなり、夕食には、肉味を用ひずして、只菜蔬を食せしなり、

○李文靖公、

公姓は、李名は沆字は太初、宋の宰相なり、文靖と謚す、

治居第於封丘門外、

治は、つくる義なり、居第は、ゐる所の家なり、大臣の家を第と云、封丘門は、そのかみ京都門名なり、

廳事前僅容旋馬、

廳事は、まんどころなり、其前の庭せばくして、わづかに馬をひきまはすほどなり、

或言其太隘、公笑曰、

或人其意をしらざる故に、公笑て答るなり、

居第當傳子孫、

家は我一代のみならず、子孫にもつたふべき物なり、

此爲宰輔廳事誠隘、

輔は、たすけなり、宰相は、天子の輔佐なる故に、宰輔とも云なり、云意は、今わが宰相たる時の廳事にしてまことにこれせばしとなり、

爲太祝奉禮廳事則已寛矣、

太祝奉禮は、皆太常寺の屬官なり、太祝は、祭禮に神主を出納し、祝文をよむ等のことを、つかさどる、奉禮郎は、祭祀朝會の時、版位をまうけ、拜跪の節をみちびく、凡そ、大臣の子孫、父祖のかげにて、位にいる者、はじめて此官となるなり云意は、子孫太祝奉禮などゝ、なる時の廳事にしては甚これひろしとなり、是子孫に儉約をしめさんがためなり〔註〕廳所以治事と

にをいて、威儀の則を實す、

○文中子之服、儉以絜、

文中子のこと、前に見えたり、服は、衣服なり、儉とは、華美ならぬなり、潔とは、あかづきけがれぬなり、

無長物焉、

長は、あまる義なり、只儉潔なるのみにして、外にそへかざる物なしとなり、

綺羅錦繡、

綺は、あやなり、餘は前に見えたり、

不入于室、

只身にきぬのみならず、室にだもいれざるなり、

曰君子非黃白不御、

曰とは、文中子自美服をもちひざる意をのぶ、御すとは、もちふるなり、黃白は、註に麻絲自然之色と云、あさといとゝの色皆しろくして、絲にきなるものあるを云にや、云意は、自然にして正しき色にあらざれば、君子は用ひずとなり、

婦人則有靑碧、

靑は、あをし、碧は、うすきあをいろなり、これ有とは、ゆるす詞なり、婦人の服は、少しかざりて、男子にわかつべしとなり、されども靑碧は、皆華美ならざる色なれば、是亦儉素をたつとみてなり、註華靡は、華美の義なり、垢汚は、あかづきけがるゝぞ、增飾は、ましかざるなり、麻は、あさ、絲はいとなり、染造は、そめなすなり、○此章は、敬身にをいて、衣服の制を實にす、

○柳玭曰、高侍郎兄弟三人、

高は姓、名は錯字は弱金、禮部侍郎となる、唐朝の人なり、兄弟三人とは、長子名は釴、字は翹之、翰林學士となる、次名は銖、字は權仲給事中となる、次は侍郎なり、

倶居淸列、

淸は、淸要の義、官たつとくして、事すくなきことを云、列は、つらなり、其官皆淸要のなみにあり、

は、安定を師としてまなぶ、

潛心力行、

潛は、しづむ義なり、

不復仕進、

仕進は、つかへてすすむなり、徐積學問に力を得る所ありける故に、仕官のねがひなかりしなり、

其學以至誠爲本、

眞實至極して、すこしもあざむかざる所を、其學問の根本とす、

事母至孝、

父はやくをはりければ母につかへて、孝行至極なり、

自言初見安定先生、

自言とは、徐積自云ぞ、初は、さきにとなり、是安定先生にまみえて、學を講ずる時のことなり、

退頭容少偏、安定忽厲聲云、

こゑをあらげて、よびさますなり、

頭容直、

頭のかたちは、なをき物ぞと、禮記の語を引てたゞせり、

某因自思、

徐積其たゞしによりて、きつとさとりて、自思へるやうになり、

不獨頭容直、心亦要直也、

人は只かしらのかたちを、なをくせんのみならず、心をも亦なをくすべしとなり、

自此不敢有邪心、

邪心は、ゆがみて、なをからぬ心を云、これより後、すきと邪心をもたざるとなり、

卒論節孝先生、

註 資質義なりとは、うまれつきよしとなり、一撥便轉ずとは、物をひとこぢこぢて、即まろびゆくことなり、氣質の一旦に變ずることを云、○以上は、敬身

表裏相應、

表は、ほかなり、言を云、裏は、うちなり、心を云、相應とは、外に云ごとく、内にもこれを思ひ、内に思ふごとく、外にもこれを云なり、

遇事坦然、常有餘裕、

坦然は、たいらかにして、やすき意なり、餘裕は、あまりありて、ゆたかなるぞ、自掣肘矛盾するうれへなき故に、事にあひて應ずる時、心の内坦然としてゆたかなり、【註】臂節は、ひぢのふし、俗に云ひぢしりなり、有鈎之兵とは、鈎はまがりて、鳥のけづめのやうなる物を云、ほこにゑだあるなり、兵は、武具のことなり、傍牌は、もちだてなり、

○劉公見賓客、

劉公は、忠定公なり、

譚論踰時、

譚論は、講談議論なり、踰時とは、久くなることを云、

體無欹側、

體は、身の總體を云、欹側は、かたむきそばだつなり、

肩背竦直、

肩背は、かたせなかなり、竦直は、そびえてすぐなるなり、

身不少動、至手足亦不移、

移ると云も、うごく義なり、○此章は、劉公持敬の工夫表裏相たゞして、成れる者なり、又劉公人に對するごとに、させる談論なけれども、人たちさらんとする時は、しばらく〳〵と、をしとゞめ、終日もたして對坐せり、人其意をとひければ、凡そ人坐すること久きときは、必かたむくなり、久くしてかたむかざるは、是貴人なり、人のたちゐを見て、其貴賤のしな、しらるべしといへり、

○徐積仲車、初從安定胡先生學、

徐仲車胡安定のこと、並に嘉言の篇に見えたり、徐積

全文、元城語錄にいづ、然る時は、是より下も、皆元城先生の語なり、三所の劉公の字は、語錄を作れる者の、加ふる所なるべし、

及退而自檃栝、

檃は、木のゆかめる處をためなほす器なり栝は、木のけたなる形を、たゝしくする器なり、檃栝すとは、自點檢省察することに、たとふるなり、退きて、ひとり此ことを點檢して見るに、及びてなり、

日之所行、與凡所言、自相掣肘矛盾者多矣、

掣は、ひく、肘は、ひぢなり、わがひぢうごかさんとすれども、人これをひきて、うごかされざるやうなるとを云、矛は、ほこ、盾は、たてなり、矛にてつかんとすれば、たてにてふせぐやうなることを云、是いふ所と行ふ所と相違して、本心自由ならざることに、たとふるなり、それ誠を行ふ工夫、妄語せざるより始て、其至極を推しきはむれば、いまだ其實をとりさだめず、其事をしなさずして、みだりにいひいだすより、凡の心とわざとに、其いふことばの、相應せざる所あるに至るまで、皆をのれに實なくして、人をあざむくの類なり、劉公みづから檢察して、こゝに至れる時、その日用の間、心に思ひ、身にふむ所の實を、口にていひのぶるに至りては、なをかざる所あり、かくす所あり、口にてわきまふる善惡は、分明なりといへども、其事にのぞみては、善におもむき、惡を去こと、なをこゝろよからぬ所あり、是その志す一すぢは、明なりといへども、私意其間にまじはりて、前よりふせぎ、うしろよりひかふる故に、其志とをらずして、かくの如くなり、こゝを以て掣肘矛盾のたとへを、とれるなるべし、

力行七年而後成、

力行とは、まことを存し、いつはりをいましむるに、其力を用るなり、成とは、誠を行ふ工夫の、成就したることを云、

自此言行一致、

一致とは、おもむきのひとつになるぞ、言行一致にして、相違せざるなり、

此とは、敬をさす、即此敬即是學をするぞとなり、〔註〕此とは、字をかく敬をさす、放心をおさむるは、即敬を持するの學なり、○字つくることを敬するも、放心を收る工夫の一端なり、按ずるに、事には大小緩急ありといへども、これを處する心は一つなれば、輕細の事をも、敬せざることを得んや、

○劉忠定公見溫公、

忠定は即元城先生の謚なり、溫公につきて學問す、

問盡心行己之要、

わが心をつくし、わが身をおこなふの箇要なり、

可以終身行之者、

其箇要の、身をはるまでにまもりて、をこなふべきこと、何にてあるべしと問へるなり、

公曰、其誠乎、

是溫公の答なり、身をはるまでに、をこなふべき箇要は、誠の一字なるべしとなり、此誠は、大學の誠意の義なり、其善をこのみ、惡をにくむの意十分眞實にして、心中こころよく、すこしもいつはりをまじへてあざむくことなきことを云、

劉公問行之何先、

此誠ををこなふには、何をかさきとして、手をくだすべきとなり、

公曰、自不妄語始、

妄語とは、いつはりを以て、人をあざむくことばなり、誠を行ふ工夫は、妄語をいましめてせざるより、はじむべしとなり、○按ずるに、人のをこなふ所、口に云ことと身にうごくこととに、すきずして、云所のまことといつはりは、分明にして、自たゞすことやすし、これより手をくだして、虛妄をいましむる時は其工夫やうやくにくはしくなりて、心にきざす一念のはじめに、はやく誠を存し、いつはりをいましむることも、しがたからぬなり、この故に、誠意の工夫を、これよりはじめよと、しめさるゝなるべし、

劉公初甚易之、

之とは、妄語せざるの工夫をさす、按ずるに、此章の

淡然無所好、

淡然は、うすき意なり、是等のこと、人皆ふかくこのめども、公はあさ〳〵として、一つもこのむ所なし、寡嗜欲するより以下は、即公のよく心をおさめ、性をやしなへることなり、それ天理人欲は、ならびたゝず、私欲をいましむる時は、心理をのづから正し、心理を存する時は、私欲をのづからうすし、是自然の道理なり、註收放心の義、嘉言の篇に見えたり、徳性は、即仁義禮智なり、迫促は、せまるなり、鄙俗は、いやしきなり、戯巧は、たくみにたはむるゝなり、

○明道先生終日端坐、

たゞしく坐して、終日うごかざるなり、

如泥塑人、

泥はひちなり土をねやして、つくりたる人がたを、泥塑人と云、是其しづまりかたまりて、おも〳〵しきにかたとる、

及至接人、則渾是一團和氣、

團は、まろきぞ、和は、やはらぐぞ、すべて是ひとまろかしの、温和のけしきのみにて、他にかたどるべき所なしとなり、先生の門人朱光庭先生にまみへてよりかへりて、我春風の内に、一个月坐せりと云、又劉立之先生にしたがひて學ぶこと、十年なるに、一たびも其いかるけしきを見ずと云、皆是和氣の人にまじはる所なり、○終日坐してたゞしきは、是敬なり、人にまじはりてやはらぐは、是敬の内より生ずる和なり、即これ君子これをのぞむ時は嚴然たり、これにつく時は、おだやかなりと云者なり、

○明道先生作字時甚敬、

作字とは、文字をかくことなり、

嘗謂人曰、

其敬める意を、人にかたれり、

非欲字好、

字のかたちよからんことを思ひて、かくつゝしむにあらず、

即此是學、

を云、養性とは、仁義禮智の天然の理にしたがひて、すこしもそこなふことなきことを云、此兩端を以て、學問の本とす、〇按ずるに、性は即心にそなはりたる理なり、性をやしなふには、まづ心をおさむるより、手をくだすべし、性其やしなひをうる時は、心も亦つねに存して、内にたゞしきを得なり、

寡嗜慾、

心にすきこのむ物をいましめて、すくなくすることを云、

薄滋味、

口にむまき食味をそぎて、うすうすることを云、

無疾言遽色、

字義前に見えたり、

無窘歩、

窘は、せまるぞ、せは〱しくありくことなし、

無惰容、

をこたれるかたちなし、

凡嬉笑俚近之語、

嬉笑は、ざれことといひて、わらふことなり、里は、いやしきぞ、近は、なれちかづきたる義なり、嬉笑の語は、正しからず、俚近の語は、おさ〱しからず、

未嘗出諸口、於世利紛華聲伎游宴、

世利は、世間の利欲なり、紛華とは、紛はまぎらはしきぞ、華はかざるなり、事おほくとりあつめて、しつらひかざりたる義なり、聲伎とは、伎は藝なり、なり物うたひ物の聲と身のわざにてするとの伎藝を云なり、游宴は、あそびて酒のむなり、

以至於博奕奇玩、

以至とは、上に云所のたぐひ、こと〱くいひつくされず故に、此二字を以て、其餘をかぬるなり、博奕の字義明倫の篇に見えたり、奇玩は、あやしきもてあそびなり、めづらしき書圖器物などの、もてあそび物を云、

但平生所爲未嘗有不可對人言者耳、

凡そ、平生のする所、一つも人に對していはれざることなし、○溫公自信じていへることと、かくの如くなれば、其心をたつること、ひたすら眞實にして、人にすぎたることと、かへつて萬々なり、○以上は、心術の要を實にす、

○管寧嘗坐一木榻、

管は姓寧は名、字は幼安、東漢の世の隱者なり、榻はゆかなり、木榻とは、木地にして、ぬりかざらぬを云なるべし、

積五十餘年、未嘗箕股、

箕股とは、箕はみ、股はもゝなり、兩のももをのべて、みの手のごとくにゐるなり、即箕居を云、是不敬のかたちなり、管寧つねにひざまづきてをり、五十餘年をふるまでに、一度も箕居せざりしなり、

其榻上當膝處皆穿、

危坐すること久しき故に、其ゆかの上の、兩ひざにあたれる處、皆うけてくぼみたるなり、○管寧つねに危坐するは敬なり、五十餘年をへて、をこたらざるは、敬の間斷なきなり、【註】高士とは、世をのがれ、志をたかくして居る者を云、古人危坐如跪とは中國には近代の人、皆椅子にこしかけて居る故に古人の地にむしろしきて、危坐することの、今にことなることを云なり、されども危坐即是ひざまづくことなるを、こゝに如跪と云こと、按ずるに、ひざまづくに二つあり、前に茅容が危坐を註するに、尻を以てあなうらにつけて坐すと云、然れば今の人、足をつまだて、尻をくびすにつけて居るを、跪と云によりて危坐を跪が如しと云なるべし、

○呂正獻公自少講學、

公のこと、嘉言の篇に見えたり、講學とは、學業を講習することを云、

即以治心養性爲本、

治心とは、放心をおさめて、内にたゞしくすること

自信ずとは、わが正しき所を、とりまもりて、自うたがはざることを云、

不レ擇二利-害一爲中趨-捨上、

趨は、おもむく、捨は、すつるなり、わがために、利害をえらみわけて、利におもむき、害をすつることをせず、只自よく信じ得て、其正しきを、うしなはずなり、

其有レ所レ爲、

爲は、をこなふ義なり、下同じ、

必盡二其方一、

方は、法なり、これを盡すとは、粗畧にせざる義なり、其正しきを、うしなはざらんがために、力をきはめて、調法をつくすなり、方を盡すと云時は、少しもまげて調畧するにあらず、

曰爲レ之自レ我者當レ如レ是、

曰とは、自其心をのぶる詞なり、事大小となく、自他となく、凡そわが身よりして、をこなひいだすことは、皆かくの如くに、其方をつくすべしとなり、

其成與レ否、

其事の成就すると成就せざるとはなり、

有二不レ在レ我者一、

わが力のうへになき所あり、それは天命にかゝれりとなり、

雖二聖-賢一不レ能レ必、

聖賢といへども、智力の及ばざる所に至りては、其事の成就を、必とすることあたはず、

吾豈苟哉、

然らばわが自信する、正しき所をまげて、いやしくもせんやとなり、【註】成敗はなるとやぶるゝとなり、容二心於其間一とは、心を成敗の間にをきてこれをはかることを云、行レ法俟レ命とは、孟子の語なり、法は道なり、命は天命なり、

○司馬溫公嘗言吾無二過レ人者一、

わが才徳にすぎたる所なし、

天下をやすんずるにありて、衣食の末をはからざるなり、

○范文正公、

公のこと前に見えたり、

少有大節、

節とはみさほなり、其志を云、

其於富貴貧賤毀譽歡戚、

毀は、そしり、譽は、ほまれ、歡は、よろこび、戚は、うれへなり、

不一動其心、

富貴をもしたはず、貧賤をもといはず、そしれどもいからず、ほむれどもよろこばず、得れどもよろこばず、うしなへどもうれへず、其志す所大いなる故に、是等の事、一つも其心をうごかすことなし、

而慨然有志於天下、

慨然は、いきどほりて、なげく意なり、慨然として、天下をやすんずることに志あり、是其大節なり、

嘗自誦曰、

誦すとはくちずさむ義なり、

士當先天下之憂而憂、

士たる者は、天下の人のうれふべきことを、まづおもんばかりて、これをわがうれへとなし、此うれへを、つとめてのぞくべきなり、

後天下之樂而樂也、

すでに天下をやすんじて、皆たのしみをうけて後、はじめてわれもたのしむべきなり、是公のつくれる、岳陽樓の記の中の語にして、自其大節をのべられたる者なり、○仁者は天地萬物を以て一體とする故に、天下の事を、皆わが分内のこととす、一己の得失のためにのみ、憂樂する者は、其化一人にも及ぶべからず、況や天下の大いなるをや、

其事上遇人、

上は、君長を云、遇すとは、あひあたる義なり、

一以自信、

發解南省廷試、

發解は、あげすゝむると云義なり、所々の郷學にて、士をこゝろむるを郷試と云、其こゝろみたる士を、京都へあげすゝむるを發解と云、南省とは、省は官舍なり、尚書省を云、此方の太政官府なり、郷學よりすゝめたる士を、こゝにて又朝臣これをこゝろむるなり、これを省試と云、廷試とは、南省にてこゝろみあげたる士を、又朝廷にして、天子自こゝろみ玉ふなり、

皆爲首冠、

首冠とは、多き中のかしらを云、三試の科擧、各其次第ありて、首冠は其第一にあたれるなり、郷試の第一を解元と云、省試の第一を省元と云、廷試の第一を狀元と云、皆及第なり、一人三試をへて、皆第一にあたれるを三元と云、是尤まれなることなり、宋朝には王曾ひとり三元及第す、

或戲之曰、

此ある人は、翰林學士劉子儀と云者なり、戲之とは、公にざれことを云なり、

狀元試三場、

狀元とは、狀の字義詳ならず、元はかしらなり、即首冠の義なり、是文正公をさして云、三場とは、場はにはなり、卿と首と廷と三度のこゝろみのにはを云、三場にこゝろみられて、皆第一たるとなり、

一生喫著不盡、

喫は、食をくらふぞ、著は、衣をきるぞ、俸祿ゆたかなるべきほどに、一生これをくひ、これをきるとも、つきざるべしとなり、

公正色曰、

顏色をたゞしくして、これにこたふ、たはむれてこたへざるなり、

曾平生之志、

曾は公自名いへり、

不在溫飽、

溫飽とは、あたゝかにあくなり、衣をあたゝかにき、食をあくまでにくらふことを云、蓋し公の平生の志、

なり、

賈之臧獲、

臧は、男のやつこ、獲は、女のやつこ、こゝにはすべてやつこのことを云て、彼蒼頭をさす、

害門客于牆廡之間而不知、

門客は、門人のことなり、馮球をさす、牆は、ついぢ、廡は、ひさしなり、其門客を、まぢかき家の内にてころせども、ついに其由をしらず、

欲終始富貴其可得乎、

宰相は天下の事にをいて、しらざることなかるべきに、蒼頭を愛するにくらみて、これほどのまぢかきことをだに、かくされてしらず、かくの如くにして一生はじめをはり、富貴ならまく思ふとも、それこれをうべけんや、按ずるに、賈餗がわざはひにあひたるも此事ばかりにはあらず、實は妖の甚しきに居ながら、これをしらざるによりてなり、註禍機所伏とは、機はからくりのかゝる所なり、字義嘉言の篇に見えたり、伏すとは、かくるゝ義なり、禍の機、其内にかくれて、思はず事にふれて、はなちいづるなり、知言之是非とは、凡そ天下のこと、其いふ所の是非を、こと〴〵くしるなり、堂下周屋とは、周屋は、めぐるやねなり、堂殿のゝきの下に、又もやねをめぐらして、おほひたるを云、

此雖一事作戒數端、

人のために、いましめをなすこと其はしあまたあるなり、其說註に詳なり、按ずるに、此章の事、一事にあらざるを、こゝに一事と云こと不審なり、蓋し一事とは、玉釵の妖をさす、馮が死は、即此妖をしらざるによれり、王賈が死は、皆玉釵より甚しき妖あるを、しらざるによる故に、みな一樣のこととするならん、註溺愛とは、妻を愛するにおぼるゝなり、失言は、詞をあやまりて、みだりに云まじきことを云なり、嬖すとは、愛するなり、

○王文正公、

公姓は王、名は曾、字は孝先、宋朝の宰相なり、沂國公に封じ、文正と謚す、

り下は、其事について、評論をするなり、

王以珍玩奇貨、

珍玩は、珍重すべきもてあそび物を云、奇貨は、あやしきたからなり、皆玉釵をさして云、

爲物之妖、

妖物と云義なり、

信知言矣、

知言は、道理をしる詞なり、

徒知物之妖、

物は、釵をさす、

而不知恩權隆赫之妖、甚於物耶、

恩は、君恩なり、隆赫は、さかんなる義なり、德其位にかなはずして、寵恩威權のさかんなるは、禍必其中にある故に、これも亦妖物にして、其妖七十萬錢の玉釵よりも、なを甚し王涯これをしらずして、ほろびたり、

馮以卑位貪寶貨、

卑位は、いやしきくらゐなり、寶貨は、たからなり、重寶の物を云、これも玉釵をさす、

已不能正其家、

妻を愛するにおぼれて、過分のたからをもとむること、是其家をたゞすことあたはざるなり、

盡忠所事、

所事は、賈餗をさす、賈餗がために、忠をつくさんとて、蒼頭をいましむるなり、

而不能保其身、

まづをのれをおさめて後に、人をおさむることをしらずして、みだりに人の惡のみを、せめける故に、其身をたもつことあたはずして、かひなくころされにけり、

斯亦不足言矣、

これはまた口にかけて、云ほどのことにてもなしと

むるなり、

未浹旬、

浹は、めぐるなり、旬は、とをかなり、甲乙の十干ひとめぐりを云、いまだ十日にもならざるになり、

馮晨謁賈、

馮球あさとくきたりて、賈餗にまみゆ、

有二青衣、

青衣は、下人を云、其義前に見えたり、こゝにてはわらはづかひを云、

捧地黄酒、出飲之、

地黄酒は、地黄と云薬にてつくりたる酒を云之とは、馮球をさす、

食頃而終、

頃は、あひだなり、馮球此酒をのみてより、一飯する間ほどありて、にはかにしにけり、是蒼頭わがあしきことを、馮球が主につげなんかとをそれて、毒酒を地黄酒といつはり、青衣にこれをのませてころせしなり、

賈為出涕、

賈餗これがためにかなしみて、涕をながせどもなり、

竟不知其由、

ついに其何事に由りて、しにけると云ことをしらず、〔註〕僮使は、わらはづかひなり、他酒詭稱とは、詭はいつはり、稱は名なり、

又明年王賈皆遘禍、

馮球すでに死して、又其あくるとし、王涯賈餗も、皆禍にあふて死す、是宦者の仇士良と云者、王涯賈餗等が、謀反のよしをいつはりて、ころしけり、〔註〕宦者は、自わが勢をきりて、みやづかへし、後宮にはゞかりなくいでいりして、君主にしたしくめしつかはるゝ者を云、

噫、

是柳玭上の段々のことをすべて、なげきたるぞ、是よ

てあひて、そこより父のもとにかへりしなり、

告王曰、前時釵、

さきにいひつる玉釵はとなり、

爲馮外郎妻首飾矣、

馮は姓、外郎は官の名、員外郎と云、員はかずなり、諸部の侍郎のかずの外に、又郎官ををきて、職事をたすくるを云、此方の六部の丞なり、首飾は、かしらのかざり、凡そ女の髪にさしてかざりとする物を、皆首飾と云、女子此事を、婚姻の會にて、見るか聞くかして、これをつけたるならん、

乃馮球也、

球は、馮外郎が名なり、

王歎曰、馮爲郎吏、

郎官にして、吏職ある故に、郎吏と云、

妻之首飾有七十萬錢、其可久乎、

馮球官ひきくして、其妻の首飾に、七十萬錢のあたひあり、是其分をしらざる者なれば、ゆくすえ久しかるべからずとなり、【註】燕會は、さかもりしてよりあふことを云、

馮爲賈相餗門人最密、

賈は姓、餗は名、字は子美そのかみ亦宰相なる故に相と云、門人は、門下に出入する者を云、俗に云家來なり、最密とは、最賈餗と相したしきぞ、

賈有蒼頭、

蒼頭は、やつこなり、蒼はあをきぞ、奴僕はあをき頭巾をきるゆへなり、

頗張威福、

頗の字義、前に見えたり、蒼頭主の寵愛をたのみて、威勢をはり、福德をはりて、わがまゝにほこるなり、

馮召而勗之、

馮球かの蒼頭が、主のわづらいをなすべきことををそれて、これをよびて、つゝしむべきよしを、いまし

竇氏女とは、竇氏名は訓と云者に、王涯がむすめの嫁したるを云、歸請とは、かへりて父にまみゆる時に、こひのぞむことあるぞ、

玉工貨一釵奇巧、

玉工は、たまをつくるたくみなり、釵は、かんざしなり、奇巧は、あやしくたくみなるぞ、其つくりやうの、めづらしく、うつくしきことをいへり、

須七十萬錢、

七十萬錢は、せに七百貫なり、これを須とは、此のあたひをとりて、うらんと云ぞ、むすめの心、此錢を父にこひて、かはんと思ひしなり、

王曰、七十萬錢、我一月俸金耳、

一ケ月にとる、俸祿の金子にあたるとなり、

豈於女惜、但一釵七十萬、此妖物也、

妖物は、あやしきものなり、俗にばけものと云義なり、微少の物に、莫大のあたひあるに故、妖物と云、

必與禍相隨、

妖物なれば、必禍とともに、つきそひてあるべし、これをかふことなかれとなり、

女子不復敢言、

むすめ父のいましめにしたがひて、ふたゝび此ことをいはず、[註]度支鹽鐵権茶之使とは、皆官の名、度支は、はかる義なり、其職國家の田租土産をはかりて其出納の勘定をつかさどる、鹽鐵の義前に見えたり、権茶とは、官より茶をうりて其利をとり、民の私にうることを禁ずるなり、此三官は、諸道にわけゆきて、各其處をつかさどる故に、皆使の官とするなり、歸寧の義、前に見えたり、靳嗇は、おしむなり、俗にしはきと云義なり、托辭拒之とは、托はつくるなり、王涯が心、實は此錢をおしむなれども、妖物禍とともにしたがふと云詞に、かこつけて、これをふせぐなり、

數月、女自婚姻會歸、

婚姻の字義、明倫の篇に見えたり、王涯がむすめ、又數月をへて後に、親類の嫁娶のさかもりの會席にい

を云、帑藏とは、皆くらの名、金と帛とを、いれをく所なり、

必盈溢於始至、

盈溢は、みちあまる義なり、始至とは、はじめわが其府にきたる時を云、是國の財用を、よくおさめとゝのへて、私についやさゞる故に、公用につかひても、なほゆたかにして、後の藩鎮も、ことかけぬなり、

境内有孤貧衣纓家女及笄者、

境内は、知行さかひのうちを云、衣纓家は、纓はかむりのをなり、官ありて衣冠する家を云、及笄とは、十五ばかりの時を云、其義立敎の篇に見えたり、官家のむすめ貧孤にして嫁の時に及ぶ者あればなり、

皆爲選壻、

其むすめのために、むこをえらみて、さだむるなり、

出俸金、

わが俸祿の金子をいだしてぞ、

爲資裝嫁之、

資裝の字義前に見えたり註軍餉も兵粮なり客舍は館の一名なり、馬驛は、傳の一名なり、簪纓とは、簪はかんざしなり、衣冠のことを、簪纓といひならはす、出納有籍と云二句の意財用のいでいりをしるしをく、帳籍ありて、ちりみだれず、これを用ること、私する所なき故に、かくの如くなるを、致せりとぞ、

○柳玭曰、

柳玭がこと、前に見えたり、

王相國涯、

王は姓、涯は名、字は廣津、唐朝の宰相なり、この故に相國と云、

方居相位掌利權、

相位は、宰相のくらゐなり、利權は、財利の權柄なり、王涯相位に居る時に、國家の財利の權柄をとる官職をかねたり、この故亦みづから利することありて、家とみたり、

竇氏女歸請曰、

れを理とは、其職務をおさむることなり、

急於濟貧卹孤、

民の貧窮なるをすくひ、孤獨なるをあはれむことを先とす、

有水旱、

水は、おほみづ、旱は、ひでりなり、

必先期假貸、

假貸は、かすぞ、民に米錢をかすこと、例の時分よりもさきにかして流浪にいたらざるやうにするなり、

廩軍食必精豐、

廩は、米ぐらなり、軍食は、兵粮なり、精は、くはしきぞ、よき米をえらみ又はつきしらぐる義なり、豐は、おほき義なり、兵粮は大事のために、まうけをく物なれば、必これを精豐にす、

逋租必貰免、

租は、年貢米を云、貰免は、のぞきゆるすなり、民田租をかきてなすことあたはざる者あれば、必これを貰免す、

館傳必增飾、

館は、たちなり、旅客をもてなす所を云、傳は、むまやなり、傳馬ををく所を云、增飾はましとゝのふるなり、不足をまし、破損をつくろふぞ、此二つも國家の用をなす所なれば、必これを增飾す、

宴賓犒軍必華盛、

賓は、國の賓客なり、これを宴すとは、もてなす義なり、軍は軍兵を云、これを犒とは、酒食を以て、其勞をなぐさむるなり、華盛は、うるはしくさかんなるぞ、此二つも、國家のおもんずべき所なれば、必これを華盛にす、

而交代之際、

交代は、ましはりかはるなり藩府を去りて、人といりかはる時はなり、

食儲帑藏、

食儲とは、儲はたくはふる義なり、即軍食のたくはへ

り、
三爲大鎭、
大鎭は、大郡國の藩鎭を云、即外藩のことなり、鎭はしづむるぞ、しづめてまもる意なり、仲郢は、山南劍南天平の三道の節度使となる、
廐無良馬、
よきむまなきぞ、
衣不薰香、
衣裳にたきものせず、以上は、儉をたつとむことなり、
公退必讀書、
公退は、出仕して公儀をつとめをはりてより、まかりて家にかへることを云、
手不釋卷、
手に書のまきをすつることなし、以上は學をつとむることなり、

家法在官不奏祥瑞、
家法はすべて柳氏の家傳の法を云、祥瑞の字義前に見えたり、世のつね官に居る者少しも祥瑞がましきことある時は、即天下泰平のしるしなるよしを奏聞して、君のよろこびをとる、是上にへつらふなる故に、いましめてせず、
不度僧道、
僧は釋氏、道は老氏なり、これを度すとは、化度する義なり、人を僧道になすことを云、凡そ中華の法、本朝の昔も、世の人ほしいまゝに、僧道となることを得ず、必官府より、度牒と云ゆるしふみをとりて、なることを得たり、柳氏の家法、かつて此事をとりもたず、彼等は道を害する者なればなり、
不貸贓吏法、
贓吏はまひなひをうけたる吏人を云、これある時は、其刑法をゆるさず、民を害する者なればなり、
凡理藩府、
藩府は、藩鎭の官府を云、府は官人の居る所なり、こ

郡邑は、境內のこほりさとなり、未嘗知とは、仲郢等が來るを一たびもしることなきぞ、これをしる時には、郡邑の人をくりむかへし、又をくり物などする故に、ひそかにして、せざるなり、

既至每出入、

すでに節度のもとに至りて、內外にいでいりすることにぞ、

常於戟門外下馬、

戟は、ほこなり、節度の門には、ほこをつらねをく故に、戟門と云、必門外にて下馬すること、家法の嚴正なるが故なり、是より下皆此意なり、

呼幕賓爲丈、

幕賓は、節度につきたる參謀の官、俗に云與力のたぐひなり、節度の帷幕にいでいりして、賓客の如くなる故に、幕賓と云、仲郢等これをたつとみ、其名字をよばずして、何丈と姓をよぶなり、

皆許納拜、

公綽幕賓ともに皆仲郢が禮拜を、辭退せずして、うけいるることをゆるせり、

未嘗笑語欵洽、

笑語は、わらひかたるぞ、欵洽とは欵はしたしむ、洽はあふなり、互にうちとくることを云、父子の間相共にわらひ物がたりして、うちとくることなきを云、〔註〕屛蔽は、皆さへぎりおほふ義なり、

○柳仲郢以禮律身、

柳仲郢がこと、前に見えたり、律すとは、たゞす義なり、

居家無事、亦端坐拱手、

端坐は、たゞしく居るぞ、拱手とは、手をくみて、ひぢをはるなり、

出內齋、

內齋は休息する所なり、

未嘗不束帶、

束帶の字義前に見えたり、以上は敬を持することな

駱賓王は武后の時、罪を得て官をさり、後に徐敬業武后をうたんとして、いくさをおこしけるにくみす、敬業やぶるゝに及びて、ゆきがたしれず、これを誅せらるゝと云歟、

烱終盈川令、

盈川は、縣の名、楊烱は盈川縣の令にて、身ををへり、

皆如行檢之言、

○それ四人のこと、みな行檢がいひつるやうなるは、たまたまあたれるなり、若あたらずといふとも、其人を論じたる詞は、皆理にあたれる名言なり、器局は、器量と云義なり、潛は、ひそまるぞ、

○孔戡於爲義若嗜慾、

孔は姓、戡は名字は君勝孔子三十八世の孫なり、嗜慾は、すきこのむこと、酒色の類を云孔戡義を見て、これをこなふにをいては、嗜慾にあふが如くなり、

不顧前後、

いさみてすゝむなり、

於利與祿、

財利と俸祿とのことにをきてはなり、

則畏避退怯、

畏避は、をそれとをざかるぞ、退怯は、しりぞきよはるなり、

如懦夫然、

懦夫は、よはきおとこ、俗に云臆病者なり、然りとは、かうありと云詞なり、

○柳公綽居外藩、

柳公綽がこと、前に見えたり、外藩は、節度使のことなり、藩はまがきなり、かこひまもる義なり、節度使外國に居て、京都をまもる故に外藩と云、

其子每入境、

其子は、仲郢等なり、境は、節度の領分を境内を云これに入とは、京よりして父をとひゆく時のことなり、

郡邑未嘗知、

器は、器量なり、識は、しるなり、心にうけいるゝ所の器量と、智のてらし至る所の見識をさきとす、此二つにあらざれは學を成すことをなし、文章藝能は、只是學のたすけなれば、さきとすることにあらず、

勃等雖レ有二文才一、

王勃等四人文章の才あれどもなり、

而浮躁淺露、

浮躁は、うきてさはがしきぞ、淺露は、あさくしてあらはれたるぞ、人の心、じづみてしづかに、ふかくてひそかならざれは、理をてらし、身をたもつことあたはず、凡そ其文才をかゝやかす者、必浮躁淺露なり、

豈享二爵祿一之器耶、

爵位俸祿を、うけたもつ器量に、あらずとなり、蓋し文才にほこりて、實德によらざる者は、天これにさいはひをあたへずして、爵祿をうけても、これをたもたず、

楊子沈靜、

楊子は、楊烱をさす、沈靜は、しづみてしづかなるぞ、浮躁ならぬなり、

應レ得二令長一、

令長は、令尹と同じ、あがたの奉行なり、云意は、少し其德あるほどに、縣令たることを得べしとなり、

餘得レ令レ終爲レ幸、

餘の三人は、其身よくをはりたらば、幸なるべしとなり、

其後勃溺二南海一、

王勃後に罪を得て、官をうしなふ、父の王福時も、これによりて、交趾に左遷す、王勃父をとひゆくとて、南海にて舟しづみおぼれ死す、時に年二十九、

照鄰投二潁水一、

投は、なげうつなり、潁は、川の名、盧照鄰家まづしく、病にしづみ、久しく足たゝずして居けるが、自うらみにたへずして、ついに潁水に身をなげて死す、

賓王被レ誅、

へりみざることや、あるべきとなり、[註]通鑑は、司馬温公歴代の史を、一つにあみつらねられし書の名なり、逢頭も亂頭の義と同じ、玄虚は、ふかくしてむなしきぞ道の自然の體、玄妙にして虚無なるとなり、流弊は、ながれのついえなり老莊二子、かほどにはあるまじけれど其をしへのながれ、かくの如くにやぶるとなり、○西晋より以來、老莊が道さかんになりて、人皆清談をこのむ、この故に、職事をつとむるを以て、俗流のいやしきことと思ひ、禮義法度をいつはりのしわざなりといひ、亂頭跣足を、まことのかたちなりとして、ついに禮法をやぶり、事務をすて、飲酒謔戯を以て、日をくらすことと、世こぞりてかくの如し、然るを陶侃只ひとり、名教をあがめ、禮義をまもり、職事にをこたらず、勤勞をはゞからずして、屬吏をたゝしいましめしこと最殊勝なり、

○王勃、

王は姓、勃は名、字は子安、文中子の孫なり、

楊炯、

楊は姓、炯は名、

盧照隣、

盧は姓、照鄰は名、字は昇之、

駱賓王、

駱は姓賓王は名、以上四人、皆唐朝にて、時を同うす、

皆有文名、

皆年わかきよりして、よく文つくると云名あり、

謂之四傑、

傑は、人にすぐれたる義なり、此の四人を、天下に王楊盧駱の四傑と號す、

裴行檢曰、

裴は姓、行檢は名字は守約、唐朝につかへて、禮部尚書となる、卒して獻と謚す、よく人を見て知る者なり、

士之致遠、

致遠の字義、嘉言の篇に見えたり、云意は、士たる者、學を成して、久遠にたへなんがためにはなり、

先器識而後文藝、

川になげすてたり、

吏將則加鞭朴、

吏は、參佐より以下の小吏なり、將は、隸卒なり、いやしき兵卒を云、加鞭朴とは、つえうつなり、鞭は、木のさきに皮をたる、朴は木のすはえにてつくる、吏將たる者譚戲を以て事をすつれば、これをうちてはづかしむ、

曰樗蒲者、牧猪奴戲耳、

是より以下は、參佐吏將をたゞす意をのぶ、牧猪奴はゐをかふやつこなり、樗蒲はかやうのいやしき者の、たはむれごとなれば、士たる者の、もてあそぶべきことにあらずとなり、

老莊浮華、

老は老子、又老聃と號す、姓は李名は耳、道德經をとく周の世の人なり、莊は莊子、名は周、戰國の世の人、南華經をつくる、皆これ淸談する者の、もとゝする所なり、浮は、うかむ華は、さかんなる義なり、老莊が詞は、皆浮華にして、眞實ならず、

非先王法言、

先代の聖王の、禮法にかなへる詞にあらず、

不可行也、

世をさまたげ、人をそこなふことなれば、行はるべき者にあらずとぞ、

君子當正其衣冠攝其威儀、

字義稽古の篇に見えたり、

何有亂頭養望、

亂頭は、かしらをみたるなり髮をゆはざることを云、養望とは、望は名の義なり身に虚名をやしなひたつる義なり、通鑑には此二字を跣足につくる、亂頭の字に對して、しかるべきなり、跣足とは、すあしの義なり、皆是老莊が道向上にして、禮法をすつる故に、かくの如くに、なり來るなり、

自謂弘達耶、

弘達は、ひろくとをるなり、云意は、かやうにして、自わが人がらを弘大通達なりと思ひて、名敎禮義をか

大禹は、夏のはしめの王の名、舜の時司空として、天下の水をおさむ、後に舜御位をゆづり玉ふ、

乃惜寸陰、

陰は、日かげなり、これをおしむとは、むなしくわたらざることを云、古語に、大禹は一尺の璧を、たつとまずして、一寸の日かげをおもんじ玉へりと、云ことあり、

至於衆人、

聖人より以下世のつねの諸人に至りてはとぞ、

當惜分陰、

一分の光陰をもおしむべきなり、

豈可逸遊荒醉、

やすんじあそび、をこたりえひて、むなしく日をくらすべけんや、

生無益於時、

いきては功德を以て、そのかみに利益することとなし、

死無聞於後、

死しては實行を以て、後の世にきゝつたふることとなし、

是自棄也、

自棄の字義題辭に見えたり、以上は陶侃自志をはげまし、力をつとむる意をのべて、人にしめせるなり、

諸參佐或以譚戲廢事者、

參佐は、參謀佐貳の類皆刺史の佐官を云、參はまじはる、佐は、たすくるなり、籌略にまじはり、事務をたすくるぞ、譚は、かたる、戲は、たはむるゝなり、云意は、老荘が道をかたり、博奕のたはむれなどをして、職事をすつる者あればとぞ、

乃命取其酒器蒱博之具、

命じてとは、人におほせてなり、酒器は、酒のむうつはものなり、蒱は、樗蒱、かりうちと云なり、采のやうなる物五つ、木にてつくり、これをもみうちて、勝負をなす、博は、局戲なり、局とは、盤を云双六の類なり采六つうちて、石十二をまはす、

悉投之于江、

愛好人倫、

好も愛なり、五つの人倫を愛好して、もつはらにつとむ、

終日斂膝危坐、

危坐の義、上の章に見えたり、

閫外多事、

閫外とは、閫はとじきみなり、門外と云義なり、東晋の國がまへ、荊楚の地を以て、西門とする故に、荊州は晉の閫外なり、又大將の下知のをこなはるゝ處をすべて閫外と云、此義にとりて然るべし陶侃時に武將をかねて、閫外に居る故に、事多きなり、

千緒萬端、

緒は、いとぐち、端も、はしなり、事務のはしおほきことを云、

罔有遺漏、

遺漏は、のこしもらすなり、

遠近書疏、

書は、ふみなり、疏は、个條がきを云、

莫不手答、

皆自筆にて返詞するなり、

筆翰如流、

文語のつゞき出ること、水のながるゝが如し、

未嘗壅滯、

壅滯は、ふさがりとゞこほるなり、

引接疏遠、

引接は、ひきいれてあふことなり、疏遠は、うとくとをきぞ、疏遠の人なれども、皆いであへり、

門無停客、

停は、とゞまるなり門外にまちとゞまりて居る客人なし以上皆聽敏にして、職事をつとめたることなり、諡名敎の字義嘉言の篇に見えたり、邦域とは、くにがまへなり、

常語人曰、大禹聖人、

在州無事、

廣州にありし内、政事なくして、いとまある時を云、

輒朝運百甓於齋外、

甓はかはらなり、齋の字義、前に見えたり、あさごとにかはら百枚を、みづから齋房の外へ、はこびいだせり、

莫運於齋内、

句義上を以て推すべし、

人問其故、答曰吾方致力中原、

中原は、中國と云義なり、晉の世中比より、江左と云東方の邊土に都づくりす、もとの中國の地は、趙の劉聰後趙の石勒と云者にとられたり、云意は、われ君のために、中原の地を、とりかへすことに、精力を用ひんとするとなり、

過爾優逸、

過爾は、すぐる義なり、優逸は、ゆたかにやすきなり、今事なきまゝに、優游安逸にすぎたらばとぞ、

恐不堪事、

大事にのぞみて、たへがたかるべきぞ、是まで陶侃がこたへなり、

其勵志勤力、皆此類也、

甓をはこぶことは、其一事をあぐるなり、瓴甎は、しきがはらの類なり、陷沒せらるとは おとさるゝと云義なり、興復は おこしかへすなり、中興して、むかしにかへすと云義なり、勞は、苦勞なり、

後爲荊州刺史、

句義上に同じ、

侃性聰敏、

聰は、みゝときなり、敏は、心のさときなり、

勤於吏職、

吏務の職事につとめならへり、

恭而近禮、

人をうやまふといへども亦禮節にすぎず、

て、奇特なりと思へり、

遂與共言、

ついにちかづきて、茅容とともに、物がたりす、共にとは、同じくと云義なり、

因請寓宿、

寓宿は、寄宿の義と同じ、すでに日くれに及びければ林宗茅容が所に、宿をかりけり、

旦日容殺雞爲饌、

あくる日茅容雞をころして、膳具に料理したり、

林宗謂爲己設、

わがために、此饌をまうくると思へり、

既而供其母、

すでに其雞をとゝのへて、母にそなへけり、

自以草蔬、

野菜のことなり、

與客同飯、

客とは、林宗をさす、

林宗起拜之曰、

たちて敬をなして禮拜す、是其孝行にあつくして、他人のたつときことを、わするゝを以て、感じけるなり、

卿賢乎哉、

卿とは、人をたつとみて云詞なり、賢乎哉とは、ほめなげくなり、

因勸令學、

すゝめて學問をせさしむ、

卒以成德、

其德性を成就しけり、是茅容が四十餘歳の時なりしが、其志あつかりける故に、まなびてはやく、其功を成しにけり、踞蹲坐は、うづゐなり、

○陶侃爲廣州刺史、

陶は姓、侃は名、字は士行陶淵明が曾祖、晋の名臣なり、刺史は、太守なり、

震曰、天知神知、

天はあきらかなり、神はくらきにあり、是あかき所にも、くらき所にも、皆しる者あり、

我知子知、

子は、王密をさす、わが心は内なり、人の心はほかなり、是又我人内外共にしるなり、

何謂無知、

かくの如くに、しる者の多きを、なんぞしる者なしといはんやとなり、

密愧而去、

去とは、金をもちてかへりさりしなり○楊震金をしりぞくるに、幽明内外を以て、四知をわけたりといへども、實はわが心にわづかにしることあれば、即必人しり、必天地神明もしる、この故に、程子四知を只是一個の知といへり、

○茅容與等輩、避雨樹下、

茅は姓容は名字は季偉、東漢の世の人なり、等輩は、同輩の義なり、茅容同輩の人と、野にいでて、たがへしける時に、雨ふりければこれをのがれて、木の下にかくしけり、

衆皆夷踞相對、

夷踞は、うづくまるなり、ひざをたて、はぎをいだして、居ることを云、同輩の者ども、皆うづゐして、むかひ居たり、

容獨危坐愈恭、

危坐は、しりをあならうらにつけて、ひざまづくことを云茅容只ひとり、ひざまづきて、其かたちいよ〳〵うや〳〵し、

郭林宗行見之、

郭は姓、名は泰。林宗は、其字なり、そのかみの名人にて、よく人を見ることを得たり、おりふし、かの雨をさけたる所をとをりて、此體を見けるなり、

而奇其異、

いまだ誰とはしらざれとも、其同輩にことなるを見

父母之國、
故郷を云ふ
所宜盡禮、
故郷は父兄宗族のある所なれば、とりわき禮をつくして、うやまふべしとなり、
何謂輕哉、
わがする所なんぞ自かろんずと云べきやとぞ、[註]馮翊屬吏とは、屬はつくなり、左馮翊の官につぎたる、吏人なり、
○楊震所擧荊州茂才王密、
楊は姓、震は名、字は伯起東漢の世の賢臣なり、所擧とは、上へすゝめて、官にをく所の者を云、荊州は國の名、茂才は、秀才と同じ義なり、科擧に應する學者を云、茂は、さかんなるぞ、才能すぐれて、さかんなりと云義なり、王は姓、密は名、
爲昌邑令、
昌邑縣と云あがたの、令尹となりけり、

謁見懷金十斤、以遺震、
謁見は、まみゆるぞ、楊震荊州の刺史なりしより、東萊の太守にうつりて、入部する時に、昌邑縣をとをりければ、王密其旅館にゆきて、あひける時に、金十斤をふところにいれ、ひそかに楊震にをくりて、我を薦擧せし、恩をむくふるなり、
震曰故人知君、
故人は友を云、もとより相しりたると云義なり、是は楊震王密に對して、わがことをいへり、知君とは、君が賢なることをしりてあげたるとなり、
君不知故人何也、
われむくひをはかりて、君をあげたるにあらざるを君わが心をしらずして、此金をもてをくるは、何事ぞとなり、
密曰、莫夜無知者、
莫は、くれなり日くれて夜中なれば、これをしる者なし、只うけよとぞ、

言語をつまびらかにして、をろそかならず、顔色をたゞしくして、あなどらず、

三輔以爲儀表、

三輔とは、輔はたすくるぞ、漢の世に長安の都を、みつにわけて、京兆左馮翊右扶風と名づけ、各官府ををきて、其所をおさめ天子の政をたすけしむ、これを三輔と云、おもき職なり、儀表は、法式の義なり、張湛三輔の内に居て、かくの如くに嚴正なりける故に、同列の人、皆以て法式としけるなり、

建武初爲左馮翊、

建武とは、光武帝の年號なり、張湛其時に、左馮翊の太守となる、

告歸平陵、

告歸は、つげてかへるぞ、しばらくいとまもうして家にかへるなり、平陵は、張湛が故郷の名なり、

望寺門而步、

寺は、官府を云、官人の居る所なり、張湛ほかにいでゝ、本鄕の官府の門を、のぞみ見る時に則車馬をおりてあゆむなり、

主簿進曰、

主簿は、官の名、其義嘉言の篇にみえたり、主簿すゝみよりていひけるぞ、

明府位尊德重、

明府は官長をあがめて云ことばなり、是張湛をさす、

不宜自輕、

自かろ〴〵しく、鄕里の寺門に、くだるべからすとなり、

湛曰、禮下公門、軾路馬、

句義稽古の篇に見えたり、是鄕里の官府なりといへども、君の官職のある所なれば、公門に例して、此禮を守れり、軾路馬は、只禮文のつゞきなる故に、およびていへるなり、

孔子於鄕黨、恂恂如也、

句義敬身の篇に見えたり、

使侍婢奉肉羹、
侍婢は、めしつかふ女なり、肉羹は、しゝのあつものなり、朝會にいでんとして、食する物をそなへしむ、
翻汚朝衣、
朝衣は、即朝會の裝束なり、ざとこぼして、朝衣をよごしけり、
婢遽收之、
羹のこぼれちりたるを、手にてとりおさめたり、
寛神色不異、
神は、たましひなり、劉寛少しもいからずして、神氣顏色、つねにことならず、
乃徐言曰羹爛汝手乎、
羹汝が手をたゞらさんかとなり、
其性度如此、
性は、其うまれつき、度は、其器量を云、天性度量のゆたかなること、かくの如し、[註]裝著は、よそはひきるぞ嚴整は、おごそかにとゝのへるなり、

○張湛矜嚴好禮、
張は姓、湛は名、字は子孝、東漢の三輔なり、矜嚴は、をごそかなるぞ、
動止有則、
動止は、うごきとゞまるぞ、其身の一たびうごき、一たびしづまるも、皆法則ありてたがはず、
居處幽室、
幽はかすかなり、ひそかなる所に、ゐる時にもぞ、
必自脩整、
脩整は、おさめとゝのふるなり、必自其かたちをたゞしくするぞ、
雖遇妻子若嚴君焉、
嚴君とは、嚴はたつとむ義なり、をそれたつとむべき君長のごとくにするぞ、
及在鄕黨詳言正色、

なり這便是避嫌、這は此なり、此すなはち、これ嫌をさけてのことぞとなり、それ子と姪とは、同じゝたしみなりといへども、子にあつくして姪にうすきは、世のつね、人情の私なるによりて、此うたがひに、とをざからんために、しゐて子にうすくし、姪にあつくす、是も亦私意なり、只子も姪も、同じくするを、おほやけなりと云べし、然る時ば、馬をくれたる者を、すゝめざるも、是うたがひてさくるにて、よきことなりといへども、これも亦私意なり、只其人の才德にしたがひて、あげ用るをおほやけなりと云べし、然れば嫌をさくるは、已をつゝしむ一端なりといへども、亦是中人以下のことなり、聖人には此おもんばかりなし、此段は第五倫がことにつきて、一等をしあげて、公私の間を論じたるなり、只是他見得這意思と云一句、他とは第五倫をさす、這とは私をさす、かれ此私と云物の、こゝろもちを、見えたりとなり、已是と云二句、大段は、おほかたと云義なり、會すとは、なし得たる義なり、省察はみそなはすなり、其よくうたがひをさくること、是大段にをのが私にかつ工夫をなせり、又其よく私あることをしること、是大段にをのが私を、みそなはし得をはんぬとなり、然れども、大段と云時は、いまだくはしからざる所あり、

○劉寛雖居倉卒、

劉は姓、寛は名、字は文饒、東漢の太尉なり、倉卒は、いそがはしき義なり、いそがはしきことにあふて、これにゐる時といへどもなり、

未嘗疾言遽色、

疾言は、はやくもの云ぞ、遽色は、あはてたる顏色なり、これらのこと、かつて一たびもなかりしなり、

夫人欲試寛令恚、

夫人は、劉寛が妻を云、夫人其いかりをみざる故に、一事を以て、こゝろみに、劉寛をいからかしめんとしけり、

伺當朝會裝嚴已訖、

官人出仕してよりあふを、朝會と云、裝嚴は、裝束をきつとしたてたることを云、劉寛が朝會する日にあたりて、裝束しすましたる時を、うかゞひてなり、

毎三公有所選擧、

三公は、此方の大臣なり、周には太師太傅大保を三公とす、漢には太尉司徒司空を三公とす 然れば 第五倫も、みづから三公の内につらなれる時、かくの如くにいへる歟、選擧は、えらみあぐるなり、三公人の才能をえらんですゝめあぐること、あるたびごとにぞ、

心不能忘、

第五倫か心に、かの馬をくれたる者の ことをわすれざるなり、

而亦終不用也、

心にをいてわすれざれども、亦ついに此人を、あげ用ることとはなかりしなり、

吾兄子嘗病、一夜十往、

しばしばゆきて、安否をうかゞふ、

退而安寢、

心にふかくうれへざる故に、しりぞきてかへる時は、いをやすくねたり、

吾子有疾雖不省視、

省視はみそなはすぞ、みまうと云義なり、

而竟夕不眠、

心にふかくうれふる故に、夜ひとよねられざりしなり、

若是者豈可謂無私乎、

若是とは、選擧することに、馬をくれたる者をわすれず又姪の病には、やすくいね、子の病には、ねむられざることをさす、かやうなる者を、なんぞ私なしと云へけんや、いはれまじきとなり[註]以公正稱とはおほやけにたゞしきと云名を以て、世にほめられしなり、喫他取擧意思不過とは、喫はのむなり、他とは、馬をあたふる者をさす、かれ選擧をもとめとらんとして、我に重寶をくれたる意を、ふくみゐて、いまだのみとをすこと、一過せずとなり、只是わすれざる義をいへり、又曰と云より、避嫌と云に至るまでの一段の意、其やすくいぬると、ねむられざるとを、私と云までもなく、其十たひおきると、おきさる處即是私

其禮によりて、其ついやす所各なにほどゝ云、常數ありて、これも皆わけあたふるぞ、

分命子弟掌其事、

其事は、即田園俸祿等のおさむる所、糧餉婚姻等の用る所の事を、子とも弟どもにわけおほせて、面々に、これをつかさどらしむ、

其規模大抵出於翰林學士宗諤所制也、

規模は、規格模樣なり、翰林學士は、官の名文書のことをつかさどる、宗諤は、李昉が子の名、字は昌武、制すとはつくるなり、其家をおさむる法式、大かた宗諤がつくれる所より出たり○以上は、明倫にをいて、五倫のことを、通じて實にするなり、

右實明倫、

朱子曰と云一段、衆とは、諸門人をさす、編は、あむなり、云意はそのかみ此書をつくれる時、衆人とゝもに、善行をあみつらねて、五倫の類をわけ來れるに、たま〱朋友の類、かけてすくなし、さらに別の義なしとなり、

或問第五倫曰、

是より下は、敬身のことを實にするなり、第五は姓、倫は名、字は伯魚、東漢の世の人なり、つかへて司空となる、

公有私乎、

公とは、第五倫をさす、そのかみ第五倫、おほやけにして、正しきと云、ほまれありける故に、公も亦私ありやと其あるまじきことをたづねとひけり、

對曰、昔人有與吾千里馬者、

千里馬は、一日に千里ゆく馬なり、昔は去る比を云、ある人第五倫に、千里の馬をあたへて、官途にすゝめらるべき、まひなひとしける者あり、

吾雖不受、

不受とは、馬をうけざるぞ、

有畜大百餘共一牢食、
牢は、をりをつくりて、けだものをかふ所なり、共に一牢の内に居て、物くふとなり、
一犬不至、諸犬爲之不食、
家の犬までも、其同類を愛することをしる、是家人の友愛和順の風よく異類をも感せしむるが故なり、【註】陳氏は、陳褒より後、又八代同居して陳兢か時、宋の太宗、其門を旌表の、義門と號せられけり、
○温公曰國朝公卿、
國朝は、本國朝と云義なり、温公みづから宋朝をいへり、公卿の義、上章に見えたり、
能守先法、
先法は、父祖の家法を云、
久而不衰者、
不衰とは、かはらざる義なり、
唯故李相家、
故は、すでに死したる人を云、李は姓、名は昉、字は明遠、そのかみ宰相たる故に、李相といふ、
子孫數世至二百餘口、猶同居共爨、
同じく一家にをり、共に一厨にかしぐ、
田園邸舍所收、
園は、そのなり、菜菓をうふる所を云、邸舍は、つやなりたびうとをやどする所を云、所收とは、田園の、租稅邸舍の賃錢を云、
及有官者俸祿、
同居の内官ある者の、得る所の俸祿を云、
皆聚之一庫、
庫は、くらなり、
計口日給餉、
人の口かずをかぞへて毎日飯米をあたふ、
婚姻喪葬所費皆有常數、

苦參は、くらゝ、黄蓮は、わうれん、熊膽は、くまのゐなり、

和爲丸賜諸子、

和爲丸とは、其三種の粉を、まぜあはせ、丸薬にしてなり、賜諸子とは、仲郢等にあたふるぞ、

毎永夜習學、

永は、ながきぞ、ながきよすがら、書をよみて、ならひまなぶ時にぞ、

含之以資勤苦、

勤苦は、つとめくるしむなり、凡そ夜ふくるまで、書をよむ時は、肝火のぼりて、病となり、勤學にたへがたし、夜學の時、此丸薬一二粒をふくめば、よく火をくだし、肝をやはらぐる故に、其うれへなし、韓氏これを以て、諸子の夜學をする、勤苦の力をたすけて、業をすてざらしむるなり是嚴肅の內に、又慈愛あり、一説に、物の苦きこと、此三種にすぎたるはなき故に此丸薬をふくませて、學問をすること、きはめて、苦まざれば、ならずと云意をしめすとなり、以上は韓氏の嚴肅儉約なることにして、柳氏の家法の、內々にをこなはるゝ所なり、註歸寧は、即歸覲の義にて、むかしよりいひつけたる詞なる故に、これを以て註するなり、

○江州陳氏、

江州は、國の名、陳氏名は褒、五代の時の南唐の人なり、

宗族七百口、

口とは、人のくちかずを云、陳褒先祖より同居すること十代にして、宗族の數七百人に及べり、

毎食設廣席、

廣席は、ひろきむしろなり、

長幼以次坐、

おとなしきと、わかきと、其次第を以て、なみ居るなり、

而共食之、

食物を坐中にをきて、もろともにこれを食す、

嚴肅は、をごそかなり、儉約は、つゞまやかなり、韓氏家に居て、内をおさむる法嚴肅にして又儉約なり、

爲搢紳家楷範、

搢はさしはさむなり、笏を帶にさすことを云、紳は大帶なり、搢紳家とは、只官ありて束帶する家と云義なり、楷範は、皆物をつくるかたなり、法式にたとへて云、そのかみ官家の見ならふ法式となりしなり、

歸柳氏三年、

歸すとは、嫁するなり、柳氏に嫁してより、三年になるまで也、

無少長未嘗見其啓齒、

啓齒は、わらふことなり、家人わかきもおとなしきも、皆いまだ其わらへることをみず、

常衣絹素、

絹は、うすきゝぬなり、素は、紋なき物を云、

不用綾羅錦繡、

綾は、あや、羅は、うすもの、錦は、にしき、繡は、ぬひ物なり、

毎歸覲、

歸覲は、かへりて父母にまみゆることを云、

不乘金碧輿、

碧は、あをき色を云、金碧にていろへたる輿は、命婦の乘り物なり、韓氏は命婦なれば、これにのるべけれども、儉約をこのみて、のらざりしなり、

秖乘竹兜子、

竹兜子は、たけのたごしなり、竹にてほねをして、きぬをたれておほふぞ、

二青衣歩屣以隨、

青衣は、下女のことなり、下人はあをき物きればなり、此方にあを女房あをざむらひと云に同じ歩屣は、しづかにあゆむ義なり、隨は、こしにつきてゆくなり是最さびしき體を云、

常命粉苦參黄連熊膽、

命ずとは、下人に命ずるぞ、苦參以下は、薬三種の名、

事公權如事公綽、
叔父につかふること、親父の如し、
非甚病見公權、未嘗不束帶、
敬すること父の如し、
爲京兆尹鹽鐵使、
並に官の名なり、京兆尹の義前に見えたり、鹽鐵使は、一方よりつくりいだす、しほと、くろかねのことをつかさどる、是亦をもき職なり、仲郢此二大官をかねたり、
出遇公權於通衢、
通衢とは、衢はちまたなり、往還に通行するちまたを云、
必下馬端笏、
端笏とは、笏は、こゝに云尺なり、たゞしくこまぬきて、笏をもつなり、
立候公權過、乃上馬、
馬にのるなり、
公權莫歸、必束帶迎候馬首、
公權がのりたる、馬の首にむかへて、まちうくるなり、仲郢官すでにたつとしといへども、叔父を敬することかくの如し、
公權屢以爲言、
公權其立候迎候に、やすんぜずして、たびゝゝ此ことを以て、かくせざれと云なり、
仲郢終不以官達有小改、
官達すとは達はとをるなり、官途ふさがらずして、世にあらはるゝことを云仲郢其官貴しといへども、ついにこれを以て、其禮をすこしもあらためず、以上は柳氏の家法とざまにをこなはるゝ所なり、
公綽妻韓氏相國休之曾孫、
相國は、宰相のことなり、韓休は、唐の賢相なり、曾孫はひこなり、公綽が妻の父を、韓皐と云、
家法嚴肅儉約、

食によりて、又父のをしへをのべて、諸子をいましむるなり、

姑姊妹姪、

姪は、めひなり、兄弟のむすめを云、

有孤孀者、

孤は、みなしご、父なきを云、孀は、やもめ、夫なきを云、

雖疎遠必爲擇壻嫁之、

疎遠とは、うとくとをきぞ、姑姊妹姪には、いとこ、いやまたいとこの、うときあればなり、

皆用刻木糚奩、

刻木は、木をきざむなり、糚奩とは、糚はよそほふなり、奩ははこなり、かゞみのすの名なれども、すべて糚奩と云時は、自餘の器にもわたるべし、糚器只木をきざみこれをつくりて、ぬりかざらぬとなり、

纈文絹爲資裝、

纈文絹とは、纈はゆふ義なり、絹をゆひて、そめて、文なせるを云、今のくゝしぞめ、ゆうかきの類なるべし、是をり物ぬひ物の、あやなすよりはなりやすし、ことに絹とは、うすきゝぬを云、資裝は、たすけよそほふなり、嫁する女の身をたすくる、衣服器物の類をすべて云、

常言必待資裝豐備、

言とは、公綽がいへるぞ、豐は、おほき義なり、備は、ことかけざる義なり、

何如嫁不失時、

よめいりする時分を、とりうしなふべしとなり、凡そ女の年たけ、或は事さはりて、嫁することあたはざるは、皆其時をうしなひてなり、若嫁の時をうしなふ者は、則一生の不幸なり、資裝を豐備にしても、これをおぎなはず、然れば此事、只儉約をたつとむのみにしもあらず、

及公綽卒、仲郢一遵其法、

其とは、公綽をさす、仲郢ひとすぢに、父の家法にしたがひて、其家をおさむ、

ねなり、人定のかねなる時になりてぞ、

然後歸寢、

寢は、ねやなり、公綽寢室にかへる、

諸子復昏定於中門之北、

昏定の字義明倫の篇に見えたり、此中門は、寢室の中門を云なるべし、

凡二十餘年、未嘗一日變易、

變易は、かはるなり、二十餘年をふるまで、此禮をかへずとなり、

其遇饑歲、

饑歲は、饑饉の年を云、

則諸子皆蔬食、

蔬食とは、蔬は疏と通ず、あらき義なり、食は、いひなり粗飯を云、しらけさるいひなり、一説に、蔬は、菜なり、野菜をまぜたるいひなりと云、是公綽其子仲郢等に、皆蔬食をあたふるなり、凡そ饑饉する時は天子も其飲食をそぎ玉ふこと、古の禮なり、民をあはれみてなり、

曰昔吾兄弟、

曰は、公綽が詞なり、

侍先君爲丹州刺史、

先君は、すでに死したる父を云、さきの家君と云義なり、父の名を子溫と云、丹州は、國の名、刺史の義前に見えたり、これに侍すとは、はんべるなり父丹州太守たりし時、其かたはらにはんべりて、つかへたるとなり、

以學業未成、

我等がまなぶ所の事業、いまだ成就せざるを以てなり、

不聽食肉、

學業いまだならさる內は、肉味をあたへずして、其志をかたくし、其力をはげませり、

吾不敢忘也、

われ其をしへをいまにわすれずとなり、是饑歲の蔬

公綽決私事、
私事は、家内の事を云、公事に對して、私と云なり、これを決すとは、さだむるぞ、宰判する義なり、
接賓客、
接は、あふ義なり、家事を決することをはりて、賓客あればこれにいであふ、
與弟公權、
公權は、公綽の弟の名、字は誠懸、つかへて太子太保となる、
及羣從弟再會食、
羣は、もろ〳〵なり、從弟の字義前に見えたり、再會とは、ふたゝびあふぞ、賓客さりて後、又公權等とふたゝびよりあひて、物くふなり、
自旦至莫不離小齋、
不離とは、はなれてよの所にゆかぬぞ、兄弟したしみふかき故なり、
燭至、
日くれて、ともしびをもてきたる時なり、
則命一人子弟執經史、
子か弟か一人に、經書或は史書をとりよせてなり、
躬讀一過訖、
讀は、公綽よむぞ、一過は、ひとゝふりと云義なり、
乃講議居官治家之法、
經史のおもむきによりて、官職にをり、家内をおさむる法を、講明議論するなり、
或論文、
古人の文章を評論す、
或聽琴、
琴は、雅樂の器にて、其音最あはし、これをきゝて各其心をやしなふ、又是禮を正くする内に、樂を以てやはらぐるなり、
至人定鐘、
人定は、亥の時を云、人しづまると云義なり、鐘は、か

かやうの者は、亦とりわきて、何とかしたる心ぞと、あやしみて、そしる詞なり、

嗟哉董生無與儔、

是さきの自問ことばに、自さだめてこたふるなり、時の人大やう皆上に云所の如し、董生は爵祿なうして、貧なれども、よく其父母をやすんじ、家人をやはらげゝる故に、これとひとしき者、決定してなしとなり、

○唐河東節度使柳公綽、

河東は、河東道、此方の五畿七道のごとくなる、一道の總名なり、節度使は、官の名、一道の總奉行として、軍陣誅伐のことをつかさどる、重き職なり、柳は姓、公綽は名、字は子寛、

在公卿間、

公は三公、卿は九卿なり、公綽も公卿の內にあり、これに在てとは、をいてと云義なり、

最名有家法、

最は、第一と云義なり、家の法度ありて、正しきと云、名譽いちじるし、

中門東有小齋、

此中門は、正堂の中門を云なるべし、齋の字義上篇に見えたり、

自非朝謁之日、

朝謁は、君にまみゆることを云、禁中へ出仕の日をのけて、其日にあらざるからはとなり、

每平旦輒出至小齋、

平旦は寅の時を云、夜のひとしくあくると云義なり、

諸子仲郢皆束帶、

諸子は、こどもと云義なり、仲郢は、即公綽の子の名字は諭蒙、柳玭が父なり、束帶は、つかねおびするぞ、裝束すと云義なり、

晨省於中門之北、

晨省の字義明倫の篇に見えたり、此中門は、小齋の中門を云なるべし、北とは、大抵門皆南むきなれば、北は其內なり、

家有狗乳出求食、
是より下、祥瑞のことを云、乳すとは、子をうむことなり、出は、おやいぬいでゝなり、
雞來哺其兒、
哺すとは、えをかふことなり、ゑのこども、うへてなきければ、其家の鷄きて、これにえをかひけり、
啄啄庭中拾蟲蟻、
啄は、ついばむなり、蟲蟻は、むしありなり、鷄なれば犬のえをしらず、只わがはむ所のえをもとめ、家の間に、つゝきまはりて、蟲蟻の類を、とりひろふ、
哺之、不食鳴聲悲、
蟲蟻を以て、ゑのこどもにかへども、くはざる故に、鷄なく其聲かなしげなり、
彷徨躑躅久不去、
彷徨は、たちもとほるぞ、すゝまざる貌なり、躑躅は、をどる貌なり、鷄かなしむ故に、たちもとほり、ふみをどりて、久しくえさらぬなり、
以翼來覆待狗歸、
鷄其つばさをもてきたりて、わか子の如くに、ゑのこどもをおほひて、おやいぬのかへるをまつ、【註】老天と云も、天神を云なり、祥瑞現於異類とは、異類はことなるたぐひなり、人類にことなる、畜類の、こゝろなき者に、孝慈の祥瑞をあらはすとなり、
嗟哉董生、誰將與儔、
時の人、たれか董生とともに、其行をひとしくせんとする者あらんと、是うたがひて、自とふ詞なり、
時之人夫妻相虐、
夫婦たかひにからくあたるなり、
兄弟爲讎、
兄弟うらみをむすぶなり、
食君之祿而令父母愁、
君の俸祿をはみながら、父母の甘旨をそなへず、奉養をおろそかにして、父母のうれへをなす、
亦獨何心、

嗟哉は、なげきてほむ詞なり、下皆同し、

朝出耕、夜歸讀古人書、

古人の書は、いにしへの聖賢の經書を云、此二句、董生貧なれども、學をつとめしことを云、

盡日不得息、

盡日は、日をふるまでと云義なり、是董生農業をつとめ、父母につかへて、いとまなきことを云、

或山而樵、

樵は、たきゞをとるなり、

或水而漁、

漁は、うをゝとるなり、

入厨具甘旨、

厨は、俗に云くりなり、甘旨は、むまき物を云、上の樵漁は、皆父母に甘旨をそなへんがためなり、

上堂問起居、

堂は、父母の居所をさす、起居は、おきゐなり、父母の所へゆきて、安否を問なり、以上五句、董生父母につかへてよく其力をつくせることを云、

父母不慼慼、

慼々は、うれふるなり、父母其孝奉にやすんせる故に、うれへなし、

妻子不咨咨、

咨々は、なげきうらむるなり、妻子其慈愛を、たのしめる故にうらみなし、

嗟哉董生、孝且慈、

父母に孝ありて、又妻子に慈あり、

人不識、惟有天翁知、

天翁は、天の神を云、世の人其孝慈をしらずして、只天神のみこれをしるあり、

生祥下瑞無休期、

祥も瑞も、よきことある時に、天よりしるしをあらはすことを云、天其孝慈をしる故に、家庭の間に、嘉祥を生じ、奇瑞をくだして、やむことなし、

行の、かくれて、とをきに及ばざることを思ひおこしたる者なれば、賦にして又興の體なり、興をたとへうたと云、

壽州屬縣有安豐、

壽州は、國の名、屬縣とは屬はつくこと、壽州の內につきたる、あがたなり、安豐は、其縣の名、これ董生が本國をのぶるなり、

唐貞元年時、

貞元は、唐の德宗の年號なり、貞元年中の時にぞ、是董生が時代をのぶるなり、

縣人董生召南、

縣人は、安豐縣の人なり是董生が姓名をのぶるなり、

隱居行義於其中、

隱居は、かくれゐるなり、其とは、淮淝二水をさす、中は、あひだと云義なり、董生淮淝のあひだに、かくれ居てひとり義をおこなふ、

刺史不能薦、

刺史は、太守のことなり、董生隱居して、名をもとめざる故に、國の太守もしらずして、上へえすゝめあげず、

天子不聞名聲、

名聲は、ほまれを云、刺史すゝむることあたはざる故に、天子其名譽をきかず、

爵祿不及門、

爵は、くらゐなり、祿は、俸祿なり天子其名をしらざる故に爵祿家門にいたらず、

門外惟有吏、日來徵租更索錢、

租は、田地の年貢なり、錢は夫役の錢なるべし爵祿名門にいたらずして、かへつて租錢を催促する官吏のみ門外にいたるとなり是爵祿なき故に貧なることを云詿時之人不能與儔と云二句の意、董生が孝慈時の人、これと共にひとしくすべき者なし、されども其名かくれて、世にしられざる故に、韓子其ために此詩をつくりて、名をあらはすとなり、

嗟哉董生、

上よりは、下にそなはらざることをせめのぞむ、

遂爲乖爭、

乖は、そむく、爭は、あらそふなり、

苟能相與忍之、

上も下も、よく相共に、堪忍すればとぞ、

則家道雍睦矣、

家道は家人のあひまじはる道を云、雍は、やはらぐなり、註高齊とは、齊の國姓、高氏なればなり、

○韓文公作董生行曰、

公姓は韓、名は愈、字は退之、文と謚し、昌黎伯に封ず、唐朝の大儒なり、董は姓、生は學生の名なり、名を召南と云、文公の友なり、行は、歌の一體なり、董生孝慈の德あれども時に志を得ず、かくしてひとり義ををこなふ、文公はこれによりて、董生行と云歌をつくりて其事をあらはせり、

淮水出桐栢山、

淮は、川の名、桐栢は、山の名、淮水のみなもと、此山より出づ、

東馳遙遙、

馳とは、ながれはするぞ、遙々は、はる〳〵と云義なり、

千里不能休、

千里をふれども、ながれやまず、

淝水出其側、

淝は、川の名、これも桐栢山のかたはらより出づ、

不能千里、

淮水の如くに、とをからぬなり、

百里入淮流、

わつかに百里ばかりにして淮水に入り、一つになりてながるゝなり、一説に、不能千里百里入淮流とよむ、只其流れの遠からぬことを云、以上六句董生が居る所の山川の形を、ありのまゝにのべたれば、詩歌の六義にをいて、賦の體なり、賦をかぞへうたと云、されども又淝水のながれ、とをからぬを見て、董生が德

麟徳中、
麟徳は、唐の高宗の年號なり、
高宗封泰山、
高宗は、唐朝第三世の天子の廟號なり、泰山は、山の名、これを封ずとは、まつることを云、封は土をます義なり、山上に土をつけまし、壇をつきてまつるを封ずと云、
幸其宅、
山祭のついでに、公藝がいへに、みゆきあり、
召見公藝、問其所以能睦族之道、
睦とは、やはらぎしたがふ義なり、九世同居はまれなることなれば、其親族をやはらぐる道、いかやうのことぞとゝへるなり、
公藝請紙筆以對、
公藝かみふでをこひいだし、かきつけて、こたへを申せしなり、
乃書忍字百餘以進、
其こたへに、只忍の字大小百あまりをかきて、たてまつりけり、忍は、たへしのぶ意なり、
其意以爲宗族所以不協、
其意は、其百忍の字を以て、こたへたる意也、
由尊長衣食或有不均、
尊長は、上に居てたつとく、おとなしき者を云、衣食は、下にあたふる衣食をさす、不均とは、かたおちあることを云、
卑幼禮節、或有不備、
卑幼は、下に居ていやしく、わかき者を云禮節は、上につかふる禮節をさす、不備とは、をろそかなることを云、
更相責望、
更は、たがひにと云義なり、責望は、せめのぞむなり、下よりは、上にひとしからざることを、せめのぞみ、

巷は、俗に云づしなり、こゝにては、家の内外に、往來する道を云、果木は、くだもの、うへ木なり、方は、けたなり、列は、つらなるぞ、門をたて、巷をとをし、果木をうへならぶること、皆たゞしくしてゆがまず、つらなりてみだれず、

曰無苟亂也、

方位行列を、かりにもみだらじとなり、〔註〕阮氏は、いまだ其名字をしらず、營築は、いとなみきづくなり、造設は、つくるなり、渾堅とは、渾はかどなき義なり、物のかどなくしてかたくそこねざるやうにして、形のふつゝかなるを、きらはぬなり、朴素とは素もすなほなり、皆かざりをせぬ義なり、經畫は、いとなみかぎるなり、作事をいとなみはじむる時に、さしづをし、なはゞりなどを以て、かぎりをすることを云、其爲人不苟と云二句の意、其人の性行、ぞろそかならず、みだりならざる故に、物ごとするゝ〱まで　、皆いやしくもせずとなり、○按ずるに、此章只王氏の人となり、いやしくもせざるをみるのみにあらず、凡そ家人のなれそむ所の物皆方正素朴なる時は、其心も共に化して、ついに正しくすなほなるべし、童蒙などを、やしなひたつるには、いよ〱かくあるべきことなれば、家をおさむる道、これにかゝれること、いとおもし若華飾をこのみ珍玩をもとめて、無用の錢財をついやす者は、まことに云にたらず、風流をしつらひ新奇をたくみて、無益の精神をついやすことも、己をおさめ、人をおさめしむるに、をいて、そこなふ所すくなからず、ふかくいましむべきことなり、

○張公藝九世同居、

張は姓公藝は名、唐朝の人なり、同居とは、宗族一つの家に、同じくすむことを云、公藝先祖より同居して九代に及べり、

北齊隋唐、

北齊は、北朝の齊國なり、

皆旌表其門、

旌表は、あらはす義なり、門閭を旌表すること、前篇に見えたり北齊より以來の君臣たび〱張氏が門を旌表しけり、

も、なをかくの如くなれば、禮法の場にては、勿論のことなり、

子孫非公服不見、

公服は、即前章の朝服、是子孫に禮をしめすなり、

閨門之內、若朝廷焉、

おくふかきねやの內までも、禮儀正しきこと、朝廷の如し、

御家以四教、

家人をおさむるに、其をしへ四つあり、

勤儉恭恕、

是四教の條目なり、勤は、つとむるぞ、事をつとめて、をこたらざることを云、儉は、つゝまやかなり、用を制して、をごらざることを云、恭は、うや〳〵しきぞ、是己をたもつ道なり、恕は、はかるなり、わが心ををして、人に及ぼす、是人にあたるの道なり、

正家以四禮、

家法をたゞしくするに、其禮四つあり、

冠婚喪祭、

是四禮の條目なり、其義嘉言の篇に見えたり、

聖人之書、

九經の類をさす、

及公服禮器不假、

公服は、朝服祭服をかねて云、禮器は、祭器樂器をかねて云、以上は皆君子のそなふべき物なれば、自ことたるやうにして、人にからず、

垣屋什物必堅朴、

垣は、ついぢ、屋は、いへなり、什物は、常に用る雜具なり、堅は、かたく、朴は、すなほなり、只かたくしてそこねず、すなほにして、たゞしからぬやうにして、風流華美なることをせず、

曰無苟費也、

財をみだりについやさじとぞ、

門巷果木必方列、

所生とは、我をうむ所の母を云、

旦夕溫凊、

溫は、冬あたゝかにし、凊は、夏すゞしくするぞ、

出入啓覲、

啓は、まうすなり、出る時は必申す、覲は、まみゆるなり、かへる時は必まみゆ、

家事巨細、

巨は大、細は、小なり、一家の大事小事を云、

一以咨決、

李氏にとひさだむ、

毎兄弟出行有獲、

孝芬兄弟、よそにいでゆきて、をのれに得たる物あればなり、

則尺寸以上、

尺寸は、すこしのことなり、尺寸より以上の物をとぞ、

皆入李之庫、

私にたくはへず、

四時分賚、

春夏秋冬の、衣服の類を、家人にわけあたふることを云、賚は、あたふるなり、

李氏自裁之、

裁すとは、はからひさだむる義なり、それ〲に、はからひあたふることを、李氏自これをつかさどれり、以上皆孝芬等、生する所につかふるが如くせしことなり、

如此二十餘歲、

二十餘年の久しきをへて、其法かはらざりしなり、○此章孝芬等が孝順を、みるのみならずして、李氏が女德の、よく家人をやはらけゝることをみるべし、

○王凝常居慄如也、

王は姓、凝は名、字は叔恬、文中子の弟なり、唐朝につかへて、監察御史となる、常居とは、平生家に居る時を云、慄如は、をごそかに、つゝしめる貌なり、常居に

盡恭順之禮、
恭順は、うやまひしたがふなり、
坐食進退、
座するも、食するも、すゝむも、しりぞくもなり、
孝芬不命、則不敢也、
孝芬命せざる時は、座食進退あへてほしいまゝにせす、
雞鳴而起、
つとめてとくおきてなり、
且温顔色、
温の字義明倫の篇に見えたり、兄の顔色を、うけしくなり、
一錢尺帛、不入私房、
一文の錢、一尺の帛をも、私のへやに、いれをかずして、家長のくらに、ひとつにおさむるなり、
吉凶有須、
各吉凶の禮につきて、家財をもちふべきことあればなり、
聚對分給、
家長以下、よりあひ對談して、ほどよくわけあたふ、
諸婦亦相親愛、
諸婦は、兄弟のよめどもなり、親愛は、したしみあはれむぞ、
有無共之、
衣食財物などの、あるとなきとを、ひとしくして、これを相共にす、
孝芬叔振既亡、
叔は、をぢ、振は、其名なり、叔父崔振、此時まで、家長なりけると見えたり、亡すとは、死するなり、
後孝芬等、承奉叔母李氏、
承奉は、つかふるなり、叔母は、をばなり、叔父の妻を云、叔母の姓は李氏なり、
若事所生、

を官にしたがへざるは、進退を自由にせんがためなり、

送一力給其子、

力は、力者なり、やつこのことを云、妻子を官にしたがへざる故に故郷にて、其子の苦勞すべきを、思ひやりて、僕一人を、をくりあたふ、

書曰、

其時のふみの詞なり、

汝旦夕之費、

旦夕は、あけくれなり、費は、力のついやすぞ、用と云義なり、

自給爲難、

給すとは、そなふる義なり、自身その用にそなへつゝくること、かたかるべしとなり、

今遣此力助汝薪水之勞、

薪は、たきゞなり汝がたきゞとり水くむ辛勞をたすくとなり、

此亦人子也、

此僕も亦人の子なれは其おやも、亦わか汝を思ふが如くなるべし、

可善遇之、

遇は、あたる義なり、よきやうにあたりて、あしくつかはざるとなり其慈の意、己を推て人に及ぶことふかく思ふべし、

○崔孝芬兄弟、

崔は姓、孝芬は名、字は恭梓、北朝の魏の臣なり、其父崔挺までに宗族すでに五世同居せり、

孝義慈厚、

孝あり義ありて、慈愛敦厚なり、

弟孝暐等、

孝暐は、弟の名、

奉孝芬、

奉ずとは、つかふるなり、

而妻子耘於前、

耘は、草をひくなり、前とは、龐公が前なり、

表指而問曰、

劉表其する所の農業をゆびざして、龐公にとへり、

先生苦居畎畝、

先生は龐公をさす畎畝の字義、稽古の篇に見えたり、先生貧苦して、田地の中に住みてあり、

而不肯官祿、

其才徳をたつとみて官祿をあたふれども、これをうけこはず、

後世何以遺子孫乎、

身の後の世に、何を以か子孫にのこし、あたへんとなり、

龐公曰、世人皆遺之以危、

富貴なる者は、身をたもちがたくしてあやうし、世の人は皆富貴のあやうきを以て、子孫にあたふ、

今獨遺之以安、

勤勞する者は身をたもちやすくして、こゝろやすし、今我ひとり勤勞のやしきを以て、子孫にあたふ、

雖所遺不同、未爲無所遺也、

子孫にあたふる所、世の人と同じからざれども、我も亦あたふる所なしといはれずとなり、

表嘆息而去、

嘆は、なげくなり、息はいきなり、おほいきして、ほめなげくを嘆息と云、劉表ふたゝび詞なく、只ほめなげきて、かへり去りけり、〔註〕宗室は、宗族のいへと云なり、天子の宗族を宗室と云、理勢然也とは物の理といきほひとかくの如しとなり、

○陶淵明爲彭澤令、

陶は姓、淵明は名、字は元亮、靖節先生と號す、晋朝の高士なり、彭澤は、縣の名、令は、あがたの奉行なり、

不以家累自隨、

家累はいへのかゝづらひなり、妻子のことを云、妻子

聖主は、聖德の主君なり、天子をあがめて云、惠養は、めぐみやしなふなり、老臣は、疏廣わがことを云、

故樂與鄕黨宗族、共享其賜、

このゆへに、子孫の ためにせず、只我が樂をなして、鄕里宗族とともに、君のたまものを、うけ用ひてとなり、

以盡吾餘日、

餘日は、あまりの日ぞ、おひていきのこせる月日と云義也、

不亦可乎、

これも亦よきことにあらずやとなり、○按ずるに世の人子孫を愛するによりて、其長久をはかるに、只田宅貲財を多くのこさんとのみ思へり、是子孫をして、其身はをごりをこたり、人にはうらみにくましむることなるをしらず、只子孫をして其力をはげまさしむる時は、驕惰淫逸の念をこらずして、よく其身をたもち、其壽をながくす、人のうらみもなく天のとがめもなし、況や學をつとめて、身をおさむる者は、祿其中にあるをや疏廣此道理をてらしみる故に、かくの如くなり、まことに子孫をよく愛する者にあらずや、

○龐公未嘗入城府、

龐は姓なり、公の名いまたつまびらかならす、字を德公と云、東漢の世の隱者なり、城はみやこ、府は、官人の居る所なり、一生田野にのみをりて、城府に入ことなかりしなり、

夫妻相敬如賓、

家貧なりといへども、夫婦の間うや〱しくて、賓客の相對するが如し、

劉表候之、

劉は姓、表は名、字は景升、漢帝の宗族、荊州の太守なり、龐公をよべども、來らざる故に、自ゆきてとむらふ、

龐公釋耕於壟上、

耕は、たがやすぞ、壟は、田の中のたかき處を云、龐公自たがへしけるが、しばらく其事をやめて、壟上にやすみ居けり、

足以共衣食、

農桑の利を以て、衣食をいとなむに、事たりてぞ、

與凡人齊、

凡人は、世なみの人を云、衣食のそなへ、凡人と同じ、

今復增益之、

增益は、ますなり、田宅をつけましてなり、

以爲贏餘、

贏餘は、あまりなり、これを以て、衣食のあまりあることをせばとなり、

但教子孫怠惰耳、

怠惰は、をこだるなり、凡そ人、衣食あまれる時は、これをたのみて、をこたりやすし、今增益して、贏餘をなすことは、只是子孫に怠惰を敎るばかりなり、

賢而多財、則損其志、

賢者なれども財多き時は、安逸にながれて、道義のみさほ、たゆみやすし、是其志を損ずるなり、

愚而多財、則益其過、

愚者にして財多き時は、をごりて其あやまちをます、

且夫富者、衆之怨也、

衆は、諸人を云、財貨にとめる者は、必衆人これをうらむ、○財貨は天下にゆきめぐる、おほやけの物なり、然るをひとりつみたくはへて、ひとりの利とする者あれば、人皆これをうらみにくむ、是必然の道理なり、この故に、むかしより、富を怨府といふ、

吾既無以教化子孫、

我今まで、子孫を敎化して、賢者となさゞれば愚者の類ぞとなり、

不欲益其過而生怨、

さらに又子孫のために、財をつみて、其あやまちをまし、人のうらみを、生ぜんことをねがはず、

又此金者、聖主所以惠養老臣也、

信愛者曰、

其とは、疏廣をさす、昆弟とは、ひろく親類をさす、老人とは、其年たけたる者を云、疏廣が日比信じ愛する者にかたるなり、

子孫冀及君時、

君は、疏廣をさす、家君の富貴なる時に、およびてなり、

頗立産業基址、

頗は、よほどにと云義なり、産業とは、家のすぎはひなり、基址は、もとゐなり、

今日飲食費且盡、

只今の飲食のまうけに、餘金をついやして、つきなんとするとなり、

宜從丈人所、

丈人は、年たかき者を云、即疏廣が信愛する兄弟の老人をさす、家君と共に、丈人の處につきてとぞこゝにて云ふは然るべからずとなり、一説に、從丈人所とよむ、そなたよりと云義なり、子孫が云となく、そなたの意からにしてとなり、

勸說君置田宅、

田は田地、宅は屋地なり、家君に今餘金を以て田宅をかひをくべきことをすゝめてときいれよとぞ、

老人即以閒暇時、爲廣言此計、

間暇時は、しづかにて、いとまある時を云、此計は、田宅を置ことなり、諷誘は、ひきしたがふる義なり、

廣曰、吾豈老悖、不念子孫哉、

老悖とは、悖はさかふなり、おひぼれて、道理にたがふを云、われ老悖して、子孫のことを、思はざらんや、

顧自有舊田廬、

田廬は、即田宅なり、思ひみるに、今をのづから、もとよりの田宅あり、

令子孫勤力其中、

子孫をして、もとの田廬の内にをいて、力をいだして産業をつとめしむればなり、

とまを申し、わが身をこひうけて、家にかへらんとするを、骸骨を乞と云、疏廣其かしづける太子、やうやく成長し玉ふ故に、帝にいとまをこひてかへれり、〇此時疏廣が兄の子疏受、太子少傅たり、共にいとまをこひてかへる、

加賜黄金二十斤、

加賜は、ほどこし玉はるぞ、帝其乞所をゆるして、又黄金を玉はるなり、

太子贈五十斤、

黄金五十斤なり、

歸鄕里、

故鄕にかへるなり、

日令家供具設酒食、

毎日家人をして、其金にて酒食の具をいとなみて、其まうけをなさしむるなり、供とは、もとめそなふる義なり、設とは、つらねをく義なり、

請族人故舊賓客、

一族の人、並に故舊の友と、往來の客とを、請ずるなり、

相與娛樂、

娛樂は、たのしむなり、此酒食を以て、相共にたのしむ、

數問其家金餘尚有幾斤、

たび〳〵其家人に、金のあまり、なをいかほどあるぞと問てなり、

趣賣以共具、

趣すは、もよほす義なり、金のあまりを、たくはへずして、家人をもよほし、これをうらせて、酒食の具をそのふるなり、共は、供と同し圏告老は、身のおひたることを、申しあげて、家にかへることを云、即骸骨を乞ふなり、

居歲餘、

家に居ること一年あまりしてなり、

廣子孫竊謂其昆弟老人廣所

石慶をせむる詞なり、
內史貴人、
內史は、石慶をさす、
入閭里、里中長老、皆走匿、
閭里は、さとなり、長老は、里中の年たけたる者を云、走匿るゝことは、威勢にをそれてなり、
而內史坐車中自如、固當、
自如は、自若と同じ義なり、氣色自然にして、變ぜざることを云、石慶たつときにをごれる故に、里門に入て、車よりおりず車中に坐して自如たるなり、固當れりとは、まことに是道理にあたれりと、詞をかへしていたくせむるなり、
乃謝罷慶、
罷とは、しりぞくるなり、石慶あやまちをあらたむる意、誠なりけるゆへに、萬石君其意趣をことはり、謝して、石慶をしりぞかしめ、更にとがむることもなかりしなり、

慶及諸子、
諸子と云も、萬石君が子どもをさす、是より以下せめられてより後のことを云、
入里門、
里門は、即里の外門なり、
趨至家、
只車よりおるゝのみならずして、とくあゆみて、家にいたる、注閭族とは、閭は擧の字の義族は、即束なり、巷門とは、巷はちまたなり、町かしらの、總門と云義なり、
○疏廣爲太子太傅、
疏は姓、廣は名、字は仲翁西漢の名臣なり、太子太傅は、官の名皇太子のかしづきなり、此時の君は宣帝、太子名は奭、後に元帝と申す、
上疏乞骸骨、
上疏は、疏をたてまつるとよむ、疏は言上の申しぶみなり、骸骨は、ほねなり、仕官する者、年おいて後、い

家にかへりて、萬石君にまみゆ、

入子舍、

子舍は、ねやのかたわきなる、ちいさきへやを云、是萬石君が子舍をさす、

竊問侍者、

是も萬石君が侍者をさす、

取親中帬廁牏、

中帬は、はだぎぬなり、廁牏はかはやの內にて、糞をうくるうつは物なり、

身自浣滌、

浣滌は、あらひすゝぐなり、

復與侍者、

侍者にあらはせずして、自あらふこと、親のけがれを人にくませじとなり、是凡そ人の子たる者の常禮なり、

不敢令萬石君知之、

もしこれをしらば、心にやすんぜられまじければなり、

以爲常、

これを以て常のこととして、をこたらず、註休暇は、いとまなり、小房とは、小は子の字の義、房は即舍なり、中衣は、內にきる物なり、穢器は、けがれたるうつは物なり、

內史慶醉歸、

他所より酒にえひてかへれり、

入外門不下車、

外門は、其里の總門を云、

萬石君聞之不食、慶恐肉袒謝罪、不許、擧宗及兄建肉袒、

擧宗は、宗族みなと云義なり、皆石慶がために罪を謝す、

萬石君讓曰、

其つゝしむことふかくして、をこたらず、

其執喪哀戚甚、

執は、とりをこなふぞ、哀戚はかなしみいたむなり、

子孫遵教亦如之、

子孫萬石君が敎にしたがひて皆其ごとく禮義を守りしなり、註叩首は、かうべをたゝくなり、たたくと云も地につくる義なり、

萬石君家、以孝謹聞乎郡國、

萬石君が一家、孝愛敬謹の名を以て、其國こほりに、きこえあり、孝謹は即宮門闕にて、車よりおるゝ以下のことなり、

雖齊魯諸儒質行、

齊魯は、二國の名、儒者多き國なり、質行とは、質はつゝしむ義なり、行跡のつゝしみあることを云、齊魯二國の、もろ〳〵の儒者、質行ありときこゆる者といへどもなり、

皆自以爲不及也、

皆萬石君が家風におよばずと思へり、

長子建爲郎中令、

長子は、長男、建は、其名なり郎中令は、官の名、宮中に常に伺候する、郎官のおさなり、

少子慶爲內史、

少子は、末子、慶は、其名なり、內史は、官の名、京都の奉行なり、

建老白首、

白髮になるまでなり、

萬石君尙無恙、

無病なりけるぞ、

每五日洗沐、

洗は、身をあらふ、沐は、髮をあらふなり、漢朝の法、官人五日ごとに、一日いとまを玉はり、家にかへりて、沐浴せしむるなり、

歸謁親、

長老は、長者老者なり、一族の年たけたる者を云、これに因てとは、罪ををかせる者、これをたのみて、いはしむるなり、肉袒は、かたぬぎて、肉をあらはすなり、とがめのつゑを、うけんとなり、

固謝罪、

固くとは、再三の義なり、謝罪とは、自罪ををかして萬石君になやみをかけ、くひかなしむおもむきを、いひのぶるなり、

改之乃許、

今よりきつと、此あやまちをあらたむべしと云時は、萬石君すなはちこれをゆるして、常の坐、常の食にかへれり、

子孫勝冠者在側、

勝冠とは、成人して元服すべき年比の者を云、

雖燕必冠、

燕は、燕居なり、間居する時を云、燕居にも必冠するは、いつとても、必禮を守るべきことをしめす、

申申如也、

申々は、やはらぎしたがへる意なり、如は、其氣象の申々たるをかたどる詞なり、

僮僕訢訢如也、

僮僕は、やつこなり、訢々は、やはらぎよろこべる意なり、僮僕にあたれる氣象、かくの如し、

唯謹、

只申々訢々として、やはらぐ時は、ながれて、ほしいまゝになりやすし、この故に又敬謹をくはふ、

上時賜食於家、

上は、天子なり、家は萬石君が家をさす、

必稽首俯伏而食、

稽首とは、稽はとゞむるなり、首はかうべなり、拜してしばらくかうべを地にとゞむ、きはめてたつとむ時の拜なり、俯伏は、うつむくぞ、是も拜する時のことなり、拜して後、おきあがりて食するなり、

如在上前、

門闕は、すべて宮殿の門を云、これを過るとは、其まへをとをるなり、

必下車趨、

君を敬するの至りなり、

見路馬必軾焉、

句義稽古の篇に見えたり、即禮に公門にくだり路馬に軾すと云ふことを、よく守れり、

子孫爲小吏、

小吏は、小官なり、

來歸謁、

謁すとは、まみゆるぞ、萬石君にまみゆるなり、

萬石君必朝服見之、

朝服は、出仕する衣冠なり、是小官なれども、君の職を敬すればなり、又禮法を子孫にしめさんとなり、

不名、

子孫なれども、名をよばずして、其官を稱す、意上の句に同じ、

子孫有過失、

過失は、あやまちなり、

不誚讓、

誚讓は、ことばにてせむるなり、

爲便坐、

爲には、子孫のためになり、便坐は、便室にひきこもりて居るぞ、正堂にあらずして、かたわきなる、たよりよき所を便室と云、

對案不食、

案は、食をすへならぶる物を云、飯臺の類なり、便坐して食せざること、わがをしへのたらざる故に、子孫にあやまちありとして、自せむるなり、

然後諸子相責、

諸子をそれて、各其つみをたづね、互に相せむるなり、

因長老肉袒、

亡父未嘗以白金委人也、
亡は、死の義なり、委ぬと云も、寄する義なり、是其父銀子を人にあづけたることを、しらざる故に、かく云なり、

兩人相讓久之、
互にゆづりあひて、久しく決せざりけり、

呂滎公聞之曰、
滎公のこと、前に見えたり、

世人喜言無好人三字者、
無好人とは、世にあしき人の多きを見て、とにかくよき人と云ものなしと云詞なり、世の人此詞をこのみて云者はなり、

可謂自賊者矣、
人ををしなめて、あしき者なりと云は、をのれがあしき所を、立つべきがためなり、人の徳性本來みな善なるを、かやうにあしき物にしなすこと、自其徳性を、そこなふ者と云べし、

古人言人皆可以爲堯舜、
古人は、孟子をさす、人の性もと善なる故に、其分量をきはめて、みつる時は、皆これを以て、堯舜の聖徳にも至るべしとなり、

蓋觀於此而知之、
是は滎公の詞なり、蓋とは、うたがふ詞、云意は、今にをいては、大かた此白金をゆづるやうなることを見て、人姓みな善なりと云ことを知るならんとぞ、○此章は、明倫にをいて、朋友の交りを、實にするなり、

○萬石君石奮、
石は姓、奮は名、西漢の名臣なり、石奮其子四人と共に皆二千石の位なりける故に、景帝石奮を號して、萬石君といへり、

歸老于家、
年おひて後、みやづかへをかへして、家にかへり居るを、歸老と云、

過宮門闕、

亦未嘗敢呼字也、
句義上に同じ、
當時故家舊族、
舊も、ふるきぞ、故家舊族とは、只ふるき家族と云義なり、
皆不能若是、
かやうなる、謙厚の禮法、なかりしなり、註行は、排行なり、本文の第幾これなり、位は、世つぎの次第を云、位はたて、行はよこなり、本文の叔といひ、兄といひ、姑といひ、尊姑と云も、位なり、又一族の宗派をわけてよぶ時は、其つらのかしらたる人の、官を稱すると見えたり、たとへば、かしらに都察院の官あれば、察院位の弟幾叔、若兄と云なり、謙は、をのれをへりくだるなり、厚は、人をおもんずるなり、以上は明倫をいて、長幼の序を、實にするなり、
○包孝肅公尹京時、
公姓は包、名は拯、字は希仁、孝肅と謚す、宋朝の名臣なり、尹京は、京尹の官たるを云、京都の奉行なり、

民有自言、
自わが事を、うつたへて云なり、
以白金百兩寄我者死矣、
白金は、銀のことなり、百兩は、千錢なり、中國には、銀たかき故に、百兩の銀子は、大抵中等なる民の、一家の財產と見えたり、寄すとは、あづけをく義なり、死すとは、其あづけたる者、すでに死したるぞ、
予其子不肯受、
同心して、此銀をうけとらず、
願召其子予之、
以上うつたへの詞なり、
尹召其子、
尹は、孝肅公を云、其子をして、うつたふる者の云ごとくならば、銀をうけよといへり、
辭曰、
其子銀を辭退する詞なり、

は、兄のよはひの人を云、凡そ年まされること二十以上は、皆父のつらなり、二十にたらざるは、皆兄のつらなり、

必曰某姓第幾叔若兄、

某は、其さす所を、何とさだめずして云詞なり、第幾とは、兄弟の次第なり、太郎を大と云、二郎三郎より以下を、二三四五と云なり、これを排行と云、たとへば、李氏の尊者、排行第三なれば、李三叔と云、其長者、排行第五なれば、李五兄と云、是たつとみて云詞なり、按ずるに、叔は父のつらにて、わが父より、年わかきを云ならん、然ればわが父より年まされるを、伯と云べし、又我より年まされるを、兄と云時は、我よりわかきを、弟と云べけれども、大かた謙退して、兄弟のつらなる者はをしなべて、皆兄と云なり、

諸姑尊姑之夫、

姑は、をばなり、父の姉妹なり、尊姑は、祖父の姉妹なり、其夫は、俗に云をばむこなり、

必曰某姓姑夫、某姓尊姑夫、

たとへば李氏なれば、李姑夫李尊姑夫と云、

未嘗敢呼字也、

此句外姓尊長と云より以下を、かねて云、名は生れたる時に、父のつけたる名なり、字は元服する時に、加冠の人のつくる所なり、自稱する時は名を云、人を稱する時に、名をさしいはずして、字をよぶは、少したつとみたることなれども、等輩の禮なる故に、尊長に對しては、字をもよばぬなり、

其言父黨交游、

父黨とは、黨はともがらなり、父の等輩を云、交游とは、等輩の中にて、まじはりあそぶ人なり、是父の友を云、

必曰某姓幾丈、

丈は、丈夫の義、長老の人を云、この幾を、幾丈と云時は、其一族の五服の親の長幼を、すべて次第する排行を云なるべし、其族の高祖となる人を一として、子孫のわかれ、百二百にも及ぶなり、たとへば李氏にして、排行十三なる時は、李十三丈と云なり、

保すとは、かしづく義なり、これを保ずること、嬰兒のごとくするは、愛することの至れるなり、

毎食少頃、則問曰、得無饑乎、

老人は、腸胃つよからずして、食にあきやすく、又うへやすきことを、おもんばかりて、其食することに、食しをはりて、しばらくありては、則又うへ玉ふことなくて、おはすかと、とへるなり、

天少冷、則拊其背曰、

其背をなづることとは、衣のうすきあつきを、こゝろむるなり、

衣得無薄乎、

老人は、はだへあつからずして、さむきにも、あつきにも、たへがたきことを、おもんばかりて、天氣すこしひやゝかになれば、きものうすきことなくて、おはすかと、とへるなり、以上皆愛敬するのことなり、註腸胃は、皆腑の名、飲食をうくる所なり、氣體は、精氣形體なり、撫問とは、撫はなづるなり、やすんずることを云、安否をとふ義なり、

○近世故家、

此章は、呂氏童蒙訓に出たり近世とは、宋朝にて云ふぞ、故家とは、故はふるきなり久しくつたはりたる家を云、

惟晁氏、

晁氏は、晁文元公迥の末なり、

因以道申戒子弟、

以道は、文元公の玄孫、名は説之、字は以道、景迂と號す、申戒とは、かさねがさね、くりかへして戒るなり、

皆有法度、

家人のする所皆禮法あり、

羣居相呼、

羣は、あつまるなり、あつまりゐてたがひに相よぶ詞にぞ、

外姓尊長

外姓は、他姓の親類なり、尊は、父のよはひの人、長

公姓は李、名は勣、字は懋功英國公に封じ、貞武と謚す、

貴爲僕射、

英公尙書左僕射となる、唐朝の宰相なり、

其姉病、必親爲燃火煮粥、

爲にとは、姉のためになり、

火焚其鬚、

ある時其火英公のひげにつく、

姉曰僕妾多矣、

僕妾は皆やつこなり、男を僕と云、女を妾と云、めしつかふ者多きにとぞ、

何爲自苦如此、

なんぞかやうに、自くるしみてし玉ふぞやとなり、

勣曰豈爲無人耶、

我めしつかふ者なければとて、此事をせんや、

顧今姉年老、勣亦老、雖欲數爲姉煮粥、復可得乎、

互に年老たれば、ほどなく死すべきほどに、今より後、たび〳〵姉のために、粥を煮まほしく思ふとも、又煮ることを得べけんや、得まじきほどに、自するとなり、

○司馬溫公與其兄伯康、

兄名は旦、字は伯康、

友愛尤篤、

兄弟中よきを友愛と云、

伯康年將八十、

年八十にちかきぞ、

公奉之如嚴父、

公は、溫公なり、奉ずとは、つかうまつるなり、嚴は、たつときぞ、父は子のたつとみうやまふ者なるによりて嚴父と云、これにつかへて、嚴父の如くするは、敬することの至れるなり、

保之如嬰兒、

名、字は里仁、

弟弼好酒而酗、

弼は、弟の名なり、酗すとは、醉狂することなり、

嘗醉射殺弘駕車牛、

駕車牛とは、のる所の車をかくる牛なり、

弘還宅、

牛弘他所より、其家にかへる、

其妻迎謂弘曰、

牛弘がゝへるをまちかけ、いでむかへて、つぐるなり、

叔射殺牛、

叔は、夫の弟を稱する詞なり、婦人は夫親族のよぶことと、多くは其子の云所にしたがふ、

弘聞無所恠問、

其事をきゝながら、あやしみとがめて、その故をとふ所なし、

直答曰、作脯、

其牛を、ほしゞしにせよとなり、

坐定、

牛弘居しづまりてぞ、

其妻又曰、叔射殺牛、大是異事、

異事とは、つねにかはりたることなり、これをふたゝびつげて、牛弘がいかりをおこす、

弘曰、已知、

さきにきゝて、すでにしりたるとなり、

顏色自若、

自若は、其まゝにてかはらぬ義なり、

讀書不輟、

人の兄弟中あしくなること、おほかた婦人の云ことを、互にきゝいるゝによりてなり、牛弘其まどひなきこと、最殊勝にして、世の人の法とるべき所なり、

○唐英公李勣、

一味々々、まづこころむるなり、

椿命食然後食、

楊椿食せよと命じて、後楊津はじめて食す、

津爲肆州、

楊津肆州と云國の、受領として、其州に居けり、

椿在京宅、

楊椿は其まゝ、京都の宅にあり、

每有四時嘉味、

嘉味は、美味と同じ義なり、肆州にをいて、春夏秋冬の嘉味あるごとになり、

輙因使次附之、

附すとは、つくるなり、次は、次第なり、楊津京へ使をやる、次第々々の、たよりによりて、景物をつけそへて、楊椿にをくりしなり、

若或未寄、不先入口、

寄すると云も、附する義と同じ、此一段、楊津兄弟家にある時、一つの美味あるだにも、あつまらざれば、食せざりつることを、後までもわすれざるなり、

一家之內、男女百口、

百口は、百人なり、

緦服同爨、

緦服は、喪に緦麻の服をきる、四代へだゝりたる、とをき親類を云、爨は、いひかしくなり、これを同くすとは、共に食して、いゐゐをわかたざることを云、是四代を歷るまでも、なを一族同居するなり、

庭無間言、

庭は家庭なり、只家の內を云、間は、ことなるぞ、言は、ことばなり、上下の人、皆かた思ひなき故に、凡そ一家の內にをいて、たが身のことを、たが云にも、其詞ことならずして、互に相そしることなきぞ、家風の純厚なること、かくの如し、

○隋吏部尙書牛弘、

吏部尙書は、官の名、此方の式部卿なり、牛は姓、弘は

えたり、楊椿が安否を、うかがひ居て、かへらず、

椿津年過六十、並登台鼎、

台鼎は、司徒司馬司空の三公を云、台は、三台と云星の名、六星ありて、二星つゝ、三所にならぶ、鼎は、かなへなり、食を煮るうつは物にて、三つの足あり、朝廷の三公あること、天の三台あり、鼎の三足あるが如くなれば臺鼎と云なり、兄弟みな年六十にすぎて、椿は司徒となり津は司空となる、是並に臺鼎の位にのぼるなり、

而津常旦莫参問、

旦莫は、あけくれなり、参は、まみゆる義なり、問は、安否を問ぞ、是楊椿に参問することを云、

子姪羅列階下、

姪はをひなり、子姪は、椿と津とが子どもを云なるべし、羅列は、つらなるぞ、子姪皆楊津にしたがひ、堂階のもとにつらなりたちて、同じく楊椿に見参す、

椿不命坐、津不敢坐、

楊津に座せよと、楊椿命ぜざる内は、楊津あへて座せず、年たかくして、位たつときことを、きはむれども、兄弟の友愛少しもおとろへず、しかも其恭敬、父子の如くなること、かくの如し、是より下、皆同じ意なり、

椿毎近出、

ちかき所にいでゝなり、

或日斜不至、

斜は、かたぶくことを云、不至とは、かへりきたらざればなり、

津不先飯、

飯すとは食するぞ、

椿還然後共食、食則津親授匙箸、

匙は、かひなり、物をすくふ、箸は、はしなり物をはさむ、古人は食する時に此二つをかね用ゆこれを授くとは、楊椿にとりてまいらすることを云、

味皆先嘗、

終日相對、
相對して、物がたりす、
未嘗入内、
内は、各のねやをさす、
有一美味、
美味は、むまきあぢはひなり、一味の美食ある時にもなり、
不集不食、
兄弟あつまらざれば、一人さきだちて食せず、
廳堂間往往幃幔隔障、
往々は、つねぐ\と云義なり、幃は、とばり、幔は、幕なり隔障は、へだつるなり、幃幔を以て、へだて きりてなり、
爲寢息之所、
寢息は、いねやすむぞ、休息の義なり、
時就休偃、
休は、やすむ、偃は、ふすなり、時々此處につきて休息す、
還共談笑、
談は、かたる、笑は、わらふなり、しばらく休息しては又あつまり居て、相共にかたらひわらふなり、
椿年老、曾他處醉歸、
楊椿年たけて後、ある 時、よそより、酒に ゑひつかれてかへる、
津扶持還室、
室は、ねやなり、楊津たすけかゝへてかへり、楊椿がねやに入るゝなり、
假寢閤前、
假寢は、かりねなり、衣冠をぬがずして、ねる ことを云、閤は、ねやの戸なり、醉のいたみを、心もとなく思ふ故に、楊椿がねやの戸口に、うたゝねして居けり、
承候安否、
承候は、うけうかゞふぞ、安否の 字義、稽古の 篇に見

おひたる者を云、

異哉此子、

異哉とは、其まもる所をこなふ所、みな人にことなることをほむるなり、此子とは、庾袞をさす、

守人所不能守、行人所不能行、

志を守り、身に行ふ所、みな人のしがたきことを、よくするとなり、

歳寒然後知松栢之後凋、

春夏の比、萬木みなさかえたる時は、いづれも同じやうに見ゆれども、歳くれさむくなりて後にぞ、松栢の性かたくして、諸木のかれしぼむにをくれて、ついにしぼまざることを、しるとなり、是論語の孔子の語を引て、下の句に云所の、たとへとす、

始知疫癘之不能相染也、

平生無事なる時は、人の邪正、同じやうに見ゆれども、かやうの疫癘などに、ふれて後にぞ、庾袞が如く、正しきみさほある者には、邪氣うつりそまずと云ことを、今はじめてしりつるとなり、

○楊播家世純厚、

楊は姓、播は名、字は延慶北朝の魏人なり、其家風代々もつはらにしてあつし、

並敦義讓、

義は、恩義なり、讓は、我より辭退して、かれにをしゆづることを云、家人みな恩義遜讓の行實に、あつかりしぞ、

昆季相事有如父子、

昆は、このかみ、季は、おとうとなり、弟として、兄につかふること、愛敬ふかくして、子の父につかふるやうなる所あり、

椿津恭謙、

椿津は皆楊播が弟の名、楊椿字延壽、楊津字は羅漢、みな其兄につかふること、うやうやしく、へりくだれり、

兄弟旦則聚於廳堂、

旦にはとは、夜あくればなり、廳堂は、はしのまなり、

袞獨留不去、
庾袞只ひとり留りて、庾毗がために、看病してさらす、

諸父兄強之、
諸父兄は、親父親兄の外、從父從兄なども、皆父兄のたぐひなる故に、をしなめて、諸と云、強とは、庾袞にしゐて、家をいでしむるなり、

乃曰、
庾袞が詞なり、

袞性不畏病、
わがうまれつき、人の病をうつらざれば其うれへなしとなり、

遂親自扶持、
扶持とは、たすけかゝゆるぞ、兄庾毗を、自あつかひけり、

晝夜不眠、
其あつかひにをこたらず、

其間復撫柩、
柩は、棺のことなり看病のひまには、又二兄の棺をなでゝなり、

哀臨不輟、
臨は、なくことなり、かなしみなくことやます、

如此十有餘旬、
旬は、十日なり、十有餘旬とは、十旬にあまりて、又數旬なり、百數十日を云、

疫勢既歇、
時にはやりし疫癘のいきほひ、すでにやみけり、

家人乃反、
一家の人、皆家にかへる、

毗病得差、袞亦無恙、
恙は、うれへともよむ、病のことなり、

父老咸曰、
父老は、其郷里の内の、年たかくして、父のごとくに、

時人義而哀之、
そのかみの人鄧攸がしわざを、義ありとして、其子なきことをかなしむ、
爲之語曰、
鄧攸がために、人と相かたるなり、
天道無知、
天道あきらかなりといへども、亦それ茫々として、知識なき物ぞとなり、
使鄧伯道無兒、
何とてものしることなきと云なれば、鄧伯道が如くに義をたつる者には、天必これにさいはひをなすべけれども、ついに子なからしむるによりてなり、
弟子綏、服攸喪三年、
鄧攸卒しける時に鄧綏其厚恩を思ひて、父の如くに三年の服きけり、誠にかくあるべきことなり、
○晉咸寧中大疫、
咸寧は、武帝の年號なり、疫は、疫病なり、其比大いにはやりしなり、
庾袞二兄俱亡、
庾は姓、袞は名字は叔褒、其兄二人共に疫病にて死せり、
次兄毗復危殆、
危殆は皆あやうきぞ、病の甚きことを云、二兄の次の兄、名は毗と云し者も、亦うつりやみて、すでにあやうし、
癘氣方熾、
癘は疫と同じ病なり、氣は、其いきほひを云、方とは、其時にあたりてと云義なり、其時疫癘のいきほひ、最中なりけるぞ、
父母諸弟、皆出次于外、
庾毗が疫病のうつらんことをおそれて、父母も弟どもも、皆病者をすて、外にいでゝ、別の所にやどりゐけり、

又遇賊掠其牛馬、
掠むとは、俗にかすると云詞なり、せまりてとることを云、鄧攸又賊兵にあひて牛馬をうばゝれけり、
歩走擔其兒及其弟子綏、
歩走はかちにてゆくぞ、鄧攸みづから其子と、其弟の子鄧攸とを、になひてにげたり、
度不能兩全、
鄧攸其子と姪と、ふたりながら全くして、のがるまじきことを、はかりみてなり、
乃謂其妻曰、吾弟蚤亡、
年わかくて死したり、
唯有一息、
息は、子のことなり、
理不可絕、
道理にをいて、其あとをたつべからず、

止應自棄我兒耳、
只わが子をすてゝ、姪をたすくべきのみぞ、これより外の所為なしとなり、
幸而得存、
此たびさいはひにのがれて、いのちを存することを得たらばなり、
我後當有子、
我は後に、又子もあるべきほどにとぞ、
妻泣而從之、
其妻かなしく思ひながら、なくなく其ことはりにしたがふ、
乃棄其子而去之、
のがれ去けり、
卒以無嗣、
鄧攸この故を以て、ついに其世つぎなかりしなり、
註句奴は、胡國を云、北のえびすなり、

凶虐は、あしさまに、しへたぐる義なり王覽がいさめによりて、少し心をやはらげしなり、

朱屢以非理使祥、

非理は、無理と同じ義なり、

覽與祥俱、

王覽母の王祥にせしむることを、我も亦ともぐにしけり、

又虐使祥妻、

母又王祥が妻をにくみて、しへたげつかひけり、

覽妻亦趨而共之、

王覽が妻も、愛敬ある者なりしかば長婦のしへたげらるゝをかなしみて、其所をわしりよりて、相共にこれをしけり、

朱患之乃止、

朱氏王祥夫婦のみを、虐せんと思へども、其虐王覽夫婦に及ぶことを、うれへとして、せんかたなく、ついに虐使することを、やめけるなり、○王覽後に光祿卿の位にいたる、即晉の中興の相王導が祖父なり、註遇待也とは、待するも、過すると同じ義なればなり、

○晉右僕射鄧攸、

此僕射は、尙書僕射にて、宰相の列なり、其官に左右あり、鄧は姓、攸は名字は伯道、

永嘉末、

永嘉は、晉の懷帝の年號なり、

沒于石勒、

沒せらるとは、せめおとさるゝ義なり、石は姓、勒は名、胡國の人なり、永嘉の末に、亂をおこして、西晉の都をせめおとす、

過泗水、

泗水は、川の名、都をおちて、泗水の邊をとをりけり、

攸以牛馬負妻子而逃、

鄧攸おちうどゝなりて、亂をのがるゝ時の體なり、

普明兄弟叩頭、
叩頭の字義、上章に見えたり、是あやまりをくひて、罪を謝するなり、
乞外更思、
まづ外にいで、あらためて、思案つかまつるべしと、こひけるなり、
分異十年、
兄弟中あしくして、財をわかち、居をことにすること十年なりけるにぞ、
遂還同住、
ついに其中相やはらぎ、たちかへりて、同くすみわたりけり、註良心は、よきこゝろなり、人々むまれつきたる本心の、よき所を云、人心之天とは、人の心にそなはれる徳性の、天然にして善なることを云、

○王祥弟覽母朱氏、
王祥がこと、前章に見えたり、覽は、弟の名、字は玄通、其母姓は朱氏、王祥がためには、繼母なり、

遇祥無道、
遇すとは、あひあたる義なり、無道は無理にして、なさけなきことを云、
覽年數歲、
數歲は、四五歲ばかりの時を云、
見祥被楚撻、
楚はいたむなり、撻は、うつぞ、繼母にいたくうたるゝことを云、
輒涕泣抱持、
抱持は、いだきかゝゆるなり、なきかなしみ、いだきかゝへて、母にうたしめず、
至于成童、
成童は、十五の時を云、
毎諫其母、
母の無道を、いさめけり、
其母少止凶虐、

有百姓乙普明、

百姓は、民を云、立敎の篇に見えたり、乙は姓、普明は名なり、

兄弟爭田、

爭は、訴論するなり、

積年不斷、

其是非さだまらず、

各相援據、

援據は、ひきよるなり、人をひきとりて、證據とすることを云、

乃至百人、

双方の證人多くして百人ばかりになれり、

瓊召普明兄弟、諭之曰、

諭すとは、道理をつけて、さとらしむるなり、

天下難得者兄弟、

兄弟は、形をわけ氣をつらねたる身なれば、心をあはせ力を共にする時は、いかなる事をも、せずと云ことなし、天下の内にをいて、最大切にして、得がたき物なり、

易求者田地、

田地は身の外の物なれば、時のいきほひによりて求めやすし、

假令得田地、失兄弟、

兄弟中あしければ其したしみをうしなひて、他人に同じ、

心如何、

なんぢらの心にをいて、いかゞあるべきやと、とひつめて、其本心のよき所をひきうごかすぞ、

因而下涙、

蘇瓊みづから孝友のまことある故に、此事をいひきかすによりて、即なみだをながしけり、

諸證人莫不灑泣、

蘇瓊が云所に、感じてなり、

又數有闘爭之言、
闘爭は、いさかひなり、
肜深懷忿嘆、
繆肜此ことをふかく思ひて、自いかりなげきけり、
乃掩戶自撾曰、
戶をたておほひて、ひきこもり、自わが身をうちて、せめて云なり、
繆肜汝修身謹行、學聖人之法、
法は、禮法なり、
將以齊整風俗、
齊整すとは、とゝのふるなり、身をおさめて後、人におよぼし、時の風俗をも、たゞしとゝのへんとするになり、
奈何不能正其家乎、
なにとしてかは、其一家をだもたゞさずして、分異せしめんとするやとなり、

弟及諸婦聞之、
をとうと、並に其妻ども、繆肜が自せむることを、きいてなり、
悉叩頭謝罪、
叩頭はかしらをたゝくなり、かうべを地につけて、日比の罪を、ゆるされよと、わびことするぞ、
遂更爲敦睦之行、
敦は、あつく、睦はやはらぐなり、恩あつく、情やはらぐ、行實をなせるなり○按ずるに、繆肜身をおさめて、をこなふ所、善なりといへども、おこなひ得ざることある時に、人をとがめずして、自せむること、まことあり、この故に、諸弟諸婦をそれて、其行をあらためけり、若心のまことといたらずして、分異をやめんがための、はかりごとのみにせば、此感應あるべからず、
蘇瓊除南淸河太守、
蘇は姓、瓊は名字は珍之、北朝の齊人なり、除すとは、任ずる義なり前章に詳也南淸河は、郡の名なり、

へ、身をなげてしにけり、

盗方驚駭、

驚駭は、おどろくなり、

其妹繼之、

あねにをしつゞいてぞ、

自投折足、破面流血、羣盗乃捨之而去、

いもうといまだしなざれども、うちすてゝいにけり、

註攻劫は、せめうばふなり、

京兆尹第五琦、

京兆は、唐の京兆府、尹は、奉行の官なり、第五は姓、琦は名、字は禹玉、

嘉其貞烈奏之、

嘉すとは、ほむるなり、貞烈は、たゞしくかたきなり、二女が貞烈のみさほあることをほめて、朝廷へ奏聞しけり、

詔旌表其門閭、

詔は、天子のおほせなり、旌表は、しるしあらはすなり、閭は、里の總門なり、民の德行ある者は、朝廷より、其門閭にしるしをして、これをあらはし、世のすゝめとし玉ふ、たとへば此二女がためには、貞烈門貞烈閭と云額を其門と閭とにかけらるゝなるべし、

永蠲其家丁役、

丁役は、こゝに云夫役なり、○以上は、明倫にをいて、夫婦の別を實するなり、

○繆彤少孤、

繆は姓、彤は名、字は豫公東漢の人なり、幼少にして父なきを、孤と云、

兄弟四人、皆同財業、

財寶家業を、一つにしてわかたず、

及各取妻諸婦遂求分異、

諸婦は、即兄弟の妻なり、分異すとは、財業をわかち、居處を別にすることを云、

幼有志操、

志操は、こゝろざして、まもる所なり、

永泰中、

永泰は、唐の代宗の年號なり、

羣盗數千人、

羣盗は、もろ〳〵のぬすびとなり、世みだれて、盗賊おこる、

剽掠其村落、

剽掠は、せめいりて、うばいとることを云、村落は、民の居る、むらがまへなり、是二女の居る村を、濫妨しけり、

二女皆有容色、

有容色とは、かほよきことを云、

長者年十九、

長者は、あねを云、

幼者年十六、

幼者は、いもうとを云、

匿巖穴間、

巖穴は、いはあなゝり、

曳出之、

盗賊みつけてとるぞ、

驅迫以前、

さきにをひたてゝ、すゝめゆく、

臨壑谷深數百尺、

壑谷は、たになり、

其姊先曰、吾寧就死、

われ死につくとも、くるしからすとなり、

義不受辱、

人に身をけがさるゝ、はぢしめを、うけじとぞ、

即投崖下而死、

投ずとは、なぐるなり、崖は、きしなり、きしのした

る、

往至姑側、

姑をまもるなり、

爲賊捶撃幾死、

捶撃せらるとは、つゑうたるゝぞ、幾とは、ちかきを云詞なり、死するに近かりしぞ、[註]鼓舞は、うちまはすなり、呼譟は、よばゝりさはぐなり、

賊去後、家人問何獨不懼盧氏曰、人所以異於禽獸者、以其有仁義也、

人には仁義の德性そなはれり、

鄰里有急、

鄰里は、となりさとなり、五家をあはせて鄰と云、二十五家あはせて里と云、急は、急難なり、

尙相赴救、

互にわしりおもむきて、すくひたすくる也、

況在於姑、

況や急難のこと、姑にありてなり、

而可委棄乎、

委と云も、すてをく義なり、

若萬一危禍、

危禍は、あやうく、わざはひあるぞ、姑の死に及ぶことを云、萬一危禍あるやうならばとぞ、

豈宜獨生、

よめこたる者、ひとり世にいきて、あるべきや、この故に、にげずして、まもりたるとなり、

○唐奉天竇氏二女、

奉天は、縣の名、二人のむすめ、姓は竇氏なり、

生長草野、

生長は、むまれそだつと云義なり、くさふかき、田野におひたちて、禮義をきゝしること、なけれどもなり、

り、もし仁ならず、義ならざるは、禽獸のしわざなるぞ、

吾豈爲乎、

われ人として、禽獸のしわざをせんやとなり、註適然は、たまたまなり、棲泊は、とゞまるなり、颺は、風のふきあぐるなり、纏固は、まとひかたむるなり、○魏晉の間、風俗おとろへて、はぢをしる者、世にすくなく、君父にそむき、讎敵につかふる者其かずをしらず、令女婦人として、此行あり、そのかみこれを見る者、心にはづることなからんや、後に司馬懿も、これにめでゝ、わがあたなりといへども、令女に子をやしなはしめて、又曹氏をとりたてにけり、

○唐鄭義宗妻盧氏、

鄭は姓、義宗は名、其妻盧氏なり、

略涉書史、

書は、經書、史は、史書なり、これにわたるとは、水をわたるやうに、見わたりて、くはしからざることを云、

事舅姑甚得婦道、

よめたる道を、はなはだよくをこなひ得たるなり、

嘗夜有强盜數十、

强盜とは、强はしゐるぞ、あらはにしゐてとる、ぬすびとを云、

持杖鼓譟、

杖は、棒なり鼓は、たゝきたつる義なり、譟は、をめきてさわぐなり、

踰垣而入、

垣はついぢなり、

家人悉奔竄、唯有姑自在室、

自は、そのまゝにてと云義なり、姑おひたる故に、にぐることあたはず、

盧冒白刃、

白刃とは、刃はやいばなり、ものゝしろくみゆるを云、盧氏にげずして、盜賊のやいばの中へ、をかし入

みなきことを云、皆これ人のいのちの、あだなることに、たとふるなり、

何辛苦乃爾、

辛苦は、からくにがきぞ、あだなる世の中に、すみながら、なんぞ自くるしむこと、かくの如くなるぞとなり、

且夫家夷滅已盡、

且は、そのうへなり、夷は、ころすなり、夫の家族、ころしほろぼされて、すでにつきたり、

守此欲誰爲哉、

此節義をまもりて、たがためにせんと、思へるや、せんなきことぞとなり、

令女曰聞仁者不以盛衰改節、

聞りとは、我もときいつることにとなり、盛衰は、さかりおとろふるぞ、仁者は私なき故に時の盛衰を以て、節義をあらためず、蓋し家門の衰微する時は、其みさほまもりがたけれども、まもるなり、

義者不以存亡易心、

存亡は、あるとなきとなり、義者はよく守るが故に、人の存亡を以て、其心志をかへず、蓋し其ためにする人なき時は、其心かはりやすけれども、かはらぬなり、

曹氏前盛之時、尚欲保終、

曹氏の家、さきにさかんにして、節義をむねとせざる時にだも、なほ身をはるまでのみさほをたもちとげんと思へるにとぞ、

況今衰亡、

況や今家おとろへ、人ほろびて、節義をむねとすべき時なり、

何忍棄之、

なんぞ此すてがたき節義を、たへしのびて、すつべきとなり、

禽獸之行、

人のとりけだものにことなるは、仁義の德あればな

令女嘆且泣曰、吾亦惟之、許之是也、

惟之の之の字は、ふたゝび嫁することをさす、云意は、我も亦此事をこそ思へとなり、許之の之の字は、風ずる人をさす、是とは、よきなり、我を風ずる者に、其云所の再嫁の義を、よしとゆるしけり、此時令女が志の、はげしきをそれて、人をしてまもらせける故に、これをゆるめんために、いつはりになげきて、かくいへり、

家以爲信、防之少懈、

防は、まもりて、思ふやうにせさせぬなり、懈は、油断するなり、

令女於是竊入寢室、

寢室は、ねやなり、

以刀斷鼻、蒙被而臥、其母呼與語、不應、

呼では、名をよびかけてなり、

發被視之、血流滿床席、

床席は、ゆかむしろなり、

擧家驚惶、

擧家は家の人皆と云義なり、驚惶は、おどろきおそるゝなり、

往視之、莫不酸鼻、

酸鼻とは、酸はいたむぞ、はないたみて、泣んとする貌なり、

或謂之曰、

之とは、令女をさす、

人生世間、

人の世の中に、いきてあることなり、

如輕塵棲弱草耳、

輕塵は、かろきちりなり、其散りやすきことを云、棲はとゞまる義なり、弱草は、よはきくさなり、其たの

居止常依爽、

居止は、居住の義なり、曹爽は夫の一門の長なれば、常に其處につきよりて居けり、

及爽被誅、

曹爽、司馬懿と威勢をあらそひて、ついに司馬氏にころされたり、

曹氏盡死、

曹氏は、曹爽が一門なり、宗族皆ほろぼされけり、

令女叔父上書、

叔父は、父の弟なり、上書は、書をたてまつるなり、朝廷へ訴狀をさゝぐるぞ、

與曹氏絕昏、

曹氏が罪の、わが家に及ばんことを、をそれて、曹氏と婚姻のしたしみを、たちきる、

彊迎令女歸、

婚をたちける故に、しゐて令女をむかへとりて、夏侯氏にかへる、註魏宗室とは、曹は魏の國姓なり、魏の宗族の家と云義なり、同祖之弟とは、いとこは、おほぢよりわかるゝ、兄弟なればなり、

時文寧爲梁相、

梁は、國の名、相とは、宰相なり、

憐其少執義、

ふたゝび嫁せざるの、節義をまもる、

又曹氏無遺類、

遺は、のこるなり、曹氏皆ほろびて、のこりたる親類なし、

冀其意阻、

其義をまもる意のなやみてとゞまらんことを、ねがひてなり、

乃微使人風之、

微は、すこしづゝと云義なり、風ずとは、詞を以て、ひきうごかす義なり、

提甕出汲、
甕は、つぼなり、昔はつぼになはつけても、水くみたると見えたり、是少君夫の家に入りて、即日より、てづから飲食とゝのふることをしけるなり、
修行婦道、
婦女として、しうとめに孝し夫につかふる道をおさめ行へり、
郷邦稱之、
郷は、さと、邦は、國なり其國里の人少君が賢なることを、ほめしなり、註婢妾と云時は、妾もやつこの義なり資粧は、たすけよそほふなり、身をたすけてかざる物を云、
○曹爽從弟文叔妻、
曹は姓、爽は名、三國の時魏朝の宗族にて大將軍たり、從弟は、いとこの年わかき者を云、文叔は、其名なり、爽と同姓なり、
譙郡夏侯文寧之女、名令女、
譙は、郡の名、夏侯は姓、文寧は名なり、
文叔蚤死、
わかじにしたり、
服闋、
文叔が三年の服あきてなり、
自以年少無子、恐家必嫁己、
令女が心に、我年わかくして、やもめとなり子もなきを以て、父母の家より必我をとりて、ふたゝび嫁せしめんことををそる、
乃斷髮爲信、
ふたゝび嫁すまじきしるしとす、
其後家果欲嫁之、
令女髮きりたりといへども父母の家より案のごとくにふたゝび嫁せしめんとす、
令女聞、即復以刀截兩耳、
兩のみゝをきりて、ふつと嫁すまじき志をしめす、

大人とは、父を云先生は鮑宣をさす、年長じたる故に、夫をも先生と云、修徳とは、徳行をおさめたゝすなり、守約とは、儉約をたもちまもるなり、即その淸苦の處なり、

故使賤妾侍執巾櫛、

賤妾は、いやしきをんなゝり、少君自へりくだりて云ぞ、侍すとは、はんべるぞ、執とは、とりまはす義なり、巾は、てのごひ、櫛は、くしなり、云意は、これをとりまはす役につかへしむとなり、是其妻となると云ことを、謙退して云詞なり、

既奉承君子、

奉承は、つかふまつると云詞なり君子は、亦鮑宣をさす、其德を以て云なり、

惟命是從、

何ことも、只君子の命せらるゝまゝに、したがうべしとなり、

宣笑曰、

よろこびて、ゑみわらふぞ、

能如是是吾志也、

なんぢよくかくの如くにせば、即是わが志す所ぞとなり、

妻乃悉歸侍御服飾、

侍御は、めしつかふ女を云、服飾は、きかざる物を云、これを歸すは、父の家にかへすなり、

更著短布裳、

裳は、もなり、短き布の裳を、しもにきる時は、其かみにきる衣のあしきことも、亦はかりしるべし、

與宣共挽鹿車歸鄕里、

鹿車は鹿一つをのすべきほどの、ちいさき車なり、夫婦の身のまはりの物を、小車にのせ、鮑宣と共に、みづからこれをひき、宣がふる里にかへれり、

拜姑禮畢、

しうとめを拜してまみえ、其禮をおこなふことをはりてなり、

淮陽は、即陳州なり、其國の太守、此事を以て奏聞す、

使使者賜黃金四十斤、

使者は、勅使なり、

復之終身無所與、

復すとは、家の諸役をのぞくことなり、無所與とは、與はかゝりをよぶ義なり、何の課役も、かゝることなく、せられしとなり、

號曰孝婦、

此號も朝廷より玉はれり、

○漢鮑宣妻桓氏、字少君、

漢は、東漢なり鮑は姓、宣は名、字は子都、

宣嘗就少君父學、

鮑宣はじめ、少君が父に、師としゝたがひて、學問しけり、

父奇其清苦、

清は、きよきぞ、あはゆくうすくして、求ることなきことを云、苦は、くるしむぞ、つとめくるしみて、をこたることなきことを云、學問は清苦を以て成り、徳行は清苦を以て立つ、これを奇とするは、奇特にして、よのつねならずと思ふなり、

故以女妻之、

女は、即少君なり、

裝送資賄甚盛、

裝送は、よそほひをくるなり、身をかざりてやる、衣服の類を云、資賄は、たからなり、

宣不悅、謂妻曰、少君生富驕、

富驕は、とみてをごるぞ、富驕の家に、生れてとなり、

習美飾、

美飾は、華美のかざりなり華美になれそみたるぞ、

而吾實貧賤不敢當禮、

富貴の禮に、うけあたらじとなり、

妻曰、大人以先生修德守約、

去とは、家を出でゆく時ぞ、妾は、婦の自稱する詞なり、

以供養老母、

供養は、そなへやしなふぞ、奉養の義と同じ、

妾既許諾之、

許諾は、ゆるしてうけごふなり、

夫養人老母而不能卒、

やしなひをはることあたはぬぞ、

許人以諾而不能信、

信は、約束をたがへぬ義なり、應諾を以て、人にゆるして、其信約をまもることと、あたはずとなり、

將何以立於世、

姑をやしなふことを、をへざるは、不孝なり、夫に諾せしことを、ふまざるは、不信なり、かくの如くにしては、何を以てか、いきて世にたつべきやとぞ、

欲自殺、

自殺は、みづからころすぞ、自害の義なり、

其父母懼、而不敢嫁也、遂使養其姑、二十八年、

姑をやしなふこと、二十八年なり、

姑八十餘、

姑の歳をいふ、

以天年終、

天年は、天の命ずる年のほどを云、いくべきほどいきてをはれるとなり、

盡賣其田宅財物以葬之、

田地屋宅財物を、ことごとくうりかへて、あつく姑を葬れり、

終奉祭祀、

ついに又其祭禮に供養す、是わがまづしくなるを、かへりみずして、唯姑のために、孝をつくせり、

淮陽太守以聞、

我より外、別の兄弟として、老母の奉養のために、そなへをくべき者なし、

吾不還、

死してかへらずはとぞ、

汝肯養吾母乎、

肯ては、同心してと云義なり、汝わがたのむ所をうけて、やもめをまもり、わが母に奉養せんやとなり、

婦應曰諾、

諾とは、ゆるす詞なり、〔註〕邊は、中國の北の邊土を云、

夫果死不還、

果しては、俗に案の如くと云義なり、

婦養姑不衰、

孝行おとろへざるぞ、

慈愛愈固、

よめの愛するにより、しうとめも慈ありて、互に慈愛の心、いよ〱ふかくたかりし也、

紡績織紝、

紡は、つむぐ、績は、うむ、織は、をる、紝は、ぬふなり、

以爲家業、

家業は、家のすぎはひなり、これを以て、姑をやしなふ、

終無嫁意、

ついにふたゝび、嫁する意なかりき、

居喪三年、

夫の喪は、斬衰三年なり、

其父母哀其少無子而蚤寡也、

父母は、婦の父母なり、蚤と云も、わかくしてと云義なり、

將取嫁之、

むすめをとりて、別のおとこに、ふたゝび嫁せんとす、

孝婦曰夫去時屬妾、

む、榮公はかつて求ること、なかりしなり、

其子舜從、

榮公の子、名は疑問、字は舜從、

守官會稽、

官職を守りて、會稽郡にあり、

人或譏其不求知者、

舜從よく其家法をまもり、人にしられて、名をとらんことを求めず、或人これをそしれるなり、

舜從對曰勤於職事、

我官に居て、唯その職事をつとむとなり、

其他不敢不愼、

其他は、職事の外のことを云、これをも亦つゝしまざるには、あらずとなり、

乃所以求知也、

我人にしられんことを求るに、心なしとはいへど、かくの如くにする時は、人必これをしる、是わがしられんことを求るの道ぞとなり、○以上は、明倫にをいて、君臣の義を實にするなり、

○漢陳孝婦、

漢は東漢なり、陳は國の名、孝婦は號なり、其しうとめに孝あればなり、

年十六而嫁、

よめいりしたり、

未有子其夫當行戍、

戍は、まもるとよむ、北狄のをさへとしてふせぎまもることなり、當行戍とは、其軍役にあたりしぞ、

且行時、屬孝婦曰、

屬すとは、つくるぞ、つけよせて、たのむ意なり、

我生死未可知、

軍役のことなれば、いきてかへるべきも死してかへるまじきも、しられぬなり、

幸有老母、無他兄弟備養、

色は、顔色なり、氣色をあらため、正しくしてなり、

何嘗敎賢緩不及事、

賢は、後生に對して稱する詞なり、不及事とは、事ををこなふことの時に、をくるゝことを云、我なんぞかつて、なんぢにゆるみ、をこたりて事にをくれよと、をしへつるぞとなり、

且道世間甚事、不因忙後錯了、

且道とは、しばらく云てみよとの義なり、世間の事、何事かいそがはしくするによりて、あやまりをはらざることやある、皆いそがはしきによりて、あやまりをはんぬとなり、萬の事、その緩急となく、皆心ゆるやかにして、くはしくつまびらかにする時は、其事必成る、心いそがはしくして、あらくをろそかにする時は、其事必やぶるゝなり、註待すとは、あひしらふ義なり、迂はまはりどをき義なり、迫は、せはしき義なり、

○伊川先生曰、安定之門人、

安定は、胡安定先生なり、其門人をしふる法、前章に見えたり、

往往知稽古愛民矣、

往々は、多くはと云義なり、經義齋にてまなぶ故に、よく古事をかんがふることをしる、治事齋にてまなぶ故に、よく民を愛することをしる、

則於爲政也何有、

官に居て政をするにをいて、何のしがたきことかあらんとなり、註劉彝錢藻孫覺范純仁錢公輔は、安定の門人五人の姓名なり、

○呂榮公自少官守處、

呂榮公のこと、前章に見えたり、官守處とは、官を以てまもりとする處に居るなり、

未嘗干人擧薦、

擧薦は、あげすゝむるなり、凡そ官に居て、よく其職をおさむる時は、これをしる人言上して、すゝめあげ、官位をのぼさるゝなり、されども世の人は、皆こなたより、人にしられて、薦擧せられんことをもと

劉は姓、名は安世、字は器之、元城先生と號し、忠定と諡す司馬溫公の門人なり、待制は、官の名、前章に見えたり、先生寶文閣待制となる、

初登科、

はじめて及第して、進士の科にのぼる、

與二同年、

等輩の登科の人、二人と共になり、

謁張觀參政、

謁は、まみゆるなり、張は姓、觀は名字は正思、參政は、官の名、前章に見えたり、

三人同起身請教、

身を立て、うやまひをなして、官に居る法を、をしへよとこひとふ、

張曰、某自守官以來、

はじめて官をまもりてより、このかたなり、

常持四字、

四字のいましめをたもちて、要法とす、

勤謹和緩、

是たもつ所の四字なり、勤は、つとむ、職をつとめて、政につくなり、謹は、つゝしむ、つゝしんで、身をたもつなり、和は、やはらぐ、やはらぎて、人にまじはるなり緩は、ゆるしゆるやかにして、事をさばくなり、

中間一後生應聲曰、

中間は、三人のなかになり、後生は、年わかき者を云、是二人の同年の内の一人なり、應聲とは、張觀がこたふる聲に應じて、即又とふなり、

勤謹和既聞命矣、

此三字は、すでに命じてをしへらるゝ意を、きゝ得たるとぞ、

緩之一字、某所未聞、

此一字の意、いまだきゝ得ずとなり、緩はをこたる意ある故に、これをうたがふ、

張正色作氣曰、

云、表は、ほかなり、他姓の親族を云、仕宦は、みやづかへなり、

將錢物上其父母、

物とは、貨物なり、何にても、賣買すべきたから物を云、

父母但知喜悅、

喜悅は、よろこぶなり、

竟不問此物從何而來、必是祿俸餘資、

俸祿のあまりのたからなればなり、

誠亦善事、

よきことなり、

如其非理所得、

もし此物道理にあらずして、得る所ならばなり、君の物をぬすみ、民の財をとるの類、皆非理の得る所なり、

此與盜賊何別、

此者とぬすびと、何を以てわかつべき、同じ罪ぞとなり、

縱無大咎、

たとひさいはひにして、大なるとがめに、あはずともとぞ、

獨不內愧於心、

たゝみづから内にかへりみて、わが心中にはづること、あらざらめやとなり、

玄暐遵奉教誡、

遵奉は、したがひうくるなり、教誡は、をしへいましむるなり、母の教誡に、うけしたがひて宦職に居けり、

以清謹見稱、

清謹は、いさぎよく、つゝしむなり、此名を以て、時にほめられしなり、官物は、公儀の物を云、

〇劉器之待制、

嘗誡玄暐曰、吾見姨兄屯田郎中辛玄馭曰、

姨兄とは、姨は母かたのをばなり、姨の子の、我より年まされるを、姨兄と云、屯田郎中は、官の名、屯はあつまるぞ、北狄のをさへに、あつめまもらしむる軍兵、又その田地戸口のことをつかさどる、辛は姓、玄馭は名、曰とは玄馭が云ぞ、

兒子從宦者、

兒子は、わが子を云詞なり、從宦とは、宦はみやづかへなり、宦職につくことを云、

有人來云、貧乏不能存、

貧乏とは、俗に云びんぼふなり、不能存とは存はたもつなり、身をたもつことあたはずとなり、人來りて、其子の宦に居る體、かくの如しと云ぞ、

此是好消息、

好は、よきぞ、消息は、をとづれなり、消は、きゆるなりあしきことを云、息は、生ずるなり、よきことを云、よしあしのありさまを、つげきこゆる義なり、

若聞貲貨充足、

貲貨は、たからなり、充足は、みちたれるなり、

衣馬輕肥、

輕き衣をき、肥たる馬にのるなり、

此惡消息、

これまで玄馭が詞なり、

吾嘗以爲確論、

是盧氏が詞なり、確論とは、確はかたきぞ、よくさだまりて、もどかれぬ議論を云、凡そ官に居る者、其まづしきは、必いさぎよく、其とみたるは、必むさぼれる故なれば、かくいへり、是世上の親の子を見る所とは、相違せることなれども、實は確定の議論なり、[註]玄暐名暐、唐書の本傳を按ずるに、暐とは、玄暐がもとの名なり、

比見親表中仕宦者、

是より以下も、亦盧氏が詞なり、親は、同姓の親族を

其子弟請先往、

往は、京都にゆくぞ、

君行問其故、

其まづゆかんとする故を問、

曰科場近、

科は、しなゝり、場は、にはなり、官より士の學ふ所の、しなをわけて、こゝろみあぐるを、科擧と云、京都にて科擧のにはを、ひらかるゝ、其日ちかき内にありとぞ、

欲先至京師、

子弟ども、君行よりさきに、まづ京に至りてなり、

貫開封戸籍取應、

戸籍は、いへかずの帳なり、これにかゝるとは、つきてある義なり、まづ京都に至り、開封府の戸籍につきて、科擧に應ずるたよりを、とらんとなり、蓋し京都の住人なれば、擧に應ずるたよりよき故に、いつはりて、開封府の人それがしと稱して、いであはんとす、

君行不許、曰汝虔州人、

すでに虔州の戸籍にかゝれり、

而貫開封戸籍、欲求事君、

科擧に應ずることは、及第してみやづかへし、官にすゝまんがためなり、

而先欺君可乎、

戸籍をかへて、まづ君をあざむくこと、よからんかとぞ、君を欺くは不忠なり、人臣の本意とする所、すでにたがへり、

寧遲緩數年不可行也、

遲緩は、をそくゆるきなり、たとひ擧に應ずる時をうしなひ、數年が間をそなはるとも、安んじてゆかざれとなり、註冒籍とは、他の戸籍を借りてなのる義なり、

○崔玄暐母盧氏、

崔は姓、玄暐は名、唐朝の宰相なり、其母姓は盧氏、

子につげて、罪あらば實をのべよと云こと本より正直眞實の心なるを、史を作る者、即これにひきつぎて、もしくはゆるさるゝにちかゝらんと、云詞を入る時は、其はじめの一句の意、只是さいはひをねがふの、用とするのみにきこへて、高允が本心、明かならざるとなり、爲是とは、即東宮の指導をうけざることをするとぞ、以此爾とは、黑子にそむかんことを、おそるゝるを以てのみとなり、此段の云意は、高允が信貞は、本より義理の當然を以てすといへども、史を作る者、黑子にそむかんことを、おそるゝが故なりと云語を以て、これをことはる時は、只このためばかりに、するやうにきこゆるとなり、史臣は、史のことをつかさどる臣下なり、遣辭とは、ことばをくりつゞくる義なり、爲增損とは、ましつへらしつするぞ、是高允が詞ならざるには、あらざれども、みだりに其詞を增損してとなり、按ずるに一說に、庶或見原と云は、即人臣として君をおそるゝの至りなり、さひはひをねがふの義にあらずと云、さもあるべし、又黑子にそむかんことを、おそるゝが故ぞと云は、即孟之反不伐の意にて、謙退する義なり、前言をまもらんとするにはあらずと云、いかゞあるべき、又或說には、高允が意、只前言をまもらんためのみには、あらざれども、義理の當然とのみ思ひて、少しも何のためにすると云意なきは、是仁人のことなり、高允いまだ此地位にいたらじと云、此論あたれるに似たり、されども此史の文句のまゝにては、よむ者見あやまりて、皆これためにする所ありて、する者なりと、思へることあるべければ、畢竟史氏の文章のあやまりなり、

○李君行先生名潛、

先生姓は李、名は潛、字は君行、宋朝の人なり、

虔州人、

虔州は、州の名、

入京師至泗州留止、

宋の京師は、開封府と云處にあり、泗州は、郡の名、留止は、とゞまるなり、是君行虔州より、子弟をひきつれて、京都にゆきける時、その路次泗州に至りて、用のことあるによりて、しばらく逗留せしと見えたり、

もなり、

義無獨殊、

義にをいて、われひとり、ことなるべきやうなしとなり、蓋しわが罪をのがれんために、國史の事を以て、崔浩一人が所爲なりと云こと、義にあたらずと云意なり、

誠荷殿下再造之慈、

再造は、ふたゝびつくるなり、すでに死したる者を、ふたゝびうみ出したるほどの慈悲を、かうむれどもとなり、

違心苟免、非臣所願也、

本心にそむきて、いやしくものがるゝことは、わがねがふ所にあらざれば、君の命にしたがはざりしとぞ、

太子動容稱歎、

動容は、物に感じて、いろかたちの變することを云、稱歎は、ほめなげくなり、太子高允が志にめでゝ、容貌を變動して、ふかく稱歎せらる、

允退謂人曰、我不奉東宮指導者、

指は、しめす義なり、我太子のしめしみちびかるゝ所の、うけざることはなり、

恐負翟黑子故也、

翟黑子にをいて、信義にそむかんことを、をそれてなり、蓋し高允もし太子の命にしたがひ、其實をのべずして、さいはひに死をまぬかるゝと云とも、はじめ黑子がために、大事をはかれる意と相違して、其信をうしなふことあればなり、註靜修劉氏、姓は劉、名は因、靜修先生と號す、元朝人なり、忠情之眞亮なりとは、亮はまことなり、忠信の眞情にして、なをくまことなる所なり、作史者は、高允が本傳作る者をさす、按ずるに高允が傳は、此齊の魏收が作れる魏書に出たり、されども此篇に入れられたるは、溫公の通鑑にのせられたる文なり、繼之とは、有罪首實と云句につきてなり、僥倖之貲とは、僥倖はさいはひをねがふ義なり、貲は用にたつる義なり、此段の云意は、高允が黑

實不問臣、
其實は、殿下かつて臣に問玉ふことなし、
臣亦無此言、
臣も亦崔浩がする所と申したることなし、
不敢迷亂、
只今迷亂して、みだりにいつはりを申すにあらず、是まことを以て申すとなり、
帝顧謂太子曰、直哉、
高允を正直なるかなと、讃嘆せらるゝなり、
此人情所難、
かやうのことは、なべて人情のしがたき所なり、
而允能爲之、
此しかたきことを、よくするなり、
臨死不易辭、信也、
是誠信の徳行なり、

爲臣不欺君貞也、
是忠貞の徳行なり、
宜特除其罪以旌之、
特にとは、こればかり別にと云義なり、法律にかゝはらず、別に其罪をゆるして、信貞の善行を、世にあらはすべしとなり、
遂赦之、
ついに高允が死罪を、ゆるされけり、
他日太子讓允曰、吾欲爲卿脫死而卿不從何也、
なんぞわがはかりごとに、したがはざるとなり、
允曰、臣與崔浩實同史事、
眞實は、國史をつくれることを、ともぐにしけるなり、
死生榮辱、
死するも、いきるも、さかふるも、はづかしめらるゝ

懼とは、高允がついにころさるべきことをおそる、

天威嚴重、

天威は、天子の威勢を云、嚴重は、をそろしく、おも〳〵しきぞ、

允小臣、

小官の臣なり、

迷亂失次耳、

迷亂は、まよひみだるゝなり、云意は、高允は小臣なれば、天威をおそれて、心迷亂し、云ことの次第を、あやまるとなり、

臣竊問、

臣は、太子みづからいへるなり、國にふたりの君なき故に、天子に對する時は、太子も臣と稱するなり、問は高允にとふなり、

皆云浩所爲、

いかやうにとへども、其こたへに、皆國史は崔浩がする所なりと、云となり、

帝問允、信如東宮所言乎、

東宮は、太子の居る所の宮殿の名なり、この故に、太子を稱して東宮と云、

對曰、臣罪當滅族、

わが罪のおもきこと、身の上は云に及ばず、宗族までをもほろぼさるべしとなり、

不敢虛妄、

虛妄は、いつはりなり、かやうの重罪にあたれる上なれば、いつはりを申さずとなり、

殿下以臣侍講日久、

殿下は、太子を稱して云詞なり、殿下の人を以て、申しつぐと云義なり天子を陛下と云が如し、侍講日久とは、かたはらにはんべりて、經義を講解せし、其日比久しければとなり、

哀臣欲丐其生耳、

わが身のいけらんことを、こひ求め玉はんの、ことのみとぞ、

ずして、めしつれまいれると見えたり、詔修國書と は、國史をつくるなり、直筆は、正直の筆記と云義なり、暴揚は、あらはしあぐるなり、指導は しめしみちびくぞ、生路は、死をのがれて、生におもむく路なり、儻若は、もしと云詞なり、

太子見帝、言高允小心愼密、

密は、あまねき義なり、心をせめてはなたず、つゝしんでをそれあり、あまねくしておろそかならぬなり、

且微賤、

微賤は、いやしきぞ、其官ひきくして、事をほしいまゝにせずとなり、

制由崔浩、

制は、つくれる義なり、國史をつくれること、皆崔浩がする所によれり、高允がしわざにあらずとなり、

請赦其死、

其死罪をゆるされよと、こひたるぞ、

帝召允問曰、國書皆浩所爲乎、

國書は、即國史なり、

對曰、臣與浩共爲之、然浩所領

事、

領ずとは、つかさどる義なり、

多總裁而已、

總は、すぶるなり、裁は、たつなり、其大綱をすべとりて、是非をたちさだむるばかりぞと、云義なり、

至於著述、

著述は、あらはしのぶるなり、故事をしるすを著と云、古語をあつむるを述と云、すべて書をつくること なり、國史をつくりいだすことに及びてはなり、

臣多於浩、

臣がする所、崔浩がする所より多きなり、

帝怒曰、允罪甚於浩、何以得生、

是高允がこたへをきゝて、太子につげゝる詞なり、

太子懼曰、

はりて、まことを以てこたへず、

帝怒殺レ之、

黒子が欺罔することをいかりて、即ころしけり、〔註〕史氏は、史をつくる人をさす、節取は簡要の所を、一節づゝきりぬきてとる義なり、寵眷とは、眷は俗に目をかくると云義なり、

帝使三允授二太子經一、

太子名は晃、位につかずして死す、景穆帝と謚す、高允に命じて、太子に經義ををしへしむ、

及下崔浩以二史事一被上レ収、

崔は姓、浩は名、字は伯深、魏の司徒たり、太武帝崔浩高允等に命じて、魏の史をつくらしめけるに、よく其事の實をしるすべしといへり、崔浩すでに國史をあみたてける時に、ある者へつらひすゝめけるにより て、其直筆の名をあらはさんために、そのかみの事跡を、石にきざみて、ちまたにたつ、これによりて、其あしくかゝれたる者ども、いかりにくみて、崔浩等がしるしたる國史に、國の惡名をあらはすやうにかきけると、太武にしらせけり、この故に太武いかりて、崔浩をめしとり、ついにころしたり、其時高允も、同罪にかゝらんとす、

太子謂レ允曰、入見二至尊一、

至尊は、天子をさす、いたりてたつとき人なればなり、是太子高允に、經學をさづかりし、恩あるによりて、其罪をのがさんために、高允をめしつれて、禁中に入り、太武にまみえて、いひゝらかしめんとす、

吾自導レ卿、

卿は、きみなり、君たる人、臣に對して稱する詞なり、是高允をさして云、我みづから、卿が罪をのがるゝみちを、さしゝめして、みちびくべしとなり、然れども本傳を按ずるに、導とは、高允が帝の問にこたえやうを、みちびくなり、此義然るべし、

脱至尊有レ問、但依二吾語一、

只わがいふ詞に、よりしたがひてこたへよ、さらに餘のことをいはざれとなり、是即高允を導く所なり、按ずるに此時高允これ何事ぞと問けれども、太子いは

公は、黒子をさす、帷は、とばり、幄は、あげばりなり、天子の御座を云、君の帷幄に近習する、寵愛の臣なり、

有レ罪首實、

首は、白狀の義、實は、まことなり、罪ある時に、みづからまことをのべたらばとぞ、

庶二或見一レ原、

もしくは君のあはれみを得て、ゆるさるゝにちかゝらんなり、

不レ可三重爲二欺罔一也、

欺罔は、あざむきしゐるなり、すべていつはることを云、すでにかくして、まいなひをうく、今ふたゝびこれをかくして、欺罔の罪をかさぬべからずとなり、

中書侍郎崔鑒公孫質曰、

中書侍郎は、官の名天子のみことのりをつかさどる、此方の中務の輔なり、崔と公孫とは姓鑒と質とは名、時に皆中書侍郎たり、共に高允がはかりことを聞て、非なりとして、黒子につげて云ぞ、

若首實、罪不レ可レ測、

いかなる罪をか得ん、はかりかたし、

不レ如二姑諱一レ之、

まづしばらく、これをいみかくすには、しくことあるまじとなり、

黒子怨レ允曰、

黒子二人の議をよしとして、高允にうらみをいひけり、

君奈何誘レ人就二死地一、

君は、高允をさす、いかにとしてか、人をひきいざなふて、死罪の地に、つかしむるとぞ、

入見レ帝、

禁中に入り、太武にあふてなり、

不三以レ實對一、

布をうけたることを、とはれしかども、うけずといつ

敬禮は、うやまひて禮するぞ、武帝に敬禮せらるゝことを云、詎邊側は、ほとりなり、宴閑は、しづかなり、兵衞は、兵器を云、衞はまもるなり、

〇初魏遼東公翟黑子、

初とは、史書をつくる者、時にあたりて、事をしるすに、もし其由來をたづねて云時は、初かうくありてと、かきいだすなり、されども今此章を、史の中より、ぬき出して、此書に入れらるゝ時は、只其事を始末のまゝに、かきつゞけて、此初の字を、けづらるべきことなれども、たまく見おとして、けづりのこされたると見えたり、魏は、北朝の元氏の國號なり、遼東は、郡の名、翟は姓、黑子は名、魏につかへて、遼東公に封ぜらる、

有寵於太武、

大武は、魏の世祖太武帝、名は燾、これに寵ありとは、其寵愛を得るなり、

奉使幷州、

幷州は、國の名、使をうけ玉はりて、幷州にゆく、

受布千疋、

幷州にて、布千疋をまいなひにうけたり、

事覺、

其事あらはれて、太武にきこゆ、

黑子謀於著作郞高允曰、

著作郞は、官の名、時の史をしるすことをつかさどる、此方の內記なり、高は姓、元は名、字は伯恭、後に其官中書監に至り、咸陽公に封ぜられ、文と謚すこれに謀とは、此事を談合するぞ、

主上問我、

主上は、天子を云、問は、布をうけたることを問なり、

當以實告、

まことを以て、ありのまゝに申すべきかなり、

爲當諱之、

此事のために、これをかくすべきかなり、

允曰、公帷幄寵臣、

青姓は衛、名は青、字は仲卿、武帝の時、大將軍となり、長平侯に封ぜらる侍中とは、禁中に祗候することを云、

上踞厠視之、

踞は、膝をたて、足をいだして座するなり、厠は、ゆかのかたわきを云、是武帝大臣をかろしめらるゝなり、下同じ、

丞相弘宴見、

弘姓は公孫、名は私武帝の時丞相となり、平津侯に封ぜらる、宴見とは、宴はしづかなり、無事なる時に、まみゆるぞ、

上或時不冠、

ある時は、冠をきずしてあへり、

至如見黯、不冠不見也、

至如見黯とは、汲黯にあふ時などに及ではとぞ、

上嘗坐武帳、

武帳は、武具を御帳の内にをきたるを云、武帝ある時武帳の内に座せり、

黯前奏事、

汲黯すゝみまいりて、事を奏聞しけり、

上不冠、

をりふし冠きず、

望見黯、

汲黯が來るを、はるかにのぞみ見てなり、

避帷中、

帷は、とばりとよむ、幕の類なり、汲黯をのがれて、帷の中にかくる、

使人可其奏、

可は、よしと云義なり、天子奏聞することにしたがふ時は、制にいはく可と云なり、この時人をいだして、汲黯が奏することを、可といはしむ、

其見敬禮如此、

官をかけさせながら、いとまを玉はりて、病をやしなはしむること、たび〳〵なり、

終不瘉最後嚴助爲請告、

最後は、いちのちにと云義なり、嚴助嚴は姓、助は名、時に侍中たり、汲黯たび〳〵いとまを玉はれとも、其病ついにいえざる故に、いちのちのたびの、官をまぬかれずしてかなはざる時に及びて、嚴助又汲黯がために養病のいとまをこふ、

上曰、汲黯何如人也、

其人となり、いかやうの者ぞとなり、

曰、使黯任職居官、亡以瘉人、

是嚴助がこたへなり、亡以瘉人とは、他人にこえたること、なかるべしとなり、

然至其輔少主守成、

少主は、幼少の主君なり、これを輔とは、もりたつる義なり、守成とは、先代の君の、すでに成就せられたる功業を、まもりてうしなはざることを云、汲黯が正直、此事を任ずるにをいてはなり、

雖自謂賁育、弗能奪也、

賁育は、孟賁夏育と云、二人の名、古の大力の者なりたとひ勇力ありて、自賁育なりと思者ありと云とも、汲黯が節義を、をびやかしむばふこと、あたはざらんとなり、

上曰然、

なんぢが云ごとしとぞ、

古有社稷之臣、

社稷の字義、明倫の篇に見えたり、社稷之臣とは、國天下をうけもちて、よくやすんぜしむる者を云、古の世に、社稷の臣と稱する者ありとなり、

至如汲黯近之矣、

人物の品、汲黯がやうなる者にいたりては此社稷の臣と云者に、相近しとぞ、圖休假は、いとまなり擁輔は、まもりたすくる義なり、

大將軍靑侍中、

することを、しらざるを云、諂君人之度と云は、器量の義なり、

羣臣或數諫、

群は、もろ〳〵なり、諸臣の內、或人汲諫が直言すぐすことを、せめいさむ、

諫曰、天子置公卿輔弼之臣、

輔は、たすく、弼は、たゞすなり、德をたすけて、非をたゞすぞ、即公卿の職なり、是等の臣を、まうけをくこと、君もし德にたがふことあらば、直言してたゞさしめんがためなり、

寧令從諛承意、

寧は、うけて安んずる詞なり、從諛は、したがひへつらふぞ、君あやまちある時に、從諛して、君のこゝろばへを、うくるなり、

陷主於不義乎、

臣下として、主君の非をいさめざるは、則是主君を不義の地におとすなり、云意は、天子輔弼の臣を置きながら、くるしからす思ひてかくの如くにせしむるかとぞ、

且已在其位、

且は、そのうへと云義なり、且輔弼の位に居ざる者はともあれ、すでに其位に居る者はなり、

縱愛身、

たとひ其身を愛して、咎をおそるゝともとなり、

奈辱朝廷何、

君の非をいさめずして、朝廷をはぢしむることを、いかゞはすべき、是いかんともせられす、大事なれば、直言せでは、あられぬとなり、それ君あやまちあるを、臣いさめずして、共に其あやまちをとぐるは、是朝廷のはぢなればなり、

諫多病、病且滿三月、

漢の法、病三月にみつれば、官職をまぬかれてしりぞく、是三月にみたんとして、いまだみたざる時を云、

上常賜告者數、

黯見蚡、未嘗拜揖之、

揖は、たちながら手をさげたるばかりにて、拜伏せざることを云、是汲黯ひとり、田蚡が威勢に、屈せざるなり、

上方招文學儒者、

上は、天子を云、そのかみ武帝、天下の文學の儒者を、あまねくまねきあつめらる、

上曰、吾欲云云、

欲云々とは、かくの如く、かくの如くにせんと思と、朝廷にて汲黯につげらるゝなり、其詞多き故に略して只云云と云、其いへる所、大槩天下をおさむること、唐堯虞舜の政治にならはんとするの意趣なり、其文學の儒をまねかるゝことも、これがためなり、

黯對曰、陛下内多欲、

陛下は天子をさす、其義上篇の階下と同じ、内多欲とは、内心に私欲おほきぞ、武帝國をひろげんために、夷狄を征伐し、長生をねがへるために、神仙を好み求るの類、皆私欲なり、

而外施仁義、

外ばかりに、仁義の道をまねびて、をこなふなり、

柰何欲效唐虞之治乎、

かくてはいかにとしてか、唐虞の政治に、まねびならはまほしく思へるや、及ぶまじきとなり、

上怒變色而罷朝、

色は、顔色なり、朝は、あさまつりごとを云、其日の朝政をやめて、宮中にしりぞき入れり、

公卿皆爲黯懼、

其時同く朝廷にある公卿皆汲黯がために、それが罪を得んことをおそる、

上退謂人曰、

退は朝廷よりしりぞきて後なり、

甚矣、汲黯之戇也、

戇は、をろかにしてすぐなる義なり、よきほどに直言

の出る時は、其車馬にさきだちて、さきをかる者なり此時の太子は武帝なり、

以レ嚴見レ憚、

嚴は、をごそかなるぞ、其人となり、正直にして嚴なる故に、景帝のために、をそれはゞかる、一說に武帝のためにはゞかるゝと云、其義然るべきに似たり、

武帝即レ位、

景帝崩して、武帝位につく、武帝は、景帝の太子、名は徹、

召爲二主爵都尉一、

召は、汲黯をめしてなり、主爵都尉は、官の名諸侯をつかさどる職なり、

以二數直諫一、

直諫は、直言して正くいさむるぞ、

不レ得二久居一レ位、

直諫して武帝にはゞかるゝ故に、久く都尉の位に居ることを得ず、

是時太后弟武安侯田蚡爲二丞相一、

太后は、天子の母を云是武帝の母王氏なり、田蚡は、其同母弟、田は姓蚡は名武安侯の爵に封せらる、丞相は、官の名北方の大臣なり、

中二千石拜レ謁、

中二千石は、漢の九卿の位なり、漢の法、俸祿を以て位とす、中は、みつる義なり、石は、斛九斗二升なり、一歲の俸祿、二千石にみちあまれるを、中二千石と云、そのかみたゞ二千石と云は、二千石にたらざるなり、謁は、まみゆるぞ、中に千石の位の人、拜してまみゆるになり、

蚡弗レ爲レ禮、

田蚡其禮にこたへず、是たつときをたのみて、人にをごれるなり、

いて、人家一二軒、程子の家風に化して、佛を用ひざる者ありけるなり○以上は、明倫にをいて、父子の親を實にするなり、

○霍光出入禁闥二十餘年、

霍は姓、光は名、字は子孟、西漢の大將軍なり、博陸侯に封ぜらる、禁闥は、禁中の小門なり、禁中に出入して、つかふまつること、二十年に餘れり、

小心謹愼、未嘗有過、

心をはなたずして、つゝしむ故に、かつてあやまちあることもなかりき、

爲人沈靜詳審、

沈靜は、しづみてしづかなるぞ、うきてさはがしきこと、なかりしなり、詳審は、くはしくつまびらかなるぞ、あらく〳〵しきこと、なかりしなり、

每出入下殿門、

禁中へ出入するごとに、御殿の門より、をるゝ時なり、

進止有常處、

進止は、すゝむ時とどまる時を云、進止つねの處ありて、たがはぬなり、

郎僕射竊識視之、

郎と僕射とは、皆官の名なり、郎官は、禁中にまぢかくさむらひて、所々の番などをする職なり、僕射は、官のかしらなり、諸司に各僕射あり、是はたゞ郎の僕射を云歟、郎僕射たる者、ひそかに霍光が進止する處に、しるしをしてみけるなり、

不失尺寸、

尺寸は、只すこしのことなり、常の處を、すこしをもあやまたず、其沈靜審詳なることかくの如し、[註]浮躁はうきてさはがしきぞ、麤率は、俗に粗糙と云義なり、

○汲黯景帝時爲太子洗馬、

汲は姓、黯は名、字は長孺、西漢の人、景帝名は啓、文帝の子なり太子洗馬は、官の名、洗は先と同じ、太子

同母弟妹は、其母の民間にてうみける一つはらの、おとうとゝいもうとなり、これを同州よりむかへとりて、かへりてやしなへり、

居數歳母卒、

河中に居ること數年にして、其母をはりけり、

涕泣幾喪明、

幾とは、ちかく云詞なり、明とは、目のあかりなり、あまりになきて、なみだにしづみ、其目つぶれんとしけるなり、

拊其弟妹益篤、

拊すとは、安んずる義なり、母死して後、同母の弟妹をいたはることいよ〳〵あつかりしなり、

爲買田宅居之、

其ために、田と家とを、かひつけてをきけり、

其於宗族尤盡恩意、

宗族とは、壽昌が本姓の親族なり、盡恩意とは、恩愛の意をきはめけり、

嫁兄弟之孤女二人、

孤女とは、おやにはなれたるむすめなり、これをとりて嫁せしむること、二人なり、これより以下、皆恩意をつくすことを云、

葬其不能葬者十餘喪、

宗族の喪に、葬ることを得ざる者あるを、とりて葬ること、十餘人なり、

蓋其天性如此、

母を愛する心ををして同母の弟妹にあつく、父を愛する心をゝして、兄弟宗族にあつし、其至孝なること、天性にして、かくの如し、つとめてするにあらずとなり、圖安慰とは、やすんしなぐさむるなり、

○伊川先生家治喪、不用浮屠、

浮屠は、佛なり、喪の事をおさむるに、佛法を用ひざるなり、

在洛亦有一二人家化之、

洛は、水の名、河南にあり、程子の住居なり、洛にを

熙寧初棄官入秦、

熙寧は、宋の神宗の年號なり、秦は、即雍州なり、此時壽昌すでに郡守の官となりけるが、いまだ母を得ざる故に、官をすて家をいでゝ一向にたづねもとむ、まづ秦の地に入しなり、

與家人訣、

家をいづる時に、一家の人とわかれをするぞ、

誓不見母不復還、

かくの如くに、ちかひをたつるなり、

行次同州得焉、

同州は、郡の名得とは、母をうるなり、

劉氏時年七十餘矣、雍守錢明逸以事聞、

其時の雍州の太守、姓は錢、名は明逸、字は子飛これをきゝて、ふかく感じ、即其事を以て、朝廷に奏聞しけり、

詔壽昌還就官、

詔とは、天子の命ずることを云、凡そ官をすてゝ去る者は、二たびかへることを得ず、是常法なりといへども、壽昌は母をたづぬる故にすてたれば、別にみことのりして、ふたゝび官職に、かへりつかしめ玉ふ、

繇是天下皆知其孝、

天下の人、皆壽昌が孝行の、切なることをしれり、

壽昌再爲郡守、

壽昌はじめ閬州廣德二郡の太守なりければ、みことのりして、二たび郡守の官になされけり、

至是以母故通判河中府、

河中府とは、州の名、其地同州にちかし、通判は、太守の佐官なりといへども、この時に至りて、其母を養ふために、たよりよき故を以て、郡守の官を辭退して、河中府の通判に、こひもとめてなりしなり、

迎其同母弟妹以歸、

屋何宜覆、
罪人の屋なればやぶるゝとも、何ぞふくべきとなり、

蔡興宗爲會稽太守、
蔡は姓、興宗は名、會稽は、郡の名、太守は、守護人なり、

甚加矜賞、
矜は、あはれむ、賞は、よみんずるなり、其くるしみをあはれみ、其孝をよみんずるぞ、子平にをいて、ふかく心をかけしなり、

爲營冢壙、
冢は、つか、壙は、つかあなゝり、子平がために、母を葬りしなり、註二千五百人爲師、五百人爲旅とは、師旅の名、いくさだちの、人數によりて、かはるなり、

○朱壽昌生七歳、父守雍、
朱は姓、壽昌は名、字は康叔、宋朝の人なり、父を朱巽と云、守雍とは雍州に太守たるとぞ、

出其母劉氏嫁民間、
壽昌が母、姓は劉氏、朱巽が妾なり、嫡妻のそねみによりて、これを出して、民俗間の者に、嫁せしめけり、

母子不相知者五十年、
不相知とは、互に安否をしらぬなり、五十年とは、七歳より、たづねあふまでの間を云、

壽昌行四方、求之不已、
求之とは、母をたづねしなり、嫡母をはりて後に、これをたづねけり、按ずるに、此時すでに父もをはりぬと見えたり、一說に、壽昌が父と嫡母と、別に生母あることをしらせず、嫡母をはりて後に、始て知りけると云、

飮食罕御酒肉、
母のこと、心にふさがりければ、飮食をほしいまゝにせず、

與人言輙流涕、
言とは、母のことを云なり、

さけびなくなり、

常如祖括之日、

袒は、かたぬぐぞ、括は、くゝるなり、親はじめて死して、いまだ服きざる時に、うはぎのかたをぬぎ、をなはにてかみをくゝるなり、八年の間、初喪の月のやうにかなしみけり、

冬不衣絮、

絮は、わたなり、わたいりたる物をきず、

夏不就清凉、

清凉は、すゞしきなり、

一日以米數合爲粥、

飯をくはず、粥をもあくまでにせざるなり、按ずるに、南宋の升法、分明ならず、大抵此方の升の十分一なるべし、

不進鹽菜、

鹽は、しほ、菜は、野菜なり、これを進めずとは、ひきすゝめて用ひざるなり、

所居屋敗、

屋は、やねなり、

不蔽風日、

ふきいる風と、さしいる月をだにもおほはず、子平衣食居處皆其心にかなはしめざること、かなしむ所、いまだとけざればなり、

兄子伯興、

子平が兄の子何伯興なり、

欲爲葺理、

爲にとは、子平がためになり、葺理は、修理の義なり、

子平不肯曰、我情事未申、

わが心の内のこと、いまだとけずとなり、是いまだ母を葬らざることを云、

天地一罪人耳、

天地の間にをいて、つみある一人の者なり、

心愈憂苦、

憂苦は、うれへくるしむなり、

至夕每稽顙北辰、

稽は、とゞむるなり、顙は、ひたひなり、ひたひを地にとゞめつゝしんで拜することなり、北辰は、北極の星、夕に至る時は、每夕北辰を禮拜してなり、

求以身代、

わが身を以て、父にかはらんことを、いのり求めけり、註叩頭は、かうべをたゝくなり、拜して頭を地につくることを云、

○海虞令何子平、

海虞は、縣の名、何子平姓は何、名は子平、南朝の宋人なり、

母喪去官、

官職をのがれて、喪をとりしなり、

哀毀踰禮、

毀は、やせおとろふる義なり、かなしみやすること、喪の禮節よりも、すぎてふかゝりしなり、

每哭踊頓絕方蘇、

絕とは、いきたゆるなり、

屬大明末、

大明は宋の武帝の年號なり、

東土饑荒、

東土は、何子平が本國、會稽の地、中國の東にある故に、東土と云、饑荒は、うへあるゝなり、饑饉することを云、

繼以師旅、

師旅は、いくさなり、饑饉につきて、軍陣のあるにあふてなり、

八年不得營葬、

八年をふるまで、母の葬禮を、いとなむことを得ず、

晝夜號哭、

なり、庾黔婁姓は庾名は黔婁字は子貞、

爲孱陵令、

孱陵は、縣の名、令は、一縣の奉行なり、

到縣未旬、

旬は、十日なり、

父易在家遘疾、

易は、黔婁が父庾易なり、

黔婁忽心驚擧身流汗、

擧身は、一身みなと云義なり、父子の身は、もと一體にして、わかれたり、孝子は親を思はざる時なし、親の身に疾ありて、子を思ふ時に、子のむねさはぎ、あせ出るは、自然の理なり、

即日棄官歸家、

即日は、其日なり、棄官とは、官職を上にかへすなり、

家人悉驚其忽至、

いまだこなたよりつげやらざるに、忽然としてかへり來ればなり、註蕭氏借國之號とは蕭道成宋國をぬすみて齊と號するなり、

時易疾始二日、醫云、欲知差劇、

差は、疾のいゆることを云、劇は、疾の甚しきことを云、

但嘗糞甜苦、

甜苦は、あまくにがきなり、糞あまければ疾甚くにがければ疾いゆればなり、

易泄利、

泄は、俗に云大便くだるなり、利は、俗に云大便しぶるなり、

黔婁輒取嘗之、

父の糞をとりてなめけり、

味轉甜滑、

轉は、いよ〳〵と云義なり、滑は、なめらかなり、

粒は、こめつぶなり、康寧は、やすきなり、其齒なかりし故に、數年の間、飯をくはされども、唐夫人の乳をのみける故に、安樂無事なりけり、

一日疾病、

病は、やまひのはなはだしきことを云、長孫夫人、命をはらんとする時なり、

長幼咸萃、

一家のおとなしきも、いとけなきも、皆よりあつまりしなり、

宣言無以報新婦恩、

宣は、のぶるなり、新婦は、あたらしきよめ、只よめを稱して云詞なり、長孫夫人、思ふ所をのべて、家人にいひきかせけるやう、我何を以ても新婦の恩德を報ずることなくて、をはるとなり、

願新婦有子有孫、

子あるも孫あるもとぞ、

皆得如新婦孝敬、

毎日櫛縰笄して、階下に拜するは、敬のふかきなり、子を養ふ乳を以て、しうとめを養は、孝のふかきなり、皆かくの如き孝敬に、ならふことを得たらばなり、

則崔之門、

崔氏の一門を云、

安得不昌大乎、

昌大は、繁昌盛大なり、なんぞ昌大ならざることあるべきとなり、云意は、我新婦の恩を、報ずることなけれども、ねがはくは、子孫もかくの如くに、孝敬ならば、天必わが願のために、子孫にさいはひをあたへ玉ふべし、然らばわが一門、昌大ならざること、あるまじとなり、ついに其ねがひのごとく、其子崔廷に至りて後、其家繁榮して、郷族にたぐひまれなりけり、皆是唐夫人の孝敬のむくひなり、

○南齊庾黔婁、

南とは、南朝なり、晉と隋との間天下二つにわれて南朝北朝と云時のことなり、齊は、蕭氏國をたもつの號

なる物のみをきけり、

而親極滋味、

滋味は、むまきあぢはひなり、親のためには、滋味をつくして、すゝめけるなり、甘旨は、あまきあぢはひなり、

○柳玭曰、

柳玭がこと、前の篇に見えたり、

崔山南昆弟子孫之盛、

崔山南姓は崔名は琯字は從律、唐朝の人なり、山南西道の節度使の官なりける故に山南と稱す、昆は、兄なり、盛なりとは、富貴繁昌なることを云、崔山南兄弟八人ありて、時の人、其家を博陵の第一房と云しなり、

鄕族罕比、

其鄕黨にも、其宗族にも、たぐひすくなしとなり、此章崔氏の繁榮の由緒あることをいはんとして、まづ是より上の一段をとけり、

山南曾祖王母長孫夫人、

曾祖王母は、おほおほば、俗に云ひうばなり、曾は、かさなる義なり祖のおやなればなり、王は、大なり、たつとみて王母と云ぞ、是山南が曾祖父崔携が夫人姓は長孫氏なり、

年高無齒、祖母唐夫人、事姑孝、

山南が祖父崔懿が夫人、姓は唐氏、しうとめの長孫夫人につかへて、孝ありしなり、

毎旦櫛縰笄、

身をよそほふぞ、字義並に明倫の篇に見えたり、

拜於階下、

きざはしのもとにて、禮拜するぞ、是晨省の禮なり、

即升堂乳其姑、

拜しをはれば、即堂上にのぼりて、長孫夫人に、乳をあたへけり、

長孫夫人不粒食數年而康寧、

かひ、それより多くかはざりしなり、

或有密助之者、

助之とは、衣食を以たすくるなり、

裒皆不聽、

何事をも皆うけざりしぞ、王裒衣食をゆたかにせざることは、父の非命をいたむこと、ふかければなり、

及司馬氏簒魏、

司馬昭が子司馬炎、魏の天下をうばひとりて、國號を晉と云、

裒終身未嘗西向而坐、

王裒が居る處より、晉の内裏の門闕其西にあたりければ、王裒一生の内西にむかひて坐せざりしなり、

以示不臣于晉、

司馬氏は、父の非命に死せるあたなれば、これをいためる故に、一生西にむかひて坐せざるを以て、わが晉につかへて、其臣となるまじき志を、しめすなり、[註]豐裕は、ゆたかなり、闕は、内裏の門を云、不忍とは、衣食をゆたかにし、又闕にむかひて坐するに、たへがたければとなり、

○晉西河人王延、

西河は、縣の名なり、王延姓は王、名は延、字は延元、

事親色養、

色養はよろこばしき顔色を以て、奉養することを云、

夏則扇枕席、

夏はすゞしくするの禮なり、

冬則以身温被、

冬はあたゝかにするの禮なり、按ずるに、是家貧にして、火を用ひてあたゝむること、あたはざればなり、

隆冬盛寒、

隆盛は、皆さかんなるぞ、冬の最中、寒氣のさかりなる時を云、

體常無全衣、

わが身には、常にまつたきころもをえきずして、不具

旦夕常至墓所拜跪、

拜跪は、拜してひざまづくなり、朝夕墓にまいりて拜跪して、存生に定省するが如くす、

攀栢悲號、

攀とは、下より上をひく義なり、栢は、ひの木なり、拜跪しをはりては、墓の木にすがりて、かなしみさけぶなり、

涕淚著樹樹爲之枯、

なくなみだ木につくこと、しきりなりければ、其木ついにこれがためにかれにけり、

讀詩至哀哀父母生我劬勞、

詩は、詩經なり、哀々は、かなしみかなしむべしとなり、劬勞は、苦勞と云義なり、上篇に詳なり、云意は父母わが身をうみて、やしなひたつるまで、かぎりなく、苦勞をせられしに、我其恩を、存生に報ぜざりつることを、思へば、いたくかなしきとなり、是小雅の蓼莪の篇の詞なり、詩經をよみて、此章にいたればなり、

未嘗不三復流涕、

三復とは、みたびかへすぞ、みたびくりかへして、なみだをながさざることなかりしなり、

門人受業者、

門人は、王裒が弟子なり、業は、學業なり、

並廢蓼莪之篇、

其師のきゝて、哀感せらるべきことを、をそれける故に、みな此篇をすてゝよます、

家貧躬耕、

みづから耕作しけり、

計口而田、

一家の人の、口に食するほとをかぞへて、田をつくり、それより多くつくらざりしなり、

度身而蠶、

一家の人の、身にきるべきほどをはかりて、かひこを

東關は、地の名なり、魏の嘉平四年に、呉の諸葛恪とたゝかひて、魏のいくさ、東關にてやぶれけり、

昭問於衆曰、

衆は、もろ〳〵の軍士をさす、

近日之事、

事は、敗軍のことなり、

誰任其咎、

任すとは、おふ義なり、司馬昭が意、其咎を下におほせんとす、

儀對曰、責在元帥、

責とは、とかむべき所と云義なり、元は長なり、帥は、將なり、大將と云義なり、是司馬昭をさして云、

昭怒曰、司馬欲委罪於孤耶、

司馬は、王儀をさす、委と云も、おほする義なり、孤は、司馬昭みづから稱して云是諸侯の自稱する詞なり、孤はひとりなり、すくなき義にとりて德の、すくなき者と、へりくだりて云意なり、

遂引出斬之、

王儀は司馬の職なれば、罪をゆだねんとして、これを殺せり 註魏曹氏簒國之號とは、曹操が子曹丕漢國をうばひとりて、魏と號す、覆姓とは、覆はかさぬる義なり、二字の姓を云、

哀痛父非命、

非命は、天命を以てをはるにあらずして、不慮に死することを云、

於是隱居敎授、

かくれ居てつかへず、學者に敎へさづく、

三徵七辟皆不就、

三七は、皆たび〳〵の義なり、徵は、朝廷よりめすことを云、辟は、郡國よりあぐることを云、上よりめし出し、下よりすゝめあぐること、たび〳〵なりといへども、皆其命につきしたがはず、

廬于墓側、

父の墓の側に、廬をむすびて居り、

黄雀は、わかきすゞめの、口のきなるを云、

復有雀數十、飛入其幕、

幕は、其家のたれぬのなり、是亦王祥が、ふかくねがへるによりて、來るなり、

復以供母、郷里驚嘆、

郷里の人、おどろきなげきて、ほむるなり、

以爲孝感所致、

致すとは、いたらしむるなり、鯉の出ると、雀の入ると、皆王祥が孝を以て感して、これを致せるとなり、凡そ人心誠至れる時は、其思ふ所の物必來る、是感應の道理なり、我此理を以てかれを感ずる時は、かれ亦此理を以てわれに應ず、是天下の事物、こと〴〵く一理のつらぬける所なればなり、

有丹柰結實、

丹柰は、いろあかきからなしなり、其家に丹柰の樹ありて、實をむすべるぞ、

母命守之、毎風雨祥輒抱樹而泣、

風雨の實をそこなはんことを、おそるゝ故に、木をいだきてなく、

其篤孝純至如此、

純は、もつはらなり、其あつき孝行の、純一至極なること、かくの如しとなり、○王祥後には、三公の位にのぼれり、

○王裒字偉元、

姓は王、名は裒、字は偉元、魏の世人なり、

父儀爲魏安東將軍司馬昭司馬、

儀は、王裒が父、王儀字は民表魏は曹氏の國號なり、安東將軍は、官の名、姓は司馬、名は昭、字は子、上其子司馬炎魏の天下をうばひて、國號を晉と稱し、昭に謚して太祖文帝と云、下の司馬は、官の名、大將につきて、軍事をはかることを、つかさどる職なり、

東關之敗、

親とは、母をさす、

繼母朱氏不慈、

繼母の朱氏は、父の後の妻、姓は朱氏なり、王祥をあはれまざるぞ、

數譖之、

王祥がことを、父にそしりけり、

由是失愛於父、

父に愛せらるゝことを得ずとなり、

毎使掃除牛下、

牛下は、うしのあくたなり、王祥に命じて、つねに牛べやのあくたを、掃除せしむ、

祥愈恭謹、

王祥これをうらみず、命をうけて、いよ〳〵つゝしめり、

父母有疾、衣不解帶、

おびときてねざるぞ、日夜うれふる意とけざればなり、

湯藥必親嘗、

句義明倫の篇に見えたり、

母嘗欲生魚、

母いきうをゝ、食せまほしく思へり、

時天寒冰凍、

冰凍すとは、こほりのはることを云、生魚の求めがたき時節なり、

祥解衣將剖冰求之、

生魚を求めんとす、

冰忽自解、雙鯉躍出、

雙は、ならぶなり、二つと云義なり、鯉は、こひなり、

持之而歸、

かへりて母にあたへけり、

母又思黃雀炙、

此者われと事を相共にすること久くして、なじみたるとぞ、

若不レ能レ使也、

なんぢだちわが如くに、これをえつかはじとなり、此ノ二句は、弟等が心を、安んぜんために、かくいへり、下ノ二段の意も、亦これに同じ、

田-盧取二其荒-頓一者、

荒頓は、あれやぶるゝぞ、田はあれたるをとり、盧はやぶれたるをとりしなり、

曰吾少時所レ理、

理とは、田盧のことをおさむるなり、

意所レ戀也、

意のしたふ所にして、わすれがたければとぞ、

器-物取二其朽-敗者一、

朽敗は、くちやぶるゝぞ、

曰我素所二服-食一、

服は、もちふるなり、我平生これを用ひ、これにて、食せしとなり、

身-口所レ安也、

わが身と口との安んずる物ぞとなり、

弟-子數破二其產一、

產は、すぎはひなり、

輒復賑-給、

賑給は、すくひたすぞ、薛包わが財を以て、これをすくひけり○薛包其異母弟にあつきこと、しゐつとめて、名をもとむるにもあらず、又うたがひをさくるがためにこれをするにもあらず、只父母の愛せし子どもなる故に、父母の心を心として、又よくこれを愛す、是孝行の誠ある者は、必亦兄弟にも友あるなり、

○王祥性孝、

王祥姓は王、名は祥、字は休徵、晉朝の人なり、其天性孝ありしなり、

蚤喪レ親、

旦入而灑掃、

あさごとに家に入りて掃除す、

父怒又逐之、

父なを怒て、又薛包ををひのくるなり、

乃廬於里門、

薛包又やむことを得ずして、其里の總門のほとりに、廬をむすぶ、

晨昏不廢、

晨昏とは、晨省昏定なり、其義明倫の篇に見えたり、毎日定省の禮をすてざりしなり、

積歲餘、

定省をつむこと、一歲あまりしてなり、

父母慙而還之、

父母其孝誠に感じ、わが不慈なることをはぢて、薛包をよびかへしけり、

後服喪過哀、

後に父母の喪に服する時、かなしむことふかくして、其ほどにすぎたるぞ、○薛包其孝誠を以て、頑惡の父母を、感悟せしめしこと、大舜の孝行にちかし、

既而弟子求分財異居、

既にしてとは、父母の喪に服すること、をはりてなり、弟子は、はらがはりの弟と、其子とを云、薛包とまゝしき故に、財産をわけとり、居宅を別にせんことを、こひもとむ、

包不能止、乃中分其財、

中分は、等分の義なり、兄弟異居することは、君子のせざることなれども、弟姪のこひ求る故に、やむことを得ずして、財産を等分にして、我も弟も姪も、同じほどづゝとりしなり、

奴婢引其老者、

奴婢は、やつこなり、薛包財を等分にするのみならず奴婢をわけとるには、其年おとろへたる者をひきとる、

曰與我共事久、

貧窮裸跣、

裸は、はだかなり、跣は、はだしなり、すあしとよむ、

行傭以供母、

行傭とは、傭はやとふなり、方々にゆき、人にやとはれ、賃をとりて、其母に供養しけり、

便身之物、莫不畢給、

かやうに貧窮なりけれども、母の身に奉じて、たよりする物を、こと〴〵くつゞけて、不足なかりしなり、

○江革を世の人江巨孝と稱す、巨孝は、大孝なり、後に諫議大夫となれり、[註]飄泊は、たゞよひとゞまるなり、舟のたゞよひつ、とゞまりつするやうに、流浪することを云、雇工とは、やとふなり、工は俗にしごとゝ云義なり、やとはれしごとをすることなり、寒餒は、さむくうふるなり、能竭其力とは、父母につかへて、よく其力をつくすと云、本文をひけるなり、

○薛包好學篤行、

薛包姓は薛、名は包、字は孟嘗、東漢の世の人なり、篤しとは、信實にしてつとむる義なり、

父娶後妻而憎包、

父はじめの妻死して、ふたゝびめとりけるが、後の妻にまどひて、薛包をにくみけり、

分出之、

ついに薛包をとりわかちて、外にいだす、

包日夜號泣不能去、

薛包少しもいかりうらみず、只親のにくみを得ることをかなしみ、よるひるなきさけびて、たち去るにしのびず、

至被毆杖、

毆は、たゝくなり、杖は、つゑなり、つゑにてたゝかるゝに、及でとなり、

不得已廬于舍外、

舍は、いへなり、薛包其まゝにて、やむことを得ざれば、せんかたなく、出でゝ其家の門外に、いほりをむすびて居けり、

なり、

革負母逃難、

兵亂盜賊の難をのがれ去る、

備經險阻、

險阻は、けはしきなり、ゆくさきざき、あまねく道路の難をふるなり、

常採拾以爲養、

食物ともしかりける故に、常に草木果實の、食すべき物をとりひろひて、母の養ひとしけり、

數遇賊、或刧欲將去、

將てとは、ひきゐてと云義なり、刧すは、むばひとる義なり、盜賊江革をとらへて、ひきつれいなんとす、

革輒涕泣求哀、言有老母、

涕泣は、なみだをながすなり、江革すなはちなみだをながし、こひもとめ、なきかなしみて、老母一人あり、ねがはくは、ゆるされよと云ぞ、

辭氣愿欵、有足感動人者、

辭氣とは、物いふ詞と聲とを云、愿欵は、まことありて、つゝしめる義なり、其辭氣ふかく愿欵にして、人の心を、感じうごかするに餘あり、

賊以是不忍犯之、

江革ををかして、とり去るに、たへがたかりしなり、

或乃指避兵之方、

盜賊とりてゆかざるのみならず、又江革に、兵難をとをざけて、のがるゝかたをさしゝめす、

遂得倶全於難、

かゝりける故に、ついに江革母子ともに、艱難の內にをいて、其身を全くすることを得たり、註艱危は、きはまりあやうきぞ、

轉客下邳、

轉は、めぐるなり、客は、處をさだめず、ありくことなり、すべて流浪することを云、下邳は、郡の名なり、是亂をのがれて、後のことなり、

すより、止ることを知に至ることを云、盡性とは、人物の受けたる所の理をつくして、これをよくせざることなきことを云、即意を誠にするより、天下を平かにするにいたりて、意まことに、心正く、身おさまり、家とゝのひ、國おさまり、天下平なるの事、又是すでに其止まる所を知て、よくこれにとゞまることを得るの事、皆その至極をつくせるなり、是聖人にあらざれば、あたはざる所なり、

循循有序、

循々は、即序ある貌なり、まづ小學の事をならひて、後に大學の道にすゝみ、大學の道にも、亦をのづから、工夫の次第あるなり、[註]格物とは、事物の理にきはめいたる義なり、

病世之學者捨近而趨遠、

其功のすみやかに成りなんことを思ひてなり、

處下而闚高、

其學の位は、なをひきゝ所に居れども、みだりに高き所をうかがふなり、句義上に同じ、

所以輕自大而卒無得也、

輕自大とは其學の至る所を、かろ〴〵しく、自大なりとして、たかぶるなり、蓋し其近くしてひきゝよりせずして、たゞちに遠くして高きに、至るべき道理なし、この故に、かやうの人は、かろ〴〵しく自たかぶりて、遠近も高下も、己にをいて、ついに一つも得る所なし、是學者の大病なり、程子の人を敎るに、循々として序あること、これをうれへてなり、

右實立敎、

江革少失父、

是より下は、明倫のことを實にするなり、江革姓は江、名は革、字は次翁東漢の世の人なり、

獨與母居、

父なきゆへに、たゞ母と共に居て、これを養へり、

遭天下亂、盜賊並起、

並起は、相ならびて、こゝかしこより、一度におこる

同約の內、善行ある時は、則約正といひて、此約のおさたる者、きゝとゞめて、帳簿にしるすことを云、

有過若違約者亦書之、

約は、即此鄕約を云、

三犯而行罰、

犯すとは、則過あり、約にたがふことを云、一二度はこれをゆるめ、三度に及ぶ時は、其罰をあたへんとなり、

不悛者絕之、

罰しても亦ついにあらためざる者は、たちきりて、約に入れじとなり、

明道先生敎人、自致知至於知止、

致知とは、致はをしきはむる義なり、知は心の知識なり、事物の理にきはめいたりて、わが知識ををしきはめ、其知る所つくさゞることなからしむるなり、

知止とは天下の理にをいて、各其善の至極にして、こゝに止りて、うつさるべき所あるを、よくしることを云、是知を致して、知の至れるなり、

誠意至於平天下、

意は、心のおこる所を云、これを誠にすとは、一念きざす所にをいて、善をこのみ、惡をにくむこと、かのよきをこのみ、かのくさきをにくむが如く、きはめて眞實にして、すこしも自あざむくことなきことを云、是より以後に、心を正くし、身をおさめ、家をとゝのへ、國をおさむる工夫をへて、天下を平にするに至る、平にすとは、天下の人物をして、各其所を得せしむることとなり、此段は身に行ふことにをいて、皆其止るべき所を得て、これに止らんことを、求るのことなり、以上二段は大學の道なり、

灑掃應對、

是小學の敎なり、

至於窮理盡性、

窮理とは、天下の理をきはめしることなり、即知を致

字義、立教の篇に見えたり、誣は、しゐるなり、人に無實のとがをおほせ、小事を大事にいひなすことを云、毀は、そしるなり、人の私をあらはし、人の惡をあぐるなり、營私大甚とは、私の利をいとなむこと甚しくして、人の害をかへりみざることを云、不修之過は、身をおさめざるあやまちなり、交非其人とは、まじはる所の人あしくして、まじはるべき人にあらざることを云、遊戲は、あそびたはむるゝなり、怠惰は、をこたりて、事をおさめざることを云、動作無儀とは、うごきはたらくことに、禮儀なきことを云、進退あらくいやしく、語默其よろしきにかなはず、衣冠たゞしからず、或はかざりのすぎたるの類なり、臨事不恪とは、うけたることをすてをき、約束の期にをくれ、事にのぞみて、をこたるの類、皆是なり、用度不節とは、財用をついやすこと、其ほどにすぎたることを云、

禮俗相交、

婚姻喪祭等の禮儀の風俗には、互に往來して、相まじはることを云、註往還は、ゆきかへるなり、禮をかけ、禮をかへすことを云、書問は、ふみにて音問するぞ、慶は、人のよろこびを、よろこぶなり、弔は、人のかなしみを、とむらふなり、

患難相恤、

患難ある時は、互に相あはれみて、すくふなり、患難の條目、本註に見えたり、註水火は、水難火難にあふ時は、互にこれをすくふことなり、盜賊にあふ時は、互にふせぎとらふることなり、疾病ある時は、互に醫療をたすくることなり、死喪ある時は、互に喪の事を、相たすくることなり、孤弱とは、孤はみなしごなり、幼少にして親をうしなひ、たのむかたなくして、よはき者を云、これある時は、其ために、諸事をはからひ、これをまもり、これををしへて、人となすことなり、誣枉は、しゐまぐるなり、人に無實のとがを以て、しゐまげられたる者あれは、其ために、これをとくことを、はかることなり、貧乏とは、貧乏なる者あれば、力をあはせて、これをすくふことなり、

有善則書于籍、

藍田は、地の名呂氏は、宋朝の人、兄弟四人あり、註に見えたり郷約は、一郷の內にて、思ひよりたる者ども、約束をたてゝ、よしみをあはするの法なり、

凡同約者、

凡そ此約束を、同くする者はぞ、

德業相勸、

德は、道を業として、得る所あるを云、業は、道をゝこなひて、德をつむ事なり、道德事業を、相共にすゝめて、成さしむることを云、德業の條目註に詳なり、註呂氏兄弟四人、長の名は大中、字は進伯、次の名は大防、字は微仲、次の名は大鈞、字は和叔、次の名は大臨、字は與叔、大鈞は張程二子にまなぶ、大臨は伊川の門人なり、此鄉約は、大防作れりと宋史の本傳には、見えたれども、朱子語錄には、大鈞作れりとあり、是其實なるべし、誓は、ちかふなり、本註は、呂氏の鄉約の本註なり、御すとは、つかひもちふる義なり、僮僕は、やつこなり、長上は、年たかき人、上にある人を云、親故は、親戚故舊なり、交遊は、まじはりあそぶなり、朋友を云、廉介は、いさぎよく、かたき志を云、施惠は、ほどこしめぐむなり、寄託は、よするなり、人のたのむことを云、爲レ衆集レ事とは、諸人と共にする所の事を、其ために成就することを云、鬪爭は、あらそひなり、興レ利除レ害とは、人のために、利あることをおこし、害あることをのぞくなり、擧レ職とは、職事をあげをこなひて、をこたりすてさる義なり、營レ家とは、家事をいとなむなり、濟レ物とは、物は人を云、人をたすくる義なり、禮樂射御書數の字義、立敎の篇に見えたり、無レ益とは、益のなき事業なり、

過失相規、

過失は、あやまちなり、これを相いましめて、あらためしむることを云、過失の條目、註に詳なり、註犯レ義之過とは、德義ををかすあやまちなり、酗は亂酒なり、博は博奕なり、鬪は、いさかひなり、訟は、うつたへなり、公事このむことを云、行止は、ゆきとゞまるぞ、事をゝこなふとやむるとを云、踰違は、禮をこえ、法にたがふことを云、恭遜は、うやまひへりくだるなり、言不二忠信一と云字義、敬身の篇に見えたり、造言の

省繁文、以專委任、

省は、へらす義なり、繁文は、繁はしげきなり、公文の制法の、くだくだしく、むつかしきことを云、委任は、ゆだねまかするなり、其職とする所を以て云、云意は、師儒の官を、吏法の小文を以て、微細の役までを、むつかしくせめそなへず、只其委任する所の、敎養の職のみを、もつはらにして、重くすべしとなり、

勵行檢、以厚風敎、

行は、德行、檢は、法度なり、風敎は、上より下を敎化することを云、學者をみそなはし、行檢をはげます法をたてゝ、世の風敎を、厚くすべしとなり、

及置待賓吏師齋、

吏は、奉行なり、二齋をたてをきて、一つを待賓齋と名づけ、德行才能ありて、賓客としてうやまふべき者を請待し、一つを吏師齋と名づけ、政道に通して、吏人の師法たるべき者を、いれをくべしとなり、

立觀光法、

觀光とは、ひかりをみるぞ、四方の人、大學にきたりて、德化の光を見んことをねがへば、これをひきいれて、禮儀の容をみせ、絃歌の聲をきかしむることを云、今此法をたてゝ、遠近の人をしてみな感じて化すること、あらしむべしとなり、是易に觀國之光と云ことあるにつきてのことなるべし、

如是者亦數十條、

先生看詳の文、かやうなること、數十ケ條あり、こゝには其大概のみを、引けるなり、[註]利祿は、財利俸祿なり、國學は、天子諸侯の、國都にある大學を云こゝには京都の大學をさす、奔湊は、わしりあつまるなり、鄕士は、其本鄕の地を云なり、吏牘は、牘はふだなり、吏人の宰判する公文なり、小文は、吏法の小々の節目を云、行誼とは、誼は義と同じ、行實の道義なり、名檢は名分の法度なり、以處來學之士とは、此法を以て、大學に來りて、光りをみんとする者をば、はからふことぞとなり、

○藍田呂氏鄕約曰、

にて學才をこゝろむる法なり、課の字義、前篇に見えたり、是課程をたてゝ、諸生につとめしむる法なり、ねがはくは、月試をあらためて、課業にせんとなり、

有所未至、

諸生課業にをいて、學識いまだ及ばざる所あらばなり、

則學官召而教之、

師儒の學官、これをよびつけて、すぐさまに教ふべきなり、

更不考定高下、

其外今までの如くに、學者の才力を以て、高下を考へ定むることを、せざらんとなり、註崇政殿說書は、天子のために、經書を講說する職の名なり、此職宋の仁宗崇政殿にして、論語の講說をきこしめし、其後毎日の侍講の人を、そなへをきて、崇政殿說書と、名つけられしより、はじまれり、孫覺、姓は孫、名は覺字は莘老、國子監は大學なり、條制は條例の制法なり、

制尊賢堂、以延天下道德之士、

制すとは、つくる義なり、尊賢とは、德をたつとむなり、そのかみの國子監に、尊賢堂と云堂をたてゝなり、延は、請待する義なり、是道德の士をたつとみて學者にのりをとらしめんとなり、

鐫解額、以去利誘、

解額とは、解はすゝむるなり、額はかずなり、毎年鄕學より、京都州郡の國學へ學士をすゝめあぐる、定數なり、これをと鐫は、其數何ほどゝ云所にて、きざみさだめて、それより多くせざる義なり、利誘とは、誘はひくなり、宋の嘉祐以前の、京都の國學の解額は百人なり、元豐年中に利祿を以て學者をひき、只多からんことのみを思ひて、解額をますこと、五百人に至る、こゝにをいて、四方の士、至親をすて、遠路をへて、來りあつまること甚多し、この故に、先生解額をへらして、又百人とさだめ、其餘四百人を、州郡の學校の、定額すくなき處にわけをき、利誘の法をすてゝ、學者の利にわしる志をやめ、各其本鄕にやすんじて、孝弟の心を、失なはざらしめんとなり、

有廉恥禮讓、
廉は廉直なり、恥は、はぢをしるなり、禮は、恭敬、讓は、ゆづりて、へりくだるなり、按ずるに、此三句は賢者を云、
通明學業、
通明は、とをりてあきらかなるぞ、學業は、聖學の事業なり、
曉達治道者、
曉達は、さとりとをるぞ、治道は、國家を治るの道なり、按ずるに、此二句は能者を云、士をえらむには、上に云如くなる人物を、えらみとるべしとなり、此二段は、皆士をえらむの法をいへるなり、諸學制とは學校の制法なり、最爲有本とは、按ずるに、此學制、只今の世によろしきのみならず、皆古代、法意にかなひ、聖學の要旨をうしなはず、これを本ありと云なるべし、
○伊川先生看詳學制、
看は、みる、詳は、つまびらかにするぞ、すべてみそなはす義なり、先生崇政殿說書なりける時に、詔をうけ玉はりて、諸儒學官とともに、そのかみの大學の制法を、みそなはされしなり、則先生あらたに制法をたてゝ、申あげらるゝ、其大槩下の文に見えたり、
大槩以爲學校禮義相先之地、
相互に禮儀を以て先として、たつとむ處なり、
而月使之爭、
そのかみ月試の法ありて、毎月諸生の才力を、こゝろみんために、各文章をつくらせて、其高下をたくらぶ、是月々に、諸生をして、相かたんと、あらそはしむるなり、
殊非教養之道、
教養は、學者ををしへて、才德をやしなひたつる義なり、
請改試爲課、
請とは、下に云所を、こひかけて云詞なり、試は、文章

擇其學明德尊者、

學業なりて後、其學識の明にして、德行の尊むべき者を、えらみいでゝなり、

爲大學之師、

京都の大學の師範となすべし、

次以分敎天下之學、

其次なる師德を、天下の州縣の學校に、わけつかはして、各其處の人ををしへしむべし、此三段は皆師をえらむの法をいへるなり、

擇士入學、

士は、學者をさす、學は、學校なり、

縣升之州、

一縣の學校にて、すぐれたる者をえらみて、これを一州の總學校へあたるなり、

州賓興於大學、

賓興の義立敎の篇に見えたり、一州の學校にてすぐれたる者を、賓客の禮にてもてなして、京都の大學へあぐるなり、

大學聚而敎之、

其才德を成就するぞ、

歲論其賢者能者於朝、

毎年朝廷にをいて、大學生の賢德ある者と、才能ある者とを評論し、論定りて後に、各相應の官職をさづけんとなり、是賢才を得て以て、風俗を正くするのことなり、

凡選士之法、

上文に士をえらむと云、其えらみやうの法度なり、

皆以性行端潔、

性は、德生、行は、志行なり、端は、たゞしく、潔は、いさぎよきなり、

居家孝悌、

孝悌は、これ人倫の大綱なり、

げますなり、誘掖してこれを進發せしめ、又激勵して退轉せざらしむるなり、

漸摩成就之道、

漸は、ひたす、摩はするなり、物を水につけうるほし、すりみがくやうにして、其至りがたきうれへなからしむ、その誘掖激勵漸摩は、皆學者を成就するの術なり、

皆有節序、

皆ほどよき次第あるべしとなり、小學よりこれまでは、其學を正くして、其始を成すことなり、

其要在於擇善修身、

其要とは、其簡要とする所なり、是より大學の敎を云、擇善とは、衆理をえらみて、其善なるをとる、是格物致知のことなり、修身とは、誠意正心修身のことなり、

至於化成天下、

化は、敎化、成は、おさめなす、是齊家治國平天下のことなり、

自郷人而可至於聖人之道、

郷里の常人より、志をたて、學をつとめて、聖人の道德までに至ることを得べしとなり、大學よりこれまでは、其量をきはめて、其終を成すことなり、

其學行皆中於是者爲成德、

中とは、かなふと云義なり其學問、德行小學大學の敎をかねて、皆よくこれにかなへるを、道德成就したる者とす、是實に師表とするにたれる者なり、

取材識明達、

材は、才器、識は、知識なり、明達は、あきらかにとをるなり、

可進於善者、

進んで共に善道に入るべき者ぞ、

使日受其業、

日々に其學業を、成德の者にうけしめてぞ、

材良行修者、

材良とは、才器のむまれつきてよきを云、行修とは、行迹のとゝのほれるを云、

延聘敦遣、

延聘は、ひきめすぞ、敦遣は、あつくをくるなり、上に云ごとくなる者ありと、きこえたらば、朝廷より禮をそなへて、これをめし、其所司より、禮をあつくして、これをゝくりてなり、

萃於京師、

京師は、天子の都を云、京は大なり、師は衆なり、大衆の居る所なればなり、かやうの儒者ともを、京都にあつめをきてなり、

俾朝夕相與講明正學、

講明は、講習して其事理を明にすることを云、正學は、聖人正大の學術にして、異端曲學にあらざるを云、

其道必本於人倫、

其道は、正學の道とする所なり、必本於人倫とは、正學の事實は、人倫の外なければなり、

明乎物理、

正學の手を下す所は、事物の理を明にするにあり、

其教自小學灑掃應對以往、

其教は、正學の教とする所なり、洒掃應對の字義書題に見えたり、

脩其孝悌忠信、

入ては孝あり、出ては弟あり、つゝしんで信あるの義を、修行するなり、

周旋禮樂、

周旋は、たちふるまひを云、禮樂の義、立教の篇に詳なり、禮樂に周旋すとは、其たちふるまひを、禮樂の節文にあはすることを云、

其所以誘掖激勵、

誘は、みちびく、掖は、たすく、激は、あたる、勵は、は

其門下の學者、師を尊む故に、互に相かたる時は師の姓名字號をいはずして、只先生と稱す、

不問可知爲胡公也、

胡先生の門人、うち見るよりして、かくれなき故に、朋輩の中にて、只先生と稱するを、誰がことゝはざれども、即胡公のことなりと、しらるゝなり、

○明道先生言於朝曰、

先生學校をおさめ、儒をたつとみ、士を取の法をのべて、朝廷に申しあげらるゝなり、

治天下以正風俗得賢才爲本、

風は、上の教化する所を云、俗は、下のなれそむ所を云、賢は、德ある者、才は、能ある者なり、風俗のついえを正くして、あつくすなほにし、賢人才子を得て、官職にそなふること、天下を治るには、此二つを以て本とするなり、○賢才を得て用る時は、風俗これを以て正さるべし、是賢才を得ることは、又風俗を正うするの本なり、

宜先禮命近侍賢儒、

近侍とは、近習の義なり、禮式をそなへて、近侍の賢德ある儒臣に、おほせられてとなり、

及百執事、

百官を云、執事とは、事をとるなり、

悉心推訪、

推訪は、をしとふなり、心力をつくして、天下の賢才を、をしもとめ、とひたづねさせしめてとぞ、

有德業充備、

德は、德行、業は、事業なり、

足爲師表者、

表は、俗に手本と云義なり、諸人の師範儀表となるにたれる者なり、

其次有篤志好學、

志すは、道に志すことを云、

治事齋者、人各治一事、

人の才質によりて、各其長じたる一事を、もつはらに治む、

又兼一事、

もし多才なる者は、又別に一事をかねてまなぶ、

如治民治兵、

治民とは、政教をほどこすことを云、治兵とは、軍兵を用ことを云、

水利算數之類、

水利は、水道をみちびきて、洪水をふせぎ、田地にそゝぐの類、人の利とする所を云、算數は、律暦をきはめ、九章に通ずるの類を云、治事齋にしておさむること、かやうの類ぞとなり、

其在大學亦然、

先生大學にありても、亦經義と治事とを以て敎へられしなり、[註]材は、才なり、識は、知識なり、

其弟子散在四方、

すでに敎へをうけたる弟子、ちりて四方に居てなり、

隨其人賢愚、

賢愚をの〳〵隨分にとぞ、

皆循循雅飭、

循々は、即雅飭する貌なり、雅は、たゞしく、飭は、つゝしむなり、身をおさむること、たゞしうしてつゝしむことを云、

其言談擧止、

言談は、物いひかたらふぞ、擧は、うごく時、止は、しづまる時を云、

遇之不問可知爲先生弟子、

言談擧止、みな各雅飭する故に、世のつねの人とことにして、誰が門弟たりとゝはざれどもあらはに胡先生の門弟たりしとしらるゝなり、

其學者相語稱先生、

成就す、

爲文章皆傳經義、

學徒文章をつくるには、必皆經書の意義に、より本づく、

必以理勝、

必理のまされるを以てむねとして、其辭華をたつとまざりしなり、

信其師說、

只先生の講說をのみ尊信して、他の說をまじへず、

敦尚行實、

行實は、德行の事實なり、

後爲大學、

京都の大學の官となれり、先生後に國子直講となる、即大學の屬官なる故に、大學と云、

四方歸之、

四方の學者、これに歸依してなり、

庠舍不能容、

庠舍は、學舍なり、學徒甚多くして、學舍にいれをかれざりしなり、註切到とは、たしかなる義なり、明體適用とは、己を治るは體なり、人を治るは用なり、

其在湖學、

其とは、先生をさす、湖學は、湖州の學校なり、

置經義齋治事齋、

齋は、學文所なり、湖學に二齋をたてをきて、一つを經義齋と名づく、經義を講明する所なり、一つを治事齋と名づく、治事とは、事をおさむるなり、政事を講習する所なり、

經義齋者、擇疏通有器局者居之、

疏通は、とをるなり、才智の明達なることを云、器局は、器量の義なり、正大の器量あることを云、かやうの者、經義をおさむるによければなり、

患隋唐以來、仕進尙文辭、

隋唐より以來、敎化おとろへ、風俗うすくなりて、仕へて官に進む者、文章詞華をのみたつとむ、

而遺經業、

經書の義理をきはむる事業を、うちわすれてつとめず、

苟趨祿利、

いやしくも、俸祿財利の路にのみ、わしりおもむく、先生日ごろ此段々の事を以て、其患とせられしなり、

及爲蘇湖二州敎授、

敎授は、官の名なり、國々の學校に居て諸生にをしへさづくることをつかさどる、先生蘇州湖州の學校の、敎授となる時になり、

嚴條約、

條は、敎法の个條なり、約は、制禁の約束なり、

以身先之、

先生まづ學業を身にをこなひて、諸生をひきゐすゝむるなり、

雖大暑必公服終日、以見諸生、

公服は、衣冠なり、

嚴師弟子之禮、

師たり弟子たるの禮儀を、をごそかにす、

解經至有要義、

解すとは、講釋する義なり、要義は、切要の文義なり、

懇懇爲諸生言其所以治己而後治乎人者、

懇々は、ねんごろに、たしかなる義なり、それ學は己をおさめ、人をおさむることの外なくして、必まづ自おさめて、而して後によく人をおさむ、是即經書の要義なり、

學徒千數、日月刮劘、

從學の生徒千人ばかり、皆日をかさね、月をつみて、其あかをけづりすて其光をみがきいだして、學業を

法耶、

小兒輩は、よめ子をすべて云、よめも子の類なればなり、家法は、呂氏の家法をさす、即事物を以て心にまつはさず、行歩茶肆酒肆に入らざるの類なり、されども張氏の家法も、飲食以下、甚儉約なる故に、呂夫人も、よくこれをいましむることを、しれるなり、

其嚴如此、

註呂參政宗道、姓は呂、名は宗道、字は貫之、謚して簡肅と云、參政は、參知政事と云官の名を、略して云ぞ、

○唐陽城爲國子司業、

唐は、李氏天下に君たるの國號なり、陽は姓、城は名、字は元宗、國子司業は、官の名、京都の大學校を國子監と云、其長官を國子祭酒と云、司業は其次官なり、

引諸生告之曰、

引てとは、ひきすゝめをきてなり、

凡學者、所以學爲忠與孝也、

學問の大要君に忠あり、親に孝あるにすぎず、

諸生有久不省親者乎、

諸生の内に、久く其父母をみまはざる者あるかとなり、

明日謁城還養者二十輩、

諸生陽城がいましめに感じて、其明日、陽城につげて、いとまをこひ、家にかへりて、親に奉養する者、二十人ばかりありしなり、

有三年不歸侍者斥之、

斥とは、をひだす義なり、三年をふるまで、家にかへりて、親の側に侍御せざる者あれば、學問の大綱たゝざる故に、これをゝひしりぞけて、學校にをかざりしなり、註李氏は、唐公李淵天下をとりて、國號を唐と云、これを高祖として、代々つたはれり、

○安定先生胡瑗字翼之、

安定は、地の名、先生姓は胡、名は瑗、字は翼之、宋朝の大儒なり、

魚肉不更進也、

魚と肉とは、只食の味をたすくる物にして、饑にみつる物ならざる故に、再進ゆるさず、

時張公已爲待制河北都轉運使矣、

張公は、張昷之なり、河北は、中國にも此方の五畿七道の如くに、天下をわかつて、十數道とす河北路は、宋の世の一道の名なり、都轉運使は、官の名なり、諸州諸縣に各守令あれとも、是は朝廷よりの使として、一道の征伐刑獄錢穀の事を、すべつかさどる、そのかみの重き職なり、張昷之此時天章閣待制として、河北路都轉運使をかけたれば、甚たつとしといへども、女子に儉約をしめして、驕奢をいましむることかくの如し、是只子を教る者の、法としつべきのみならず、官職ある者も、亦これにならひて、權勢にほこるべからず、註貴顯とは、位たつとく、名のあらはれたることを云、

及夫人嫁呂氏、

張夫人、呂氏の家に、よめいりするになりてなり、

夫人之母、

張待制の妻魯氏なり、

中國夫人姉也、

張待制と呂正獻とは、あひむこなり、

一日來視女、

張夫人の母、ある日呂氏の家にきて、其むすめをみまはれしなり、

見舍後有鍋釜之類、

舍後とは、張夫人のへやのうしろなり、鍋は、なべ、釜は、かまなり、

大不樂、

甚無興せしなり、

謂中國夫人曰、

其いもうとにいへる詞なり、

豈可使小兒輩私作飲食壞家

中國夫人教訓如此之嚴、
教訓は、けうくんなり、
外則焦先生化導、如此之篤、
化は、教化、導は、引導なり、をしへみちびくぞ、
故公德器成就、
德は、性行なり、器は、才能なり、
大異衆人、
幼少より、よくをしへ入れたる故に、德器の成就する所大いに世の常の諸人にかはれり、
公嘗言人生內無賢父兄、
賢德の父と兄となり、
外無嚴師友、
嚴正の師と友となり、
而能有成者少矣、
教訓規戒をうくることなくして、德器を成就することある者は、すくなかるべしとなり、

○呂榮公張夫人、
夫人は、榮公の妻なり、
待制諱盈之之幼女也、
待制は、官の名、閣學士の次官なり、諱とは、人死して後、其名を諱と云、盈之姓は張氏、天章閣待制となる、幼女は、少女なり、すゑのむすめを云、
最鍾愛、
鍾は、あつまるなり、甚愛するを鍾愛と云、
然居常至微細事、
居常は、居家平常の時を云、微細は、すこしの義なり、
教之必有法度、
禮法あるぞ、
如飲食之類、飯羹許更益、
いひとあつものとは、再進をゆるす、

儒なり、知州事とは、太守のことなり、一州の政事を、おさめしる故なり、正獻公潁州の通判たりし時に、たまたまあひあふて、歐陽公其州の太守たりしなり、

焦先生千之伯强、

先生姓は焦、名は千之、字は伯强、

客文忠公所、

賓客として歐陽文忠公の所に居たるぞ、

嚴毅方正、

嚴は、をごそか、毅は、かたきぞ、方は、けたなり、むまれつき嚴毅にして、をこなふ所方正なるは、是人の師たるによき者なり、

正獻公招延之、

招は、まねく、延は、ひくなり、まねきよび、ひきいれてぞ、

使教諸子、

諸子は、滎公並に其次の子共なり、

諸生小有過差、

諸生は、即諸子をさす、生は、學生の義、師に對していへばなり、過差は、あやまちなり、

先生端坐、

端坐は、正坐なり、

召與相對、

諸生をよびつけてこれと相對してなり、

終日竟夕、不與之語、

ものいはざるぞ、

諸生恐懼畏伏、

恐懼は、をぢをそるゝぞ、畏伏は、をそれふすなり、

先生方略降辭色、

方とは、はじめてと云義なり、降は、ゆるむる義なり、色は、顔色なり、少しことばをかけ、色をやはらぐるなり、

時公方十餘歲、內則正獻公、與

衣服をすてざるのみならず、只つゝしみて、かいつくろふとなり、袴管は、はかまのすそぐちなり、

行步出入、

ありきて、内外にいでいる時を云、

無得入茶肆酒肆、

肆は、店屋なり、茶酒をうる店舍は非禮の地なる故に、かりにもこれにたちよらず、

市井里巷之語、

市井とは、井は人相共に水をくむ所なり、古井のある所について市をたてける故に、市の場を市井といひならはせり、巷は、俗に云小路なり、其語とは、市町里のちまたに、いひならはす、鄙俗なる詞を云、

鄭衛之音、

古鄭衛二國の音樂、皆淫聲なりし故に、今も淫樂をなづけて、鄭衛の音と云、

未嘗一經於耳、

一たび耳にもふれざる時は、口にのせ、手にふれざることは、云に及ばず、

不正之書、

聖賢の書にあらずして、正しからざる書なり、異端の書の類を云、

非禮之色、

媚色冶容は、甚しき非禮なり、凡そ形體ありて、目にふるゝ物は、皆色なり、其淫邪にして、正しからざるを、非禮の色と云、

未嘗一接於目、

以上皆父母の敎によりて、かくの如くなり、

正獻公通判潁州、

通判は、國守にそひて、相共に政事を議論する官職なり、古の監郡なり、今の目付の類にして、太守の屬官にあらず、潁州は、國の名なり、

歐陽公適知州事、

公姓は歐陽、名は脩、字は永叔、文忠と謚す宋朝の大

雖甚愛公、

公は、榮公なり、

然教公事事循蹈規矩、

蹈は、をこなふ義なり、規は、圓き物をつくる器なり、矩は、けたなる物をつくる器なり、此二つを以て禮法にたとふ、事々皆禮法にしたがひをこなはしむとなり、其事下もの文に見えたり、

甫十歳、

わづかに十歳ばかりの時よりぞ、

祁寒暑雨、

祁は、大なり、暑は、あつきぞ大寒大暑大雨の時にもなり、

侍立終日、

侍立は、尊長のかたはらにはんべるには、たてるを以て、禮とすれはなり、侍立終日にして、をこたらざるぞ、

不命之坐不敢坐也、

尊長公に坐せよと命ぜられざる內は、自あへて坐せざるなり、

日必冠帶以見長者、

日々に必衣冠束帶して、出て長者にまみえて、一日も、私室に燕居せざるなり、

平居雖甚熱、

平常無事にして居る時、天氣あつけれどもとなり、事ある時は勿論なり、

在父母長者之側不得去巾襪縛袴衣服、

巾は、冠の上にきる頭巾なり、襪は、したうづなり、縛袴は、偪なり、縛は、まとふなり、袴は、はかまなり、はぎをまとひて、はだがばかまのすそをひざの下にて、ゆひしむる故に、偪を縛袴と云、衣服は、すべて身にきる物を云、

唯謹、

蓁蕪蔽塞する物を、はらひゝらきて後に聖人の道には、入らるべきなり【註】大道は、即聖人の道なり、廓如は、ほがらかなる義なり、○以上はすべて學をする道を論じて、通して敬身の義をひろむるなり、

右廣敬身、

善行第六、

善行は、小學第六篇の名なり、字義上篇の題序に見えたり、【註】以實立敎明倫敬身也とは、此古人のをこなひつる、善行を以て、立敎明倫敬身の嘉言に、しるしあはせて、其實證とせらるゝとなり、

呂滎公名希哲、字原明、

是より下は、立敎のことを、實にするなり、滎公のこと、すでに上篇に見えたり、

申國正獻公之長子、

正獻公名は公著、字は晦叔、宋の宰相なり、正獻と謚し、申國公に封ず、長子は、第一男なり、

正獻公居家簡重寡默、

居家とは、平生家に居る時を云、簡は、簡要にして、みたりかはしきことなきことを云、重は、おもくしきぞ、寡は、すくなきぞ、事すくなきことを云、默は、もたすなり、詞をつゝしみて、もだしがちなることを云、

不以事物經心、

事物は、外事外物なり、衣食居處の類、身の外なる事物を云、經心とは、心にかくる義なり、

而申國夫人、

夫人は、正獻公の妻なり、婦人は夫の封爵にしたがふ故に、申國夫人と云、姓は魯氏なり、

性嚴有法度、

其むまれつき嚴正にして、其すること禮法にかなへり、

誦とは、經書をひろくおぼへ、そらによむことを云、
詞章は、詩賦文章をたくみに作ることを云、

自道之不明也、邪誕妖妄之說競起、

邪は、よこしま、誕はいつはり妖は、あやし、妄は、みだりなり、楊墨老佛の敎は、皆邪誕妖妄の說なり、是等の說、聖道の明ならざるに乘してわれさきにと、あらそひおこるなり、

塗生民之耳目、

生民は、世に生々する人民を云なり、耳目をふさぐとは見聞をおほひて、其智をくらますことを云、

溺天下於汚濁、

汚濁は、けかれにごるなり、天下の人を汚濁の地におとし入る、

雖高才明智、

才たかく、智あきらかなる人といへどもなり、

膠於見聞、

異敎さかりに世にをこなはるゝ故に、平生みきく所になづみてなり、

醉生夢死、

生るゝより、死するまでに、えへるが如く、夢みるが如くにてなり、

不自覺也、

自わがまどひをさとらず、

是皆正路之蓁蕪、

正路は、たゞしきみち、聖道にたとふるなり、蓁は、草のしげりたる貌、蕪は、あるゝなり、異端の說は、正路の上に草しげりて、あれたるやうなれば人其ゆく所にまどふなり、

聖門之蔽塞、

蔽塞は、おほひふさぐなり、異端の說は、聖學の門戶のまへに、おほひふさがりたる物なれば、人其入る所をしらざるなり、

闢之而後可以入道、

倫理は父子君臣夫婦長幼朋友の倫に親義別序信の理あることを云、佛氏の說に、五倫は只人道なる故に、これをおさむる者は、惡道におちざれども、未來に又人界に生るゝなり、佛道は廣大なる故に、一たびこれに入る時は、ながく輪廻の苦をのがれて、六親衆生をもことごとくすくふと云、この故に、倫理をすてゝ、佛道を修するなり、是其言爲の周徧なる内に倫理をもかね得たるに似たれども、實は日用綱常の倫理を外にして、たちすつるなり、それ道は倫理の外なし、かれ性命の理にくらくして、輪廻の說を立るが故にかくの如し、

窮深極微、

佛氏道德をのべ、心性をとくには、形象をはなし、言語をたちて、深奥微妙をきはむ、

而不可以入堯舜之道、

堯舜の道は、高大中正にして、其實は倫理の外にあるとなし、かれ深微の說をきはむれば聖人の道に通達せずと云ことなかるべけれども、實は倫理を外にする故に此法を以て堯舜の道に入ることを得ず、

天下之學非淺陋固滯、則必入於此、

淺陋は、あさくいやしきなり、固滯は、かたくとゞこほるなり、刑名術數記誦詞章の學皆是なり、註に詳なり、聖人中正の道世に明ならず、この故に、天下の學術ひきゝにすぎて、淺陋固滯なるにあらざれば、必たかきにすぎて、此佛道に入るなり、註空寂之敎とは、佛氏の敎、虛空寂滅を以て、本とすることを云、陳說は、のべとくなり、指陳は、さしのぶるなり彌近理而大亂眞とは、佛氏の敎は、理に近くとき出す故にいよ〱理に近くなるほど、亦大いに道の眞體をみだりて、人をまどはすこと甚ふかし、書は文字なり、契は文字を以て契約とす、俗に云證文なり、稼は米穀をうゝることを云、穡は、米穀をおさむることを云、刑名とは、刑は法家の說なり、刑法をむねとして、賞罰を明にす、名は、名家の說なり、禮法をむねとして、名分を正くす、皆道德を本とせずして、只其一法を以て、國家をおさめんとする者なり、術數とは數も術なり、易學を本として、天下の事變をはかりしる法なり、記

意あさくして、大いに人をまどはすこと、あたはずとなり、劈初頭とは、劈はさくなり、一刀さきそむる所を云、最初の義なり、他とは、佛氏をさす、這箇は、これと云義なり、即性をさして云、此段の意、佛氏の道をとくこと、最初よりして、即あやまれり、それ天命の性は、是道の大本なり、佛氏此性の形體なきを見て、これをとりて、一向に虚空なき物となしてとく、わが儒家には、太極の形象なる內に、萬理一定して、そなはりたることを知る、この故に、此性すべて是實理なることを、見得たりとなり、

自謂之窮神知化、

自謂は、佛氏の自云ぞ、之とは、其道をさす、窮神とは、陰陽合一にして、はかりがたき、神明の德に、きはめいたれるなり、知化とは、陰陽兩體にして、をしうつる、變化の道をしりて、よく物を變化するなり、

而不足以開物成務、

開物とは物は人なり、凡そ世間になくてかなはざる事を、人いまだこれをしらざるさきに、聖人其智を以てひらきはじめさせ玉へることを云、成務とは、人のつとめとして、せまく欲する所の、いまだ成就せざることを、聖人其はかりことを以て成して、全くし玉ふことを云、三皇五帝のはじめて文字をつくり、農耕をしへ、衣服宮室をつくらせ玉ふの類皆是なり、聖人の神をきはめを化知とは、皆實理なり、この故に必物をひらき務をなすの功あり、佛氏の神をきはめ化をしると云は、皆虚妄なり、この故に物をひらき、務をなすにたらず、是實なき故に用をなさゞるなり、

言爲無不周徧、

言爲は、云所のこと、する所のことなり、周徧は、あまねきなり、其道の大いなる所を云時は、法界の外をかね、小きなる所を云時は、微塵の內に入る、其する所たとへば、人の花草の香をきゝとるをも偸盜の禁戒とす、肉身をやぶりて、禽蟲にかふことをは、廣大の慈悲とす、是其言爲あまねからざる所なきに似たり、一説に此句を言爲無不周徧とよむ、其いふ所の說は、あまねからずと云ことなしとしつべしと云義なり、

實則外於倫理、

○明道先生曰、道之不明、

此明道先生曰の五字、上の章にすでにあれば、これ重複なり、此語は先生の行狀に出たり、されば明道先生の行狀先生曰とはあるべし、不審なり、○道の明ならざるとは、聖人の道、世に知る者なくて、明ならざることを云、

異端害之也、

異は、ことなるぞ、端は、はしなり、聖人の道にあらずして、別に一端の法をたつるを異端と云、楊氏墨氏老氏佛氏の類是なり、楊氏はわがためにす、天下の人、各みづからわが身をたつとむべしと云、墨氏は人のためにす、天下の人、皆己をすてゝ人を愛せよと云、老氏は靜澹虛無を、道の自然なりとして、禮儀名敎を、皆僞作なりと云、佛氏は淸淨寂滅を佛の眞性なりとして、天地萬物を、皆幻妄なりと云、是等の法おこりて、聖道を害する故に明ならぬとなり、

昔之害近而易知、

昔の害とは、楊墨をさす、其說淺近にして、世の人しりやすし、

今之害深而難辨、

今の害とは、佛氏をさす、其說深微にして、是非わきまへがたし、

昔之惑人也、乘其迷暗、

迷暗は、まよひてくらきなり、楊墨等は、淺近なる故に、かれ人をまどはすこと、其人の迷暗なる所に、のりて入るなり、

今之入人也、因其高明、

高明は、知見のたかくあきらかなるを云、佛氏は深微なる故に、かれ人に入ること、其人の高明なる所に、よりて入るなり、因も亦乘る義なり、註楊は、楊朱の敎、墨は、墨翟の敎、老は、老子の敎、佛は、釋迦の敎なり、硬とは、しゐてと云義なり、爲我とは、楊氏の意なり、兼愛とは、天下の人をかねあはせて、皆これを愛することを云、墨氏の意なり、此段の意、楊墨の說は、ことごとく人情にかなへるには、あらざるを、只しゐてかくの如くに、なし來れる故に、なし得ても、亦其

點汚毀傷せらるゝなり、

實爲累德、

是百行にをいては、細行に似たれども、ついに聖賢をあなどるにおつれば、實にわが大德をわづらはすことをするなり、

吾每讀聖人書、

是より顏之推が詞なり、

未嘗不肅敬對之、

肅敬は、つゝしむなり、

其故紙有五經詞義、

故紙は、反故紙なり、詞義は、經書の文詞とは、幷に其意義をのべたる文字を云、

及聖賢姓名、不敢他用也、

此故紙を、別のことに用ひず、按ずるに、これを他に用ることなくば、やきすつるなるべし、以上は皆聖人を敬畏することなり、

○明道先生曰、君子敎人有序、

天理の自然にしたがひて、其次第あり、

先傳以小者近者、

小者近者は、小學の洒掃應對進退の節を云なり、

而後敎以大者遠者、

大者遠者は、大學の德を明にし、民をあらたにするなり、

非是先傳以近小、而後不敎以遠大也、

上をうけて云、これまづ近小を敎へたるばかりにて、後に遠大を敎へざるにはあらずとなり○凡そ事には大小あり、この故に、まづ近小をつたへ、後に遠大ををしへて、其次序をみだらず、理には大小なし、この故に、すでに近小をつたふる時は、必又遠大を敎へて、其全體をのこさず、是自然の道理なり、されども此章の本意は、學者のまなぶ所、しなをこえて、すゝまざれとなり、

讀書未竟、
いまだよみをはらざればなり、
雖有急速、
急速は、すみやかなるぞ、急速のことあれどもなり、
必待卷束整齊、
卷束は、まきつかぬるぞ、此時の書は、皆まきたればなり、整齊は、とゝのふるなり、まきおさめ、そろへをきてなり、
然後得起、
たちて其事に應ずることを得るなり、
故無損敗、
損敗は、そこねやぶるゝなり、書の損敗することなきぞ、
人不厭其求假焉、
書籍を敬して損せざる故に、書をもてる人、江祿が求め假ることをいとはず、然れども、その求假をいとはれざらんためにとて、愛護するにはあらず、聖人の書は、最敬重すべき物なればなり、
或有狼藉几案、
狼藉とは、狼はおほかみなり、藉はしくなり、狼は草をしきてふす、去る時は、ひきみだりてとりをさめず、この故に、物のちりみだれたるを狼藉と云、几案は、つくゑなり云意は或は學者として、書卷をつくゑにうちみだりをきてなり、
分散部秩、
秩は、書卷の次第なり、帙と同じ、分部卷帙を、わけちらしをきてなり、
多爲童幼婢妾所點汚、
點は、物をさしつけて、そみつくる義なり、汚は、けがすなり、俗によごすと云義なり、
風雨蟲鼠所毀傷、
蟲は、むし、鼠は、ねづみなり、毀傷も、そこねやぶるゝなり、狼藉分散して、とりおさめざる故に、多くは、

只たづね思ふことに、意を用る一法のみ、これを以て此義理を得べきこととす、他法は以て得べからぬなり、

鹵莽厭煩者、

鹵莽は、俗に麁相と云義なり、煩とは、俗にむづかしと云義なり、鹵莽にして心を用ひず、煩多をいとひて粗略をこのむ者はなり、

決無有成之理、

其學成就することある道理、決定してこれなきなり、

〔註〕充は、其分量をみつるなり、後生可畏と云一段の意、後生可畏とは、孔子の語なり、後生の畏るべきこと、才あるもの得がたきを以て、これをそるゝにはあらず、只すでに學て、又よく思ふ者得がたし、これを得る時は、畏るべしとなり、簡冊は、簡篇なり、聖賢之言とは、即簡冊にのせたる所なり、粗と淺とは、心を用ることの、あらくあさきなり、粗は、精に對して云、淺は精に對して云、

○顏氏家訓曰、借人典籍、

典は、經と義同じ、籍は、書籍なり、是すべて經書をいへり、

皆須愛護、

愛護は、をしみまもるなり、大事にかくることを云、

先有缺壞、

缺壞は、かけやぶるゝぞ、

就爲補治、

補治は、をぎなひをさむるぞ、つくろふ義なり、

此亦士大夫百行之一也、

此とは、かりたる書を、愛護補治することをさす、百行は、大いなることには、君に忠あり、親に孝あるの類、小きなることには、手の容うや／＼しく、足の容をもきの類、皆是なり、上に云所も、亦士大夫たる者の、心を用べき百行の中の一つなり、

濟陽江祿、

濟陽は、縣の名、江は姓、名は祿、字は彥遐、南宋の人なり、

怡然理順、

怡然は、よろこぶ意なり、中心喜悦して、衆理と共に相したがひ、少しもこゝろよからぬ所なきを云、此二句は、杜預が左傳の序の詞なり、これを引て、事理の貫穿浹洽し、身に行ひて堅固なる時の、おもむきをのぶ、

久自得之、

自得とは、功つもりて、自然にさとり得ることを云、渙然として氷の如くとけて怡然として理順は即是自得する時なり、此自得の妙は、只致知力行の功をつむこと、久くして後にあるしるしなり、

非偶然也、

偶然は、期せずして、たまたまなる義なり、一言一事の上にをいて、頓悟して得るにはあらずとなり、【註】林氏名は堯叟、字は唐翁、宋朝の人なり、左傳を注す、

前輩嘗說、

前輩の人、かつてときをきたる詞になり、

後生才性過人者、不足畏、

才性とは、才智性質なり、後生の少年、只才性人にこえて、さとしと云のみなる者は、其人のなりたつ所、をそるゝにたらず、

惟讀書尋思推究者、爲可畏耳、

尋思は、たづねおもふ、推究は、をしきはむるなり、人才ありといへども、學問せざる時は、其才をみつることあたはず、學ぶとはいへども、思索を用ひざる時は、其學を成すことあたはず、この故に、後生のなりたつ所、畏るべしとする者は、只讀書學問して、深く其義理をたづね、思ひをしきはむる者にあり、才性ばかりは、畏るべからずとなり、

又云、讀書只怕尋思、

句義上に同じ、

蓋義理精深、

聖賢の詞、義理くはしくふかし、

惟尋思用意爲可以得之、

久則自然貫穿、

貫穿は、つらぬくなり、事は一々ことなりといへども、人の性情皆同じきによりて、日々に一事づゝをも記し得て、これをつむこと久き後は自然にかれこれ相通ずる所ありて、其事意をのをの類を以て相したがへ、ちりみだれたる錢などを、只一つらに、つらぬきたるやうになるなり、

今日辨一理、

理は、即事の內にある道理なり、これを辨とは、其是非をわかつなり、

明日辨一理、

句義上に同じ、

久則自然浹洽、

浹洽は、ひたすなり、理も一々ことなりといへども、皆一理よりわかれて、しかも元來わが心にそなはりたれば、理をきはむること、久くして後には、自然にわが心にそみ入ること、物を水中にひたしをきて、久き時は、內までとをるやうに、萬理わが心と一つになるなり、〇以上はみな知をいたすことなり、

今日行一難事、

難事は、しがたきことを云、義理を身に行ふこと、はじめはかたきやうなれども、今日一つの難事を、つとめ行ひてなり、

明日行一難事、

句義上に同じ、

久則自然堅固、

堅固は、かたきなり、はじめ難事を行ふ時は、あやふくして、末とぐまじきやうなれども、つとめ行ふこと、久くしての後には、身と事と相安すんずる故に、自然につよくかたくなりて、くるしみあやぶむことなり、〇以上はつとめ行ふことなり、

渙然氷釋、

渙然は、とけちる意なり、義理に通じて、うたがひなきこと、春の氷のとくるが如し、

くして、これにしたがひをこなふべし、かくの如くにせば、ついには聖賢の道、わが身に得らるべきなり、註反覆は、くりかへして、いくたびもと云義なり、取正とは、師友のたゞしをとることなり、

夫指引者師之功也、

指引は、さしひくなり、人に正路をさしすゝめし、みちびきてゆかしむることを云、是師として學者を敎る者の、なすべき所の事功なり、

行有不至、

つとめ行ふといへども、いまだ行ひいたらざる所あるを云、

從容規戒者、

從容は、ゆるやかなる義なり、規戒は、たゞしいましむるなり人の非を、急迫にせむれば、したがひがたし、この故に、事にふれ、時に乘じて、ゆるやかにたゞしいましむるなり、

朋友之任也、

任は、荷と云義なり、是朋友たる者の、身におひたる任荷として、つとむべき所なり、

決意而往、

師の指引、友の規戒はありといへども、畢竟自その意趣を決定してたゞちにすゝみゆくことはなり、

則須用己力、

只是自己の精力を用ふべきなり、

難仰他人矣、

他人は師友をさす、師友の力をとりがたしとぞ、是師友の力の及ばざる所なればなり、註高彥先、名は登字は彥先、宋朝の儒なり、修學は、修行學問なり、督責は、たゞしせむるなり、寢食は、いぬる時と、食する時となり、

○呂氏童蒙訓曰、今日記一事、

讀書學問によりて今日一つの故事をおばゆるなり、

明日記一事、

句義上に同じ、

日授りし所に、相つらねて、通じて共に五七十遍よむべし、是前後に通じておぼへあぢはふべきが ためなり、

須令成誦、

誦は、書を見ずしてそらによむことなり、そらにおぼゆるほど、よむべきなり、

不可一字放過也、

放過は、はなちすてゝとをるなり、一字もゝらさざるやうに、よみおぼへよとなり、此八句は熟讀玩味の義なり、

史書毎日須讀取一卷或半卷以上、始見功、

史書は、事をしるしたる書なり史記漢書より以來歷代の史あり、今は元史まで、二十一史あり、通史には、溫公の通鑑朱子の綱目あり、功とは、業の成る所を云、史書は必一卷半卷以上をよみて後、事の本末そなはりて、始て其よむ所の成功見ゆるなり、かくの如くによむべし、經子のごとくに、少くよみては、其功見えがたし、

須是從人授讀、

人とは、師友をさす、凡そ經子史みな必師友にさづかりてよむべし、

疑難處便質問、

疑難は、うたがひなやむなり、若疑難する處あらば、即時に師友にとひたゞすべし、此二句の意後覺は必先覺にならひて、自己の意見をたてず、自己の發明をさきだてざれかくの如くにすれば、其道をふみたがへずとなり、

求古聖賢用心、

凡そ聖賢の書を、熟讀講明すること、かくの如にしてこれを以て、古の聖賢の心を用る所いかやうなりと云ことをたづぬべし、

竭力從之、

すでに聖賢の心を、求め得る時には、即わが精力をつ

べきことを云、

毎日須讀一般經書、

一般は、ひといろと云義なり、經書は、聖人の書なり、昔は易書詩周禮儀禮記春秋孝經論語を九經とす、今は四書五經をむねとするなり、

一般子書、

子書は、賢人の書なり、此章のさす所は、孟子荀子楊子の類なるべし、今孟子は經の内に入る、然れば周程張朱の書最たつとむべき子書なり、

不須多、

經子皆只一般をよみて、かれこれをまじへず、又其一般の書をも亦多くよむべからず、

只要令精熟、

精は、くはしきぞ、米をしらげたる義なり、熟は、むまきぞ食をむまする義なり、凡そ書は、すくなくよみて、只其義理意味をくはしくむましめんことをもとむべし、以上の四句は、深求玩味の義なり、

須靜室危坐、

危坐は正坐を云、危はあやうきなり、正く居て、よりかゝらざる時はあやうきに似たればなり、靜なる所に正坐して、書をよめば文句をもよくおぼへ、義理にもよく通ずるなり、

讀取二三百遍、

讀取とは、其語を口にのせて、よみとるぞ、其日の課程を二三百遍熟讀すべし、○古語に讀書千遍義理自現といへり、書は熟讀をたつとむなり、

字字句句、須要分明、

一字々々、一句々々、もらさず、其義をきはめて、分明ならんことをもとむべし、○古語に、書をよむの法は、心到り眼到り口到るといへり、此三到を以て、字々句々分明にすべきなり、

又毎日須連前三五授通讀五七十遍、

又毎日其さき五三日の間、師友に授りよみし所を、今

て、一段をまし得る時を、待得たらばなり、

則又見得別、

經義を見得ること、更に其以前と別にして亦一段高かるべし、義理はきはまりなき故に、循環して理會する時は、次第にかくの如くにすゝむなり、

○呂舍人曰、

呂は姓、名は本中、字は居仁、宋朝につかへて、中書舍人となる、舍人は、宮人と云義なり、中書舍人は、天子の宣命をつかさどる、此方の中務の輔なりと云、

大抵後生爲學、先須理會所以爲學者何事、

此理會は、俗に合點と云義なり、後生の學をする者我今何事を以て學ぶ所とすると云ことを、まづよく意得べきなり、それ學は、是道をまなぶがための故なり、下の文に行住語默、こと〳〵く道理にかなはんことを思ひ、古の聖賢の心を用るやうを求めて、力をつくして、これにしたがふと云、これのみなり、文章をつくりて、官祿を求るためぞ、はかりごとに、此學をするにはあらず學者まづ此意を知り得て、然して後に、志定ることありて、德業も成るべきなり、

一行一住、一語一默、

一は、ひとたびなり、行はゆく、住は、とゞまるなり、默は、もだすなり、物いはざる時を云、

須要盡合道理、

須要は、もとむる義なり、かりそめにありきとゞまり、物いひもだすことをも、こと〳〵く道理にかなはんことをもとめて、一念もわすれず、是學をする主意なり、

學業則須是嚴立課程、

業は、即學ぶ所の事をさす、課程は、所作のかずかぎりなり、學にすゝみ、業をおさむるには、きびしく日々の課程をたてをきて必これをつとむべし、

不可一日放慢、

放慢は、はなちをこたるなり、此二句は光陰をおしむ

の氣こりかたまりて、形體となることを云、たとひ生れつきたる氣質はあしくとも涵養し成りての後は、則これを變化して、甚よき氣質を生來すべしとなり、體認とは、認はとむるなり、物をそれぞとしりとむる義なり、事物の中にわが心を入れ、共に一體となりて、たしかに其意味をしりとむることなり、歸己とは、わが身におちとゞまりて、わが物となる義なり、誦說は、其言をとなへ、其義をとくことを云、

○横渠先生曰、中庸文字輩、

中庸は、子思子聖道の全體精微をのべて、後世に傳へられたる書なり、これをも漢儒禮記の內に入れたるを、程子ぬき出してこれをあらはせり、輩は、等の字の義なり、中庸の文字などはと云意なり、

直須句句理會過、

理會の字、こゝにては深く求めて、玩味する義なり、過はとをると云義なり、中庸の書は、一篇の文字にして首尾連續す、この故に、こゝかしこと、よみちらさず、只直にはじめより、一句一句理會しとをりてなり、

使其言互相發明、

發明は、ひらきあかすなり、通篇理會しすぎて後に、却て其中の言語について、これを以てかれにひきあはせ、かれを以てこれにひきあはせ、互に相發明して、ふかく其旨趣をきはむべしとなり、

○六經須循環理會、

古は易詩書禮樂春秋を六經とす、孔子の定め玉へる所なり、今は樂經ほろび、禮經まつたからざる故に、易詩書周禮記春秋を六經と云、循環とは、循はめぐるなり、環はたまきなり、環ははしなき物なる故に、これをめぐらす時は、をはりて又はじまる、此ごとくに、六經を次第々々にいくたびもくりかへして、深求玩味すべしとなり、

儘無窮、

其內の義理、深く廣きことときはまりなかるべきなり、

待自家長得一格、

一格は、一段と云義なり、自分の學力すゝむことあり

一場は、一座と云義なり、場はにはなり、話說は、皆かたるなり、經書の文義を、只耳にきゝ入れて、口に云のみなるは、一座の物がたりに同じ、必己に切にして、かくの如くにすべからず、

看得此二書切己、終身儘多也、

云意は、此二書をよみて只一場の話說とせば、少しもわがために、用る所なかるべし、若よく見得て己に切にして、受用するに至らば、一生これを用るも、多くして、つくすことあたはざるべし、註皆實理也とは皆信實の道理にして文章をかざらず、むだことをいはずとなり、

○讀論語者、但將弟子問處、便作己問、

孔門の弟子の、聖人に問處の意義を、よくさとり得て、即今日わが直に聖人に問處としてなり、

將聖人答處、便作今日耳聞、

聖人の弟子に答玉へる處を、即、今日わが耳に聞處として、あきらかに、其意義をきはめたらばなり、これより以上は、即是熟讀玩味して、己に切に體認することなり、

自然有得、

上に云如くにせば自然として、實にわが身に得ることありて、わが物となるべきなり、

若能於論孟中深求玩味、

あまたの書籍をよまずとも、只よく論孟の中にをいて、深く其義理を求めて、これをもてあそびあぢはゝばなり、

將來涵養成、

將來は、後來と云義なり、涵養とは、ひたしやしなふなり、物の水にひたして、中までうるほひとほるやうに、純熟にして養ひ入るゝことを云此二書の實理を以て、わが德性を涵養すること、成熟してとなり、

甚生氣質、

氣質とは質はかたちなり、人の生るゝ初に、陰陽五行

存すとは、あると云義なり、只此大學の篇の、のこりてあるによりて見ることを得るなり、是大學の書の、入德の門たる故をとく、

而其他則未有如論孟者、

其とは、大學をさす、他とは、外と云義なり、論は、論語なり、論とはえらみつゞくる義なり、孔子幷に門人の語をえらみつゞけたる書なり、二十篇あり、孟は孟子なり、孟子の自作られたる書なり、七篇あり、云意は、大學の外に、入德の門となりて初學の切要としてよむべき經書は、又論語孟子にしく物なしとなり、

故學者必由是而學焉、

是とは、大學をさす、大學の書にて、古人學をする次第をしることは初學第一の急務なり、この故に、今の學者必此書によりて、學びたらばなり、

則庶乎其不差矣、

不差とは、あやまらずと云義なり、學びてすゝみゆく路、たがはざるに、ちかゝるべしとなり、註古之大とは、古の大學校を云、誦すとは、となふるなり、德之爲言得也とは、德の字のことばとする所は、得の字の義なりとぞ、

○凡看語孟、

語は、論語、孟は、孟子なり、其說上の章に詳なり、

且須熟讀玩味、

熟讀は、つら〳〵よむぞ一章一段ごとに、其詞をくりかへし、いくたびもよみて久くして後に、口と耳とにのみ入り、心にしるして、わすれざるやうにすることを云、玩味とは、もてあそびあぢはふなり、珍寶をもてあそび、美食をあぢはふやうに、其理を細思して、すてをかざることを云、

將聖人之言語切己、

切己とは、わが身にたしかにする義なり、語孟にのする所の、聖人の言語を以てひしと わが身にひきつけ、これをうけ用ひて、心に思ひ口にいひ、身になす所、少しもこれにたがはざるやうにすることなり、

不可只作一場話說、

人疾之如讎敵、
讎敵は、あだかたきなり、上に云ごとくなるによりて、人これをにくむぞ、
惡之如鴟梟、
鴟梟は、聲あしき鳥にて、其なく時は、わざはひありといひて、人これをにくむなり、
如此、
かやうに人のにくみを得る時はなり、
以學求益、
學問して、わが身に益あらんことを、求めてなり、
今反自損、
自わが身を損ずるなり、
不如無學也、
學びて自損ずること、かへつて學ことなきにはしかず、是甚學者の慢心をとがめてなり、

○伊川先生曰、大學孔氏之遺書、
大學とは、古の大學の道をしるしたる書の名、遺書は、のこりたる書籍なり、古の大學の道を、孔子口づから門人につたへて後世にしめさせ玉ふ、それを門人しるしとゞめ、曾子傳つくりて、つたはれり、是孔氏家の書籍の、今にのこりてあるものなり、漢の儒者此大學の篇を、禮記の內にあみ入れてをきけるを、程子ぬき出して、初學の者に、敎へられたり、
而初學入德之門也、
德とは、得の字の義なり、道を行ひて心に得ることあるを云、德を成すことは學問の功なり、此書は初學の德を成さんとする者の、よつて入る所の門戸なり、
於今可見古人爲學次第者、
爲學次第は、大學に、格物致知誠意正心修身齊家治國平天下八條目の、先後の次第あることを云、今の世にをいて、古三代の人の學問をする次第を、見るべき物はなり、
獨賴此篇之存、

古人の如くに淳一なることあたはずともなり、

去泰去甚、

泰甚は、皆はなはだしきぞ、氣質のはなはだ偏なる所は、これにかちおほせてのぞきすつることあるべし、

學之所知、

讀書學問によりて知所なり、

施無不達、

其しる所を、行事にほどこす時に、通達して、利あらざることなかるべし、

世人讀書、但能言之、

口にてはよく其義をいへどもなり、

不能行之、

身にては、よく其事をおこなはぬなり、

武人俗吏、所共嗤詆、

嗤は、わらふ、詆は、そしるなり、武人俗吏は學問せすして、つかふる者なり、儒者を見て、わらひそしるぞ、

良由是耳、

由是とは、儒者學問をしながら、口と身と相應せざるによるとなり、〔註〕氣習は、生るゝ初に、うけ得たる氣質と、生れて後に、ならひそむ習俗となり、偏駁とは、偏はかたおちにして、正しからざる義なり、駁はまだらにして、ひたとなき義なり、周子は、濂溪先生なり、行之利とは、聖人の道、人よくこれを行ふ時は、利あらざる所なし、

又有讀數十卷書、便自高大、

高大は、たかぶりひろこる義なり、わづかに數十卷の書をよみて、即自思あがりて、高大になることを云、

凌忽長者、

凌忽は、しのぎあなどるなり、長者は、われより年たかき者を云、

輕慢同列、

輕慢は、かろしめあなどるなり、同列は、おなじつらなり、われと等輩の者を云、

暴得の氣を、けしほろしてなり、

若不勝衣也、

よは〳〵として身のにきる物にも、たへざるやうなるぞ、註猛は、たけきなり、强は、こはきなり、剛惡とは、本性のこはきに、よしあしありて、これはあしきなり、退抑は、謙退する義なり、

素怯懦者、

怯懦は、よはくやはらかなることを云、

欲其觀古人之達生委命、

達生とは、生死の理に、通達することを云、委命とは生死を天命にまかするなり、

强毅正直、

强毅は、つよくかたきぞ、是より以下みな生に達し、命に委る者の行跡なり、

立言必信、

わがいひたつること、必信をまもりて、少も變改せず

求福不回、

まがりたることをなして、さいはひを求めず、

勃然奮厲、

勃然は即奮厲する貌、奮厲は、ふりはげむなり、

不可恐懼也、

いかなる急難にも、をそれをのゝかざれとなり註耎は、やはらか弱は、よはきなり、柔惡は、本性のやはらかなるに、よしあしありて、これはあしきなり、生死之常理とは、生れたる者の死するは道理の常なることを云、奮發は、ふりたつなり、振厲は、ふりはげむなり、

歷玆以往、百行皆然、

玆とは、上の文の六行をさす、以往は、このほかと云義なり、此六行よりして外の百行も、皆かくの如くに、古人を法として、つとめをこなふべしとなり、

縱不能淳、

淳は、もつはらなり、たとひ氣質をあらため得る所、

忌盈惡滿、

凡そ物盈る時はあふれ、滿る時はくつがへる、財貨盈滿する時は、必わざはひ來る物なれば、これをいみにくみてみだりにたくはへず、

賙窮恤匱、

みてるをかきて、たらざるをおぎなふは、天道の自然なりこの故に、人の困窮貧乏なるを見て、我に餘財のある時は、必つぎたし、あはれみて、これをすくふなり、

赧然悔恥、

赧然は、はぢてかほあかむる貌、悔恥とは、わが鄙悋なることをくやみはづるなり、

積而能散也、

財をつみても、又よくこれを散じて、ほどこし用るなり、詿役於利とは、其志自たゝずして、利欲のためにつかはるゝなり、

素暴悍者、

暴はたけくあらきなり、悍は、つよくいぶりなり、

欲其觀古人之小心黜己、

心をせめて、ちいさくし己をしりぞけて、へりくだるなり、

齒敝舌存、

齒はこはき故に、はやくそこね、舌はやはらかなる故に、ながく存す、此たとへは、老子の意なり、

含垢藏疾、

含垢とは、人の己をけがしはづかしむることにたへしのぶ義なり、藏疾とは、人の己にあしさまなることをかくして、あらはさぬなり、

尊賢容衆、

衆は、諸人を云、賢者をしのがずして、これをたつとみ、ひろく諸人にまじはりても、いみにくまずして皆うけ入るゝなり、

茶然沮喪、

茶然は、即沮喪する貌、沮喪は、きえほろぶるぞ、自其

素驕奢者、

素とは、平生と云義なり、驕奢は、をごりほこるなり、

欲其觀古人之恭儉節用、

恭は、禮をうや〳〵しくすることを云、儉は、氣象の上について、其つゞまやかにしておさまりたることを云、節用とは、用度ほどよくして、すぐさざることを云、

卑以自牧、

自牧は、みづからはからふ義なり、卑下して以て自わが事をはからひをごりたかぶることをせざるぞ、是易の語なり、

禮爲敎本、

禮を以て人を敎る本とす、

敬者身基、

敬を以て身をたもつ基とす、

瞿然自失、

瞿然は、即自失する貌、自失は、物におどろくによりて自たもつ所を、とり失ひたるやうなるを云、

斂容抑志也、

瞿然として自失する時は、則其容ををさめしゞめ其志ををさへくだして驕奢なることとなし、【註】矜は、ほこる、縱はほしいまゝなり、役於氣とは、其志自たゝずして、血氣のために、つかはるゝなり、律すとは、たゞすなり、

素鄙悋者、

鄙は、いやし、悋は、おしむなり、心いやしくして、財をおしむ者を云、

欲其觀古人之貴義輕財、

古人は德義をおもんずる故に、萬事にをいて、只是非のみをわかつ、財利の得失を、かへりみることなし、

少私寡慾、

公正にして、私欲すくなく、澹泊にして、貪慾すくなし、

惕然は、即はぢをそるゝ意、慚は、はぢ、懼は、をそるゝなり、わが古人に及ばざる所を、はぢをそるゝぞ、

起而行之也、

起は、ふりたつ義なり古人のをこなへる孝行上に云如くなることを、今讀書學問によりて、これをみる時は、則わが及ばさることを、惕然とははぢをそれみづからふりたちて、われも亦これを行ふべし、凡そ讀書學問する者は必かくの如くに、知をいたし、つとめ行ふ、益あらまほしく思ふとなり下數段の文義皆これに同じ、

未知事君者、欲其觀古人之守職無侵、

各もつはら其職分を守りて、人の職分にをかし入らず、

見危授命、

君の危きを見る時は、一命をおしまず、君にさづけて、これをすくふ是論語の孔子の語なり、

不忘誠諫、以利社稷、

誠諫は、まことをつくして、いさむるなり、社稷の義明倫の篇に見えたり利すとは、其ためによきやうにする義なり、云意は君のあやまちを見る時は、忠誠をきはめてこれをいさめ君のいかりをはゞからずして、只國のために利あるやうにするとなり、

惻然自念、

惻然は、感念する意なり、自念は、みづから感念するぞ、

思欲効之也、

これを思ふによりて、我も此忠義に効ひてみづから行はまく欲するなり〔註〕官守言責の義明倫の篇に見えたり、家は、わが家を云、身は君に對して云、家は國に對して云わけていへ共別の意なし、是より上二段親を養ふの孝君に事るの忠は人々皆むねとしてつとむべきことなる故に、まづこれをあぐ、是より下の段々は、人の氣質によりて各其偏なる所をあらたむべきことを云、

萬事之成咸不逮古先矣、
心は萬事の根本なる故に、心すでにあるゝ時は身に行ふ萬事の成就する所みな古昔の先人に及ばず、

○顔氏家訓曰、夫所以讀書學問本欲開心明目利於行耳、
それ學者の讀書學問するゆへは、本來わが心を開き目を明にし、行ふに利あらまほしく思ふのみにてこそ、することとなれとなり開心明目とは、心のふさがりたる所をひらき、目のおほはれたる所を、あきらかにするなり、是わが知識をしきはめて、知らざる所なきことを云利於行とは、身の行ふ所順利にして、行ひ得ざることを云、一説には、開心とは、わが知識を博くすることを云、明目とは、わが見識を高かくすることを云、

未知養親者、
いまだ親を奉養する孝敬をしらざる者はなり、

欲其觀古人之先意承顏、
此欲の字は、學者にかくあれかしとねがふ詞なり、其とは、學者をさす、下の段々皆同じ、此句云意は、古人の親に孝ある者親の善惡のきざしを見る時は則これにさきだち、むかへとりて、其志せるやうにとげなし、親の顔色をうかゞひみて、其思へるやうにうけしたがふとなり、皆是親の命ずるをまたずしてこれをうけ行ふことを云、

怡聲下氣、
字義明倫の篇に見えたり、此二句は親の志を養ことを云、

不憚劬勞、
劬勞は、つかるゝ義なり、身の勞役ををそれぬなり、

以致甘膬、
致すは、をくり入るゝ義なり甘膬は、あまくやはらかなり、甘膬の飲食をいとなみてすゝむるなり、此二句は、親の口體を養ふことを云、

惕然慚懼、

べしとなり蓋し念慮に察する時は工夫を用ることやすし、若此時にをくれば事爲の上にて、つゝしみたゞすべきなり○以上は敬身にをいて、衣服の制飲食の節を主として、又よろづのつゝしみをかねひろむ、

○胡子曰、

胡子名は宏、字は仁仲、五峯先生と號す、文定公の子なり、

今之儒者、移學文藝干仕進之心、

文藝は、文章をつくる藝能なり、仕進の字義、上の章に見えたり、後世の風、よく文藝に達せざる者は及第して宦途にすゝむことなりがたし、この故に儒者たる者、文をまなびて、つかへを求るには、心を用ること、甚つとむるなり、

以收其放心、而美其身、

放心を收るの義、前章に見えたり、美其身とは、其身をおさめてよくするなり、云意は、若其文をまなび、つかへを求る心をとりうつして、これを以て、其心をやしなひ、其身をおさむる時はなり、

則何古人之不可及哉、

何ぞ古人の及ばれざることあらんや、

父兄以文藝令其子弟、

令すとは、命じてつとめしむるなり、

朋友以仕進相招、

朋友宦途にすゝむ道ある時は、互に相まねきて、急にすゝましむるなり、此二句云意は只わがつとむる所、これにあるのみならす、父兄の命ずる所、朋友のいざなふ所も、亦皆これにあるとなり、

往而不返、

其心文をまなび、つかへを求るにはせゆき、身に反りて、知をいたし、つとめ行ふことを、忘るゝ時はなり、

則心始荒而不治、

荒むとは、あるゝなり、わが心地これよりはじめて、あれちの如くになりて、こならずなりはつるなり、

二與人並坐、不可窺人私書、

窺は、のぞくなり、私書とは、親戚故舊などよりきたれるふみを云、

三凡入人家不可看人文字、

文字とは、書狀帳簿の類を云、

四凡借人物不可損壞不還、

人物とは、書籍衣服器用の類を云、損壞は、そこなひやぶるなり、○凡そ人の物をかり用ひては、わが物よりも重んずべき義なり、

五凡喫飲食不可揀擇去取、

喫すとは、くらふ義なり、揀擇は、えらむなり、えらみてきらふ物をすてこのむ物をとらざれとなり[註]可意とは、俗に氣に入ると云義なり、

六與人同處不可自擇便利、

便利とは、わがためにたよりよきことを云、人と同座して、夏すゞしく、冬あたゝかなることなどの便利をわがためにえらみとることなかれ○凡人と同座する時に、便利のあることとは、必人にをしゆづるべき義なり、

七見人富貴不可嘆羨詆毀、

嘆は、なげく、羨は、うらやむなり詆毀は、そしるなりこれをしたふ時は、嘆羨す、これをそねむ時は、詆毀す、よりて共にいましむるなり、○以上の七ケ條は、皆行事をつゝしむいましめなり、

凡此數事、有犯之者、

犯之とは此戒めををかすなり、

足以見用意之不肖、

用意は、常々のこゝろがけを云不肖の字義、前章に見えたり、

於存心脩身、大有所害、

存心とは、一心をたもちやしなふ義なり、

因書以自警、

[註]註の意凡そ行實をつゝしむには、其念慮のきざす時に、省察を加へ其事爲にあらはるゝ時に、愼謹を加ふ

三不言衆人所作過惡、

衆人は、諸人なり、過は心なくして理を失ふを云、惡は、心ありて理にさかふを云、諸人の過惡をいはさること善をあけて惡をかくすの義なり、

四不言仕進官職趨時附勢、

仕進は、みやづかへして、世にすゝみ出ることなり、仕進して官職をうけん、はかりごとのために、時を見てこれにおもむき、勢を見てこれにつかんことをいはざれ、これを云者は、賤きをはぢて、貴きをねがふなり、

五不言財利多少厭貧求富、

自他となく、財寶利祿の、多く少きことを論じ、貧きをいとひ、富を求めんことをいはざれ、これを云者は貧きをはぢて富をむさぼるなり、

六不言淫媟戲慢評論女色、

淫は、淫亂、媟はなれけがすなり 戲慢は、たはむれあなどるなり、是等の詞、幷に女色のよしあしを、評論する詞をいださゞれ、これを云者は、邪僻にながれて禮儀をわするゝなり、

七不言求覓人物干索酒食、

求覓干索は、皆求るなり、總じて人のもちたる物殊に酒食などを、こひもとむる詞をいださゞれ、これを云者は、嗜欲におぼれて、廉耻をわするゝなり、○以上の七ケ條は、皆言語をつゝしむいましめなり、

又曰一人附書信不可開拆沈滯、

書は、ふみ、信は、をくり物なり、開拆は、ひらきさくなり、沈滯は、しづみとゞこほるなり、うちこめをきて、いださゞることを云、人われに書信をことづけたるに、封緘をひらき見て人の私情をうかゞひ、又これをとゞこほらせて、人のたのみをうしなふことをいましめてせざるべし、毋干人之私とは干すはをし入る義なり、人の私事の內に入りて、これを見あらはすことを云、託はたのむ義なり、これをあやまるとはしおちてなさゞる義なり、

及卒果如其言、

卒は、おはるなり、士の死するを卒すと云、孔明死するに及で、ついに其いひつるやうに、餘粟も餘財もなかりけるなり、

如此輩人眞可謂大丈夫矣、

大丈夫は、志の大いなる人を云、此とは、孔明をさす、孔明かくれて南陽にたかへせし時には、かくて一生をはらんとする如くにて、聞達を求めず、出でゝ將相となる時には只漢の天下をおこさんとするのみにて、私欲をいとなまず、孔明などのやうなる人を、眞實に大丈夫と云べきなり、大丈夫は、貧賤にもうごかされず、富貴にもみだされずと、孟子のいへる意によくかなひたればなり、註三顧とは、顧は俗にみまふと云義なり、曹操は魏の君なり、孫權は、呉の君なり、區區は、まち〳〵にさしづをしてはからふ義なり、貧賤不能移、富貴不能淫とは、貧賤富貴を以て、其志をうごかしみだること、あたはざるなり、

○范益謙座右戒曰、

范は姓、名は冲、字は益謙、宋朝の人なり、座右戒は、座右にしるしをく、いましめの詞なり、

一不言朝廷利害邊報差除、

朝廷は、君のまんどころなり、利害は、朝廷より出る政の、事に利あると、害あるとを云、邊は、物のはたなり、報は、つぐるなり、中國の北邊にいく處にも城壁をかまへて、常に北狄のをかし入るをふせぐ、此處に事あれば、朝廷へつげ來る、これを邊報と云、差は、朝廷より他方へ使をつかはさるゝことを云、除は官職をさづけらるゝことなり、こゝには邊報につきて差除せらるゝことあるを云、皆是國政の大事にして、下に居る者の、つゝしみて云まじきことなれば、これをいましむ、

二不言州縣官員長短得失、

官員とは、員は官の數なり、官數にそなはりたる者をすべて官員と云、長短は、才の大小を云、得失は、事をなしえたると、しそこなひたるを云、わが居る處の州縣の奉行の才長短と、政の得失とは、下民の論ずべき所にあらざればなり、

成都は、郡の名なり、八百株は、八百本と云義なり、

薄田十五頃、

薄田は、地のやせうすくしてよからぬ田なり、十五頃は、千五百畝なり、百歩を一畝と云、百畝を一頃と云、是は皆孔明のもとよりある所の產業と見えたり、

子孫衣食、自有餘饒、

餘饒は、あまりてゆたかなるぞ、わが子孫、桑にて蠶をかひ、田にて物つくれば、其分にて、衣食の料あまりあるとなり、

臣身在外、

臣とは、君に對してみづから稱する詞なり在外とは故鄕をさりて、官職に居ることを云、

別無調度、

調度とは、はからふ義なり職をつとむる外には、別にさしはからふことなしとぞ、

不別治生以長尺寸、

生は、產業なり、身のすぎはひを云、これを治むとは、事としてつとむる義なり、尺寸は、只すこしの義なり、別にすぎはひをして、少しの物をも、つけますことなきぞ、

若死之日、不使廩有餘粟、

廩は、米穀を入る藏なり、餘粟は、存生に用ひのこしたる米を云、

庫有餘財、

庫は、財寶を入る藏なり、餘財は、存生につかひのこしたる財を云、

以負陛下、

陛下とは、臣として天子をさす詞なり、陛は、階なり、下より直に物申すことををそれて階のもとに居る人に申しつぐと云義なり、云意は、わが死する日に至る時などには、わが世にいける間に、君われを重職にをきて、國家の大事をわれ一人にまかせられし恩德を、そむきわすれて、身のためのはかりごとをせず、只身をつくして忠精をはげますより外に、少しも他念なかりしことをあらはすべしとなり、

と、ならび立つ時なし、其志す所、一たび天理にある時は、日々に高明の位にすゝむ、其志す所、一たび人欲にある時は、日々に凡下の品におちいる、註奮發は、ふりたつなり、汙下は、くぼかにひきゝ處を云、

常愛諸葛孔明當漢末、

孔明は、即武侯なり、

躬耕南陽、不求聞達、

南陽は、郡の名、聞は、名聞なり、達は、身の世に出でゝあらはるゝことを云、孔明はじめつかへざる時は、みづから南陽の地に耕し、大才ありといへども、貧窮に安じて、聞達を求めざりしぞ、

後來雖應劉先主之聘、

後來は、其後と云義なり、劉先生は、即漢の昭烈帝なり、蜀漢の國主は、只二世にてたえたる故に、先主後主と云、聘は、めす義なり先主孔明の草廬へ、三たびゆきてよび出し、天下の事をたのまれしかば、これに應じてしたがへり、

宰割山河、

宰は、きる、割は、わかつなり、天下の山川を、きりわけてとるなり、

三分天下、

蜀と魏と呉と、天下三つにわけて各其一分をとれり、

身都將相、

將軍と宰相との職に、かねて居るなり、

手握重兵、

重き軍兵を、其手につかさどれり、

亦何求不得、何欲不遂、

何を求て得ざることなく、何を欲してとげざること、なかるべしといへどもなり、

乃與後主言、

後主は、劉禪なり、孔明みづから後主にむかひて、のべられしことばなり、

成都有桑八百株、

隅にしるしをきてなり、

朝夕視爲警、

○胡文定公曰、人須是一切世味淡薄方好、

世味は、世俗のこのむあぢはひなり、飲食衣服居處の類を云、淡薄は、あはしくうすきぞ、道に志す者、飲食は只腹にみつる物とし、衣服は只形をおほふ物とし、居處は只風雨をせく物として、一切の世味みな、淡薄にしてよかるべきなり、

不要有富貴相、

相は、體と云義なり、富貴にしてをごりたる體たらくあらんことを思はざるべし、

孟子謂堂高數仭、

仭は、八尺なり堂宇を數仭ばかりに、高くたてゝ居るなり、

食前方丈、

食物を前に一丈四方ほどひろくならべて食するなり、

侍妾數百人、

侍妾は、かたはらにはんべりて、つかはるゝ女なり、侍妾を數百人ほど、多くつかふなり、

我得志不爲、

我時にあひて、志を行ふことを得るとも、是等のことは、すまじきとなり、

學者須先除去此等、

是より文定公の詞なり、云意は、まづかやうの富貴の相を、はらひすてゝなり、

常自激昂、

激昂は、ふりたつ義なり、私欲におぼれざるやうに、常々自ふりたちて志をはげますべし、

便不到得墜墮、

墜墮は、皆おつるなり、凡卑なるひきゝ品におちしづまざるべしとなり、○凡そ心の内には、天理と人欲

步履は、あゆみゆくなり安詳は、しづかにつまびらかなり、

居處必正靜、

居る時は貌を正しく、靜にすべきなり、註皆敬也とは此八句は、皆敬をたもつの條目なり、

作事必謀始、

作事謀始とは、易の語なり、凡そ事をなさんとする時に、必つゝしみて、始によくはかる時は、後の悔なき者なり、

出言必顧行、

出言顧行とは、孔子の語なり、凡詞を出さんとする時は、則これを行事に見あはせて、必これは行はるべしと、思ひさだめて、然して後に云時は、其云こと皆虚言ならず、

常德必固持、

常德は、平常の德なり、孝弟忠信の類をさす、必固くとりたもちて、失なはざるべし、

然諾必重應、

然諾は、皆人にこたふる詞なり、然は、同心する義なり、諾はうけごふ義なり、同然のこたへをかろくせざるは、雷同をいましむるなり、許諾のこたへを、かろくせざるは、信約をまもらんとなり、

見善如己出、

人の善行あるを見る時は、則これにうつりて、わが此善をしいだせるやうに思ふなり、

見惡如己病、

人の惡行あるを見る時は、則これをおそれて、わが此惡をやめるやうに思ふなり、此二句は論語の見賢思齊焉見不賢而內自省也と云、聖語によりていへり、

凡此十四者、我皆未深省、

我いまだ深くみそなはすことあたはざる故に、あやまることをまぬかれず、

書此當座隅、

當座は、座にあたるなり、此銘を、常の座右にあたる

無好人とは、世の中に、すべてよき人なしとなり、

非有德者之言也、

是不德なる者の云ことにて、有德なる者の云ことにあらず、人皆以て堯舜たるべしと云は、孟子の語にて、是有德者の詞なり、人の德性は、天下古今に通じて、かはりなき物なれば、今の凡人なりといへども、皆古の聖人に、及ぶべき道理あり、

後生戒之、

是等の詞を、戒めていはざれとなり、是等の詞世の人の口くせとして、常に云ことなりといへども、實に道あり實に德ある人は、をのづから此詞なし、これを云者は、即無道不德のしるしにて、大いにはづべきことなれば其いましめをたるゝなり、註孔子の語は論語に見えたり○以上は敬身にをいて、威儀の則をひろめて、言語のつゝしみをかねたり、

○張思叔座右銘曰、

張は姓、名は繹、思叔は其字、程子の門人なり、銘は、物にしるしをきて、自いましむる詞なり、此を銘座の右にしるして、常に見ていましめとす、

凡語必忠信、凡行必篤敬、

此二句の義敬身の篇に見えたり、

飲食必愼節、

愼は、つゝしむぞ、いやしくも食せざるなり、節は、ほどよくするぞ、ほしいまゝに食せざるなり、

字畫必楷正、

字は、文字なり、畫は、字の點畫なり、楷正は、皆たゞしきぞ麁相になきを楷と云、ゆがまざるを正と云、註草率は、俗に麁相と云義なり、偏邪は、かたむきゆがめるを云、

容貌必端莊、

端莊は、たゞしくをごそかなるぞ、

衣冠必肅整、

肅整は、つゝしみとゝのほるなり、

步履必安詳、

と、嚴密に其力を用る時は、別に他人の惡をせむべき力あるまじとなり、凡そこのみて人の惡をせむる者は、必自其惡をせむるに、をろそかなるによりて、かくいへり、註孔子言は、論語に見えたり、發語辭とは、語をはじむる詞なり、

○大要前輩作事多周詳、

大要は、大抵と云義なり、前輩は、先輩と同じ義なり、先世の人、又我より先に生じたる人をさす、周は、あまねきぞ、もるゝ所なき義なり、詳は、つまびらかなるぞ、のこる所なき義なり、心を用ること、つとめてきびしき時は、事をなすこと、則周詳なり、

後輩作事多闕畧、

後輩は、後世の人、又我より後に生れたる人をさす、闕は、かけたるぞ、あまねからざるなり、畧は、をろそかなるぞ、つまびらかならざるなり、心を用ること、をこたりてすきまあれば、事をなすこと則闕略なり、是風俗世とゝもにおとろふといへども、古人をしたひ學ぶべきことをいへり、註勤密は、つとめてきびしきぞ、踈怠は、うとくをこたるぞ、

○恩讎分明、

恩は、恩德を云、讎は、あだなり、うらみあることを云、分明なれとは、恩ある人には、必恩を以てこれに報じ、うらみある人には、必うらみを以てこれに報せよなり、

此四字、非有道者之言也、

是無道なる者の云ことにて、有道なる者の云ことにあらず只恩德を以て恩德に報じ正直を以て怨讎に報せよと云は、孔子の意にして、是有道者の詞なり、それ道は事理の當然にして、我人共による所、きはめておほやけなる物なり、人われにあしざまなりといへども、わが身はとにかくに、少しもあしきことすべからず、只道理を直くして、此人にむかふべし、もとよりしゐてたへしのぶに、心あるにもあらず、又直にて報ずと云時は、むくはでかなはざる讎は、これをむくふも亦直なり、恩ある人には、もとより必恩を以てこれに報ず、皆是おほやけの道理なり、

無好人三字、

不惟君子小人於此焉分、

此とは、辭令容止の輕重疾徐なり、氣象の重徐なる者は君子なり、氣象の輕疾なる者は小人なり、

亦貴賤壽夭之所由定也

壽は、いのちなかし、夭は わかじになり、氣象のしづかなる人は、亦其品も貴きにすゝみ其命もながし、氣象のさはがしき人は、亦其品も賤きにおち、其命もみじかし、是只君子小人の性行、其氣象によりて、わかるゝのみにあらず、一生の貴賤壽夭に至るまでも、亦その氣象によりて、さだまるなり、[註]省察とは、みそなはすぞ、俗に氣をつくると云義なり、矯揉は、たゞすぞ、俗にためなをすと云義なり、符は、わりふなり、人の氣象と德性と、わりふをあはせたるやうに、同し物なればなり、端重は、たゞしく おも〳〵しきぞ、安徐は、やすくしづかなるぞ、輕浮は、かろくうきたるぞ、躁疾は、さはがしくはやきぞ、言貌とは、言は氣につけて云、貌は象につけて云、

○攻其惡、無攻人之惡、

是は孔子の語なり、攻とは、專一に おさむる 義なり、もつはらわが惡をせめて、人の惡をせむることなきは、己をおさめて、惡をのぞくの要法なり、

蓋自攻其惡、

是より呂榮公、孔子の語の意をとく、

日夜且自點檢、

點檢は、一つ〴〵に、さしつけかんがへて、たしかに吟味する義なり、

絲毫不盡、

絲は、一毫の十が一なり、毫は、一釐の十が一なり、すべてすこしのことを云、日夜にをこたらず、自其惡を點檢して、せめのくるに、もし絲毫ばかりもせめつくさゞる所あればなり、

則歉於心矣、

心底に不足あるなり、

豈有工夫點檢他人耶、

工夫は、學問に用る所の精力を云、自其惡をせむるこ

其語をおさめなをして、うるほしとゝのへんとならば、愛の字を以て、恕の字にかふべきなり、范公蓋以寛恕爲言也とは、蓋は、うたがふ詞なり、寛はなだむるなり、范公恕の字の本義をとらすして、只なだむと云意にしていへる歟、然らば其まゝ恕の字にてもよしとなり○以上は敬身にをいて、心術の要をひろむるなり、

○呂榮公嘗言、

公姓は呂、名は希哲、字は原明、榮陽郡公に封ぜらる、宋朝の名臣なり、

後生初學、

後生の字義前篇に見えたり、後生の初學の人なり、

且須理會氣象、

氣象とは、氣は氣色聲氣なり、象は、身のさまかたちなり、これを理會すとは、常に心をつけて、其あしきをなをす義なり、此亦是外に制して、内を養ふ工夫なり、

氣象好時、百事是當、

氣象は、外にあらはるゝ物なれども、これについて、たゞしとゝのふること、即是内を養ふ工夫なれば、氣象をよしとおぼゆる時は、則これ内に心正しく、智明かなるによりて、外の氣清く、容靜なるなり、この故に、凡そ行ふ所の百事、皆其理にあたるなり、

氣象者、辭令容止、

辭は、只いふ詞、令は、上より下に命ずる詞なり、容止の字義稽古の篇に見えたり、辭令は氣につけて云、容止は象につけて云、

輕重疾徐、

かろく、おもく、とく、しづかなるぞ、

足以見之矣、

之とは、氣象をさす、辭令容止の重くして徐かなるをよき氣象とす、其輕くして疾きをば、あしき氣象とす、人の氣象を見るには、只此間にをいて、よしあしを見定るに、不足なし、こればかりにて、よく見ゆるなり、

與下民一致、

下民は、下等の人を云、一致とは、前の章に同歸と云義に同し、

所事不踰衣食之間、燕遊之樂耳、

燕は、しづかにして、ひまある義なり、衣食の美、燕遊の樂は、をしなめて人の私欲なり、禮義をすてゝ講せざる時は、其日々に事として、いとなみはかる所、私欲の間にあることに、すぎざるのみ、是學者上等をまなばんとしてかへりて、下等におつ、禮義の重んずべきことかくの如し、

○范忠宣公戒子弟曰、

公姓は范、名は純仁、字は堯夫、忠宣と謚す、宋の丞相となる、文正公の子なり、

人雖至愚、責人則明、

人至りてをろかなる者にても、人の非を責るには、則明にして、よく其せむべき所をせむるなり、

雖有聰明、恕己則昏、

聰明ある者といへども、己が非をなだむるには、則昏くして多くは其なだめまじき所をなだむるなり、

爾曹但常以責人之心責己、

人をせむるの心をひきかへして、自其非をせむべし、

恕己之心恕人、

己をなだむる心を、推しほどこして、人をなだむべし、

不患不到聖賢地位也、

上に云如くにする時は、しる所明にして、する所私なし、其德聖賢の位にいたらざる患なし、難なく至るべしと云義なり［註］恕是推去的、於己不當下恕字、とは的は、只之の字の義なり、恕は己が心を以て、人の心をはかり、わが欲する所を推し去て、人にほどこし及ぼす義なり、己にをいては、自らすといはれざる故に不當下恕字となり、若欲脩潤其語、當曰以愛己之心愛人とは、脩潤は、おさめうるほすなり、

だむ、これを科擧と云、其科の高きにのぼりたるを及第と云、少年より高科にのぼる者は、學術いまだゆたかならず、己をおさめ、人をおさむる道に熟せずして、みやづかへする故に、功業ひろからず、是一つの不幸なり、

席父兄之勢、爲美官、二不幸、

わが才德なけれども、父兄の威勢によりて、よき官人となる者は其身其職にかなはざる故に、罪を得るにちかし、是二つの不幸なり、

有高才能文章、三不幸也、

高才は、すぐれてたかき才智なり、文章は道をのするうつはものなり、只才高きのみにして、よく文章つくる者は、道德に本づかずして、其文才をかゝやかす故に氣うかみ、詞かろし、是三つの不幸なり 註此三者皆不足以致遠と云、致遠の義、前章に見えたり、按ずるに、人の凶禍にあひたるを、不幸と云ことは、たれも皆しることなり、此三つの者は、かへつて世俗のさいはひとする所なり、そのうへ元來人の年わかく、勢あり、才すぐれたるは、皆學をするにたよりあり、もし是等のことによりて、つとめてをこたらず、德行成熟する後に出でゝ、みやづかふる時は、遠きにいたり、久きにたへて、其する所、皆世の實用をなす、これは不幸にあらず、然るを其學いまだ至らざるさきに、出て世間に用ひらるゝ時は、理をきはめ、德をやしなふにいとまなくて、一生わが德を成すことなし、しかのみならず、かへつてわざはひをとる道あり、この故に、これを不幸として、いましめをたるゝなり、

○橫渠先生曰、學者捨禮義、

學者の日々につとめて、講習すべきことは、禮義なり、これをすてゝはなり、

則飽食終日、

いたづらに食をあくまでにし、むなしく日をくらしてなり、

無所猷爲、

己をおさめ、人をおさむることにをいて、一つもはかりなす所なし、

たがふは、しばらくかたきに似たれども、ついに順境に歸す、欲にしたがふは、しばらくやすきに似たれども、ついに逆境に歸す、

造次克念、戰兢自持、

造次戰兢の字義前に見えたり、凡そにはかなる時、かりそめのことにも、よくおもひて、常に誠を存し心禮にあらざればうごかず戰々兢々と、をそれつゝしみて、よく自まもりたもち、身禮にあらざればうごかず、身と心と、內外互に工夫を用るなり、是上の文をうけて、人皆かくの如くにすべきことをいへり、蓋し克念は、哲人の思に誠にすることなり、自持は、志士の爲るに守ることなり、こゝには其兩樣を借りて、內外交養の工夫を示す、哲人は只內に思ひ、士は只外にたもつと云にあらず、

習與性成、聖賢同歸、

習は、上に云工夫を、身にならひ、熟することを云、歸はおちつく所を云、力を用ひて、習ふこと久しくして、其氣質の性と共に、成就する時に至りては、賢人といへども聖人と一途に歸するなり、又習與性成と云を其ならはし入るゝ所生れつきたる性の如くに成就すると云義にとるもよし一說に習與性成、聖賢同歸とよむ、其意聖とは哲人をさす、賢とは志士をさす、かくの如くに工夫を用る時は、賢人の老ひて道にすゝむも聖人の性のまゝにして道にやすんずると、共に其功を成して、おもむきを同くするとなり、

註危險は、あやうくさがしきぞ、此章問答とは、論語の本章の孔子顏子の問答をさす、傳授心法とは、聖人と賢人と、心術の法を以て、直付につたへしめしさづかりうけられしことにて、制度儀文の末にあらずとなり、程子發明とは、程子の四箴此問答の意を、發明せられしことをいへり、

○伊川先生言、人有三不幸、

不幸は、さいはひあらずとよむ、俗に云ふさいはひなり、

少年登高科、一不幸、

高科は、たかきしなゝり、學者のみやづかへせんとする者を、官府へめしあつめ、經義論策等の題を出して各其文をかゝせ、これを以て、學業の高下のしなをさ

傷易則誕、傷煩則支、

是より下詞の病四つをあぐるなり、たやすくかろがろしき病にやぶらるゝ時は則みだりがはしくして、まことならざるに至る、誕は、即さきに云妄なりいたづかはしく多き病に、やぶるゝ時は、則ゑだわかれて、本をわするゝに至る、煩は、即さきに云躁なり、

己肆物忤、出悖來違、

己が云こと、ほしいまゝなる時は、人の心にさかふ、こなたより出す詞、理にたがふ時は、かなたより來る詞も、亦理にたがふ、これによりて、兵戎をおこし、凶害をまねき、恥辱をとるにも至るなり、

非法不道、欽哉訓辭、

非法不道とは、孝經に、先王の法言にあらざれば、あへていはずとある語をとりて、禮にあらずは云ことなかれと云ことを、いひかへたる者なり、別の義なし、訓辭とは、訓戒のことばなり、即非法不道の一句をさす、[註]支蔓は、わかれはびこるなり、

其動箴曰、哲人知幾、誠之於思、

哲人とは、哲はあきらかなり、心智の明哲なる人を云、幾は、善惡のはじめてわかるゝちまたなり、思とは、心の動なり、哲人にして幾をしる者は、思慮はじめてきざす時にをいて、思ふ所を、善におもむけて、此善に誠あるなり、

志士勵行、守之於爲、

志士は、こゝろざしを立る學士なり、爲は、しわざを云、これ身の動なり、志士にして行をはげます者は、事大小となく、身になすわざにをいて、其義をとりまもりて、うしなはず、

順理則裕、從欲惟危、

凡そ動くことに、念慮と事爲と、兩樣ありといへども、皆天理のおほやけにしたがふ時は、己にをいて、やましきことなし、この故に、心身共にゆたかなり、人欲の私にしたがふ時は物ことに、さはることおほし、この故に、心身共にあやうし○凡そ義にしたがひて、欲をいましむる時は、義の安んずる所、即利あり、只利にわしりて、害をさくるのみなれば、其利によりて、即其害あり、是必然の道理なり、この故に、理にし

卓彼先覺、知止有定、

卓は、ひとりたつ貌、私欲にたはまされざる義にとれり、先覺は さきにさとるなり、ひろく古の 賢者を さす、卓然として自立する、彼先覺の人理の至極して、止るべき所を知て、其志こゝに定りむかふことあり、知止有定は、これ物にひかれて化するの知にあらず、

閑邪存誠、非禮勿聽、

邪は、非禮のことをさす、誠は性の理の實なることを云、よく邪妄のことを、外にふせぎて入れざれば、誠實の理を、內に存してうしなはず、この故に、非禮のこと、をのづからきくことなし、蓋邪を外にふせげば、物欲その內をひかず、これによりて、本來の正理をのづから存してうせぬなり、

其言箴曰、人心動、因言以宣、

人心內にうごきて、思ふことあれば、必詞によりて以てはにいひのぶるなり、言を心の聲なりと云は この故なり、

發禁躁妄、內斯靜專、

發すとは、詞をいたすを云、躁は、さはがしきなり、妄は、みだりなり、皆云ことの非禮なるを云、靜は、しづまりて安きぞ、專はもつはらにして全きぞ、それ心うごく時は、ことばによりいひのべ ことばに したがつて、心また輾轉す、然れば、此ことば、即 これ 心なり、この故に、詞を發する時に、さはがしきことを禁止すれば、內心 即安靜なり、みだりなることを 禁止すれば、內心即專一なり、亦みな外に制して、內を安んずるの義なり、

矧是樞機、興戎出好、

樞機の字義范魯公の詩に見えたり、戎は、武具を云、好は、人と中よき義なり、詞は一心にあづかるのみならす、此身の禍福のかゝりたる樞機にして、我人の間に、兵刄をもいひをこし、和好をも いひ いだすなり、是書經に、惟口出好興戎とあるによりていへり、

吉凶榮辱、惟其所召、

其とは、詞をさす、もろ〳〵の吉事 凶事、さかへとなり、はぢとなること、皆是口に 云ことの、まねきとる所なり、

ましむべきことを云、蓋し心と目と相應ずること、最すみやかなり、目に見る所あれば、心即こゝにゆく、心に思ふ所あれは、目即これにつく、この故に心をとるの要こゝにあり、

制之於外以安其內、

上の文をうけて云ふ、この故に、物欲を外に制してこれを以て心體を內にやすんずとなり、蓋し人心物にほだされざる時は則廣大安穩なり一身もゆたかにして、禮にかなひ、百事も順にして、理にあたるべし、

克己復禮、久而誠矣、

此克己復禮は、只上文をうけて云、外に制するは克己なり、內を安んずるは復禮なり、云意はかくの如くに、己に克て禮にかへれば、工夫をつむこと久くして後に、私欲たえつくるにいたりて、本來自然の誠の道と、一つになり、あひつとめて己にかつことをせざれども、內外をのづから禮にかなふとなり、[註]從容はゆるやかなる義なり、

其聽箴曰、人有秉彝、本乎天性、

秉彝の字義題辭に見えたり、こゝには其懿德を好む所を以ていへり、云意は人々善をこのむ良心をもちえてつねとすることあるは生るゝ初に、天より命せらるゝ、德性の正きに本づきて、自然にある物ぞとなり、

知誘物化、遂亡其正、

天性もと正しきによりて善惡を知ことあきらかなり、されども非禮をきゝて、いましめざる時は、心の知識其ためにひきゐられ、物欲と共に化して、一つになりあひ、ついにわが本性の正しき所をうしなふなり、○按ずるに、目の見るは陽なり、耳の聞は陰なり、心のいでゝうごくこと、見るよりすみやかなるはなし、心に入りておぼゆること、聞よりふかきはなし、この故に、視るには遷るといひ、聽くには知るを云、又性の理は、心の根本なり聞ことは見るよりもふかく、根に入てわすれがたし、この故に、視るには心をいひ、聽くには性を云、又凡そ書籍は、詞をのする物なれば、これをよむも亦きくの類なり、この故に、不正の書を、いましめてよまぬなり、

かくの如くにして、私欲やうやくにすくなく、心體やうやく正しきは、これ其養を得たるしるしなり、凡そ事爲念慮をはなれて、此心を明にするは、佛法の虚なり、視聽言動をたゞして、此心を養ふは、聖學の實なり、

顏淵事斯語、

事とすとは、とりをこなふ義なり、斯語は、四勿の語なり、顏子四勿の答をきゝて、回不敏なりといへども、請斯語を事とせんとうけたるによりてかくいへるなり、

所以進於聖人、

顏子聖人の位にすゝみ近づかれしは、これを以ての故なり、

後之學聖人者宜服膺而勿失也、

服膺而勿失とは、常にさゝげもち、心胸の間につけをきてこれをわするゝことなかるべしとなり、

因箴以自警、

箴は、いましめの詞なり、程子視聽言動の四箴つくりて、自さとしいましめられしなり、

其視箴曰、心兮本虚、應物無迹、

心の全體本より虚靈なり、外物の感ずる時は、則これに隨應して、しかも其あとかたちなし、

操之有要、視爲之則、

心の體むなしく、其用あとなき故に、これをとりまもる時は、則こゝにあり、これをすてをく時は、則にげ去る、然れども、これをとりまもるに、簡要のことあり、目の見る所を以て、心の存亡をはかる準則として、こゝについて、其非禮をいましむ、これ心をとりまもることの簡要とする所なり、

蔽交於前、其中則遷、

蔽は、おほふなり、物欲をさす、わが心の虚明を、おほひくらます物なればなり、物欲まへにきてわれにふれまじはる時は、これを見て、中心則これにうつるなり、是上文の意をのべて、見る所の非禮を、ふかくい

つの工夫なり、動とは、心に思ひ、身になすわざをかねて云、四つの非禮を禁止するは、即是己にかつなり、即是禮にかへるなり、二つの工夫なし、餘は敬身の篇に見えたり、〇按ずるに、人の心は、虚靈不測にして工夫をつけがたし、されども其運用のあらはるゝ所、一身の視聽言動の外なし、よりて此四つの上について、すこしも非禮なることあらば、すみやかに禁止すべし、只是克己復禮の條目をあげしめし玉へども、此語によりて、其本義いよ〳〵明なり、然れども此意は、すでに克己復禮の荅の内にありて、顏子もすでにこれをさとられしなり、【註】條件は、个條の義なり是人心之所以爲主、而勝私復禮之機也とは、心は一身の主宰なれども、己にかつ時にあたりては、此勿れとする所是又一心の主宰なり、機は、弩の矢をはなつ、あやつりなり是勿の字を、これにたとふるなり、

四者身之用也、

視聽言動四つの者は、一身の用をなす所、これにはづれず、心は身の主にして、四つの者の出來る根本なり、

由乎中而應乎外、

中は、心體をさす、此四つの者は、皆外より感ずる事にふれて、内よりこれに應ずるなり、〇按ずるに、凡そ心のうごく所、ひとり内よりきざすことも、亦これあるに似たり、されども或は思ひの輾轉により、或はそれとなきことにふれてうごくを、自おほへざるものなり由來なくしてうごくことなし、この故に、すべてこれをも、外に歸するなり、

制乎外所以養其中也、

心の外に應ずる所視聽言動の四つにはづれず、この故に、外について其非禮を制禁するは即是中心をやしなひたてゝ、其德を全くする工夫なり、〇按ずるに人心發動の本は、常に胸中にかゝれりといへども、思ひにきざし、事にまじはる時は一心をゝぎてこゝにあり、其非禮を知て、これを正くする者は、亦これ此心あり然れども、これ二つの心あるにあらず、只是其心に、みづから非をかへりみて、其非とゞまる時、即是其心の、みづから正くなる時なりこの故に、外に就て非禮を制するを以て、即其中心を養ふ工夫とす、

べき物あるになり、

却不レ要レ好、

却て身心のよからんことをもとめず、

苟得二外-物好一時、

外物のよからんことを求めて、もとめ得る時なり、

却不二知-道自-家身與一レ心、

知道は、只しると云義なり、

已自先不レ好了也、

わが身と心とをわすれて、只外物のよからんことのみを、もとむれば、身もたゝず、心もおさまらず、是いまだ外物をだによくしえぬ さきに、すでに自まづわが身と心とをばよからぬ物になしをはんぬ、世の常の人、まとひてこれをしらぬなり、

○伊川先生曰、顏淵問二克レ己復レ禮之目一、

此問答は、論語に見えたり、此始に、顏淵仁を問、子のゝ玉はく、己に克て禮に復るを仁とすとあり、己はわが身の私欲をさす、これに克とは、私欲の内よりきざゝんとする時、外よりそまんとする時に、力を用ひて、かちおほすることを云、禮は、天理の事物にあらはれて、品節儀文となる者なりこれに復とは、もとの如くになりかへる義なり、天理と人欲と常に心中にて勝負をなす、人よく私欲にかつ時は、即思ふ所も、する所もをのづから皆天理に相かなふ、是即禮にかへる時なり、まづ己に克て後、又禮に復へるにあらず、克つに工夫あり、復るに工夫なし、それ仁は、人心の全徳なり、克己復禮は即この心の徳を全くする工夫なり、この故に、よく己に克て禮に復りたる時は、すなはち仁なりとの玉へり、顏子すでにはやく此意をさとれり、この故に、只克己復禮の條目のみをとへり、

孔子曰、非レ禮勿レ視、非レ禮勿レ聽、非レ禮勿レ言、非レ禮勿レ動、

非レ禮とは、天理にあらざる所、即己が私欲なり、勿とは、きつといましめて、ふつととゞむる詞、即己にか

○伊川先生甚愛表記君子莊敬日彊、

表記は、禮記の篇の名、表はほかなり、此篇君子の德の外にあらはるゝものをしるせり、莊敬とは、をごそかに、うや〳〵しきぞ、是貌を以て、心をかねてとく、彊しとは、氣も志もすくやかにふりたつことを云、

安肆日偸之語、

安肆は、やすくほしいまゝなり、安逸放蕩の義を云、是も貌を以て、心をかねてとく、偸ると云も、氣と志とをかねて云、

蓋常人之情、

是より伊川表記の語を釋せらるゝ詞なり、常人は、世のつねの人なり、情は、こゝろばへなり、

纔放肆則日就曠蕩、

曠蕩は、むなしくとろくる義なり、わづかにほしいまゝにして、かへりみざる時は、日々にいよ〳〵曠蕩の境界におもむく、是安肆なれば、日偸の義をとく、

自檢束則日就規矩、

檢束とは、おさめつかぬるなり莊敬なるの義にとる、規とは、まろき物をつくる器なり、矩とは、けたなる物をつくる器なり方圓をなすには、規矩を以て法とする故に、これを法度にたとふるなり、自檢束して、わすれざる時は、日々にいよ〳〵禮法の境界におもむく是莊敬なれば日彊の義をとく、註彊立は、つよくふりたつ義なり、禮度は、禮義法度なり、周氏は、延平の周氏名は謂、字は希聖宋朝の人なり、

○人於外物奉身者、

外物奉身者は、飮食衣服居處の類、身の外にありて、身を奉養する物を云、

事事要好、

事々皆よくして、心にかなはんことをもとむ、

只有自家一箇身與心、

自家は、俗に自分と云義なり、一箇は、ひとつと云義なり人は只わが此一つの身心の、たつとみおもんず

として、萬事に應ず、凡人の心は、醉夢の如く、うきただよひて、身をわすれ、事をあやまること多しこの故に、敬することをわすれずして常に醉夢をよびさまし、ふりおどろかす時は、心常に腔子の內にありて、此身をつかさどる、其視聽言動の用をのづから禮義にあたらずと云ことなし、註至虛至靈とは、虛靈至極と云義なり、虛はむなしきぞ、靈は應感の神變なる義なり、神妙は即靈の字の義なり、不測とは、はかりかたきなり、綱はあみのおほづなゝり、不可有一刻之不存者也とは、一刻の間も存して內にをかずしてかなはざる物なり、馳騖は、はするなり、飛揚は、とひあがるなり、狥物欲於軀殼之外とは、軀は身なり殼はからなり、此身は、心のからなればなり、心此身の外にはせて、事物の欲にしたがへばとぞ、俯は、うつぶく、仰は、あをのくなり、顧は、かへりみる、瞻は、むかひみるなり此二句の意、俯仰顧瞻の、かりそめの間にも心は外にはせ出る故に、其身のありかをだにもしらず、まして事にふれて義理の至當を得ることは、必あたふまじとなり、

○伊川先生曰、只整齊嚴肅、則心便一、

整はたゞしく、齊は、とゝのふ、嚴は、をごそか、肅は、つゝしむなり、衣冠容貌整齊嚴肅なればとぞ、心は、一身の內外に、つらぬかざる所なし、この故に、外に敬して、整齊嚴肅なる時は即其心內に專一にして、みだれずまじはらず○按ずるに、敬は心を專一にする法なれども、心はかたちなき物なれば、力をつけて、おさめがたし、只其內をたもちて、たゞしくする時は其內即一なりこの故に其力を用ることやすし、

一則自無非辟之干、

非辟の字義敬身の篇に見えたり、心專一なる時は、外より非違邪辟のこと、をかし入る所なくて、理日々にあきらかに、德日々に長ず、註正衣冠尊瞻視とは、論語の語なり、瞻視を尊くすること、其みることの正しき時は、其貌をのづから尊ければなり、盧氏は王溪の盧氏名は孝孫といふ、

きて、私欲にしたがふ時は、牛馬をとりはなてるやうに、はせちりて、至らずと云所なしもろ〳〵の過失皆これによりて生ず、この故に聖賢の人に教る言語多しとはいへども、其本意只是すでにはなてる心を、とりおさめて其身にかへり入り來らしめんとするのみなり、されども實ははなてる心を、外よりおさめて、其內に入るゝにあらず、心は一つなり、意念のをこる所の本は常に、其身の內にあり、只すでにはなてりとさとりて、これを求る一念きざす時、卽是心の本體內にあきらかにしてよく一身の主宰となる時なり、物ををふ意外にわすれて、非をさとる意內にあらはるゝ故にこれを反復して身に入り來ると云、華ちりて根にかへると云が如し、放心を求る說は、孟子に出たり、

自能尋向上去、

向上は、其かみつかたをさして云、これを尋とは、向上にすゝみゆくことを云人よく放心を收ることを主意として學ぶ時は、心體常に內に存して、志もすみ、理もあきらかなり、この故に、理をきはめ身をおさむる功を得やすく、みづからよく向上の地位を、尋ね求めて、おもむき去るとなり、

下學而上達也、

此語は論語に出たり下學して上達すとは、何れも人事をまなびて、かみ天理に達すと云義なり、皆知と行とをかねて云、此句を引て又上の句の意をのぶるなり、向上を尋ね去るは、下學なり、其向上にすゝむしるしを得るは、是上達なり、下學は力を用ることを云、上達は力を得ることを云 註縱出は、はなちいたすなり、

○心要在腔子裏、

腔子とは、腔は身と云義なり子は只つけ字なり、心は常に身の內にありて、此身の主とならんことを思ふべきなり○按するに、心は一身の主宰にして、其發動の本は、常に身の內にあり、されども、えひたる時、ゆめみる時などは、心ほしいまゝにはせちり、此身をわすれて、つかさどることなし、是腔子の內に居ざるなり、聖人の心は、常に惺惺とさめたり、よく一身に主

にあらず、これを學ぶ者のあやまちなり、古語に小人道を聞ては、これを耳に入れて、これを口にいだすと云は、此文學のことなるべし、註中正とは、中はかたよらざる義なり、身に行ふ所かたよらず、事を制する所正しきを云、

○仲由喜聞過、

仲由は、子路なり、過をきくことをよろこぶはきゝ得て即これをあらため、わが身を修めて、全くする故にこれをよろこぶ、其事孟子に出たり、

令名無窮焉、

子路自おさむるにいさめること、かくの如し、この故に、令名後の世までもつたはれること、かぎりなし、

今人有過、不喜人規、

規はいさむる義なり、

如護疾而忌醫、

護は、おほひかくす義なり忌は、きらふ義なり、醫すとは、療治する義なり、

寧滅其身、而無悟也、

人の醫療をうけんよりも、むしろ其身をほろぼさんとす、是きはめてをろかなることなれども、これをさとることなし、かの過をかくして人の諫をいみ、ついに其過を罪惡となして、われと禍をまねく者も、亦かくの如しとなり、

噫、

是いたみなげきて出す聲なり、人の至愚なることをなげきてなり、

○明道先生曰、聖賢千言萬語、

經傳にのする所の、聖賢の千萬の言語なり、

只是欲人將已放之心、約之使反復入身來、

反復は、かへるなり、人の心はいき物なり、一念うご

及則賢、

伊尹顏淵に及ぶ時は、即賢人なり、

不及則亦不失於令名、

令名は、よきなゝり、たとひ伊尹顏淵に及ばずとも、志し學ぶ所、其道たがはずして、善をする實跡ある故に、亦令名を失はず、

○聖人之道、

是聖人の人に示し玉ふ、仁義中正の道を云、四書六經にのせたる所是なり、

入乎耳存乎心、

聖人のことばゝ、一言も無用のことなし、必己をおさめ、人をおさむることに益あり、この故に耳にきゝ入る時は、則心に存して、性を養ふ、たとへば穀食の口に入る時は、則腹に存して生を養ふが如し、

蘊之爲德行、

此より下二句の之の字は、即聖人の道をさす、德は、心にたもち得たる道理を云、行は、身におこなひ得たる道理を云、たとへば、仁義と云時は德なり、忠孝と云時は行なり、此道を内につみたくはふる時は、德行となるなり、

行之爲事業、

業は、功なり、此道を外に行ひ出す時は事功となるなり、以上四句の意、聖人の道を學ぶ者、かくの如くに志をたてゝ、其體をそなへ、其用を成せとなり、

彼以文辭而已者陋矣、

彼只文章辭令をたくみにし、人の耳目をよろこばしむるのみを事として、道に本づかず、人に益なきことを、かきあらはす者は、其志ひきくいやしきなり、○按ずるに、凡そ文學の士、たゞ心に思ひ、口に云ことを、筆のあやなすのみにして、己をおさむる本意たゝざる者は、たとひ聖賢の書をよみ、其理をのべあらはすといへども、皆あだ事となりて、德行内につまず、事業も外におこなはれず、是聖人の道人をあやまる

これをはづるなり、

一夫不得其所、

一夫は、ひとりの民を云、不得其所とは、安堵せざる義なり、是もわが其政を、たすけなさゞる罪なりとして、これをはづるなり、

若撻於市、

上の二つのことをはづる意、市のちまたの人中にて、むちうたるゝが如し、其志のあつきこと、かくの如くなり、

顔淵不遷怒、

不遷怒とは、此人にいかる意を、彼人にうつさず、是よく己が私にかちおほせたるが故なり、

不貳過、

前にあやまてる事、後に又きざすことなし、是あやまちをあらたむるに、すみやかなるが故なり、

三月不違仁、

不違仁とは、心と仁と一つになりて、相そむかず、少しも私欲なくして、其徳全きことを云、顔淵の心、一たび仁に至る時は、三月の久きをへて、相たがはず、三月の後、或は少しきたがふことあり、されども亦ほどなく、又仁にかへるなり、これなを聖人と一間をへだてゝ、いまだ及ばざる所なり、

志伊尹之所志、

所志とは、即其君堯舜たらず一夫も其所を得さるを耻ることなり、

學顔淵之所學、

所學とは、即不遷不貳不違のことなり、これを志しこれを學ぶは、是士の賢をこひねがふことなり、

過則聖、

學者力を用ることつとめて、もし伊尹顔淵にすぐる時は、則聖人なり、

るべきなり、

終身讓畔、

畔は田のあぜなり、これをゆづるとは、畔は兩方のさいめなれども、人に皆あたふるなり、

不失一段、

一段は、ひときれと云義なり、地を失ふと、一段に至るとなかるべきなり、此二事をあげて、人すべて義をおもんじ、禮をたつとむべきことをしめせり、只路と畔とをゆづるべきのみにはあらず、按ずるに、此章の意、只人に義讓をむねとすべきことを、をしふるなり、はじめより利害をはかりみて、害する所多くはゆづられ、少なくはゆづれとの義にあらず、凡そ利にわしり、勝ことをこのむは、人の常情なり、亦これ必しも利害の多きをみて、かくあるにしもあらず、辭讓のこゝろは、本性にそなはれる、禮の端なれども、私欲におほはるゝがために、かくの如くなり、もし此一念のきざす時、敬して自かへりみれば、其道理をのづから明なり、

○濂溪周先生曰、

濂溪は、地の名、周は姓、先生名は敦頤、字は茂叔、元と諡し、道國公に封ず、宋朝の大儒二程子の師なり、

聖希天、賢希聖、士希賢、

天は、理の自然なるを云、聖人の學、天を以て法として、これと同じからんことを、こひねがひ玉ふ、賢人の質ある者は、直に聖人を學ぶこと、勿論なり、士の學も、亦聖人を以て期すれども、まづ賢人のする所を志して、學ぶ時は、聖人にすゝむことも、其道たがはざるなり、

伊尹顔淵大賢也、

伊は姓、尹は字、名は摯、商王湯に相として、夏の桀をうつ顔淵のこと内篇に見えたり、

伊尹耻其君不爲堯舜、

天下に君として、其德の大いなること、堯舜にすぎたるはなし、伊尹其君の德、いまだ堯舜に及ばざる所あれば、これわが其德をたすけなさゞる罪なりとして、

て、敢決果斷の勇は、をのづから出來るなり、

○古語云、

國語に引所の語なり、

從レ善如レ登、

善は、天命にうけたる、本性の善に根ざして出る心なり、これに從ふことは、たかきに登るが如し、力を用ひてはげまざれば、すゝみがたし、

從レ惡如レ崩、

惡は、人身の形氣につれて出る、私欲の心なり、これに從ふことは、ひきゝにおつるが如し、をそれいましめて、とゞめざる時は、くづしやすし、按ずるに右善惡の二字、朱子の本說によりて、かくの如くに解すといへども、只廣く心の事物に應ずる上にをいて、其善に從ふことはすゝみがたく、其惡に從ふことは、おちいりやすしと見て、文義却てやすらかなる歟、然れども善をこのむは、即わが本然の善心なり、惡にしたがふは、即形氣の私欲なり、善心常に私欲のためにおほはれやすく、私欲はながれてとゞまりがたき物なるによりて、善にはすゝみがたく、惡にはおちいりやすし、人此道理を知らば、其善をするにはげみ、惡を見ていましむる心、いよ〳〵ふかゝるべし、

○孝友先生朱仁軌、

先生姓は朱、名は仁軌、字は德容、孝友とは、私の諡なり、唐朝の人なり、

隱居養レ親、

みやづかへせず、かくれ居て、其親を奉養す、

嘗誨二子弟一曰、終レ身讓レ路、

讓レ路とは、わがゆく道をよけて、人をゆかしむることを云、身を終るまで、いくたび路をゆづるともなり、下同じ、

不レ枉二百步一、

枉とは、道をまげてかたわきへゆくことなり、步は、兩足一あゆみなり、道を枉ること、百步に及ぶ時なか

道は、天理の自然にして、事理の當然なる所なり、義に對して云時は、道は、大綱を以て云、義は一事の上につきて云、たとへば忠孝と云時は、是道なり忠孝の內にをいて一事のよろしき所より云時は、是義なり、功はしるしなり、明其道とは、道理はもとより明なり、仁者只道の明なるによりて行ふを云、不計其功とは、道を行の功驗を、はかりがんがへざるなり、凡そ道を明にして行ふ時は、必その功驗あり、然れども、仁者はさきだちて、其しるしをはかる心なし註仁者心之德とは、仁義禮智皆心の德なれども、仁は人心の全德にして、萬善をかねたればなり、裁制はたちさだむる義なり、功效はしるしなり、

○孫思邈曰、

孫は姓、思邈は名、唐朝の人なり、道敎をたつとみ、醫術をよくす、

膽欲大、而心欲小、

膽は、ゐなり、俗に云きもなり、膽大いなる時は、事にのぞみてすることにいさみあり、心小きなる時は、常につゝしみをそる、

智欲圓而行欲方、

方は、四角なる形なり、智の圓かなるは、よく變通するを云、行の方なるは、よく守ることあるを云○膽大いにして、心小きならざる時は、狂妄にしてをそれなし、心小きにして、膽大いならざる時は、柔弱にしてはたさず、智圓かにして行方ならざる時は、ながれて正しからず、行方にして智圓力ならざる時はなつみて通せず、大小と方圓と各二つの者相そむきて、相なすなり、按ずるに此四つの者、學者今よりかくあらんと、始て工夫を用るに就て云時は、其間に緩急あるべきなり、それ膽は養ひを得て後に大なり、孟子の志を持ち、氣を養ふ、是其工夫なるべし、心を小にするは即小心翼々たるの敬なり、さて智を圓にすることは、物に格り、知を致すのしるしにあり、行を方にするは、即意を誠にし、志を守るなり四つの者の工夫、膽の大に、智の圓になることは、其功つもりて後に其効あり、心を小にし、行を方にすることは、只今さしあたりて、身を修る急務なり、其敬愼守持の功により

均は、ひとしくたいらかなる義なり偏頗なくして、平等なることを云、

裁省冗費、

裁省は、たちはぶくなり、冗は雜なり、費は、用なり、切要ならぬ雜用を、たちすて、はぶきへらすなり、

禁止奢華、

禁止は、いさひとゞむるなり、奢華は、驕奢華麗のことを云、

常須稍存贏餘、

稍とは、すこしなり、存贏餘とは、存はとめをく義なり、贏餘は、あまりなり、財用のあまりを、たくはへをきてなり、

以備不虞、

不虞は、はからざるなり、水火盜賊などのはかられぬ患難のために、用心してそなへをくべしとなり、〔註〕統は、すぶるなり、庖は、くりや、廩は、くらなり、產業は、すぎはひの業作なり、征は、ゆくなり、とをき所にゆく軍役なり、其當とは、其相當と云義なり、剩は、あまりなり、防は、ふせぐなり、○以上の二章は、通じて五倫の義を廣むるなり、

右廣明倫、

董仲舒曰、

是より下は、敬身の義をひろむるなり、○董は姓、仲舒は名、西漢の世の名儒なり、

仁人者正其誼不謀其利、

仁は、人心の全德なり、仁人とは、私欲なくして、心の德全き者を云、誼は義と同じ、事のよろしき所を心を以てたちさだむるを義と云、利は、する事の順にしてとぐるを云、正其誼とは、義理はもとより正し、仁者只義の正きによりて行ふなり、不謀其利とは、其事の順利をはかりもとめざるなり、凡そ事其義にあたる時は、必順利なり、然れども、仁者はさきだちて其利をはかる心なし、

明其道不計其功、

をかるゝ法度なり、

以御羣子弟及家衆、

御すとは、ひきすべて、つかひ用る義なり、羣も衆も、皆もろ〳〵なり、家衆は、婢僕の輩を云、以御すとは、子弟家衆をも、皆禮法を以て、これを御するなり、

分之以職、

分つは、わけさづくるなり、之とは、子弟家衆をさす、職とは、倉臺所田はたなどを、つかさどることを云、

授之以事、

事とは、家業をとり、軍役にたつやうのことを云、職も事も、皆それ〳〵の、器量にしたがひて、わけさづくるぞ、

而責其成功、

功は、しるしなり、職事の功を、せめたてゝ、成さしむるなり、

制財用之節、

財用は、只財物を云、用とは、用にたつ物の義なり、財用をつかふ、よきほどを、はからひさだめてなり、

量入以為出、

田園産業のおさめ入る多少を、はかりみて、用ひ出すことをせよとなり、是より以下、皆財用の節を、制することを云、

稱家之有無、

家にたくはふる米錢のあるとなきとに、相應してなり、

以給上下之衣食、

上は、子弟をさす、下は、家衆をさす、

及吉凶之費、

吉凶は吉禮凶禮なり冠昏喪祭を云、費とは、其事につ いやし用る所なり、

皆有品節、

品は、多少のしな、節は、其よきほどを云、

而莫不均一、

してなり、

而始發於吾、得至大官、

たとへば草木の根に、よくつちかへば、時を得て、花のひらくるやうに、祖宗の德の、つもりたるが、我が世にあたりて、始めて開發して、此大官に至ることを得たり、

若獨享富貴、

獨は、われひとりなり、

而不恤宗族、

是祖宗の本意にそむく、

異日何以見祖宗於地下、

異日の義、前章に見えたり、何以とは、何の詞を以てなり、見祖宗於地下とは、死して祖宗と相ならべて、地下に葬らるゝ時のことを云、

今何顏入家廟乎、

何顏あつてとは、何の面目ありてなり、入家廟とは、入て、祖宗の神靈にまみゆることを云、

於是恩例俸賜、

恩例は、君より臨時の例の恩德に、玉はる物を云、俸賜は、さだまりて玉はる、俸祿を云、

常均於族人、

ひとしく宗族の人に、わかつなり、

幷置義田宅云、

置義田宅とは、宅はいへなり、宗族をすくはんために、田地舍宅を、あてをくなり、これ義によりてすることなれば、義田義宅と云、註異數とは、數は禮なり、ことなる禮數となり、常典は、常法なり、義莊の莊は、即庄の字なり、義田義宅のある里を云、縑は、きぬなり、給は、不足を足す義なり、

○司馬温公曰、凡爲家長、

家長の義前章に見えたり、

必謹守禮法、

禮は、先王の制作し玉へる禮儀を云、法は、國家の立

今而得厚祿、
今となりて、われ參政として、厚き俸祿を得たり、
欲以養親親不在矣、
以てとは祿を以てなり、
汝母亦已蚤世、
蚤世とは、蚤ははやきなり、世をはやうするぞ、わかじにしたるなり、
吾所最恨者、
わが第一に、うらめしく思ふ所のことはなり、
忍令若曹享富貴之樂也、
若曹とは、諸子をさす、今の富貴の樂を、吾が親も、汝が母も、これをうけず、只なんぢらのみをして、これをうけしむること、まことにたへがたきことなれども、これにたへしのぶことを、うらめしく思ふとなり、
吾呉中宗族甚衆、
文正は、蘇州呉縣の人にして其所宗族甚多し、
於吾固有親疎也、
親疎は、したしく、うときなり、わが身にをいて、其ゆかりを見る時は、したしきあり、うときあり、
然吾祖宗視之、
祖は、元祖を云、宗は、祖考をすべて云、
則均是子孫、固無親疎也、
祖宗よりして、見らるる時は、我も宗族も、ひとしく子孫にして、親疎なし、
苟祖宗之意無親疎、則饑寒者
吾安得不恤也、
饑は、うゆるなり、寒は、こゞゆるなり、それ子孫たる者、祖宗の心を以て、わが心とする時は、我身をも宗族をも、へだてなく、思ふべきなり、
自祖宗來、積德百餘年、
祖宗よりこのかた、世々に功德をつむこと、百餘年に

にすゝめ、あげ用ひて、佐官となしたりし、長官を云、

及嘗爲舊任按察官者、

舊任は、もとわが官に任じて、おさめたる處を云、按察官は、按察使なり、朝廷より、檢使として、方々にゆき、各其處の政を、みそなはす職なり、これ舊任の處にて、わが上にありて、我を按察せし人を云、かやうの人はなり、

後己官雖在上、

後に己が官、擧將察官よりも、へあがりて、上にあれどもなり、

前輩皆辭避坐下坐、

辭避は、のきさる義なり、上座を辭避して下座に居るなり、

風俗如此、安得不厚乎、

世の風俗、かくの如くならば、仁厚なるまじく、思ふ者ありとも、なんぞ仁厚ならざることを、得んやとぞ、[註]擧主とは、擧將の通稱なり、將といへども、武將のことのみにあらず、この故に、擧主と註するなり○是より以上は、明倫において、朋友の交りを廣なり、

○范文正公爲參知政事時、

范は姓、名は仲淹字は希文、文正と謚し、楚國公に封ず、參知政事は官の名、政事をまじはりしるとよむ、されども實は、そのかみの宰相なり、

告諸子曰、

諸子は、もろ〳〵の子どもなり、

吾貧時與汝母養吾親、

汝母とは、公の妻なり、養は、奉養なり、吾親とは、公の母をさす、父は公の二歳の時に卒せり、

汝母躬執爨、

爨は、かしぐなり、自いひかしぐわざをとれり、

而吾親甘旨未嘗充也、

甘旨は、むまきあぢはひなり、夫婦かくの如くに、つとめてつかへしかども、家きはめて貧しかりける故に、母の口腹の滋味、いまだみちたらざりしなり、

相下とは、互に卑下して、相ゆづることを云、朋友の間は、互にうやまひて相下ることをこたらず、只信實を以て、相したしむことを道とす、

故於朋友之間、主其敬者、日相親與、得效最速、

日相親與とは、日にそひて、したしみよることなり、敬する時は、則信實にして相交り、忠を以告て、よくこれを道びく、この故に、己に益ある效を得ること、最速なり、註柔媚は、やはらかにて、こびへつらふぞ、

○童蒙訓曰同僚之契、

同僚の義前章に見えたり契は、ちなみなり、

交承之分、

交承はまじはりかはる義なり、さきの官人、其任みてゝ出る時、後の官人、これにまじはりうけて、入りかはることを云、分は、あいだなり、

有兄弟之義、

同僚の間と、交承の間とは、皆心を一つにして、君のために、忠つくすべきことなれば、いづれも兄弟ほどにしたしむべき恩義あり、

至其子孫、亦世講之、

講ずとは、事をならはして、わすれざるやうにすることなり、云意は、其子孫までも、父祖の同僚交承のよしみを互により〳〵ひき出して代々相わすれず、したしみをなしゝとなり、

前輩專以此爲務、

前代のともがら、專此忠厚の道を以て、其つとめとしけるぞ、

今人知之者蓋少矣、

蓋は、うたがふ詞なり、今の人風俗世とともにおとろへたれば、此忠厚の道しる者、すくなかるべしとなり、

又如舊擧將、

擧將とは、擧はあぐるなり將は長官を云、もと我を上

歡狎は、よろこびなるゝなり、朋友の間、互によろこびあひなれあふことを以て、相くみしまじはるぞ、

以無圭角爲相歡愛、

圭は、玉の名、玉をけづりて、かしらをとがしたる物なり、角は、つのなり、其とがりたる所を云々意は、しゐてかどをつぶし、まろくなして、互にさはりなきやうにすることを以て相よろこび、相愛すとぞ、

如此者、安能久、

歡狎する時は、相けがすにながる、圭角なき時は、相あざむくに至る、かくの如くにする者は、其交り、なんぞよく久しかるべき、

若要久、須是恭敬、

恭敬なる時は、心つゝしみ、貌うやく／＼し、互にかくの如くなれば、其交る所のもの、信實の外なくして、其したしみおとろへず、この故に、其交りを久しくせんとならば、只これ恭敬すべきなり、

君臣朋友、皆當以敬爲主也、

敬は、うやまふなり、敬を云時は、恭をかねたり、凡そ君臣と朋友とは、皆義を以て相あふ者なり、この故に、皆敬を以てむねとすべし、敬する時は、君臣の義、朋友の信皆其實ありて、すゑとほるなり、

○橫渠先生曰、今之朋友、擇其善柔以相與、

善柔は、よくやはらかなり、たくみにへつらふことを云、かやうの者をえらみて、相くみしまじはるなり、

拍肩執袂、

互になれしたしめることを云、

以爲氣合、

意氣相あへりと思ふなり、

一言不合、怒氣相加、

始ば相したしむといへども、其心まことならざる故に、一言あはざることあれば、即いかりの氣を加るなり、是君子の交りにあらず、

朋友之際、欲其相下不倦、

甚しき故に、かくの如くなり、○按ずるに、凡そ兄弟の中あしきも、皆不孝より出るなり、かれこれ皆父母を共にして生れ、同氣一體の身としらば、人欲の私に、へだてらるべからず、[註]里巷は、さとのちまたなり、蔽惑とは、おほはれ、まどはされなり、弟矣とは、兄に弟順なるぞ、

○横渠先生曰、斯干詩言、兄及弟矣、式相好矣、無相猶矣、

斯干は、小雅の詩の篇の名なり、

言兄弟宜相好、

句義下に見えたり、互に中をよくせよなり、

不要相學、

彼が我にあしきさまなることを、まねびて、我もまた、彼にあしきさまならんと思はざれ、

猶、似也、

似は、にるなり、猶の字を、まねびてにする意に、見よとなり、

人情大抵患在施之不見報、則輟、

世の中の人情、大抵其患として、あらためがたき所は、兄弟の間、われより恩をほどこせども彼其恩をむくはざる時は、則やめをきて、ふたゝびほどこさゞるにあり、

故恩不能終、

其恩愛、すゑとほることあたはず、

不要相學、己施之而已、

彼があしきを、まねぶべしと思はず、只我これを施すのみにして、他念なかるべきなり、○是より以上は、明倫にをいて、長幼の序を廣むるなり、

○伊川先生曰、近世淺薄、

淺薄は、風俗のあさくうすきことを云、

以相歡狎為相與、

至二其家一とは、同居して、門戸をわかたざることを云、
註大名は、地の名なり、譖言は、そしりごとなり、浸潤は、ひたしうるほすなり、分異は、居をわかつことなり、

○伊川先生曰、今人多不レ知二兄弟之愛一、

愛は、恩愛なり、

且如二閭閻小人一、

閭閻は、里の門なり、こゝにては、只里のちまたと云義なり、小人は、いやしき民を云、

得二一食一必先以食二父母一、夫何故、以二父母之口一、重二於己之口一也、

重きとは、たつとき義なり、是天然の孝性私欲におほはれずして、明なる所なり、

得二一衣一、必先以衣二父母一、夫何故、以二父母之體一、重二於己之體一也、

句義上に同じ、

至二於犬馬一亦然、

句義下に見えたり、

待二父母之犬馬一、必異二乎己之犬馬一也、

待の字義、前章に見えたり、異二乎己之犬馬一とは、わがよりも、あつくするなり、

獨愛二父母之子一、却輕二於己之子一、

父母之子は、兄弟をさす、

甚者至レ若二仇敵一、

仇敵は、あだのかたきなり、兄弟相にくむこと、甚しき者は、仇敵の如くなるまでに至る、

擧世皆如レ此、惑之甚矣、

擧世の、字義前章に見えたり、
父母の子の、わが子よりも重んずべきことは、分明なりといへども、私欲におほはれ、まどはさるゝこと、

家居をへだつるなり、

患若賊讎、

讎は、あだなり、兄弟相にくみて、各其うれへとすること、盗賊讎敵の如くなり、

皆汝婦人所作、

汝とは、よめに云なり、同氣の人をして、賊讎となすこと、皆なんぢら婦人のしわざなり、

男子剛膓者、

剛膓とは、剛はこはし、膓ははらわたなり、心のつよきことを云、

幾人能不爲婦人言所惑、

男子剛膓にして、よく婦人のことばの、まどはされとならざる者、世にいくたりかある、甚すくなしとなり、

吾見多矣、

婦人にまどはさるゝ者を、我見ること多きなり、

若等寧有是耶、

寧とは、やすんずる詞なり、なんぢらの心に、かやうのことありとも、くるしからず思へるかとぞ、詞をかへして、なじるなり、

退則惴惴、

惴々は、をそるゝ意なり、よめども此訓誡をきゝ、退きて私室に入る時は、惴々としてをそるゝなり、

不敢出一語爲不孝事、

舅姑のために、一言を出して、不孝なることもなし、凡そ人家のよめども、舅姑の敎にそむき、兄弟の中をいひへだてゝ、舅姑のうれへを致すこと、大なる不孝なればなり、是よく訓誡の旨をきゝうけて、ふかくつゝしめることを云、

開輩抵此賴之、

抵此とは、今に至るまでと云義なり、之とは、父の訓誡をさす、

得全其家云、

ふること孝にして、又下にのぞむこと嚴なるなり、

旦望、弟婦等拜堂下畢、

旦は、ついたちのあさを云、望は、十五日なり、弟婦は、をとゝよめなり、朔望には、よめども舅姑に參禮して、堂下に拜す、其拜をはりてなり、

即上手低面、

拜する時は、手をくだし、身をふす、拜しをわりて、手をあげ、面をたるゝは、猶うやまひを致すなり、

聽我皇考訓誡、

訓誡は、をしへいましむる詞なり、

曰、人家兄弟、無不義者、

曰とは、柳承翰の訓誡する詞に云くなり、凡そ人の家の兄弟は、皆氣をつらねたる者なれば、元來不義にして、其中あしくする者なし、

盡因娶婦入門、異姓相聚、

異姓は、よめを云、兄弟みな妻をとりて門に入れ、異姓の婦人と、一家に相あつまるによりてなり、

爭長競短、

長は、まされるを云、短はおとれるを云、よめどもわがまされる所、かれがおとれる所を、互にまけじと、あらそふなり、

漸漬日聞、

漸漬は、ひたすなり、各其夫に、兄弟あひよめのことを、あしざまにつぶやき、物を水にひたして、いつとなく、そみ入るやうなる、そしりごとを、日々にきゝふれてなり、

偏愛私藏、

偏愛は、かたおちに愛するぞ、私藏は、わたくしにおさむるなり、兄弟かたおちに、其妻を愛し、各私財をたくはへてなり、

以致背戾、

背は、そむく、戾は、もとるなり、ついに兄弟の間そむきさかふことを、致すなり、

分門割戶、

雖有篤厚之人、不能不少衰也、

此時にありては、徳性あつき者といへども、幼少にして、兄弟相愛する意、すこしきおとろへずと云ことなし、

娣姒之比兄弟則疎薄矣、

よめのわかきを娣と云、おとなしきを姒と云、疎は、をろそかなり、娣姒の中の情意を、兄弟の中の情意たくらふれば、娣姒は、をろそかに、うすき者なり、

今使疎薄之人、而節量親厚之恩、

疎薄之人は、娣姒をさす、節量とは、宰判してはからふ義なり、親厚之恩とは、兄弟の恩愛を云、親厚は、したしみ、あつきなり、兄弟の間のことを、各其妻の意にしたがひて、をこなふは、是疎薄の人をして、親厚の恩愛をはからしむるなり、

猶方底而圓蓋、必不合矣、

底は、そこなり、器の身を云、蓋は、ふたなり、四方なる器に、まろきふたしたるが如くなれば、其情必あはざるべし、

唯友悌深至、

兄の友愛、弟の悌順、ふかくきはまりてなり、

不爲傍人之所移者免矣、

傍人は、かたはらの人なり、娣姒をさす、兄弟のさしわたしたる、したしみより見る時は、娣姒は各其かたわきにある者なればなり、各其妻のために、心をうつされざる者のみ、兄弟の恩愛、おとろふることをのがれて、始終かはらじとなり、按ずるに、此句爲の字、去聲に讀來ること不審なり、不爲傍人之所移者とよみて然るべし、註裁處は、はからふの義なり、

○柳開仲塗曰、

柳は姓、開は名、仲塗は字、宋朝の大臣なり、

皇考治家、孝且嚴、

皇は、大なり、父をはれる時は考と云、皇考とは、たつとみてなり、父を柳承翰と云、孝且嚴とは、親につか

たはらに出たる、親族なればなり、不厚則無所不薄とは、此三親にあつからざる時は、九族にもうすからざる所なしとなり、

兄弟者、分形連氣之人也、

兄弟は、父母を共にして生す、其形體は分るれども、氣脉は實に相つらなれる者なり、

方其幼也、父母左提右挈、

提挈は、皆手をひくことを云、左右の手に、兄弟の子どもを、ひきゆくなり、

前襟後裾、

前へにありては、父母の襟をひき、後へにありては父母の裾をひく、

食則同案、

案は、食をすへる、つくゑなり、兄弟同し案にて、食することを云、

衣則傳服、

兄弟一つの衣を、かなたこなたへとりつたへてきるなり、

學則連業、

業は、ならふ所の事を云、同業を相つらねて、ならふなり、

遊則共方、

共に一方に遊ぶなり、

雖有悖亂之人、不能不相愛也、

悖は、さかふなり、理にさかひ、常をみだるの、性ある者といへども、此時にあたりては、互に親愛せずと云ことなし、註父母左手引兄以行、右手携弟以走とは、文を互にして云ぞ、只左右の手に、兄弟の子を、ひきたづさへて、ゆきはしると云義なり、

及其壯也、

壯とは、歳三十の比を云、

各妻其妻、各子其子、

各其妻子のみを愛してなり、

此乃恒代之遺風乎、

恒代は、皆地の名、燕國趙國の間にあり、遺風とは、遺はのこるなり、風は風俗なり、昔燕の太子丹、秦の始皇を殺さんために後宮の美女ともをおしまず、皆賓客とうちまじへて、當時の士と、よしみをむすびける故に、恒代の俗、皆婦人外にまじはりて、物ごとをとりはからふ、鄴は魏の都なり、恒代とほどちかければ、其風俗今にのこりて、かくの如くに、婦のさし出ることと、あるかとなり、此章のおもむき、凡そ婦人の法、江東の風にならひて、鄴下の風にならはざれとなり、[註]鄴下、古之相州とは、鄴を後魏の時に、相州といへるなり、○是より以上は、明倫にをいて夫婦の別を廣むるなり、

○夫有人民而後有夫婦、

天地ひらけ人民生じて後、陽陰和合の理によりて、夫婦の禮あり、

有夫婦而後有父子、

夫婦の間の生育によりて、父子の恩あり、

有父子而後有兄弟、

父子の間、枝わかるゝによりて、兄弟の序あり、

一家之親、此三者而已矣、

一家の親族、多しといへども只夫婦父子兄弟の三つの者のみなり、

自茲以往、

茲とは上の三つの者をさす、

至於九族、

九族とは、高祖曾祖祖父已が身、子孫、曾孫玄孫九世、幷に高祖以來よりわかれたる旁親の、をぢ、をひ、いとこの類をすべて云、

皆本於三親焉、

三親とは、即夫婦父子兄弟を云、

故於人倫爲重也、不可不篤、

必其恩愛を、あつくすべきなり、[註]旁親とは、をぢをひいとこの類を云、旁はかたはらなり、祖父子孫のか

すことある故に、これにたとへて、必かくの如くせざれとなり、

○江東婦女、

江東は、大江と云川の東の方の地を云なり、

畧無交遊、

大略外の人と往來して交り遊ぶことなし、

其婚姻之家、

嫁姻の字義、前章に見えたり、

或十數年間未相識者、

相識とは、互に面を見しることなり、

唯以信命贈遺、

信命は、をとづれ、贈遺は、をくり物なり、

致慇懃焉、

致は、をくりいるゝ義なり、慇懃の字義前に見えたり、慇懃の意を通ずるなり、

鄴下風俗、

鄴下は、地の名なり、

專以婦持門戶、

婦人の力を以て、其家をさゝへもつなり、是より下に云所、皆門戶をたもつことなり、

爭訟曲直、

曲は、まがり、直は、なほし、自公事にかゝりて、人と曲直を爭ひ訴るなり、

造請逢迎、

造請とは、造はいたるなり、人の所にゆきいたり、請てあひみるなり、逢迎は、むかふるぞ、人來る時は、いであひて、むかへ入るゝなり、

代子求官、

子に代て、其ために、官位を君求む、

爲夫訴屈、

わがおとこ、人にをしまげらるゝことあれば、其ために上に訴て、此難をとく、

生死も亦大事なれども、寒餓して死するを以て、節を失て生けるに、たくらぶれば、彼は極て小しきにして、是は極めて大なり、たとひ寒餓に及ぶとも、必再嫁すべからずとぞ、

○顏氏家訓曰、婦主中饋、

中は、うち、饋は食をすゝむるなり、婦人は常に内にをり、人に飲食とゝのへて、そなふることのみを、主る者なり、是易の語に本づきて云、

唯事酒食衣服之禮耳、

食は飯なり、禮とは、衣食をとゝのへてすゝむる禮義を云、總じて婦人の事とする所は、只これのみなり、

國不可使預政、

預はまじはりて、共にする義なり、婦人國政に預る時は必害をなす、故にこれをいましむ、

家不可使幹蠱、

句義上に同じ、

如有聰明才智、

聰明の字義、内篇に見えたり、是より下は、婦人にしめす詞なり、

識達古今、

識は、しる、達は、とをるなり、古今の政事の故實を、しりわたりたることを云、

正當輔佐君子、

輔佐は、皆たすくるなり、君子とは、夫とを云、

勸其不足、

不足は、あやまりわすれたることなどを云、これをすゝめて、つとめしむべしとぞ、是君子をたすくるのことなり、これよりさしすぎたるはあしゝ、

必無牝鷄晨鳴、以致禍也、

是は書經の語に、牝鷄之晨、惟家之索なりと云ことをひけり、牝鷄は、にはとりのめどりなり、牝鷄もしおどりの如くに、あしたになくことあれば、其家つきほろぶる、わざはひあり、婦人もし男子の如くに政にあづかり、事をつかさどることとあれば、其國家をほろぼ

執婦道とは、人のよめたる道を、とりまもるなり、奉養に孝順なることを云、

○或問孀婦於理似不可取、如何、

孀婦は、やもめなり、夫死して再び嫁せざるは、婦人の節義なり、節義をうしなひたる者を、我これをめとるは、理にをいて、然るべからずと思ひて、これを問なり、

伊川先生曰、然、

かくの如くなりと、ゆるされしなり、

凡取以配身也、

配すとは、ならべあはする義なり、凡そめをとるは、性行はれとひとしき者をとりて、これを以て、わが身に配合することとなり、

若取失節者以配身、

失節とは、夫死して嫁せざるの節義を、とり失ふことを云、

是已失節也、

孀婦を必めとるまじきこと、かくの如し、

又問或有孤孀貧窮無託者、

孤は、ひとりなり、窮はきはまるぞ、つまると云義なり、託とは、たのむ意なり、ひとり身なるやもめの、しかも貧窮にして、よるかげなき者を云、

可再嫁否、

大かたのことならば、節義を守るべけれども、かやうな者ならば、再嫁すべきかとなり、

曰、只是後世怕寒餓死、

寒は、こごへ、餓はうふるなり、後世の風俗、節義のおもきことを、しらずして、只寒餓の死のみを、をそるゝなり、

故有是說、

是說とは、再嫁をゆるす議論をさす、

然餓死事極小、失節事極大、

養成驕妬之性、

驕妬は、をごりそねむなり、常に富貴を挾むにより
て、ついに驕妬の性を、養ひなすぞ、

異日爲患、庸有極乎、

異日は、異時と同じ義なり、他日家門の患害をなすこ
と、きはまりなかるべしとなり、是より以上は、婦の
性行を察すべきことを云、

借使因婦財以致富、

致すは、まねきとる義なり、

依婦勢以取貴、

取貴とは、官位にすゝむことを得るを云、

苟有丈夫之志氣者、

丈夫字義、前に見えたり、志氣は、志意氣象を云、

能無愧乎、

其はぢに、たへられまじとなり、註妾婦之妾婦とは、
古語を引なり、云意は、妾婦は皆主夫の勢に、したが
ふ者なり、もし夫として、婦の勢にしたがはゝ、是妾
婦のための妾婦なれば、最はづべしとなり、

○安定胡先生曰、

安定は、地の名、胡は姓、先生名は瑗、字は翼之、宋朝
の名儒なり、

嫁女必須勝吾家者、

勝吾家とは、壻の家、吾家よりも、富貴なるを云、

勝吾家、則女之事人、

人とは、夫と舅姑とをさす、

必欽必戒、

夫をかろしめ、舅姑にをごることなし、

娶婦必須不若吾家者、

よめの家、吾家の富貴に、しかざるを云、

不若吾家、則婦之事舅姑、必執婦
道、

なり、詿陷子弟於惡、生僮僕之變とは、皆淫奸により
て此亂おこることなり、

○司馬温公曰、凡議婚姻、

よめの家を、むこの方より婚家と云、むこの家を、よめの方より姻家と云、此句は、只是嫁娶をはかることなり、

當先察其壻與婦之性行、及家法何如、

性行は、本性と行儀とを云、家法は、家の法度なり、

勿苟慕其富貴、

以上の意趣、是より下の文にのべられたり、

壻苟賢矣、

賢は、性行のかしこきを云、

今雖貧賤、安知異時不富貴乎、

異時は、ことなる時なり、向後別の時にと云義なり、

苟爲不肖、

不肖は、似ざるなり、性行おとりて、物に似る所なき者を云、不肖なりとする者ならばなり、

今雖富盛、

富貴全盛なることを云、

安知異時不貧賤乎、

是より以上は、壻の性行を、察すべきことを云、

婦者家之所由盛衰也、

盛衰は、さかりをとろふるなり、婦は夫をたすけて、内ををさむる者なれば、婦の賢不肖も、亦家の盛衰の、よる所なり、

苟慕一時之富貴而娶之、

一時は、一旦の義なり、

彼挾其富貴、

富貴のいきほひを、心に挾みてぞ、

鮮有不輕其夫而傲其舅姑、

夫にしたがはず、姑舅に孝あらず、

古者男女之族、各擇德焉、

德は、性行を云、古人は婚姻を議する時、男女の親族互に各其性行をのみ、えらみけるなり、

不以財爲禮、

古は財貨のさかんなるを以て、婚姻の禮儀とせず、今は互に、まづ其財の多少を論ず、只これ夷虜の道にして、君子のせざる所なり、〔註〕聘財とは聘はとふなり、男の方より、はじめとひよる時に、をくりやる、禮物なり、資粧とは、資はたすけ、粧はよそほひなり、女の嫁する時に、身をたすけよそほふ服器錢財等の物を云、

○蚤婚少聘、

早歳少年の時に、婚娶を議して、聘禮を行ことを云、又聘すと云を、男の聘問によりて、女の嫁する義にも取へし、

教人以偷、

少年にしてめとる時は、只色をのみこのみて、德をこのまず、是人に其德のうすくなる道を以て、をしふるなり、蓋し君たる人、禮を正うし、父たる者、家をおさめて、嫁娶其時を以てせざるの、あやまちなれば、人を教ることとす、下同じ、

妾媵無數、

媵は、婦の嫁する時に、したがひゆく女を云、妾媵は、皆主人にちかづくことを得る者なり、無數とは、多きことを云、

教人以亂、

亂とは、淫奸變動をなして、家門をみだるなり、

且貴賤有等、

古の禮、王公以下、位の貴賤にしたがひて、妾媵の類、其しなさだまれり、

一夫一婦、

夫婦あひむかひにして、妾媵なきことを云、

庶人之職也、

職は、分限の義なり、古の禮、庶人の分に至りては、只かくの如し、人必其分にしたがひて、其法を守るべき

夫婦人倫大綱、

夫婦は、人倫にをいて、三綱の一つなれば、大綱と云、人倫三綱の字義、內篇に見えたり、

夭壽之萌也、

夭は、いのちみじかきを云、壽は、いのちながきを云、萌は、はじめを云、命の長短、わかれはじまる所と云義なり、

世俗嫁娶太蚤、

古は、二十にして嫁し、三十にして娶る、今の世俗、やうやくにうすくして、十歳にあまれる時は、即はやく嫁娶す、この故に太蚤と云、

未知爲人父母之道而有子、

上の句をうけて云、

是以敎化不明、

敎化とは、人をしへてよく變化せしむることを云、いまだ父母たる道をしらずして、子ある故に、子を敎化する道、分明ならず、

而民多夭、

いまだ血氣みたずして、嫁娶する故に、人民多く夭死するなり、

○文中子曰、

文中子、姓は王、名は通、字は仲淹、隋朝の大儒なり、門人私に諡して、文中子云、

婚娶而論財、

婚娶は、めとるなり、財とは、壻のいひ入れにやる物と、よめのもち來る物とを云、めをとらんとする、かたらひに、財貨の多少を、議論するなり、

夷虜之道也、

夷は、南のえびす、虜は、北のえびす、是人倫をしらざる、えびすの道なり、

君子不入其鄕、

君子は、自かやうの事を、せぬのみならず、其さとに入りて、かやうの者と、居處を共にせず、

に、もとかきつけたる文字を、ぬりかへ、ほりとりなどすることを云、

追改日月、

追改は、をひあらたむるなり、日月は、文書にかきつけたる、其時の月日なり、もとの月日を、今よりをつて、別の月日にかきなをすことを云、句義上に同じ、

重易押字、

重易はかさねてかゆるなり、押字とは、俗に云かき判なり、もとの名判を、かさねてかきかゆることを云、句義上に同じ、

萬一敗露、

是等のこと、かくすとはすれども、萬一やぶれて、あらはるればとなり、

得罪反重、

もとのまゝなる時は、罪をうること、なをかろかるべけれども、これをあらたむるによりて、罪をうること反りて重くなるなり、

亦非所以養誠心事君不欺之道也、

たとひ幸にして、其罪をのがるゝとも、亦わが誠實の心を養ひたつる道にあらず、又君につかへて、忠信不欺なる道にあらず、○按ずるに、凡そ公務に付きて、ひそかに前判の文書をかきなをすこと、もし私をせんためにすることなれば、論ずるに及ばず、或は其あやまりをおほはんためにする時は、あやまりのまゝにてをきたるよりも、其つみかへりておもし、又事のむつかしきを、ちかみちに了せんためにすることあり、これも亦自あざむき、君をあざむくに、をつるなり、[註]舊判は、もと判斷せし時の月日をさす、舊署は、もとの名がきなり、○以上は、明倫にをいて、君臣の義をひろむるなり、

○王吉上疏曰、

王は姓、吉は名、字は子陽、漢朝の臣なり、上は、たてまつるなり、疏は、奏狀なり、王吉諫議大夫たりし時、疏を宣帝にたてまつりて、事を申せしなり、

少利のために、一身をあやまるは、まことにおしむべきことなり、詿狡も、こざかしきなり、鈎は、つるなり、

當官者、先以暴怒爲戒、

暴怒は、にはかなるいかりなり、官にあたる者は、只君のために、職事をおもんずべし、暴怒はよく事をあやまる者なれば、第一にこれを戒として、よくたへしのぶべし、

事有不可、

不可は、心にかなはざる義なり、

當詳處之、

心をしづめて、仔細にこれをさばくべし、

必無不中、

其事必理にあたらずと云ことなかるべし、

若先暴怒、

心にかなはざるを以て、まづ暴怒して其事にむかへばなり、

只能自害、

其いかり過當にして、理にあたらざる時は、只よく自わが徳性をそこなひて、事務をあやまるにいたる、

豈能害人、

怒を以て、人をはぢしめ、そこなふとは思へども、人にをいては、只是暴虐を加るなり、何ぞよく彼が罪罰をまさんや、

○當官處事、

官にあたりて、事をさばくにはなり、

但務著實、

凡の事、つとめて皆眞實をつけてせよ、かりにもあざむくことなかるべし、蓋し忠信は、君につかふる本なればなり、

如塗擦文字、

途は、ぬる、擦は、ほるなり、文字とは、政務の判斷記錄等の文字をさす、わがあやまりを、かくさんため

この故に、きびしくいましむるなり、

○後生少年、

人より後に生れて、年わかき者と云義なり、

乍到官守、

にはかに官を得て、其職分を守る所に、いたりて居ることを云、

多爲猾吏所餌、

猾はこざかしき義なり、餌は、魚をつるえなり、其下の吏人の、私することに、さかしき者、我に少しの利を、得さするがために、すかされて、魚の餌のために、つられたるがごとくなることを云、

不自省察、

省察は、みそなはすなり、云意は、自心をつけずして是我をつる餌なりと云ことを、しらぬなり、

所得毫末、

得る所の利は毛頭ほど少しなり、

而一任之間、

任は、官職をうけもちて居る時を云、其官守の始終一任の間なり、

不復敢擧動、

擧動は、うごきはたらく義なり、わが身利欲の餌につりかけられたるによりて、吏人のために制せられてうごかれず、これによりて、かれが私曲を見ながら、これをも正すことあたはず、

大抵作官嗜利、

嗜むは、このむなり、

所得甚少、而吏人所盜不貲矣、

所盜とは、官物をぬすまるゝなり、不貲とは、其多きことはかりがたきぞ、

以此被重譴、

重譴は、おもきせめなり、政をみだるによりて、君より重科をうく、

良可惜也、

勤は、つとむるなり、職分をつとめをこなひて、しばらくもをこたらざることを云、

知此三者、則知所以持身矣、

よく身をたもちて、あやまちなき時は、則其職をうしなはず、人を治めておさまらずと云ことなし、然る故此三事を以て、官にあたるの要法とするなり、

○當官者、凡異色人、皆不宜與之相接、

異色人は、色品のかはりたる人と云義なり、農工商賣等の、常の職業に異なる、僧道藝術のたぐひを云、

巫祝尼媼之類、尤宜疎絶、

巫の說、前章に見えたり、祝は、はふりなり、俗に云彌宜の類、尼はあまなり、媼はおふななり、老女を云、註には牙婆なりとす、牙婆は俗に云すあひの女なり、是等は異色の人の中にも、殊にけやけき者にして、ひとりも之にまじはる時は、內外の人をまどはして私を通ずるなかだちとなり、よく官事をやぶり、國政をそこなふ、この故に、最うとみたちて、一切に近つくべからず、

要以清心省事爲本、

淸心とは、其すきこのむ所を以て、心にかけざるを云、省事とは、省はへらす意なり、職務の外に、無益なることをせざるなり、心に私欲ありて、無益の事に、かゝはる時は、異色の人も、をのづからちかづき、諸の罪惡も、皆これによりておこる、この故に、淸心省事を以て、身をたもつ本領とするなり、註內則伺意以納賄とは、此ともがら、家內に來て居る時は、家人の意をうかゞひて、人のために賄を入る、外則詐人以行私とは、此ともがら、官家の內緣となることを得れば、外にある時、はゞかりなく、諸人をたぶらかしてわが私を行ふ、○昔より三姑六婆と云者人の家門に出入る時は、必淫奸盜賊をまねくと云、姑は、あまを云なり、道姑尼姑卦姑を三姑と云、婆は、おうなゝり、牙婆媒婆師婆虔婆藥婆穩婆を六婆と云、是等の類家に往來する時は、人の房室に入て婦女にまじはる故に、よからぬことどもを、ひきいるゝことやすし、

らず、この故に法度をやすらかにして、民其情をつくして、上にしらするやうにせよとなり、民の情上に達する時は、ほどこしをこなふ所、義にあたらすと云ことなし、

問御吏、

吏は、俗に云奉行なり、これを御すとは、つかふ義なり、官に居て、其下の役人を、かりつかふ道を問ふ、

曰、正己以格物、

物は、人をさす、吏職の者、私あるによりて、國の政みだる、この故に、上たる人、まづわが身を正しくして、後に下官をたゞす時は、下をそれて私せず、これによりて、其政みだれずしてをこなはる、諺平易近民とは、平易はたいらかに、やすきなり、法度をむつかしくせず、威嚴をたけくせずして、民と相近づくやうにするなり、

○伊川先生曰、居是邦、不非其大夫、

是知語なり、荀子に見えたり、是邦は、只其居る所の國をさす、不非とは、其あしきことをいはぬなり、

此理最好、

是君長に忠敬ある道理にして、下位にある者の、深くつゝしむべきことなり、この故に、最好とほめたり、

諺過惡は、あやまりと、あしきことなり、

○童蒙訓曰、當官之法、唯有三事、

官にあたり居て、事をとりをこなふに、其法多しといへども、簡要とする所、只三件の事あり、

曰清、

清は、いさぎよきなり、身をいさぎよく守りて、利欲にけがれざることを云、

曰愼、

愼はつゝしむなり、禮法をつゝしみ守りて、かりにもみだれざることを云、

曰勤、

過則歸己、
歸すとは、つけよする義なり、もし縣の事にをいて、過ある時は、わが身に引おひて、令にかけず、
善則唯恐不歸於令、
よきことある時は、皆令の功なりとして、己これに居ず、只其善の、令の身に歸せざらんことを恐る、此二句、是父兄に事る道を以て、官長につかふる誠なり、
積此誠意、
上に云如きの誠意を、つみかさねたらばなり、
豈有不動得人、
令必これにめでゝ、主簿と相やはらぐべしとぞ、○此章、凡そ佐官として、長官につかふる道かくの如くにするは、是當然のことなり、しばらく人をよろこばしめんとして、かくの如くにするにはあらず、
○明道先生曰、一命之士、
古の法爵に九命あり、凡そ士のつかへて、爵位をすゝむごとに、君より命ぜらるゝことあり、一命に職をうく、今の位階の第九品の如し、最ひきゝ位なり、
苟存心於愛物、
物は、即人を云、存すとは、心ををく義なり、心ををきてむねとする所まことに人を愛するにあらばなり、
於人必有所濟、
濟すとは、すくふ義なり、云意は、人のために、必其隨分のめぐみを及ぼして、すくふ所あるべし、一命の士だにもなを然り、況や大位に居る者をや、大位に居て、人を愛するに、心ある時は、其惠利の及ぶ所、必ひろきなり、
○劉安禮問臨民、
劉は姓、名は立之、安禮は字なり、註に安禮字立之とあれども字は名の誤なるべし、明道先生の門人なり、臨上より下を見る義なり、位に居て、民をおさむる道を、先生に問、
明道先生曰使民各得輸其情、
下の人情、上に通じがたきによりて、國民たいらかな

然後能盡吾之心、

上に云段々の如くにして後に、よくわが本心をつくして、まことありとするなり、

如有毫末不至、

毫末は、毛のさきなり、もし是等のことにをいて、其する所、少も至極せざることあればなり、

皆吾心有所未盡也、

皆是わが心底を、いまだつくさずして、まことあらざる所ある者なり、註正獻公、名は公著、字は晦叔、正獻は諡なり、曾孫は、ひこなり、

○或問簿佐令者也、

問とは伊川先生に問ぞ、簿は主簿なり、縣の簿籍をつかさどりて、縣令をたすくる役人を云、簿は帳のことなり、令は一縣の政をつかさどる、奉行なり、

簿所欲爲、

主簿たる者、縣の事にをいて、かくの如くにせば、よからんと見て、せまくほしきことを云、

令或不從奈何、

縣令主簿の心にしたがはずは、いかゞせんとなり、

伊川先生曰當以誠意動之、

動すとは、彼が心を感ぜしむる義なり、只わがまことの意を以て、彼が心を感動せよ、然らばしたがふべしとなり、凡そ誠の至れる時は、物としてうごかずと云ことなし、

今令與簿不和、只是爭私意、

今の世に、縣令と主簿との中、相やはらがざるは、各私の意事を、さしはさんで、互に私意をたてんと、あらそふなり、註縣之佐縣之長とは、一縣の佐官と、長官となり、

令是邑之長、

邑は郡縣を云、長は、長官なり、

若能以事父兄之道事之、

父兄に事る孝弟を以て、官長を愛敬するは、是官長につかへて誠あるなり、

更とは、悲痛する外に更に又と云義なり、置酒とは、酒をいだしをきて、さかもりをするぞ、張樂とは、音樂をはりひらきて、用る義なり、

若具慶者可矣、

具慶は、ともによろこぶなり、父母ともに存在するを云、具慶の者の生日に、宴樂して父母をたのしましむることは、よしとなり、註鞠育は、やしなふなり、劬勞は、いたはりなり、○是より以上は、明倫にをいて、父子の親をひろむるなり、

○呂氏童蒙訓曰、

呂氏名は本中、字は居仁、文淸と謚す、宋朝の臣なり、童蒙訓をあらはす、童蒙の者に敎訓すべきためなり、

事君如事親、

君につかふる忠義を、親につかふる孝敬の如くす、

事官長如事兄、

官長は、此に云長官なり、其官のかしらを云、これにつかへて順なること、兄につかへて弟あるが如くす、

與同僚如家人、

同僚は、同官相役の朋輩なり、これに與すとは、相まじはることを云、如家人とは、わが一家の者に、まじはるが如く、己を正しくして、相やはらぐことを云、

待群吏如奴僕、

待すとは、俗にあしらふと云義なり、群は、もろ〳〵なり、吏は、役人なり、是わが官の手下にある者を云、奴僕は、皆やつこなり、如奴僕とは、わがめしつかふものの如くに、其身をあはれみて、又其しわざをみそなはすことを云、

愛百姓如妻子、

百姓は、庶民を云、如妻子とは、したしみて、よく敎ることを云、

處官事如家事、

官事は、其官の職とすることを云、これを處するとは、宰判する義なり、如家事とは心を用ること、つまびらかなるを云、

風俗なり、是元來なきことを、說きをける故に、まことの體相を、あらはすべきやうなきによりて、只目前のことにかたどりて、愚昧の人にしめす者なり、この故に、ゆめまぼろしに見ることも、常に見る所の者に、ことならぬなり、

○顏氏家訓曰、

顏氏名は之推、字は子分、北朝の齊の臣、家訓をあはせり、

吾家巫覡符章、絕於言議、

巫覡は、かんなぎなり、女を巫と云、男を覡と云、今のみこ陰陽師のたぐひ、いのりをし、はらへをする者なり、符は、ふだなり、俗に御符といひて、いのりまじなひなどに、用る物なり、章は、註に拜章とあり、上章のことなるべし、章は奏狀なり、災厄をのがれんために、奏狀大帝にたてまつりて、なげきうつたふることなり、符章の法は、道士とて、老子の敎へをつたふる者、これををこなふ、此方の山伏やうの者なり、絕於言議とは、家法にこれを禁ずる故に、此事にをいては、言論評議することたえてなしとなり、一說に、此事にをいては、外より吾家を、言議する者なしと、

汝曹所見、

汝曹とは、子弟をさして云、此家法、汝等が只今見をよぶ所なりとぞ、

勿為妖妄、

妖は、あやし、妄は、みだりなり、此家法を、ながくまもりて、巫覡符章などの、あやしくみだりなることを、することなかれとなり、註拜章は、章をたてまつりて、拜していのる義なるべし、

○伊川先生曰、人無父母、生日當倍悲痛、

生日は、誕生日を云、悲痛は、かなしみいたむなり、世の人生日には、皆宴樂をさかんにす、義を以て云時は父母なき者、生日には、父母の養育の苦勞を、思ひ出して、ことに悲痛の意をますべきなり、

更安忍置酒張樂以為樂、

中國は、漢の總名、四海の中にあればなり、佛法は、東漢の明帝の時、はじめて中國に入れり、

人固有死而復生者、

東漢より前の人死してよみがへる者ありしこと、そのかみより、しるしつたへたり、

何故都無一人誤入地獄見所謂十王者耶、

所謂とは、佛氏の云所のことなり、佛說に、人死して後、十王殿をへて、生前の善惡をたゞされ、其むくひをうくと云、第一に秦廣王、第二に楚江王、第三に宋帝王、第四に五官王、第五に閻羅王、第六に變成王、第七に太山王、第八に平等王、第九に都市王、第十に轉輪王、これ十王の名なり、世に死してよみがへるもの、地獄に入り、十王を見ると云者あり、十王もとよりある者ならば、漢よりさきに、死してよみがへる者も皆かくの如くなるべきに、いまだこれあることをきかず、もしそのかみの死してよみがへる者、いづれも地獄におちざりける歟、何故ぞ、すべて一人にても、あやまりて、地獄におち入りて、十王を見る者なきぞとなり、

此其無有、而不足信也明矣、

此とは、上文をすべて云、其とは、天堂地獄の說をさす、蓋し佛法世にひろまりて後、人皆これにまどひて、死すれば必天堂にのぼり、地獄に入ると云ことを、知る故に、死してよみがへる者、ゆめまぼろしに、此ことを見るなり、昔の人は、此まどひなき故に、これを見ることなし、これ其說の、もとよりなきことにして、信向するにたらざること、明白なり、〇按ずるに、昔の死してよみがへる者は、天帝を見ることありて、地獄を見ることなし、今の死してよみがへる者は、地獄を見ることとありて、天帝を見ることなし、是本より共になきことにして、只各其時の、きゝならひによりてなり、其上地獄に入りて、十王を見るとも、皆土木の形、畫圖の像と同じかるべし、凡そ佛菩薩の形は、西域よりはじまりける故に、皆西域の人物なり、地獄の變相も、皆其國の刑罰の法なりとぞ、又十王諸天の形は、中國よりはじまりける故に、皆中國の

れば、こゝにむまるゝと云、

受諸快樂、

快樂は、こゝろよく、たのしむことを云、

不爲者必入地獄、

不爲者とは、佛に供じ僧に飯することを、せざる者なり、入とは、亡者の入るを云、地獄とは、獄は俗に云籠なり、佛說に、此大地の下に、牢獄ありて罪業ある者死すれば、こゝに入ると云、

剉燒舂磨、

剉は、きる、燒は、やく、舂は、うすづく、磨は、するなり、地獄にて、罪人を刀にてきり、火にてやき、碓にてつき、碾にてするとなり、碾は、車にて、米をすりみがく物なり、

受諸苦楚、

苦楚はくるしみいたむなり、

殊不知死者形既朽滅、

形は、形體なり、朽滅は、くちほろぶるぞ、

神亦飄散、

神は、たましゐなり、飄散は、たゞよひちるぞ、人の生死は只氣のあつまると、ちるとなり、神は氣の靈妙なるを云、神と氣と二つにあらず、氣あつまりて、形をなす時は、其氣美妙にして、此形常にいけり、氣散ずる時は、形たちまちにたをる、骨肉しばらくはきえざれども、ついに、又くちはてぬ、是形もほろび、神も散ずるなり、形ほろびて後に神散ずるにあらず、氣の散ずるは即神の散ずるなり、即亦形の死するなり、少も先後なし、佛說には、神魂常にきえずして、地獄餓鬼畜生人天修羅の、六道の內を輪廻して、次第に其所々にて、生をうくと云、是理氣の大體を、しらざるが故なり、

雖有剉燒舂磨且無所施、

生をかへざる時は、此形なし、此形なき時は、せめありても、ほどこす所なし、人此道理をたえてしらぬなり、

又況佛法未入中國之前、

嫌疑は、うたがはしきことを云、嫌はさりきらひの義なり、云意は、陳壽がことにつきて見る時は、凡そ何にても、人のうたがふべきことを、わが心には邪なしといふとも、つゝしんでこれにとをざからずして、かなはざることなり、註不遇は、かなはぬ義なり、

○父母之喪不當出、

外にいづべからずとぞ、喪の間は、外にまじはることなければなり、

若爲喪事及有故、

不得已而出、

故の字、上の段に同じ、

いでずしてやまれぬこと故に出る時はなり、

則乘樸馬、

樸馬とは、樸はすなほなり、けがみをきらぬ馬を云、

布裹鞍轡、

鞍は、くら、轡は、たづなゝり、布にてこれをつゝむは、かざりをあらはさじとぞ、此三句も、心のいたみによりて、美飾に安んぜざる義なり、註朴素は、皆すなほなり、

○世俗信浮屠誑誘、

浮屠は、佛者を云、佛陀の唐音と同じ、略して佛と云なり、誑は、あざむく、誘は、ひくなり、人をたぶらかし、ひきしたがふることを云、

凡有喪事、無不供佛飯僧、

供佛とは、供はそなふる義なり、香花飲食等の物を、佛に供養することを云、飯僧とは、僧に物くはするぞ、

云爲死者滅罪資福、

云とは佛に供じ僧に飯する者の心に云ことなり、死者は、亡者なり、罪は、いける時の惡逆を云、福は、死して後の安樂を云、

使生天堂、

天堂は、佛氏の說に須彌山の上に、重々の天あり、諸天に皆宮殿ありて、天人これにすむ、善根ある者死す

他人と共に、喪次に居さるなり、凡そ喪次には、客をひいきれず、客ある時は、司賓の人いであふなり、

婦人次於中門之內別室、

婦人は中門の內にて、常に居ざる別のへやに、喪次をとる、中門の內にすること、內外を以て、男女をわかつなり、

撤去帷帳衾褥華麗之物、

帷は、幕の類、帳は、ゆかをかこふ物、衾は、ふすま、褥は、しとね、華麗之物とは、何にてもはなやかに、うつくしきものを云、註樸素とは、素はすなほなり、陰陋とは、陰はせばきなり、藁薦は、わらごもなり、土墼は、するうつはもの、いまだやかざるを云、司賓は、賓客をつかさどる役人なり、在腰曰帶とは、腰にも経あれども、帶にかたどりたる物なれば、絞帶と共に帶と云なり、不安とは、常の事に安んぜざるを云、

男子無故不入中門、

故とは、さりがたきことを云、故なければいらざること、男女をわかつために、うたがひをさけてなり、

婦人不得輙至男子喪次、

句義上に同じ、註內外之辨とは、男女の別を云、

晉陳壽遭父喪有疾、

陳壽字は承祚、三國志作る者なり、

使婢丸藥、

婢は、侍女なり、喪次にて藥を丸せしむるなるべし、

客往見之、鄉黨以爲貶議、

貶は、おとしむるなり、鄉黨の人、此事を以て、陳壽ををとしめて、評議せしなり、

坐是沈滯、

沈滯は、しづみとゞこほるなり、この貶議のために沈滯して、ふりたつことあたはざりしなり、

坎坷終身、

坎坷は、車のゆきかぬる義なり、ついに身を終るまで坎坷して、志すこと皆とげざりしなり、

嫌疑之際、不可不愼、

正法の字義前章に見えたり、國に法度ありて、是等の罪あらはるれば、これをたゞすぞ、

此不復論、

こゝに又其罪を議論するに及ばずとなり、

○父母之喪、中門外、擇樸陋之室、

中門の外、大門の內なり、樸は、すなほにして、かざらぬ義なり、陋は、せばきなり、室は、へやなり、これをえらむとは、其所をえらみさだむるぞ、

爲丈夫之喪次、

丈夫は、をとこを云、周には八尺を丈とす、男子のたけ大かた周の八尺ある故に、丈夫と云なり、喪次は、喪室、喪に居る所を云、次は、やどりなり、門外に居ること、親の身の外にあることを、かなしみてなり、

斬衰寢苫枕塊、

斬衰は、服のはしぐを、たちめのまゝにて、まつはざるを云、斬は、きるなり、たつといはずして、きると云こと、其いたみきるか如くなればなり、母のためには齊衰なれども、略していはぬなり、凡そ衰服は、皆きはめてあらき生布にてつくる、いたみのふかくして、みにくゝなれる貌を、あらはすとなり、苫は、こもなり、これにいぬること、親の身の草にあることを、かなしみてなり、塊は、土をとりてかためたるを云、これを枕にすること、親の身の土にあることを、かなしみてなり、

不脫経帶、

経は、麻をふとくねぢりて、かしらにまく、これを首経と云、かなしみのをもきを、あらはすとなり、帶二つあり、一つには腰経なり、首経の如にして腰をまき、其はしをみだしたれて大帶にかたどる、二つには絞帶なり、麻をなはになひ、おびにして、革帶にかたどる、経帶をぬがずと云時は、喪冠喪服は、もとより皆よるひるぬがず、是かなしみをわするゝ時なきが故なり、

不與人坐焉、

者はなり、

可以肉汁及脯醢、

肉汁は、肉味のにしるなり、醢は、しゝびしほなり、

或肉少許、助其滋味、

滋味は、こきあぢはひなり、滋味はよく人をぎなふ、今肉汁脯醢の類を以て、素食をたすけ、滋味をつけて、補益の功をとるべし、

不可恣食珍羞盛饌、及與人燕樂、

盛饌は、さかんにうるはしきさかなゝり、燕樂とは、燕は宴と同じ、さかもりして、たのしむなり、たとひ疾あり、又は素食のくらはれぬ者なりとも、ほしいまゝに美食をくらひ、人と燕樂せざるべしと、是全く哀傷をわすれたることとなればなり、

是則雖被衰麻、

是とは、恣に美食をくらひ人と燕樂することを云、衰は、斬衰齊衰の喪服を云、麻はをなり、喪服には首經腰經といひて、かしらとこしとに、麻をまくなり、

其實不行喪也、

身には衰麻をきるといへども、信實は、心に喪の禮ををこなはぬなり、

唯五十以上、血氣既衰、必資酒肉扶養者、

常に酒肉の力をたのみにして、身をたすけ養ふ者はなり、

則不必然耳、

然とは、かくの如くなり、必上に云如くに、喪の禮を守らざれとなり、[註]權也とは、權は變なり、常法すぐさまにをこなはれざる時に、しばらく法を用かへて、道理の時宜にかなふるを權と云、若有疾と云より以下、皆禮の權なり、上の註の禮なりと云に對していへるなり、

其居喪聽樂、及嫁娶者、國有正法、

習俗之難變、

習俗は、ならひ來れる風俗を云、難變とは、今より變せんとすれども、變じかたきなり、

愚夫之難曉、

愚夫はをろかなるおとこなり、難曉とは、道理をさとさんとすれども、さとしがたきなり、

乃至此乎、

此とは、今之士大夫と云より以下をすべて云、云意は、五代より今までの間に、風俗甚ついえて、變じがたく、曉しがたくなれること、かゝるきはめに至れるかなとぞ、此三句即ちなげきの詞なり、

凡居父母之喪者大祥之前、皆

未可飮酒食肉、

註禮也とは、此段に云所は、禮義の常なるとぞ、

若有疾暫須食飮、

是より以下は又故あれば時のよろしきにしたがひて、しばらく禮義を用かゆることあるを云、食飮とは、肉をくらひ酒をのむなり、もし疾ある時しばらく酒肉を以て補養することあるは、喪によりて性命をそこなふこと、却て不孝なればなり、

疾止亦當復初、

復初とは、疾なき初のごとくに、喪の食を食することを云、

必若素食不能下咽、

必若とは、必かくの如ならばとぞ、いまだかくの如くならぬには、ゆるさゞる詞なり、素食不能下咽とは、いまだ疾をなさゞれども、腸胃の氣みはき故に、素食を口に入るれども、のみこまれざる者あるを云、

久而羸憊、

食すゝまざること久しく身體やせ、氣力つかるゝなり、

恐成疾者、

一定疾をなして、性命あやうかるべきことを、恐るゝ

す、

親賓則齎酒饌往勞之、

親は、親戚、賓は、賓客なり、饌は、さかななり、往は、喪家にゆくぞ、勞とは、其苦勞をなぐさむるなり、

主人亦自備酒饌、相與飲啜醉飽連日、

啜は、すゝる、醉は、えふ、飽は、あくなり、連日とは、いくかもつゞくるぞ、

及葬亦如之、

葬に及て、いたくかなしむべき時にも、亦醉飽すること、かくのごとし、

甚者初喪作樂以娛尸、

甚者とは、無禮の甚き者を云、樂は、音樂なり、尸をたのしましむるとて、初喪に樂をするなり、樂は吉事に用る者なれば、古は喪の間に樂をといむ、然るを初喪の時より用ること、甚無禮なり、

及殯葬、

殯葬すとは、殯したる棺を、あげて葬ることを云、

則以樂導輀車、

輀車は、喪車なり、棺をのするくるまを云、近世は輿を用れども、亦輀車と云なり、導くとは、さきだちてゆくぞ、

而號泣隨之、

號泣は、さけびなくなり、喪をとる者ども、號泣して輀車にしたがひゆく、是は禮なり、只此號泣する時に、樂を用ること無禮なり、

亦有乘喪即嫁娶者、

嫁は、よめいり、娶は、めとるなり、昏禮は嘉事なれば、古は喪の間に嫁娶せず、今喪によりて嫁娶すること、延引して其時を失はんことを恐れ、又は喪の內なればとて、禮儀を簡略にする便利あればなり、

噫、

なげく聲なり、

然る時はとは、上文の濇起が譏をうけて云、異事とは、俗に云いなことなり、猶とは、五代の時までもなをとぞ、溫公の時の宋の世は、五代のつぎにて、近きことなればなり、

是流俗之弊、其來甚近也、

流は流傳してつたはる義なり、風俗世にしたがひてかはること、次第にうけつたふる物なるによりて、流俗と云、弊とは、やぶれなり、云意は、流俗のやぶれついえて今のやうなること、其來歷甚近しとなり、溫公の時喪禮すたれて、人をこなはざる故に、かくいへり、

今之士大夫、居喪食肉飮酒、無異平日、

平日は、つねにして無事なる時を云、

又相從宴集、

宴は、さかもり、次は、あつまるなり、又人と共に相從て飮宴會集す、

靦然無愧、

靦然は、面をむけて人を見る貌なり、人と宴集をしながらしら〳〵として、はづかしく思はさるとぞ、

人亦恬不爲怪、

これを見きく人も、亦時の風俗なれば、これにやすんじて、いなこととも思はざるなり、

禮俗之壞、習以爲常、悲夫、

上文をうけて云、禮義の風俗やぶれたることを、世と共に相ならひて、常のことぞと思へることかくの如し、最かなしむべきぞとなり、

乃至鄙野之人、

乃至とは、初よりことを略して、直に終を云詞なり、こゝには上の士大夫の上等より、鄙野の下等をいひて、中等を略す、鄙野は、いやしくして、物をしらざる義なり、

或初喪未斂、

初喪は、人のはじめて死する時を云、斂は、かばねをつゝみおさむることなり、死して二日小斂し、三日に大斂

取とは、人をしてもとめとらしむるぞ、肥肉は、こえてなましき肉味なり、哺は、ほしし〻、鮓は、すしなり、

置竹筒中、

竹筒は、たけのつゝなり、

以蠟閉口、

蠟にて筒の口を封じて、人のひらかぬやうにしけり、

衣襆裹而納之、

衣襆は、ころもをつゝむ、ふくさものなり、納とは、わが方へをくりいれしむるなり、煬帝の放逸なるも、なをそのかみ無禮をはゞかれること、かくのごとし、註據國とは、煬帝の父楊堅、隋國により居て、ついに天下をとりしなり、

湖南楚王馬希聲、

湖南は、地の名、楚は、即湖南を云、王は爵、馬は姓、希聲は名なり、五代の梁の時、馬殷湖南により居て、楚王と稱す、希聲は其子なり、父の封爵をつぎて、又楚王と云、

葬其父武穆王之日、

武穆は謚、王は即馬殷なり、

猶食鷄臛、

臛はあつものなり、葬の日は、一入かなしむべきことなれども、此日だもなを雞をくらへば、餘の日は云に及ばず、

其官屬潘起譏之曰、

官屬とは、屬はつくなり、希聲が下につきたる官人なり、潘は姓、起は名、

昔阮籍居喪食蒸肫、何代無賢、

蒸肫は、むせるゐのこなり、何代無賢とは、詞をかへして、希聲をそしるなり、阮籍がやうなる賢人今もあり、いづれの代にも、賢人はあるものぞと云義なり、

註五代は、唐の末の梁唐晋漢周の五世を云、

然則五代之時、居喪食肉者、人猶以爲異事、

色は、顔色なり、

公當今不宜有此設、

公とは、義眞をさす、設とはそなへをく義なり、云意は、今親の喪に居る時にあたりて、此配食のそなへ、あるまじきことゝなり、

義眞曰、且甚寒、

今朝甚寒きほとに、これをとゝのふるとぞ、

長史事同一家、

長史は我とへだてなく、萬事一家に同じとなり、

望不爲異、

ねがはくは、これを異なことゝ、思はざれとなり、

酒至、

すでに酒をあたゝめて、もて來れり、

湛起曰、

起は、坐をたつぞ、

既不能以禮自處、

處すとは、事をはからひなす義なり、すでにわが事をも、禮義を以てえはからはずとぞ、

又不能以禮處人、

又人にあふても、禮義を以てえあしらはずとなり、かくいひて、たちさり、義眞が無禮にくみせざるぞ、[註]篡國とは、晉國をうばふなり、

隋煬帝爲太子、

隋は、楊氏の國號なり、煬は謚、帝名は廣、文帝の子なり、

居文獻皇后喪、

文獻は謚文帝のきさき、煬帝の母獨孤氏なり、

每朝令進二溢米、

每朝とは、每日なり、溢は、かた手ににぎるほどを云、父母の喪には、すでに殯して後、朝夕に各一溢の米を、粥にして食す、これ古の禮なり、煬帝此禮を守るやうに見せしめたり、

而私令外取肥肉脯鮓、

宜擯四裔、

四裔は、四夷を云、裔はもすそなり、四方のえびすの國は、中國のすそなればなり、云意は、流人にして、四夷の地にをひしりぞけてとぞ、

無令汚染華夏、

汚染とは、俗によごれしむと云義なり、華夏は、中國を云、華は文采の義、夏は大なり、禮文ある大國といふ義なり、中國の禮義の俗を、けがしそましめざれとなり、（註）晉司馬氏簒國之號とは、司馬氏世々魏の臣たりけるが、司馬昭が子司馬炎に至りて主君の國をうばひとりて、みづから帝位にのぼり、國號を晉と稱せり、

宋盧陵王義眞、

宋は、南朝の劉氏の國號なり、盧陵は地の名、王は爵、義眞は名、武帝の子なり、

居武帝憂、

武は謚、帝は義眞が父劉裕、憂は喪を云なり、

使左右買魚肉珍羞、

左右とは、左右に近くめしつかふ者を云、珍羞は、美食なり、珍は珍重の義、羞は肴なり、

於齋內別立廚帳、

齋は、今の書院の類なり、廚帳とは、廚はくりや、帳はとばりなり、齋の內にて、常に居る帷帳の外に、別に帷帳をかこひたてゝ、酒肉をとゝのふる、くりやとしけるなり、

會長史劉湛入、

長史は、國守をたすくる官の名、劉は姓、湛は名、字は弘仁、すなはち義眞につきたる長史なり、入とは、齋內に入て、義眞にまみえしとぞ、

因命臑酒炙車螯、

車螯は、はまぐりに似て、大なる物なり、劉湛が來るによりて、近侍の者に、酒をあたゝめ、車螯をあぶれといひつけて、劉湛と共に飮宴せんとす、

湛正色曰、

の喪に居て無禮なりし罪をせめて、すてゝ位にたてざるなり、註漢劉氏王天下之號とは漢の高祖劉氏にして天下一統の帝王となり、中國の總名を漢と號す、凡そ古より帝王の姓かはる時は國號をあらたむること、皆かくの如し、海昏侯とは、海昏は地の名、侯は爵なり、

晉阮籍負才放誕、

晉は、司馬氏の國號なり、阮は姓、籍は名、字は嗣宗、晉の臣なり、負才とは、わが文才を、負たのみにすることを云、放は、ほしいまゝなり、誕は、みだりなり、

居喪無禮、

阮籍母の初て死せる時に、碁をうちてやまず、酒をのみ肉をくらふ、この故に無禮と云、

何曾面質籍於文帝坐曰、

何は姓、曾は名、字は潁考、是も晉の臣なり、面とは、顔前と云義なり、文は、謚なり、帝は晉の君司馬昭なり、何曾阮籍が喪に居て禮なき罪を、文帝のまへにて、覿面にたゞしく云けるぞ、

卿敗俗之人、

卿は、きみと云義なり、阮籍をさしてて、敗俗とは、無禮を以て、風俗をそこなひやぶるなり、

不可長也、

不可長とは、長者としてあがめられずとなり、

因言於帝曰、

阮籍をせむるによりて、又其事を文帝にいひけり、

公方以孝治天下、

公とは、文帝をさす、其時になを晉公なればなり、文帝とは後の追謚なり、云意は、公今まさに孝道を以て、天下を敎化して、おさめらるゝとなり、

而聽阮籍以重哀飮酒食肉於公坐、

重哀は、おもきかなしみなり、親の喪をさして云、親の喪に居て酒肉を用る阮籍をゆるめ、公の坐中にをかるゝこと、然るべからずとなり、

はめぐるなり、

中月而禫、

中月とは、大祥より一日をへだてゝ後の月を云、これまで二十七月なり、禫は、其時の祭の名なり、註に詳なりし喪の終なり、

禫而飲醴酒、

醴酒は、ひとよざけなり、此時に、肉をも食するなり、

始飲酒者先飲醴酒、

喪をぬぎて、始て酒を飲時に、まづ醴酒を飲、孝子の心、いまだこき味を用るに、忍びざればなり、

始食肉者、先食乾肉、

乾肉は、ほし〳〵なり、句義上に同じ、

古人居喪、無敢公然食肉飲酒者、

公然は、おほやけに、をし出したる義なり、老人病者などの、喪の食にて、性命たもちがたき者などは、しばらく酒肉を用ることもあり、故なくして、公然と用る者はなし、註澹々然平安之意とは、澹々は、しづかなる義なり、これよりさきは、喪のかなしみによりて、心のやすき時なし、こゝに至りてわづかに澹々として、平安なるのみにて、いまだ盛なるこゝろなし、一宿は、一夜なり、醇厚は、こくあつきなり、

漢昌邑王奔昭帝之喪、

漢は、劉氏の國號なり、昌邑は、地の名、王は爵、名は賀、武帝の孫、昌邑哀王の子なり、昭帝昭は謚なり、名は弗、武帝の子、昌邑王の叔父なり、崩じて御子なかりしかば、昌邑王帝位をつぐべきになりて、昭帝の喪をつかさどらんために、國より都へわしりおもむかれけり、

居道上不素食、

道上は、都への道中を云、素食は、肉なき食を云、疏食水飲せずして肉食せられしなり、

霍光數其罪而廢之、

霍は姓、光は名、字は子孟、其時の大將軍なり、昌邑王

るをのぞきて、只一年服するを云、これ亦父母の喪につきては、重き服なり、疏食とは、疏はあらきぞ、食はいひなり、しらげざる米のいひを云、水飲とは、のみものに、只水を用ひて、酒醴醯醬の類を用ひざるなり、是も殯せざるさきには、二日食せず、殯してより後に、疏食水飲をもちふ、

不ㇾ食二菜菓一、

菜は、草木の食すべき物を云、菓は、草木の實を云、註下際は、しものきはなり、すそを云、

父母之喪、既虞卒哭、

虞は、三月にして葬て後の祭の名、卒哭は、虞後祭の名なり、卒は、をはる、哭は、なくなり、此時より朝夕の間に、時ならず哭することををへて、只朝夕ばかり哭するなり、其義みな註に詳なり、

疏食水飲、不ㇾ食二菜菓一、

齊衰の喪の殯後の如し、

期而小祥食二菜菓一、

期は、十三月にして歳ひとめぐりするを云、小祥は、其時祭の名なり、註に詳なり、

又期而大祥食二醯醬一、

又期とは、二十五月にして、歳ふためぐりするを云、大祥は其時の祭の名なり、醯は、すなり、醬は、此方の醬油みその類なり、註柔日は、乙丁己辛癸の日なり、剛日は、甲丙戊庚壬の日なり、えは陽、とは陰なり、陽はつよく、陰はやはらかなる故に、剛柔と云、陽はうごきて變ず、三虞して卒哭し、卒哭して祔す、喪の事うちつゞきて變ずる故に、みな陽にかたどりて、剛日を用るなり、はじめ柔日に葬て、其日に初虞し、次の柔日に再虞す、其禮いまだ變せざる故に、皆柔日を用るなるべし、以二魂氣無ㇾ所ㇾ不ㇾ之故三行二虞祭一以安ㇾ之とは、人死して尸をうづむ時は、魂氣無方にちりゆきて、よる所なき故に、祭り鎭めて靈座に安んせしむるなり、自ㇾ是哀至不ㇾ哭猶朝夕哭也とは、卒哭以前には、日ことに朝夕二度づゝ哭する外に、かなしむ意いできたる時は、いつともなく哭す、卒哭より後は、時ならさる哭をやめて、朝夕ばかり哭するなり、周年とは、周

世俗とは、世のならはしを云、猝は久くしてやぶるゝ義なり、

不可猝變、

にはかに變じて、古禮の如くにはしがたきなり、

若敦厚好古之君子、

敦厚は、皆あつきなり、近世の經薄の俗ならず、其心敦厚にして、古風を好む君子などはとぞ、

俟其子年十五以上能通孝經論語、

孝經論語には、成人の道をときつくせり、年十五以上にして、やうやく知慧いできて、此二書の文義に、よく通じてなり、

粗知禮義之方、

禮義は、即成人のすることなり、

然後冠之、斯其美矣、

冠禮の實義をしる時は、成人の事をば、せめをこなはせらるべし、故にかくの如くなる時は、それよからんとなり、

○古者父母之喪、

喪は、死者のために、服をきることなり、父のためには斬衰の服、母のためには齊衰の服みな三年也、

既殯食粥、

殯は、かりもがりなり、入棺して後に、西階の上に、穴をほりて棺を其内にすへ、外をかこひ、土にてぬりまはして葬るまでをくを殯と云、今は只棺を堂上の西に、かたよせてをくなり、いまだ入棺せざる間三日は、諸子みな物をくはず、殯して後に親戚のすゝむるによりて、始て粥を食す、されども只粥ばかりにて、其外の飲食を用ひず、

齊衰疏食水飲、

齊衰は、喪服の名、齊はまつふ義なり、服のはしぐのたちめを、まつひたるを、齊衰と云、まつはざるを、斬衰と云、衰は、衣のむねにぬひつくる物なり、これある故に、衣を衰と云、此齊衰は、母のために三年服す

近世以來、人情尤爲輕薄、

近き世よりこのかたは、人の情意尤輕薄にして、あつからぬなり、

生子猶飮乳已加巾帽、

巾帽は、士庶人の冠禮に、かうむる物なり、かどあるを巾と云、かどなきを帽と云、いまだ乳をのみやまぬみどりこに、すでに元服を加るなり、

有官者、

有官とは、其父祖朝につかふる者、君の恩澤子孫に及ぶ故に、みどりこの時より、それ〳〵の官位あることを云、

或爲之製公服而弄之、

上の之の字は、其子をさす、製すとは、つくるなり、公服は、官人のきる衣冠なり、弄之とは、公服を嬰兒にきせて、たはむれもてあそぶなり、

過十歲猶總角者、蓋鮮矣、

總角の義明倫の篇に見えたり、總角する者すくなきことは、十歲より内に、皆元服するが故なり、蓋とは、うたがひてさだめざる詞、大かたと云義也、

彼責以四者之行、豈能知之、

彼とは、嬰兒の冠する者をさす、

故往往自幼至長、愚騃如一、

愚騃は、皆をろかなり、如一とは、同前にしてかはらぬ義なり、

由不知成人之道故也、

冠禮は、是孝弟忠順の成人の事を、行ふべき道たることゝしらざるが故なり、註蔭襲とは、蔭は物のかげなり、襲はつぐなり、父祖のかげにて官を得て、ついに其位をつぐことを云、昔よりして此法あるを、明にて蔭襲と云、この故に如今之蔭襲也と云、

古禮雖稱二十而冠、

二十而冠すとは、即禮記内則の文なり、

然世俗之弊、

奉ずることは常にして、其情かなひやすし、死者に事ることは時節あり、其上尊嚴ならざれば、神明に通じがたし、この故に生に奉ずるよりも重んずべしとなり、[註]郷飲酒は、郷里のおさたる者、郷人をあつめて、酒宴することなり、士相見之禮は、士大夫の始て相見する禮なり、木主とは、神主を木にて作る故に、古人は木主ともいへり、奉ずとは、勸請する義なり、悽愴怵惕の字義、明倫の篇に見えたり、

人家能存得此等事數件、

存すとは、常々これを行ひて、すてざることを云、數とは、十にたらざるかずを云、件は、條目の義なり、人の家、六禮の間にをいて、此祭禮の大略のやうなる事數箇條を、よく存し得てあらばなり、

雖幼者可使漸知禮義、

家内の人に幼童ありと云ども、亦みならはせ、しならはせて、漸々に禮義をしらしむべきぞ、

○司馬温公曰、冠者成人之道也、

冠禮は、始て成人の事を行ふの禮なり、成人の事とは、即下に云四行なり、道は即其禮をさして云、

成人者、將責爲人子、爲人弟、爲人臣、爲人少者之行也、

成人とは、年をとなしくなりて、形體童子に異なるをしも云にあらず、人の子として親に孝し、人の弟として兄に弟し、人の臣として君に忠し、人の少として長に順なるは、成人の事なり、人必此四行を具へて而して後に人と成る、今此四行を以て、冠者にせめをこなはしめんとす、この故に冠禮を、成人の道と云、

將責四者之行於人、其禮可不重與、

四者の行は、即孝弟忠順の德行なり、

冠禮之廢久矣、

右の冠禮、すたれて世にをこなはれざること、すでに年久し、

ゝめざれば、自これを食せず、

時祭用仲月、

時祭は、四時のまつりなり、四時は天道のかはりめなる故に、必一度づゝまつるなり、仲月は、二五八十一の四仲の月を云、王侯の時祭には、孟月を用る故に、私家の時祭には、仲月を用ふ、

冬至祭始祖、

始祖は、元祖を云、大宗の祖なり、士大夫の家を以て云時は、其國里に始て來て、住所を定めたる人か、又は始て封地爵位のある人を云、始祖は宗族の始なり、冬至は十一月の中にて、一陽の生ずる始なれば、これにかたどりて祭るなり、

立春祭先祖、

先祖は、始祖より以下、高祖より以上の祖をすべて云、又始祖より以下の支子は、皆小宗の祖となる、其子孫の高祖より以上も、亦小宗の先祖なり、先祖を祭る時は、高祖より以上代々の祖を、皆あはせて祭るなり、先祖は宗族のひろまれる始なり、立春は正月の節にて、萬物の生ずる始なればこれにかたどりて祭るなり、

季秋祭禰、

禰は、父の廟なり、今の家廟は父祖一堂にあれども、古にしたがひて、亦父を禰と云、父はわが身を人となせり、季秋は九月なり、萬物の成る始なれば、これにかたどりて祭るなり、

忌日遷主祭於正寢、

忌日とは、親の忌日なり、遷すとは、勸請してうつすなり、正寢とは家の正中にある堂を云、家廟には歷代の主あり、只一位のみなり、わきて祭りがたし、この故に其忌日あたりたる主を、正寢に請ずるなり、是より以上は、六禮の內にて、祭禮の大略を云、

凡事死之禮、

死者につかふる禮は、祭禮を云、

當厚於奉生者、

奉生とは、親のいけるに奉養することを云、生者に

つり、天地山川をまつり、又常に飲食する時にも、先代の始めて飲食つくれる人をまつりて、而して後これを飲食するの類、皆これ本に報ずるの禮なり、豺は毎年九月にけものをとりてをきならべ、祭るかたちをして後にこれをくらふ、獺の正月に魚をまつるも、亦かくの如し、皆是飲食を祭るに似たり、この故に、本に報ずることを知と云、

今士大夫家多忽此、

此とは、本に報ずる禮をさす、今士大夫の祿位ある家にも、多くは此禮を輕忽す、それ人の靈なるを以て、けものゝ類にだも、しかざるべけんやは、

厚於奉養而薄於先祖、甚不可也、

親のいけるに奉養することの、あつくすべきことのみを知りて、先祖を祭ることに、うすくするは、甚然るべからぬことなり、〔註〕責成人とは、成人の者のすることをば、せめをこなはしむるなり、宗事の義、明倫の篇に見えたり、愼終とは、人の終をつゝしみおもんじて、亡者をあつくとりをさむることを云、追遠とは、亡者の遠きをゝひしたひ、誠敬をきはめて、神靈をきたすなり、講すとは、其義をあかすことぞ、

某嘗脩六禮大畧、

某とは、名にかゆる字なり、伊川本語には、自名を稱して頤といへるを、後の學者、其名をさし云ことをいみて、此字を以てかゆるなり、六禮とは、冠昏喪祭鄉飲酒士相見の禮なり、其大略を脩とは、其大節目をとりてをさめをこなふなり、

家必有廟、

廟は、祖先の神のいます所也、

廟必有主、

主は、神主なり、其制度、伊川文集に詳なり、家廟に父より高祖までの、四世の主をたてゝ祭るぞ、

月朔必薦新、

新きは、時のはつものなり、朔は一月の始なる故に、家廟に參禮して、時の新味をそなふ、いまだ家廟にす

委之庸醫、

委とは、まかする義なり、庸醫とは、庸はつねなり、世のつねにして、すぐれざるくすしを云、

比之不慈不孝、

比すとは、なぞらふる義なり、子として親の病をあつかふ者、不孝なるべきとは思はず、親として子の病をあつかふ者、不慈なるべきとは思はざれども、病は生死のかゝる所なるを、心をつくさずして、庸醫にうちまかせをくは、これを不慈不孝に比するなり、

事親者亦不可不知醫、

親につかふる者、醫術をしる時は、常々の奉養に心を用る所あり、病をあつかふ時に、庸醫にあやまられざるべし、この故に、親につかふる者、意得べきこと多きが中に、醫術をも、亦しらではあるべからざるなり、〔註〕付託は、つけあつらふるなり、醫不三世不服其藥と云意、明倫の篇に見えたり、

○横渠先生嘗曰、事親奉祭、

奉ずとは父祖の神靈に、つかふまつることなり、

豈可使人爲之、

自せずして、人にせさする時は、たとひ其事そなはるといへども、孝敬の誠よりいでずして、皆虚文なり、この故に必自これをとりをこなふべし、〔註〕葉氏は、平巖葉氏、名は、采、字は仲圭、宋朝の人、近思錄集解をつくれり、

○伊川先生曰、冠昏喪祭、禮之大者、

冠禮は、人と成る始、昏禮は、家をつぐ始、喪禮は、終りをつゝしむこと、祭禮は、遠きをしたふこと、これ皆禮の大いにして、むねとする所の者なり、

今人都不理會、

理會は、其義をあきらめて、其事を行ふ義なり、

豺獺皆知報本、

豺はやまいぬなり、獺は、かはをそなり、報本とは、根本をわすれずして、其恩を報ずるなり、人の祖先をま

となし、この故に、天下の父たる者皆慈父となり、子たる者皆孝子となりて、各其をりどころに、やすんじさだまれり、是は孟子の語なり、然るを羅仲素これを議論して、其義をあかされし、其詞下に見えたり、

只爲天下無不是底父母、

不是とは、非なるを云、底は、之の字の義にて、たすけ詞なり、仲素おもへらく、天下之爲父子者定れること、只天下にあしくして、つかへられざる父母、一人もなきに、きはまりたるがためなり、いまだ其父母の悦を得ざるは、父母のあしきにあらず、是子の孝の、いまだいたらざる故ぞとなり、

了翁聞而善之曰、

了翁は、陳忠肅公なり、仲素の議論を聞て、これをよしとほめてなり、

唯如此而後天下之爲父子者定、

此とは、天下無不是底父母と云議論をさす、云意は、そのかみの人、只如此論に思ひてこそ、天下の父子たる者は定りつれ、此外のことにては、定るべきやうなしとなり、

彼臣弑其君、子弑其父、常始於見其有不是處耳、

其有不是處の其の字、君と父とをさす、凡そ臣子として、君父をころす大逆も、大かた臣子たる者、わが忠孝の至らざることを思はずして、只君父のあしき所ありと見る、一念よりはじまるなり、〔註〕眞氏の説の意によりて見れば、凡そ臣子たる者、君父を非なりと見とがむる時、此一念をひるがへし、己を非なりとして、自とがめ、其忠孝のいたらざる所をさはむべし、若君父を非なりとし己を是なりとする一念を、其まゝとゞめをく時は、長じて後に大逆となる、然れば忠臣孝子となるも、亂臣賊子となるも、此一念よりわかる、甚おそるべきことなり、

○伊川先生曰、病臥於床、

人病ひありて、とこにつけるを云、

其故舊など來れる時の、賓客の奉養なり、酒殽の類を云、

當極力營辨、

營は、いとなむ、辨は、調法して用にそなふる義なり、いとなみもとめ、とりそなふべしとぞ、

務以悅親爲事、

とにもかくにも、親をよろこばしむるやうをのみ、つとめて其事としてなり、

不可計家之有無、

有無は、貧富の義なり、其營辨のためには、家の貧富をかんがへはからずして、力の及ぶかぎりにすべきなり、

然又須使之不知其勉强勞苦、

之とは、親をさす、勉强は、皆つとむるなり、勞苦は、苦勞なり、又其營辨のために、つとめくるしむことを、親のしられざるやうにいたすべし、

苟使見其爲而不易、

爲とは、營辨することを云、其營辨のたやすからざる體を、親に見せたらばなり、

則亦不安矣、

親の心も亦これに安んぜられまじきほどに、又其よろこびをえがたきなり、以上みな親の志を養ふの孝なり、

○羅仲素論瞽瞍底豫而天下之爲父子者定云、

羅仲素、羅は姓、仲素は字、其名は從彥、宋朝の人楊龜山の門人なり、瞽瞍は、舜の父の名なり、定とは、其所を得て、おちつく義なり、瞽瞍きはめて頑愚なりしかども、舜の至孝によりて、ついに其よろこびを、きはめいたせり、これによりて、凡そ人の子たる者、只わが孝をさへきはむれば、親のよろこびを、得ずと云ことなきことをしりて、皆よく父に孝をつとめけり、これによりて、其父たる者も、亦子をあはれますと云こ

雖所執皆是、猶爲不順之子、

所執とは、とりをこなふ所なり、不順は、したがはざるぞ、父母の命にさかふことを云、

況未必是乎、

わか志す所、いまだ必しも義にかなはず、是ならざるをば、わがまゝに行ふこと、大いに不孝なり、

○横渠先生曰、舜之事親有不悅者、

舜は其親につかへて、孝道をつくし玉へり、然れどもなほ親の心にかなはずして、よろこばれざる所あり、

爲父頑母嚚、不近人情、

頑嚚の字義、稽古の篇に見えたり、情は、意なり、其父母のこゝろざま、大抵の人情に近からずして、甚あしかりける故に、舜の大孝を以ても、なほよろこばれざる所ありしぞ、

若中人之性、

其愛惡若無害理、

父母たる人、大かた中の位のうまれつきのやうなればなり、

其愛する所、惡む所、人情に遠からずして、大かた義理を害するほどのこと、なきやうならばとぞ、

必姑順之、

必しばらくこれにしたがひて、さかふべからず、かくの如くならば、たれも皆其父母のよろこびを、得べきなり、

若親之故舊所喜、

故舊は、皆ふるきぞ、もとより相しりたる人なり、所喜とは、故舊の中にて、氣に入たる人を云、

當極力招致、

精力をつくして、まねきいたらしめ、しばしば親のおはるゝやうにすべきなり、

賓客之奉、

の道にして、家法の大端なり、

○凡子受父母之命、必籍記而佩之、

籍は、帳なり、佩は、身につくる義なり、記而佩之は、其命ぜられたることを、わすれざらんがためなり、

時省而速行之、

をこたりなく、時々其籍を見て、はやくをこなふべし、

事畢則返命焉、

返命とは、明倫の篇の復命の義と同じ、返詞することゝなり、其事を行ひをはる時は、必返詞して、事の終りを申せとなり、

或所命有不可行者、

不可行者とは、或はその事の義にたがひ、或は時のいきほひにさはりて、をこなはれざることを云、

則和色柔聲、具是非利害而白之、

其事の是と非と、利と害とを、つぶさにそなへのべて、父母に申すべし、

待父母之許、然後改之、

父母其申す所をゆるされて、さて後に、さきに命ぜられたることを、あらためて、よきやうにすべし、

若不許、

もし父母のゆるされぬ時なり、

苟於事無大害者、亦當曲從、

父母の命ぜらるゝ所、其義にをいて、大なる害なきことならば、委曲に父母の志にしたがひ、其まゝにてこれを行べし、

若以父母之命爲非、而直行己志、

直行己志とは、父母に申さずして、すぐさまに、わが志す所をこなふなり、

行者讓路、

讓路は、わかきはおとなしきをさけ、いやしきはたつときをさけ、かろき物もちたるは、おもき物もちたるをさけ、去る者は、來る者をさくる類なり、

耕者讓畔、

さいめの畔を相ゆづりて、互に田地ををかしうばゝず、

斑白者不負載於道路

斑白は、年おひて、かしらのなかば白き者を云、不負載とは、わかき者かはりて、おひいたゞくが故なり、

則爲禮義之俗矣、

上に云如くにせは、禮義の風俗となるべしとなり、註歲時は、歲且俗節の類を云、燕飲は、酒宴を云、孟子の語に善政は、善敎の民を得るにしかずといへるを、よき政は、民の身をおさむるばかりにて、よき敎の民の心を得るに、しかざるとなり、此諭文善敎なる故に、これをひけり、

右廣立敎、字義唯に前に見えたり、

司馬温公曰、

是より下は、明倫の義をひろむるなり、温公のこと前篇註見たり、

凡諸卑幼、

卑は、いやしきぞ、年わかく、品ひきゝ者をすべて卑幼と云、

事無大小、

大事小事によらずなり、

毋得專行、

わが思ふまゝに、をこなふことを得ざれ、

必咨稟於家長、

家長は、一家の尊長として、家事をつかさどり、親族をすぶる者なり、卑幼たる者、何事をも、必まづ家長にとひはかり、つげしらせて、後に行ふべし、是孝弟

夫婦有恩、
有恩とは、私情を以て妻をすてず、夫死して後、やもめを守るの類なり、
男女有別、
男は其妻あり、女は其夫ありて相みだれず、
子弟有學、
子弟たる者必學術ありて、道德禮義をたつとむ、
鄕閭有禮、
有禮とは、時節に往來して祝賀し、會席によはひをついづるの類なり、
貧窮患難親戚相救、
患難は、水火盗賊にあふことを云、親戚は、親族なり、
婚姻死喪隣保相助、
婚は、よめとり、姻はよめいり、死喪は死して喪のことあるぞ、隣保は、となりわたりを云、相助とは、互に財を通はし力を合せて、助成するなり、

無墮農業、
墮すは、をこたりすつる義なり、農桑は、民の本業なる故に、とりわきこれをつとめしむ、
無作盗賊、無學賭博、
賭は、かけものなり、すべてかけ勝負を云、博は、碁双六の類なり、
無好爭訟、
爭訟は、あらそひうつたへなり、公事ごのみをせざれとぞ、
無以惡陵善、
陵は、をかしあざむく義なり、惡きたくみを以て、善人の仁厚なるに乘じて、をかしあざむくことなかるべし、
無以富吞貧、
吞とは、かれをとりて、これにあはする義なり、とめる力を以て、人の貧窮なるに乘じて、其田業をのみあはすことなかれ、

おさめ、身をおさむるは、義理を己に存せんとなり、義理と私欲と、常に敵對して、勝負をなす、欲をとゞめざる時は、理を存することかたし、欲のしな多き中にも、飮食男女は、人の大欲なれば、學者の心をおさめ、身をおさむるには、此二つの欲にかつことを、親切簡要の工夫とす、もし此執着を、まぬかれざる者は、ついに理をほろぼし、惡におちて、ふたゝびすくふことを得ざるなり、

從古聖賢自這裏做工夫、

這とは、飮食男女をさす、此二つの欲は、聖賢といへども、まぬかれかたきことなる故に、皆此處について、工夫を用ひ、これを遠ざけ玉へるなり、

其可忽乎、

聖賢だにも、かくの如くなれば、學者に於ては、これをゆるかせにして、あなどるべきか、ふかくいましむべしとなり、註飮食男女人之大欲存焉とは禮運の語なり、存すとは、こゝにありと云義なり、一念の偏とは、一念のかたおちありて、其處におもきことを云、禹は夏の王、湯は、商の王、いづれも聖人なり、禹のことは論語に見えたり、湯のことは書經に見えたり、聲色とは、淫聲美色を云、

○古靈陳先生爲僊居令、

古靈は、村の名、陳は、姓なり、先生名は襄、字は述古、宋朝の人なり、僊居は、台州の邑の名、令は、守護人なり、

敎其民曰、

先生諭俗の文つくりて、其所の民に示す、こゝに其文をひけり、

爲吾民者父義母慈、

義は、よく義を以て、其家をたゞすことを云、慈は、よく其子婦を、いつくしむなり、

兄友弟恭、

兄は弟を友愛し弟は兄を恭敬す、

子孝、

よく孝を以て、父母につかふ、

るゝ所端莊に、事に應ずる所淸愼なるは、守る所ある者なり、我常にとりまもる所ありて、端莊淸愼なりや否やと云ことを、自みそなはして、かくの如くなる時は、ます／＼つとめ、然らざる時は、これをあらたむ、

臨事以明敏果斷辨是非、

明敏は、あきらかにさときぞ、果斷ははたしさだむるぞ、事にのぞむ時は、明敏にしてたちどころに其是非を見あかし、果斷にして、はやく其是非をわきさだむ、

又謹三尺、

三尺は、法律のことなり、古は三尺の竹ふだを以て、律令刑法をしるす故に、三尺と云、法律は政の緊要にて、民命のかゝれる所なれば、官にある者、最つゝしみを加へて、これをおろそかにせざるべし、

考求立法之意而操縱之、

法を以て人をたゞす時、其情人によりてことなる故に、一律を以てこれをさだめがたし、この故に、上より此法を立らるゝ本意を、よくかんがへもとめ得て、法意をうしなはざるやうをむねとし、さてよく人情をはかりもとめて、其とがむべきをとりて、これを刑にをき、或は其刑ををもくし、其なだむべきをゆるして、刑をかろくし、或は其刑をのがすべし、

斯可爲政不在人後矣、

斯は、則と云義なり、不在人後とは、人のあとにさがらじとなり、人よく上に云如くにせば、則官に居て、政をしつべく、其政をすること、世の人にをとるべからず、註寛は、ゆるきぞ、嚴は、きびしきぞ、

汝勉之哉、

之とは、下に云所の工夫をさす、深くいましめんとして、まづ此一句ををく、

治心脩身、

治心とは、立志立心の類皆是なり、脩身とは、行己臨事謹法の類皆是なり、

以飮食男女爲切要、

切はしたしき義なり、要は、かなめと云義なり、心を

必小人となるとなり、

○胡文定公與子書曰

公姓は胡、名は安國、字は康侯、文定は其諡、宋朝の名儒なり、

立志以明道希文自期待

志は、心のむかひゆく所なり、明道のこと前章に見えたり、希文姓は范、名は仲庵、希文は、字なり、文正と諡す、宋朝の名臣なり、明道は、十四五歳の時より、即聖人をこゝろざして、學ばれたり、文正公は弱年の比より即天下を治ることをわが職分と思へり、期待は、心あてゝまつことを云、即是志す義なり、二公を以て、自期待するは、即二公の人となりを以て、わが志を立る、あてどころとしてつとめて、其地位に至んとする時は、聖賢の徳業も、遠からぬなり、註寅寧宏は、文定公の三子の名なり、志者心之所之とは、心のさしてむかひゆく所と云義なり、程伯子とは、伯叔は兄弟の次第なれば、明道を程伯子といひ、伊川を程叔子と云、秀才は、學者のはじめてこゝろみられて、及第におもむく者を云、己任とは、わが身にかゝれる荷物と云義なり、

立心以忠信不欺爲主本

忠信はまことなり、詳に敬身の篇に見えたり、不欺は、あざむかざるぞ、忠信はおもてより云、不欺はうらより云、二つにあらず、爲主本とは、家のあるじ、木のもとの如くするなり、以忠信不欺爲主本とは、即眞實を以て、心を立る主本とすることを云、學者の心を立ること、まことを以て、主本とする時は、たとひすこしきあやまちありとも、なを聖賢の道にすゝむべし、もし實心なき人は、たとひ言行あしからずとも、ついに聖賢の道に入べからず、註心者身之主とは、心は此身の主人として百體をつかふ者なればなり、按ずるに、立志とは、わが心に、必いたらんとするあてどころをたてをくことを云、立心とは、わが常に心に存し、事にまじはるおもむきをたてさだむるを云、

行己以端莊清愼見操執

行己は、わが身をおさめをこなふなり、端は、たゞしく、莊は、をごそかなり、清は、いさぎよく、愼は、つゝしむなり、操執は、皆まもることなり、容にあらは

而使勞己之力、費己之財

勞すとは、苦勞するなり、

如此而不爲君子、猶可也、

如此とは、力を勞し、財を費すことを云、これゆへに君子とならざるは、なをいはるべき所なり、

不勞己之力、不費己之財、

君子となることとは力を勞せず、財を費やさず、

諸君何不爲君子、

かくの如くならば、何ぞ君子とはならざる、

鄕人賤之、父母惡之

鄕人は、其さとびとを云、之とは、君子となることをさす、下同じ、

如此而不爲君子、猶可也、

句義上に同じ、

父母欲之、鄕人榮之、

鄕人これをたつとみて、其人の面目あることとす、

諸君何不爲君子、

句義上に同じ、

又曰、言其所善、

口に云ことの中にて、其よき所のものを云なり、

行其所善、思其所善、

句義皆上に同じ、

如此而不爲君子、未之有也、

君子小人のしな、口に云こと、身に行ふこと、心に思ことと、此三つを以てわかつ、凡そ人君子とならんとせば、必此三つを皆善ならしめよ、かくの如くにして君子とならざることとは、あるまじきとぞ、是即力を勞せず財を費さずして、君子となるの故なり、

言其不善、行其不善、思其不善、

如此而不爲小人、未之有也

小人とは、德義なき者を云、句義皆上に同じ、上に云君子となることの、うらちがひなることをすれば、亦

良善は、よき人なり、釁隙は、あだかたきなり、

犯刑憲如飲食、

刑憲は、刑罰の法度なり、如飲食とは、このみてあまなふなり、私欲にのぞみかゝりては、刑法ををかしても、これをすることを云、

小則隕身滅性、

其わざはひ、すこしきなる時は、此身をうしなひて、性命をほろぼす、

大則覆宗絶嗣、

覆すは、うちあけて、皆うしなふ義なり、嗣は、よつぎなり、其わざはひ、大いなる時は親族をほろぼして、子孫をたやす、是不善をする者は、災禍必これにしたがふ、この故に凶人と云、

或曰不謂之凶人、則吾不信也、

句義上に同じ、

傳有之曰、

傳は、書經の泰誓の篇をさす、之とは、こゝに引所の語をさす、

吉人爲善、惟日不足、

惟日不足とは、ひねもす善をして、なをあきたらぬなり、

凶人爲不善、亦惟日不足、

句義上に同じ、

汝等欲爲吉人乎、欲爲凶人乎

汝は子孫をさす、上文すでに吉凶禍福の、明驗をのべて、こゝに子孫をして自此二つをえらましむ、これをいましむること親切なり、

○節孝徐先生訓學者曰

先生姓は徐、名は積、字は仲車、節孝は其謚、宋朝の名儒なり、學者は、弟子をさす、

諸君欲爲君子、

諸君は、弟子をさしなべてさし云詞なり、君子は、徳行成就する人を云、

と云故をとく、非禮の義、敬身の篇に見えたり下同じ、

耳不聽非禮之聲、口不道非禮之言、足不踐非禮之地、人非善不交、物非義不取、

得る所の物、とるべき義にあらざれば、これをとらず、

親賢如就芝蘭、

芝蘭は、皆にほひある草なり、賢人にちかづくこと、香草によりつくが如く、眞實にこれをこのむ、

避惡如畏蛇蝎、

蛇蝎は、皆人をさす蟲なり、惡人をのがるゝこと、毒蟲ををそるゝが如く、眞實にこれををそる、是即善をする者のことにして、百祥皆これに本づく、この故に吉人と云、

或曰不謂之吉人、則吾不信也

人或はこれを吉人なりといはずとも、吾はまことゝせずして、必吉人なりと云べし、

凶也者、語言詭譎、

凶也者とは、凶人とはとなり、是より下、不善人を凶人と云故をとく、語言は、云ことばなり、詭譎は、いつはりなり、

動止陰險、

動止は、身のうごきしづまるを云、陰は、ひそかなるぞ、險は、ふかくして、はかられぬ義なり、すべて身のふるまひ、明白正大ならざるを云、

好利飾非、

好利は、財利をこのむなり、飾非は、己が非義なることを、おほひて、よきやうにするなり、

貪淫樂禍、

貪淫は、淫欲をむさぼるなり、樂禍は、人のわざはひを見て、たのしむなり、

疾良善如讐隙、

は、たかくあらはなり、總括は、すべくゝるなり、

○康節邵先生、戒子孫曰、

先生姓は邵、名は雍、字は堯夫、康節は、其謚、宋朝の名儒なり、

上品之人、不教而善、

上品は、上のしなゝり、人のむまれつきを三品にわかちて云時に、上品なる人は、敎へざれども、をのづから善なり、

中品之人、教而後善、

中品なる人は、敎によりて而して後に善なり、

下品之人、教亦不善、

下品なる人は、敎ても亦ついに善ならず、

不教而善、非聖而何、

非聖而何とは、一定これ聖人なりとぞ、

教而後善、非賢而何、

賢は、賢人なり、句義上に同じ、

教亦不善、非愚而何、

愚は、愚人なり、句義上に同じ、註氣質之性の義、前章の註に見えたり、天地之性とは、天地自然の理、人の氣質の内にあるを、氣質にかけずして云なり、初無少異とは、天地之性は、聖人愚人のかはりなく、皆善なることを云、奮然は、ふりたつ義なり、用力於善とは、力を用て善をするなり、此註は、本文の詞の外の意をとく、

是知善也者吉之謂也、

是知とは、上に云詞をうけて、これによりて、又知り得たりと云義なり、善をする時は、吉祥これにしたがふ、これによりて善人とは、即吉人と云ことぞと知なり、

不善也者、凶之謂也、

不善をする時は、凶禍これにしたがふ、これによりて不善人とは、即凶人と云ことぞと知なり、

吉也者、目不觀非禮之色、

吉也者とは、吉人とはとなり、是より下、善人を吉人

灼灼園中花、

灼灼は、さかんなる義、園はそのなり、

蚤發還先萎、

他にさきだちて、開ける花は、又他にさきだちてしぼむ、

遲遲澗畔松、

遲々は、ゆるやかなるぞ、澗畔はたにのほとりなり、松のおひたつこと、ゆるき故に遲々と云、

鬱鬱含晩翠、

鬱々は、しげりたる貌なり、晩はくれなり、翠は、みどりなり、歲くれて、萬木かるゝ時までに、みどりの色をふくむなり、物盛なればと云より以下の八句は、人物の常の道理をのべ、范杲が盛衰の理をしらずして、只はやくすゝまんとのみすることを、いましむるなり、

賦命有疾徐、

疾ははやく、徐はをそきぞ、人の生るゝ初に、天より命をしきくばること、定りありて、富貴を得ること、はやきもあり、をそきもあり、

青雲難力致、

青雲は、あをぐもなり、官位のたかきことを云、致すは、こなたへいたらしむるなり、高位は人の力を以て致しがたし、此二句は、富貴の定命あることを云て、范杲をさとすなり、

寄語謝諸郎、

寄すとは、物を人につげあたふる義なり、語は、此詩をさす、謝すとは、陳じてのがるゝ義なり、郎は、おのこなり、范杲等をさす、此詩をつかはして、諸郎の求る所をいひほどくなり、

躁進徒爲耳、

徒爲は、むなしくするなり、天命にまかせずして、にはかにすゝみのぼらんとするは、たゞに力をついやすのみにして、これを得ることなかるべしとぞ、此二句は、物盛なればと云より以下の段々の意を、ひきくゝりて、戒をなせり、顯名位は、名聞官位なり、高顯

爾曹當レ憫レ我、
なんぢら、わが位のたもちがたくして甚憂畏すること を、あはれむべし、

勿レ使レ增二罪戾一、
戾も、つみなり、我をあはれまずして、反て秩をのぼさんことを求て、わが罪をまさしむることなかれとぞ、わが權勢をたのみて、みだりに子弟の官をすゝむること、罪あればなり、

閉レ門斂二蹤跡一、
蹤跡は、足のあとなり、これを斂めよとは、いでありくこと、なかれとなり、云意は、なんじら、我をあはれみて、我と共に憂畏をいだき、門をとぢ、跡をかくし常にひきこもり居て、みだりに外にいで、人にまじはること、なかれとなり、

縮レ首避二名勢一、
名勢は、名聞威勢なり、名勢の身にいたらざるやうに、首をしゞめてのがれさけよとなり、

勢位難二久居一、
權勢高位は久しくをりがたき物なり、

畢竟何足レ恃、
畢竟は、ついにと云義なり、富貴は常なき物なれば、ついにたのむにたらず、

物盛則必衰、
萬の物、盛なる時は、必衰へにのぞむ、

有レ隆還有レ替
人の身の上も、をごりてさかふることあれば、必又おとろへてすたることあり、

速成不二堅牢一、
堅牢は、かたきなり、はやく成就する物は、必かたからず、

亟走多顚躓
顚は、たをる、躓は、つまづくなり、はやくはしりてすゝむ者、多くは顚躓のあやまちあり、

奉身とは、其身に奉養することを云、衣食器用の類なり、華は、かざる、侈は、をごるなり、

肥馬衣輕裘、

肥馬は、こえたる馬、輕裘は、かろきかはごろもなり、肥馬にのり、輕裘をきるは、即華侈をこのむの一端なり、

揚揚過閭里、

揚々は、うき〳〵として、志を得たる貌なり、閭里は、さとなり、揚揚として、里の人中をとをりて、榮華をかゝやかす、

雖市童憐、

憐は、愛する義なり、市のちまたの、わらはべなどは、これを見事として、愛するなり、

還爲識者鄙、

識者とは、識はしるなり、道をしる者を云、還てよき人の、いやしまれ者となるなり、

我本羇旅臣、

羇旅は、よるなり、寄宿のことを云、魯公は周より、宋にわたりて仕へ、宋の舊臣ならざる故に、覊旅の臣と云、

遭逢堯舜理、

理は、おさまるぞ、堯舜の如く、おさまれる世に、あふことにあたれるとなり、堯舜は異姓にして、御位をゆづりうけ玉ふ、宋の太祖は、をして周の恭帝のゆづりをうく、然れども、時の君なれば、ほめて堯舜に比す、

位重才不充、

宰相なる故に、位重しと云、才不充とは、才能其職位ほどに、みちたらぬなり、

戚戚懷憂畏、

戚々は、即憂畏する意なり、戚々然として、常にわが身の罪を得んかと、うれへをそるゝ心をいだくなり、

深淵與薄氷、蹈之唯恐墜、

深淵薄氷の義、稽古の篇に見えたり、是憂畏の甚しきことを云、

籧篨は、むねのはれて、うつむかれぬ病の名なり、戚施は、せのかゞみて、あをのかれぬ病の名なり、古衛の宣公、みぐるしきわざありけるを、時の人これをにくみて、詩をつくり、宣公を此二つの病ある者にたとふ、其詩は邶風の新臺の篇なり、こゝに引意は、人に承奉せられて、意氣昂々たる者の、體たらく、まことの貴人の如くならずして、みぐるし、この故に、古人もみぐるしき者を、籧篨戚施にたとへて、これをにくめるとなり、註傴胸は、むねはれて、かめのはらのごとくなる病なり、俗には、鳩胸と云、駝背は、俗にせむしと云病なり、其背たかくして、駱駝の背の如くなり、態はかたちなり、

擧世重游俠、

游俠の義、前章に見えたり、世にこの風を重んずるなり、

俗呼爲氣義、

游俠の徒、身をかろんじて、人にしたがふ、この故に、世俗にこれを氣力あり、義志ある者と、よびならはす、

爲人赴急難、

急難にわしりて、これを救ふ、是即氣義なり、

往往陷囚繫、

往々は、多くはと云義なり、囚繫は、とらはるゝぞ、籠舍の義なり、

所以馬援書、

馬援が書は前章に見えたり、

殷勤戒諸子、

殷勤は、委曲にしてねんごろなる義なり、氣義は、友に交る正道にあらざる故に、これを以諸子を戒む、馬援は姪を戒むれども、姪も子のたぐひなれば、諸子と云、

擧世賤淸素、

淸は、すゞしきぞ、儉約なる義なり、素は、すなほにして、かざらぬ義なり、世の人これを賤しきこととす、

奉身好華侈、

は、出來る義なり、朋友の交り、道義を以て、相あふにあらざる外は、皆權勢便利につく交りなり、この故に、一言かなはざることあれば、忿怨の氣出來ることやすし、

風波當時起、

風波は、かぜなみなり、忿怨の氣にたとふ、當時とは其時にあたりてぞ、即時の義なり、當時起とは、即容易生の意なり、

所以君子心、汪汪淡如水、

汪汪は、ふかくひろき貌なり、淡しとは、うすき義なり、汪々は其氣象を云、淡は其意味を云、水は其淡きにたとふるなり、君子の心體ほがらかにして、おほやけなる故に、汪汪たり、其人にまじはること、愛ふかく、情あつしといへども、私愛偏執する者に比すれば、あはきこと水の如し、この故に、其交かたくしてかはらず、是禮記に、君子之交如水、君子淡以成とあるによりていへり、〔易〕は、周易なり、此語繫辭傳に見えたり、記は、禮記なり、此語表記の篇に見えたり、淡以成とは、友にまじはる心あはき故に、久しく其交り成就して全きなり、甘以壞とは、あまくして、はやくそこぬるなり、

擧世好承奉、

承奉は、つかふまつるなり、へつらひて、あがむることを云、人の己を承奉することを好なり、

昂昂增意氣、

昂々は、あがるなり、たかぶりたる貌を云、增意氣とは、志意氣色をさかんにすることを云、

不知承奉者、以爾爲玩戲、

爾は、承奉をこのむ者をさす、玩戲は、もてあそび、たはむるゝなり、凡そもてあそび、たはむるゝ物は、目をよろこばしめ、心をたのしめんがために、これをたつとむ、人の承奉する者も、をのが身を利せんがために、これをうやまふ、眞實にうやまふにはあらず、是其人を以て、玩戲の具とす、然れども承奉を好む者、これをしらぬなり、

所以古人疾、籧篨與戚施、

樞は、戸ぼそなり、とびらのほぞの、まはる所を云、機は、弩の弓の、つるをひきかけて、矢をはなつ、あやつりなり、これ易に言行君子之樞機、樞機之發榮辱之主也とあるを、ひけるなり、戸のあけたては樞により、弩のはりゆるめは機による、人の禍福と榮辱とは、皆いひだすことによる故、ことばを以て、樞機に比す、云意は、もし其云所をつゝしまずばとなり、

災-厄從レ此始、

災は、わざはひなり、厄はくるしみなり、すべて禍辱をさす、此とは、言をさす、これ福榮のよる所をいはず、只禍辱の始る所をいひて、戒をたるゝなり、

是-非毀譽閒、

是非は人を是とし非とするなり、毀は、そしるなり、人の惡をあらはすこと其實よりもすぎたるを云、譽はほむるなり、人の善をあらはすこと其實よりもすぎたるを云、云意は、人を是非毀譽する中よりしてとなり、

適足レ爲ニ身累一、

身累と云も、亦禍辱をさす、まさしく身の累をなすに、事たれりとぞ、此二句は、災厄の口語より始ることをのぶるなり、註開闔は、ひらきとづるぞ、張弛は、はりゆるむるぞ、榮はさかへなり、

擧レ世重ニ交-游一、

擧レ世とは、世の人皆と云義なり、交游は、まじはりあそぶなり、游は相したがふ意にとる、友の交りを、重んずるなり、

擬レ結ニ金-蘭契一、

擬すとは、はかるなり、金蘭の契とは、易に二人同レ心、其利斷レ金、同心之言、其臭如レ蘭と云語によりて云、二人心を同くする時は、其相むかふこゝろばせとぎて、いきほひ金をもたちきるべきほどなる故に、外より其間をへだてられず、又同心なる者の相云こと、蘭の香のよくきこふるが如く、其心に入りやすきなり、かくの如なる、深き契合を結ばんとはかるなり、

忿-怨容-易生、

忿怨は、いかりうらむるなり、容易は、たやすきぞ、生

とは、達はふさがらず、なつまざる義なり、東晋の胡母輔之等八人、皆曠達にして、酒をこのんで、相まじはりける故に、時の人稱して八達と云、

千載穢青史、

載は、としなり、史は、事を記す書なり、古は竹をあみつらねて書とす、竹の色青し、後世には紙を用れども、なを古を存して、青史と云、當時八達と稱して、記しつたふれども、人倫の禮法なき故に、名教を以てたゞす時は、皆罪人なり、この故に、千歳の後の世までも、其姓名とゞまりて、史冊をけがらはすなり、〔註〕都江南とは、江と云川より南に其都をつくる、今南京なり、酣飲は、酒にのみいりたることを云、爲曠達とは、自曠達なりと思へるなり、

戒爾勿嗜酒、狂藥非佳味、

狂藥は、酒のことなり、酒はよく心性をみだる故に、古の人これを狂藥と云、人をくるはしむる藥なり、佳はよきぞ、狂藥なれば、よき品味にあらず、

能移謹厚性、

謹は、つゝしむ、厚はあつし、

化爲凶險類、

凶は、あしゝ、險はあやうし、謹厚を移して、凶險に化す、

古今傾敗者、

傾は、かたぶく、敗は、やぶるゝなり、酒によりて、身をうしなひ、家をほろぼすことを云、

歴歴皆可記、

歴々は、物數分明なる義なり、可記とは、おぼへらるゝと云義なり、〔註〕傾覆は、かたむきくつがへるなり、喪敗は、ほろびやぶるゝなり、

戒爾勿多言、

多く物云ことなかれ

多言衆所忌、

口きゝて、物多く云者は、諸人のいみにくむ所なり、

苟不愼樞機、

相鼠茅鴟は、皆詩の篇の名、相鼠は詩經鄘風にあり、人の禮なきをそしれり、茅鴟は其詞つたはらず、されども此詩をうたひて、人の不敬をそしれること、左傳に見えたり、

宜鑑詩人刺

鑑むとは、てらしみるなり、詩人は、此詩の作者なり、此詩人のそしる所を以て、我身をてらしみて、ふかくいましむべし、註相鼠有體とは、體は支體なり、鼠は小獸の、けがらはしき者なれども、なを四體の分ありて、其儀文そなはるなり、人而無禮とは、人の貴きを以て、反て禮儀なき者を云、胡不遄死とは、ふかくいやしみてなり、

戒爾勿放曠、

放は、ほしいまゝなり、曠は、をろそかなり、すべて愼密ならざる義なり、

放曠非端士、

端は、たゞしきぞ、端正の士にあらず、

周孔垂名教、

周孔は周公孔子なり、名教は、人倫の敎なり、君臣の義父子の親には、忠禮孝慈の實事ありて、君臣父子の名分みだれざる故に、名教と云、餘のことも皆これに同じ、二聖此敎をたれて、人に示させ玉ふ、萬世のたつとむべき所なり、

齊梁尚清議、

齊梁は、皆南朝の國號なり、尚は、このむ義なり、淸議とは、議はかたる義なり、老子莊子が、淸虛の談論を云、老莊が道、名分禮法を以て、人のつくれるいつはりとして、これをすて、淸淨虛無にして、きよくむなしき所を以て、天道の自然としてこれをたつとむ、此風俗、晉よりはじまりて、南朝にをよび、齊梁の世までも、これをこのむなり、

南朝稱八達、

南朝は江南の朝廷なり、東晉より、宋齊梁陳までを南朝と云、北朝の魏梁齊周と、天下をわけもちしなり、此南朝は東晉をさす、稱すとは、ほむる義なり、八達

道は、道德義理を云、藝は、六藝の文を云、

嘗聞諸格言、

格言とは、格は法なり、人の法式とする、古人のことばなり、

學而優則仕、

學で而優は、其學ぶ所のこと、みちたりて、いとまあることを云、此時に至りて出てみやづかふべし、是即子夏の格言なり、然る時は、學でいまだ優ならざる時は、いまだつかへざるべきなり、

不患人不知、

人の己を知らずして、すゝめあぐる者なきことを、うれへざれ、

惟患學不至、

唯學術の、其極處に至らざることをうれへよ、蓋し學すでに至れる時は、人必これを知て、必すゝめあぐる故に、求めざれども、祿をのづから至る、是即祿を求るの道なり、註餘力は、いとまある義なり、子夏は、孔子の弟子、卜商か字なり、其說論語に見えたり、

戒爾遠恥辱、

耻は、わがはづるなり、辱は、人にはぢしめらるゝなり、云意は、耻辱をとることに、とをざからんとならばなり、

恭則近乎禮、

恭すとは、人をうやまうぞ、近乎禮とは、其うやまう所、禮節にあたるやうにするなり、是論語に恭しうして禮に近づく時は、耻辱に遠ると云、有子の語をひけり、然れども、論語の近乎禮と云意は、よく禮節にかなひて、すぎもせず、及ばずもあらざることを云、こゝに引意は、唯禮節の如くに、よく恭敬を致して、無禮不恭ならざれとなり、

自卑而尊人、先彼而後己、

凡その事、皆人を先にして、己を後にせよ、此二句、即恭敬を致すことなり、

相鼠與茅鴟、

魯公范杲が求めの、理にあたらざることを、詩につくりて、これをさとせり、

其略曰、

詩の本文ながき故に、こゝには朱子其大略をあげられたり、

戒爾學立身、

みづから身を立る道を、學ばんとならばなり、范杲陞進の望ある故に、まづ立身干祿の道を以て戒む、

莫若先孝弟、

百行の中にも、孝弟を先として、よくこれをつとむるに、しくことなし、

怡怡奉親長、

是より孝弟の道をとく、怡々は、よろこばしきぞ、奉ずとは、つかふまつるなり、親に孝あり、長に弟あることを云、

不敢生驕易、

驕は、をごるなり、易は、あなどるなり、親長に對して驕慢の氣を生ぜざれ、○按ずるに、よく孝弟なる者は、其心和順なる故に、親長は云に及ばず、いづれの人をも、皆あなどりをかすことなし、

戰戰復兢兢、

戰々は、をそれをのゝく意、兢々は、いましめつゝしむ意、凡のこと、孝弟にたがはんかと、をそれつゝしむ心ふかし、

造次必於是、

造次は、いそがはしき時と、かりそめなる時とを云、是とは、孝弟をさす、造次の時は、物ごと粗略になりやすし、かやうの時にしも、心に思ひ、身になすわざ、必孝弟の道にしたがひて、しばらくも、とりうしなはざれとなり、◯急遽は、いそがはしきぞ、苟且は、かりそめなり、

戒爾學干祿、

俸祿を求る道を、學ばんとならばなり、

莫若勤道藝、

莫不由祖先忠孝勤儉以成立之、

先は、父をさす、名門右族を成し立ること、必其父祖の君に忠あり、親に孝あり、業をつとめ、用をつゞまやにしつるに、よりてなり、

莫不由子孫頑率奢傲以覆墜之、

頑は、をろかなり、率は、率爾にして、かろきことを云、奢は、をごる、傲は、ほこる、覆は、くつがへす、墜は、くづすなり、名門右族を覆し墜すこと、必其子孫の頑劣輕率にして、富にをごり、勢にほこるによれり、

成立之難如升天、覆墜之易如燎毛、言之痛心、

我今このありさまを、いひつゞくれば、其あやうく、なげかしきを思ひて、むねいたくなるとなり、

爾宜刻骨、

此戒を、骨にゑりつくるが如く、深くおぼえ入れて、わすれざれとなり、〔註〕劣は、をとるなり、銘ずとは、器に銘をゑりつくる義なり、語加切とは、骨に刻むべしと云こと、即上文の深く誌すべしと云意にて、語意ひとしほ親切なることを加るなり、

○范魯公質爲宰相、

范は姓、質は名、字は文素、魯國公に封ぜらる、宰相は、政をつかさどる者を云、魯公はじめ五代の末の周につかへて、宰相となり、後に宋につかへて又宰相となる、是は宋朝にてのことなり、

從子杲嘗求奏遷秩、

從子はをひなり、杲は其名、魯公の兄の子なり、秩は、官職を云、求奏遷秩とは、天子に奏聞してわが官職をのぼされよと、魯公にこひもとむるぞ、

質作詩曉之、

以勤事爲俗流、

事は、職事家業を云、爲俗流とは、流はともがらの義なり、世俗のならはしとして、これをいやしむ、

習之易荒、

荒は、をこたりながるゝことを云、

覺已難悔、

をくれて、これをさとれども、心すでにすさみたる故に、ふたゝびかへすことなりがたし、註宴樂は、安樂なり、高尙は、皆たかきぞ、

其五、急於名宦、

名宦とは、宦はみやづかへなり、名のかくれなき、官職あるを云、これに急なりとは、これを求ること急なるぞ、

匿近權要、

匿近とは、ひそかにしたしみよることを云、權は權柄をとる義、要は、簡要の事に、あづかる義なり、すべき職おもく、いきほひつよき人を云、名宦に急なる故に、かやうの人によりちなみて、すゝめあげられんことを願ふなり、

一資半級、雖或得之、

資も級も皆位の品を云、たとひ權要にちかづきて一等半階を得てすゝめどもなり、

衆怒群猜、

衆群は、皆もろ〳〵なり、才德もなくして、官にすゝむ故に、諸人にいかりうらみらる、

鮮有存者、

存すとは、たもちてある義なり、此官位を、ながくたもつ者すくなし、註奔競は、わしりあらそうなり、世間にはしりまはりて、威勢をあらそうことを云、顯仕は、あらはにて、かくれなきみやつかへと云義なり、

余見名門右族、

余はわれなり、名門は、名ある家門なり、右族は、たつとき宗族なり、古人は左をいやしめ、右をたつとむが故なり、

佞己者悅之、

悅でこれを愛す、

唯樂戲談、

戲談とは、戲はたはむれ、談はかたるぞ、ざれたるものがたりなり、

莫思古道、

莫思とは、こゝろかけぬなり、

聞人之善嫉之、聞人之惡揚之、

揚とは、あげてひろぐるぞ、

浸漬頗僻、

頗は、かたむく、僻は、ひがむなり、偏頗邪僻のことに常々ひたりそむ、

銷刻德義、

銷は、金をとろかす義なり、刻は、きざみへらすぞ、我にある道德義理を、自けしつぶすなり、

簪裾徒在

簪は、かんざし、裾は、もすそ、衣冠のいひかへなり、衣冠むなしく身にありともとなり、

斯養何殊、

斯は、たきゞわる者、養は、かまかしく者なり、貴けれども、不德なる人は、奴僕の輩に同じ、謳播は、ちらしひろぐる義なり、偏は、かたよる義なり、漸染は、ひたりそむなり、斲喪は、けづりほろぼすなり、

其四、崇好優游、

優游は、優々として、のどかに、ゆたかなることを云、これを崇とは、最上のことゝする義なり、

耽嗜麴蘖、

耽嗜は、皆このむなり、麴は、かうぢ、蘖は、もやし、皆酒つくる物なり、こゝには唯酒のことを云、

以啣杯爲高致、

啣杯は、酒をもてあそぶなり、爲高致とは、高は向上なる義、致はおもむきなり、高士の風として、これをたつとむ、

其一、自求安逸、

安逸は、やすきなり、身の安樂なることのみを求るなり、

靡甘澹泊、

靡甘とは、あましとしてこのまず、くるしみてきらふなり、澹泊の字義上章に見えたり、

苟利於己、

苟とは、是非をたゞさずして、あからさまにすることなり、利於己とは、わがたよりよきやうにするを云、安逸につき、澹泊にとをざかるの類、みな己を利することなり、

不恤人言、

人の己をいひそしることを、うれはしく思はざるなり、註勤儉とは、勤はつとむるなり、業をつとめ、用をつゞまやかにすることを云、按するに、自安逸を求るは、不勤なり、澹泊に甘んぜざるは、不儉なり、

其二、不知儒術、

術は道なり、

不悅古道、

古人の道德をこのまず、

懵前經而不耻、

懵は、無知なる義なり、前聖の經書にあふ時は、懵然として、其義をしらず、しかれども、これをはづかしく思はざるなり、

論當世而解頤、

解頤とは、くちわきをひらきて笑ふことを云、みだりに當世のことを評論して、人と共に笑ひたはむるゝなり、

身既寡知、惡人有學、

わが身の知識すくなきのみならず、人の學術あることをそねむ、

其三、勝己者厭之、

勝己とは、才能己よりまされるを云、

意與歳去、
わが道を求る志意は歳月とゝもにすぎさる、
遂成枯落、
枯は、かるゝ、落は、おつるなり、草木の枯落するやうに、衰老をなさばなり、
悲歎窮廬、
窮は、きはまるぞ、廬は、いほりなり、貧窮の廬の内に居て、すぎつるをこたりを、くひてかなしみ、なげくともなり、
將復何及也、
將も又と云義なり、何及とは、追ひつかれじとなり、
○按するに、靜なる者は、必儉なり、儉なる者は、必靜なり、この故に、後の段には、唯靜なるべき義のみをとく、註研究とは、究はきはむるなり、精微とは、微はふかきなり、氣質之性とは、質はかたちなり、氣凝りて質となる、人の生るゝ初にうけ得たる氣質によりて、性に正偏あることを云、格言とは、格は法なり、法式とすべき言論を云、

○柳玭嘗著書、戒其子弟曰、
柳は姓、玭は名、字を直清と云、唐朝につかへて、御史太夫となる、其あらはせる書を、柳氏家訓と名づく、此戒は、大要家を保ち身を全するの道なり、
壞名災己、
壞名は、名をけがす義なり、災己とは、災難を身にかくるなり、
辱先喪家、
祖先をはづかしめ、家門をほろぼし、うしなふなり、
其失尤大者五、
失は、あやまちなり、其よつておこる所のあやまちの中に尤大いなること五つあり、條目下に見へたり、
宜深誌之、
誌すは、おぼゆる義なり、深く心に入れて、わすれざれとなり、註柳玭が祖柳公綽、父柳仲郢、皆よく孝弟にして、家をおさめたり、

は、善にむかふ志を、常々明にして、くらまさぬ義なり、澹泊にしてをごらざる時は、心私欲にみだれとろけず、この故にこれを以徳を養ひて、志を明にしつべし、これにあらざれば、別には以て志を明にすることなし、

非寧靜無以致遠

寧も、しづかなる義なり、致遠とは、其物堅固にして、久しく遠きにたへていたらしむべきことを云、寧靜にしてさはがざる時は、心外物にはせしたがはず、この故にこれを以て身を修て、遠きにいたしつべし、これにあらざれば、別には以て遠きに致すことなし、

夫學須靜也、

是より靜なるべき義を、詳にとく、須とは、ねがひもとむる詞なり、

才須學也、

人才能ありといふとも、必學問すべしとなり、

非學無以廣才、

廣才とは、其才能の器量を、みてひろむるぞ、是才須學の義なり、

非靜無以成學、

成學とは、學問を成就するぞ、是學須靜の義なり、

慆慢則不能研精

慆は、をごる、慢はをこたるぞ、心寧靜ならざれば、心物にはせて、慆慢なり、精は理のくはしき所を云、これを研とは、きはむる義なり、

險躁則不能理性、

險は、けはしく、躁は、さはがしきぞ、心寧靜ならざれば、必くるひ、うごきて、險躁なり、理性とは、性質の偏なる所を、たゞしなをすことを云、精きをみがき、性をおさむること、あたはざる時は、則學成らず、學成らざる時は、則才ひろまらず、

年與時馳

年はよはひなり、わが學ぶべき年紀は、時節とゝもにはせゆく、

○漢昭烈將終

漢は、後漢なり、昭烈は、漢帝の謚なり、姓は劉、名は備、字は玄德、都を蜀の國にたつ、將終とは、臨終を云、

勅後主曰、

後主は、昭烈帝の子、名は禪、後漢の主君、二代にて終る、故に後の人、先主後主と云、先主は即昭烈なり、これにいましむとは、遺戒せらるゝなり、

勿以惡小而爲之、

あしきことならば、小事なりともこれをすることなかれとぞ、惡にしたがふことはくづるゝが如くなれば、すこしきなるをもをそるべければなり、

勿以善小而不爲

よきことならば、小事なりとも、せざることなけんとぞ、善は必つみて後成る物なれば、すこしきなるをもつとむべければなり、[註]漢、劉氏王天下之號とは、高祖は劉氏なり、はじめ漢中よりおこりて、ついに天下をたもち、中國の總名を漢と號す、光武昭烈、皆其末孫なり、後の人、高祖の開基を西漢と云、光武の中興を東漢と云、昭烈の再興を後漢と云、又蜀漢ともいへり、

○諸葛武侯戒子書曰、

諸葛は姓武は謚、忠武と云を略してなり、侯は爵なり、其名は亮、字は孔明、後漢の昭烈につかへて、丞相となる、子の名は瞻、字は思遠、これを戒むとは敎る義なり、書は、ふみなり、

君子之行、

行は、行節なり、

靜以修身、

靜は、心のさはがざるを云、修身とは、一身をとゝのへて行儀をくづさゞることを云、

儉以養德、

儉は、身のをごらざることを云、德は、德性なり、これを養とは、そだてゝ、そこなはざる義なり、

非澹泊無以明志

澹泊は、すみてあはしき義なり、即儉を云、明志と

清濁無レ所レ失

清は、すむなり、賢なるを云、濁は、にごるなり、愚なるを云、賢愚をわかず、ひろくまじはりて、皆其したしみをうしなはず、此三句即豪俠にして義を好むことなり、

父喪致レ客、數郡畢至

致レ客とは、季良がつねに賓客とする所の人を、日比の豪俠の義を以て、こなたへ、とふらひに、いたらしむるなり、數郡畢至とは、數郡の人とまじはりける故に、其時ことごとく來れり、是清濁うしなふ所なきしるしなり、

吾愛レ之重レ之、不レ願二汝曹效一也、

季良も亦我これを愛重すとはいへども、輕俠の人なる故に、なんぢらこれにならはんことをねがはず、註待レ之とは、これにまじはる義なり、

效二伯高一不レ得、

伯高にならひてならひえずばとなり、

猶爲二謹敕之士一

謹は、つゝしむぞ、敕は、たゞしきぞ、もし伯高に及ばずとも、なほ謹敕の士となるべし、

所謂刻レ鵠不レ成、尙類レ鶩者也、

所謂とは古語に云所をひくぞ、下同じ、鵠は、俗に云白鳥なり、もし鵠の形をきざみて、よくきざみなさゞる時は、なほ鶩の形に類す、鵠の形にも亦近く似たり、伯高にならひて、得ざる時は、なほ謹敕の士とならんこと、かくの如し、

效二季良一不レ得、陷爲二天下輕薄子一、

天下輕薄子とは、天下にかくれなき、才氣のかろ〲しくうすき者を云、季良にならひて得ざる時は、此たぐひに陷るべし、

所謂畫レ虎不レ成、反類レ狗者也、

虎は威のつよきけものなり、もし虎の形をゑにかきて、よくこれをかきなさゞる時は、反て狗の形に類す、虎の形に甚遠し、季良にならひて、得ざる時は、おちいりて天下の輕薄子ならんこと、かくの如し、

龍伯高敦厚周愼

龍伯高、龍は姓、伯高は字なり、其名を述と云、馬援と同時の人なり、仕て零陵大守となる、敦は、あつきぞ、厚はおもくし、周は、こまやくし、愼は、つゝしむなり、

口無擇言、

口に云こと、皆よくして、えりすつべき詞なし、

謙約節儉、

謙は、へりくだるなり、約は、己をつゞまやかにして、ほこらざることを云、節とは物ごとを、ほどよくするぞ、儉は、費用をつゞまやかにして、をごらざることを云、

廉公有威

廉はいさぎよきぞ、公はおほやけなり、威は威儀なり、

吾愛之重之

愛してこれをしたひ、重んじてこれをたつとむ、

願汝曹效之

效は、人を法として、我も其如くにすることを云、【註】周密は、あまねくして、すきまのなき義なり、選擇は、えらむなり、驕奢は皆をごるとよむ、驕はたかぶる義なり、不驕とは謙約を云、奢は華美なるぞ、不奢とは、節儉を云、私褻とは、私はわたくしなり、不私とは、廉公を云、褻とはなるゝなり、不褻とは威あるを云、

杜季良豪俠好義、

杜季良、杜は姓、季良は字なり、其名を保と云、これも馬援と時を同うす、仕て越騎司馬となる、豪俠とは、豪はつよきぞ、俠者は必王公の威權をかりて、其いきほひつよき故に、又豪俠と云、好義とは身をかろんじて、義にいさむなり、

憂人之憂、

人の憂を我もうれへて、相共にこれを解く、

樂人之樂

人の樂を我もたのしみて、相共にこれをたすく、

輕俠の客とは、俠はたすくるぞ、威權勇力を以て、人の事を荷擔する義なり、俠者は必其才氣かろ〴〵しき故に輕俠と云、又必所々をへめぐりて、人の賓客となる故に、客と云、これに通ずとはまじはりをむすびて、ゆきゝすることなり、

援在交趾、

交趾は、郡の名、今の安南國なり、

還書誡之曰、

書は、ふみなり、書狀を家にかへして嚴敎が俠客に交ることをいましむ、

吾欲汝曹聞人過失、

過失は、あやまちなり、

如聞父母之名、耳可得聞、口不可得言也、

父母の名は子たる者いみていはず、もし人の云時にはせんかたなく、耳にはきくことを得れども、口には云ことを得ず、かくの如くに、ふかくつゝしみて人を譏議すること、なからまほしく思ふとなり、註譏誚は、そしるなり、俠輔は、たすくるなり、游俠とは、游はゆきめぐる義なり、俠者は必こゝかしこと游歷する故に、又游俠と云、

好議論人長短、

長は、まされるを云、短はをとれるを云、

妄是非正法、

妄にとは俗にむざとと云義なり、是非すとは、かれは是なり、これは非なりと評論することなり、正法は、たゞしき法律なり、國の法度を云、人を議論し、法を是非するは皆譏議のことなり、

此吾所大惡也、寧死不願聞子孫有此行也、

寧とは、うけてやすんずる詞なり、此行は、是非議論をこのむ行迹をさす、我これをきくことをねがはず、これをきゝなんよりも、死にやすんぜんとなり、是大いに惡む意をしめす、

と共に道理をかたらはんや、

先生長者不肖與之語、則其所與語、皆下等人也、

下等は下品なり、即下愚を云、

言不忠信、下等人也、行不篤敬、下等人也、過而不知悔、下等人也、悔而不知改、下等人也、

此段下等の人品をとく、忠信篤敬の字義、敬身の篇に見へたり、過而悔改の義、上に見へたり、

聞下等之語、爲下等之事、

下等の人の語をきゝならひ、下等の人の事をしならふ、

譬如坐於房舍之中、四面皆墻壁也、

房舍はいへなり、墻壁はかべなり、下等のならはしにて、心智をくらます故に、四方をぬりまはしたる屋の内に居るやうにて、一物も見えず一歩もゆかれず、

雖欲開明不可得矣、

心智のひらきあきらかならんことをねがふとも、一生これを得べからず、註蔽塞は、おほひふさぐなり、言僞とは言不忠信を云、行薄とは、行不篤敬を云、恥過而遂非とは、わが過を人のそしらんことをはぢて、これをあらためず、かへりて其非理なることをしとぐるなり、壅塞は、ふさがるなり、昏蔽はくらみおほふなり、

○馬援兄子嚴敦、

馬援、馬は姓、援は名、字は文淵、東漢の光武につかへて、伏波將軍となる、兄は馬余なり、嚴敦は、皆馬余か子馬嚴馬敦なり、

並喜譏議、

譏は、そしるなり、議は議論なり、人をそしり人を評することをこのむ、

而通輕俠客、

り、善のならはしにすゝんで、其勤勞をはゞからざること、孟母の子をそだてんために、其居をうつして三たびに至れることを、常におもひてわすれずとなり、

自幼至老、不厭不改、終始一意

幼年より老後に至るまで、其學をつとめて、これをいとはず、其志をまもりて、これをあらためず、始より終まで其心を專一にしてなり、

則我之不動心、亦可以如孟子矣

孟子よく浩然の氣を養ひて、富貴貧賤威武患難のために、其心をうごかさず、我今上に云如く、其學をつとめたらば、わが心をうごかさゞることも、ついには孟子の如くなるべし、

若夫立志不高、

聖賢の學にこゝろざさぬ者を云、

則其學皆常人之事

其まなぶ所のこと、皆世の常の人のことなり、

語及顏孟則不敢當也

人これと共にかたりて、顏孟のことに及時は、自まなぶことあたはじとして、あへてうけあたらず、

其心必曰、我爲孩童、豈敢學顏孟哉、

孩童は、みどりごの時、只わらふことのみを知者を云、云意は、其心に我なほ童子なれば、なんぞ聖賢の事業をまなびんやと、思ふべしとなり、

此人不可以語上矣

此人には上等のことを以て、しめしつげらんず、其うくべき器量なければなり、

先生長者、見其卑下、豈肯與之語哉

先生は、師なり、卑下は、ひきゝなり、先生も長者もかくの如くに、其志のひきゝを見るならば、なんぞこれ

凡そ學ぶ所の標的には、必上品の人を取て、これに志すべし、只今學者若よく此道理をしらばなり、

則顏孟之事、我亦可學

顏孟のこと、及びがたきに似たれども、我等ごときも亦あへて學ぶべし、

言温而氣和、

言語おだやかに、心氣やはらぐなり、是より顏子を學ぶ工夫をとく、

則顏子之不遷、漸可學矣、

不遷とは、怒をうつさゞるなり、顏子此人に怒る心を、彼人にうつさず、我今常に言を おだやか にし、氣をやはらかにせば、顏子の怒をうつさゞることも、漸々に學で至るべし、

過而能悔、

過ることあれば、よく悔ることを知る、

又不憚改、

憚は、おそれなやむなり、其過をくふれども、これを改ることの、しがたきをはばかり、或はこれを改むるによりて、其過ちあらはれ、人のそしらんことををそれて、すみやかにこれを改めず、この故に、ついに其過ち遂て惡となる、こゝに云意は、すでに其過ちを悔て又改るに憚らずばとなり、

則顏子之不貳、漸可學矣

不貳とは、過りをふたゝびせざるなり、顏子は前にあやまれること、後に又きざゝず、句義上に同じ、註甲乙とは、始の人と、次の人との次第を、十干の甲乙を借りて云、

知埋鬻之戲、不如俎豆、

是より孟子を學ぶ工夫をとく、埋は、うづむなり、鬻は、ひさぐとよむ、物を賣ことなり、俎豆は、禮器なり、此段と下の段との事、稽古の篇に見へたり、云意は幼年の時より其する事の善惡を知てなり、

念慈母之愛至於三遷、

孟母子を愛してよくそだてんために、家居をみたびうつせる故に、慈母と云、云意は惡の ならはしを去

詩の體に作りて、韻をふみたる詞を云、朱子のひかれたる、曲禮の語、上二句は、明倫の篇に見へたり、下二句は、敬身の篇に見へたり、其發と蹶と二字、堂と揚と二字、戶と下と二字、皆叶韻なる故に、古人も韻語作りて、小兒に敎へたるかと、朱子推量してうたがへるなり、

○陳忠肅公曰、

陳は姓、忠肅は謚なり、公名は瓘、字は瑩中、了翁と號宋朝の諫官なり、

幼學之士、

幼年にして學をする士なり

先要分別人品之上下、

人品は人のしななり、

何者是聖賢所爲之事、

何者かとは、いかやうなることかと云義なり、聖賢は、上品の人なり、

何者是下愚所爲之事、

下愚は、下品のをろかなる者を云、

向善背惡、

聖賢のする所の善におもむき、下愚のする所の惡にそむきてなり、

去彼取此、

かの惡をすてゝいましめ、此善を取てならふ、

此幼學所當先也、

所當先とは、さきとして、つとむべき所なり、

顏子孟子亞聖也、

亞は、つぐなり、賢人の上等にして、聖人につぎたる才德なり、

學之雖未至、亦可爲賢人、

之とは、顏孟をさす、亞聖の賢をまなびたらば、よくまなぶ者は、直に顏孟に及ぶべし、たとひいまだ其地位にいたらずとも、次等の賢人とはなるべし、聖賢を學べば、必そのしるしありとぞ、

今學者若能知此、

欲且教之歌舞、

詠歌にして其聲をのべ、其詞を歎ずる時は、よく性情をやしなふ、舞踏して其貌にならひ、其節にかなふ時は、よく血脈をやしなふ、この故に、よく其意趣を得て必學ぶことをねがふなり、

如古詩三百篇、皆古人作之、

古詩とは、今の詩經をさす、其詩三百餘篇あり、是皆三代の古人、これを作れり、是古のうたひものなり、

如關雎之類、正家之始、

關雎は、國風周南の首篇、后妃の德をほめたり、文王の德教、まづ閨門の內に及びて、宮女此詩を作る、この故に、家を正すの始なりと云、

故用之鄕人、

鄕里の人民の家にも、これを用て詠歌す、

用之邦國、

邦國の君侯の家にも、これを用て詠歌す、

日使人聞之、

日々に天下の人をして、これをきかして、各其身ををさめて、以て其家をとゝのへしむ、

此等詩、其言簡奧、今人未易曉、

簡は、つゞまやかなり、奧は、ふかきぞ、詞簡約にして、意深奧なれば、今の人さとりがたき故に、今の世のうたひものとしがたし、

別欲作詩、畧言教童子灑掃應對事長之節、

略は、あら〱と云義なり、節は、禮節なり、今別に今の人のさとりやすきやうに、詩つくりて、あらまし是等の禮節を、いひつゞけてとなり、

令朝夕歌之、

初學の人をして、朝夕これを詠歌せしめば、やうやくに意趣をしりて、學ぶことをねがふべきぞ、

似當有助、

似たりとは、いまださだめざる詞なり、初學の敎に、たすけあるべきやうに、思はるゝとなり、〔註〕韻語とは、

におぼへてよむを云、常に經學念書する心專一にして、やうやく道におもむき、其輕俊の才氣をのづからおさまるなり

不得令作文字、

文字は、文章を云、作文に心を用る時は、學問博雜にして、心志放蕩なるぞ、是かへつて、輕俊をみちびくなり、

子弟凡百玩好、

凡百は、よろづと云義なり、玩好は、もてあそびこのむ所のことなり、琴棊書畫の類を云、

皆奪志、

道を求る志を、うばひとる、

至於書札、

書は字なり、手かくことを云、札は、ふだなり、ふみかくことを云、

於儒者事最近、

儒者の經書の學に、最近し、

然一向好著、

一向はひたすらなり、好著は、只このむことなり、著はつけ字にして、別の意なし、されども此字をつくる時は、上の字に力あり、

亦自喪志、

道を求る志をうしなふ、〔註〕文潞公、姓は文、名は彥博、字は寬夫、卒して忠烈と謚し、潞國公に封ず、宋朝名相なり、致遠とは、遠きにいたらしむるぞ、學をつみて德をなすに至るを云、放心は、とりはなてる心なり、小簡はちいさきふだを云、

○伊川程先生曰、

伊川は、地の名、程は姓、先生、名は頤、字は正叔、卒して正と謚し、洛國公に封ず、明道先生の弟なり、二先生の學行相同じ、

教人未見意趣、必不樂學、

人は、初學の人をさす、意趣は、こゝろばせおもむきなり、其學ぶ所の意味指趣のよきことを見得さる內は、必これを學ぶことをねがはず、

これをしりぞくるを辭と云、我に得る所を以て、人にをしゆづるを讓と云、禮之發也とは、即辭讓の心は禮のはしなり、耻即羞惡之心とは、をのがあしきをはづるを羞と云、人のあしきをにくむを惡と云、義之發也とは、即羞惡の心は義のはしなり、按ずるに、忠信已下の註、皆性情を以て云、これ其正訓なり、されども本文の意は、一々人の行實を主としてとれる故に、今句解に云所は少し異なり、されども皆此性情の德、其事にあらはれたる者なり、德性謂得於天者とは、德は得の字の義なり、性は心にそなはれる理なり、此理はこれを天に得る故に德性と云、○黄香、黄は姓、香は名、漢朝の人なり、陸績、陸は姓、績は名、三國の世の呉人なり、袁術も呉の大將なり、三枚、は只三つと云ことなり、拜辭は、拜してまかりさる時を云、叔敖は、春秋の世の楚國の人なり、兩頭蛇は、兩はしにかしらあるへびなり、去母とは、母をはなれてなり、陰德とは陰はかげなり、人のしらざる恩德を云、楚相は楚國の宰相なり、子路は、孔子の弟子仲由なり、藜は、あかざ、藿は、まめのはななり、爲親負米百里之外とは、按ずるに、米の運賃を以て、其親をやしなへる歟、されども三綱行實には米を負て家に歸る體をゑがけり、然れば親にそなふる米を、遠方より、負來るとするなるべし、從車百乘とはともにつれたる車百兩ばかりありし也、積粟は、たくはへたる米を云、萬鍾は、六萬四千石なり、鼎は、肉味をにとゝのふる器なり、位にしたがひて、其數多少あり、按ずるに、黄香陸績子路は皆孝なり、叔敖は、義にして孝をかねたり、

○明道程先生曰、

先生姓は程、名は顥字は伯淳、卒して純と謚し、豫國公に封ず、文潞公其墓の碑に題して、明道先生と云、宋朝の大儒なり、

憂子弟之輕俊者、

輕は、かろきぞ、氣の輕浮なるを云、俊は、さときぞ、才の俊秀なるを云、これを憂ること、輕俊なる者は、必さはがしく、するとにて、學問久しきに、たへがたくして、德性成るに至りがたければなり、

只教以經學念書、

經學念書は、經書をまなびよむことなり、念は、そら

信は、まことを以て人にまじはるなり、禮は、禮節をまもりて、怠慢にとをざかるなり、義は、義理にいさみて、私意をわするゝなり、廉は、いさぎよきぞ、廉直をたてゝ、利欲にとをざかるなり、耻は、はぢなり、羞耻をしりて、淫姦をいましむるなり、必まづ是等の故事をきゝ入れて、内心に主とすべきぞ、

如黄香扇枕、陸績懷橘、叔敖陰德、子路負米之類、

此段孝弟忠信等の事實をあげんとして、こゝにはまづ孝ばかりをのす、この故に之類と云、其事註に詳なり、

只如俗說、便曉此道理、

事の實否を、くはしくたゞさず、只世俗の說のまゝにして、すなはち此孝弟忠信等の道理をさとりしるべし、

久久成熟、

道理をきゝしること、ひさしくゝにつもりて、心知成就し、純熟するにいたるぞ

德性若自然矣、

幼稚の時より、良知良能を、そこなはざる故に、成長するに至りて、修爲工夫を用ひざれども、仁義禮智の德性、生れながらに自然なるが如く、全うしてうしなはざるべし、按ずるに、此章童稚たる者の、學をする法をのぶれども、其意趣は、これを敎る者、かくの如に敎ふべしとなり、註古今己往之事とは、己往はすでにゆくなり、古今の遠近となく、すでにすぎゆきたることなれば、をしなべて故事と云なり、盡己之謂忠とは、人のために、わが心底をつくすぞ、以實之謂信とは、人とものいひまじはるに、何事をも只其ありのまゝにして、すこしもつけまさず、のこしをかず、其事をわが思ふ道理にたがはずすることを云、禮者天理之節文とは、事のどほよき所を節と云、物のあやめを文と云、天理にをのづから節文あり、これによりてをこなふ時は、人事の威儀法則となる、是禮なり、義者人心之裁制とは、裁制はたちきりてさだむる義なり、わが心よりして、事の宜き所をたちさだむるを義と云、廉即辭讓之心とは、理にあたらざるえものは、

楊は姓、文は謚なり、公名は億、字は大年、宋朝の學士、家訓は、家のをしへなり、文公家訓の書を作る、こゝに其詞をひけり

童穉之學、

童蒙幼穉の學問を云、

不止記誦、

記は、おぼゆるぞ、誦は、そらによむなり、經書を記誦するのみに、止るべからず、

養其良知良能、

良は本來自然によき義なり、思はずしてしるを良知と云、學ばずしてよくするを良能と云、人の本性善なる故に、わづかにみどりごの時より、思はず學ばずして、其親を愛することを知て、よくこれを愛し、其長を敬することを知て、よくこれを敬す、是を名づけて良知良能と云、されども幼稚なる時より、よくこれを養ひたてざれば、知能の徳性、成就しがたし、

當以先入之言爲主、

主は、あるじなり、幼稚の時は、性質いまだ定まらずして、漸々になりかたまる時なれば、此時に一たび聞入る言語ながくとゞまりてわすれず、この故に、良知良能を養には、始よりよきことのみをきゝならひ、其先きゝ入る言を以て、内にとゞめて主とすべし、然る時は、後にあしきこときゝ入ても、其心にとゞまらぬなり、註知思とは、心にしりおもふ所なり、格言至論は、格も至も皆いたるなり、言語議論の、至極してよきを云、安習は、やすんじなるゝなり、固有は、もとよりあるぞ、讒説は、さかしらなり、搖惑は、うごかしまどはすなり、

日記故事、不拘今古、

故事は、ふることなり、毎日人の善行をあげて、今の人、古の人にかゝはらず、其事をきゝおぼゆべし、

必先以孝弟忠信禮義廉恥等事、

孝は、よく父母につかふるなり、弟は、よく兄長につかふるなり、忠は、心をつくして君につかふるなり、

身の居る所にしたがひていよ〳〵此病増長す、

至死只依舊

依舊とはもとの如しと云義なり、身の死するまで、此病根のぞかざるぞ、註矜驕は、ほこりをごるぞ、惰慢は、をこたりあなどるぞ、此天理二句の義、天理は、天よりうけ得たる性理なり、人欲は、人の氣質により て出來る私欲なり、驕惰のならひある時は、天理これによりてほろび、人欲これによりてさかんなり、

爲子弟、則不能安灑掃應對、

灑掃應對の字義書題に見えたり、是尊長に屈下して、つかふまつる禮儀なり、これに安ずることあたはずとは、心を此事に安んじてすることあたはざるなり、

接朋友、則不能下朋友、

下るは、即屈下の義なり、下同じ、

有官長、則不能下官長、

官長は、己よりかんづかたの官人なり、

爲宰相、則不能下天下之賢、

宰相は、政を宰判して、天子を相る官職なり、天下の賢才に、下ることあたはずして、人によろこばれざる時は共〳〵に天下を治むべき人なし、これ宰相の職にかなはず、

甚則至於狥私意、

全く人欲の私意にしたがふ

義理都喪

天性の義理こと〴〵くほろぶ、私にしたがひ理ほろぶる時は、邪意惡行、いたらずと云所なし、

也只爲病根不去、隨所居所接而長、

也とは、爲子弟と云より以下の文をうけて、これも亦と云義なり、所居所接とは、即爲子弟、接朋友、有官長、爲宰相の類皆是なり、云意は、かくの如くになりくだるも、幼少よりの病根、常に在てのぞかず、其居る所接る所にしたがひて、増長するがゆへなり、

○楊文公家訓曰、

しからず、詳は、つまびらかにしてをろそかならず、恭は、うや〳〵しくてをごらず、敬は、つゝしみてをこたらず、凡そ小兒のやうやく人となる時は、血氣たゞよひするどにして、躁率傲慢になりやすし、この故にまづ安詳恭敬に、やしなひ入るべきなり、[註]涵養本原とは、涵はひたすなり、水にて物をひたして、其內までうるほひとほるやうに、やしなひ入るゝを、涵養と云、本は木のもと、原は水のみなもと、共に德性氣質をさして云、安詳恭敬四つの者は、小學の道にをいて、本をやしなふのことなり、

今世學不講、

今の世小學の道すたれて、人これを講明せず、

男女從幼、便驕惰壞了、

驕は、をごり、惰は、をこたるぞ、男子、女子、皆いとけなきより卽驕惰にして、其性質をそこなひやぶりをはるなり、○按ずるに驕は不恭なり、惰は不敬なり、恭敬ならざれば、をのづから亦安詳ならず、

到長益凶狠

凶は、あしきぞ、狠は、いぶりなり、幼より驕惰なる故に、成人する時は、ます〳〵凶狠なり、

只爲未嘗爲子弟之事、

幼よりいまだかつて、人の子弟として、尊長につかふる禮儀にならはざる故にとぞ、

則於其親已有物我、

親は、父母なり、物我とは、かれとわれとゝ云義なり、孝弟の道しらざる故に、父母の親しく尊きにをいても一體の恩、本枝の分をしらずして、すでにかれこれのへだてありて、他人を見るが如くなり、

不肯屈下、

屈下とは、屈はかゞまるぞ、己をかゞめて、人にくだるなり、

病根常在、

病根は、やまひのねなり、幼少よりの、驕惰のならはしをさして云、

又隨所居而長、

する所の人の言行を、かんがへ出してとぞ、

接見聞、

接とは、うけつたふる義なり、近代に見聞する所の、人の言行をうけつたふるぞ、按ずるに此見るも亦書にて見るを云、

述嘉言、

嘉は、よきぞ、凡そ言語の、事理と人性とに本づきたるは嘉言なり、これを述とは、書にのべつくることを云、此一卷是なり、

紀善行、

凡そ行跡の事理と人性とに本づきたるは善行なり、これを紀すは、書にしるしつらぬるぞ、次の一卷是なり、

爲小學外篇、

嘉言善行二卷をのべしるして、小學の外篇をつくるとぞ、【註】物則は、事理なり、民彝は、人性なり、爲小學之至書とは、內外二篇を以て、古今の言行をかねしるして、小學の書をまつたうするとなり、盛德は、內につむ道德の、さかんなるを云、大業は、外になす事業の、大いなるを云、於是乎在矣とは、此內外二篇にありて、たらざる所なし、奚可以爲稚童之習而忽之哉とは、此書を幼稚の童蒙のみのならふ所として、これをかろしむることなかれ、身を終るまでの德業これにすぎたるはなし、

嘉言第五、

嘉言は小學第五篇の名なり、【註】廣立敎明倫敬身とは、前の此三篇の道理を、今此嘉言一篇を以て、をしひろむるとなり

橫渠張先生曰、

是より下は、立敎の義をひろむるなり、橫渠は、地の名、張は姓なり、先生名は載、字は子厚、卒して明と諡し、郿伯に封す、宋朝の大儒なり、

敎小兒、先要安詳恭敬、

要すとは、もとむる義なり、安は、しづかにめさはが

をはからふことは、心にそなはりたる理によりてするなり、其理即性なり、

好是懿德、

好ずとは、よしとする義なり、懿は、よきぞ、德は、其物に得る所の善を云、事物の法則これ即懿德なり、元來この懿德、人性にそなはりたる、道理なるゆへに、人の心に、此懿德をよしと思はざるはなし、○按するに、物則秉彝懿德、すべて是一箇の理なり、事の義ありてのつとるべき所より則と云、人のたもちてうしなはざる所より彝と云、心のよしとしてこのむ所より德と云、

孔子曰、

孔子此詩を引て、ほめ玉へる詞なり、

爲此詩者、其知道乎、

道は事物當然の理なり、人は是天の生ずる所にして、天理全く性にそなはる、人其本性の理にしたがひて、をこなふ時は、事物の間各其當然の理にかなはずと云ことなし、性にしたがふを道と云是なり、この故に此詩つくれる者は、よく道の本體をしれるかとほめ玉ふ、是胡氏の說なり、然れども、只物の道理を知れるかと云義はかりにとるもよし、

故有物必有則、

道しる人の作りたる詩なる故に、其詞にいふ如く此事あれば、必ず此一理そなはらずと云ことなし、

民之秉彝也、

此物の法則即是人の常性なり、

故好是懿德、

この故にすべての人情、この懿德をよみんせずと云ことなし、此三句に、孔子詩の意を發明し玉へる所、只故と必と也との三字の上にあり、[註]尹吉甫は、周の賢相なり、

歷傳記、

是より朱子の詞なり、漢唐以來の傳記の書にの

臨とは、下を見る義なり、此あまたのものそなはりて、これを以て、其下なる人に、のぞみむかふなり、

謂之有威儀、

これを位にありて、威儀ありと云なり、蓋し上の十のもの、皆威儀なり、其をそるべき所よりしては、これを威と云、其かたどるべき所よりしては、これを儀と云、もとより兩段のことにあらず、註簒奪は、皆うばふなり、國をうばふぞ、僭偪はひとごろびせまるなり、分をこえて、上になぞらふるを僭と云、未幾以簒被殺とは、此後令尹圍、其君郟敖を殺して、自位につく、これを靈王と云、後に又公子弃疾がために、ころされたり、○此章は、敬身のことにして、君臣等の威儀を云こと、明倫をかねたり、

右通論、

立敎明倫敬身を通して論すとなり、此通論なることは三つのもの一理にして、相つらぬけることを示さるゝなり、

外篇　此說內篇の始に見えたり

詩曰、

大雅の烝民の篇なり、

天生烝民、

烝はもろ〳〵なり、民とは、すべて人を云、天道流行して、もろ〳〵の民を生ず、

有物有則、

物は、事なり、則は、法なり、此民につきてある事、萬端なりといへども、凡そ一つの事あれば、各其一つの法ありて、これにそなはる、耳目あれは、聰明の德あり、父子あれば、孝慈の心あるの類、皆是其事の法なり、

民之秉彝、

秉は、とるなり、彝はつねなり、秉彝とは、人の性をさす、物ごとに法あること、是をのづから、人ごとにとりたもち、つねにめうしなはざる本性なり、蓋し法は事によりて立つといへども、其義

上文の順レ是以下皆如レ是といへるに應ず、

故君子在レ位可レ畏、

按ずるに此章の問答、令尹圍がために論ずる故に、又是より下、君子として位ある者の威儀を詳にとけり、在レ位とは、人の上として、其位に居る時なり、可レ畏とは、其貌儼然として、をそれうやまふべきを云、

施舍可レ愛、

施は、用るなり、舍は、すつるなり、用ひて、行ふことと、すてゝやむることと、皆理にあたりて、愛しつべし、一說に、施は、容をたゞして、きつとする時を云、舍は、容をゆるべて、悠なる時を云、

進退可レ度、

すゝみしりぞく容、法としつへし、

周旋可レ則、

周旋規にあたりて、法としつべし、

容止可レ觀、

容は、容貌をうごかす時を云、止は、しづまりやむ時を云、可レ觀とは、みごとなるぞ、

作事可レ法、

作事は、事をなすなり、其する所、法としつべし、

德行可レ象、

德は、其心に得る所を云、行は、其事にあらはす所を云、可レ象とは、其德行卓然として、かたどりならふべきを云、

聲氣可レ樂、

聲氣は、こはいろ、いきつかひなり、可レ樂とは、きくにたのしきぞ、

動作有レ文、

動作の義、上に見えたり、有レ文とは、文采ありて、明かなるぞ、

言語有レ章、

有レ章とは、條理ありて、みだれざるなり、

以臨二其下一、

威儀棣棣、
棣々は、そなはりてかけず、しなれてせまらざる貌なり、
不可選也、
一つもあしきことなき故に、えりわけて、かれをとり、これをすてられず、
言君臣上下、
言とは、詩の義を釋する詞なり、下同じ、上下とは、すべて貴賤のしなを云、
父子兄弟、內外大小、
內外は、按ずるに男女の別を云、大小は、居る所と、執る事とに大あり小あるを云、
皆有威儀也、
按ずるに、是等の類、みなそれ〳〵の威儀ある故に、棣々として、たれかれと、えらまれぬなり、註富而閑習とは、富はそなはりて、かけざる義なり、閑習は、よく物なれて、さはぎせまらぬ義なり、簡擇は、皆えらむなり、取舍は、とりすつるなり、此蓋借引と云一段、
按ずるに詩のことばゝ、一人の上に付て、君臣上下の類、みな威儀ありと云義なれども、文子此詩を借て引き用る本意は、君臣上下の類たる者、人々みなそれ〳〵の威儀あるべしと云義をあらはせり、
周詩曰、
朋友攸攝、
詩は大雅既醉の篇なり、小雅大雅は皆周國の詩なり、
朋友として、相互にたゞしおさむる所のことなり、
攝以威儀、
其相おさむるには、威儀を正しくすることを以てするなり、
言朋友之道、必相教訓、以威儀也、
教訓は、皆をしふるぞ、句義明なり、此段上の君臣上下等の內に朋友をいはざる故に、又此詩を引て、五倫みな威儀あるべきことを示し、すべて此二段を以て、

と云、

有儀而可象謂之儀、

人儀文ありて、これを見る者、かたどりならふべきを儀と云、

君有君之威儀、

君に君たる當然の威儀あり、

其臣畏而愛之、

其威にをそれながらも、其德を愛す、

則而象之、

其儀を法則として、これに象る、

故能有其國家、令聞長世、

令聞とは、令はよきぞ、聞は名なり、美名久しく、世につたはるなり、

臣有臣之威儀、

臣に臣たる、當然の威儀あり、

其下畏而愛之、

其下は、民をさす、此下文に、則而象之といはざるは上文をうけて、これを略すと云說あり、

故能守其官職、

守るは、たもちまもるなり、

保族宜家、

宗族をたもちてほろぼさず、家人をやすんじて、みたをず、宜家とよむ時は、家人と中よきことを云、

順是以下皆如是、

上の是の字は、君臣をさす、以下は、父子兄弟等を云、皆如是とは、各其當然の威儀あるなり、

是以上下能相固也、

こゝを以て、人々上下の間、互によく相かためて、國家やぶるゝことなし、【註】内外大小の義下に見えたり、

衞詩曰、

詩は、邶風栢舟の篇なり、邶國後には衞と一つになる故に、衞の詩と云、

北宮は姓、文は謚なり、名を佗と云、衛の太夫なり、此時襄公につきて、楚國にあり、令尹は、楚國の上卿にして、政をとる官の名、圍は、其人の名なり、文子かれが其身の當然の威儀、なかりけるを見てなり、

言於衛侯曰、令尹其將不免、

禍をまぬかれじとぞ、

詩云、

詩は、大雅抑の篇なり、是より下詩を引て、其まぬかれじの意をとく、

敬愼威儀、

位にありて、威儀をよくつゝしむことを云、

維民之則、

これそれ以て、下民の法則としつべしとなり、

令尹無威儀、

今令尹位にあれども、其當然の威儀なし、

民無則焉、

下民のりをとる所なし、

民所不則、以在民之上、不可以終、

上に云所を以ては、身をよくをふることあるべからず、必禍をまぬかれじとぞ、それ其位に居て、其居るべき徳のなきは、天命にたがひて、凶なるべきが故なり、〔註〕相衛侯とは、相はたすくるぞ、其たすけとなりてなり、

公曰善哉、

文子の、云所をほめたり、

何謂威儀、

襄公とへり、

對曰、

文子がこたへなり、

有威而可畏謂之威、

人威嚴ありて、これを見る者、畏れうやまふべきを威

養神とは、祭祀に奉養することを云、君子敬することの重きは、神明を奉養して、をこたらざるにあり、

篤在守業、

小人篤くすることのつとめは、常業を守て、失なはざるにあり、

國之大事、

在祀與戎、

君子の國家にをいて、大事とすることを云、

祀有執膰、

祀は、祭祀なり、戎は、兵なり、軍陣のことを云、膰は、宗廟の祭に供ずる肉味なり、凡そ時に隨て、廟を祭るには膰をとりそなふる禮あり、

戎有受脤、

兵を出して社を祭るには、脤をうけもつ禮あり、

神之大節也、

皆これ神明にまじはることにをいて、大なる禮節なり、

今成子惰棄其命矣、

今成子脤を社にうけて敬せず、是すなはち禮法の大節にをこたりて、其天命の性をやぶりすつ、

其不反乎、

其性命をやぶるは、禍をとる道なり、然れば成子此たび外にほろびて、其家にかへらざるべきかと、成子其後果して晋の國にて死してかへらず、〔註〕守業謂務農とは、農の外工商の業あれども、農は本なる故に、末をかねて云、瑕は、晋國の地の名なり、○此章は、大抵敬身のことにして、君子の禮をつとめ、小人の業を守りて、祭祀に敬を致ること、明倫の孝にもかなふ故に、これを通論に入られたるか、

○衛侯在楚、

衛侯は、衛の君襄公なり、其名を惡と云、侯は、其本爵楚は、國の名なり、

北宮文子見令尹圍之威儀、

以定命也、

定むとは、しづむる義なり、動作禮義威儀は、みな天命の性にしたがふ道なり、各その則あるは、即道をおさむる敎なり、聖人此敎をまうけ、人ごとにこれによりて、道にたがはず、各その性命を安定して、失はざらしむるなり、

能者養之以福、

之とは、性命をさす、この則にしたがふ者は、性命をやしなひて、これを以て福あり、これ天にしたがふ故に吉なり、

不能者敗以取禍、

もしこの則にしたがふことをよくせざる者は、性命を敗て、禍をとる、是天にさかふ故に凶なり、[註]定者靜而復也とは、復はかへるなり、凡そ人利欲のまゝにする時は、此性散亂して、其本體うせほろぶ、義理にしたがふ時は、此性安定して、其本體かへりおさまる、此定の字に、此義をふくめるなり、能與不能、亦在乎敬怠之間而已矣とは、丹書の語に本づきてなり、蓋し敬するを能すとし、怠るを能せずとす、敬勝怠者は吉なり、こゝを以て福あり、怠勝敬者は滅ぶ、こゝを以て禍をとる、

是故君子勤禮、

君子は、位にある人を云、君子は禮法を身につとめて、其性命をやしなふ、按ずるに、此禮の字は、即上文の動作禮義威儀の則なり、

小人盡力、

小人は、庶民を云、庶民は、產業に力をつくして、其性命をたもつ、

勤禮莫如致敬、

禮をつとむるの簡要、恭敬をきはむるにしくはなし、

盡力莫如敦篤、

篤は、篤實なり、律義につとむることを云、これを敦すとは、これに加へていよ〳〵あつくするを云、力を盡すの本意、篤實をあつくするにしくことなし、

敬在養神、

邪と云は、立敎のことなり、六順六逆の義は、明倫のことなり、

○劉康公、成肅公、

會晉侯伐秦、

劉成は、二公の領地の名、康肅は、其謚なり、

晉侯は、晉の厲公、名は、州蒲侯、は其本爵なり、秦も國の名、劉成二公晉侯の所に會合して、共に秦國をせめうたんとす、

成子受脤于社不敬、

成子は、即肅公を云、子は、其本爵なり、脤は、社稷の祭に供ずる肉味なり、社は、土の神なり、凡の出陣には社を祭る、此時成子、社にて祭肉をうけもちたるが、其威儀うや〳〵しからぬなり、國主陰とは、社は土神なる故に、天に對して、陰氣を主るなり、凡出兵則宜于社とは、兵をおこすは、凶事なる故に、陰に屬して社を祭る、宜は、其祭の名なり、

劉子曰、

劉子は、即康公を云、子は、其本爵なり、

吾聞之民受天地之中以生、

民とは、すべて人を云、天地之中は、天地の理の本來中正にして偏倚過不及なきことを云、人皆これを受て生ず、即これ人の性なり、こゝを以て萬物の内、只人生のみ貴し、

所謂命也、

命は、天命なり、此理天より人にあたふる時は命と云、人これを受て心にそなふる時は性と云、名はことなれとも、實は一物なり、

是以有動作禮義威儀之則、

動作は、凡そ身のふるまひなすわざなり、これ只事に付てひろく云、禮義は、事の理に付て云、威儀は身の容に付て云、則ありとは、此みつの者のそれ〳〵の當然の法則あるを云、凡そ人皆天命の性をうけたりといへども、氣稟物欲によりて其本然を失ひやすし、こゝを以て、聖人の敎に、動作禮義威儀の則ありて、人をしてこれによらしむるなり、

新た舊きは、人のまじはりの新久を云、

小加大、

小きなると、大なるとは、其德の大小を云、加と云も、をかす義なり、

淫破義、

淫は、道理のよこしまなるぞ、義は、道理のたゞしきぞ、

所謂六逆也、

所謂とは上の文古語を引けばなり、下同し、逆は、理にさかふを云、

君義臣行、

君は義を以て臣をつかひ、臣は君の義をうけ行ふ、

父慈子孝、

父は子に慈あり、子は父に孝あり、

兄愛弟敬、

兄は弟を愛し、弟は兄を敬す、

所謂六順也、

順は、理にしたがふを云、

去順效逆、所以速禍也、

六順をすてゝ六逆にならふは、自禍をまねきとる道なり、

君人者、將禍是務去、

人の君たる人は、つとめて禍をのぞかんと、すべきにとなり、

而速之、

莊公嬖人の子を愛し、かれ寵をたのみて、兵を好み、其嫡長ををかさんとすれども、これを禁せずして、ほしいまゝにす、是州吁をして順をすて、逆にならはしめて、それがために、禍をまねくなり、

無乃不可乎、

これすなはち然るべからぬことにては、あるまじきかと云義なり、註孔氏名は穎達、字は、仲達、唐朝の人なり、五經の正義作れり、○此章教以義方、弗納於

弗納於邪、

邪惡の地にいれをかぬぞ、邪は、下に云六逆の類これなり、

驕奢淫泆、所自邪也、

驕は、をごる、奢はほしいまゝ、淫は、貪慾、泆は、放蕩なり、此四つは邪惡の地に入る、よるべなる故に、所自邪也と云、

四者之來、寵祿過也、

祿は、俸祿なり、驕奢淫泆四つの者の來ることは、又寵愛祿養、其分にすぐればなり、註六順六逆の條目下に見えたり、寘は、をく義なり、矜高はほこりたかぶるぞ、侈肆は、をごりほしいまゝなり、

夫寵而不驕、

寵せらるれともをごらす、

驕而能降、

或はをごる心あれども、又よく自をさへとゞむ、

降而不憾、

すでにをごりを長じて後、しゐてをさへんとする時は、必事にふれてうらみあり、此時にうらみざるなり、

憾而能眕者鮮矣、

眕すとは、しづまる義なり、すでにうらむることあれば、必亂逆をおこさんとして、其心やすからず、此時によくしづまるぞ、鮮しとは、上の三句に通じて云、かくの如くなる者は、すくなしとなり、註恣横は、ほしいまゝなるぞ、自安自重すとは、安重の二字、すべてしづまる義なり、必然之勢也とは、事のいきほひ必かくの如しとなり、

且夫賤妨貴、少陵長、

陵は、をかす義なり、

遠間親、

遠きは、うとくして遠きぞ、親きは、したしくして近きぞ、

新間舊、

ふ、姜は、齊國の姓なり、

美而無レ子、

美は、みめよきぞ、

其娣戴嬀生二桓公一、

娣は、諸侯の夫人、嫁する時、其同姓の年いもうと、これにしたがひて、共に嫁するを云、戴は謚、嬀は陳國の姓なり、桓は衞公の謚、其名は完、按するに此章左傳の本文、此句の上に又娶二于陳一曰二厲嬀一、生二孝伯一早死とあり、然る時は、戴嬀は厲嬀が娣なり、莊姜と異姓なり、其娣にあらざること、分明なる歟、されども今此文をぬきすてたる時は、莊姜の娣とするに似たり、不審なり、其文をあらためおほせざりしならん、

莊姜以爲二己子一、

やしなひごにしけり、

公子州吁、嬖人之子也、

公子とは、諸侯の子を云、州吁は名、嬖人とは、嬖は愛する義なり、莊公の愛せらるゝ、妾のうみたる子なり、

有レ寵而好レ兵、

州吁莊公の寵愛をたのみにして、兵器武藝をこのむ、

公弗レ禁、

莊公愛ふかき故に、これを制禁せず、

莊姜惡レ之、

嫡庶をみたりて、わか子に害あらんことををそる、これによりてにくめり、註 幸妾とは、幸も愛する義なり、

石碏諫曰、

石碏は、衞の大夫、諫とは莊公を諫るなり、

臣聞愛レ子、

臣とは、君に對して自稱する詞なり、

敎レ之以二義方一、

義方とは、方は道なり、義理の道を云、下に云六順の類これなり、

又これを勞することをしる、只ひたすらに、愛するのみなるは、姑息といひて、よく愛するにあらず、○此三章は、敬身にをいて衣服の制をつゝしむことに屬す、

○孔子曰、賢哉回也、

回は、即孔子の弟子顔子の名、字は子淵、

一簞食、

簞は竹にてあみたる器なり、食は、飯なり、顔子貧窮なる故に、只一簞を以て、飯をもるなり、

一瓢飲、

瓢は、なりひさごなり、俗にへうたんと云は、誤て上の簞の字を合せて、よびならはせり、飲は、のみ物なり、句義上に同じ、

在陋巷、

陋は、せばき義なり、巷は、俗に云小路なり、居處も亦わびし、

人不堪其憂、

世のつねの人は、其貧窮の憂に、たへがたし、

回也不改其樂、

回は此境界に居ても、よくこれに安んじて、心中の樂をば、これがためにあらためぬなり、○其樂とは、顔子は道と一體にして、元來心中に樂む所あり、簞瓢陋巷を樂むにあらず、

賢哉回也、

ふたゝび賢哉回也との玉ひて、深くほめ玉ふ、註泰然は、ゆたかなる意なり、嘆美、なげきほむるなり、○此章は敬身にをいて、飲食の節をつゝしむことに屬す、

右敬身、

衞莊公娶于齊東宮得臣之妹、

曰莊姜、

衞齊は、皆國の名、莊公は、衞の君、名は揚、東宮は、太子の居處なり、この故に、太子を東宮と云、得臣は、其名なり、莊姜は、莊公の夫人、莊とは、公の謚にしたか

愆則有レ辟、

愆は、業にをこたり功をなさゞるを云、有レ辟とは、其罪あるによりて、罰をあたふるなり、

古之制也、

制は、法度なり、此句、以上の一段を通してむすぶなり、〇按ずるに、古天子は耤田の禮あり、孟春の月、公卿大夫をひきゐ、南郊にみゆきして、みづから田をたがへし、其米穀を祭禮にそなへさせ玉ふ、王后は親蠶の禮あり、季春の月、宮女をひきゐ、北郊にみゆきして、みづから桑とり、宮中にて蠶をかはせ、祭服ををらせ玉ふ、玄紞は、其絲にて自をれるなるべし、是一つには、祖宗の祭祀を重んじ、二つには、人民の耕織を、すゝめさせ玉ふなり、[註]纓之無レ緌とは、纓緌の字義前篇に見えたり、此纓は、下よりまはして、上にかくる故に緌なし、以レ漸而加とは、漸々の次第を以て、加増するなり、供二其農桑之事一とは、供はそなふるなり、

吾冀而朝夕修レ我曰、必無レ廢二先人一、

廢つとは、すてうしなふ義なり、先人は、穆伯をさす、吾なんぢが、朝夕わが及ばざる所を、おさめたゞして、必先人よりつたはれる家業を、すてうしなふことなかれと、いましめいはまおしく、ねかふにとなり、

爾今曰胡不二自安一、

なんぢ我をおさめずして、反てなんぞ自富貴に安んぜざるとは、いへるぞとなり、

以レ是承二君之官一、

君は、魯の君をさす、此安逸を求る心を以て、君の官職をうくとぞ、

予懼穆伯之絶レ嗣也、

嗣は、世つぎなり、文伯罪を得て、穆伯があとたへなんことを、をそるとなり、[註]飾は、いましめたゞす義なり、墜はおつるなり、すたるゝ義にとる、敗亡は、やぶれほろぶるなり、曠二於禮一とは、禮法をしらずして、むなしきなり、禮とは、上に云古之制をさす、凛々はひやゝかなる意なり、愛而知レ勞之とは、論語に愛レ之能勿レ勞乎と云の意を引けり、よく人を愛する者は、

らず、舊說には玉の冠の兩旁へたれて、みゝがねをかくる者なりと、

公侯之夫人、加以紘綖、

公は三公、又公侯はみな諸侯の爵なり、公侯の妻を夫人と云、加るにとは、王后のをる玄紞の上に、又これを加てをるなり、紘は冠のをなり、綖は、玉の冠のいたゞきにはるきぬを云、

卿之內子爲大帶、

卿は六卿なり、卿の妻を內子と云、大帶はまへにてむすびさぐるきぬの帶なり、是公侯の夫人のすることに又これを加てするぞ、

命婦成祭服、

命婦は大夫の妻なり、成すとは、つくりなすなり、是卿の內子のすることに又これを加るなり、

列士之妻加之以朝服、

列士は上士なり、加之とは、亦命婦のすることにこれを加るなり、朝服の義前篇に見えたり、

自庶士以下皆衣其夫、

庶士は下士なり、庶士より以下は、庶人までなり、其妻たる者、夫のきるほどの物を、こと〴〵くをりきするなり、

社而賦事、

是より下は庶人の男女公私のために勞することをとく、社は仲春に社稷を祭る時を云、賦すとは、わかつ義なり、事は農耕蠶桑の業なり、春社の時に人々農桑の事業をわけうくるなり、

烝而獻功、

烝は宗廟の冬の祭の名なり、功は事の成就するを云、冬烝の時、其歳の米穀布帛の成功、各何ほどと云ことを上へいひあぐるなり、

男女效績、

效するはつとめきはむる義なり、績は功と同じ義なり、凡そ春社に事をうけてより、男は耕し、女は織ること、各つとめて其功績をいたす、

居吾語女、

居れとは、そこにゐよと云てとゞむるなり、語女とは、其いまだきかざることをしへんとなり、

民勞則思、

凡そ民辛勞する時は、心に思ひあり、

思則善心生、

くるしみ思ふことあれば、則善心出來る、

逸則淫、

逸はやすきなり、淫はとろくる義なり、凡そ民安逸なる時則淫蕩す、

淫則忘善、忘善則惡心生、

凡そ人の心善ならざる時は則惡なり、二つの物しばらくも並び立つことなし、

沃土之民不材、

沃はこえたる義なり、土は田地なり、不材は才能なきを云、

淫也、

沃土にはなりはひゆたかにして、其民淫逸なり、この故に善念をわすれ、惡心を生じて多くは不材なり、

瘠土之民莫不嚮義、

瘠はやせたるぞ、嚮はおもむく義なり、

勞也、

瘠土にはなりはひ少くして其民辛勞す、この故に惡心きざゝず、善念を生じて義におもむかずと云者なし、註喩之とは、これに命じてと云義なり、勤勞は、辛勤苦勞なり、安逸は、安閑放逸なり、淫蕩は、おぼれとろくるぞ、肥饒はこえゆたかなり、瘦薄はやせてうすきぞ、

是故王后親織玄紞、

是より下、古人は貴賤となく勤勞することを云、敬姜のをうみしより、事おこれるによりて、まづ婦女の勞をとく、王后は帝王のきさきなり、紞は冠の前後にたるゝ物なり、其色くろき故に玄紞と云、其義分明な

不稱其服、

彼人の人となり衣服に相應せずとなり、詩の本意は、小人位に居て其衣冠に相かなはざることを云、こゝには詞をかりて、服のたゞしからざるにとる、

子臧之服不稱也夫、

子臧が服、詩に云ごとく、かなはざるかな、この故に災をとれりとぞ、註翠鳥とは、翠はあをみどりの色なり、

○公父文伯退朝朝其母、

公父文伯がこと上に見えたり、退朝とは、魯君の朝廷よりかへるぞ、其母は即敬姜なり、

其母方績、

母其時にあたりてをゝうみて居けり、

文伯曰、以歜之家、

歜は文伯が名、わか家の富貴なるを以てなり、

而主猶績乎、

主は主人の妻を主母と云義なり、母を尊で君とするなり、

其母嘆曰、

文伯が富貴にをごれる意あることをなげゝり、

魯其亡乎、

魯の國はそれほろびなんかとぞ、意は下に見えたり、

使僮子備官、

僮子は、文伯をさして云、僮はをろかなる義なり、汝がやうにをろかなる子共を、官員にそなはらしむるとぞ、職に任ずる者其人にあらざるは、國のほろびんとするはしなればなり、

而未之聞邪、

而してとは、汝すでに官に居てとなり、之とは、人の勤勞すべき道理をさす、富貴にをごりて、勤勞すべきことをしらず、これによりて僮子と云たるぞ、註任非人とは、職に任ずること、其任ずべき人にあらずとなり、亦善謀國矣とは、此ことは、魯國の政のためにもよきはかりごとなるぞ、

緼袍とは、緼は麻をうちて綿として衣にいるゝを云、袍は即綿を入たる衣の名、是あたひのやすき衣なり、

與衣狐貉者立、

狐貉とは、狐はきつね、貉はたぬきなり、其皮にてしたるかはきぬを云、あたひのたかき衣なり、立はたちならびてと云義なり、

而不恥者、

貧富を以て其心を動かさず、

其由也與、

由は子路の名なり、是子路の志俗情をはなれて、道義にすゝむべきことをほめ玉ふ、實に此事ありとにはあらず、註枲著とは、枲はをなり、著は衣に綿入るゝことなり、をゝ綿として衣の中へ入るゝを云、

○鄭子臧出奔宋、

鄭は國の名、子臧は、鄭の文公の子、父に罪をえたるによりて、にげ出でゝ、宋に居れり、

好聚鷸冠、

聚はあつむるぞ、鷸は鳥の名、其色みどりなり、此鳥の羽をあつめてしたる冠を好みてきるなり、

鄭伯聞而惡之、

鄭伯は即文公、伯は爵なり、子臧が非禮の服きたることを聞て、これを惡めり、

使盜殺之、

盜賊にいひつけて、子臧を殺さしむ、

君子曰、

そのかみの君子此ことを論じて云ぞ、

服之不衷身之災也、

衣服は身の儀表なり、あやしくたゞしからざる物きる時は、則必其身に災あり、

詩曰、

曹風侯人の篇なり、

彼其之子、

只彼人と云義なり、

使者のために門ひらく、子羔これによりて出るなり、註寇盜は、盜賊なり、觀聖人微服過宋可見矣とは、微服の微はいやしき義なり、賤者の衣服を云、宋の司馬桓魋と云者、孔子を殺さんとしける時、孔子賤者の服をきて、ひそかに宋の地をすぎさり玉ふ、これを見て、子羔のしわざ厚きにすぎて、時中にかなはざることを見つべしとなり、○此三章は、敬身にをいて、心術をつゝしめる事實なり、

○南容三復白圭、

南容は孔子の弟子、姓は南宮、名は縚又名は适、字は子容、南容とは姓と字を略して云、白圭は詩の大雅抑の篇に、白圭之玷尚可磨也、斯言之玷不可爲也と云ことあり、圭は天子諸侯往來のわりふなり、白玉にてつくれるを白圭と云、白圭は重寶なりといへども、其かけたるはなをみがきてなをすべし、口に云ことばのきずは、一たび出ては、後にいかんともせられずとなりこれを三復すとは、いくたびもくりかへしてよむことなり、必三度にはかぎらず、南容言をつゝしむ意ふかき故に、毎日此詩をよみては、いくたびもくりかへして吟ずるなり、

孔子以其兄之子妻之、

孔子南容が言をつゝしむを見玉ひて、かれ國に道ある時は、すてをかれずして用らるべし、國に道なき時は、身のわざはひをのがるべき者なりとて、其兄のむすめを、これに妻あはさせ玉ふ、註居南宮とは、古の大家は諸子皆父と居をことにして、一家の內に、東西南北の宮あり、南容は、孟孫氏が子にして、南宮に居けるによりて、其後これを姓とす、家語は、孔子一家の語を集めしるしたる書の名なり、

○子路無宿諾、

子路は孔子の弟子、姓は仲、名は由、子路は其字なり、子路つねに其いひつることを、必すみやかに行ふ、この故に、人に許諾をして、うけたることあれば、しばらくもとゞめをくことなくて、即時にはやくこれをどけしなり、○此二章は、敬身にをいて言語をつゝしむの事實にして、威儀の則にかくるなり、

○孔子曰、衣敝縕袍、

影とは、家語を按ずるに、孔子の影を云、されども此註に敬人之至と云時は、なべて人の影をいへる歟、

啓蟄不殺、

啓は、ひらくなり、蟄は、すごもるぞ、蟲の冬すごもりたるが、春あなをひらいて出るを云、これを殺さゞるは、物を愛するの至りなり、

方長不折、

方ははじめなり、方長とは草木のはじめておひたつを云、不折の義は不殺に同じ、

衞輒之難、

輒は衞の出公の名なり、難とは輒が父蒯聵其父靈公に罪を得て、外にありけるが、靈公卒して後、蒯聵國に入らんとしけるを、輒兵を以てふせぎたる時のことなり、

出而門閉、

子羔にげ出る時に、城の門を閉て、出ることを得ず、

或曰此有徑、

これより出よとなり、

子羔曰、

子皐を此字にも作れり、

吾聞之君子不徑、

徑よりゆかぬぞ、是身を守るの至りなり、

曰、

又或曰く、

此有竇、

竇は垣の穴なり、

子羔曰、吾聞之君子不竇、

穴より出でずとなり、句義上に同じ、

有間使者至、

有間てとは、しばらくありてなり、使者外より來れるぞ、

門啓而出、

惡色は、非禮の色なり、伯夷は聖の淸にて、身をたもつこと、極めていさぎよき人なりければ、非禮の色をかりにも目にかくることとなし、

耳不レ聽二惡聲一、

惡聲は、非禮の聲なり、句義上に同じ、○此章は、即姦聲亂色、不レ留二聰明一と云の意なり、

○子游爲二武城宰一、

子游は、孔子の弟子、姓は言、名は偃、子游は其字なり、武城は、魯國の邑の名、宰は、其所の奉行なり、

子曰、女得レ人焉爾乎、

武城にをいて、友なひ交る人を得たりやと、問玉ふ、

曰、

子游の答なり、

有二澹臺滅明者一、

澹臺は姓、滅明は名、字を子羽と云、

行不レ由レ徑、

徑は、小にしてちかき道なり、これに由らずとは、徑よりしてゆかぬぞ、

非二公事一、未三嘗至二於偃之室一也、

公事は公儀にかゝりたることを云、鄉射飮酒の禮、讀法の會などを云なり、偃之室とは、子游の居るところを云、私ごとのためには邑宰にまみえぬなり、註魯下邑とは、魯の君の手したの邑にして、諸臣の領地にはあらずとなり、路之小而捷者とは、すぐさまにてちかき故に、はやきなり、讀法は、國の法度を諸人によみきかするぞ、不レ由レ徑と云一段の意、見レ小とは、小利を見てとなり、自守とは、自其志を守るなり、是此二端を以て、滅明が人となりの、大本を見つべしとなり、焉爾乎三字と云一段の意、助語は、言語をたすくることばなり、聖人のことばは、ゆるやかにてせまらざる故に、たすけ字多きなり、

○高柴自レ見二孔子一、

見とは、始て弟子となりて、敎をうくる時を云、

足不レ履レ影、

詮二つなり、

犯而不校、

犯すとは、人非義を以て、己にふるゝなり、不校とは、共に其是非をはからぬなり、德量ひろくして、人我のへだてなき故に、少々ふれをかすことあれども、是非の意うごかず、

昔者吾友、

友は、顏子なりと云、顏子卒して後の、なげきなるべし、

嘗從事於斯矣、

斯とは、上の五つのことをさす、從事於斯とは、其事について、つとむる所、此あまたの者にありと云詞なり、されども此句は、只むかし吾友、かつて此事實を、ふみきたれりと云意なり、其工夫を用ること、こゝにありと云にはあらず、又すべてこれ、外より其人を見ることかくの如し、其人意ありて、かくの如くせしとにはあらず、註此友を顏子とすることは、是等の事顏子にあらずば、及まじければなり、顏子之心と云一段、顏子の心むなしき故に、義理のきはまりなきことをしる、其量ひろき故に物我のへだてあることを見ず、されども其心むなしき者は、必其量も亦ひろし、二つの者相よつてあるなり、〇此章は、明倫にをいて、朋友相たすけ相いつくしむの事實なり、

〇孔子曰、晏平仲善與人交、

晏は姓、平は謚、仲は字、其名を嬰と云、齊の大夫なり、孔子と時を同うす、善與人交とは、人と交ることとよきぞ、

久而敬之、

人の交り、始には敬すれども、後にはなれやすし、晏嬰が交り久して能敬す、これ其よき所なり、〇此章は、明倫にをいて、朋友相敬するの事實なり、〇以上は朋友の交なり、

右明倫、

註李氏は、名字いまだ審ならず、

孟子曰、伯夷目不視惡色、

而相謂曰、我等小人、

我等ごときの小人となり、

不可以履君子之庭、

君子は、西伯をさす、

乃相讓、

對決をへずして、爭ふ所を相ゆづる、

以其所爭田爲閒田而退、

閒田とは、閒はいたづらなる義なり、いたづらにして、主なき田地は、おほやけの王土なり、これ二國相ゆづりてとらざる故に、閒田となるぞ、退くとは、各本國にかへるなり、

天下聞而歸之者、四十餘國、

聞てとは、虞芮の相讓ることを聞てなり、歸之とは、周につきしたがふぞ、皆西伯の德に感ずればなり、○此章は明倫にをいて、長幼相讓の事實なり、虞芮のこと、長幼の倫にはあらざれども、爭ひをやめ、讓りをたつとむこと、長幼の主とする所なれば、これを付てしるせり、○以上は長幼の序なり、

○曾子曰、以能問於不能、

能は、義理にをいて、よくなしうるを云、されども義理はきはまりなく、又自信せざることある故に、不能の人にも問ことあり、をのれよくすとは知ながら、つとめてへりくだるにはあらず、

以多問於寡、

多は、義理にをいて、おほくしることあるを云、寡は、すくなきぞ、多の對なり、句義上に同じ、

有若無、

有とは、義理のをのれにそなはりてあるを云、無は有の對なり、句義上に同じ、

實若虛、

實とは、義理のをのれにみちたれるを云、虛は實の對なり、句義上に同じ、有無を以ていへば、能と多とは有なり、不能と寡とは無なり、虛實を以ていへば、能と多とは實なり、不能と寡とは虛なり、四つの者、所

盍往質焉、
何ぞ周にゆきて此是非をたゞさゞらんとぞ、仁人は私なき者にて、其裁許おほやけなるが故なり、
乃相與朝周、
朝すとは、ゆきてまみゆるぞ、
入其境、
國ざかひなり、
則耕者讓畔、
畔は、田のあぜなり、耕作をする者、さいめのあぜを、わが人のと、あらそはず、相互に推しゆづるなり、
行者讓路、
ゆきかふ者、互に相さけて、其路をゆづる、
入其邑、
邑とは、城下をさす、
男女異路、
男子は右をゆき、女子は左をゆきて、男女別なり、
斑白者不提挈、
斑白は、即頒白なり、其義前篇に見えたり、
入其朝、
周の朝廷なり、
士讓爲大夫、
士は太夫たる者を尊みて、何事をも推ゆづるなり、是貴きを貴むなり、一説に、士讓爲大夫とよむ、士のえらまれて大夫となる時に、辭讓してたやすくすゝみのぼらず、是爵祿をむさぼらぬなり、
大夫讓爲卿、
句義上に同じ、
二國之君感、
周の俗、其君の德に化して、禮讓の風、かくの如く盛なり、虞芮の君、隣國として、互に禮讓をわすれて、田を争ふ、この故に皆これを見て、感じはづるなり、

象を封じて、有庫の君とし玉ふも、亦これを親しみて、貴からしめ、これを愛して、富しめんとのことのみなり、〇此章は、明倫の篇の、兄愛すと云ふ事實なり、

〇伯夷叔齊、孤竹君之二子也、

孤竹は、國の名なり、

父欲立叔齊、

弟の叔齊を、位にたてゝ世をつがせんと思へり、

及父卒叔齊讓伯夷、

伯夷兄なる故に、叔齊父の命あれども、これにしたかはずして、國を讓る、

伯夷曰、父命也、

叔齊が世をつがんこと父の命なれば、そむくべからずとなり、

遂逃去、

逃去て國を出たり、

叔齊亦不肯立、而逃之、國人立

其中子、

孤竹國の人伯夷と叔齊との間の子をたてゝ、君とするなり、[註]天倫とは、兄弟の次第は、天よりをきついでたる者なればなり、〇此章は、明倫の篇の、弟敬すと云の事實なり、

〇虞芮之君、

虞芮は、皆國の名なり、

相與爭田、

國ざかひの田を爭へり、

久而不平、

其論久く平かならず、

乃相謂曰、

二國の君相いふぞ、

西伯仁人也、

西伯は、周の文王なり、伯は長なり、そのかみ西方の諸侯の、おさなる故に、西伯と云、

を云、

又不レ遣レ妾、

不レ遣とは、をひ出さぬぞ、

何以得レ去、終不レ聽、

註酬酢は、皆むくふなり、酒をくみかへすことを云、主人客に献ずる時、客主人にむくふを酢と云、主人又客にむくふを酬と云、賛者は、禮をたすくる者なり、婿はむこ、婦はよめなり、○此二章は、明倫の篇、烈女不レ更二二夫一、又一與レ之齊、終レ身不レ改と云の事實なり、○以上は夫婦の別なり、

○萬章問曰、象日以レ殺レ舜爲レ事、

象日々に舜を殺さんとする事のみを、其事とするなり、

立爲二天子一、則放レ之何也、

立は、位に立ぞ、放は、其所にとめをきて、いつくへもやらすなり、萬章舜天子となり玉ふ時に、法を正して象を誅せず、只これををき玉へることを疑ふ、

孟子曰、封レ之也、

封ずとは、天子より地をあたへて、君をたてをくことを云、舜まことには、象を有庳の地に封じ玉ふ、この故に封レ之也と云、

或曰放焉、

ある者つたへあやまりて、をき玉ふと云なり、然る時は、これを誅せんとし玉はざること云に及ばず、

仁人之於レ弟也、

是より舜の象を誅せんとし玉ふ意なく、又をき玉ふにもあらずと云の義をのぶ、されども仁人とは、ひろく云なり、只舜のみをいはず、

不レ藏レ怒焉、不レ宿レ怨焉、

仁人の友愛、至性に出づ、この故に若怒り怨むべきことありといへども、亦しばらくにとけちりて、胸中にかくれとゞまらず、

親二愛之一而已矣、

只これを親しみいつくしむことを、知るのみなり、舜

せしめんとす、

共姜不許、作柏舟之詩、

共姜詩を作て、志をのぶ、此詩詩經の鄘風に入て、柏舟の篇と云、其起句に、汎 彼柏舟とあればなり、

以死自誓、

詩の中に、之死矢靡他と云句あり、これ死を以て自誓なり、靡他とは、別の心なからんとなり、

○蔡人妻、宋人之女也、

蔡宋は、皆國の名、夫婦共に其名つたはらず、

既嫁、而夫有惡疾、

惡疾は、癩なり、

其母將改嫁之、

其母は、女の母なり、改嫁すとは、改て他人に嫁するなり、

女曰、夫之不幸、乃妾之不幸也、

不幸とは俗に云、ふさいはひなり、妾の字義上に見えたり、

奈何去之、

去は、のがるゝ義なり、

適人之道、

適すと云も嫁することなり、

一與之醮、

醮の字義、前篇に見えたり、此醮は、昏禮に、男女始て酒をのむ時、賛者男女の杯に、各三たびくみて、さしもかへしもせざるを云、按するに是夫婦をひとしくする義なり、

終身不改、

改め嫁せざるなり、

不幸遇惡疾、

夫の惡疾にあふなり、

彼無大故、

彼とは、夫をさす、大故は、大なることゆへなり、惡逆

仁を求るの法とす、

○公父文伯之母、

公父は氏、文は謚、伯は字、其名は歜、魯の太夫なり、其母姓は姜、敬と謚して、敬姜と云、季氏に嫁するによりて季敬姜とも云なり、

季康子之從祖叔母也、

季康子も魯の大夫、季孫氏、名は肥、康は謚なり、從祖叔母とは、祖父の弟の妻なり、按ずるに、文伯が父穆伯は、季孫氏の先祖季友がために、玄孫の支子にして、親盡る故に穆伯か世より、別に氏族をたてゝ、公父氏と稱するなり、

康子往焉、

ゆきて敬姜にまみゆ、

闢門而與之言、

敬姜只寢門をひらきて、康子と物云なり、

皆不踰閾、

敬姜も閾をこえて出でず、康子も閾をこえて入らず、

仲尼聞之、以爲別於男女之禮矣、

ほめ玉ふなり、婦人送迎するに、門を出でず、兄弟にあふに閾をこえずと云こと、古の禮文ありと見えたり○此二章は、明倫の篇、男女有別と云の事實なり、

○衞共姜者、衞世子共伯之妻也、

共姜は、齊國のむすめ、共は謚、其夫の謚にしたがふ、姜は齊國の姓なり、世子の字義、上に見えたり、共伯名は餘、伯は其字なり、

共伯蚤死、

わかじにしたり、

共姜守義、

あらため嫁せざるの義を守る、

父母欲奪而嫁之、

共姜が父母、其義を守る志を、うばひとりて、他に嫁

德は、得の字の義にて、道理を、心に得るを云、聚は、あつまるなり、敬する時は一心存在して、はなれさらず、心存する時は、道理己に得て、ちりうせず、この故に敬をたつとみて、德のあつまる道なりと云、按ずるに、是はまづ郤缺が夫婦の間に敬あることをつげて、其上にいひつる、ことばなるべし、

能敬必有德、

人よく敬すれば必德ありて、其身にそなはる、

德以治民、

德あつて、下にのぞめば、人をのづからこれに化す、この故に、德ある人は、此德を以て、民を治るにたれり、

君請用之、

君に郤缺をあげ用ひられよと、こひ求めたり、

臣聞出門如賓、承事如祭、仁之則也、

臣とは、舊季自いふ詞なり、出門如賓とは、かりそめに門戶を出てあふ所の人あれば、賓客をいでむかふるが如くに、敬するなり、承事如祭とは、何事をうけをこなふをも、祭祀につかふまつる如くに、敬するなり、此二句は古語なり、かくの如くに、常々敬を持すれば、私欲をこなはれず、心德全うして、仁にすゝむ、是仁をする法則なり、この故に孔子も、此語を以て、仲弓仁を問に答玉ふ、舊季はこれを引て、敬は德の聚なりと云意を述ぶ、仁は即德なり、

文公以爲下軍大夫、

下軍大夫は、官の名なり、晉の國其臣民を三軍にわかちて、中軍上軍下軍とす、文公、舊季がすゝめをきゝいれて、郤缺を以て、下軍大夫として、其軍事をつかさどらしむ、後に郤缺果して勳功をなしければ、卿の位にあがり、故郷冀の邑を所領にうけ、舊季も其賞をかうむりにけり、註脩己以安百姓、これは孔子の詞なり、安ずとは、平にする義なり、私意無所容而心德全矣とは、仁は一心の全德にして、心を害する者は私欲なり、敬する時は、私意きざしもせず、たくはへもせずして、心の德をのづから全し、この故に敬を以て

古註に、闕は謚なれば、此一字あまれり、只王とばかりあるべしと云、又これは後に記す者の詞にて、かく云ともいへり、

欲與我誅齒者袒右、

誅は、せむるなり、袒右とは、これを以て、同心のしるしとせよとなり、

市人從之者四百人、

從之とは、右をかたぬいで、王孫賈にくみすることを云、

與誅淖齒刺而殺之、

さしころしたり、○此二章は、亦明倫の篇、忠臣不事二君と云の義を守りて君の仇を報じたる事實なり、ことに王孫賈が母、君のために、忠義をたてゝ、子のために、恩愛をたちしこと、最たつとみ賞ずべし、○以上は君臣の義なり、

○臼季使過冀、

舊季は、晋國の臣、姓は臼、名は胥臣、季は其字なり、

冀は、晋の邑の名、臼季君の使に出たる時に、冀の邑をとをるなり、

見冀缺耨、其妻饁之、敬相待如賓、

缺は、冀邑の人の名、姓は郤、死して後成と謚して、郤成子と稱す、耨は、田の草をとるなり、饁すとは、野外へ食をもちをくるなり、相待すとは、互にあひしらふことを云、田野の外夫婦の間、最なれてあなどりやすき處なり、されども其相うやまへること、賓客に對するがし、

與之歸、

舊季、郤缺が夫婦の禮、うや／＼しきを見て、これに感じ、郤缺をいざなひ、共につれて、朝廷にかへる、

言諸文公曰、

文公は、其時の晋の君、名は重耳、これ郤缺を其君にすゝめあげんとして、いひ入るなり、

敬德之聚也、

り、只人の二心をはぢしめんためのみにあらず、

後又伏於橋下欲殺襄子、襄子殺之、

豫讓再犯する故に殺せり、[註]舍生取義とは、孟子の語なり、

○王孫賈事齊閔王、

王孫は姓、賈は名、齊の太夫なり、齊王名は地、閔は謚なり、

王出走、

燕より齊をせめやぶりしかば、閔王出て、莒の國に走り、ついに其臣淖齒に殺されたり、

賈失王之處、

王孫賈閔王を見うしなひて、其家に歸る、

其母曰、女朝去而晚來、

あさ出て、晚に歸るなり、

則吾倚門而望、

倚は、よりかゝるぞ、門は、家の門なり、望とは、ながめてまつぞ、

女暮出而不還、則吾倚閭而望、

閭は其里の總門なり、

女今事王、

汝今王に事る時は、汝其君を思こと、わが汝を思ふ如くにあるべきなり、

王出走、女不知其處、女尚何歸、

今なを何の面目ありて、歸るぞとなり、[註]楚人淖齒は、もと楚國の人にして、後に齊國の相となる、淖は姓、齒は名なり、巷は、里のまちなり、

王孫賈乃入市中曰、

王孫賈母にはげまされて、王のゆくゑをたづね、淖齒に殺されたることを知りければ、淖齒をせめんがために、人をもよほさんとして、市のちまたに入て、諸人にふれ告るなり、

淖齒亂齊國殺閔王、

行はゆく、乞はこふなり、市町をありきて、物もらひをするぞ、皆これ又襄子を殺さんとする謀なり、

みしらぬなり、

其妻不識也、

其友識之、

此識を、一説に、其志をしると云、

爲之泣曰、

豫讓をあはれみてなり、

以子之才、

子は、男子の通稱、互にたつとみて、相よぶ詞なり、これ豫讓をさして云、才は、才能なり、

臣事趙孟、

趙孟は、即襄子なり、智伯と云が如し、伯は嫡長子、孟は庶長子なり、皆其字なるべし、

必得近幸、

近幸は、したしみ愛せらるゝ義なり、

子乃爲所欲爲、

所欲爲は、襄子を殺さんとすることを云、

顧不易邪、何乃自苦如此、讓曰、

委質爲臣、

委質とは、委は物を地にをく義なり、ひざをおりふしてと云が如し、身をまかせて、したがふ意なり、

而求殺之、是二心也、

二心は、ふたごゝろなり、

吾所以爲此者、

此とは、自苦むことをさす、

將以愧天下後世之爲人臣、而懷二心者也、

わがこれをすることは、人の二心をさへ、はぢしめんとてこそはすれ、われ何ぞ却て自二心あるべきと云意なり、豫讓が本意は、主のために、仇を報ずるにあ

智伯之臣豫讓、

豫は姓、讓は名、

欲爲之報仇、

主のために、かたきをうたんとす、

乃詐爲刑人、

刑人は、罪あるにより、刑法にかゝりて、役につかはるゝ者なり、

挾匕首、

匕首は、短き劒を云、これをひそかに、さしはさみもつ、

入襄子宮中塗厠、

かはやのかべをぬるなり、これによりて、襄子を殺さんとす、

左右欲殺之、

襄子が左右の者、豫讓を見つけて殺さんとす、

襄子曰、智伯死無後、而此人欲爲報仇、

爲にとは、智伯がためになり、

眞義士也、

死して後なき主のために、其仇を報ぜんとするは、眞實に義を守るさむらひなり、

吾謹避之耳、

避んとは、よけんと云詞なり、吾用心して、これをよけんぞ、殺さゞれとて、はなちやるなり、[註]溲溺は、いばりなり、其首類匕とは、匕は飯かひなり、劒のつかゞしら、これに似たるぞ、泥塗は、皆どろなり溷廁は、かはやなり、

讓又漆身爲癩、

うるしまけの瘡、癩に似たればなり、

呑炭爲啞、

啞は、をしなり、炭をのみて、其聲をからせり、

行乞於市、

く誠なる故に、昭々の處なればとて、其節義をのべひろげず、

不爲冥冥惰行、

冥々は、かくれてくらきなり、冥々の處なればとて、其德行ををこたりすてず、

蘧伯玉衛之賢大夫也、仁而有智、

仁愛にして、智慧あり、

敬於事上、

忠臣なり、

此其人、

此とは、上の仁知敬をさす、其とは、伯玉をさす、其人とは、其人となりと云義なり、

必不以闇昧廢禮、

闇昧は、皆くらきぞ、人のみぬ處を云、禮は、公門に下る禮をさす、

是以知之、

何以知之と云のこたへなり、

公使人視之、果伯玉也、

果してとは、決定してと云義なり、事天とは、天は道理の形體にして、時とし處として、あらざる所なし、この故に、をそれたつとむべき者これにしくはなし、孝子の親を敬すること天の如くなる故に、天に事るが如しと云、〇此章は明倫篇臣共しと云の事實なり、

〇趙襄子殺智伯、

趙襄子は、趙氏、名は無恤、襄は其謚なり、智伯は、智氏、名は瑤、伯は其字、みな晋の大夫なり、襄子知伯を殺して、其後を滅す、

漆其頭以爲飲器、

飲器とは、酒をのむ器と云、又いばりを入る器と云、二説あり、頭を以て飲器とするは、うらみある故に、これをはぢしむるなり、

べからず、この故に一時の大權と云、此一事に就きて、經と權とを對して云時は、かれにもこれにも、各一分の義理あり、されども、此書に夷齊の事をのせられたるは、只萬世不易の常道を以て、人に示さんとなり、○此章は、明倫の篇忠臣不事二君と云の事實なり、

○衛靈公與夫人夜坐、

衛は、國の名、靈は、衛公の謚、其名は元、夫人は、公侯の妻の爵なり、此夫人は、南子なり、

聞車聲轔轔至闕而止、過闕復有聲、

轔々は、車の聲、闕は、公門なり、車にのれる者闕にてをりて、又のりてゆく、この故に、かくの如くにきこゆるなり、

公問夫人曰、知此爲誰、

此とは、車にのれる者をさす、

夫人曰、此蘧伯玉也、

蘧伯玉は、衛の太夫、姓は蘧、名は瑗、伯玉は其字なり、

公曰、何以知之、夫人曰、妾聞禮下公門式路馬、

妾とは、夫人なれども、自稱する故に、卑下してなり、禮は、古の禮文なり、下とは、車よりおるゝなり、式の義前に見えたり、路馬とは、路は大の字の義なり、君の馬なる故に、尊みて路馬と云、一説に云、路車をかくる馬なり、路は車の名なり、

所以廣敬也、

君を敬する心を、をしひろめて、これまでに及ぶなり、按ずるに、禮の文こゝに止るべし、

夫忠臣與孝子、

是より夫人の詞なり、

不爲昭昭信節、

昭々は、あらはれて明かなるぞ、

節は、守る所のみさほなり、忠臣孝子の心は、うらな

いさむ、此時紂は王にして、武王はなを諸侯なればなり、

左右欲兵之、

兵すとは、殺す義なり、武王の左右にさむらふ人、いかりてこれを殺さんとす、

太公曰、

太公は、武王の臣呂望が號なり、

此義人也、

君臣の義を守る人なりと、

扶而去之、

二子をたすけかゝへて、のがれ去らしむるなり、註孤竹は、國の名なり、呂望、呂は氏、望は名なり、夷齊の、諫の語、本章と共に、史記の列傳に出たり、搊は、かゝふる義なり、

武王已平殷亂、天下宗周、

宗とすとは、これをたつとみて、君とするなり、

而伯夷叔齊恥之、

天下皆周をたつとむといへども、只二子のみ、二君につかふることをはづ、

義不食周粟、

粟は、もみなり、されどもこゝにては、只米穀のことにして俸祿をさす、二子の意に思はく、今われ義にをいて、周の祿をうくべからずとなり、

隱於首陽山、

首陽は、名の山、

採薇而食之、遂餓而死、

穀食を得ざる故なり、註經は、常道なり、權は、經の行はれざる時に變じて、其宜きに、かなふを云、二子の守れる所の義は、いづれの時にをいても、人みなこれを法として、異論なきものなり、この故に、萬世の大經と云、武王の處する所の義は、武王の聖にして、商紂が惡にあひ、しかも天命人心の歸する時勢に乘せざれば、此事をなしがたし、これを以て、後世の敎とす

於レ是遂行、

微子の意、紂が必定諫をきくまじきことを知ゆへに、國の滅亡、今に及びて、先王のまつりの、たえなんことをかなしむ、この故に、君臣の義に托してのがれさる、一說に、これも亦紂をさとすの意ありと云、按ずるに此三人のこと、論語幷殷の本紀には、微子の去こと、二子より先にあり、又書經を考るに、此事三人始より相はかりて、微子は商の世をつぐべき人なる故に、其子比干これをすゝめて、さらしむると見えたり
註庶兄は、庶母のうみたる兄を云、宗祀は、宗廟の祭なり、

孔子曰、殷有二三仁一焉、

これ孔子三子を合せて、論じ玉ふことばなり、殷は、即商なり、商の世を、中ごろより、殷ともいへるなり、三仁とは、三子をさす、皆仁者とゆるさるゝなり、三子の行同じからざる時は、其間に得失あるべきに似たり、されども、皆君のほろび、國の失なはれんことを、いためる心、誠至りて、少しも爲にする所なし、其跡同じからざることは、各義のあたれる所に、安んずればなり、仁は人心の全德にして、物を愛する道理なり、三子のする所、みな君と國とを、愛するの理にかなひて、其愛する意、もとより至誠なる故に、亦皆本心の德全し、この故に、同じくこれを仁との玉へり、註惻怛は、いたむなり、不レ拂二乎愛之理一とは、二人直言していさめ、一人は君をすてゝ去る、みな其愛の理にもとれるに似て、實はもとらざるなり、〇此章は明倫の篇臣事レ君以レ忠と云の事實なり、

〇武王伐レ紂、

商紂が暴惡、日々に甚しくなりしかば、天下の人たへかねて、皆これにそむき、周の武王に、紂を伐て世をすくはんことをこふ、即是天命人心の歸する所なり、武王やむことを得ず、天に應じ、人に順て紂を伐つ、

伯夷叔齊叩レ馬而諫、

伯夷叔齊は、孤竹の君の二子なり、伯と叔とは、兄弟の次第なり、夷と齊とは、其謚なり、馬とは、車をかけたる馬を云、武王出陣の時に、二子兵車の前にあたりて、臣として君を殺すこと、仁道なりと云べからずと

紂怒曰吾聞聖人之心有七竅、

比干直言して諫る故に、紂なづけて聖人と云なり、心は、心の臓なり、竅は、あなゝり、按ずるに、これ其心に七竅あるゆへに、通明人にことなりとの義なるべし、

信有諸乎、乃遂殺王子比干刳視其心、

心をわり出して見たるぞ、箕子がいさめも直言なれど、紂が怒いまだ甚しからずして殺さゞるなり、されども、史記に兩説あり、此章は宋の世家なり、又殷の本紀には、比干が死を、箕子のとらはるゝよりも先とす、然る時は、箕子の意、比干に次でいさむる時は、益なきのみならずして、我も殺さるべし、然ればたゞに君の暴惡をますことゝ思ふ故に、佯狂して奴となるなり、

微子曰、

微子名は啓、微は封國の名、子は爵なり、紂が庶兄なり、

父子有骨肉、

父子は骨と肉と相つきたるやうの、したしみありて、はなるべからず、

而臣主以義屬、

主は、君なり、屬は、つらなる義なり、君臣の間は、義を以てつゞける者なり、

故父有過子三諫而不聽、則隨而號之、

句義前篇に見えたり、父の命にはしたがひながら、なを號泣して、其感悟をねがふなり、

人臣三諫而不聽、則其義可以去矣、

其義すでにつきたれば、これを以て去べきなり、微子すでにしばしばいさむれども、きかざる故に、かくいへり、

り、

乃被髮佯狂而爲奴、

被髮とは、髮をみだりて、頭にかうむるぞ、佯狂とは、いつはりて物にくるふぞ、奴は、やつこなり、紂箕子をとらへて、奴としてつかふ故に、箕子佯狂して、其辱しめをうく、一說に、其佯狂することも、紂をさとさんの、一術なりと云、按ずるに、箕子は同姓の臣なる故に、もとよりたち去べき義なし、されども、此こたへ、此しわざ、皆君をさとせる意あるに似たり、

遂隱而鼓琴以自悲、

後には遂に身をかくして居り、曲をつくり、琴にのせて、其君と相かなはざることを、われとひとりかなしめり、

故傳之曰箕子操、

操は、琴曲の一體なり、世に其曲をつたへて、箕子操と云、嬖すとは、愛する義なり、妲己は、美女の名、酒池肉林とは、酒をたゝへて池となし、肉をかけて林となし、諸人にのみくらはしめて、これを見てたのしむなり、傳曰と云傳はいづれの書たることをしらず、書の泰誓に、囚奴正士と云、これ其本事なり、

王子比干者、亦紂之親戚也、

王子とは、商王の子なり、比干は其名なり、亦紂が諸父なり、

見箕子諫不聽而爲奴、則曰、君有過而不以死爭、

以死とは、いのちをかけてと云義なり、

則百姓何辜、

紂其惡をほしいまゝにして、つみなき百姓をそこなふ、この故に、比干の曰く、今君あやまちあるを見ながら、身をすてゝ、いさめとゞむるとなくば、百姓に何のつみありて、此暴虐をかうむらしめんとなり、

乃直言諫紂、

直言とは、まつすぐにいひて、いみはゞかることなきを云、

必爲玉杯、

玉杯は、玉のさかづきなり、をごりの意すでにきざす時は、其いきほひ必長するによりてなり、

爲玉杯、則必思遠方珍怪之物、而御之矣、

珍怪とは、めづらしくあやしきぞ、玉杯の次には、必遠國の珍貴怪異の物を、ねがひ求めて、これを用ひんとするなり、

輿馬宮室之漸自此始、不可振也、

輿は、車なり、漸は、事の由緒なり、凡そ車馬宮室等の美を求る由緒、皆此象箸より始りて、後にはすくひとゞめらるまじきとぞ、是其歎く意なり、註諸父は、伯父叔父の類を云、救とは、たすけとゞむる義なり、

紂爲淫泆、

淫は、すぎたるぞ、酒色にふけり、華奢をこのみて、やまざるを云、泆は、ほしいまゝなり、放逸にしておさまらざることを云、

箕子諫紂、不聽而囚之、

諫をきかぬのみならずして、これをめしこめてをく、按ずるに、箕子紂がをごりのきざすよりして、なげく時は、いまだ淫泆に至らざる内にも諫べし、されども紂きかず、こゝに至りてつよく諫る故に、いかりてとらへたるならん、

人或曰、可以去矣、

可以去とは、君臣は義を以てあふ者なれば、此いさめきかれざるを以て、たち去て、紂につかへざれとなり、

箕子曰、爲人臣、諫不聽而去、是彰君之惡、而自說於民、

我のみよき者となりて、自民によろこばるゝことをするなり、

吾不忍爲也、

人はともあれ、我はかくするに、たへしのびずとな

戰戰兢兢、

戰々は、をぢおそるゝ貌、兢々は、いましめつゝし貌、

如臨深淵、如履薄氷、

これ戰兢の意なり、形のたもちがたきを、あやぶむこと、かくの如くにしてとなり、

而今而後吾知免夫、

今死なんとするに至て、而して後に、われ此身體の毀傷に免れぬることを、知れるかなとぞ、

小子、

門弟子のことなり、すでに其意をつげをはりて、又門人をよびかけて、ねんごろに意を致す、其いましめさとせることと、最深切なり、[註]反覆は、くりかへす義なり、丁寧は、ねんごろなる義なり、范氏の説分明なり按ずるに、德行は大いにして、身體はすこしきなり、戰陳無勇非孝也と云時は、たとひ身體はそこぬるとも、其義にあたる時は、德行にわづらひなし、若德行かくることあらば、其身體は全くとも、死にのぞむ時、ひらきて人に示されんや、只德行を全うして、又身體をもかゝざること、最かたきことなり、されば曾子の手足をひらかしめられたるは、德行にかくることなき上にてのことなり、身體をおもんじて、德行をかろんずるにあらず、○此章は、明倫の篇、身體髮膚、不敢毀傷、又行父母之遺體敢不敬と云の事實なり、

○以上は父子の親なり、

○箕子者紂親戚也、

箕子は、商の臣、箕は、其封せられたる國の名、子は、其爵なり、紂は、商王の號、名は受、親戚とは、其伯叔の類なり、

紂始爲象箸、

象箸は、象牙のはしなり、

箕子歎曰、

紂がをごりのきざせることを歎なり、

彼爲象箸、

彼とは、紂をさす、

如有求而弗得、
親をふと見うしなひて、たづね求れども、これを得ざるが如し、其貌皇々焉たり、

既殯、
殯は、かりもがりなり、三日に入棺して、葬るに至るまで和を西階の上にうつし置き、其外をぬりまはして、失火のそなへとす、これを殯と云、

望望焉、
望々とは、あふひで思ふ貌なり、一説に、ながめて思ふ貌なりと、

如有從而弗及、
此時なを殯を見る故に、其親に從ことあれども、をひつき及ばれざるが如し、其貌望々焉たり、

既葬、
葬りをはつて、かへりさまを云、

慨然、如不及其反而息、
慨然は、感じてなげく意なり、其とは、親をさす、既に葬てかへるさには、其あとかたをも見る所なきゆへに、今はゝや、親の反るにあふに及ばれずとは、思ひながら、なを其親を、さだかに死せりとするに忍ひず、且ゆき且止りて、親の反るをまつことあるが如し、其聲氣慨然たり、一説に、慨然として及ばざるが如し、それ反るときにしてまつとよむ、反ると云を、顏丁か家に反るにしてなり、〔註〕彷徨は、たちもとほるぞ、感悵は、心をうこかしてなげくなり、○此三章は、皆明倫の篇喪則致其哀と云の事實なり、

○曾子有疾、
此時身をはらんとす、

召門弟子曰、啓予足、啓予手、
手足におほひたる物をひらかせて、父母にうけたる形を、全してかへすことをみさしむ、

詩云、
小雅の小旻の篇なり、

三月不解、
三月は、親いまだ葬らざる時なり、不解とは、哀痛なを深くして、朝夕哭奠の外、哀み至る時は、則哭するの類是なり、

期悲哀、
期は、一年めぐりかへるを云、悲哀は、皆かなしむぞ、其間朝夕哭するの類是なり、

三年憂、
三年の服、いまだぬがざる内は、なを憂戚して、かなしけなり、

東夷之子也、
二人は東夷の人の子なれども、よく其俗を變じてしかも喪禮によきことかくの如し、註水漿とは漿はこんづなり、俗に云おもゆの類、哀至とは、心にかなしみの來るを云、期周一年とは、期も周も、皆めぐる義なり、憂戚は、うれへいたむぞ、憔悴は、かしくる義なり、進於中國とは中國の風化に、おもむきすゝむなり、表之とは、これをあらはすなり、

○高子皐之執親之喪也、
高子皐、姓は高、名は柴、子皐は其字、孔子の弟子なり、執とは、其禮をとりをこなふぞ、

泣血三年、
泣血は、聲なくして、涙を出すこと、身より血のながれて、聲なきが如くなるを云、泣血すること、三年の喪を終るまでに至る、

未嘗見齒、
一たびもわらひがほせず、

君子以爲難、
そのかみの君子みな及びがたきことなりとす、

○顏丁善居喪、
顏丁、顏は姓、丁は名、周の時魯國の人、喪は、親の喪をさす、

始死、皇皇焉、
皇々は、たちもとほる貌なり、

宣說之學而未能、
悅之とは、これを見て、よろこびしたふなり、學は、まねびならふことを云、
宣見夫子之應賓客、
應は、應對してあひしらふことを云、
恭儉而不懈惰、
儉は、事をよきほどにして、すぐさゞることを云、懈惰は、皆をこたるなり、
宣說之學而未能、宣見夫子之、
居朝廷、
朝廷は、家の外庭、事を治る處なり、
嚴臨下、
下は、下人なり、
而不毀傷、
嚴中に恩あり、

宣說之學而未能、宣說此三者
學而未能、
まなびざるにはあらずとぞ、
宣安敢不學、而居夫子之門乎、
われなんぞ學びずして、只いたづらに、夫子の門にをらんやとなり、［註］節制、はよきほどにとゞまる義なり、學文は、詩書六藝の文を學ぞ、孝敬慈は、親に事るの孝、客に應ずるの敬、下に臨の慈なり、〇此章は、明倫の篇、孝子之有深愛者必有和氣、又居處不莊非孝と云の事實なり、
〇少連大連善居喪、
是は孔子の語なり、小連大連は、兄弟二人の名、居喪は、親の喪に居るなり、
三日不怠、
三日は、親始て死していまだ殯せざる時なり、不怠とは、哀痛のこゝろ切にして、水漿口に入らざるの類是なり、

色にも忿怨をあらはさず、

深受其罪、使可哀憐上也、

哀憐は、皆あはれむなり、いたく己をとがめて、其罪に伏する時は、親必これをあはれむ、されどもこれ心ありて、親のあはれみを求るにあらず、是上等なり、伯兪が孝はこれにあたれり、

父母怒之、不作於意、不見於色、其次也、

只おこさずあらはさゞるのみにして、さらにあはれむべきけしきのなきは、これ其次にして、孝ならず不孝ならず、

父母怒之、作於意、見於色、下也、

これは下等にして、不孝なり、○此章は、明倫の篇父母怒不說、而撻之流血、不敢疾怨、起敬起孝と云の事實なり、

○公明宣學於曾子、

公明は姓宣は名、曾子の弟子として、門下に從ひ學ぶ、

三年不讀書、

三年の久しきまでに、書をよむことをせず、

曾子曰、宣而居參之門、

參は曾子の名、

三年不學何也、

不學とは、講習問辨のことをせざるなり、

公明宣曰、安敢不學、

夫子の門に居ながら、なんぞ身をおこたりて、學びざらんとなり、

宣見夫子居庭、

夫子は、曾子をさす、庭は、家の中庭、燕居の處なり、

親在叱咤之聲、未嘗至於犬馬、

叱咤は、怒る聲なり、親いまして奉侍する時は、其深愛の情發見して、和悅の氣となる故に、いかれる聲、犬馬のいやしきにも及ぶことなし、

忿言不反於身、

忿言は、いかりて云ことばなり惡言わが口よりいひ出さゞる故に、人の忿言、わが身にいひかへされず、

不辱其身、

忿言身に反らざる時は、則其身をはぢしめず、

不羞其親、

身をはぢしめざる時は、則其親をはぢしめず、されども身をはぢしめざる工夫は、言をつゝしむにかぎらず、動靜云爲、いづれにもあり、

可謂孝矣、

かくの如くなるは、全してかへすなり、これを孝とはいひつべきぞ、是上の二段を結て、孔子の可謂孝矣の語に應ず、○此一章は、明倫の篇、身體髮膚、不敢毀傷、又不登高臨深苟訾苟笑と云の事實なり、

○伯兪有過、

伯兪姓は韓、名は兪、伯は其字、漢朝の人なり、

其母笞之泣、

泣とは、涙出てて聲なきを云、

其母曰他日笞、子未嘗泣、

子は、伯兪をさす、

今泣何也、對曰兪得罪笞常痛、

得罪とは、他日罪をうる時を云、

今母之力不能使痛是以泣、

母の力のおとろへたるを、かなしみてなくとなり、

故曰、

是より漢の劉向が詳論なり、

父母怒之、

之とは、子の罪をさす、

不作於意、

子たる者心に忿怨をきざゝず、

不見於色、

可謂全矣、

其體をかゝざれば、其形全し、其身をはぢしめざれば、其德全し、かくの如くなるを、全しと云べし、此三句は、上の全の字の義を明す、禮記の古本に、これまでを孔子の語とす、

故君子頃步而不敢忘孝也、

ひとあしあげてすゝむを頃と云、ふたあしあげてすゝむを步と云、君子は頃步の間にも必戰兢として、孝道を忘れず、或説に、これまでを孔子の語とす、

今予忘孝之道、

今われ堂よりおるゝとて、其足をそこなふ、是孝道を忘るゝなり、

予是以有憂色也、

これまでにて、門弟子のとひに答る所をはれり、

一舉足而不敢忘父母、

是より又頃步にも孝を忘れずと云の語につきて、其體をかゝざる工夫をとく、一舉足と云時は、大なる舉動は云に及ばす、

是故道而不徑、

道は、大路なり、徑は、小路なり、くがをゆく時かくの如くす、

舟而不游、

水をゆく時かくの如くす、

不敢以先父母之遺體行殆、

遺體の字義前篇に見えたり、先父母とは、子春父母なき故に、たまくかくいへるなるべし、此句は上二句の意をとく、されども行殆は、其一端なり、行住坐臥、みな殆きことにとをざかるべし、

一出言而不敢忘父母、

是より又其身を辱しめざる工夫をとく一出言と云時は、大なる議論は云に及ばず、

是故惡言不出於口、

惡言は、あしく云ことばなり、

此夫子は、子春をさす、孔門の弟子、孔子を尊で夫子と云によりて、後の學者もこれを例として、皆其師を夫子とよぶ、

數月不出、猶有憂色何也、樂正子春曰、善如爾之問也、善如爾之問也、

爾がとひの如きは、よいかなと云義なり、弟子のとひにあらざれば、其思ふ所をあかさゞる故に、ふたゝびこれをほむ、

吾聞諸曾子、曾子聞諸夫子曰、

此夫子は、孔子なり、

天之所生、

天は陰陽五行を以て、萬物を化生す、

地之所養、

地は水土五穀を以て、萬物を養育す、

惟人爲大、

人は五行の秀たるを得て、五常の性を全うす、凡そ天地の生養する所の物只人のみを大なりとす、大なりとは、貴き義なり、

父母全而生之、

人の貴きことかくの如くにして、其形體德性を、わが父母全うしてこれを生めり、

子全而歸之、

歸の字の義註疏に見えず、今按ずるに、此歸の字、上の句の生の字をうけて見るべし、生の道は來るなり、死の道は歸るなり、全而歸之とは、我身を全して死して、此生を終ると云義なり、

可謂孝矣、

かくの如くなるを孝と云べし、

不虧其體、

戰々兢々として、其體をたもちて、かきそこなはず、

不辱其身、

戒愼恐懼して、其身を守りて、けがしはぢしめす、

事實なり、

○老萊子、

周の世の楚國の人なり、老來は、姓なり、其名はつたはらず、

孝奉二親一、

孝奉は、孝愛奉養なり、二親は、父母を云、

行年七十、作二嬰兒戲一、

嬰兒は、みどりこなり、

身著二五色斑斕之衣一、

斑斕は、まだらなるを云、

嘗取レ水上レ堂、詐跌仆臥レ地爲二小兒啼一、

小兒のやうになきたり、

弄二雛於親側一、

雛は、ひよこなり、

欲レ親之喜一、

此句は、すべて上文の意を結ぶ、わが身老たるを見て親のかなしまれんことを恐れて、かくの如くにして親をたのしむるなり、されども其する所、常情の外に出るが如し、孺子のひたすら父母を慕て、他念なき心を失なはざる者にあらずば、かくの如くすること、あたはさるべし、○此章は明倫の篇、嚴威儼恪非三所二以事一レ親、又恒言不レ稱レ老と云の事實なり、

○樂正子春、

樂正は姓、子春は名、曾子の弟子なり、

下レ堂而傷二其足一、數月不レ出、猶有二憂色一、

不レ出とは、門をいでざるぞ、憂色は、うれはしき顔色なり、

門弟子曰、

子春が門弟なり、

夫子之足瘳矣、

曾晳死曾元養曾子、
曾元は、曾子の子なり、
必有酒肉將徹不請所與、
親の命ぜらるゝにあらざれば、こひとはず、
問有餘、曰亡矣、
たとひある時にも、なしといへり、
將以復進也、
其心に、ふたゝびこれを親にすゝめんと思ひて、人にあたへまほしく思はざればなり、
此所謂養口體者也、
これ古語にいはゆる、只親の口體のみを養と云者なり、
若曾子、則可謂養志也、
養志とは、親の志にうけしたがひて、これをそこなふに、しのびざることを云、

事親、若曾子者、可也、
曾子の志を養が如くにして、曾元が口體のみ養如くにせざれとなり、○此章は、明倫の篇、以飲食忠養之、並に孝子養老、不違其志と云の事實なり、
○孔子曰、孝哉閔子騫、
孝哉とは、贊嘆して其孝をほめ玉ふ、閔子騫は、孔子の弟子、姓は閔、名は損、子騫は、其字なり、
人不間於其父母昆弟之言、
昆は、兄なり、人の德行親戚のほむるは、私情に出ることある故に、他人きくまゝに信ぜずして、異議することもあり、閔子の孝は外の人これを稱すること、少しも其父母兄弟の云所にちがひてそしる所なし、これ其德內に積て、外にあらはるゝ故にかくの如し、この故に、孔子孝哉とほめて、此句を以て、其孝の實をのべ玉ふ[註]異辭は、異議なり、孝友の實とは、本文には孝ばかりをの玉へども、兄弟の言ある故に、友をもかねて注せり、夫子とは、孔子魯の太夫たる故に尊で稱するなり、○此章は明倫にをいて只孝行の誠ある

事無由已、
由已とは、己よりしてするぞ、即自由の義なり、凡一事をおこし、一事をおさむるに、皆わが意のまゝにせず、必文王のおぼしめすやうにし玉へり、
身若不勝衣、
衣の輕きにも、たへざるが如くなり、これ身をたもつのつゝしみを云、
言若不出口、
これ言を出すのつゝしみを云、按ずるに、此二句舊説にかくあれともうたがはし、是文王に奉事し玉へる時孝敬忠誠の至れることを云なるべし、
有奉持於文王、
奉持は、さゝげもつなり、物をとりてたてまつることを云、
洞洞屬屬、如將不勝、如恐失之、
字義並に明倫の篇に見えたり、不勝失之とは、皆奉持する所の物をさす、

可謂能子矣、
能子とは、よく子たるの道をつくすなり、○此章は、明倫の篇、孝子之有深愛者と云一章の事實なり、
○孟子曰、曾子養曾晳、
曾晳は、曾子の父、名は點、字は子晳、養は奉養なり、
必有酒肉、
食ごとに、必酒をまうく、
將徹必請所與、
膳具を徹せんとする時は、必此餘を、誰にかあたへんとこひ問、親いまだ命ぜざれども、必これを問こと、親の意に先だちて、うかゞふなり、
問有餘、
曾晳此外になを餘ありやと問、
必曰有、
たとひなき時にも、必ありと云、親の心に、又こと人にもあたへんとせらるゝ、志をうくるなり、

は、事のいまだならざる者なり、これを繼とは、つぎて成就することを云、事は、志のすでに成る者なり、これを述とは、したがひてとり行ふことを云、孝行はかくの如くなる者ぞとなり、

踐其位、

其とは、先王をさす、下皆同じ、

行其禮奏其樂、

奏すとは、かなづるなり、樂をおこすことを云、

敬其所尊、

所尊は、先王の祖考をさす、

愛其所親、

所親は、先王の子孫臣庶をさす、

事死如事生、

死生も先王をさす、死は、始めて死するを云、

事亡如事存、

存亡も亦先王をさす、亡は、すでに葬りたるを云、

孝之至也、

其孝の至れる故に、天下通じて孝と云なり、是皆武王周公の、祖考の事を述玉ふことにして、其志をつぎ玉ふことは、即其中にあり、又按ずるに、武王天子の位をふみ、周公天子の禮樂を制す、皆祖考のなき所なり、されども祖考の王業によりて、子孫天子となり玉ふ故に、太王王季文王を皆追王して、先王と稱し、今の王位と禮樂とをも、皆先王の物とするなり、[註]祖考とは、考は父なり、臣庶は、群臣庶民なり、反而亡焉とは、禮記の檀弓の文なり、葬て反る時は、其人あとかたなくなりて、ながく見えざる故に、亡と云なり○此章は、明倫の篇、父沒則觀其行、又父母之所愛亦愛之、父母之所敬亦敬之、竝に喪祭等の事實なり、

○淮南子曰、

淮南子は漢の淮南王劉安なり、

周公之事文王也、行無專制、

凡そ行ふ所あれば、自專に宰制せず、必文王の命をうけて後、とり行ひ玉ふ、

膳宰は、膳をつかさどる官人なり、

末レ有レ原、

膳のおろしを、ふたゝびすゝむることなかれとなり、

應曰、諾、然後退、

必膳宰の應諾をきゝ玉ひて後、退て私室にかへり玉ふ、註徹すとは、とりのくる義なり、多寡とは、おほくすくなきぞ、

○文王有レ疾、武王不レ說二冠帶一而養、

武王は、文王の子、名は發、養とは、奉養なり、武王も文王の如く、毎日衣冠して、三朝し玉へども、其間私室におはします時は、冠帶をぬぎ玉ふこともあり、親の疾に奉侍し玉ふ時は、しばらくも相はなれ玉はざる故に、をのづからぬぎ玉ふことなし、

文王一飯亦一飯、

飯とは只物を食するなり、亦とは、武王も亦なり、

文王再飯亦再飯、

武王の憂、文王の疾と、相共に加減す、孝子の心、親と一體なることかくの如し、○禮記を考るに、此章本文のはじめに、上の文をうけて、武王帥而行レ之、不二敢有一レ加焉、文王有レ疾云々とあり、然る時は、文王の三朝以下、武王も亦これに同く、武王の不レ說二冠帶一、一飯再飯し玉ふこと、文王も亦同じかるべし、○此兩章は、明倫の篇晨省昏定、又以二飲食一忠二養之一、幷に父母有レ疾の章の事實なり、されども行不レ能二正履一と云時は、只不レ翔のみならず、色憂と云時は、只言不レ惰、笑不レ至レ矧のみならず、一飯亦一飯、再飯亦再飯と云時は、食レ肉飲レ酒、不レ變レ味變レ貌のみならぬなり、

○孔子曰、武王周公其達レ孝矣乎、

周公は、文王の子、武王の弟、名は旦、達は、通の字の義なり、天下人皆通じて孝と云なり、

夫孝者、善繼二人之志一、善述二人之事一者也、

善とは、よきやうにと云義なり、人は、祖考をさす、志

におはしますやしからずや、いかにとなり、

内豎曰安文王乃喜、

こゝに至て、よろこび玉ふ時は、いまだ安しときゝ玉はざる内の、みごゝろづかひ推て知べし、さて王季のおき玉ふを待て、入て奉養し玉ふこと、此次にあるべし、

及日中又至亦如之、及莫又至亦如之、

子の父母に朝すること晨昏、二時をかくべからざるは、勿論なり、然れども孝奉のこと、禮制を以てかぎるべからず、文王の三朝すぎたるにあらず、註内庭は、門内の庭なり、直日者とは、直はあたるなり、番の日にあたる者を云、

其有不安節、

節は、起居飲食の常のほどなり、これに安んせずとは疾ありて、常節にしたがふこと、あたはざるを云、

則内豎以告文王、文王色憂、

心の憂色にあらはる、

行不能正履、

足をそばだてゝゆき玉ふ、

王季復膳、

飲食の節もとの如くに、安んせらるゝを云、

然後亦復初、

文王も憂とけて、もとの如くになり玉ふ、

食上必在視寒暖之節、

食上とは、王季に食をすゝむるを云、在視は、みそなはすぞ、寒はひやゝか、暖はあたゝかなり、飯はあたゝかなるべく、羹はあつかるべきの類、其寒暖の、よきほどをみそなはし玉ふ、

食下問所膳、

食下るとは、食をあげのくるを云、所膳は、食する所なり、これを問とは、其多少を問玉ふ、

命膳宰曰、

ども、孝誠の感應にて、ついには瞽瞍よろこびをいたせり、凡そ親に事るに始まり、君に事るに中ごろし、身を立るにをはり、名を後の世に揚て、以て父母をあらはせる大孝、舜にこえたるはなし、

○楊子曰、

楊子名は雄、字は子雲、西漢の末の人なり、

事父母自知不足者其舜乎、

すでに其父母に順なりといへども、其心なをわが孝行を以て自たれりとし玉はず、若自たれりとする時は、其孝かぎりあり、大孝にあらず、

不可得而久者事親之謂也、

幾久しくとこひねがへども、えて久しくせられざることは、まさしく何事をかいへる、これ親につかふまつることを云となり、

孝子愛日、

上文をうけて云、この故に、孝子は此月のすぎやすきことをおしみて、後の日の多からざることををそる、

父母のよはひは、かぎりありて、孝子の心は、きはまりなければなり、○此章は、明倫の篇、君子思其不可復者而先施と云事實なり、

○文王之爲世子、

世子は、諸侯の嫡子なり、世々國をつぐ故なり、

朝於王季日三、

朝すとはゆきてまみゆるぞ、

鷄初鳴而衣服、

衣服は、冠履衣裳をすべて云、

至於寢門之外、

寢門は、王季の寢室の門なり、

問內豎之御者曰、

內豎は、門內に侍りて、みやづかふる小臣なり、御者とは、其當番の者を云、

今日安否何如、

否は、いなり、俗にいやと云詞なり、けふは、しづか

解憂、貴人之所欲、貴爲天子、而不足以解憂、人悅之、好色富貴、無足以解憂者、

舜の怨慕は、至性に本づく故に、俗情の願ひにては、いかほど重きことにても、これをときゆるむるにたる者なし、

惟順於父母、可以解憂、

此一段は、舜の心を推しはかりていへり、上文の如くに、怨慕の深くして、とけがたきこと、これによりての故ぞとなり、

人少則慕父母、知好色則慕少艾、

少艾は、わかうして、かほよきを云、

有妻子則慕妻子、仕則慕君、不得於君則熱中、

不得於君とは、奉公に本意を失ふを云、熱中は、中心あつかひなやみて、熱するを云、是も亦君を慕の切なるなり、

大孝終身慕父母、

よのつねの俗情は物にしたがひて、うつりやすし、大孝の至性は、身を終るに至るまでも、孺子の如くに、父母を慕ふなり、

五十而慕者、予於大舜見之矣、

大舜とは、尊んで云なり、舜の攝政し玉へる時、年五十なり、これまでもなを慕ひ玉へば、其身を終るまで、慕ひ玉へりと知べし、是即大孝の人なり、かゝる大孝をわれ大舜にをいてこそ見つれ、其外には見ざるとなり、此一段は、又常人の情を借て、舜の大孝を賛するなり、[註]躁急は、さはぎせまるぞ、非聖人之盡性、其孰能之とは、其德性にをいて廣大精微をつくせる、聖人にあらずば、たれかよく此大孝をせんとなり、〇此章は、明倫にをいて、孝行の至極なる事實なり、蓋し大舜初は親のいつくしみを、得玉はざりしか

に、其才德をこゝろみ玉はんとて、九人のみこをつけしたがへて、其外のおさめを見玉ひ、二人のひめみこをめあはせて、其内のおさめを見玉ふ、しかのみならず、百官の使令、牛羊の牲口、倉廩の米穀を、置きそなへて、皆舜の農家の內に、つかへしめ玉ふ、

天下之士、多就之者、

天下の士人、舜をしたひて、つきしたがふ者多し、この故に、其居玉ふ處、一年には村となり、二年には里となり、三年には都となる、

帝將胥天下而遷之焉、

舜の才德、いよ／＼あらはれしかば、帝堯舜を以て攝政として、天下を相共にみそなはし、ついに御位をうつしあたへんとし玉へり、

爲不順於父母、

父母の心、我と相したがはずして、愛せられざるためにとぞ、

如窮人無所歸、

窮人は、くるしみせまりたる者を云、舜かくの如くに、富貴榮華を、きはめさせ玉へども、父母の心と相したがはざる故に、其心なを困窮したる者の、たのみよるかたなきが如し、是其怨慕の心はなはだ切なればなり、然る時は、其歷山に耕し玉ふ時のみにあらず、堯の御位をゆづらんとし玉ふ時に至るまでも、なを怨慕し玉へるなり、此段は舜の怨慕の事迹をのぶ、

註聚は、聚落、村のことなり、邑は里なり、迫切は、切迫と同じ、

天下之士悅之、人之所欲也、

悅之とは、舜の德を見て悅ぞ、悅ぶ故に、これに就者多し、

而不足以解憂、

憂は、即怨慕なり、

好色人之所欲、

好色は、好美の女色なり、

妻帝之二女而不足以解憂、富人之所欲、富有天下、而不足以

も其變に居て、其道をつくしたる事實なり、

○萬章問曰、

萬章は、孟子の弟子なり、

舜往于田、

舜はじめ歴山にたがへして、父母を奉養し玉ふ時のことなり、

號泣于旻天、

號泣はよばゝりなくぞ、旻は、あはれむなり、天の名號多し、其仁にして下をあはれむを以て云時は、旻天と云、舜日々に田にいで玉ひては、其父母のあはれまれざることをなげき、天によばひてなき玉ふ、此事書の大禹謨に見えたり、萬章これを擧て、孟子に問、

何爲其號泣也、

何たることか其號泣する意はとなり、

孟子曰、怨慕也、

怨慕は、うらみしたふぞ、心にあきたらざる所あるを怨むと云、心に求る所あるを慕ふと云、親のあはれみを得ざることを自うらめしく思ひて、其あはれみを慕へること、ふかければとぞ、これ心に慕へども、其事を得ざるによりて、これを怨むにありつれど、其うらめるもまた慕ふ意なり、ふたすぢにあらず、

我竭力耕田、共爲子職而已矣、

我耕作に力をつくし、子として親に奉ずるの職分をつゝしみつとむるばかりにて、さらに他事なきにとぞ、

父母之不我愛、於我何哉、

われにをいて何の罪あるぞと、自せむるなり、父母をうらむにあらず、

帝使其子九男二女、百官牛羊倉廩備、以事舜於畎畝之中、

帝は、堯なり、倉廩は、皆くらなり、畎は、田のうねなり、畎畝の中とは農耕の家と云義なり、舜の玄德のぼりきこえければ、帝堯御位をゆづらんの、御志ある故

てよかりし時、そのかみの人此德をほめて、つくりうたへる詩なり、其詩を學び得る時は、王者の政、身をおさめ、家をとゝのふるに、本づくことを知て、其おさまりとゝのへるおもむきを、深く味ひしる、この故に、日用の事にをいて、これを察すること詳明に、これを處すること親切なり、

人而不爲周南召南、其猶正牆面而立也與、

牆は、ついぢなり、正くむかふはまむきの義なり、云意は、人たる者、二南の詩を學び得ずば、正く墻にむかひて立たるが如くに、きはめて近き處にをいて、一物も見えず、一歩もゆかれじとなり、それ身をおさめ、家をとゝのふるは、日用至近のことなる故に、かくの玉へり、註言即至近之地と云一段、至近の地とは、身と家とにあてゝ云、見とは、知るをいひ、行くとは、行ふを云なり、〇此二章は、立敎の篇、興於詩立於禮と云の事實なり、

右立敎

虞舜父頑母嚚象傲、

是より下は明倫のことなり、虞は、舜の氏、舜の父、名を瞽瞍と云、頑は、心に德義のつねを、法とせざるを云、母は、舜の繼母なり、嚚は、口に忠信のことばをいはざるを云、象は、繼母のうめる弟の名なり、傲は、驕慢なる義なり、繼母つねに舜をにくみければ、瞽瞍も亦これにまどひて、象をば深く愛し、共にはかりて、舜をころさんとせしこと、たび／＼なり、

克諧以孝、

人倫の變、きはめて處しがたきことなるを、舜孝行の至れるを以て、よく其間をやはらげ玉ふ、

烝烝乂不格姦、

烝はすゝむなり、姦は、惡行を云、父母と象と、皆やうやくに、舜の孝化にすゝみすゝんで、善道を以て、自おさめて、大なる姦惡をするまでに、いたらざりき、是則舜のよくやはらぐるによりてかくあらしめ玉ふなり、註異母弟は、はらがはりの弟なり、〇此章は、明倫にをいて、子の孝敬と、兄弟友愛とをかねて、しか

曰學詩乎、

孔子とひ玉はく、汝すでに詩を學び得たりや、

對曰、未也、

孔鯉對ていはく、いまだ學び得ず、

不學詩無以言、

是孔子のしめし玉ふ詞なり、無以言とは、詩を以てこそ、物はいふべけれ、詩を學びずば、以て物いふべき所のものなからんとなり、蓋し三百篇の詩、其意人情に本づき、物理にあまねき故に、これを學ぶ者、事理通達す、又其詞おだやかにして、あつき故に、これを學ぶ者心氣和平なり、理の通ずる時は、物いふことゝゞこほりなし、心やはらぐ時は、物いふことけはしからず、こゝを以て、詩を學ぶ時は、よく物を云なり、

鯉退而學詩、

孔鯉敎をうけて、即これをつとめり、

他日又獨立、

他日は、別の日を云、獨立るは、孔子なり、

鯉趨而過庭、曰學禮乎、對曰、未也、不學禮無以立、

問答の例上文の如し、無以二字の義も上に同じ、立とは、身のひとりだちするを云、蓋し三百の經禮、三千の曲禮、其品級節目、一つもみだるべからざる故に、これを學ぶ者品節詳に明けし、又其法つゞまやかにして、うや〱しき故に、これを學ぶ者、德性かたくさだまる、品節詳なる時は、事にあたりてまどはず、德性かたまる時は、物にふれてうごかず、こゝを以て、禮を學ぶ時は、よく身を立るなり、

鯉退而學禮、

註品節の字義、前に見えたり、

○孔子謂伯魚曰、汝爲周南召南矣乎、

周南召南は、詩の國風のはじめの篇の名なり、皆これ文王の德其身より一家に及び、其家より一國に及び、又やうやくに諸國にひろまりて、其風俗のきはめ

吾聞古有胎教、

吾聞とは、もときいつることを、今のぶる時に云詞なり、是より下皆これに同じ、

今適有知、

今此子生れて後、物をわきしるとある時に、あたりてなり、

而欺之、

我すでに胎教をせぬのみならず、生れて後もの知ることある時に、よく敎ることなくて、かへつていつはりを以て、これをあざむくとなり、

是敎之不信、

不信は、まことあらざるぞ、これいつはりを敎ふとなり、

乃買猪肉以食之、

ひそかに猪の肉を買て、孟子にあたへ、さきにたはむれつることのいつはりならざることをしめせり、

既長就學、

學は、學校なり、これに就とは、ゆきて居る義なり、

遂成大儒、

學業に通じ、才德を成して、ついに天下の大儒となる、是みな母の敎によりてなり、註趙氏名は岐、字は邠卿、東漢の時の人、孟子七篇の註つくれり、三遷之敎とは、三遷はみたびうつるぞ、即三たび居をうつせることを云、著書七篇とは、即今の孟子の書なり、命世とは、命は名の字の義なり、世に名あるを云、亞聖とは、亞はつぐなり、其賢なること、聖人につぎたるを云、○此章は立敎の篇に、擇於諸母與可者使爲子師といひ、又幼子常示母誑と云の事實なり、

○孔子嘗獨立、

燕居の時なり、

鯉趨而過庭、

鯉は、孔鯉、字は伯魚、孔子の子なり、尊者の前なる故に、わしりてすぐるなり、

孟母曰、
孟子の母なる故に、孟母とよびならはす、
此非所以居子也、
此とは、其處をさす、下皆同じ、こゝは子ををきてそだつるによからずとなり、
乃去舍市、
もとの所をたち去て、市町に居れり、
其嬉戲爲賈衒、
賈衒は、皆あきなふ義なり、居ながら賣を買と云、ありきて賣を衒と云、こゝにてのあそびごとには、又あきなひをまねびたり、
孟母曰、此非所以居子也、乃徙舍學宮之旁、
學宮は、學校なり、
其嬉戲乃設俎豆、
俎は、牲をのするつくえ、豆は、食をもる物、皆禮器なり、これを設とは、をきならぶるを云、孟子學校に禮をならはすを見て、亦其嬉戲に禮をまねぶ、
揖讓進退、
字義並に前篇に見えたり、禮の容なり、
孟母曰、此眞可以居子矣、
こゝぞ眞に、子ををくべけれとなり、
遂居之、
ついに此處に居定れり、
孟子幼時問東家殺猪何爲、
東家は、ひがしどなりを云、何爲とは、何にするぞとなり、
母曰、欲啖汝、
母たはむれにいつはりて、かくいへり、
既而悔曰、
既にしてとは、事をはりて後にと云義なり、

太任敎之以一而識百、

之とは、文王をさす、太任一事を敎へ玉ふに、文王これを推しひろめて、百事を共にしり玉ふ、是明聖なるが故なり、太任敎へ玉ふ時は、文王幼少の時なるべし、

卒爲周宗、

宗は、たつとむ義なり、始て天命をうけて王たる君を後の君これを尊て宗とす、世々其廟をこぼたずして、宗廟とあがむるなり、文王明聖なるによりて其德日々に盛にして、風化あまねく萬民にをよび、天の太命これに歸して、つゐに周家の宗となり玉ふ、文王いまだ王位につき玉はずといへども、天下三分が二つは、つきしたがひて、うつたへある者も、みな周にゆきて裁許をうく、この故に、後の君文王を以て、始て命をうけ、天下に王たるの君とす、

君子謂太任爲能胎敎、

君子は、古の有德の人なり、それ誰たることをしらず、胎敎の義は、前篇に見えたり、文王の文王たることと、是太任のよく胎敎し玉へる故なりと、古の君子かくいへり、謂後皆放此とは、是より後の章も、皆此例にならつて見るべしとなり、或詳或略、未必盡同とは、前三篇の言語と此一篇の事實と、或は一方詳に或は一方あらし、必しも一々引合せて、同くするにあらずとなり、

○孟軻之母、

軻は、孟子の名なり、

其舍近墓、

墓所の近邊なるぞ、

孟子之少也、嬉戲爲墓間之事、

嬉戲は、あそびたはむるゝ義なり、爲墓間之事とは、墓の間にあることの、まねするを云、

踊躍築埋、

踊躍は、をどるなり、なきかなしみてをどるを云、築埋は、きづきうづむなり、はうむることを云、是墓間のことをするなり、

太は、尊みて稱する詞、任は其姓なり、文王は周國の君西伯、名は昌、武王天子となり玉ひて後、王號ををくりて、文王と申すなり、

摯任氏之中女也、

摯は、國の名、任氏は、其うぢにて、名はつたはらず、中女は、なかむすめなり、

王季娶以爲妃、

王季は、文王の父の名、周の君季歷なり、これも王號ををくりて、王季と申す、妃は、諸侯の妻を云なり、

太任之性、

性は、其むまれつきの本性なり、

端一誠莊、

端は、正しうしてよこしまならず、一は、もつぱらにしてふた心なし、誠は、まことにしていつはらず、莊は、つゝしみてをこたらず、

惟德之行、

德とは、道の己に得たるを云、端一誠莊は、即太任の德性なり、されども只德とのみ云時は、其外の德をもかねて、ひろく云なり、太任只德たることのみを行ひて、かりにも不德のことをし玉はず、上の句は、其性美なることを云、此句は、其行の美なることを云、

及其娠文王、

其とは、太任をさす、

目不視惡色、

惡色は、即邪色なり、

耳不聽淫聲、

淫も、不正の義なり、

口不出敖言、

敖言は、をごりてつゝしまざることばなり、此三句は、即胎敎のことなり、

生文王而明聖、

明は、見る所てらさゞることなきを云、聖は、思ふ所通ぜざることなきを云、是太任の胎敎によりて、かくの如し、

郷人は、よのつねのさとびとなり、舜も人我も人なれども、はるかにへだてあるなり、

是則可憂也、

是すなはち、人の大いに憂へつべきことにして、餘のことは憂るにたらず、

憂之如何、

如何は、いかゞはしてよかるべきとなり、

如舜而已矣、

只人倫をつくすこと、舜のごとくにせんばかりぞ、是より外に、別の術なし、難きことにもあらずとなり、是人の性もと善にして、人皆以て堯舜たるべきの道理を、論ずるについて、舜の德業を以て、法則とする者なり、

撫往行、實前言、

是より朱子の詞なり、往行は、往古の人の行跡なり、これを撫とは、とりてしるすぞ、其とる所の行跡は、即みな立敎明倫敬身のことなり、前言は、前世の人の言語なり、即立敎明倫敬身の篇にしるす所、皆前言なり、往といひ前と云は文互にして相通ず、これを實にすとは、これを證する義なり、今とる所の往行を以て、さき三篇の前言の、むなしからざる證跡とす、是即孟子性善なりといひて、言必堯舜を稱するの意なり、

述此篇、

上に云ごとくにして、此稽古の篇をのべしるすぞ、

使讀者有所興起、

興起は、皆おこるとよむ、すでに前三篇を見て、其言をきけり、又此一篇を讀て、其行を見る時は、これに感じて、ふるひおこつて、善を行ふにいさむ、今此篇を讀者をして、かくの如くにあらしむるとぞ、感動は、物に感じて心を動かすぞ、奮發は、ふりたつなり、

太任文王之母、

是より下は、立敎のことなり、太任は、文王の母の名

篇をしるし、さきの三篇にある說の、むなしからざる證據とせらるゝなり、註虞は、舜の天下をおさめ玉ふ國號なり、夏商周三代と共に、これを四代と云、

孟子道性善、

性の字義、題辭に詳なり、人の性本來至善にして惡なし、聖人衆人相ことならず、只衆人は私欲におぼれて、其善を失ひ、聖人は私欲なうして、其善をみてたり、この故に孟子常に人の性を論じては、只決定して善なる物ぞといへり、

言必稱堯舜、

又その道を論じ、學を論ずることばに、必堯舜の事を引けり、いかんとなれば、すでに性善の道理をいひたつるによりて、又其善の分量をみてきはめたる、古今第一等の人を以て、學ぶ所の法則とするなり、然る時は、仁義の性己にありて、外に求めず、聖人の地位にも、學んで至るべし、人この道理をわきまへて、學力のいさんで、をこたりなからんを思ひてなり、註渾然は、まどかにして、かけざる義なり、實之とは、性善なりと云は理なり、堯舜を稱するは事なり、理は虛にして、事は實なり、孟子のひける所の堯舜の事、一つとして、性善の理を盡し、性善の理を廣むるにあらずと云ことなし、すなはち此事を以て、此理を實にするなり、

其言曰、

其とは、孟子をさす、言は即堯舜を稱する詞なり、其言多くして、此下にひく所は、其一端なり、

舜爲法於天下、

法とする所は、人倫なり、帝舜其道をつくして、天下の法則となり玉ふ、

可傳於後世、

そのかみ天下のみならず、後世までもうけつたへて、法則としつべし、

我猶未免爲鄉人也、

かず、この故に、鬪爭いで來りて訴訟ます〳〵多し、

則酒之流生禍也、

流とは、ゆく〳〵するのやぶれを云、

是故先王因爲酒禮、

先王酒の流弊によりて、酒宴の禮法をつくり玉ふ、

一獻之禮、

一獻の禮は、士の饗禮なり、先王の禮は、上下に通ずれども、こゝには只士の禮を擧て、其餘の例とす、

賓主百拜、

百拜は、必しも拜すること百度にあらず、只其數のしげきことを云、一獻の禮だに、なを百拜する時は、數獻の禮は、推て知べし、

終日飮酒而不得醉焉、

一献百拜の禮によりて、數献終日の酒宴にも、醉亂に至らず、

此先王之所以備酒禍也、

此とは、即一献百拜の禮をさす、備とは、あらかじめふせぐ義なり、

○孟子曰、飮食之人、則人賤之矣、

飮食の人とは、ひたすら飮食にのみ、心を用る者を云、

爲其養小以失大也、

口腹の賤しうして小しきなる者を養ひ、これを以て心志の貴して大いなる者を失ふ、これがために人これを賤しむ、

右明飮食之節、凡六章○字義並に上に見えたり、

稽古第四、

稽古は、小學第四篇の名なり、いにしへをかんがふとよむ、朱子すでに立教明倫敬身の三篇をしるす、又いにしへ三代以上の聖賢の、立教明倫敬身のことををこなへる、事跡をかんがへて、此一

不多食、

何にても、すぎて多食し玉ふことなし、(註)適可とは、其よきほどにかなふぞ、飲食之節とは、飲はのみ物、食はくひ物なり、節は禮にかなひ身をやしなふによきほどを云、

○禮記曰、君無故不殺牛、

君は、諸侯をさす、故は、祭祀と賓客との禮をさす、君の牲には、牛を用ふれども、大禮にのぞまずして、只口腹のためには、これを殺さず、物に及の仁愛なり、下の句も、皆此意を以て見るべし、

大夫無故不殺羊、

太夫の牲は、羊より大いなるはなし、

士無故不殺犬豕、

豕は、ゐなり、士の牲は、犬豕にこえず、

君子遠庖廚、

庖廚は、皆くりやなり、きりつくる所を庖と云、にとゝのふる所を廚と云、君子くりやに遠ざかりて、これに近づかざることは、凡そ生ある物、其いけるを見る時は、其死するを見るにしのびず、其聲を聞く時は、其肉をくらふに、たへがたければなり、

凡有血氣之類、弗身踐也、

大祭にのぞみては、神を敬するために、主人みづから牲をひき、其ころすを見ることあり、よのつねの事には、庖廚にさかりて、凡そ血氣あるいき物の類を、みづからころすことなし、

○樂記曰、豢豕爲酒、

豕をかひて、さかなにそなへ、酒をつくりて、のみ物とす、

非以爲禍也、

酒はもと祭祀にすゝめ、老人をやしなふ物にして、これを用ること、よろこびをあはせんとなり、わざはひをせんとにあらず、

而獄訟益繁、

獄訟は、うつたへなり、小人醉飽に乘じて、人と相を

きほどを云、不時とは、米穀果實のいまだ成熟せざるのみならず、凡そ菜蔬のきざしをほり求め、或はしゐてつくり出し、しゐてむましなせる物、又生類のいまだ成長せざるもの、皆是なり、この故に之類と云、

割不正不食、

きりめのたゞしからざるは、きりそこなひたるもあり、又たくみつくりなせるもあり、かりにも不正のことに安んじ玉はざる故に、これをも食し玉はず、

不得其醬不食

醬は、此方のみそ醬油のたぐひなり、凡そ肉には物ごとに各其宜き醬ありて、其味をたすけ、其性をやはらぐ、この故に、其醬を得てとゝのへざる物を、食し玉はず、これ制法のそなはらざるを、にくみてなり、註割肉不方正と云を、一説に、肉のきりめにかきるべからずと云、造次の字義上に見えたり、

肉雖多、不使勝食氣、

食氣とは飯の氣力なり、食物には、米穀を、むねとす、よく人をやしなへばなり、肉味は只これを以て、飯の氣をたすく、若飯の氣にかつ時は、元氣これに隨てとゞこほる、この故に、肉味は少し食するを常とす、若多きことありといへども、飯の氣には、かたしめ玉はざるなり、

唯酒無量、不及亂、

酒はこれ人のために、よろこびをあはす、この故に分量かぎり玉はず、されども醉に至るまでを、よきほどゝして、心容の亂るゝまでに、及び玉はず、

沽酒市脯不食、

作りてうる食物は、若精潔ならざれば、人をそこなふ、この故に食し玉はず、飲食に酒脯なければ、事たらぬことなければなり、註精潔とは、精は制作のくはしきことを云、潔は制作のいさぎよきことを云、

不撤薑食、

薑は心の神明を通じ、物の穢惡をさく、この故にこれをすて玉はず、されども不撤とは、只食するごとに、これをまうくるなり、必しも食し玉ふにあらず、

を養ふと、又一説に、上の亟之と云をうけて、すみやかにのまんとするによりて、必しば〳〵かむと、[註]三達尊とは、孟子の語なり、爵と齒と德との三つは、天下に通達して、尊き者なればなり、噦噫は、えづきむせぶぞ、

○論語曰、

此章も孔子の事を記す、

食不厭精、

しらげる飯は、よく人をやしなへばなり、これに不厭とは、いよ〳〵精げたるを、いよ〳〵よしとす、必これを求むるにあらず、

膾不厭細、

あらき膾は、人をそこなへばなり、句義上に同じ、[註]鑿は、しらぐる義なり、牛羊與魚之腥とは、牛羊魚何にても、其なまなる肉を云、聶は、肉をうすひらくきることを云、切は、聶たる肉を、又ほそくきることなり、此一段は小儀の文なり、

食饐而餲、

飯の濕熱にむされて、味のかはりたるを云、

魚餒而肉敗不食、

餒るゝも敗るゝも皆くちたゞるゝ義なり、

色惡不食、臭惡不食、

色惡臭惡はすべて食惡く、いろかのあしくなりたるを云、

失飪不食、

飪とは、食を熟するぞ、これを失は、料理をしそこなへるなり、

不時不食、

不時とは、たなもの、くだものなどの、いまだみのらす熟せずして、其食すべき時にあらざる物を云、以上の品々、皆よく人をそこなふ、この故に食し玉はず、但し食のくちたゞれたるよりも、色臭のあしきはかろし、失飪と不時とは、いよ〳〵かろし、されどもつゝしみ深き故に、かくの如くなり、[註]烹調は、にとゝのふるぞ、生熟之節とは、なましきとうめるとの、よ

を見きゝながら、もだしがたきことあらば、これを謝すべし、これ賓をゆたかにするの道なり、若たゞ失禮ばかりにて、詞もなき時は謝すべからず、これに謝しなば、客はづかしく思ふべし、ゆたかにするといひがたし、然るを此註に、すべてかくいへると不審なり、或説に客もし此失禮あれば、主人必此謝を致す法なることを人に示して戒とすと、さもあるべき歟、

濡肉齒決、

うるほひてやはらかなる肉は、齒にてくひきるべし、手を用ふべからず、

乾肉不齒決、

ほしかはかせる肉ならば、手にてさくべし、齒にてきるべからず、

毋嚃炙、

炙を一口にくひつくすことなかれ、漸々にくふべし、

註 脯は、ほしじゝなり、胾は、きりしゝなり、

○少儀曰、侍燕於君子、

侍すとは、相伴する義なり、燕は、酒宴なり、君子は、位ある人、年たかき人、徳ある人をすべて云、

則先飯而後已、

先飯ふとは、尊者より先にくひそむ、食をこゝろむる義なり、後已とは、尊者より後にくひやむ、食をすゝむる意なり、

毋放飯、毋流歠、

字義並に上に見えたり、

小飯而亟之、

小飯ふとは、こぐちにくふことを云、ゑづきむせぶことなからんとなり、亟之とは、はやくのみ入るゝぞ、尊者の問はるゝことあらば、即こたへんとなり、

數噍毋爲口容、

數噍とは、しきりにかむぞ、小飯の義と同じ、爲口容とは口をうごかして、さま〴〵のかたちすることとなり、しば〳〵かむ時は口容をなしやすき故に、又これをいましむ、一説に、數噍とは、よくかみこなげて、生

飯をとりあげて、熱氣をさますこと、急にくはんとするに似たれば、これをいましむ、

飯黍毋以箸、

黍とは、黍の飯をさす、黍の飯は、箸につかす、この故に箸を用ひずして、匙を用ふ、

毋嚃羹、

羹に入りたる菜は、箸を以て取べし、口にてすひとることなかれ、

毋絮羹、

もりすへたる羹に、鹽梅を加ることをいましむ、若羹をとゝのふる時は、味をむさぼりて、あきたらずとするに似たり、又料理のあしきをとがむるに似たり、

毋刺齒、

楊枝の類をして歯のはざまをさしくじることなかれ、無禮なればなり、

毋歠醢、

醢は、肉をこまかにきり、醯醬薑桂などを加へて作る、厚味にてすゝりかたし、箸にてなむる物なるべし、然るにこれをすゝりて多く食するは、其味をつまびらかにこゝろみて、味うすしとあなとりたるに似たり、

客絮羹主人辭不能烹、

辭すとは、詞を以て謝することを云、不能烹とは、不才にてよくにとゝのふることあたはず、よろしくとゝのへられよなど云詞なるべし、

客歠醢主人辭以窶、

窶とは、まつしき義なり、以窶とは、家まづしければよき醢なし、かくきこしめさるゝは、心もとなしなど云詞なるべし、註調和は、とゝのへあゆるなり、剔は、くしる義なり、詳味之とは、多く食して詳にあぢはふぞ、失禮は、禮をあやまるぞ、優賓とは、其失禮をたゞさずして、かへつて謝詞をのぶるなり、按ずるに、客羹をとゝのへ、醢をすゝること、若客よりことばある時か、又主人に心やすき故することにて、それ

共飯不澤手、

古は手を以て飯をくらふ、人と飯を共にして、其手をもみうるほせば、人けがらはしく思へばなり、(註)汗澤は、あせなり、

毋摶飯、

飯を取てまろかす時は、多く得やすし、是我があきなんことを、人とあらそふになれば、これをいましむ、

毋放飯、

心のまゝに大食するはむさぼりて、節なきことなれば、これをいましむ、

毋流歠、

流歠とは、のみ物をながるゝが如くに、ながのみすることを云、句義上に同じ、

毋咤食、

舌をならして食するは、無禮なる故に、これをいましむ、

毋齧骨、

句義上に同じ、

毋反魚肉、

肉は、けものゝ肉なり、是も人と食を共にして、我がくひのこしたる魚味肉味を、もとの器にかへすと、人にさからはざるべき故に、これをいましむ、一説に、反すとは、箸にてはねかへして、ことごとく食するを云、又一説に此魚肉は、只魚の肉なり、反すとは、うちかへして、うらまで食するを云、

毋投與狗骨、

魚肉の骨を狗になげあたふる時は、餘の狗とあらそふことあるべし、この故にこれをいましむ、一説に、是主人の食の餘をいやしむるに似たり、又其事無禮なればなり、

毋固獲、

固獲とは、必得んとする義なり、凡そ食物を必得んとすること、むさぼるに似たれば、これをいましむ、

毋揚飯、

く、こと〴〵くおび玉ふなり、㊟君子無故玉不去身とは、禮記の玉藻の文なり、故は、喪をさすなり、鐫は、くじり、礪は、といるなり、其義前篇に見えたり、

○孔子羔裘玄冠、不以弔、

羔は、羊の子なり、黒き羊の皮にてしたる、かはぎぬを、羔裘と云、玄冠は、黒き冠なり、喪事には白きを用ひ、吉事には黒きを用ふ、死をかなしみて、弔ひ玉ふ故に、必其服を變じて、黒きをき玉はず、㊟衣服の制とは、制は法度の義なり、衣服其事によりて、各宜き所の制法あることを云、

○禮記曰、童子不裘不帛、

未成人なる故に、衣服をそなへず、

不屨絇、

絇は、屨のかしらのかざりなり、これを以て行歩のいましめとす、屨は衣服の末なり、未成人なる故に、屨までのかざりをせず、㊟皆以其未成人也、按ずるに、此章只その未成人なるを以て、服をそなへず、飾りを盡さゞるのみならず、身をかため、をごりをいましむる義もあるべし、

○孔子曰、士志於道、而恥惡衣惡食者、未足與議也、

士たる者、道を求るに志ありてぞ、衣食のあしくして、人にしかざることを恥るなり、相共に道理を議論するにたらず、㊟識趣とは、識は見識の至れる所、趣は志意のおもむく所、此二字すなはち志を云、卑陋は、ひきくいやしきぞ、

右明衣服之制、凡七章、字義並に上に見えたり、

曲禮曰、共食不飽、

是より下は、飲食の節を明にす、共にすとは、器を同うしてくらふことを云、食とは、すべて食物をさす、人と共に食して、己あきなんとするは、禮讓の道にあらず、

玉はず、衣裳にし玉はざることは、云に及ばず、註深靑楊赤とは、楊はあがるぞ、うかむ義なり、靑色ふかくして、赤色のうかめるを云、俗にからすば色と云これなり、絳は、うすあかき色、三入ぞめなり、されども緅を又一入とも云、五入とも云、其說あきらかならず、練服は小祥の時、ねりたる布にてつくる、喪服のしたがさねなり、領は、えりくび、緣はへりなり、

紅紫不以爲褻服、

紅は、うすくれなひ、今の桃色なり、紫は、むらさきなり、五色は五行相生の色にして、五方の正色なり、紅紫の類は、皆五行相克の色にして、五方の間色なり、褻服は、なれきぬなり、はれの服にてなきを云、紅紫は共に其色正しからず、又婦女の衣服に似たる故に、これを褻のころもにもし玉はず、朝祭の服には勿論なり、註紅紫間色とは間はまじはるぞ、二色のまじはりたるを間色と云、紅は南方の間色なり、火克金、南方の赤色西方の白色にかちて紅色となる、紫は北方の間色なり、水克火、北方の黒色南方の赤色にかちて紫色となる、婦人は、よめなり、女子は、むすめなり、私居は、家にひとり居る時をさす、

當暑袗絺綌、

當暑とは暑氣の時分にあたりてなり、絺綌は、皆くずぬのなり、ほそきを絺と云、ふときを綌と云、袗の絺綌とは、夏のかたびらなり、

必表而出之、

出すは、あらはす義なり、之とは、絺綌をさす、是まづしたがさねを着し、絺綌をうはをそひにして、外にあらはす、はだへをみへすかさせじとなり、今此方の婦女、夏のかたびらに、赤きしたがさねをきるは、此意なるべし、

○去喪無所不佩、

是も孔子の故事なり、去喪とは喪服をぬぐことを云、佩は、玉佩事佩をかねて云、君子必玉をおぶる義は前章に見えたり、事佩は、前篇の左右に用をおぶると云これなり、玉佩は我身の德に比し、事佩は尊者の用にそなふ、この故に、喪服をだにぬぎ玉へば、必常にこれをおび玉ふ、無所不佩とは、おびざる所の物な

も上の句をうけて云、天の久しきこと、かぎりなければなり、註爵弁は、祭服の冠なり、この故にいよ〳〵たつとみて終にきするなり、○按ずるに、冠は禮服の始なる故に、衣服の制の始に、此章をしるす、凡そ冠禮は、成人の服をそなへて、成人の徳をさむ、冠者此服を服し、此いましめをうけて、よく其徳を成す時は、必壽考にして、福慶をうく、若此服をきて、此いましめをきゝながら、徳をなすことあたはざる者は、禮をあなどり、敎にそむく、其罪すくなからずして、災必其身に及べし、皆是當然の理りなり、

○曲禮曰、爲人子者、父母存、冠衣不純素、

純は、衣冠のへりを云、白きは凶服の色なり、白きをもとをしにするは、即下に云孤子の服なり、孝子は父母の存生をたのしむ故に、必衣冠のへりを、いろへて白くせず、

孤子當室、

孤子は、みなしごなり、いとけなくして父なきを云、年三十以上は、妻ある故に孤といはず、當室とは、父の後となりて、家をつぐ者を云、家室にうけたる義なり、

冠衣不純采、

孤子にして家につぐ者は、父の喪をぬぐといへども、なを衣冠のへりに白きをして、いろへたるをせず、長く其かなしみを忘れざるなり、是吉凶の服、をの〳〵其情にかなへることを云、註冠飾衣緣は皆其へりのことなり、加隆とは、其かなしみの義について、餘の子共よりは、一段たかきことをますとなり、衆子則否とは、孤子なれども、家をつがざる、もろ〳〵の子なれば、かくの如くはせずとなり、

○論語曰、君子不以紺緅飾、

君子は、孔子をさす、紺は俗にこんの音あり、こき青色なり、緅はうす赤色なり、飾は、衣のえりとへりとを云、紺は、齋戒にきる服の色なり、緅は、親の喪に、一年して小祥の祭にきる衣の、へりの色なり、喪祭を重んじ玉ふ故に、この二色を以て、常の衣のへりにもし

乃申爾服、
かさねて爾の元服を加るなり、
敬爾威儀、
威儀の字義上に見えたり、
淑愼爾德、
德は上の成人の德をうけて云、これを愼むとは、みがきて明にし、守りて養ふの類みな是なり、威儀を敬むは外より云、德を愼むは内より云、
眉壽萬年、
眉壽とは、老人の眉毛の長きを以て、壽のながきしるしとす、
永受胡福、
胡は、はるかなり、いのち千萬年なれば、其さいはひをうくることも、亦はるかなり、註皮弁は、朝服の冠なり、この故に、たつとみて次にきするなり、
三加曰、
みたび加冠する時の祝言なり、
以歲之正、以月之令、咸加爾服、
冠禮三加にて盡る故に、咸加と云、
兄弟具在、以成厥德、
兄弟みな存在するは、めでたきことなり、互に相たすくれば、其德を成就することも亦やすし、この故に、兄弟事なくて其德を成せと祝して云ぞ、始には德に順へといひ、次には德を愼めといひ、終には德を成せと云、これ其次第なり、
黃耇無疆、
黃は、白髮の變じて黃になるぞ、耇は、凍梨なり、面の色おひくろみて、こほれるなしの色したるを云、皆いのちながきしるしなり、かくの如くにして、其年かぎりなくとなり、壽を祝して、初に年數をいはず、次に、萬年といひ、終に無疆と云、これ亦其次第なり、
受天之慶、
天のうけたるさいはひを、此人うくべしとなり、これ

則は、法なり、○按ずるに、威儀之則と云內に、言語の法をまじへ記せること、威儀言語は、皆內に動いて、外にあらはるゝ者なれば、これを一類とせられたりし歟、

士冠禮、

是より下は衣服の制を明にす、士冠禮は、儀禮の篇の名、士の冠禮を記す、

始加祝曰、

始加とは、冠禮に三加とて、みたび冠をきせかふる、これ其始なり、加は、冠をきすることなり、祝は、加冠の賓、冠をきする時に、ことぶきする詞なり、

令月吉日、

令も、よきなり、よき月のよき日ぞ、

始加元服、

元服は、冠を云、元はかうべ、服はきものなり、

棄爾幼志、

今より爾の幼童の志をすてゝぞ、

順爾成德、

爾の成人の德にしたがふべしとなり、

壽考維祺、

壽考はいのちながきぞ、考は、老なり、

介爾景福、

景も、大なり、大いに爾の大福をうけんとぞ、壽ながければ、福をうくることも大なり、註筮とは耆をとりてうらなふことを云、賓は、僚友の賢者をえらみ、賓客に請じて加冠せしむるなり、日をも賓をも筮して、其吉なるに定む、冠禮を重んじてなり緇布冠とは、緇は黑色なり、くろき布にて作れる冠を云、古代の物にてすなをなる故に、始にこれをきするなり、

再加曰、

二たび加冠する時の祝言なり、

吉月令辰、

辰は、時なり、

の體はもと內にあり、非辟のことはもと外にあり、然るを非辟の心入と云こと、心の本體內にあれども、これをとり守ることなき時は、外物の非辟なる者內に入て、これを引出す、いでゝ久しき時は、則物と共に化して、亦同く內に入る、これを非辟の心入と云、されどもよく養ておさむる時は、心體常に住處にあり、この故に、非辟の物內に入ことのよるべなし、

○射義曰、

射義は、禮記の篇の名、射禮の義を記す、

射者、進退周還必中禮、

進退は、堂の階より升降する禮節を云、周還は、相手と式體する容儀を云、これ皆いまだ弓射ざる先にあり、必これをみな禮儀にかなはしむ、

內志正、外體直、

內の心志は貞正にし、外の體貌は端直にす、これ弓射るを云、按ずるに心正しき時は體をのづから直し、體直き時は、心をのづから正し、されども二つながら工夫を用ひ、內外こも〴〵正しうして、後に其功全きことを得るなり、

然後持弓矢審固、

審は、つまびらかにしてくはしきぞ、固は、かたくしてつよきぞ、

持弓矢審固、然後可以言中、

固なる故に、其力よくあづちに至る、審なる故に、其たくみよく的にあたる、言中とは、あたることを期すと云義なり、

此可以觀德行矣、

動作必禮にかなひて、志正しく體直きは、即これ德ある者なり、この故にこれ以て德行を見つべし、凡そ射の禮、一つには以て武をならはし、二つは以て德を見るなり、【註】揖讓は、相手と共に禮揖して、先を相ゆづるなり、

右明威儀之則、凡二十一章

威とは、容のをごそかにして、をそるべきことを云、儀とは、容の正くして、かたどるべきことを云

ぐりかへることを云、規は、圓き形をなす器、俗に云、ぶんまはしなり、其めぐること圓く、規にあひかなふなり、

折還中レ矩、

折還は、をれめぐるなり、かなたへゆきて、又よこさまにをれゆくことを云、矩は、方なる形をなす、器俗に云、まかりかねなり、其をるゝこと方にして、矩にあひかなふなり、

進則揖レ之、

進む時は、身すこしうつむきて、人を揖するが如し、

退則揚レ之、

退く時は、身すこしあふのきて、あがるなり、

然後玉鏘鳴也、

鏘は、玉の聲なり、進退俯仰、かくの如くに禮節にあたりて後に、佩玉も亦調子にかなひ、鏘然としてなりをとよし、

故君子在レ車則聞二鸞和之聲一、

鸞も和も、みな車にかくるすゞの名なり、凡そ君子の動止、いやしくもせず、この故に、乘車の時は、車のゆくをしらぶる、すゞの聲あり、

行則鳴二佩玉一、

此行の字は、趨行周折進退をかねて見るべし、

是以非辟之心無二自入一也、

非は、是に對するの詞、辟は、ひがむなり、君子は時とし處として、禮樂を以て、心を養ふにあらずと云ことなし、この故に、非違邪辟の心、何によりても、其内に入る所なし、[註]君子以二禮樂一養二其心一とは、趨行周折進退の節は、皆禮なり、詩章佩玉鸞和の聲は、皆樂なり、君子は禮樂をしばらくも身をさらずして、心を養ひ身を治むるの具とす、路寢門は、天子諸侯の宮殿の最內にある門の名なり、應門とは、寢門につぎたる外の門の名、進退俯仰と云一段、註の意只進退の俯仰によりて、玉鳴と云こと不審なり、趨行周折にも皆なるべし、本文然後の二字も、すべて上文をうけたるならん、方氏の說は、非辟の心入と云義を論ずるなり、心

入虛如有人、

此虛きは、人のなき房室をさす、句義上に同じ、

○禮記曰、古之君子必佩玉、

佩玉とは、玉佩とて、珠玉をくさりつらねて、左右の腰におぶることを云、玉の色溫潤にして、其聲清越なる故に、君子其德になずらへて、必これをおぶ、此玉の德に、はづることなからんとなり、

右徵角、左宮羽、

徵角宮羽は、五聲の名なり、左右の玉のなりをと、これにかなふとなり、註互文とは、すぐにいひつゞくべき文句を、互にくみちがへてかきたるを云、此註の意、本文に徵角と宮羽と左右にわけたれども、只是左右に徵角宮羽と云べきを、くみちがへていひたるなり、實は左右のわけなし、又宮商角徵羽にて五聲なれども、商一つをいはざること、左右に二字づゝ對偶する故に、たま〳〵これをのこせり、此二句の說あまたあれども、必其義を求んとすれば、泥で通ぜざるなり、

趨以采薺、

趨るとは、いづくをも趨るにあらず、内門より外門までの間を趨と云、地ひろくして、ゆくことはやければなり、此處を趨りゆく時をさす、采薺は、今の詩經の楚茨の篇を云、其詩の意やはらげり、趨る時は、すみやかなるにすぎなん、をそれある故に、此詩をうたひてこれをしらぶ、

行以肆夏、

行くとは、内門より堂までの間を行と云、地せばくして、ゆくことをそければなり、此處をあみゆく時をさす、肆夏は、今の詩經の時邁の篇を云、其詩の意嚴なり、行く時は、ゆるきにすぎなん、をそれある故に、此詩をうたひてこれをしらぶ、それ趨行に詩をうたふこと、樂工かたはらにありて、これを奏するならん、この故にや、此の段をば、天子諸侯の禮儀なるべしと云說あり、

周旋中規、

周旋は、皆めぐるなり、かなたへゆきて、こなたへめ

申申如也、

申々は、其容ののびやかなることを云、

夭夭如也、

夭々は、色のよろこばしきことを云、註嚴厲は、きびしくはげしき義なり、中和は、寛にも嚴にも一偏ならずして、よきほどなる義なり、凡そ世の常の人、燕居してわづかに心をゆるす時は、をこたりほしいまゝなり、わづかに心をつくる時は、亦きびしくはげしゝ、只聖人の三中和の氣象ありて、申々夭々たり、されども學者にありて、これを學ばんとならば、只檢束の上にて、よきほどをはかるべし、然らざれば工夫の手を下す所なし、身心とりおさまる時は、和樂の氣をのづから出來る、人の本性然る者なればなり、

○曲禮曰、並坐不橫肱、

其ならびゐる者に、妨あればなり、

授立不跪、

立るとは、尊者をさす、跪かずして、立て授くるは、受るに便あればなり、

授坐不立、

此坐するも尊者なり、たゝざる意は、上の句に同じ、此兩句、授くることを云時は、其受る時にも、亦しかすることと知るべし、又古人は坐と云も亦跪なり、あなびらをしく時は、これを坐と云、つまだつる時は、これを跪と云、尊卑のかはりなり、

○入國不馳、

國とは、國の都をさす、不馳とは、車をはせざるぞ、國都は人だち多き故に、人をそこなはんかと恐れてなり、

入里必式、

里とは、里の門をさす、式の義上に見えたり、式すること、其里の內に、賢人あるべきかと恐れてなり、

○少儀曰、執虛如執盈、

執は、もつ義なり、虛く盈るは、器につきて云、これ常に敬心を存すればなり、

云、

式負版者、

版は、人民の數をしるしたる帳を云、版は、板と同じ、古は板に物かけばなり、これを負とは、持つ義なり、人は萬物の靈にして、民はこれ邦の本なり、この故に、古民數を王にたてまつれば、王拜してこれをうけ玉ふ、况や下位にある者をや、孔子喪あるをあはれみ、民數を重んじ玉ふ故に、此二つの者を見て、必これに式し玉ふ、【註】圖籍は、周禮の註を按ずるに、圖は土地の圖なり、籍は即版なり、民の屋かず人かずをしるす、されども圖籍必相そふ者なる故に、これを合せて云歟、漢の孔氏が論語の註、かくの如くにて、朱子の集註もこれに從へり、

○禮記曰、若有疾風迅雷甚雨、則必變、

風雨雷電のはげしきは、天の怒なり、君子はこれを敬する故に、必其色かたちを變ず、をそれまどふにあらず、孔子も亦かくの如くし玉へり、

雖夜必興、衣服冠而坐、

敬すること深ければなり、

○論語曰、寢不尸、

これも孔子のことを記す、尸の如しとは、死人のたふれふしたるやうに、四體を打のべたるを云、聖人は寢息の内にも、斂飾を失はずして、手をとゝのへ、足をおさめ玉ふ、

居不容、

居とは、無事にして家に居る時なり、容づくりすとは、容儀をかいつくろふことを云、燕居の時は、容儀をとゝのふるに暇あれども、聖人をのづから、時の宜きにかなひて、ことさらにかたちづくりし玉はず、【註】偃臥の偃は、あふのく義なれども、こゝにては、たふれふすことなるべし、

○子之燕居、

燕は、やすまる義なり、燕居とは無事にして、閑居することを云、

與幼者言、言孝弟于父兄、

幼者は人の子弟を云、

與衆言、言忠信慈祥、

衆は、庶人を云、慈は、あはれみあるぞ、祥は、善の字の義、心はへのよきことを云、按ずるに忠信は己に誠あり、慈祥は人に仁あり、民の善行、此兩端にすぎず、

與居官者言、言忠信、

居官者は、大人のつぎ、上士より以下、庶人の官ある者までをさす、按ずるに、此忠信は君をあざむかざるにつきて云、下官たる者の主として守るべき所なり、

○論語曰、席不正不坐、

是も孔子の事を記す、聖人の心、極めて正しき故に、少しの不正にもこれに安んせず、たとへば目の明かなる工匠、一毫のゆがみをも、甚みぐるしく思ひて、必これをなをすが如し、凡そ不正のことに安んずる者は、其心にも、亦それほど不正なる所あればなり、

○子見齊衰者、

齊衰は、喪服の名、斬衰につぎての重き服なり、齊衰を云時は、斬衰は、云に及ばざる歟、

雖狎必變、

もとよりなれしたしみたる人なれども、喪をあはれむ誠あらはれて、必其色かたちを變じ玉ふ、

見冕者與瞽者、

冕は、王の冠なり、禮服の時にこれをきる、是位ある人の盛服なり、瞽者は、目くらなり、

雖褻必以貌、

褻は、けはれのけの字なり、內々に燕見する時を云、貌は、禮の貌なり、位ある人をたつとみ人とならざる者をあはれむによりて、敬意をのづから加り、必禮貌を以て、これにあひ玉ふ、

凶服者式之、

凶服は、すべて喪服を云、凶事の服なればなり、式は、車の前のよこ木なり、車上にて、うやまふべき者を見る時は、うつむきてこれによりかゝる、これを式すと

與上大夫言、
諸侯の上太夫は卿なり、孔子上位の人と物の玉ふを云、

誾誾如也、
誾々は、和悦にしてあらそふ義なり、あらそふべきことあれども、只詞を和悦にして、諷規をふくませ玉ふ、按ずるに朝廷は尊卑の分限きびしき所なる故に、をのづからかくの如し、

○孔子食不語、
語りとは、人の物いひかくるに、こたへのぶることを云、食する時は、物口舌にあり、物がたりする時ならざればなり、其自かたりかけ玉はざることは、云に及ばず、○禮に長者問ことある時に、食口にあれば、則これを吐くとあれば、此時はしばらくくひさして答るなり、

寢不言、
言ふとは、みづから物をいひ出すなり、寢る時は萬事休して其心うごかざる故に、をのづから物の玉はず、いねて物がたりし玉はざることは、云に及ばず、○按ずるに、寢て後言語すべきことあらば、又おき出て云べし、註存心不他とは、即敬なり、主一無適の義なり、一事にあたりては、心を存して其事にむかひ、他事をまじへず、他方にゆかざるを云、

○士相見禮曰、與君言、言使臣、
君とは、すべて君たる人を云、臣を使ふことは、禮義をさす、凡そ言語の法、みだりにいひ出さずして、いひ出す時は、よく其宜きにかなふべし、人と物云ことも、其人に隨て、各大抵の主意あり、下の文も皆此意なり、

與大人言、言事君、
大人とは、卿太夫たる人を云、君に事つることは、忠節をさす、

與老者言、言使弟子、
老者は人の父兄を云、弟子は、子弟なり、弟子を使ふことは、慈愛をさす、

郷黨の義前篇に見えたり、是は孔子の居玉ふ里を云、

恂恂如也、

恂々は、信實にして、かいつくろはぬ貌なり、只是容貌をかたどるのみならず、言語動作をも、かねてかたどる、如とは、恂々の字にても、かたどりつくされぬ所ある故に、此一字を助くるなり、

似不能言者、

心へりくだりしたがひて、才智をかゝやかし玉はざる故にかくの如し、されども是も亦恂恂の内より、ぬき出して云なり、郷里の長者親族に相まじはり玉ふ故に、只眞情のみ懇に至りて、文飾才辨をのづからあらはれず、

其在宗廟朝廷、

其とは、孔子をさす、其在とは、上をうけたる文義なり、孔子鄕黨に於ては、かくの如し、若宗廟朝廷にいます時は、則又かくの如しと、時に中するの意をあらはすなり、宗廟の義前篇に見えたり、朝廷は、君の政をきこしめす處なり、これみな魯國にてのことを云、

廟にては祭をたすけ、朝にては政を議す、

便便言、

便々は、辨なる義なり、宗廟は、禮法のある所、朝廷は、政事の出る所、其事體共に嚴重なれば、こゝにて物云こと、宜く明辨なるべし、この故に、孔子廟にては事々詳に問て行ひ、朝にては極めて是非利害をのべ玉ふ、是も禮を尊み忠を盡すの誠によりて、をのづからかくの如し、

唯謹爾、

便々として物の玉ふといへども、只謹でほしいまゝにの玉はず、

朝與下大夫言、

大夫の位に上下あり、是孔子下大夫たる時に、朝廷にて、同列と共に政事を議し玉へるならん、

侃侃如也、

侃々は、なをくしてこはき義なり、詞をなをく、論を正しうして、いみかくす所なきを云、

毋誓衣服成器、

人の衣服と、すでに成就したる器とは、其あしきを、そしるることなかれ、

毋身質言語、

言語する間に疑はしきことあらば、しばらくこれを闕へし、みづから己が意見を以て、其是非を成しさだむべからず、○上の句は人を非とす、此句は己を是とす、これ人の通患なり、よくいましむべし、

○論語曰、車中不内顧、

左右に首をめぐらして見ず、

不疾言、

急にものいはず、

不親指、

みづから物をゆびさゝず、註失容とは、内顧る時は、頭の容直からず、疾言ふ時は聲の容靜ならず、親指す時は、手の容恭しからず、且惑人とは、且はそのうへと云義なり、惑人とは人の視聽を惑はすぞ、失容の意重く惑人の意輕き故に、且の字を以て、詞をたすくるなり、○此章記孔子升車之容、按ずるに、輿車に乘たる人は、これを見る者多き故に、とりわきて敬するなり、孔子の車上の容を引て、其法をしめされたり、

○曲禮曰、凡視上於面則敖、

視とは、人を見る時を云、其見ること、人の面より上せるは、其血氣みづからたかぶれり、此人の、人にえくだるまじきことを知る、

下於帶則憂、

見ること人の帶より下せるは、其精神物にうばゝれたり、此人の心に憂あることを知る、

傾則姦、

姦とは、たはめる義なり、見ること流るゝ時は目の容かたむく、此人の不正の心あることを知る、註君子之所愼也とは、人の心神目につるゝ所最切なり、この故に視る容をよくつゝしむ時は、敖り憂へ姦しき三つの病痛をのづからのぞく、

○論語曰、孔子於鄉黨、

は其あやまちをいはざるぞ、

不戯色、

色の容は莊にして、ざれたる顔せざれ、註知識は、皆しるぞ、しる人を云、過失は、皆あやまちなり、戯侮は、たはむれあなどるぞ、厚重とは、輕薄に對して云、○此節の註に、狎與人褻狎すと云、上の狎の字、誤なるべし、朱子語類、小學集觧等に據て、泛の字に作るべし、泛は、即旁の字の義なり、

毋抜來、毋報往、

抜報は、皆とくと讀て、抜は、ふとぬきいづる意なり、報は火急の意あり、來往は、只かなたこなたへ、向ひ背く義なり、凡そ工夫を用る所、みな漸進の功ありて、退轉することなきをよしとす、わづかに好む時に進ことにはかにして、わづかに倦む時に退ことも亦にはかなるは、是も輕薄の行なり、註朱子の説其進ことゝき者は、其退ことも亦ときこと、是必然の勢なることを明せり、其進鋭者其退速とは、孟子の語なり、

毋瀆神、

瀆は、なれちかづくを云、鬼神は幽にしてはかられず、能うやまひて、これに遠ざかるを、神に事るの道とす、

毋循枉、

すでに枉れりと知たることは、とくこれを改むべし、これを改ることをはゞかりて、しばらくもそのまゝにて循ことなかれ、

毋測未至、

思慮意見を以ていまだきたらざることを、はかりみるは、私智なり、たとひしば〳〵あたれるとも、君子の貴む所にあらず、只理をきはめて、知を致す時は、鏡の物を照すが如く、事いたらんとするきざしを、すみやかにさとりしる、これ睿知なり、註此節の註、みな論語の文を引けり、不逆詐とは、人の己をあざむくかと、其事いまだきたらぬ先に、これをむかへまつ意あるを云、不億不信とは、人の己を信ぜざるかと其事いまだみへざる先に、これをはかりみる意あるを云、

も、凡そ外より打見るには、顔色を以て先とす、この故に、常には必矜持して、人のなれあなどるべき所なきを其法とす、註敬之目とは、身を敬するの條目なり、即此便是涵二養本原一也の句、即便は、皆事をたゞちにさし云詞、此とは、上の九容をさす、是とは、非ずと云に對する詞、云意は、すなはち此九つの者が、すなはち是本原を涵養することなり、只その身體容貌のみを、正しくせんとのために、事にふれ物にしたがひて、省察するにあらずとなり、涵養とは、涵はひたすぞ、物を水にひたして、中までうるほひとをるが如く、純熟に養ひ入るゝを云、本は、木の本、原は、水の源なり、人の生るゝ初にうけ得たる、德性をさす、是一身萬事の本原なればなり、凡そ九容は、皆外に就て工夫をなすといへども、又其一身にあらはるゝ所は、みな心體のそゝぎ出る所、其工夫をなす者は、これ心にして性にもとづく、然れば、容を正しくためならはすは、即これ性を正しく養ひ入ることなり、この故に九容を以て、即これを性を養ふなりと云、

○曲禮曰、坐如レ尸、

尸の義、前篇に見えたり、尸となる時は、其心湛然として、純一なる故に、其容極めて矜莊なり、常に坐する容をも、これを以て法とす、

立如レ齊、

此齊の字は、祭を執行時に就て云、祭る時は、其心肅然として精誠なる故に、其容極めて端拱なり、常に立つ容をも、これを以て法とす、凡そ人のつゝしみふかくして、容貌の嚴正なること、尸となり祭をする時にしくはなし、この故に、これを坐立の法にとる、祭の時にも、只立ばかりにあらず、是上の坐に對して立ることを云なるべし、註敬之目と云意上章に同じ、

○少儀曰、不レ窺レ密、

人の隱密する處を、のぞかざれ、

不二旁狎一、

あまねく誰人にも、なれ〳〵しくせざれ、

不レ道二舊故一、

舊故は、故舊と同じ、久しく相知たる人を云、不レ道と

是より以下も、みな君子身を敬する容を說く、重しとは、あぐること遲きを云、足は下體にある故に、其容重かるべし、重きはこれ足の容の法則なり、下の句も、皆此意を以て見るべし、

手容恭、

恭とは、高く拱て、正しきを云、手は上體にある故に、其容恭しかるべし、

目容端、

端とはなゝめに見ざることを云、目は事物を照す者なれば、正く見て、眸をこらすべし、

口容止、

止とは、靜にしてみだりにものいはざることを云、凡そもの云こと、心のうごく聲なれば、みだりにもの云時は、あやまり多きのみならずして、心いよ／＼さはぐ、この故に、止靜を以て常の法とす、舊說には、みだりにうごかざるを、止まると云、口はものいひ、ものくふ時より外は、しづかにしてうごかさゞるを法とす、此義をもかねて見るべし、

聲容靜、

靜とは、ゑつきすはぶきなどせざるを云、聲はものいひうたふ時より外は、常に靜にして出さゞるべし、凡そ噦噯嚏咳唾洟の類皆不敬なり、

頭容直、

直きは、かたむかず、そばだゝさることを云、頭は一身の總會なる故に、とりわきて直をかるべし、

氣容肅、

氣は、いきづかひなり、肅は、ひそまる義なり、氣息は常にひそかにして、いきせざる者の如くなるべし、

立容德、

德あるとは、正しく立て、四邊にかたよらず、儼然として德ある人の氣象なるを云、立つ時は一身の容貌、全くあらはるゝ故に、有德の氣象を以て其法とす、

色容莊、

色は、顏色なり、莊は、矜持の義、つゝしみまもる意なり、顏色は其事によりて、和悅なることあるべけれど

視瞻は、皆みるぞ、わづかに戸に入て、こゝかしこを見まはすこと、人の私を、見あらはさんとするに、似たればなり、

戸開亦開、戸闔亦闔、

其戸はじめより開きたれば開く、はじめよりきりたればきる、主人の意にたがはじとなり、一説に、我より先に入りたる人の意に、したがふと云、

有後入者、闔而勿遂、

遂とは、きりつくす義なり、我より後に入る者ある時は、きるとも少しきりさしてをくべし、若きりつくす時は、後來の者をふせぎて入れじとするに似ればなり、註回轉は、皆めぐるなり、干は、せまる義なり、

毋踐屨、

屨は、他人の屨を云、

毋踖席、

席も他人の席を云、

摳衣趨隅、

摳衣こと、座につくに便するなり、趨隅とは、是一席にいくたりも坐する時、人の座をふまざらんために、下座の隅をさしてわしりゆき、隅よりあがりて、己が座につく、

必愼唯諾、

唯諾の字義前篇に見えたり、すでに座につく時は、人ものいひかくる故に、必其應對をつゝしむ、

○禮記曰、君子之容舒遲、

舒遲は、閑雅の義、さはがしからず、いやしからぬ意なり、これ燕居して無事なる時の容を云、

見所尊者齊遬、

齊遬は、謹飭の義、つゝしみとゝのふる意あり、君子は敬せざる時なし、されども燕居の時は、其敬容にあらはるゝ者、はげしからずして、閑雅なり、わづかに尊む所の人を見る時、敬心そびへたちて、其容をのづから謹飭す、

足容重、

求毋固、

客もし主人の方に、求ること有りとも、これをあながちに、固く得んとするは、是客たる道にあらず、

將上堂、

主人家の堂に上らんとする時を云、

聲必揚、

必こはつくりして、內なる人にしらしむ、

戶外有二屨、

戶は、室の戶なり、古人室に入る時は、皆屨を戶の外にぬぐ、只長者一人のみ、戶の內にぬぐ、外に二人の屨ある時は、長者と共に三人なり、

言聞則入、

內にて云こと、外に聞る時は則入、

言不聞則不入、

三人なる時は、すでに人かず多し、されども其云こと外に聞へさる時は、隱密の事と意得て、其內に入らず、〇一說に、二屨とは一人の屨二對なり一客一人にて云こととも、外にきこへざる時は、密議と知るべきなり［註］密謀は、隱密のはかりごとなり、〇將上堂と云より以下の文、これ師弟親戚などの、燕見の時なるべし、然らずは、必まづ案內を云入るゝなり、〇古者即席と云一段、今の人みな椅子に座して、屨をぬぐことなき故に、此註を入るゝなり、

將入戶視必下、

是も主人の室の戶に入る時を云、視ること必下すは、人の私事を見つけんかと、恐てなり、

入戶奉扃、

扃は、關の木なり、扉の內にあり、戶に入る時は、兩の手をむねにあて、恭くして入るなり、大抵扃のある所其高さむねにあたる故に、これをさゝぐるが如し、但し戶開きたる時は、もとより手を拱て入る、又きりたる時も其拱きたる手をかへして、しづかに推ひらく、是皆兩手をむねにあてゝ、扃をさゝぐるが如し、

視瞻毋回、

淫視は、まなざしながれうつりて、すぐに見ざることを云、

毋怠荒、

怠荒とは、立居ふるまひの放蕩なることを云、荒は、あらけちる義なり、

遊毋倨、

行歩のたかぶりをごれることを云、

立毋跛、坐毋箕、

箕は、箕居なり、兩足をのべて、箕の手の如くなることを云、

寢毋伏、斂髮毋髢、

髮をたれぬぞ、

冠毋免、勞毋袒、

勞とは、辛勞のことある時を云、

暑毋褰裳、

【註】容止とは、容は立ふるまひの客を云、止は、其しづまる時を云、放縱は、ほしいまゝなるぞ、禁止此とは、本文の句ごとの毋の字を釋す、○按ずるに、四體の安逸は、身の欲なり、欲にはかぎりなき故に一たび放蕩なる時は、をこたりすさむにしたがひて、いよ〳〵あきたらずして、あつかれなやむ、人の本性、もとより直きが故に、一たび檢束する時は、しばらく苦むには似たれども、ついに筋骨かたまりて、心も安く、身も閑なり、

○登城不指、

城上にある人は、下よりこれを見る者多し、若指さしすることあれば、見る者何事かあると惑へばなり、

城上不呼、

城上の聲は、四方へ聞ふること遠し、若呼はることあれば、聞く者何事かあると、惑へばなり、

將適舍、

舍は、客人を置く館を云、舍にゆかんとすとは、客たる者館舍に就んとする時なり、

禮義之始、在於正容體、齊顏色、順辭令、

容體は容儀體貌なり、辭令は言辭命令なり、上より下に命するを令と云、禮は其理もと性にそなはり、恭敬辭讓の情よりして發す、されどもこれを行ひ出すことは、容體顏色辭令の上にあり、即是君子道に貴む所の三つの者なり、この故に、禮義を行ふの始は、こゝにをいて工夫を用るにあり、正うすとは、暴慢邪僻ならしめざることを云、齊ふとは、耳目鼻口を正うし、氣色をうかめずしづめずして、よきほどにすることを云、順るとは、道理に順るなり、鄙倍にさかり、禮法にかなふることを云、

容體正、顏色齊、辭令順、而後禮義備、

必上の三つのことを、能し得て後に、一身の禮義備りてかけず、

以正君臣、親父子、和長幼、

以とは、其禮義の備はるを以てなり、君臣父子長幼の間みな禮義を以てこれをとゝのふ、君臣は義を主とする故に正すと云、父子は恩を主とする故に親むと云、長幼は情を主とする故に和ぐと云、是五倫の三つを擧て其餘をかぬ、

君臣正、父子親、長幼和、而後禮義立、

立は、成就する義なり、必人倫の道全うして後ニ人の人たる禮義成り立つ、されば一身をとゝのへ、五倫を正うすること、すべてこゝにあり、禮義のあつかること、かくの如く大にして、これを行ふこと、冠禮より始まる、この故に古の聖王、冠禮を重んじ玉ふ、

○曲禮曰、毋側聽、

側とは、耳をそばたつることを云、

毋噭應、

噭應とは、聲高く、急にこたふることを云、

毋淫視、

則亦これに就て正すべき物なし、聖言のあまねきことかくの如し、

○管敬仲曰、

管敬仲は、管夷吾なり、前篇に詳なり、

畏威如疾、民之上也、

威は、刑罰の法度なり、民とは、すべて人を云、刑法ををかさんことを畏るゝことゝ、疾病をいむ如くにして、事々につゝしみをふかくするは、人の上品なり、

從懷如流、民之下也、

懷は、貪欲する所なり、心のむさぼる所に從ふことゝ、水の流るゝ如にして、止まることを知らざるは、人の下品なり、

見懷思威、民之中也、

欲すべき所を見て、即畏るべき所を思ふは、人の中品なり、これを思ひて能畏るゝ時は、則君子に歸す、これを思へども、終に畏れさる時は則小人に歸す、この故に中品にあり、註懷刑之君子、懷惠之小人とは、論語に君子懷刑、小人懷惠と云語を取て、これを釋す、此惠も利欲をさして云、

右明心術之要、凡十二章

○心術の字義上に見えたり、已上は敬身の四つの條目の內、心術の切要を明かにせり、

冠義曰、

是より下は、威儀の則を說けり、冠義は、禮記の篇の名、冠は元服なり、此篇に、冠禮の義を記せり、

凡人之所以爲人者、禮義也、

禮義とは、禮の品節儀文、みな義ありてそなはれる故に、只禮を云にも義をつらねて云所多し、こゝも其例なり、それ人の人として、禽獸に異なるは、只其禮義あるを以ての故なるぞ、註冠成人之道、故以是責之とは、古人は二十にして冠し、衣服をそなへて身をかざる、始て人と成るの道なり、この故に、これより後、禮義を以て、冠者に責めて、行はしむるなり、

交致其功とは、內にして心、外にして身、互に工夫をきはめて、其德を相養ことを云、畢矣とは、此外なしと云義なり、○按ずるに視聽言動について、一々乖邪を禁止する時は、身心をのづから順正にして、其思ふ所も、する所も、皆をのづから義にかなふ、是顏子の四勿の工夫と同じ、

○孔子曰、君子食無求飽、居無求安、

君子たる人は、志す所學問にある故に、飮食居處にをいて、安飽を求るにいとまなし、食と居とは、人の身に切なるものをあげて云、凡そ外物の欲にをいて、皆求ることなしと知るべし、

敏於事而愼於言、

事をつとめて、とく行ひ、只其及ばざらんことを恐る、言を愼て、ほしいまゝにせず、只其すぎなんことを恐る、

就有道而正焉、

有道は、道ある人をさす、これに就とは、其人の處についてなり、安飽を求めずして、言行に工夫を用ふ、されどもなを自これを是なりとせず、必有道の人によりつきて、其非をとひたゞす、

可謂好學也已、

上に云如くなる人は、まことに學を好む人と、いはれたる者なり、それ好むこと深き時は、其事にをいて、いよ〳〵あきたらざること多し、この故に、其つとむることをのづからやむことなし、詿志有在と云、其在ところは、學問をさす、不暇及とは、安飽を求るに、及ぼすべきひまなきなり、敏於事者と云一段は、中庸の語によりてこれを釋す、行ふとは難き故に、常にたらず、云ことはやすき故に、常に餘あり、この故に、敏於事而愼於言なり、○凡そ安飽を求る意絕されば、言行をおさむる志あつからず、されども只安飽に意なきのみにて、言行をおさめざれば、これ亦學問の實なし、又言行に力を用れども、有道について正さざれば、尙其たがひなきことを得ず、されども只有道にちかづくのみにして、言行の工夫をつまざれば、

り、人のすること、言行の外なし、能く身を修め、言を踐で、其行修り、其言道ある時は、恭敬辭讓の眞實ありて、をのづから踰ㇾ節侵ㇾ侮好狎等のこともなし、即是禮の實體なり、

○樂記曰、君子姦聲亂色、不ㇾ留二聰明一、

君子は、學をする君子をさす、姦は、かたましとよむ、奸僞姦邪なり、亂は、雜亂淫亂なり、姦聲亂色は、すべて色の正しからざるを云、聰明は、耳のとく、目の明なるぞ、云意は、姦聲亂色を禁止して、耳目の見聞に、留めをかずとなり、

淫樂慝禮、不ㇾ接二心術一、

淫樂は、たはみをぼれたる音樂なり、慝禮は義にわたらざる禮法なり、すべて禮樂の正しからざるを云、接はうけつぐ義なり、云意は、淫樂慝禮を禁止して、心上の念慮に、うけ入れぬなり、樂は耳に聞き、禮は身に行ふものなれども、實はみな心を正くする具なるが故に、其歸する所に就て、心術と云なり、

惰慢邪辟之氣、不ㇾ設二於身體一、

惰は、をこたる、慢は、をごる、邪は、よこしま、辟はひがむなり、氣は、氣象なり、惰慢の氣は、内より流れ出づ、邪辟の氣は、外より感じ入る、云意は、此等の氣象を禁止して、一身四體にほどこしまうけずとなり、一說に、惰慢邪辟に、内外のわけなし、惰慢は、敬愼ならぬ氣象を云、邪辟は、正大ならぬ氣象を云と、此說まされる歟、

使下耳目鼻口心知百體、皆繇二順正一、以行中其義上、

心知は、心の知識なり、百體は身のあらゆる形體をすべて云、此段は上の耳目心術身體の外をも殘さず擧て云、繇は、從ふ義なり、順とはそむきもとらず、正とは、ひがみよこしまならず、此二つは、是上の姦亂淫慝惰慢邪辟等の對なり、云意は、上に云所の工夫を以て内心外體をして、みな順正により從がはしめ、事々物々の其義にかなふ所を、行なはしむとなり、○註自養とは、學問を以て、自其德を養ひ立ることを云、内外

時は、慢なり、云意は、わづかに容貌を動す時は、すなはち粗暴傲慢の習ひに、遠ざかりて、必安詳恭敬にすべしとなり、

正顏色斯近信矣、

わづかに顏色を正くする時はすなはち信實にして必内外一なるべし、色のみ正くて心の正しからざるは僞なり、近づくとは、遠るに對して云、上下の句と一例に見んとならば、斯遠虛僞と云べきなり、

出辭氣斯遠鄙倍矣、

辭は、言語なり、氣は、聲のいきづかひなり、言語に必聲氣あり、鄙は、いやしきぞ、倍は、そむくぞ、理にそむけるを云、わづかに辭氣を出す時は、すなはち鄙陋背理の趣に遠ざかり、必典雅平實にとくべしとなり、

註粗厲は、あらきなり、放肆は、ほしいまゝなり、色莊は、論語の語なり、色をごそかにして、心やはらかなるを云、凡陋は、いやしきなり、操存は、とりたもつぞ、心をとりおさめて、養ひたもつ工夫なり、省察は、みそなはすぞ、心の動かんとする時、みそなはしあきらむる工夫なり、造次は、いそがはしく、かりそめなる時を云、顛沛は、顛倒流浪する時を云、此段の意、學者此三つの者を以て、常に存養省察して、造次顛沛の間にも、道の正體に、相たがふべからずとなり、

○曲禮曰、禮不踰節、

節は、上下の品を云、禮は恭敬辭讓のために、其儀則を設く、この故に、下として品を踰て、上をひとごろふことを禁ず、

不侵侮、

又上下を侵して、これを侮ることを禁ず、

不好狎、

又等輩の人と共に、好でなれけがすことを禁ず、

修身踐言、謂之善行、

道義を以て、其身をとゝのへおさめ、口に云ふことばを、必身にのみ行ひて、むなしくせず、是を名づけて善行と云なり、註禮之實亦不外是矣とは、曲禮の此下の文に、行修言道禮之質也とあり、質は即實な

耳の聞入る所、私欲にふさがれずして、さとからんことを思ふ、

色思レ温、

色は、面の色をさす、顔色は温にして、はげしからざらんことを思ふ、

貌思レ恭、

貌は、身の貌をさす、體貌は恭くて、をごらざらんことを思ふ、

言思レ忠、

云ことは忠信にして、かくしあざむかざらんことを思ふ、

事思レ敬、

行ふ事は敬畏してあなどりかろしめざらんことを思ふ、

疑思レ問、

疑ふことあれば、すみやかに問ひきかんことを思ふ、これによつて、疑ひ常につもることなし、

忿思レ難、

忿ることあれば、患難出來らんことを思ふ、これによつて、忿り必こるゝ所あり、

見得思レ義、

得る所の物を見かけては、必まづこれを取らんか、取まじきかの義を思ふ、しかる時は、利を見て苟も得ることなし、註不レ蓄とは、つもらずと云義なり、

○曾子曰、君子所レ貴乎道一者三、

貴むとは、重んずる義なり、道は、事としてあらざる所なけれども、中に就て、君子の重んずる所三つあり、其目下に見えたり、

動二容貌一斯遠二暴慢一矣、

容貌は、一身のかたちをさす、わけて云時は、容は只直にかたちを云、貌は容のありさまなり、これを動かすと云に、うごくよりしづまるも、兼て見るべし、斯にとは、すなはちと云義なり、暴は、あらきぞ、慢はをこたるぞ、つよきに過る時は、暴なり、ゆるきに過る

て道びける歟、されども各其敎によりて、功を成す時は仁道を得ること、みな一致なり、

○言忠信、

是は子張の行れんことを問けるに、答玉へる詞なり忠は、心をつくすことなり、信は、まことなり、言忠信ありとは、いふ所の詞、そこゐなくしてまことなるを云、

行篤敬、

行は、身のなすわざを云、篤はあつきぞ、たやすくせざる義なり、行篤敬なるとは、する所の事、あつくしてつゝしむを云、

雖蠻貊之邦行矣、

蠻は、南のえびす、貊は、北のえびすなり、云意は、蠻貊の風俗、人情に遠けれども、わがする所の事、みなをこなはるべし、

言不忠信、行不篤敬、雖州里行乎哉、

言不忠信行不篤敬時は、言行まことならずして、みだりなり、わが國里の、ちかくしたしき間にも、事行はるべからず、註子張は、孔子の弟子、姓は顓孫、名は師、子張は其字なり、問行とは、わがなすわざの、とゞこほらずして、をこなはるべき道を問ふ、盡己とは、我心底をつくして、のこさゞる義なり、以實とは、物に施す所、みな眞實を用ひて、をの〱其物體に、たがはざることを云、是は信の字の正訓なり、みな言行を兼て見るべし、二千五百家爲州二十五家爲里とは、家二十五を合せて一里と云、里百を合せて一州と云なり、

○君子有九思、

君子日用の間に、要として思ひをなす所九つあり、其目下に見えたり、

視思明、

目の見ひらく所、私欲におほはれずして、明ならんことを思ふ、

聽思聰、

かくの如にする心は、即又己が欲する所のことを、つとめて人にをしほどこす心なり、其事二つにあらず、されども力を用ることは、勿れといましむる所にあり、註仲弓は、孔子の弟子、姓は冉、名は雍、仲弓は其字なり、持己とは、己が心身を自とりまもるなり、恕とは、何事をも、己が心の如くに、人の心をはかりて、己をおして人にほどこすことを云、この故に、其字をも如心に作る、敬をたもつは、放心をとりおさむ、恕を行ふは、良心を推ひろむ、放心おさまる時は、私意内にきざゝず、良心ひろまる時は、私意外にほどこさず、内外一致に私なき時は、本心の徳全し、即これを仁とす、

○居處恭、

是は樊遲の仁をとふに、答玉へる詞、居處は、事なくして居る時をさす、恭とは、かたちをうやうやしくするぞ、

執事敬、

執事とは、事をとり行ふ時を云、敬むとは、心を専にして、つゝしむなり、

與人忠、

與人とは、人とまじはる時を云、忠ありとは、心底をつくすことなり、

雖之夷狄不可棄也、

夷は、東のえびす、狄は、北のえびすなり、以上の三つの事は、いづれの處にても、かたく守りて、忘るべからずとなり、恭敬忠信時とし處として、忘るゝことなき時は、私欲をこなはれずして、道理常に存す、即これ仁の道なり、註樊遲は、孔子の弟子、姓は樊、名は須、字は子遲、蔡氏は、覺軒蔡氏、名は模、字は仲覺、朱子の門人なり、所稟之資とは、資はうまれつきとよむ、天より生れうけたる、氣質の性をさす、按ずるに、蔡氏の説の意、顏子の性は、高くして強し、この故に、四勿を答として、かち治る工夫を以て、これを道びく、仲弓の性は厚して、靜なり、この故に、敬恕を答として、守り成す工夫を以て、これを道びく、樊遲は、蓋し恭敬忠信にたらざる所あり、この故に、これを以

る人をさす、決擇とは、決はさだむ、擇はえらむなり、是と非とを、えらみさだむることを云、據とは、己が見る所を、よりどころとするぞ、强辨とは、しゐてわきまふるなり、

○孔子曰、非禮勿視、非禮勿聽、非禮勿言、非禮勿動、

是は顏子の仁をこなふ工夫をとはれけるに、答玉へる詞なり、禮は、天理の節文なり、凡そ事事物物に、各天理當然の品節儀文、をのづからそなはりたることを云、人のする所、もし一己の私欲にさへられて、少も事物當然の則に、あたらざる所ある、これを非禮と云、勿とは、いましめてとゞむる詞、動とは、心と身との動くを兼て云、人のする所、視聽言動の四つにはづれず、凡そ非禮の視聽言動、事大小となく、常にみづから禁止して、これなきに至る時は、天理あまねく行れて、仁の德我に全し、四つの勿れは、其非禮にして視聽言動せんと欲する意を、きびしく禁止するなり、たとひ不正の聲色耳目にふれて、これをさくるに、便なき時にも、これを見きかんとする意を、よく禁止する時は害なし、もし耳目をとぢふさぎて、みきかずとも、これを見きかんとする意あれば、非禮なり、【註】顏淵は、孔子の弟子、姓は顏、名は回字は子淵、

○出門如見大賓、

是は仲弓仁を問に、答玉へる詞、大賓は、尊貴の賓客なり、かりそめに門を出でゝ、あふ所の人をも、大賓をむかへにいでゝ、あひみるが如くに、其恭敬をきはむべし、これ凡そ人にまじはる時につきて云、門を出る時のみにかぎらず、

使民如承大祭、

大祭は、天地宗廟などの祭をさす、上として民を使は、至てかろき事なれども、大祭につかふまつるが如くに、其愼重をいたすべし、出門とは、かりそめの時、使民は、かろき事、見大賓承大祭は、敬の至なり、此時此事にだにも、なをかくの如くなる時は、凡そ時とし事として、敬せずと云所なし、

己所不欲、勿施於人、

己が心に欲せざることとは、人にもこれを施しかけず、

義のまゝにうつりゆきて、少もなづむことなし、

臨レ財毋二苟得一、

苟もとは、かりそめにと云義なり、財物の來れる時、義にかなはずば、必うくべからず、いまだ其うくべきか、辭すべきかの義をつくさず、只欲するまゝにて、あからさまにこれを得ることなかれ、

臨レ難毋二苟免一、

急難にあふ時、義のためには、必おもむくべし、いまだ其さるべきか、おもむくべきかの義をつくさず、只おそるゝまゝにて、みだりにこれをのがるゝことなかれ、

很毋レ求レ勝、

人のあらそひかくる時、己いかりにのりて、これにかたんとすれば、患難出來ることあり、この故に、しばらくたへしのびて、只氣を平にし、義を直くして、これに應ずべし、

分毋レ求レ多、

人と共に財物をわかつ時、己レ多からんと求ることなかれ、【註】見レ利思レ義、見レ危授レ命、忿思レ難、患レ不レ均、みな論語の語なり、利は、財利なり、見レ危授レ命とは、人の危きを見る時、義のためには、己がいのちを、さづけあたへて、これをすくふなり、患レ不レ均とは、物をわかつ時、己がすくなきをうれへて、多く求んとすることなく、只人も己も、各其分量のひとしからざらんことをうれふるなり、

疑事毋レ質、

質は、さだむる義なり、凡そうたがはしきことは、しばらくこれを闕て、只うたがひのまゝにしてをくべし、みだりに我が心を以て、ことはりさだむべからず、

直而勿レ有、

直は、すぐなり、有すとは、わが物にする義なり、若うたがはしき事にをいて、わが見得たる所あらば、只其義理を、すぐさまにのべて、是非得失のえらみは、人にまかすべし、これをわが物にひきうけて、あながちに、わが是をたつることなかれ、【註】彼れは、我に對す

ずる時は、徳をうしなふ、この故に、必消して、これをたつべし、

欲不可從、

欲は、飲食男女等の欲をさす、欲を從にする時は、義理をほろぼす、この故に、必いましめて、これを止むべし、

志不可滿、

志は、心にある所の事を云、滿るは、十分につむる義なり、志を滿る時は、禍をまねぐ、この故に、必損して、これををさふべし、

樂不可極、

樂は、よろこびのあらはれたるを云、樂を極る時は、悲を生ず、この故に、必おさめて、これをほどよくすべし、○按ずるに、此段の敖欲志樂は、凡そ人情につきてひろく云、若それ理にあたらざる者ならば、長從滿極は云に及ばず、一念わづかにきざす時、すみやかにたつべし、若理にあたりたることにて、聖賢もなきことあたはざる所の者ならば、其よきほどに止りて、長從滿極すべからず、

賢者狎而敬之、

賢徳ある人は、なれそみたる人にをいても、亦よく恭敬する所ありて、これをあなどらず、

畏而愛之、

をそれはゞかる人にをいても、亦よく親愛する所ありて、これをうとまず、

愛而知其惡、

寵愛する人にをいても亦よく其あしき所を知る、

憎而知其善、

怨憎する人にをいても、亦よく其よき所を知る、

積而能散、

財を積ことありといへども、亦よく事に隨て、これを散ず、聊もおしむことなし、

安安而能遷、

心の安んずる所に、安んじて居るといへども、亦よく

人にまじはり、事に應ずる所、義理と私欲と、常に亦勝負をなす、義欲にかつ時は、順にして利あり、欲義にかつ時は逆にして凶なり、○敬と義と對して云時は、敬は體、義は用なり、敬は內にひかへて、つゝしみ守る、義は外にむかひていましめ正す、內外互に相たすけ、相やしなふの法なり、[註]師尙父は、太公の號なり、太公は姜姓呂氏、名は尙、周の文王武王につかへて、齊侯に封せらる、理爲之主と云一段、物は外物を云、欲のある所なり、義理と物欲と、互に勝てる者主となりて、負たる者これに伏す、吉凶存亡、これによりてわかるとなり、吉と凶と對し、存と亡と對す、存は、ながらへてある義なり、

○曲禮曰、毋不敬、

時とし處として、心につゝしまざることなかれと、自いましむるなり、

儼若思、

儼は、つゝしんで正き貌なり、若思とは、人坐して思慮する貌、神凝り氣定りて、必儼然たり、容貌の敬、常に其ごとくにするぞ、

安定辭、

安は、しづかなり、定もしづまるなり、すべてつまびらかにする義なり、是言語の敬をとく、一說に、安は語氣やすらかなるを云、定は義理さだかなるを云、此義最分明なるに似たり、

安民哉、

安民とは、人民をたもちて、各其所に安んぜしむるなり、君子恭敬を主として、容貌辭氣を、常に正くする時は、人民をのづからこれに化して、國治り、天下平なり、己正うして物正しきこと、この理必然なり、○凡そ學者は、要を知ことをつとめよ、物ごと其要を知る時は、守る所つゞまやかにして、施す所ひろし、經禮三百、曲禮三千の內にをいては、毋不敬の一言、これ其要とする所なり、[註]矜莊は、つゝしみをごそかなるぞ、

敖不可長、

敖とは、己がある所のことにほこりて、これなき人を、あなどることを云、長すとは、ます義なり、敖を長

從而亾、

枝は、其身をさす、我身を只わが物と見る時は、其身を敬せざること、ふかき罪あるまじきに似たり、されども我身すなはち親の分枝にして、一體の物なれば、身を敬せざる時は、亦其根本をもそこなふなり、この故に、必身にわざはひありて滅亡す、木の根をそこなふ時は、枝もつゞいて共にかるゝが如し、

仰聖模、景賢範、

是より下は、朱子の詞なり、模範は、皆物をつくるかたなり、木を模と云、竹を範と云、これを法則にたとふ、こゝに云聖模賢範は、經書にのする所の聖賢の語をさす、即天下後世の法なればなり、仰は、あふぎしたふなり、景は、さしむかひゆく義にて、是も亦したふ意なり、これを仰ぎ、これを景ふとは、皆經書の語を、此篇に引用るにつきて云、

述此篇以訓蒙士、

義は、前篇に見へたり、

丹書曰、

敬身の條目四つあり、心術威儀衣服飲食なり、是より下は、心術の要を說けり、丹書は、書の名なり、武王位につき玉ひて、黃帝顓帝の道を、太公に問玉ふ時、太公丹書にこれありとて、此書を以て、申しのべられたり、

敬勝怠者吉、怠勝敬者滅、

敬とは、内にして心、外にして容、靜にして事なき時、動いて事ある時、みなつゝしみをそるゝ所あり、一たび敬する時は萬善ともに立て、吉祥これにしたがふ、怠とは、内外動靜、みなをこたりあなどる所あり、一たび怠る時は、萬善ともにすたれて、滅亡これにしたがふ、敬心と怠心と、常に胸中にて勝負をなし、しばらくも對待の時なし、この故に、敬勝怠勝と云、

義勝欲者從、欲勝義者凶、

義は、道理のおほやけなることを云、欲は、人欲の私なることを云、從は、順利なり、凶は、不吉なり、凡そ

切磋は、詩經の字なり、切は、きるなり、磋は、するなり、骨角をおさむる者の、先きりて又するが如く、すでにくはしくして、ますく\くはしくし、常に講習して、すてをかざれとなり、註刀は、かたな、鋸は、のこぎり、鑢は、やすり、錫は、かんなゝり、三綱とは、三つの大づなゝり、君は臣の綱、父は子の綱、夫は婦の綱、此三つは、五倫の内にをいて、最大いなる故に、三綱と云、

右通論、通論二五倫一凡九章、

敬身第三

敬身は、小學第三篇の名なり、敬の字をつゝしむとよみ、うやまふとよむ、又をそるゝ意あり、されどもつゝしむと云義を以て、をそれうやまふ意をもかぬべし、其工夫内外動靜をつらぬく、聖學の要、此一字にあり、敬身とは、身を敬するぞ、敬して以て此身をおさむるなり、身の字に内外動靜をかねて見るべし、註心術は、心道と云義なり、制之節之とは、皆物をよきほどにする義なり、克己とは、己が私欲を、いましめとゞむるを云、

孔子曰、君子無不敬也、

時とし事として、敬せざることなし、

敬身爲大、

身を敬するは、敬の中の大事なり、

身也者親之枝也、

是より身を敬する故をとく、親は本なり、子は枝なれば、親子の身は、共に一體なり、

敢不敬與、

身を敬するは、己を尊くせんとにはあらず、我身すなはち親と一體なれば、敬せざることあたはず、

不能敬其身、是傷其親、

其親の身をそこなひはづかしむ、

傷其親、是傷其本、傷其本、枝

詩曰、
詩經の大雅蕩の篇をひけり、
靡不有初、鮮克有終、
愼終如始と云によりて、又詩をひきて、ねんごろにいましむ、

○荀子曰、
荀子名は況、戰國の時の儒者なり、書をあらはして荀子と云、

人有三不祥、
不祥は、不吉なり、

幼而不肯事長、賤而不肯事貴、
不肖而不肯事賢、
不肖とは、肖は似るなり、不才の者を云、其祖先に似ざるなり、一説に、人は貴して天地にかたどれり、不才の人は、物に似る所なしとなり、

是人之三不祥也、
爵德齒を三達尊と云、位ある人、德ある人、齒ある人は天下に通達して、たつとむべき所なり、もし身のほどをしらずして、三達尊につかへざること、一つにてもある時は、わざはひかならず身に及ぶ、この故にこれを不祥と云、【註】凶德は、惡德なり、むまれつきのあしきことを云、善惡を吉凶に分つ時は、善は吉惡は凶なり、

○無用之辯、
辯はわきまふるなり、用にたゝざる言語をあげて、これをことわくることを、無用之辯と云、

不急之察、
察は、つまびらかにするぞ、急切ならざる事務をとりて、これをつまびらかにすることを、不急の察と云、

棄而不治、
とりあつかはざれとなり、

若夫君臣之義、父子之親、夫婦之別、則日切磋、而不舍也、

雖欲孝誰爲孝、

父母をはれる時は、たがためにか孝養すべき、

年既耆艾、

六十を耆と云、五十を艾と云、をのが年おひぬる時は、このかみはまづをはるべし、

雖欲悌誰爲悌、

悌は孝弟の弟と通用す、

故孝有不及、

是より下は、古語を引なり、親をはれる時は、孝及ばす、

悌有不時、

我おひぬれば、弟する時ならず、

其此之謂歟、

古語の意も、上に云所をいへる歟となり、註曾子の語、韓詩外傳に見えたり、李勣は唐の宰相の名、其事外篇の善行に詳なり、

○官怠於宦成、

宦は、みやづかへなり、官職は、仕官の事成就するの安堵によりて、をこたりやすし、

病加於小愈、

疾病は、少しいえたるをこたりによりて、又加はりやすし、

禍生於懈惰、

懈惰は、皆をこたりなり、災禍は、無事の時心をこたり、事をかろしむるによりて、生じやすし、

孝衰於妻子、

孝行は、妻子を愛するによりて、おとろへやすし、

察此四者、愼終如始、

世の人のならはし、始にはつゝしみて、終にはをこたる、この故に、つねに此四つのことを、あきらかにみそなはして、これをつゝしむこと、始終のかはりあるべからす、

近者不親、

近き者とは、即父兄なり、

不敢求遠、

遠きは、即外人なり、此二句はかさねて、上二句の意をのぶ、一說に、親戚は、父母を云、外は、宗族を云、近きは、兄弟を云、遠きは、朋友を云、此說も然るべし、

小者不審、

小者は、家をさす、一家親族の間に行ふ所、いまだ審ならぬなり、

不敢言大、

大なるとは、國天下をさす、其家いまだとゝのはざるに、こえて國を治め、天下を平かにすることをいはざれ、

故

君子孝弟を先とすることゝろざし、上にいへるが如し、かるが故に云云と、下の文につゞくるなり、

人之生也、

人の世に生るほどを云、

百歳之中、

人のいのち、ながくとりて百歳なり、

有疾病焉、有老幼焉、

百歳の内にも、わが身の病む時あり、老たる後と、幼き間あり、これをのぞけば、孝弟に力をつくすほど、いくばくもなし、

故君子思其不可復者、而先施焉、

施は、をこなふ義なり、君子百歳の間に、父兄に事るの日の、おほからぬを、むなしくすぎぬる後は、ふたゝびくりかへされぬことを思ひて、孝弟すべき時に及んで、まづこれをつとめをこなふ、

親戚既沒、

此親戚は、父母をさす、

子は父に孝ありて、又よくいさめたゞす、

兄愛而友、

兄は弟を愛して、又よく友の如くに、相はげます、

弟敬而順、

弟は兄を敬し、又よく和順にして相したしむ、

夫和而義、

夫は妻にやはらぎて、又よく義を正しうしてこれをひきゐ、

妻柔而正、

妻は夫にやはらかにして、又よく貞正にしてこれにつかふ、

姑慈而從、

姑は婦をいつくしみて、なを又これにしたがふ、

婦聽而婉、

婉もしたがふなり、婦は姑にうけしたがひて、なをこれによりしたがふ、

禮之善物也、

物は、事なり、是は禮中の又善事なり、註従不自專也とは、姑慈而從と云所を、姑わがまゝにせずして、婦と相從ふと見るべきなり、忠誠不二、然後可貴とは、臣のうや〳〵しき所必まことにして後に、貴しとすべし、敢其子とは、子の本性をそこなふなり、切磋の字義、上に見えたり、君臣以下、皆以二德相濟とは、君令而不違、臣共而不二の類、各二つの德行を以て、互に其たらぬ所を、相たすけなすなり、婦姑相與專主於和柔とは、姑の慈從婦の聽婉みな一類の德にて、共に二德をいはざること、婦姑の間は、そむきやすき者なれば、互に和柔にして相したがふことを、むねとする故なり、

○曾子曰、親戚不說、

親戚は、父兄をさす、をのが孝弟いたらずしていまだ父兄のよろこびをえざるなり、

不敢外交、

外は、他人をさす、父兄をすてゝ、外人と交はらざれ、

報レ賜以レ力、
君父師の外、唯我に賜する恩あるには、我もまた唯精力を勞して、これに報ず、
人之道也、
恩として報せざることなきは、人たるの道なり、
○晏子曰、
晏子は、春秋の時、齊の大夫姓は晏、名は嬰、字は仲、謚して平と云、
君令臣共、
令は命なり、君は命をくだして、政をたて、臣はうや〳〵しうして、これをうけをこなふ、
父慈子孝、
父は子をいつくしみ、子は父に孝あり、
兄愛弟敬、
兄は弟を愛し、弟は兄をうやまふ、
夫和妻柔、
夫はやはらぎて妻にむかひ、妻はやはらかにして夫にしたがふ、
姑慈婦聽、
しうとめはよめをいつくしみ、よめはしうとめにしたがふ、
禮也、
上に云所は皆禮の當然なり、
君令而不レ違、
君は令をいだして、下をたゞし、又其令する所、理にたがはず、
臣共而不レ二、
臣はうや〳〵しうして、上にしたがひ、又よく忠誠にして、二心あらず、
父慈而敎、
父は子をいつくしみて、又よくこれを敎へ成す、
子孝而箴、

喪は、衰麻の服きざるのみにて、かなしみをきはむること、父に喪ふるが如し、されども、是は恩ふかき師に就きて云、註衰麻とは、衰は喪服の名なり、麻はをなり、絰帶に皆をを用ふ、哀戚はかなしみいたむなり、

○欒共子曰、

欒共子は、春秋の時、晉の大夫姓は欒、名は成、諡して共子と云、

民生於三、

民とは、すべて人を云、生於三とは人の世に生ること其よる所三つあるなり、條目下に見えたり、

事之如一、

其三つに事るの禮皆ひとつのやうなるとぞ、

父生之、

之とは、我をさす、下皆同じ、親は形體をわかちて、わが身をうむ、

師教之、

師は道藝を教へてわが德をなす、

君食之、

君は田祿をわかちて、わが身をやしなふ、

非父不生、非食不長、非教不知、

ものしらぬぞ、

生之族也、

皆我を世にいかしむる、一類の者なり、是民生於三の說なり、

故一事之、

上に云如くなる故に、皆一樣にこれにつかふるぞ、

唯其所在、則致死焉、

君父師の急難ある時は、いづれにても、わが身のある所にをいて、死を致して、これをすくふ、

報生以死、

君父師みなわが身をいかしむる恩ある故に、我亦わが身をすてゝこれに報ず、其所在にして致死の義かくの如し、

色をしのぎて、つよくいさむる義なり、仁之所レ在とは、仁の道ひろけれども、親を愛すること、中にも其重き所なればなり、理會とは、事を爲し得る義なり、

事レ君有レ犯而無レ隱、

君に事るには、忠義をむねとす、この故に君をいさむることを其職とする者は、顔色ををかして、はゞからずいさむ、しからずして、ひそかにいさめんとする時は、こびへつらふにちかくして職分にかなはず、忠義にをいて、かくる所あり、

左右就養有レ方、

左は左、右は右につきて、奉養し、各其うけたる職のみを、もつぱらにつとむ、

服レ勤至レ死、

義上に同じ、

方喪三年、

方は、比方の義にて、たくらぶとよむ、君と親との恩義ひとしき故に、親の喪にたくらべて、君にも三年の服きるなり、諷義之所レ在とは上の段の仁之所レ在と云義に同じ、容悦とは、君にいれられ、よろこばれんとする義なり、職守とは、其職分として守ることを云、

事レ師無レ犯無レ隱、

師に事るには、道理をむねとす、この故に、其いさむること、必ふせがるまじければ、をかしていさむるに及ぶべからず、却て師にあやまちある時は、弟子たる者、まづうたがひて問べし、この故に、亦ひそかにいさむべきやうもなし、

左右就養無レ方、

師の恩父と同じければなり、

服レ勤至レ死、

義上に同じ、

心喪三年、

心喪は、心にかなしみありて身に服なきを云、君父師の恩ひとしき故に、喪すること皆三年す、されども師の恩は、輕重ある故に、服制のさだめなし、三年の心

其義みな上に同じ、天子より以下爭臣の數、其位にしたがひてすくなし、

士有爭友、則身不離於令名、

士は臣なし友のいさめをとるべし、令名は、よき名なり、

父有爭子、則身不陷於不義、

父子は、天子より士庶人まで、上下の人に通じて云、不義は、無道と同じ義なり、

故當不義、則子不可以弗爭於父、臣不可以弗爭於君、

臣子として、君父にしたがふとは、常の禮なりといへども、其不義無道を見ながら、これをいさめずして、君父を罪惡におとしいるゝは、其不忠不孝大いなればなり、

○禮記曰、事親有隱而無犯、

隱すとは、ひそかにそろ〳〵とする義なり、犯すとは、顏色ををかすぞ、皆親のあやまちを、いさむるにつきて云、親に事るには恩愛をむねとす、この故に、親あやまちある時は、暴白せずして、隱微にいさむるの道あり、顏色ををかして、こはくいさむるの義なし、顏色ををかせば、恩愛をそこなふが故なり、

左右就養無方、

左右は、親の左右なり、就養とは、よりつきてつかふる義なり、無方とは、左右のさだまりたる方なきを云、親に事ること、或は左、或は右によりつきて、奉養すべし、何方に居て、何事をとると云さだめなく、事々みなみづからこれをなすべし、

服勤至死、

服すとは、をこなふ義なり、勤は、苦勞のことを云、至死までにすとは、わが身ををふるまでに、やむことなきを云、

致喪三年、

致は、きはむる義なり、親をはる時は、其かなしみをきはめつくして、喪を服すること三年に至る、諷微諫と云も、ひそかにいさむる義なり、犯顏とは、人の顏

孔子曰、

是は孝經の文なり、此より下は、五倫の道をまじへあはせてしるす、

君子之事親孝、故忠可移於君、

親に事る孝をうつして、君に事る忠としつべし、

事兄弟、故順可移於長、

長は、其官己より上にある者を云、可移の義上に同じ、

居家理、

家に居て孝弟なる時は、親族やはらぎて、家とゝのほる、

故治可移於官、

治は、國をおさむる政を云、孝弟にして家とゝのほる者は、官に居る時、忠順にして政治の道これより出づ、この故に治可移於官、

是故行成於內、

行は、孝弟をさす、內は、家をさす、孝弟の行內に成就する時は其德をのづから外に及こと、上に云所の如し、

而名立於後世矣、

時に名譽のあらはるゝのみならずして、後世までにつたはる、孝弟の德、きはめて廣大なることを知べし、

○天子有爭臣七人、

爭臣とは、爭はいさむるなり、君をいさむることを、つかさどる臣を云、其數天子には七人あり古の法なり、

雖無道不失其天下、

爭臣つねにいさめてたすくればなり、

諸侯有爭臣五人、雖無道不失其國、大夫有爭臣三人、雖無道不失其家、

主人先登、客從之、

先登も、亦客を道びくなり、

拾級聚足、連歩以上、

級は、階の段なり、これを拾とは、のぼりてわたるなり、聚足とは、階を一級のぼるごとに、さきへあげたる足に、うしろあしをあはするを云、兩足たがひちがひにのぼるは歷階とて、常には不敬なればなり、連歩と云は、あゆみをむらなくつゞくるなり、一歩に一級づゝのぼりて、しなをこえざることを云、或は一級或二級のぼる時は、其あゆみつゞかず、

上於東階、則先右足、上於西階、則先左足、

主客互にうやまふ故に、相むかふてそむかず、註等列は、しなくらゐなり、此詩の終に、以相向爲敬也と云敬の字の下に、客の字ある本は誤なり、

○大夫士相見、雖貴賤不敵、

貴は、大夫をさす、賤は、士をさす、不敵とは、對揚せぬ義なり、

主人敬客、則先拜客、客敬主人、則先拜主人、

朋友のまじはり、德をむねとして、位をたつとまず、この故に、互にまづ其敬をほどこすなり、按ずるに相見の禮、大抵主人客をむかへて先拜し、客これに答拜す客摯をさゝぐる時は先拜して、主人これを拜受す、

○主人不問、

客外より至る時は主人の方より客を敬して必まづ其勞をとひ、又其安否をとふべし、不問とは、其いまだとはざる時を云、

客不先擧、

擧とは、詞をあぐることを云、客主人にさきだちて、其言をあぐるは、禮のついでにあらず、この故に、しばらく主人の問をまちあはせて後に言をあぐ、これ亦主人を敬する義なり、

右明朋友之交、凡十二章

每門讓於客、

外より内の門を入るごとに、必客にまづいれとゆづる、されども客はまづいらず、

客至寢門、

寢門とは、寢殿の門なり、最内にあり、

主人請入爲席、

主人客を寢門にとゞめ、席をしかんと請て、内に入て、座席をしきなほす、是客をうやまひてなり、

然後出迎客、

客をむかへて、まづ入らしむ、

客固辭、

固辭とは、かたく辭するなり、ふたゝび辭退することを云、

主人肅客而入、

肅すとは、揖するなり、拜の如くにして、手をひざまで下すことを云、客固辭する故に、主人客を揖して、まづ入て道びく、

主人入門而右、客入門而左、

門は必南むきにて、入る時東は右にして、西は左なり、右し左すること、主人の座は東にあり、客の座は西にあればなり、

主人就東階、客就西階、

階はきざはしなり、堂前に必東西の兩階あり、

客若降等、則就主人之階、

客若降等とは、客主人よりも、位のしなくだりて、ひきゝを云、主人之階とは、東階なり、主人をのれを賓客としてうやまふことをはゞかり、敢て其禮にあたらず、主人のあとにつきて、堂にのぼらんとして、東階につくなり、

主人固辭、然後客復就西階、主人與客讓登、

互に階をまづのぼれと相ゆづる、

みなることを云、善柔なる者は、をのづから信實ならず、便佞とは、佞は口きく義なり、是もの云ことになれたるを云、便佞なる者は、をのづから見聞の實證なし、是則三つの益友と各相反して、うらちがひなり、この故に、これを以て友とする時は、皆己にをいて損あり、損すとはをのが本よりある所をへらすなり、諺習熟は、ならひうみたるぞ、媚悦は、こびへつらひて、よろこびらるゝやうにするぞ、

○孟子曰、不挾長、不挾貴、不挾兄弟而友、

挾とは、わがある物を、心にありと思ひて、又これをたのみにする義なり、挾兄弟とは、わが兄弟のたすけあることをたのむなり、友にともなふ道、是等のことを挾まずして友なふなり、

友也者友其德、

友は互に勢利をわすれ、只其德義を友として、相たすけ成す者なり、

不可以有挾也、

○曲禮曰、君子不盡人之歡、

人の歡とは、人の己になかよくすることを云、これを盡さずとは、人の心をわが方よりをしきはめて、われを十分によく思はしめんと、せざるなり、

不竭人之忠、

人のわがために心をつくす所を、きはめざるなり、

以全交也、

上の如くにして、人と交る道を、始終まつたうして、かゝざるなり、人をせむるの心を以て己をせめ、己をゆるす心を以て人をゆるす時は、朋友の交り、ながく全し、諺不過望於人とは、人にのぞむ所を、しゐてすぐさず、

○凡與客入者、

凡そとは、貴賤をすべて云、與客入とは、客をむかへて、內に入る時を云、

これをいましむ、

○孔子曰、居是邦也、

是邦とは只その居る所の國をさす、

事其大夫之賢者、

事ふとは、みやづかふるにあらず、太夫は位高き故に、尊長の道を以て、事つるなり、太夫の賢才ある者に事る時は、をそれはゞかる所あり、これ德にすゝむのたすけなり、

友其士之仁者、

士の仁德ある者に友なふ時は、はげみつとむる所あり、是亦德にすゝむのたすけなり、[註]賢以事言、仁以德言とは、賢と仁と、其しなことならず、大夫は位ありて、其才能事にあらはるゝ故に賢と云、士は位なくして、其德性身にそなはる故に仁と云、嚴憚は、をそれはゞかるなり、切磋は、詩經に如切如磋と云字をとれり、角細工するにつきて云、これを以て、人の學をして相はげますことにたとふ、

○益者三友、

友に益ある者三つあり、

損者三友、

句義上同じ、

友直友諒友多聞益矣、

直は、こゝろざまのすぐにて、にべのなきを云、これを以て友とする時は、をのがあやまちをきく、諒は、こゝろざまのまことにて、つくろはざるを云、これを以て友とする時は、信實の德にすゝむ、多聞は、學問にをいて、きゝしる所おほきを云、これを以て友とする時は、高明の智にすゝむ、皆己にをいて益あり、益すとは、をのがいまだなき所をますことを云、

友便辟友善柔友便佞損矣、

便辟とは、便は物なれたる義なり、辟ははりひらく義なり、是威儀をかいつくろふに、なれたることを云、便辟なる者は、をのづから質直ならず、善柔とは、善はたくみなる義なり、是色をやはらかにするに、たく

輔るは、つとめをこなふとなり、仁はをのれにありといへども、友の輔ることなき時は、其德成りがたし、友を會すること、學を講ずるにあらざれば、益なくして損あり、

○孔子曰、朋友切切偲偲、

切々は、ねんごろにつくす義なり、心を以て云、偲々はつまびらかにすゝむる義なり、詞を以て云、朋友にまじはる道かくの如し、

兄弟怡怡、

怡怡は、やはらぎよろこばしき義なり、兄弟をしたしむ道かくの如し、○朋友は義を以て合ひたる故に、善をせめても、したがはざる時は則やむ、兄弟は恩を以て合ひたる故に、只和悦にして相化すべし、然れども、是は各その主とする所を以て云、朋友にも怡々せざるにあらず、兄弟にも切偲せざるにあらず、註胡氏名は寅、字は明仲、致堂と號す、宋朝の人なり、懇到は、人のために懇切至極なる義なり、詳勉は、人をつまびらかにすゝむるなり、

○孟子曰、責善朋友之道也、

父子兄弟は、恩愛をむねとする故に、きびしく善道を責めがたし、善を互に相責るは、これ朋友の道なり、

○子貢問友、

子貢姓は端木、名は賜、字は子貢、孔子の弟子なり問友とは、友にまじはる道を問ふ、

孔子曰、忠告而善道之、

忠は、心をつくすなり、朋友はこれ仁をたすくる者なれば、心をつくして、しめしつぐべし、されどもさかひて云時はしたがひがたし、この故に、よくいひなして道びくべし、

不可則止、

不可とは、つげて道びかるべからざればなり、止とは、やめてつげ道びかず、

毋自辱焉、

若ししたがはざるに、しば〳〵つげ道びけば、かへりて我をうとむ、是自はづかしめらるゝなり、この故に

此君子は、すべて士たる者をさす、六十を耆と云、七十を老と云、徒は、むなしきぞ、徒行せずとは、必車にのるとなり、

庶人耆老不徒食、

徒食せずとは、必肉食するとなり、徒行せざる人は、其徒食せさること勿論の義なり、

○論語曰、

此章は、孔子のことを記す、

郷人飲酒、

孔子の居玉ふ郷黨の人の酒宴なり、郷飲酒と云、さだまれる禮儀あり、

杖者出斯出矣、

六十にして郷に杖つく、しかれば此杖者は六十以上の人なり、杖者出斯出とは、郷黨にはよはひをたつとむ故に、杖者退出する時は、すなはちいで玉ふ、すゝんでさきだち玉はず、をこたりてをくれ玉はぬなり、

右明長幼之序、凡二十章

註禮文雖殊と云一段、此篇禮の儀文は各ことなれども、皆長者をうやまふことなる故に、其主意は、敬の一字にはづれずとなり、曰先生と云一段、以教稱之とは、師を先生と云が故なり、皆以長爲主とは、先生君子尊長、その稱謂はことなれども、只長を以てむねとして、其餘をかねたるぞ、蓋し此二十章、長幼尊卑師弟の禮を、相まじへて記せども、こゝにはすべて長幼の序を明にすとばかりあればなり、

曾子曰、君子以文會友、

是より下は、朋友の交を明にす、文とは、詩書六藝の文なり、君子は文學を講習することを以て、朋友を會合す、この故に、道理日々に明なり、

以友輔仁、

仁は、わが德性なり、友にしたがひ善をとりて、仁道をたすけ成す、この故に、德行日々にすゝむ、○文を以て友を會するは、知を致すことなり、友を以て仁を

禮も、賓主各四矢にして、みな地にをき、一矢づゝとりてうつ、卑幼は四矢ながら、いだきもちてうつ、其意上の句に同じ、

勝則洗而以請、

射と投と、いをはる時はかちたる者子弟に命じて、まけたる者に罰盃をのましむ、若卑幼のかつ時は、人にくましむることをせず、自盃をあらひて、此禮を行はんとこふ、若尊長のかつ時は、人のくみあたふるをまたず、亦自盃をあらひて、罰にあたらんと請ふ、皆尊長と對揚すまじきがためなり、註耦は、つがひなり、亢は、對揚する義なり、爵は、雀の字と同じ、すゞめのかたちしたる盃なり、觴は、盃の類、こゝにては、盃の總名とする歟、

○王制曰、父之齒隨行、

父之齒とは、其年父と同じき人を云、隨行は、道をゆく時、其しりへに隨て行なり、

兄之齒鴈行、

兄之齒とは、其年兄と同じき人を云、鴈行は、鴈のとびつれたるやうに、ならびて少しさがるを云、

朋友不相踰、

不相踰とは、相ならびて、ひとしくゆくことを云、註相若とは、同じやうなる義なり、

輕任幷、

任は、荷なり、になひおひたる物を、すべて云、老少をの〳〵輕き荷ある時は、老者の荷を、少者あはせもちて、老者をやすんず、

重任分、

若し老少をの〳〵重き荷ある時は、老者の荷を、少者わけとりて、老者をゆるむ、

頒白者不提挈、

頒白は、老人の頭の、黒白相なかばするを云、提挈は、皆ひさぐるなり、頒白の老者は、物をたづさへもたず、少者かはりて、これをもつなり、

君子耆老不徒行、

侍坐、

尊長に侍座する時を云、

弗使不執琴瑟、

弗使とは、命じて琴瑟をひかしめざるぞ、琴瑟の註前に見えたり、琴瑟は常にひきならす物なれども、侍坐する時は、尊長命ぜられざれば、わがまゝにとりてひかず、

不畫地、

畫は、かぎるなり、言説の間に物を以て地をひきかぎりて、其事をかたどるを云、

手無容、

何となき手なぐさみの、かたちをせざれとなり、

不翣也、

あつきにも扇づかひをせず、

寢則坐而將命、

客の命を尊長につたふる時、若尊長ふして居らるゝ時は、ひざまづいてこれを申す、立て申すは、常の敬なれども、こゝにて立つ時は、尊長を下にみる故なり、[註]按ずるに、注に無故而畫地と云時は異なることには地に畫すべきに似たり、今を以て云時は、凡そ地に畫して、かたどりをし、手をつかひて、しかたすること、尊長の前のみならず、いづくにても不敬なり、又手をもてあそびて、かたちをすることは、勿論の不敬なり、

侍射則約矢、

侍射とは、尊長につかひて、射禮を行ふを云、約矢とは、凡そ射の禮二人づゝつがひて、各四矢をいる、はじめ庭にて、矢かけなる矢をとりて、三矢こしにさし、一矢たばさむ、此時二人かはる〴〵に、一矢づゝとる、卑幼なる者は、尊長と禮を對揚すまじきがために、一度に四矢をかねとるなり、

侍投則擁矢、

投は、投壺なり、つぼうちと云、あなたに壺をたてをき、羽なき矢を以て、こなたより投入るなり、投壺の

ずとなり、

◯侍於君子、

侍は、侍坐なり、

不顧望而對、非禮也、

顧は、自己をかへりみて、敬を致す、望は、君子をのぞみて、色をみそなはす、君子のとはるゝ時、顧望せずして、率爾にこたふるは、非禮なり、

◯少儀曰、

少儀は、禮記の篇の名、此篇には、小々の儀節をしるす、曲禮と云義に似たり、

尊長於己踰等、

尊長は、すべて年たけたる人を云、於己踰等とは、をのが等輩よりこえて、父と祖とのよはひの人をさす、

不敢問其年、

等輩の人、其年を相問て、長幼の次第をするに、似たればなり、

燕見不將命、

燕は、褻晴の褻の字の義なり、無事の時、私にまみゆるを燕見と云、不將命とは、賓客の如くに、奏者を以て、わが命をつたへず、只子弟の輩の如くに、まいりかゝりて、まみゆるなり、

遇於道、

尊長と道に遇てぞ、

見則面、

尊長己を見る時は、すなはち進でまみゆ、若己を見ざる時は、かゝれさりて、尊長をわづらはさず、然れども又時によるべき歟、

不請所之、

請は、こひとふぞ、とはざること、これも等輩の禮に、似たればなり、註祖與父之行とは、行は行列の義なり、其年の同じつらなるを云、燕私の私も、ひそかなる義なり、擯者の義、前に見えたり、煩は、いたづがはし、動は、はたらくなり、

長者辭退して、少者を席にかへす、

少者反席而飲、

按ずるに此時少者席に反り、侍者さかづきをとりつぎ、少者うけてのむ、

長者擧未釂、

擧とは、のむ義なり、按ずるに、此時は別にくむ者ありて、長者にもすゝめ、少者にもすゝむ、而して長者酒をうけて、いまだほさゞる時を云、

少者不敢飲、

長者にさきだちてのまぬなり、

○長者賜、

此賜は、何にてもひろく云、

少者賤者不敢辭、

辭して後うくるは、等輩の禮なり、この故に、少者賤者は、辭せずしてすなはちうく、此句に少者賤者と云時は、上の句に、長者尊者と云べけれども、其文を略せるなり、○此賜は、義のうくべき者につきて云、其うくまじき者ならば、長者尊者の賜と云ども、これを辭すべきなり註不敢抗禮とは其禮を對揚にせざるとぞ、

御同於長者、

御同は、侍食の義なり、長者に侍御して、同じ膳具を食することを云、

雖貳不辭、

貳は、膳具の加增あるを云、盛饌を辭するは、禮の常なり、されども、これは主人の意、長者のためにそなへたり、この故に、をのれこれを辭せず、

偶坐不辭、

偶坐は、對坐なり、長者と對坐すること、常には辭すべけれども、これも主人の意長者のために、まうけたる席なればこれも亦辭せず、註重殽の膳とは、殽はさかなゝり、さかなをましてかさねたる膳なり、配すと云も、偶する義なり、一說の意は、重殽の膳なりとも、長者に侍食する時長者と偶坐する時は皆これを辭せ

視日蚤莫、
蚤は、早なり、日のたかきを云、莫は、暮なり、日のくたるを云、
侍坐者請出矣、
上の四つのこと皆君子のうみつかれたる容なれば、侍坐する者まかりいでんと請ひて、君子をやすましむるなり、〔註〕闌の字義上に見えたり、
侍坐君子、君子問更端、
更端とは、前にとはれしことをやめて、別に一事のはじをあらためてとはるゝぞ、
則起而對、
起て對ることも、うやまひてなり、
○侍坐於君子、若有告者、
人きたりて、君子にまうさんとすることあるぞ、
曰少間願有復也、
間は、君子のひまの時を云、

則左右屛而待、
ひまにまうさんと云時は、侍坐する者、これ隱密のこととこゝろえて、左に居る時は左にしりぞき、右に居る時は右にしりぞく、待とは、君子のいまだ己にかへれと命ぜられざる故に、又めさるべきかを待ぞ、〔註〕私語は、わたくしに云ことなり、
○侍飲於長者、
侍飲とは、飲宴に相伴するぞ、○此章は儀式の宴享にあらず、長者臨時に少者に酒を玉はる禮儀なり、
酒進則起、
酒進とは、はじめて酒出る時を云、長者まづ自くむ故に少者みなたちて、席をおるゝなり、
拜受於尊所、
尊所は、たるの所なり、長者まづ尊につき、さかづきにくみて、少者に玉はる時、少者すなはち尊のもとにゆき拜してこれをうく、
長者辭、

のかくの玉ひし、かくし玉ひしなど〻、其よる所ありて云時は、勦說雷同にあらず、註擥取は、皆とるなり、附加は、つけあはするぞ、稱述は、いひのぶるなり、

○侍坐於先生、

侍坐は伺候して居ることなり、

先生問焉、

己にとはるゝぞ、

終則對、

とひ終て後にこたふること、其とふ所のむねを、きゝつくさんとし、又わが詞をさしまじへていはじとなり、

請業則起、

請業とは、ならふべきわざを、こひうくるなり、詩書禮樂の類みな是なり、起て請こと、うやまひてなり、

請益則起、

請益とは先生の敎の、いまだうけ得ざる所を以て、ふたゝびこひとふことを云、註蘊は、内につゝみて、おくふかき道理を云、

○尊客之前不叱狗、

叱は、しかることなり、狗をいさはゞ、客をおどろかすべし、この故にいましむ、又客をいとふに似たればなり、

讓食不唾、

讓食とは、客人のすはれる食を主人にゆづるなり、此時主人つはきはかば、客の意にたがふべし、この故にいましむ、舊說に、不唾と云を、客にかけて見るあり、此時は、讓食しては、唾はかずとよむ、客人となりて、禮讓して食する時、つばきはきすることあれば、主人の食をいやしむるに似たり、この故にいましむと云、此說上の句と一類せざれども、一句の意明なる歟、

侍坐於君子、

君子は、德あり位ある人をさす、

君子欠伸撰杖屨、

欠伸杖屨の字義並に上に見えたり、

衣毋撥、
撥すとは、ひらきあがる貌なり、
足毋蹶、
蹶すとは、ゆくこといそがはしき貌なり、
先生書策琴瑟在前、
書策は、即書冊なり、
坐而遷之、
遷すは、とりのくる義なり、
戒勿越、
註下文乃既即席之事とは、下の坐必安と云より下は、すでに席についてより後の、謹みをとけるなり、
坐必安、
うごくことなかれとぞ、
執爾顏、
爾は、少者をさす、下同じ、顏をまもれとは、みづから顏色をたもちて、ゆるめざれとなり、
長者不及、毋儳言、
儳は、まじはる義なり、長者のいまだいひをよばざることを、さしまじへて云ことなかれ、註參雜は、皆まじはりなり、
正爾容、
容は、一身の容儀をすべて云、
聽必恭、
聽は、長者の言をきくを云、
毋勦說、
勦說は、人の云詞をとりて、わが詞となして云ぞ、
毋雷同、
雷同は、雷のなる聲に物の音の同く和するやうに、人の詞につけあはせて、必一味になることを云、
必則古昔稱先王、
此二句一事なり、其いふ所、必古昔を法として、先王

則兩手奉長者之手、
長者をうやまひて、其意をうくるなり、
負劍辟咡詔之、
少者をわきばさみ、劍をおびたるやうにして、少者の方へ、口わきをかたむけて、ものいはるゝを云、
則掩口而對、
少者手を以て口をおほひ、長者にいきのかゝらぬやうにして、こたふるなり、註牽行は、ひきゆくなり、
○凡爲長者糞之禮、
長者の前にいでゝ、掃除する禮を云、
必加帚於箕上、
帚を箕の上にのせてもち出づ、
以袂拘而退、
退くはしりへにしさることを云、ちりをはく時、かた手に帚をもち、かたそでにて、これをさへぎり、しりへの方へ、はきしざるなり、

其塵不及長者、
上に云如くにして、其塵を長者の方へやらぬぞ、
以箕自鄕而扱之、
塵をとる時、箕をわが方へむけて、おさめとり、其塵を長者にみせず、註郤行は、しりぞきゆくなり、
○將即席、
座席になをらんとする時を云、
容毋怍、
容儀をあやまる時は、はづかし、この故に、はづべきことなからんと、をそれつゝしむ、
兩手摳衣、去齊尺、
兩手に衣をかきおさめて、もすそ地を去ること一尺ばかりにす、これより下は、皆はづることなからんと、其容をつゝしむのことなり、註衣下は、もすそなり、失容とは、容儀をあやまるなり、傾跌は、かたむきつまづくなり、

姓は公西、名は赤字は子華、これは孔子其志を問ひ玉ふ時、禮を行はんと對へたる詞なり、能之と云も學焉と云も、皆禮をさして云、

○從於先生、

先生とは、師なり、これに從とは、したがひゆくことを云、

不越路而與人言、

先生にしたがひなから、わきみちをゆく人とものいへば、先生をうやまう意、他にわかれて、もつぱらならぬ故なり、

遭先生於道、

路次にてゆきあふぞ、

趨而進、

先生のところへ、わしりすゝむなり、己に命せらるゝこと、あるべければぞ、

正立拱手、

正立とは、身をすぐにして、まむきに立ぞ、拱手とは兩の手さきを、くみあはするぞ、男子は左をうへにす、皆これうやまうかたちなり、

先生與之言則對、不與之言則趨而退、

先生われとものいはざれば、われに用なきとこゝろえて、先生のしりへに、わしりてしりぞき去る、こゝろづかひをかけじとて、これにとをざかるなり、

從長者而上丘陵、

兵陵は、皆をかなり、

則必鄉長者所視、

長者の見る所に、つきむかふは若しとはるゝとあらば、すみやかにこたへんとなり、○此章先生と云時は、弟子として、師に事つる禮なれども、凡そ子弟卑幼として、父兄尊長に事つる道も、亦これにことならず、

註大阜とは、阜は土山なり、

○長者與之提攜、

之とは、少者をさす、提攜は、手をひきゆくぞ、

不問不敢對、
註父之執を、父同志之友と云こと、執はまもる義なり、父の友は、父と同じく其志をまもる人なればなり、

○年長以倍、則父事之、
人のよはひ、十年を以て長幼の一節とす、これに倍する時は、二十年なり、父事之とは、二十まされる人は、父の道あり、この故に、父につかふる禮を以て此人につかふ、されども此章は、只長者とゆきつるゝ時につきて云、父のよはひには隨行すと云時は、其しりへにしたがひて行くなり、

十年以長、則兄事之、
句義上に同じ、兄のよはひには鴈行すと云時は、鴈のつらなれるやうにかたはらにしたがひてゆく、

五年以長、則肩隨之、
わが肩をかれにしたがへ、たちならびゆきて、少ししりぞくことを云、

○謀於長者、
長者に事をはかりとふ時を云、

必操几杖以從之、
几杖は、長者の几杖なり、從之とは、其まへにいたるを云、少者は客禮を以てまみえず、長者につかはるゝ子弟の輩の如くにして、几杖をとりまいりて、其事をはかるなり、

長者問、
もし長者より、少者に問ふことのある時を云、

不辭讓而對、非禮也、
辭讓は、辭退謙讓なり、辭讓せずして對るは、等輩の禮なればなり、註非謂長者所無也、盖禮而已とは、長者の几杖、かたはらになき故に、これをもてゆくと云義にはあらず、只長者の几杖をとりて、少者の禮をつくすなり、曾子曰と云一段孝經に見えたり、不敏とは、とからずとなり、これ孔子の曾子に孝道を知りたるかと、とひ玉ふ時、こたへられし詞なり、公西華曰と云一段は、論語に見えたり、公西華も、孔子の弟子、

見なるとは才徳のいちじるきを云、

弗與爲友、

やもめの子の凡常なる者と、あひともにともなふ時は、色をこのむのうだかひあればなり、

右明夫婦之別 凡九章

孟子曰孩提之童、

此より下は、長幼の序を明にす、孩は、小兒のわらふ貌、提は、ひさぐるなり、手をひくことを云、二三歳のころ、孩笑することを知て、手をひきいだくべきほどの童子を云、

無不知愛其親、

天性の徳自然にむまれつきて、敎へざれども、皆親を愛するの孝を知る、

及其長也、

其年やうやく長ずる時を云、

無不知敬其兄也、

兄を敬するは、弟の道なり、句義上に同じ、註充此とは、孝弟の心をひろめみつるなり、

○徐行後長者、謂之弟、

弟は、よく兄長につかふまつることを云、

疾行先長者、謂之不弟、

註兄長とは、長はすべて己より年まされる者を云、○此二章を合せて、見る時は、孝弟の心、人々にそなはりて、しかも其事行ひがたきにあらず、人よくこれを行ひて、此心をひろめみつる時は、堯舜の道も、亦これにすぎず、

○曲禮曰見父之執、不謂之進不敢進、

進は、まいるなり、

不謂之退不敢退、

退はまかるなり、

がたし、

多言去、

多言はことば多きぞ、女の口きく者は親族の間を、うとましむること多し、

竊盜去、

竊盜は皆ぬすむなり、ぬすみすると義にそむけり、[註]妬忌とは、そねみにくむなり、粢盛は、祭祀のもり物なり、無子去、惡疾去、於義未安と云一段、宗事の義前に見えたり、宗事をうくとは、有惡疾にかけて云、繼後世とは、無子にかけて云、處之亦當以義とは、按ずるに妻に子なき時、士以上は妾ををくべし、惡疾ある時は別所にやしなふべし、是これを處するの義なる歟、

有三不去、

七去の內にをいて、又すてざる者三つあり、

有所取無所歸不去、

初はめとる所の父兄ありて、今かへす所の父兄なき者をすてず、これをすつるは不仁なり、

與更三年喪不去、

三年の喪は、舅姑の喪なり、

前貧賤後富貴不去、

此三つをすつるは不義なり、

凡此聖人所以順男女之際重婚姻之始也、

凡此とは、此一章文をすべて云、婚は婦の家を云、姻は夫の家を云、凡てこれ聖人男女の中をやはらげ、婚姻の始をつゝしむがために此敎をまうけ玉へり、按するに婚姻の始を重んずとは、五不取の一段を云、其外は皆男女の際を順ふる道なり、[註]交際は、相まじはる中の道を云、

○曲禮曰、寡婦之子、

寡婦は、やもめなり、

非有見焉、

亂家とは、亂はみだるなり、淫奸妄行をして人倫をみだれる家を云、

世有刑人不取、

代々刑罰にあひたる人ある家の子を云なり、

世有惡疾不取、

惡疾は、あしきやまひなり、癩病を云、或說に、體氣癲癇の類をも惡疾と云、凡そ子孫につたはるやまひ皆是なり、句義上に同じ、

喪父長子不取、

長子は、長女なり、はじめにうまれて、兄のなきむすめを云、父と兄とのなきむすめは、婚禮の時、婦家より命をうくる所なし、命をうけずしてめとるは、男女の別、あきらかならざればなり、註父なきむすめは、嫁すべからずやと、朱子のうたがへること、まことに然り、若し其家の宗子、或は伯叔の類、婚禮をつかさどらば、是其命をうくる所あり、これさへなき時は、又いかゞはすべき、凡そ此五つは、君子のめとらざる所にて、賤民野人これをめとるなり、

婦有七去、

去と云も、かへすことなり、夫婦の徳、相かなふ時は、禮を以てこれをめとり、其道かなはざる時は、義を以てこれをすつ、其すつる者七つあり、

不順父母去、

父母は、舅姑を云、舅姑にしたがはざるは不孝なり、

無子去、

子なければ世つぎをたつが故なり、

淫去、

淫は、淫濫なり、其妻淫なる時は、人の子をわが子として、種族をみだることあり、

妬去、

妬は、そねむなり、婦人嫉妬すれば、惡逆爭鬪をしだして家門をみだることあり、

有惡疾去、

惡疾あれば、けがらはしき故に、共に祭祀の禮をとり

婦人は常に閨門の内にのみ日をくらして、外様の人にいてまじはらず、

不百里而犇喪、

不百里とは、國境をこえずとぞ、大抵一國の四至方百里なり、奔喪とは、親戚の喪にあふて、其所にわしりおもむくことを云、

事無擅爲、

凡その事心まかせにせず、必從ふ所の人に、とひうけて行ふ、即これ專制することなきぞ、

行無獨成、

其行ふ所のことひとり成就せず、必從ふ所の人の力をとりたのみて、わがしたる功とせず、即これ自遂ることなきぞ、

參知而後動、

動は、ふるまふ義なり、凡婦人のすること、必人をまじへ、これをしらせて後に擧動す、かりにも人しれぬことをせず、

可驗而後言、

必しるしをとりて後に物を云、かりにもしるしなきことをいはず、

晝不遊庭、

晝も中庭にいであそばず、

夜行以火、

よる内を行時には、必火を以てあかす、

所以正婦德也、

婦人の德は順なり、以上の事、婦人の柔順にして、人に從ふの德を、常に正しくするがためなり、

女有五不取、

をんなにめとらざる者五つあり、條目下に見えたり、

逆家子不取、

逆家とは、逆はさかふなり、不孝不忠など、反逆のことゝしたる家を云、

亂家子不取、

夜行以燭、無燭則止、

義上に同じ註指書はゆびをつかひて、しかたすることなり、

道路男子由右女子由左、

左右とは、凡そ方位は、南むき西むきを正しとす、この故に、南北の道は、東を左とし、西を右とす、東西の道は、南を左とし、北を右とす、地道は右をたつとむ故に男子につく、

○孔子曰、婦人伏於人也、

伏すとは、したがふ義なり、婦女は陰の類、其德柔順にして人にしたがひてのみ居る者なり、

是故無專制之義、

專制は、ほしいまゝにはからふなり、よろづの事、心まかせに、さしはからふ義なし、

有三從之道、

三從は、三つしたがふぞ、人にしたがふ道三つあり、條目下に見えたり、句義上の句に對して云、

在家從父、

在家とは、いまだ嫁せずして居る時を云、

適人從夫、

適すとは、嫁するなり、

夫死從子、

以上の三つ、三從の道なり、

無所敢自遂也、

自遂とは、思ふ所を、自とぐるなり、

敎令不出閨門、

敎令は、下に命してせさしむることを云、閨門は女の居るねやの戸なり、其命令する所、只閨門の内にのみをこなはる、

事在饋食之間而已矣、

食は、飯なり、其事とする所、只酒食をそなへすゝむる間のみにあり、註屈伏は、かゞまりふすなり、

是故女及日乎閨門之內、

其無ㇾ篋則皆坐、
男女皆ひざまづく、
奠ㇾ之而後取ㇾ之、
さづくる者これを地にをいて後、うくる者これを取る、註篋、箱類、足あるはこなり、
外内不ㇾ共ㇾ井、
外に居る者と、内に居る者と、一つのゐを共にくまず、
不ㇾ共ニ湢浴ㇾ、
義上に同じ、
不ㇾ通ニ寢席ㇾ、
ねむしろを、相かよはして用ひず、
不ㇾ通ニ乞假ㇾ、
乞は、こひもとむ、假は、かり用ふ、此二事をかよはさず、
男女不ㇾ通ニ衣裳ㇾ、

註一定とは、さたまりてうごかぬなり、可ㇾ移とは、かなたこなたへうつし用ふべきなり内外汎也、男女切也とは、汎はひろし、内外は居處についてひろく云、切はたしかなり、男女は人身についてたしかに云、二つの者畢竟同じことなり、
男子入ㇾ内不ㇾ嘯不ㇾ指、
男子故ありて、内室に入る時は、其威儀をつゝしむべし、若常にゐぬ所にて、うそぶきゆびさしなどあやしき聲貌せば、人の見聞をおどろかすべければなり、
夜行以ㇾ燭、
無ㇾ燭則止、
其行ことを明白にす、
やめてゆかず、
女子出ㇾ門、
これも故ありて出る時を云、
必擁ニ蔽其面ㇾ、
或はきぬをかづき、或はあふぎをさしかくす類なり、

簟席襡、

簟席の字義、前に見えたり、

器而藏之、

器とすとは、おもんずる義なり、

少事長、賤事貴、咸如之

枕席をおさむることにつきて云、

雖婢妾、

婢は、下女なり、

衣服飮食必後長者、

婢妾はいやしけれども、其間にも亦長幼のついであり、凡そ衣食等のこと、わかき者は、必おとなしき者にをくるゝなり、

妻不在、

義上の夫いまさゞるに同じ、

妾御莫敢當夕、

御すとは、夫君のねやにつかふまつることを云、古は妻妾の御すること、皆さだまれるゆふべあり、女君のいまさゞる時にも、妾たる者、女君の御するゆうべをさけて、これにあたらず、上下の分をまもりてなり、

〇男不言內、

內は、女子の事を云、

女不言外、

外は、男子の事を云、

非祭非喪不相授器、

祭にはつゝしみ、喪にはいそがはしくて、淫邪のうたがひなき故に、男女手つから器を相さづくることもあり、此二つの時にあらざれば、手づから相さづくることなし、

其相授、

もし喪祭にあらざる時、相授くることあればぞ、

則女受以篚、

男子にさづくる時も、亦篚なるべし、

○內則曰、禮始謹於夫婦、

夫婦は人倫のはじめにして、禮は人倫のために制す、この故に、禮は夫婦の間をつゝしむよりはじまる、

爲宮室辨內外、

辨とは、かぎりてわかつなり、是より以下は、皆夫婦男女をつゝしむことを云、

男子居外、女子居內、深宮固門、

只內外をわくるのみならず、後宮をふかくし中門をかたくして、內外のかよひをふせぐ、

閽寺守之、

閽人は、中門を守る者、寺人は、後宮を守る者、

男不入、女不出、

ことなる故にあらざれば、內外のいでいりをせず、

○男女不同椸枷、

椸枷は、衣をかくるさほ、今の衣桁の類なり、

不敢縣於夫之楎椸、

揮も、衣をかくる物なり、たてたる木に、ひぢきをしてかくるぞ、只凡そ男女の間のみならず、したしき夫婦の間をも、亦かくの如くにへだつるなり、

不敢藏於夫之篋笥、

篋笥は、皆衣をいるゝはこなり、竹をあみて作る、わかちて云時は、篋は横長し、笥は正方なり、句義上に同じ、

不敢共湢浴、

湢は、ゆどのなり、同じゆどのにてゆをあびず、註草廬呉氏名は澄、字は幼清、草庐先生と號す、卒して文正と謚す、五經の纂言作る、元朝の名儒なり、

夫不在、

不在とは、外にいでゝ、家に居ぬ時を云、

斂枕篋、

枕をけがさじとなり、是夫婦の別をなすのみにあらず、妻としてをつとをうやまふの禮なり、下二句の義も同じ、

內よりひかことをこらざる故に、父子の親み、へだてなくしてあつし、

父子親、然後義生、

父子相親む時は、則父子よりして、其外の人にもをのづから親疎の差別ありて、各相まじはるに、よろしき道いできたる、是義生るなり、

義生、然後禮作、

人倫のまじはりに、よろしき所あれば、をのづから禮文その中にをこりて、をこなはる、

禮作然後萬物安、

人倫の禮をこる時は、此道を天下國家にをしひろめて、をこなふに、萬事萬物みな其所を得て、安んせずと云ことなし、

無別無義禽獸之道也、

男女の合あれども、內外の別なく、父子の愛あれども、親疎の義なきは、とりけだ物の道なり、この故に昏禮をおもんず、

註淫僻は、おぼれひがめるぞ、聲色は、淫樂美女をさす、游宴は、あそびをこたる義なり、後宮は、婦人の居る所なり、戾太子は、武帝の太子、戾は諡なり、漢の武帝男女の別みだりなりしかば、太子皇后と中あしくなり、後宮にのろひごとをこりて、太子もうたがはれ、其いきほひにせまりて、謀反をこし、ついにくびれて死す、

○取婦之家、三日不擧樂、

音樂をあげ用ひず、

思嗣親也、

父母をはる時に、子と婦とこれにかはりて、相つがんと思ふ、いたみの意ある故に、樂をあげず、樂はたのしみをあらはす物なればなり、

○昏禮不賀、

賀はいはふなり、人其家にゆきてよろこびをのべず、

人之序也、

序では、かはりてつぐ義なり、昏禮は、人のつぎめのはしなり、其賀せざる意上の章に同じ、

あしきなり、輕瀆は、かろんじけがすなり、牢は、牛羊豕の類を云、昏禮の饌にとゝのへて用ふ、牲に貴賤の差別あれども、夫婦一體になる上なれば、ひとつの牲を共にして用るなり、卺は、瓠を二つにわりて盃とす、昏禮の時、夫婦各一つをとりて酒のむ、是一體にしてわかれたる義をあらはす、

男子親迎、

親迎は、みつからむかふるなり、昏禮に、婿まづゆきて、婦をむかへとることを云、

男先於女、

親迎の禮、男子はさきだちてこれをいざなひ、女子はをくれてこれにしたがふ、

剛柔之義也、

剛は、こはし、柔は、やはらかなり、男は陽にて剛の類、女は陰にて柔の類、是こはき物の、やはらかなるにさきだつ義なり、

天先乎地、

天地の化育、天はじめてこれを生じ、地かはりてこれを成す、

君先於臣、

君臣の政務、君かみよりこれをいざなひ、臣しもよりこれに和す、

其義一也、

是みな剛の柔に先だつ義なり、註馬氏名は融、字は季長、東漢の世の人、禮記論語等の註あり、

執摯以相見、

摯とは、人にあひみる時のさゝげ物なり、親迎の時、婿鴈をとりて摯とし、はじめて婦とあひあふなり、

敬章別也、

これ恭敬を致して、男女別ある禮をあきらかにす、ひそかに婦をひきとらぬなり、

男女有別然後父子親、

男女別なければ、父子の倫正しからずして、親みなし、又男女別ありて、家道正しく、閨門おさまる時は、

取於異姓、所以附遠厚別也、

附遠とは、うたがひをさくるの義に、ことよせてなり、同姓にめとる者ありとて、畜禽獸の心にはあらず、されども嫌疑にさかるの義に附托して、必異姓にめとり、男女別あるの禮をおもんず、

幣必誠、

禮に必幣あり、これをしるしとして、其意をこなひなす、昏禮の幣、必誠ありて、用にたゝず外をかざりなどしたる、あしくみだりがはしき物を、用ひざるなり、

辭無不腆、

禮に必辭あり、辭をかりて、其情をいひのぶ、昏禮の辭は何事を云にも、すなほにて、よからずと云ふことなし、かろがろしく、なれなれしきことなどをいはぬなり、

告之以直信、

上二句の意は、みな正直信質の道を以て、めとる所の婦に、つけしめすなり、

信事人也、

誠信は、人につかふまつる道なり、信にしていつはりなければ、直も亦其中にあり、

信婦德也、

凡そ婦人は、みな人にしたがひて、つかふる者なれば、信は即婦人の德なり、此より以上は、夫婦始をつゝしむの道を云、

一與之齊、

齊すとは、昏禮に夫婦牲を共にしてくらひ、盃を合せてのむことを云、註に詳なり、

終身不改、

婦人身ををふるまでに、あらためてこと人に嫁することをせず、

故夫死不嫁、

必誠信をまもるぞ、一與之齊すと云より以下は、夫婦終をつゝしむの道を云、詿濫惡は、みだりがはしく

命之曰、戒之敬之、夙夜無違命、

夙夜にとは、つとにおき、よはにいぬるまでとなり、命とは、舅姑の命をさす、

母施衿結帨曰、

衿は、ちいさきおびなり、これを施すとは、其身に加るぞ、帨は、てのごひなり、これを結とは、其身にむすびつくるぞ、曰とは、亦いましめをするなり、其いましめとすることを、わすれさせじとのために、つねく身にそふる物を以て、其意をよするなり、

勉之敬之、夙夜無違宮事、

是いましめのことばなり、宮事とは、女の居る閨門の內の事をさす、これをよくまもりて、そむかざれとなり、註閫內とは、閫はしきゐなり、これも閨門の內をさす、

庶母及門內施鞶、

庶母の義、立敎の篇に見えたり、送て門內までに至るぞ、婦人は門外に出ざればなり、鞶は、大帶なり、男子の紳のごとし、

申之以父母之命、

命にさかふことなかれ、宮事にそむくことなかれの命をかさねてのぶるなり、

命之曰、

敬恭聽宗爾父母之言、

これ又庶母のいましむる詞なり、つゝしんて心に入れ、なんぢの父母の戒命をきゝうけ、これをたつとみて、あなどらざれとなり、

夙夜無愆、

愆とは、命にさかひ、宮事にそむくことをさす、

視諸衿鞶、

つげをはりて、女に衿鞶をさしゝめす、其意は、常に此衿鞶を見て父母の戒命を、思ひ出せとなり、

○禮記曰夫昏禮、萬世之始也、

夫婦ありて後に子孫つたはる、この故に、昏禮を萬世の始とす。こゝを以て、其禮をつゝしむ、

酒をくみあたへて、のむ者くみかへさゞるを、醮と云、父其子に命して、妻をむかへにやる時に、さかづきをあたふるなり、

命之曰、

子に醮する時に、いましむる詞なり、

往迎爾相、

相とは、妻をさす、夫をたすくる者なればなり、

承我宗事、

宗事は、宗廟の祭を云、一家の大事なる故に、むねとしてこれを命す、

勗帥以敬、

自つとめて、妻をひきいさなふに敬を以てせよとなり、

先妣之嗣、

先妣は、母を云なり、子よく父の宗事をうけたもち、又敬を以て、其婦をひきゐる時は、婦もよく姑の嗣となりて、相共に宗事をつとむ、

若則有常、

有常とは、はじめをはりかはらず、敬にをこたらざれとなり、

子曰、諾、

諾はこたへてうけごふ詞、

唯恐弗堪、

父の命をうけをこなふに、たへざらんかと、をそるゝなり、

不敢忘命、

身にたへがくとも、心にわすれじとなり 註 酬酢は、皆むくふるなり、酒をくみかへすことを云、親迎はみづから妻を迎るなり、母曰先妣蓋古稱也とは、古は母を稱して妣ともいへり、後世にはいけるを母といひ、死せるを妣といふ、

父送女、

むすめ家を出る時に、父をくりてわかるゝなり、をくりてゆくにあらす、

氏は、なかだちをする官人なり、幣は幣帛也とは、すべて財を幣といへども、本は帛の字の義なればなり、

故日月以告君、

日月とはよめをとる月日を云、古人は私に嫁娶せず、必媒氏の官によりて、とりむすぶ、すでに婚禮の月日をさだむる時は、媒氏これをしるして其國の君にまうす、

齊戒以告鬼神、

鬼神は、先祖をさす、六禮ををこなふ時、皆まづこれを家廟にまうす、

爲酒食以召郷黨僚友、

郷黨は、さとびと、僚は、同官の者、友は、同志の者、これをよんで、酒食にてもてなす、これもよめどる期をつぐるなり、

以厚其別也、

厚すとは、おもんずる義なり、日月以告君より以下、かたく〳〵に禮をそなへて、さて後にめとること、これを以て男女別あるの禮をつゝしみおもんずるとなり、

取妻不取同姓、

同姓は、うぢの同じき者を云、其姓同じければ、先祖皆一つにして、血脈つらなれる故に、これをめとらず男女の別を明にして禽獸の道にとをざかる、

故買妾不知其姓則卜之、

卜とは、其吉凶をうらなふ、凡そ妻をとるには、本より皆これを卜す、妾はいやしくして、配偶する者ならねども、其姓しれざる時は、亦これを卜す、只これ吉凶を卜すれども、卜の理正しくして、たがはず、もしそれ同姓なる時は、これも必凶なるべし、

○士昏禮曰、

士婚禮は、儀禮の篇の名、婦をとる親迎の禮、婚を以てをこなふ、この故に婚禮と云、陽ゆきて、陰きたるの義にとれり、此篇には、士の婚禮をしるす、

父醮子、

其諫ること君にふせがれて、思ふ所を、云ふことを得ざれば、則たちさりてつかへず、

○王蠋曰、

王蠋は、戰國の世の齊國の臣なり、

忠臣不事二君、

ふたごゝろなきぞ、

烈女不更二夫、

烈は、つよく正しき義なり、更とは、へわたることを云、註畫は、邑の名なり、利害は、わがために利あり、害あることを云、易ると變ずるとは、皆上の心と志とをすべて云、通鑑は司馬溫公の作れる書なり、燕將とは、燕國の將軍なり、使請蠋とは、みかたになれと請たるぞ、以此とは、此本文の詞を以てするなり、經るはくびくゝるなり、

右明君臣之義 凡二十章

曲禮曰、男女非有行媒、

此より下は、夫婦の別を明にす、行は、往來の義なり、媒は、なかだちなり、男女の二家に往來する、なかだちを云、

不相知名、

嫁娶は、異姓のうとき家を以て相むすぶ故に、いまだ行媒あらざれば、男女の名をだにも、相しらず、

非受幣、

幣は、俗に云、進物に、たからを用ふるを云、婚に六禮あり、其内に、納徵と云は、即しるしをいるゝなり、此時男のかたより幣をおくりて、女のかたに、これをうく、

不交不親、

交るとは、人につきて云、親とは、情につきて云、納徵の時女の方に許嫁して、はじめて男にいひなづく、この故に、始て交り親しむの道あり、此時にあらざれば、男女の家、いまだかつて、親交することなし、註媒

患得之、
これを得んことをもとめて、得まじきかと、うれふるなり、

既得之患失之、
註何氏名は晏、字は平叔、魏の世の人なり、論語集解を作れり、權は、權柄、利は、便利なり、

苟患失之無所不至矣、
恥辱をしらず、亂逆をはゞからずして、其することと至らざる所なし、然る時は決してこれとともには、君につかふべからざる者なり、註吮癰舐痔とは、君のために、瘡腫の膿をすひ、ねぶることをしても、君の寵愛を失なはじとすることを云、

○孟子曰、責難於君謂之恭、
難とは、及びがたきことを云、難事を君にせめすゝめて、堯舜の君とたすけなす、これを其君をたつとみ、うやまふと云、

陳善閉邪謂之敬、
善道をひらきのべて、君の邪心をとぢいましめ、只其君のあやまちあるべきことををそる、これを其君をうやまひ、つゝしむと云、

吾君不能謂之賊、
賊はそこなふ義なり、わか善道を行ふことあたはすとして、これに善道をつげず、只其邪心の行はるゝまゝにするは、これを其君をそこなひやぶると云、

○有官守者、
官職を以て、をのが守りとする者なり、すべて官職ある者を云、

不得其職則去、
其つかさどること、君にさへられて、思ふやうに行ふことを得ざれば、則たちさりてつかへず、

有言責者、
もの云ふを以て、をのが責とする者なり、諫議の官をさす、

不得其言則去、

○大臣以道事君、

其君をたすけて、堯舜とすること、臣道のいたりて大なる所なり、この故に大臣たる者は、仁義の道を以てつかへ、君の私欲にしたがはず、

不可則止、

不可とは、道を以事ふ可らざればなり、止とは、つかへをやめて、をのが志を行ふ、註不合とは、其道君と相かなはぬを云、○按ずるに、大臣は必道義を以て君に事ふ、或は才藝を以て事る者は、一職の具臣なり、

○子路問事君、

子路は、孔子の弟子、姓は仲、名は由、字は子路、君に事る道を問なり、

子曰勿欺也、

をのが忠誠、いまだつきざる所ありて、其君に事る者は、忠誠のつきざる所、なを其君をあざむく所なり、この故に、勿れといましめ玉ふ、

而犯之、

犯すとは、君の顔色ををかして、いさめたゞすことを云、君もし過あらば、必はゞからずしていさめよとなり、○按ずるに、君あやまちある時に、いかりををそれて、犯しいさめざる者は、もとより忠直にあらず、これも欺くなり、もしよくをかしいさむれども、自其直にたかぶる者は、君にさかひて名をもとむ、これも亦欺くなり、この故に君に事るには、欺くことなきをむねとす、

○鄙夫可與事君也與哉、

鄙夫は、いやしきおとこなり、凡そ鄙夫、人の臣たれば、身をのみ利して君をわするゝ故に、共に心を合せて、其君につかへがたし、與哉とは、ともにつかへられじと云ことをうたがひてかへしたる詞なり、註庸は、つねなり、凡俗を云、陋はいやし、劣はをとれり、庸惡は、行跡につきて云、陋劣は、見識につきて云、此類すべて鄙夫なり、

其未得之也、

得之とは富貴の類をさす、

○吉月必朝服而朝、

吉月は、月の朔なり、月は晦に死して、朔に生ずる故に、朔を吉と云、而して朔は一月をすべたる故一月と云、時に孔子つかへをかへして、家居し玉ふといへども、月朔には、必朝見の禮をすて玉はず、

○孔子曰、君子事君、進思盡忠、

進とは、君所にゆく時を云、忠を盡すとは、君の心をたゞし、國の政をたすくるの類、みな是なり、

退思補過、

退とは、私宅にかへる時を云、過とは、君の過なり、これを補はんことを思ひて、進む時に、又其忠をつくす、進にも退にも、君を思はざる時なし、

將順其美、

其とは、君をさす、下同じ、美とは、善なり、君善ある時は、うけしたがひ、たすけ成して、ますます其善にすゝましむ、

正救其惡、

君惡ある時は、いさめたゞし、すくひとゞめて、ひそかに其惡をけさしむ、

故上下能相親、

上下は、君臣なり、臣忠愛をつくして、君をしたじむ時は、君その忠愛を信して、亦これをしたしむ、

○君使臣以禮、臣事君以忠、

これは、魯の定公、君臣をつかひ、臣君につかふることいかんと、とはれけるに、孔子こたへ玉ふ詞なり、君の禮、臣の忠、みな其身にさだまりたる、當然の常理なり、この故に、をのをの自其力をつくすべし、然る時は、君臣の間をのつからよく相やはらぐ、○按ずるに君祿を以て、臣をやしなひ、臣職を以て君につかふるは、たゞ是君臣の分なり、其道とする所は、まさしく禮と忠とにあり、もし分立つのみにして、道なき時は、君は臣に傲りやすく、臣は君を欺きやすし、是禮と忠とのうらなり、かくの如くなれば、君臣必相そむくなり、[理]理の當然とは、道理のまさにかくの如くなるべきことを云、

を玉はる時、家廟にすゝめざること、もし君のおろしにて、あるべければぞ、

君賜生、必畜之、

生るは、いきものなり、君のめぐみて玉はる物なれば、これを愛して、たやすくころしたまはず、祭祀大賓にのぞみて、用ひらるゝなり、註餕餘は、皆おろしなり、祖考とは考は父なり、死せる時は考と云、仁しむとは、仁愛するぞ、

○侍食於君、

侍食とは、御食と同じ義なり、

君祭先飯、

祭るとは、君子は本をわすれず、食するごとに、しな〴〵少しばかりを取て、食器の間にをき、先代に始て食つくれる人を祭るなり、凡そ君王食する時は、膳夫の官、其祭らる所の物を、とりさゞけ、すでに祭らるればしな〴〵にまづこれをとめて、調味をこゝろみ、又は毒なきことをしめす、孔子君に侍食し玉ふ時、君すでに祭り玉へば、自祭らずして、君より先にくひそめ玉ふ、これ客禮をおこなはずして、膳夫の職の如くし玉へり、

○疾君視之、

視とは、病氣をうかゞうなり、

東首、

天地の生氣東方より始まる、病者必東首すること、生氣をうけんためなり、此時孔子病はなはだしくて、床にふしながら、まみえさせたまふ、

加朝服拖紳、

加とは、うへにをく義なり、裝束し玉ふこと、あたはざるゆへに、朝服を身に加へて、大帶を其うへにひく、註褻衣は、常になれたる衣なり、

○君命召、不俟駕行矣、

駕は、のりものなり、車をさす、孔子は太夫なる故に、かちよりゆかずして、常に車にのり玉ふ、されども君命じて召す時は、駕をまたずしていでゆき、車あとよりをひつく、註駕車とは、馬にかけたる車なり、

○曲禮曰、賜果於君前、

果は、木の實なり、

其有核者懷其核、

義註に見えたり、

○御食於君、

御食とは、俗に云相伴なり、

君賜餘、

餘は、食のあまりなり、

器之漑者不寫、

器之漑者は、土をやき、木をぬりたる器を云、不寫とは、別の器にうつさず、玉はる所の器にて、そのまゝ食するを云、

其餘皆寫、

其餘は、葦竹などにてあみたる、器を云、註陶器は、すへうつはものとよむ、土にてやきたる物を云、木器は、漆器なり、萑はあしなり、口澤は、口のあかなり、

○按ずるに、此方には、君おろしを玉はるの禮なき歟、若父母などの玉はれるとも、必其器をうつすべし、

○論語曰、

此より下五章は、皆孔子の事を記す、

君賜食、

賜ふとは、其家に玉はるなり、此食は、調味したるを云、

必正席先嘗之、

君に對して食するやうに、敬せらる、先なめて、これをつくさゞること、其餘を、家人にわけ玉はんとなり、

君賜腥、

腥きは、肉のなまなるを云、

必熟而薦之、

熟すとは、調味するなり、薦とは、家廟にすゝむるぞ、君のたまものは、其家のさかへなればなり、上の熟食

翼如也、
義上に見えたり、
復其位、
初にたてる位なり、
踧踖如也、
踧踖とは、恭敬して、やすからざる貌なり、こゝに至るまで、其敬意なをたゆます、註敬之餘とは、君前の敬のなごりなり、
○禮記曰、君賜車馬、
其家に玉はるなり、玉はる時は、拜してこれをうく、
乘以拜賜、
あくる日、其車馬に乘り、君の所にゆきて拜謝す、其必乘て拜することと、君を敬して、其志にうけしたがふ、
衣服服以拜賜、
義上に同じ、

君未有命、
君車服を玉はれども、いまだ乘り服よとの、命あらざればなり、
弗敢即乘服也、
註意者と云一段、君より臣に車服を玉はる時、必乘服せよと命せらるゝことと、まことにさもあるべし、しからば其玉はりて、いまだ命あらざるはなんぞや、不審なり、舊説に、是は諸侯の卿太夫、使者として王朝にゆき、天子より車服を玉はる時、歸りて其君にたてまつる、君これを乘服せよと命して後に、これを用ふと云、又一説に、其爵位まさに車服を用べきに至れども、いまだ君命なき内は、あへて即用ひずと云、此二説の如くなる時は、又上の段と、文勢つらぬかざるに似たり、按するに、古の爵命の法、一命して職をうけ、再命して服をうく、其後車服を玉はることあれば、即乘服して謝すべし、いまだ爵命あらずして、非常の恩例にて車服を玉はる時は、敢て即乘服せず、固辭して後に、これを用る歟、

是も門に入時につきて云、不中の義前章に見えたり、

行不履閾、

是亦門に入時のことなり、閾は、俗に云しきゐなり、

註謝氏は、上蔡謝氏、名は良佐、字は顯道、程子の門人なり、

過位、

位とは、門内にて、君外朝を見玉ふ時に、たち玉ふ處なり、これを過るとは、其まへをへてとをるぞ、此時は、君内朝にのぞみて、こゝは虚位なり、

色勃如也、足躩如也、

其義並に上に見えたり、是虚位なれども、つゝしみ玉ふ、

其言似不足者、

此時同朝の臣僚と、ものゝ玉ふことあれども、つゝしみふかき故に、其詞いひたらざるに似たり、

攝齊升堂、

君堂上より、めしのぼさるゝ時に、もすそをかゝげて、つまづかざるやうにして、堂の階をのぼるなり、

鞠躬如也、

義上に見えたり、

屏氣似不息者、

君にちかづくゆへに、其敬いよ〳〵いたれるなり、註禮とは、曲禮の篇を引く、尺は、一尺なり、傾趺は、かたむきつまづくぞ、氣容粛と云も、禮記の語なり、

出降一等、

出とは、君前より、まかり出る時を云、一等は、階の一段なり、

逞顏色怡怡如也、

怡々は、やはらぎよろこぶなり、やうやく君にさかれる故に、少し顏色をはなちて、よろこばし、

沒階趨、

階を皆をりつくして、わしりでもとの位に、かへる時なり、

左右手、

左の人を揖して、命をつたふる時は、手を左へさし出し、右の人を揖して、命をつたふる時は、手を右へさし出す、

衣前後襜如也、

襜は、たれとゝのひたる貌、手ははたらけども、身はうごかざる故に、かくの如し、

趨進翼如也、

賓君入らるゝに及で、擯者もしたがひ入りて、わしりすゝむ時を云、翼は、鳥のつばさなり、手をこまぬき、ひぢをはりて、鳥の翼を、のべたるやうなるを云、[註]張拱とは、ひぢをはり、手をこまぬくぞ、端好とは、其かたちたゞしく、よきことを云、

賓退、

相見の禮をはりて、賓退き出らるゝなり、

必復命曰、

復命とは、君に返詞を申すなり、賓君出る時、主君擯に命じて、をくらしむ、賓君とをくさる時に、擯入て、命をかへす、

賓不顧矣、

賓君たゞちに去て、かへりみ玉はずとなり、是復命の詞なり、こゝに至るまでは、主君なをいまだ内に入らず、この故に、かく申して、君の敬をゆるむ、是さたまりて云ふなりといへども、時の人多く略していはず、孔子は禮をはる時までも、をこたらずして、必かくの玉ひしなり、[註]擯相とは、相は禮儀をたすくる義なり、

○入公門、

是も孔子のことをしるす、公門は、君門なり、

鞠躬如也、如不容、

鞠躬とは鞠はかゞまるぞ、躬は身なり、身をかゞむるを云、公門高く大なれども、其敬いたれる故に、身の入れられざるやうにかゞまるなり、

立不中門、

註屈辱とは、かゞめはづかしむるぞ、

若使人於君所、

臣より使を以て、君に申すことあるを云、

則必朝服而命之、

朝服は、君に朝見する時の衣服なり、〇こゝに朝服して命ずと云時は、上の君使に對する時も、亦朝服すると知べし、

使者反、則必下堂而受命、

命は、君よりのこたへなり、使者君命を奉じて反る故に、堂よりおりて、これをうく、〇上に君言の至る時に、拜してうけ、拜して送る時は、こゝの使者に命じ、君命を受るにも、亦拜すると知べし、孔子は人を他邦に問玉ふ時も、再拜してこれを送り玉ふ、况や臣として人を君所につかはすをや、

〇論語曰、

論語は、書の名、論とは、えらみつゞくる義なり、孔子並に弟子の語を、ゑらみつゞけたる書なり、

君召使擯、

君は、魯の君、召とは、孔子をめすぞ、擯は、俗に云奏者なり、兩國の君賓主として相あふ時主の方たより出て、賓ノ詞をつたふる者を云、賓の方には介あり、其君の爵位によりて、擯介の多少あり、皆賓主の間に、たちつらなりて、かなたこなたへ、次第に其命をうけつたふ、

色勃如也、

勃は、色を變ずる貌、如は、上の字につけて、物をかたどる詞、下皆同じ、

足躩如也、

躩は、足をくゞめて、たちもとほる貌、註接賓とは、賓にあはしむと云義なり、盤辟は、たちもとほる貌なり、

揖所與立、

揖すとは、手をこまぬき、さし出して、式體するを云、所與立とは、共に擯たる者をさす、

習容觀玉聲乃出、

容は、面と身とのかたちを、すべて云、觀は、衣冠儀文の類、外より觀る所につきて云、玉聲は、玉佩の聲なり、玉をくさりて、左右におび、ゆく時は則鳴る、玉を以て德義をあらはし、聲を以て行歩をとゝのふ、これを習すとは身にならはして、熟することを云、朝廷にて失禮せずして、はづる色なからんとなり、乃出とはかくの如くにして、後に、出て君所にゆくとなり、註前期とは、朝する期より、さきの日なり、書事以備忽忘者也とは忽はたちまちなり、ふと忘れんためのそなへに、書しるすものぞとなり、手にとり、目にみ、口によみて、心によくこれをおぼゆるぞ、點檢は、一々つまびらかに、かんがふる義なり、失色於人とは、顏色人にはづることを云、

○曲禮曰、凡爲君使者、已受命、

君言不宿於家、

君言は、即君命なり、すでに君命をうくる時は、家にとどめすして、即ゆく、君を敬して、其命にをこたらぬなり、○古は君のために、外國に聘使する時、あしたに命をうくれば、即日にいでたちて、ゆふべに郊外にやどると、儀禮の聘禮に見えたり、これ君言を家にとゞめざるなり、

君言至、

君より命ぜらるゝことありて、其使者臣の家に至る時を云、

則主人出、

門外に出るぞ、

拜君言之辱、

辱きとは、尊者をはづかしめて、をそれがましきと云義なり、君命の臣下の家に至ること、君のはづかしめなる故に、家に居ながら、これをうけず、門外にいで、使者を拜し、さて請じいれて、これをうく、

使者歸、

使者とは、即君言をつたふる者を云、

則必拜送于門外、

は、只三千の數をとる、其本文にあらず、刑所以罰惡と云一段、刑惡罪の字義、罪は惡によりて定め、刑は罪にしたがつてほどこす、○人孝ある時は、衆善たつ、不孝なる時は、諸惡したがふ、この故に、孝は百行の源、不孝は五刑の首なり、

右明父子之親、

明倫の篇を、六段にわかつて、此一段には、父子の一倫を明にす、親は即父子の道なり、下の段々、これになずらへて知べし、

禮記曰、將適公所、

此より下は、君臣の義を明にす、公所は、君のおはします所を云、公はおほやけなり、公所の字、私宅に對して見るべし、これにゆかんとするは、臣たる者、君に朝せんとする時を云、

宿齊戒、

宿とは、前一日を云、齊戒は、ものいみなり、齊は心をもつはらにす、戒は外をいましむ、君にまみえんとする時は、祭につかうまつらんとする如くに、齊戒してつゝしむなり、是誠をつんで、忠をつくさんとなり、

居外寢沐浴、

外寢は、正寢なり、凡士太夫以上の家燕寢は內にあり、燕居する處なり、正寢は外にあり、事を行ふ所なり、沐は、かみあらふ、浴は、身をあらふ、外に居ることは、平常に變ずるなり、沐浴することは、精潔を致すなり、すべて皆齊戒のことなり、

史進象笏、書思對命、

史は、文書をつかさどる者なり、象笏は、象牙の笏なり、思は、君にまうさんと思ふこと、對は、君の問にこたへんとすること、命は、君よりすでに命ぜられて、つとむべきこと、これをかゝせてもつは、心に忘れずして、いよ〳〵其思ひを致さんとなり、これ皆あらかじめすることなり、

既服、

當日に及んで、朝服をきをはるぞ、

信は、朋友にまじはる道なり、

戰陳無勇非孝也、

戰は、たゝかふなり、陳は、いくさだちなり、いさんですゝむことは、戰陳にのぞむ時の道なり、

五者不遂、

五の者、一つもならざればぞ、

烖及其親、

其かろき時は、はづかしめ身にをよび、其おもき時は、烖身にをよぶ、すでに其身にをよぶ時は、則又其親にをよぶ、こゝには只おもき所をあげて云、

敢不敬乎、

莊忠敬信勇、みな遺體を行ふことを、敬むの道なり、註制行伍とは、士卒の行列をさだむることを云、○按ずるに、此章戰陳に勇なきを、孝にあらずと云ふこと、身體をそこなはざるを、孝とする義と、そむけるに似たり、凡そ心性は、これ身體の主なり、心性の理に、もとづきて行ふ時、身は泰山よりもをもきことあり、鴻毛よりもかろきことあり、この故に君子は、身をころしても、仁を成す、形はそこぬれども、德はかけず、身はほろぶれども、名はくちず、これも遺體をそこなひて、親をはづかしめざるの道なり、それ孝なるにあらずや、もしいさむべき時にいさまず、死すべき時に死せざれば、義をすてゝ、生をぬすむ、父母の遺體は、そこなはねども、即これをけがすなり、或は其まぬかるゝこと、不義なるによりて、君とがめて刑し、人にくみてころす時は、遺體をそこなひ、親をはづかしむることも、亦ついにのがれがたし、それ不孝なるにあらずや、

○孔子曰、五刑之屬三千、

先王の刑法、其大綱五つありて、其屬に三千の條目あり、其說註に見えたり、

而罪莫大於不孝、

不孝の罪、最大なる故に、三千の刑の、最重きにあたる、註墨者刺面とは、面をさしやぶりて、いれずみをするなり、書呂刑は書經の呂刑の篇、こゝに引ところ

以為父母之戮、

養をかくよりも、其罪ふかければなり、

四不孝也、好勇鬪狠、

勇は、いさむなり、鬪は、あらそふ、狠は、いかりて人にもぢるなり、

以危父母、

いさみあらそふことを、このむ時は災難をまねきて、親をあやうくす、又はつかしむるよりも、其罪ふかし、

五不孝也、

註局戲は、博の一名、局は其盤なり、圍棋は、奕の一名圍はかこむなり、棊子を以て、かこみて相ころす故なり、偏私は偏執して、私愛することを云、新安陳氏、名は櫟字は壽翁、定宇と號す、元朝の人なり、

○曾子曰身也者父母之遺體也、

遺は、あまりのこれる義なり、わが身は、父母と一體にして其あまりなり、

行父母之遺體、

行は、奉行する義なり、

敢不敬乎、

其敬むやうを、下にとく、

居處不莊非孝也、

是より不孝の事をあげて、これをつゝしむ道をしめす、居處は平居無事の時をさす、莊とは、かたちのつゝしみ、うや〳〵しきことを云、

事君不忠非孝也、

忠は、心をつくす義なり、

莅官不敬非孝也、

莅官とは、官に居て、下にのぞむことを云、不敬とは其威儀恭敬ならざるぞ、

朋友不信非孝也、

雖日用三牲之養、
三牲は、牛羊豕なり、これを太牢と云、食物の最たつときものなり、
猶爲不孝也、
人自ほしいまゝなる時は、わざはひ其身にいたるのみならず、又其親にをよばんとす、日々に口體のやしなひを、きはむるとも、なんぞ孝子とせんや、○上位に居て謙遜なる、下位に居て恭謹なる、同類に居て和順なるは、皆これ身をつゝしむことなり、よく其親につかふると云も、又よく其身をつゝしまざれば、親います時も、其心たのしまず、親をはりて後も、其靈やすんせず、これを孝子と云べからず、
○孟子曰、世俗所謂不孝者五、
今世俗に不孝なりと云ことに、五つありとぞ、五つの條目下にあらはす、
惰其四支、
四支は、四つのえだなり、手足を云、これを惰るとは、安逸をこのみて、家業をつとめざることを云、
不顧父母之養、
父母に奉養することを、心にかけずとなり、下同じ、
一不孝也、
是より、五不孝の條目をあぐるなり、
博奕好飲酒、
博は、双六の類、采をうちて、十二棊をつかふ、奕は圍棊なり、
不顧父母之養、二不孝也、好貨財私妻子、
貨財は、皆たからなり、私に貨物をたくはへ、私に妻子を愛するぞ、
不顧父母之養、三不孝也、從耳目之欲、
淫聲美色をこのむことを云、

しりぞいては、わが心に思念して、つねにうやまひつゝしむことを云、

養則致其樂、

養とは、飲食衣服出入寢處に、奉養することを云、樂とは、わが愉色婉容あることを云、奉養の時、これを以て、親の心を、よろこばしむ、

病則致其憂、

憂とは、前章に云、櫛らず、翔はざるより以下醫をえらみ、藥をなむるの類みな是なり、

喪則致其哀、

哀とは、哀戚追念し、衣衾棺椁をつゝしみ、地をえらんで、はうむりをあつくするの類なり、

祭則致其嚴、

嚴とは、齋戒をつゝしみ酒饌をいさぎよくし、奠獻をうやうやしくする類なり、

五者備矣、

五の者、をのをの至極したるが、五つながら皆そなはりてなり、

然後能事親、

かくの如くにして後に、よく親につかへて、孝ありと云、

事親者、居上不驕、爲下不亂、

亂とは、禮儀法度をみだるなり、

在醜不爭、

醜とは、同類なり、上の上下に對して、中の位を云、

居上而驕則亡、爲下而亂則刑、

刑なはるとは、刑罰せらるゝを云、

在醜而爭則兵、

兵せらるとは、兵の及にかゝるぞ、

三者不除、

三者とは、驕亂爭をさす、三の者みなのぞかざればぞ、

父母生之、
わが身を生り、
續莫大焉、
續は、うけつぐなり、われ父母の形氣をうけつぎて、天性の恩あり、人に嗣續するの恩これより大なるはなし、
君親臨之、
臨は上に居て下を見る義なり、君として臣にのぞみ、親として子にのぞむ、其たつときことひとしく、其道も亦同じき故に、これをあはせて、君親と云、舊說に、親は只したしきのみならず、又子のために、君たるの道ありて、尊きことをも兼たる義を云、此說然るべし、
厚莫重焉、
厚はめぐみのあつきことを云、君親の臣子にをける、其道同じく、皆おさめやしなひ、をしへみちびく、我に厚惠あること、これより重きはなし、
是故不愛其親而愛他人者、謂之悖德、
悖はさかふなり、德は、即親愛の德を云、天性の至親をわすれて、他人を親愛するは、悖逆の德なり、蓋し德はこれ仁愛を主として、愛はこれ親を愛するより先なるはなし、他人を愛するも、亦德の一端なりといへども、道理にそむける德なる故に悖德と云なり、
不敬其親而敬他人者、謂之悖禮、
禮は、即恭敬の禮なり、君にひとしき至尊をわすれて他人を敬恭するは、悖逆の禮なり、蓋し禮はこれ恭敬を主として、敬はこれ親を敬するよりも先なるはなければなり、句義上に同じ○親を愛する心を推て、人を愛する時は、則順德なり、親を敬する心を推て、人を敬する時は、則順禮なり、これにそむけるを、皆悖逆とす、
○孝子之事親、居則致其敬、
居とは、平居して事なき時を云、これ子の身にかけて云なり、敬とは、すゝんでは、親のかたはらに侍坐し、

此庶人之孝也、

士のいまだつかへざると、農工商賈の類みな庶人なり、註非違は、義に非ず理に違きたることを云、刑憲は、時の法度なり、耗費は、へらしついやすなり、其下能養と云も亦曾子の語なり、士大夫は、田祿ある故に奉養のこと、云に及ばず、庶人はよく親をやしなふを以て、むねとす、○凡そ天子の其親をたつとむを以て、大孝とし、諸侯卿大夫士の、其親をはづかしめざるを以て、其次とし、庶人の其親を養を以て、其下とすると、理勢を以て云時は、身をたて道をおこなひて成す所の才德高下あるによりて、うくる所の爵位に尊卑あり、この故に其孝の及ぶ所にも亦規模の廣狹あり、然れども、各〻分にしたがつて力をきはめ、心をつくすことは、貴賤の孝ことならず、況や天命を以て云時は、爵位の尊卑は、必しも才德の高下に、かゝはらざることもあるをや、○又庶人は、農民の外、工匠商賈の業をつとむることも、皆時の宜きにしたがひ、處のたよりあるにつく、これも天道を用て、地利によるなり、又其身をつゝしみ、用を節にすることは、いづれの民も同じかるべし、○又庶人は、其親をやしなふを以て、孝とすれども、勤業謹身節用のことと、親をはりて後も、常にをこたるべからず、然る時は、よく父祖の産業をまもりて、をりふしの薦享をもかゝす、

故自天子至庶人孝無終始

親に事るに始りて、身を立るに終ることなきを云、一說に孝の終始を、身體髮膚を、そこなひやぶらざるより、身を立て道を行なひ、名をあげ、親をあらはすまでの、始終なりと、此義しかるべきに似たり、

而患不及者、未之有也、

及ぶとは、いたる義なり、患其身に及ぶ時は、又其親をはづかしむ、○それ孝を、至德要道とし、百行之源とすること、人貴賤となく、事大小となく、孝を本として行ふ時は、皆あたらずと云ことなし、これ至極の德、簡要の道にして百行の根源なり、

○孔子曰、

是より下二章も孝經の文なり、

忠順不失、

忠順二つながら、其道を失はず、

以事其上、

上は、即君と長となり、

然後能守其祭祀、

士より其上につかへて、官祿を失はざる時は、よく其家廟の祭祀を守る、

此士之孝也、

士は、大夫につぐ爵位なり、註士有田祿以奉祭祀とは、君より士田俸祿を玉はりて、家廟の祭に奉ず、田祿あれば必祭田もあればなり、士はたゞ父祖の廟ばかりなれば、宗廟といはず、されども又庶人にして祭田なき時は、祭に牲なし、只薦と云て、祭といはず、士に祭祀を云は、亦其重きことをあげて云、諸侯は本より宗廟ありといへども、亦天子よりすくなし、社稷は天王と國君とにあらざれば、なき者なる故に、これも其重きことをあげて云、

用天之道、

是より下は、庶人の孝をとく、其事は、農業につきて云、天の道とは、春夏秋冬の運氣をさす、これを用とは、各其時節に、をくれず、さきだゝずして、たがへしうへ、かりおさむるの類を云、

因地之利、

地の利とは、土地に米穀桑麻等の、利潤あることを云其利によりて、これを作るには必皆天の道を用ふ、此二句すべて耕織をつとむることを云、

謹身節用、

身をつゝしむとは、非道をなさずして、法度をまもることを云、用を節にすとは用途をつゞまやかにして、すぐさゞることを云、

以養父母、

業をつとめ、身をつゝしみ、用をつゞまやかにする時は、內には財用ことたりて、外には災難をまぬかす、これを以て親を養ふ時は、親つねにたのしむ、

は、諸侯と卿大夫と士との孝にして其親をたつとむこと、天子の如くなること、あたはざれども、亦よく國家をまもり、官祿をたもちて皆其親をはづかしめず、是大孝につきたる孝行なり、

非先王之法服不敢服、

是より下は、卿大夫の孝をとく、法は、法度なり、凡そ卿大夫は、各其位あり、先王より、位のしなによりて、さだめられし禮法にかなひたる、衣服にあらざればこれをきず、はづかしめをまねき、罪にかゝらんことををそれてなり、

非先王之法言不敢道、

先王よりさだまりたる禮法のことばにあらざれば、これをいはず、其意上に同じ、

非先王之德行不敢行、

道理を心に得て、これを身にあらはすを、德行と云、先王のをこなはれたる、德行にあらざることは、これををこなはず、其意上に同じ、

然後能保其宗廟、

宗は、むねとしてたつとむ意、先祖の廟は、子孫宗尊してこれを祭る故に、宗廟と云、大夫は大祖と祖と考と共に三廟を立つ、これ家の主として、たつとむ所なれば、家をたもつを、宗廟をたもつと云、

此卿大夫之孝也、

卿と大夫とも、爵位なり、卿は公侯につぎ、大夫は卿につぐ、天子諸侯の臣に、皆これあり、註卿大夫有家とは、卿大夫となる者は、君より其氏族を以て一家を立らるゝ故に、家ありと云、

以孝事君則忠、

是より下は、士の孝をとく、凡そ士たる者出てみやづかふるにをよんで、親に事る孝を以て、君につかふる時は、即忠あり、

以敬事長則順、

長は、長官なり、敬は、親につかふる敬をさす、句義上に同じ、

刑すとは、身を以て、人の法とすることを云、四海は、四方の海の内、天下をすべて云、天子の身は、天下の人、法としてこれにならふ、是も其德敎のひろく及ぶ所なり、

是天子之孝也、

註大孝尊親とは、曾子の語なり、天子の位を得玉ふ人は、其親を天帝にならべて、祭らるゝことあり、これ親をたつとむことの至りにして孝の大なること、これにすぎたるはなきことをいへり、それ德敎百姓に加り、四海に刑する時は、天子となれる貴きに安んじ、四海をたもてる富を失はずして、其親を尊む志を、きはめらるゝなり、

在上不驕、高而不危、

是より下は、諸侯の孝をとく、凡そ物高き時は、あやうかりやすし、諸侯は一國の上にあれども、恭敬にしてをごらざる時は、位たかうしても、あやうきにいたらず、

制節謹度、滿而不溢、

制は、たちきる義なり、節は、物のよきほどを云、度は、法度なり、溢とは、內にみちて、外にあまるなり、こゝにては、過差になかるゝことを云、凡そ物みつる時は、溢れやすし、諸侯は一國の主なれども、みづから禮節を制して、すぐさず、法度をつゝしんで、よくまもる時は、富てもあふるゝに至らず、

然後能保其社稷、

社は、土地神、稷は、五穀の神、諸侯の社稷は、これを天子にうけて、各其國に祭る、國の主として、たつとむ所なれば、國をたもつを、社稷をたもつと云、

而和其民人、

民は、諸民をさす、人は官人をさす、

此諸侯之孝也、

諸侯とは、國を領する君の爵位なり、註富有千乘とは、車一兩を一乘と云、八百家より、兵車一乘をいだす、大國には、兵車千乘あり、其とめることかくの如し、此下三節と云一段、其次弗辱と云も、曾子の語なり、其次とは、大孝の次なり、蓋し此節と下の二節と

とは、初學の時よりこゝろざす、身體髪膚を、そこなはじとつゝしむことは、身ををふるまでをこたらず、然れども、畢竟功を成すとは、志を立るより後にあり、○又按ずるに、孝は愛敬の二つにすぎず、わが身は即親の枝なり、わが身を愛敬して、そこなひやぶらざるは、親を愛敬することの、至近なる者なり、わが身を愛敬して、世にたて名をあぐるは、親を愛敬することの至遠なる者なり、

夫孝始於事親、中於事君、終於立身、

人わかき時は、家に居て親につかふ、ひとゝなりては、外にいでゝ君につかふ、親に孝あり、君に忠ありて、徳たかく、業ひろまる時は、道まつたうして、其身立つ、是孝の始中終あり、○按ずるに、此節は、一生の孝の次第をとく、されども上文をあはせて見る時は、身をそこなはざること、もとより親につかふる中にあり、身をたて道を行こと、君につかふるにあらざれば、其業ひろがらず、其功大ならず、而して道を行ふことは、身立んがためなり、よく身を立る時は、則名を揚て、親をあらはす、

愛親者不敢惡於人、

是より下は、天子の孝をとく、凡そ天子として、親を愛する時は、則此心をゝしひろめて、天下の人を、すべてにくまず、

敬親者不敢慢於人、

親を敬する時は、則此心をゝしひろめて、天下の人をすべてあなどらず、

愛敬盡於事親、

愛敬の心を、其親に事る所に、つくしてなり、

而徳教加於百姓、

徳教は、孝徳の教化なり、加るは、及ぶ義なり、百姓は、畿内の人をさす、天子上にいまして、愛敬を其親につくさるゝ時は、をのづから、其徳教百姓に及びて、又各其親を愛敬す、

刑於四海、

爲宮室不斬於丘木、

宮室は、古人すべて居處を云、丘木とは、丘ははかなり、はかにあるうへきを云、これをきる時は、祖考をあなどる、

○王制曰、大夫祭器不假、

大夫は田祿ある故に、祭器をそなへて、人にからず、もし田祿なき者は、こと〲くにそなへず、人の祭器をもかり用ふ、

祭器未成、不造燕器、

燕器は、常に用るうつはものなり、

○孔子謂曾子曰、

これは孔子孝道を以て、曾子につげ玉ふ、今の孝經なり、

身體髮膚、受之父母、

わが一身四體の大なるより、毛髮皮膚のすこしきなるにいたるまで、こと〲く父母にうけたり、

不敢毀傷、

身をつゝしみおもんじて、少しもそこなひやぶらじとす、

孝之始也、

これ孝行の、親近にして、切要なる所なる故に、これを始とす、

立身行道、

自をこたらずして、身をたて、事必道によりて行ふ、

揚名於後世、

名をそのかみにあげ、後世までにつたふ、

以顯父母、

わが名を以て、父母の名までをあらはす、

孝之終也、

これ孝行の廣大にして、成就する所なる故に、これを終とす、○按ずるに、孝の始とは、其近切なるを云、孝の終とは其大成するを云、一生の始終にあらず、この故に、身をたて道を行ひて、名をあげ親をあらはすこ

り、これをうけて云なり、

致レ愛則存、

愛は、親を思ふことを云、凡そ祭にのぞみて親を愛する心を、きはむる時は、則いますが如くにして、聲色志欲の類、耳目心思に、わすられずして、なき人と思はれぬなり、

致レ愨則著、

愨は、つゝしむなり、祭にのぞみて、親を敬する心を、きはむる時は、則其位にいますかたち、容止嘆息の聲、まのあたりに、あらはれて、かくれたる人のやうになきぞ、

著存不レ忘二乎心一、

上二句の意をうけて云、著なること、存することをば、心に忘れざることかくの如くなればとなり、

夫安得レ不レ敬乎、

なんぞ神明を、をそれうやまはずして、あられんやとぞ、一説に、愛敬をきはむれば著存し、愛敬をきはめざれば著存せず、この故に、祭にのぞみては、愛敬せざることをえずと、此説文義順なるに似たり、然る時は、此敬の字、即上の愨の字にて、をのづから、愛の字をかねたり、愛ふかければ、必敬するなり、[註]存、以二上文三者不レ忘而言、著、以三上文見二乎其位一以下三者一而言、これ存するの義を、下の段へかけ、著るゝの義を、上の段へかけて見るなり、然れども、正義の舊說に、著存を皆下の段の内にとりて、著るゝを、色目にわすれず、聲耳にたへざるにかけ、存するを、心志耆欲心にわすれざるにかけて說く、是然るべきなり、洋々は、うごきみちたる貌、此二句は中庸の語なり、神明のいちじるきことをかたどれり、

○曲禮曰、君子雖レ貧不レ粥二祭器一、

祭器は、祭禮に用るうつはものなり、これをうる時は祖考をはづかしむ、

雖レ寒不レ衣二祭服一、

祭服は、祭禮にきる衣服なり、これをきる時は、祖考をけがす、

僾然必有見乎其位、

僾然は、ほのかなる貌其とは親をさす、下皆同じ、位は、神座なり、齊戒みてゝ、祭の日にのぞみ、わづかに廟室に入る時、すなはち親の位にいますかたちを、ほのかに見るとなり、

周還出戸、

祭の奠献の間に、たちまはりて、室の戸を出る時を云、

肅然必有聞乎其容聲、

肅然は、そびゆる貌、容聲は、親のかたちをうごかさる、聲を云、其聲そびやかにきこゆるなり、

出戸而聽、

供物をそなへをはりて、戸を出たる時を云、

愾然必有聞乎其嘆息之聲、

愾然は、即嘆息の聲なり、嘆は、なげく、息は、いきなり、ためいきするを云、其聲なげくに似たればなり、凡そ事をはりて、嘆息すること、常の情なる故に、祭をはれる時、此聲をきく、[註]彷彿は、ほのかなる貌、薦は、すゝむ、俎は、牲をのするつくゑなり、酌は、くむ、献は、たてまつるなり、これ酒につきて云、儆惕は、いましめおどろくなり、擧動は、身のふるまひなり、容止とは、容はかたちのうごくを云、止はかたちのしづまるを云、大息は、おほいきなり、即ためいきぞ、

是故先王之孝也、

古先の聖王の德は、人の法とする所なる故に、古人は何事にも、つねに先王を稱して、ものいふなり、孝とは、祭に奉する時の孝を云、

色不忘乎目、聲不絶乎耳、心志耆欲不忘乎心、

耆欲は、皆すきこのむことなり、聲色志欲は、皆親にかけて云、蓋し先王孝思至れる故に、祭りにのぞみて、是等のこと、只室に入り、戸を出る時のみならず、はじめをはり、たへずわすられぬなり、[註]先王能存其心とは、孝の心を、わすれざるなり、此句のはじめに、もと人之行、莫大於孝、乃人之心也と云三句あ

致は、きはめいたす義なり、齊は、ものいみなり、內とは、心をさす、祭にさきだつこと三日より齊して、他念なくつゝしみ、心をもつぱらに、きはむるを云、

散齊於外、

散は、をろそかなる義なり、外とは、外にまじはる物をさす、祭にさきだつこと十日より齊して、外にまじはることに、いましめをいたすなり、酒をのまず葷をくらはざるの類、致齊に比すれば、なを疎散にして、專一ならざる故に、散齊と云、散齊の間は七日なり、

齊之日、

散齊致齊の日を、あはせて云、

思其居處、

其とは、親をさす下皆同じ、居處は、ゐずまゐを云、

思其笑語、思其志意、思其所樂、

思其所耆、

耆もこのむ義なり、樂とは、事につきて云、耆とは、物につきて云、居處より以下、あさき處より、思ひをこして、次第にふかき處にいたる、

齊三日、

致齊三日のすゑ、祭のまへの夜をさす、蓋七日を積て、三日につまり、齊戒の滿ずる時を云なり、

乃見其所爲齊者、

所爲も亦親をさす、心を專一にして、思ひをつむ故に、まのあたりこれを見る註齊之爲言齊也とは、齊と云ことは、齊と云義なりとぞ、此一段は、祭統の篇の語なり、是齊の字の義は、心のとゝのほらざる所をとゝのふる義なることを云、不苟慮とは、もつぱら親を思ひて、みだりに他のことをはからざるなり、之類とは、視聽言動、みないやしくもせざることを云、不飮酒、不茹葷と云葷は、五辛なり、これをいましむること、心のみだるゝことを、ふせぐなり、之類とは、喪をとむらはず、樂をきかず、穢にあつからざるの類をさす、

祭之日入室、

室とは、廟の室なり、

主人主婦、必みづから、つかふまつるぞ、貴賤となくみな然り、

所以備外内之官也、

外内は、男女をわかちて云、官とは、事をとる役人なり、國の祭に、君みづからする時は、卿大夫これをたすく、家の祭に、宗子みづからする時は、衆子これをたすく、是外官のそなはるなり、國の祭に、夫人みづからする時は、命婦これをたすく、家の祭に、宗婦みづからする時は、衆婦これをたすく、是内官のそなはるなり、

官備則具備、

具とは、祭りにそなふる物を云、役々そなはる時は、事かけずして、祭具もことごとくそなはるなり、[註]國は諸侯の國をさす、命婦は内命婦なるべし、官女の爵命ある者を云、夫人は、諸侯の妻なり、家は卿大夫の家をさす、按ずるに此註大全の増註にしたかひて、備外官也と云四字をけづり、備内官と云を、備外内之官也と云に作るべし、又こゝに諸侯より以下の祭をとくといへども、天子の祭にも、王と后と、みづからし玉ひて、諸侯と、内外の官人と、これをたすくるなり、

○君子之祭也、必身親莅之、

君子は貴きこと王公たりといへども、祭祀には、必みづからこれにのぞむ、然らざれば、其誠敬をつくすことを得ず、

有故則使人可也、

故は、さりがたきさはりを云、使人とは、餘の親族を以てかはりて祭らしむるなり、可は、これにてもよしと云義なり、きはめてよしとにはあらず、自まつることを得ざれども、其時節をすてがたければなり、按ずるに、古は祭祀の法、主人故ある時に、人をしてかはらしむること、大夫以上のことなり、士庶人故ある時は、すてゝ祭らず、然れば此章の君子は、大夫以上の人をさして云歟、[註]如在とは、祭りに奉ずる誠いたれる時、神明あらはれて、其位にいますやうなるを云、攝すとは、かはることとなり、

○祭義曰、致齊於内、

羞辱は、はづかしめなり、不果とは、はゞかりてとげぬなり、句義上に同じ、もしよからぬことをせんとする時は、父母にはづかしめをあたへて、世にひろめんと思ふ故に、をそれてこれをせざるなり、

○祭義曰、

禮記の篇の名、祭祀の義を記す、

霜露既降、

秋の景氣を云、

君子履之、

君子は、徳を成したる人を云、こゝにては、親にをくれたる孝子をさす、

必有悽愴之心、

かなしみいたむ心あり、この故に、秋その親を祭る、

非其寒之謂也、

秋の景氣に感じ、今さら親にはなれんとする意、いできたりて、悽愴す、寒くなると云ことにて、悽愴するにあらず、

春雨露既濡、君子履之、必有怵惕之心、

おどろく心あり、この故に春その親を祭る、

如將見之、

春の景氣を感じ、ふたゝび親にあひみんとする意、いできたりて怵惕す、あたゝかになるによりて、怵惕するにあらず、○孝子は親をわするゝ時なけれども景氣のうつりかはるにつれて、必ひとしほ感ずることあり、この故に、四時をの〱一たび祭るなり、こゝには春秋をいひて、冬夏をかぬ、

○祭統曰、

禮記の篇の名、統は、本なり、祭祀の本をしるせり、

夫祭也者、

先祖の祭なり、

必夫婦親之、

なり○此二句、本文の意は、只自らわが疾をつゝしむことなれども、君父のために醫をえらむこと、同じ道なり、凡そ疾病は、生死のかゝる所なれば、藥をなめ、醫をえらむこと、君父のために、最その忠孝をきはむべし、經とは、曲禮をさす、世傳とは世々相傳と云義なり、

○孔子曰、父在觀其志、・

子たる者、父いますときは、よろづほしいまゝにせざれども、其志の善悪すでに見つべし、

父沒觀其行、

父をはれる時は、其行事を見て、賢否あきらかに知るゝなり、

三年無改於父之道、可謂孝矣

三年は喪の内なり、父の道とは、父のしをけることを云、これをたつとみて、道と云なり、父の道、もし理にそむきて、改むべきことありとも、まづ其まゝをきても、はなはだしき、害なきとならば、必三年の喪をすぐるまで、これを改ることなきを孝行とす、然らずば、たとひ改め得て、よしといへども、亦孝なりとせず、○もし父の道、畢竟害あることならば、三年すぎて後、これをあらたむべし、或は急にあらたむべきことにて、やむことを得ず、三年またずして改むることもあり、されども、孝子はいつとても必これを改むるに忍びざる心ふかし、

○内則曰、父母雖沒、將爲善、思貽父母令名、必果、

貽るは、をくりあたふる義なり、令名は、よきなゝり果すは、決斷してすることなり、父母をはれりといへども、わが身すなはち父母の身なれば、これをつゝしむことを、しばらくもわすれず、よろづのこと、少しもわたくしのためにせずして、凡そよきことをせんとする時は、父母によき名をゝくりて、世にあらはさんと思ふ故に、いさんでこれをとぐるなり、

將爲不善、思貽父母羞辱、必不果、

せぬぞ、
言不惰、
惰は、たはむるゝ義なり、をこたらざるは、詞をおかしくする意なければなり、
琴瑟不御、
琴も瑟も、皆ことなり、琴は七絃、瑟は二十五絃其かたちも各別なり、不御とは、用ひざる義なり、琴瑟は、つねに用ゆる樂器なれども、たのしむ意なき故に、これをひかず、
食肉不至變味、
變は、かはる義なり、膳部料理を、かれこれにかへて、くふことをせず、食をえらむに意なければなり、一説に、味のかはるほど、多く食せずと、
飮酒不至變貌、
貌は、顏色を云、貌を變せずとは、酔にいたらぬぞ、
笑不至矧、
口をひらいて、おをわらひせず、

怒不至詈、
詈は、のゝしる義なり、此四句も皆憂をわすれざる故なり、
疾止復故、
憂る心とくる故に平常の體にかへるなり、親病める時は、則其憂をきはむ、此のあまたのこと、皆うれへのふかくして、とけざるが故なり、孝子の誠ある者、必皆かくの如くなる故に、即これを以て、凡そ子たる者の、禮節とするなり、註謔とは、たはむれて云ことなり、
○君有疾飮藥臣先嘗之、
藥氣藥性の病者の口腹に、たへがたきことある故に、先なめてこれをこゝろむ、
親有疾飮藥子先嘗之、
義上に同じ、
醫不三世不服其藥、
註呂氏は、藍田呂氏、名は大臨、字は與叔程子の門人

疾怨、

父母わが忠誠を、むなしくして、諫をきかざるのみならず、かへつてむちうち、血をながすにいたる時は、にくみうらむる意、いでやすし、この故に、これをいましむ、

起敬起孝、

たとひうらむることなけれども、こゝにいたる時は、いよ〳〵孝敬をこたりやすし、この故に、なほ〳〵孝敬の心をふりたつ、父母を道理にさとさんとする意、ついにわすれず、もし此うへは、せんかたなしと、をこたる意、少しもある時は、これ亦父母を罪あるところにすつるなり、然る時は、不孝の罪、なをまぬがれがたし、註郷黨州閭の家數は、五家を比と云ふよりかぞへて、五比を閭とし、四閭を族とし、五族を黨とし、五黨を州とし、五州を郷とするなり、純熟慇懃は、常に云詞なり、物のうみとをるを、純熟と云、つぶさにねんごろなるを、慇懃と云、

○曲禮曰、子之事親也、三諫而不聽、則號泣而隨之、

三たびは、いくたびもの義なり、必三度にはかぎらず、號は、よばふ、泣は、なくなり、なきさけびて隨ふこと、父母これに感じて、なをきゝ入れらるゝこと、あるべきかとぞ、○凡そ君臣は義を以て相むすぶ、この故に三たび諫めて、君きかざる時は、臣すなはちのがれ去る、父子は骨肉のしたしみなれば、ついにきれはなるべき道なし、この故に、三たび諫めて、親きかざれども、のがれ去らずして、其事に隨ふなり、されども、大なる惡逆のことなどは、必しも親と共に、其事をするにはあらず、只のがれずして、罪を同くす、是も亦これに隨ふなり、

○父母有疾、冠者不櫛、

冠者は、すでにかんむりしたる、成人を云、かみけづらざるは、身をかざらぬぞ、

行不翔、

翔とは、手をこまぬき、ひぢをはりて鳥のかけるが、如くなることを云、ふるまはざるは、かたちづくりを

いさめながらも氣にさかはざれとなり註唐突は、粗忽なる義なり、

○内則曰、父母有過、下氣怡色柔聲以諫、

諫むる時は、氣ををかして、さかひやすし、この故に和順をふかくして、むかふなり、

諫若不入、

父母のきゝ入れられざる時を云、

起敬起孝、

起すとは、ふりたつる義なり、諫めてきかれざる時は、孝敬をこたりやすし、この故に、孝敬の心をふりたて又氣色をうかゞひて諫めんとす、

說則復諫、

心よろこばしき時は、諫入りやすし、この故に、父母のよろこばしき時を、うしなはずして、則必またいさむ、註悚然は、をびへをそるゝ貌なり、

不說、

氣色なをらずともとなり、是より下は、急にいさむべきことあらば、氣色をうかゞはずして、なを〳〵ねんごろにいさむべき、ことはりを云、

與其得罪於鄉黨州閭、

鄉黨州閭とは、すべて其國里を云、註に詳なり、もし諫めざる時は、父母其あやまちをとげて、罪を國里に得んとす、

寧孰諫、

寧とは、身にひきうけて、心にやすんずる詞、上の與の字をうけて、さあらんよりは、かくてもくるしからずと云義なり、孰諫とは、純熟するやうに、ねんごろに諫るぞ、諫めて父母のよろこびをうしなふことは、子の罪すこしきなり、諫めずして、父母をして罪を國里に得せしむることは子の罪大なり、この故に、われ父母に罪を得ることは、くるしからず、只ねんごろにくどき諫めんとなり、

父母怒不說、而撻之流血不敢

徒は、めしつれたる者を云、

舍於外、

門外にをくぞ、

以寡約入、

寡は、すくなくするぞ、約は、はぶくぞ、寡約の體を以て大宗家へ入べし、

不敢以貴富加於父兄宗族、

父兄は、伯父叔父從兄の類をもかねて云、宗族とは同宗の親族なり、大宗小宗をすべて云、只富貴を以て、大宗家に入らざるのみならず、凡そ父兄宗族にも、皆これを以てたかぶらざれとなり、○凡そ宗族は、皆先祖一人よりわかれて、骨肉の親みあるゆへに、長幼の序をむねとす、又古より、宗をあなどり族をうとむと、おほくは富貴なる者、みつから尊むよりおこる故に、とりわき此事をいましむるなり、〔註〕父及祖之適子とは、父祖の家をつぐ適子なり、此祖の字、高祖曾祖をかねて云、是小宗家なり、凡そ宗法、古は諸侯の世子の外の衆子を、皆別子と云、各宗族を立つ、諸侯は君なる故に、別子の子孫、これを祖とすることを得す、各別子を以て始祖とす、其長子の家に、始祖の廟を立つ、子孫嫡嫡一派相承して、百世までも、始祖の神主をうつさず、高曾祖父と共に五世を祭る、是を大宗と云、其外の子孫は、或は父一世を祭り、或は祖父二世を祭り、或は曾祖祖父三世を祭り、或は高祖曾祖祖父四世を祭る、五世にをよぶ時は、高祖の神主をたてす、曾祖を高祖として、祖父を次第にあぐ、是は皆小宗なり、大宗一つにて、小宗四つなり、大宗小宗みな適子其祭をつかさどる、庶子は只これをたすけて、別に祭らず、

○曾子曰、父母愛之喜而弗忘、

實に喜ぶ時は、をのづから忘れずして、恩を報ずる意、ます〱ふかし、

父母惡之、懼而無怨、

實におそるゝ時はをのづから怨なくして、身ををさむることいよ〱切なり、

父母有過、諫而不逆、

冢婦と相ならんで同じやうにありかざれ、

命ずとは、下におほすることを云、句義上に同じ、

不敢並坐、

句義上に同じ、此三句の意介婦は舅姑の命をうけて、其事をうけもつ時に、冢婦と同じやうにせざるべきのみならず、凡そ行坐使令等のことまでも、皆冢婦より自いやしむべしとなり、註任ずとは、うけもつ義なり、

凡婦、

冢婦介婦をすべて云、

不命適私室、不敢退、

不命とは、舅姑の命ぜられざるぞ、私室は、わたくしのねや俗云へやなり、

婦將有事、

婦の私の事なり、

大小必請於舅姑、

事の大小、皆かくすことなく、舅姑に請うけてするなり、これ舅姑をしたしむ心ふかく、又わがまゝにせじとなり、

○適子庶子、

適子は、即嫡子なり、庶子は、適子の弟なり、是はみな小宗家の子なり餘は注に詳なり、

祗事宗子宗婦、

宗は、たつとむ義なり、宗子は、大宗子なり、宗婦は、大宗子の妻なり、大宗家には、始祖の廟ある故に宗族みな君の如くにたつとみて家廟を宗廟といひ、主人を宗子と云、

雖貴富、不敢以貴富入宗子之家、

小宗家の子、富貴なりとも、富貴の體を以て、大宗家へ入べからず、

雖衆車徒、

目ト云より以下は、皆志を養ふ條目にして、其愛敬する所をば、これを愛敬することは、孝子の身を終るまでながくわすれざるべきなり、

○內則曰舅沒則姑老、

老すとは、家事を長婦にわたして、はからはしむることなり、

冢婦所祭祀賓客、

冢は、長の字の義なり、長子の妻を冢婦と云、即長婦なり、所祭祀賓客とは、祭と客とのためにまうくる所のことを云、

每事必請於姑、

祭祀賓客は、大禮なる故に家事をうけたる後までも、必姑にとひうけてするなり、

介婦請於冢婦、

介は、衆の字の義なり、長婦の外衆子の妻庶子の妻などの、もろ〳〵のよめを介婦と云、即衆婦なり、衆婦は大事あれば、必長婦にとふ、註非以年計也とは、舊說に、老すと云を、姑年七十にして、家事を冢婦に傳るといへる義を、用ひざれとなり、只舅をはる時は、則姑その家事を婦につたふ、これを老すと云、咨稟は、とひうくとよむ、

舅姑使冢婦毋怠、

わが冢婦にてたつときにをごりて、舅姑の命にをこたることなかるべし、

不友無禮於介婦、

又舅姑の命をかうむりたるを、たのみにして、介婦をあなどり、無禮をせざるべし、

舅姑若使介婦、毋敢敵耦於冢婦、

敵は、相あたるなり、耦は、相ならぶなり、皆物の對揚する義なり、云意は舅姑の命をたのみにして、冢婦と同じ體に物をせず、皆冢婦よりも自勞し、自いやしむべし、

不敢並行、

養とは奉養することを云、老たるは、親をさす、

樂其心

其と云も親をさす、下皆同じ、心を樂ましむとは、よろづ其心にかなひて、つねにうれへなきやうにすることを云、

不違其志

心とはすべてひろく云、志とは、心のさしむかふ、一事につきて云、不違とは、其志にうけしたがふを云、よく其志にうけしたがふ時は、其命ずる所は、云に及ばず、或はいまだ命せられざることをもこれをむかへとり、或はいまだ詞の及ばざる所をも、これをとげなす、

樂其耳目

親の耳目にふるゝことを、皆其心にかなはしむるぞ、

安其寢處

寢は、ねることなり、處は居ることなり、これを皆其身の安んぜらるゝやうにするなり、

以其飮食忠養之

忠とは、己が心をつくすぞ、養は、そなふる義なり、只飮食を以て、口體のみをやしなふことは、常の人にも然り親のためには必わが心をつくすなり、【註】怡聲柔色昏定晨省の義皆前章に見えたり、按ずるに、親の耳目を樂ましむるにわが聲をよろこばしめ、わが色をやわらかにすること、まことに切要なり、然れども凡そ親の見きかまほしく思はるゝことを、皆もとめて、見きかしめ奉るべし、此註に、老及四其字、皆指親而言とあり、されども本文に其字五つあり、然れば末の一つの其の字は、飮食にかけて云詞なる歟、

是故父母之所愛亦愛之、父母之所敬亦敬之、至於犬馬盡然、

犬馬とは、父母の愛せらるゝ犬馬を云、

而況於人乎、

人も亦父母の愛敬せらるゝ人を云〇此章樂其心不違其志とは、すべて親の志を養ふことを云、樂其耳

子有二二妾一、父母愛二一人一焉、子愛二一人一焉、

父母は其一人の妾を愛し、我は今一人の妾を愛す、

由二衣服飲食一、由二執事一、

執事は、とりをこなふ事を云、わが愛する所の妾の、きものくひものにつけても、なすわざにつけてもなり、

毋三敢視二父母所一レ愛、

父母の愛せらるゝ妾になずらへて、同じやうにすることなかれ、衣食はあしきをあたへ、事はいやしく、いたづがはしきことをあたへよ、

雖二父母沒一不レ衰、

父母をはりて後も、其心おとろへざれとなり、按ずるに、婢子庶子孫は、なほ父母の身に出てたり、妾はまつたく我にしたがふ者なれども、亦父母の心をうけて、これをはからふなり、

○子甚宜二其妻一、

宜ともとは、中よくともとなり、

父母不レ悦出、

不悦とは心にかなはざるを云、出すとは、かへすとなり、凡そ妻をもつこと、其おもき所、父母に奉養せんがためなり、この故に、父母よろこびざれば、餘の故なけれども、いだすなり、

子不レ宜二其妻一、父母曰二是善事一レ我、

此よめよく我につかふると云ぞ、

子行二夫婦之禮一焉、沒レ身不レ衰、

按ずるに、此二章は、皆孝子父母の心を以て、心とする義なり註應氏は、金華應氏名は鏞、宋朝の人、禮記集解作る、

○曾子曰、

孔子の弟子、姓は曾名は參、字は子輿、

孝子之養レ老也、

節なり、

父沒而不能讀父之書、

父之書とは、父のもちならせる書籍を云、これを讀にたへずとは、よむことにしのびがたきなり、

手澤存焉爾、

手澤は手のあかを云、存すとは、とゞまりてある義なり、これ其書をよむにたへざる故をのべたり、

母沒而杯圈不能飲焉、

杯は、さかづき、圈は、木をまげてつくれる物、共に飲食の器なり、不能飲の義不能讀に同じ、男子は學問を事とする故に、父には書を云、婦人は酒食を事とする故に、母には杯圈を云、

口澤之氣存焉爾、

口澤は、つばきなり、氣とは、臭を云なり、其口澤はあらひすつれども、其臭なをとゞまりてあるやうに、おぼゆるなり、句義上に同じ、[註]方氏は、嚴陵方氏、名は慤、字は性夫、禮記集解作れり、書策は、書冊なり、汗は、あせなり、澤は、つばきなり、

○内則曰、父母有婢子、

婢は、下女なり、其腹にいできたる子を婢と云ふ、

若庶子庶孫甚愛之、

庶子は、妾のむめる子、庶孫は、妾のむめる孫なり、婢子と庶孫とにわが父母のいとをしむ者あらばとぞ、

雖父母沒、沒身敬之不衰、

父母います時は、云に及ばず、父母をはれる後と云ともわが身のをはるまで、これを愛し、只これを愛するのみならず、これを敬して、ながく其心おとろへざれとなり、按ずるに、嫡子嫡孫は、貴きこと我にひとしければ云に及ばず、婢子庶子孫は、大抵嫡子孫たる者の、あなどりやすき者なる故に、とりわきて云なるべし、一說に、庶子庶孫は、衆子衆孫なり、嫡長の外は、嫡母より出たるも、亦其內にありと、[註]此庶母は、父と子との妾の子あるをすべて云、出すは、生ずる義なり、

り、

若不言、

不言とは、父とものいはざる時なり、

立則視足、

立とは、父のたてるを云、足をみること、其ゆかんとせらるゝかをうかゞふ、

坐則視膝、

其たゝんとせらるゝかをうかゞふ、

○禮記曰、父命呼、唯而不諾、

義上の章に見えたり、

手執業則投之、

業は、習はす所のしわざなり、手にとる事業をもなげすてゝゆく、一説に投之とは、其業をしはたさずしてゆくなり、必なげすつるにあらずと、

食在口則吐之、

句義上に同じ、一説に、吐之とは、其食をくひはたさずしてゆくなり、必はきいたすにあらずと、

走而不趨、

ゆるくあゆまずして、とくはしる、是すみやかに其命に應ぜんとなり、

親老出不易方、

是遊ぶ時は必方あるの義、こゝには近き所にいでゆくをかねて云、凡そ親につかふる者皆然り、其老ぬる時は、最かくあるべしとなり、下の句も同じ、

復不過時、

かへらんと云時を、すぐさずしてかへるなり、

親癠色容不盛、

顔色容貌うるはしくさかんならずして、うれへをそるゝけしきあり、

此孝子之疏節也、

此とは、父命して呼と云より以下をすべて云、疏は、大略の義なり、孝子の親につかふるには、其心を用ると至らずと云所なし、此數件のことは、唯是大略の禮

はじめにまづ本人の顔色をみて、いはんと思ふ事を、いひいだすべきか、いまだいひいだすまじきかをうかゞふ、

中視抱、

凡そ面をみはりて、もの云時は、きく者せまられて、思ひをつけかたき故に、すでにいひいたして、なかばには、大人のふところの位をみて云ぞ、是又さしうつむきて、うやまひをなすかたちなり、

卒視面、

いひをはりて後に、又顔色をみて、其事をきゝいれられつるやいなやを、みそなはす、

毋改、

大人をのれにこたへらるゝ間、わが容體を正しくして、あらためうごかすことなかれ、一説には、其もの云時の目づかひを、必上に云如くにして、かれこれとあらためざれとなり、

衆皆若是、

衆は、もろ〳〵なり、凡そ同座にある大人に、皆かくの如くに目づかひせよとなり、註懷抱は、ふところなり、容其思之と云其とは、大人をさす、思之とは、わが云ことを思はるゝなり、是わがいきほひをゆるめて大人其きく所に、思ひをいたさるゝやうにするぞ、懈惰不虛心は、是大人のこたへを、つゝしんできゝうけんとせざるなり、

若父則遊目、

若父とは、父とものいふ時などはと云義なり遊目とは、みまはす義なり、父には孝愛をむねとして、恭敬のみを、もつぱらにせず、この故に、子として父にあふ時は、少しみまはして、其安否をうかゞふなり、

毋上於面、

其目をあそばしむるとも、面よりみあぐることなかれ、是をごれるかたちなればなり、

毋下於帶、

又帶よりみさぐることなかれ、是うれふるかたちなればなり、註記曰とは、記は禮記なり、是曲禮の文な

反賜とは其たてまつる物をかへして、其まゝよめに玉はるなり、辭すとは、其玉はることを辭退して、なをもうけ玉へと云ぞ、

不得命、

其辭退をゆるめ、うけらるべしとの命を得ざるなり、

如更受賜、

そがたてまつりたる物と思はず、さらに又舅姑のたまものをうけたるが如くに、つゝしんで拜受す、

藏以待乏、

自これをおさめをき、舅姑の此物なき時を待て、又これをたてまつる、

婦若有私親兄弟、將與之、則必復請其故、

故は、もとなり即反し賜りたる物を云、自おさめをきたれども、若これを私親にあたへんとする時は、必其おもむきを、舅姑に申しのべて、今又これをこひうくるなり、

賜而後與之、

賜とは、舅姑其こふ所をゆるすぞ、ゆるされて後に、これをあたふ、註不敢私受與とは、皆無私貨、不私其財の義なり、

○曲禮曰、父召無諾、先生召無諾、唯而起、

諾も唯も人のよぶ時のこたへなり、諾はゆるゝとこたふ、唯はすみやかにこたふ、父と師とは其恩ひとしく、最尊き故に其よばるゝことある時は、こたへをゆるくせず、唯はつとこたへてたつぞ、

○士相見禮曰、

士相見禮は、儀禮の篇の名、士たる者はじめて人にあひあふ禮をしるす、

凡與大人言、

大人とは、卿大夫の位ある人を云、一説には、德と位ありて、年たかき人を云、

始視面、

復すとは、かへす義なり、之とは、其事をさす、其者果してよくせざるに及で、而して後に、をのれかはりて又其事をなすべし、以上皆尊者の命にさかふことなく、をこたることなき義なり、子婦事をうけて、尊者人をしてかはらしむる時、よくこれにあたふる者すくなし、これにあたふる者はあれども、よくこれにをしふる者すくなし、これにをしふる者はあれども、よくこれを復する者すくなし、

○子婦無私貨、

貨は、金銀米錢の類を云、是即あへて其財を私にせざる義なり、

無私畜、

畜とは、けたものをかふことなり、牛馬羊犬豕鷄を六畜と云、

無私器、不敢私假、不敢私與、

家内の物を、私として人にかしあたへず、以上の文凡そ家内の事、皆尊者にすべたるが故、子婦として、何事をも私にせざれとなり、註牲は、にえなり、六畜は、肉の用にかぎらざれども、すべて牲と云、鄭氏名は玄字は康成東漢の人なり、六經を注せり、

婦或賜之飲食衣服布帛佩帨茝蘭則受、

或賜とは、私のおや兄弟などの、あたふるを云、之とは、即婦を云なり、佩は、雜佩なり、鍼線の類を云、其說前章に詳なり、帨はたのごひなり、茝蘭は、皆香草の名、にほひぶくろに入る物なり、

而獻諸舅姑、

子婦は私に人にあたへざる故に、亦私に人にうけず、

舅姑受之則喜如新受賜、

はじめ私の親類より、此たまものをうけたる時のごとくに、よろこぶなり、註私親とは、よめは舅姑をおやとする故に、もとの父母を私の親と云、輔氏は、慶源輔氏、名は廣、字は漢卿、潜菴と號す、朱子呂東萊の門人なり、

若反賜之則辭、

其愛をたのみにして、孝敬にたゆみあることなかれ、凡そをのれに命ずることこれをきゝうくる始に尊者の意にさかふことなく、つゝしんでうけしたがふべし、これをきゝ受けたる後に、其事にをこたることなく、つゝしんでつとめ成すべし、

若飲食之、

尊者命じて、物を飲食せしめらるゝぞ、之とは、子婦をさす下同し、

雖不耆必嘗而待、

耆は、このむ義なり、をのがこのまぬ物なりとも、必よろこばしくこれを食すべし、尊者わがこのまぬことを思ひつけて、其命をあらためらるゝことあらば、これを待て後にやむべし、わがこのまざる氣色をして、尊者のやめよとの命を、まてとにはあらず、

加之衣服、

尊者命じて衣服をきせらるゝぞ、

雖不欲必服而待、

欲すとは、ねがふ義なり、服すとは、きることなり、句義上に同し、

加之事、

尊者より事をいひつけらるゝなり、

人代之、

尊者又子婦の苦勞をいたはりて、別の人をしてかはりて、其事をせさせらるゝなり、

己雖不欲、

をのが意に、人のかはらんことを、欲せずともなり、

姑與之、

之とは、己にかはる者をさす、下同じ、尊者の意にしたがひてしばらく其事をあたふ、

而姑使之、

もし其者のする所、己にしかざるべく思はゞ、しばらくこれに其すべををしへて、せさすべし、

而後復之、

○禮記曰、父母在、不敢有其身、

有すとは、わが思ふまゝにすることを云、友に許すに死を以てするの類是なり、按ずるに身の進退義にかなはさることは父母をはれる後にも、これをすまじきこと勿論なり、本文の意は、其義にあたりたることにも、親います時は、親の意にしたがひて、身をわがまゝにせざれとなり、

不敢私其財、

親の家財の外に、少しもわが財と云物を、私にもたず、

示民有上下也、

先王この禮法をたて玉こと、凡そ人皆上下の分あり、いやしき者は、必尊き者にかゝりて、これにしたがふべしと云ことを、萬民に示さるゝなり、註不敢有其身と云を、即許友以死之謂と云時は、此一事にかぎりたるやうにきこゆること、不審なり、

父母在、饋獻不及車馬、

饋は、等輩の間、これよりかれへ、物を相をくることを云、献は、下より上へ、物をたてまつることを云、車馬はこれ重き物なり、此故に、父母います時は、敢て其財を私にせざる義によりて、若父母にゆるされて、人に物をくることありといへども、車馬などには及ぼさずして、只かろき物を用るなり、按ずるに、檀弓曰、未仕者不敢税人、如税人則以父兄之命、凡そ人の子弟たる者、人にをくり物をする時は、大小によらず、必父兄の命ぜらるゝ由をいひて、をくるなり、又士すでにつかへて、官禄を受くる時は、其身尊顯なる故に、父兄の命を稱せずしても、物をゝくるべき道ある歟、

示民不敢專也、

不敢專とは、人の子たる者何事をも、あへてわが思ふまゝにせずとなり、其民に示さるゝの義は、上の文義に同じ、

○內則曰、子婦孝者敬者、父母舅姑之命勿逆勿怠、

子婦の孝ある者敬ある者は、父母舅姑必これを愛す、

うこくをも、これをみきくに及ばざる所あり、この故に孝子は常にこのをそれあり、

不登高、不臨深、

わが身はすなはち親のうみあたへられし身なり、人の子たらん者高きにのぼり、深きにのぞむことは、親の遺體をあやうくする道なり、この故に孝子は、やむことを得ざるにあらざれは、これをつゝしむ、

不苟訾、不苟笑、

苟とは、かりそめにもと云義なり、人をそしり、人をわらへは、人必にくみうらむ、これ親の遺體を、はづかしむる道なり、この故に孝子は、かりそめごとにも、これをつゝしむ、註苟且は、かりそめの義なり、邵氏は、金華邵氏、名は淵字は萬宗、宋朝の人なり、愛其身とは其身即親の身なればなり、

○孔子曰、父母在不遠遊、遊必有方、

下の遊の字は、或は父の命により、或はさりがたき故ありて、遠き所にゆく時を云、有方とは、定れる方ありて他の方にゆかざるを云、此章の意、註に詳なり、註定省は、昏定晨省なり、音問は、をとづれなり、無失とは、其時をうしなはぬぞ、范氏は、華陽范氏、名は祖禹、字は淳夫、程子の門人なり、其孝を論すること、一言にして大要を得たり、

○曲禮曰、父母在、不許友以死、

許友以死とは、まじはりふかきまゝに、患難あらば、互に命をすてゝ相すくはんと、あらかじめ契約することなり、わが身は親の物なる故に、親います時、死を以て友にゆるすは、これ其親をわすれて、身をわがまゝにするなり、この故に、不孝としてこれをいましむ、註黄氏、名は幹、字は直卿、勉齋と號す、朱子の門人にして、其壻なり、其説の意蓋し朋友の交り、急難に相死せんとあらかじめ約することは、父母をはれる後とても然るべからずとなり、かく云時は、若朋友の急難にのぞみて、義のために、死を以て相すくふことは、父母います時にも、のがれがたきことありと云意も亦見ゆるなり、

男女道をことにして左右に亦各其なかすぢあり、これも尊者のゆく所なる故に、これをさく、

立不中門、

凡そ門の制兩の柱にそひて、棖をたつ、しきみの中ほどに、闑と云つかばしらありて、兩のとびらをさゝふ、古人は常に左のとびらをきり、右をひらきて出入す、其棖闑のなかほどは、尊者の出入る所なる故に、こゝにあたりてたゝず、

食饗不爲槩、

食饗は、飮食にて人をもてなす義なり、客をよび、神を祭ることを云、槩は、分量の義なり、食饗饌具の多少、ひとへに親の意にしたがひて、自ら其ほどをはからはぬなり、

祭祀不爲尸、

祭祀は、まつり、尸は、神にかたどる人を云、古人は祭禮に、祖考の血脈をうけたる子孫をたて、神にかたどりて、これをもてなす、大抵昭穆の次第によりて、各其神の孫をたてゝ尸とす、この故に、父を祭る時には主人の子を尸にたつべし、されども子尸となりて父祭る時は、父として子を拜す、この故に、子は尸とならずして、其いとこをたてゝ、かはるべきなり［註］限量は、分限方量なり、神象は、かみのかたちなり、

聽於無聲、視於無形、

無聲とは、親いまだものいはざる時を云、無形とは、親いまだ形をうごかされぬ時を云、これを聽き視るとは常に心を用ひ、さきだちて、みとりきゝとるなり、按ずるに、凡そ親子は、其形氣一體なる故に、感通のことはり、最すみやかなり、ものいはぬ赤子をも、其親の心より誠にはかり求る時は、子の心に、こと〴〵くはあたらざれども、亦大に相違からず、子の親を思ふにも、其孝愛誠至りて、しばらくも忘るゝことなき者は、親のかたはらにある時も、親をはなれて居る時も、いまだみきかぬ聲形、常に耳目の間にありて、よく其意にさきだちてかなひ、よく其志をうけて、とくる所あり、若其聲にあらはれ、形うごきて後、始てこれにしたがはんとすれば、すでにをくれて及かたし、或は親をはなれて居る時は、其聲にいで、形

るを云、此二句は、即玉をとりて重んじ盈るをさゝげてつゝしむ意をのべて、洞々屬々は、又此意をかたどる、即此事を借りて、孝子の親を敬する意をとく、

嚴威儼恪、

嚴は、きびし、威は、おも〳〵し、儼は、たゞし、恪は、つゝしみのふかきぞ、皆これ氣色容貌の上について云、即和氣愉色婉容のうらなり、

非所以事親也、

嚴威儼恪は、上に居て、下にのぞむの敬なり、親に事る道にあらず、註質は、すなほなり、愨は、まことなり、專一は、もつぱらなり、重滿の重は、貴き義なり、玉をさす、覆はこぼすなり、盈るにかけて云、墜は、おとすなり、玉にかけて云、嚴肅威重儼正謹恪とは、二字各同意なるを以て、つらねいひて、其義を明せり、陳氏の說、所發とは、本文の三つの必有の字、愛心の外に發するをさしていへばなり、所存とは、本文の四つの如の字、敬心の内に存するをかたどればなり、愛敬兼至とは、愛敬の心、二つながら兼て、其きはまりに至るなり、按ずるに、孝子の親を敬すること、これをおそるゝによりて、これをうやまふといへども、大抵其うやまふことも、愛するより出るなり、たとへば珍寶の如し、これを愛すること深き故に、をのづから、たつとみおもんずる意、亦深くして、これをとりこれをまもること、必をそれつゝしむなり、

○曲禮曰、凡爲人子者、

是より下も、人の子として其親を尊むことをとく、

居不主奧、

奧はおくなりこゝにては室の西南のすみを云、凡そ室の戶は南にひらきて、東に近し、東北のすみは、戶にむかへり、西北のすみにはまとあり、西南のすみ最おくふかき所なる故に、奧と云、是尊者の居る所なれば、子たる者、こゝにあたりてをらず、

坐不中席、

むしろのまんなかは、尊者の坐する所なる故に、これをさくるなり、

行不中道、

したがへる者なり、

○禮記曰、

是は祭義の篇の文なり、只禮記といひて、篇の名をいはざること引ところの本文に、祭禮をとかずして、孝行をとく故なり、餘の章の篇の名をいはざるも、皆これにならひて知るべし、

孝子之有深愛者、必有和氣

深愛とは、心にふかゝ其親を愛するぞ、和氣は、おだやかなるけしきなり、孝子の親を愛する心深き者は、必溫和の氣象出來りて、言語容貌の間にあらはる、

有和氣者、必有愉色、

愉色は、よろこばしき顏色なり、

有愉色者、必有婉容、

婉容は、しなやかなるかたちなり、容は亦色をもかねて云、按ずるに、孝子の深愛ある者は必和氣愉色婉容みな一時にあらはれいづ、みつの者實は前後なし、されども外より見る時は、まづ其氣象おほかたに見へて、次に顏色いかに、次に容體いかにと、見えわかつ者なる故に、此三段相うけて云なるべし、中にも深愛の心は、三つの本なり、

孝子如執玉、

孝子の親に奉すること手に寶玉をとるが如くに、これを重んず、

如奉盈、

又物をもりみてたる器をさゝげたるが如くに、これをつゝしむ、

洞洞屬屬然、

洞々は、すなほにして、まことなる意なり、屬々は、もつぱらにして、ちりみだれざる意なり、

如弗勝、

重寶と盈器を、とりさゝぐるに、たへがたきが如し、

如將失之、

之とは、玉と盈るとをさす、これを失はんとするが如しとは玉をおとし、盈るをこぼさんとするが如くな

子婦の父母舅姑につかふるのみならず、凡そ少きが長れるにつかへ、賤きが貴きにつかふることも、皆この禮節にしたがひて、これを行ふなり、

○曲禮曰、凡爲人子之禮、

人の子として親につかふる禮を云、

冬温而夏淸、

温にすとは、ふすまをあたゝむるの類、凡そあたゝかなるべきこと皆是なり、淸すとは、枕をあふぐの類、凡そすゞしかるべきこと皆是なり、

昏定而晨省、

定すとは、心の安きやうにして、とこにつけまいらするなり、晨は、早朝なり、省すとは、俗に見まふと云義なり、あさとくゆきて、昨夜より今朝までの安否を、おもと人にとひきく、されども父母に奉養すること、時として心を用ひずと云ふことなし、冬夏晨昏を云時は春秋晝夜の心つかひをも皆推て知るへし註温被扇枕とは漢の黄香が親に孝ありし故事なり、

出必告、

必まいりて、今いづくへゆくと云ことを申す、

反必面、

必見えて、今いづくよりかへりたりと云ことを申す、

所游必有常、

游とは外にいでゆくことを云、あそぶこと必常の所ありて、餘の所へゆかず、

所習必有業、

業は、しわざなり、書をよみ、藝をならふ類を云、まなびならはすこと、必定れる事業ありて、其心をみだりに用ひず、

恒言不稱老、

恒の言とは、つねにいふことばなり、凡そことばの中に、自老たることをいはず、子の老たるをきゝて、親の意にいよ〳〵わが老のますことを、かなしまるべければなり、只わが老をいはざるのみならて凡そ人の老たること、物の老たることも皆いみていはざるべし、此章一々皆ふかく其心を用ひて、親の志にうけ

うやうやしからぬ故に、あへてつばきはかず、はなすゝらす、[註]堂階は、堂のきざはしなり、闕は、久しくして、つかるゝ義なり、邪視は、よこめにみるを云、

寒不敢襲、癢不敢搔、不有敬事不敢袒裼、

敬事は、つゝしむ所の事、射禮をならふ時をさす、袒裼は、かたぬぐぞ、

不涉不撅、

以上皆貌の不恭なる故に、これをいましむ、

褻衣衾不見裏、

褻は、けはれのけの字にてなれたる義なり、こゝにては、身にちかき意にとる、褻の衣衾は、其うらけかるべき故に、これをあらはさす、朱子の本註には、此句を下の節につけられたり、蓋しわか衾は、尊者のまへに、いだすべき物ならぬ故に、これを尊者の衣衾とする歟、此時は、下の句の父母唾洟不見の義と同じ、

父母唾洟不見、

不見とは、はやくのにひさることを云、人にけからはせじとなり、

冠帶垢、和灰請漱、

和灰とは、灰を湯にひたして、あくしるをとるなり、

衣裳垢、

衣は、かみにきる物、裳は、しもにきる物なり、

和灰請澣、衣裳綻裂紉箴請補綴、

まづ灰をひたし、箴にをつけて、而して後に漱ぎ澣ひ、補ひ綴らんと請ふ、これ孝敬の至りなり、[註]足洗曰澣とは、これ澣の字の正訓なり、されども尊者の衣裳を、足にてふみあらふとはいひがたし、只漱と澣との力を用ること輕重ありと知べし、上服曰衣、下服曰裳とは、これ對して云時のことなり、只衣の一字をころもとよみて、裳をかぬることもあり、

少事長、賤事貴、共帥時、

賤は、婢僕の輩を云、時とは、上の段々の禮節をさす、

與恒飲食、

與とは、及の字を義と同し、恒飲食は、尊者の常にのみくはるゝ物を云、

非餕莫之敢飲食、

子婦たる者、餕する時にあらずは、これを飲食せざれ、註挨逼はをしせまるなり、ちかづきふるゝことを云、服御は、皆用る義なり、重きとは、貴き義なり、黍稷は、きびの飯をさす、漿は、酢なり、

○在父母舅姑之所、

子婦たる者尊者のまへにある時を云、

有命之、

命ずとは仰する義なり之とは子婦をさす、

應唯敬對、

應唯は、よばるゝ時に、はやくこたふることを云、敬對は、とはるゝ時に、つゝしんてこたふることを云、

進退周旋愼齊、

周旋は、まはる、愼は、つゝしむ、齊はうや／＼しき義なり、すゝみしりぞき、たちまはると、皆つゝしみうや／＼しくす、註周廻二字の義同じ、旋轉二字の義も亦同じ、

升降出入揖遊、

升は、のぼる、降はくだるなり、是きざはしに付て云、出入は、門戸に付て云、揖は、手をこまぬき身をかゝめて、禮するを云、遊はおきあかる義なり、是進退に付て云、進む時は身少しうつぶきて揖するか如く、退く時は身少しあをのきてあがるなり、

不敢噦噫嚏咳欠伸跛倚睇視、

噦は、ゑづき、噫は、をくひ、嚏は、はなひり、咳は、すはぶき、欠は、あくび、伸は、のび、跛は、かたしだち、倚は、よりかゝる、睇視は、そばめづかひなり、噦噫嚏咳は、聲うや／＼しからず、欠伸跛倚睇視は、貌うや／＼しからず、この故に皆あへてせず、

不敢唾洟、

唾は、つはき、洟は、すゝばなゝり、これは聲貌共に

斂席與簟、

是より以下も、皆御者のすることなり、此席もねむしろなり、簟は、其うはしきなり、これを皆まきおさむ、

懸衾篋枕、

衾は、ねる時にきる物なり、これを懸とは、たゝみつかねて、さほにかく、篋は、竹にあみたるはこを云、枕をこれに入るゝぞ、

斂簟而襡之、

簟は、身にちかき物なる故に、これを敬して、布のふくろに入てをくぞ、上の衽せんとする時にも、簟席をしき衾枕をまうくることは皆御者のすることゝしるべし、註侍奉とは、侍ははんべるなり、奉はつかふまつるなり、かたはらに侍へりて、奉事することを云、衾、被也とは、異名を以て釋す、

父母舅姑之衣衾簟席枕几不傳、

不傳とは、毎日常のをきどころにをきて、たやすくよの處にうつしをかぬぞ、もし其をきどころをかゆる時は、尊者の急用にたちかたく、又人あやまりて用ふべければなり、

杖屨祗敬之勿敢近、

祗敬は、つゝしみうやまふぞ、扶と屨とは、尊者のしたしく用ひられて、おもんずべき物なれば、とりわきこれを敬してちかつきせまることなかるべし、

敦牟巵匜、

敦は、椀に似てふたあり、牟は、土にてつくれる器、其形釜の如し皆飯をもる器なり、巵は、さかづきなり、匜は、此方の旁口に似たるさらなり、水漿をもる物なり、

非餕莫敢用、

餕は、食の餘りなり、これを玉はりて食するを、餕すると云、尊者の食器は餕する時にあらずは、敢て用ることなかるべし、按するに此方の俗にて云時は、巵の外は皆餕する時も、餘の器にうつすべし、

各從其事、

女は内の事にしたかひ、男は外の事にしたかひてつとむ、是皆子婦の輩、これをひきゐて、せさするなり、

註此亦内則之文と云一段、此章も亦内則の文なれども、内則に曰くといはざること、上の章にこれあるをかうむりて、こゝには又いはぬなり、是より下の他の章も、いつれの書に曰くといはざるは、皆此章の例にならひて、しるべしとなり、婢は、女のやつこ、僕は、男のやつこなり、

○父母舅姑將坐、

將坐とは、あさおきいで、又はゆきいたる處にて、坐せんとする時を云、

奉席請何鄕、

席は、座席なり、請は、其意をこひとふなり、子婦たる者むしろをさゝげもちて、いつくにむき玉はんと問て、尊者の意のまゝにこれをしく、

將衽、

衽すとは、ねところをしくとなり、尊者よるいねんとし、又はかりねをせられんとする時を云、

長者奉席請何趾、

此席は、ねむしろなり、請何趾とは、いつくにあとさし玉はんと問なり、これ子婦の長者のすることなれば上の坐せんとする時に席をしくことも、亦長者のすることゝしるべし、

少者執牀與坐、

是より又あさおきて、坐せんとせらるゝ時のことを、かさねて云、牀は、安坐の牀をさす、古人恭坐する時は地に席しき、安坐する時は、牀に居れり、與坐せしむとは、尊者にまいらせて坐せしむるなり、安坐の時、長者まつ其むく方を問ふ、次に少者牀をなをし、次に長者席を其上にしく、

御者擧几、

御者は、おともひとなり、尊者にちかくつかはるゝ者を云、几は、此方の脇足の類なり、これをとりあけまいらせて、よりかゝらしむるなり、

さして云、香は容儀のかざりを、たすけます者なる故に、容臭と云、之を佩とは、纓に入ておぶるなり、

昧爽而朝、

昧はくらく、爽はあきらかなるぞ、夜あけんとして、いまだあけざる時を云、朝すとは、ゆきてまみゆる義なり、尊者に朝見するぞ、

問何食飲矣、

飲は、のむなり、今朝は何をくひ、何をのみ玉はんと問ふ、

若已食則退、

食すとは、尊者の食するぞ、下同じ、

若未食、則佐長者視具、

長者は同じく尊者に事る者の、己より年まさりたる者を云、これを佐くとは、其尊者につかふまつることをたすくるなり、具は、膳具を云、これを視るとは、其ひへたると、あたゝかなるとの、よきほどをみそなはすことなり、註饌具の饌は、膳と同じ義なり、調味したる食を云、寒煖は、ひやゝかなると、あたゝかなるとなり、節は、物のよきほどをいふ、

○凡内外、

内外は、うちそとにてつかはるゝ、下人をさす、女は内にあり、男は外にあり、

鷄初鳴咸盥漱、衣服、

服も、きものなり、衣裳の外、首にかうむり足にはく類をもかねて云、

斂枕簟、

尊者の枕と、ねむしろとを、とりをさむ、

灑掃室堂及庭、

灑掃の字義書題に見えたり、室堂とは、凡やつくり棟より内外をへだてきりて、内を房室といひ、外を堂と云、

布席、

尊者の座席をしく、

やすき故に、長者これをさゝぐといへり、

請沃盥、

沃盥は、水をそゝいで、手をあらふなり、これを請とは、てうづをめせとすゝむるぞ、手あらふ時は長者水をそゝぐ、

盥卒授巾、

手のごひをまいらす、

問所欲而敬進之、

所欲は、食せんと欲する所の物を云、

柔色以温之、

色は、顏色なり、温とは、やはらかなる物にて、寶玉などをうけしき、少しもあたる所なきやうにする義なり、之とは尊者の意をさす、是食をば、こゝろよく食せらるゝやうにとのためなり、

父母舅姑必嘗之而後退、

嘗るは、只食する義なり、必なめてと云時は、いまだなめ玉はさる内は、退かぬなり、退く時は、子婦も各其食につく、

男女未冠笄者、

冠笄の義前の篇に見えたり、是男子のいまだ冠せず、女子のいまだ笄せざる、童男童女を云、これより下に、かやうの者どもの、尊者につかふまつる禮をとく、

鷄初鳴咸盥漱櫛縰拂髦總角、

總角とは總はもとこひ、角はつのなり、初生の時の髻男子はいたゞきの左右、ふたところにあり、嬰兒の間は、髮なかくなりても、髻を其處にゆひすべて、角の如くにす、これを總角と云、こゝにては、髦を髮にゆひつけて、總角とするなるべし、又女子の髻は、ひとゝころにたてよこにして、羈と云、髻にする時は三髻にゆふなり、こゝには略していはず、又童子のもとゆひは、皆朱のにしきなり、

衿纓皆佩容臭、

容臭とは、容はかたち、臭はかなり、こゝには香具を

及所下氣怡聲、
氣をさげてをだやかにし、聲をやはらげてよろこばしくす、

問衣燠寒、
燠はあつく、寒はさむきぞ、衣厚くしてあつきか、薄くしてさむきかを問て、あつければへらし、さむければそふるなり、

疾痛苛癢、
疾痛はいたく、苛癢はかゆきなり、これをもあるかと問ふ、

而敬抑搔之、
つゝしんでいたき所をさへ、かゆき所をかく、

出入、
尊者のたちありきて、內外にいでいりせらるゝ時をいふ、

則或先或後、而敬扶持之、
或は尊者の前にあり、或は尊者のあとにあり、其便よきやうにして、つゝしんでたすけかゝゆるぞ、詘低下は、皆さぐるなり、疥もかゆきなり、抑按は、皆をさふるなり、搔爬は、皆かくなり、一出於敬とは、何事もひとへに敬心より出るぞ、按ずるに氣を下し、聲を怡ばしむるは、愛中に、敬あり、敬て抑へ搔き敬んて扶け持は、敬中に愛あり、孝行は只愛敬の二つにこえす、上下皆此意を以て見るべし、

進盥、
てうずをまいらする時を云、

少者奉槃、
少者とは、少はわかきぞ、子婦の中のわかき者を云、

長者奉水、
長者とは長はおとなしきぞ子婦の中のおとなしき者を云、奉水とは、水をそゝくうつは物に、水をいれてさゝぐ、少者槃をさゝぐるは、勞するとなればなり、長者水をさゝぐるは、やすきことなればなり、一説に、槃はかろき故に、少者これをさゝげ、水はこぼれ

をく〻りて、首につく、此時より髦と云なり、男左女右にすること、陰陽の義なるべし、又髦は兩髦とて、其左右にありともいへり、冠笄すとは、男子の冠き、女子の笄する時を云、緌飾すとは、色絲などを以てこれを飾るなり、加于冠とは、男子を云、女子は笄につくる歟、父母喪則去之、これをすつれども、なをかたおやいます時は、服ぬぎて又これをつく、又兩髦の說にては、父の喪に左をすて、母の喪に右をすつともいへり、

婦事舅姑、

婦はよめ、舅はしうと、姑はしうとめなり、

如事父母、

女子すでに嫁する時は、舅姑を以て父母とする故なり、

鷄初鳴、咸盥漱櫛縰笄總、

按ずるに、婦に髦をいはざること、父母をはなれて嫁する時に、これをすつる歟、されども又內則の篇に、將御者の裝束に、拂髦と云文あり、未審

衣紳、

衣は、士の妻なれば、玄端綃衣とて、黑き絹の衣なり、

左右佩用、

婦人の佩は、男子の玦捍管遰のかはりに、箴を管に入れ、線と纊とを、共にふくろに入れて、おぶるなり、餘は男子と同じ、

衿纓、

此纓は、にほひふくろなり、これを身にむすびつく、あしき臭ありて、尊者にふれなんことをおそるればなり、

綦屨、

屨のを〻むすぶぞ、諺穢氣は、けがらはしき臭を云なり、孫婦はむまごよめなり、

以適父母舅姑之所、

以てとは、子婦かくの如くに裝束して以てなり、所とは、ねやを云、下同じ、諺寢室は、ねやなり、

冠は、緇布冠、くろき布にて作れる冠なり、綏は、纓をおとがひにてむすひとめて、其餘りのたれたる所なり、纓は、冠のをなり、冠きて纓をむすひ、其餘りをたれて綏とす、

端韠紳、

端は、玄端と云、うへのきぬなり、玄は黒色、端はたゞしきぞ、黒き布にて作り、其幅をそがすして、形ち正しき故に玄端と云、こゝには其裳を畧していはず、裳の色は、位によりて同じからず、韠は、ひざおほひなり、古は地に席しいて座し、物をもくひける故に、まへだれのやうなる物を以て、其膝をおほへり、なめし皮にてこれを作る、色は裳の色と同じ、紳は、前にむすびたるゝ帶なり、白色にしてへりあり、

搢笏、

笏は、此方にて尺と云、おぼへがきをするものなり、これを搢むとは、紳にさしはさむぞ、

左右佩用

佩るは、身につくる義なり、身の左右兩旁に、たのごひ小刀の類尊者の用にたつ物を、帶にかけて、これをおぶるなり、註に詳なり、

偪屨著綦、

偪は、きぬにて、足さきより膝までをまく物なり、著綦とは、屨の口のをゝむすぶなり、註黒緇は、くろききぬ、笄簪也とは、異名を以て釋す、練緇は、ねりぎぬ、系は、をなり、佩帨巾小刀之類とは、帨巾は、たのごひなり、左には帨巾の外に、叉刀礪小觽金燧をおぶ、右には小刀の外に、玦捍管大觽木燧をおぶ、此方にも、古は小刀燧袋などを、腰に付たると見えたり、叉刀にさせるかうがいを、くじりなりと云、邪幅は、偪の一名なり、屨、鞋也とは、今の名を以て、古の名を釋す、孫は、むまご、祖父母は、おほちうばなり、同じとは、父母に事ふる禮に同しきぞ、劉氏は、長樂劉氏、名は彝字は執中、宋朝の人なり、翦其胎髮爲鬌とは、胎髮は、うぶかみなり、これをはさみきりて頂上に少しきりのこしたるを鬌と云、和名にすゝしろとよむ、帶之手首とは、其鬌を後にきりおとし、これ

に出たり、これも周には、虞夏商の學をかねまうけて、その名みなあるなり、

稽聖經

是より朱子の詞なり、聖經は、聖人の作れる經文なり、これをかんがへて、ぬき出すぞ、

訂賢傳、

訂とは、評議するなり、賢傳は、賢人の作れる傳義なり、これを訂りて、えらみとるなり、

述此篇、

此明倫の篇をのべしるすぞ、

以訓蒙士、

蒙士は、童蒙士人なり、[註]聖人之書曰經とは、經は、つねなり、聖人の書は、萬世常法として、守るへき者なり、賢人之書曰傳とは、賢人の書は、大抵經義を釋して、後人に傳へ示す者なり、

内則曰、子事父母、

人の子として、父母につかふまつる禮を云、

鷄初鳴、

鷄はじめて鳴は丑の時なり、これよりしておき出づ、

咸盥漱

咸とは、子たる者皆なり、

櫛縰、

櫛とは、くしにて髮をすきそろゆるぞ、縰すとは、黑きぎぬにて、髮をつゝんで、もとゞりとす、

笄總、

笄は、かうがいなり、これにてもとゞりをさしかたむ、總すとは、白きねりきぬを、もとゆひにして、もとゞりの根をゆはへ、兩はしをうしろへ少したるゝなり、

拂髦、

髦は、冠のかざりなり、註に詳なり、これを拂ふは、其上のちりをはらふぞ、

冠緌纓、

ば、必是學をつとむることの至たる者にしてしかり、この故に、人はともいへ、われは必すでに學びたる者ぞと云べしとなり 註 委は、ゆだぬとよむ、まかする義なり、不有其身とは、身をわが物とせざる義なり、人倫大者とは、賢を賢とするも、亦朋友の倫なればなり、生質之美とは生れつきのよきと云義なり、

明倫第二

明倫は、小學第二篇の名なり、倫を明らかにすとよむ、倫は、人倫なり、即父子の親、君臣の義、夫婦の別、長幼の序、朋友の交りを云、これを明にすとは、人にしらしめ、をこなはしむる義なり、
註 目は、條目なり、

孟子曰、設爲庠序學校以教之、

庠序學校は、皆學宮の名なり、夏には校と云、殷には序と云、周には庠と云、學は三代共にこれあり、之とは、人をさす、古の聖人、是等の學宮をたてつくりて、人を教へさせ玉ふ、

皆所以明人倫也、

學宮の名、世々にことなりといへども、皆人倫を明にするがためなり、人を教ること、是より外の道なし、此篇の名も、此意をとりて用ひられたり、註 庠以養老爲義と云一段の義も、孟子の本文に出たり、庠は、養の字の義なり、學宮にて養老の禮とて、老人をもてなさるゝことある故に、これを以て名とす、序は、射の字の義なり、學宮にて射をならふ故に、これを以て名とす、校は、教の字の義なり、人を教る義を以て名とす、されども只これ諸事の内にて、一事をあげて名づくるなり、すべて皆人倫を明にするためなる故に、老を養ひ藝を習はすことも、亦其内にあり、皆郷學也とは、庠序校は、皆郷里にある學宮なり、周より以前の大小學の別、分明ならず、周には庠序を以て、郷の大學の名とす、學國學也とは、學は天子諸侯の國都にある學宮なり、國學にも亦大小の別あり、夏曰校と云一段も、亦孟子の本文

本なれば、しばらくも身をはなつべからず、この故に、君子は一言一動禮によらずと云ことなし、ことなる故あるにあらざれば、琴瑟身をはなつことなし、○按ずるに此章禮樂の字をしひろめて云時は禮は天理の節文なり、只章服のかざり玉帛のをくり物のみにしもあらず、樂は陰陽の和同なり只鐘鼓の音舞蹈の容のみにしもあらず、一身の上にて云時は、心をひそめ、身をつゝしむは、禮なり心やはらぎ身のゆたかなるは樂なり、しばらくもつゝしまざれば、怠慢の心きざす、しばらくもやはらがざれば、鄙僻の心きざす、又禮のみにて樂なき時は はなる、樂のみにて、禮なき時はながる、この故に、君子は必禮樂をかねそなへて、しばらくも身をはなたざるなり、

○子夏曰、

子夏姓はト、名は、商、子夏は其字、孔子の弟子なり、

賢賢易色、

人の賢なるをわれこれを賢なりとする心を、其色をこのむ心にかへて、信實にこれをこのむなり、

事父母能竭其力、

父母につかへて孝なることに、其精力をきはめつくすなり、

事君能致其身、

致すとは、人にあたへてうちまかする義なり、身命を君にまかせて、わが物とせざるなり、

與朋友交、言而有信、

朋友と相まじはるに、其物云こと、一々忠信なるぞ、

雖曰未學、

上に云やうなる者あるを、人或はこれいまだ學問せざる者と云ともとなり、

吾必謂之學矣、

父子君臣朋友は、人倫の大いなるものにして、これを行ふこと、皆其まことをつくす、凡そ人學をすること、只かくあるべきがためのみなり、或は其生れつきよくしてまなびざれとも、かくある者あるべしといへども、もしそれ生れつきにて、かくあるにあらざれ

學者の中ごろ得る所のしるしに、自ひとりだちして、物にうごかされざることを、必禮の上にてこれを得るなり、其故註に詳なり、註恭敬とは、外を恭しく、内を敬むなり、辭遜とは、我より辭退して、人に推し遜るなり、節は、ほとよき所、文は、いろあやなり、度は、作法、數は、數目なり、肌膚はたへなり、會ははだへのあつまれる所なり、筋骸はすぢほねなり、束はすぢほねのつかねたる所なり、人禮儀を行ふ時は肌膚の總會する所、筋骸の聯束する所、倶に皆かたまるなり、身體かたまる時は、血氣もみち精神もつよくなりて、よくひとり身を立るなり、卓然は、ひとりたつ貌なり、搖奪うごかしうばふなり、

成於樂、

學者のをはりに得る所のしるしに、道德の成就することを、必樂の上にをいてこれを得るなり、其故は註に詳なり、註五聲、十二律の目、前に見えたり、更唱迭和とは、唱は聲をみちびくなり、和はこれにこたふるなり、前後相互に唱和することを云、八音の目亦前に見えたり、蕩滌はとろかしすゝぐなり、邪穢は、よこしまにけがらはしきぞ、是私欲をさす、消融は、けしとくなり、查滓はかすなり、氣質のいまだ變ぜざる所をさす、樂はよく物を鼓舞する故に、性情をやしなひ、氣質を變するしるしあり、義精とは義理をしることくわしきぞ、仁熟すとは、仁に體することねれたるなり、自和順於道德とは、つとめされども、をのづから道德と一つになりて、共に相やはらぎしたがふなり、難易先後淺深とは、興ることは易く、先にして淺し、立より成に至ることは難く、後にして深し、○按ずるに、此章は大學の上へにて、身を終るまでに得る所のしるしなりといへども、詩書禮樂を學ぶことは、必小學よりはじまる、この故にこゝにのせて、力行のいとまある時は、必其時を用ひて、文を學ぶべきことをしめさるゝなり、

○樂記曰、

樂記は、禮記の篇の名此篇には樂の義を記せばなり、

禮樂不可斯須去身、

身とは、形と心とをかねて云、蓋し禮は是敬のあやなせる所、樂は是和のあらはるゝ所倶に身をおさむる

職をつとめをこなひて、其いとまある時なり、

則以學文、

文とは詩書の義と六藝の業とをさす、云意は、則必其いとまを用ひて詩書六藝の文を學ぶべし、いとまありとて、をこたらざれとなり○凡そ人出入る時、事を行ふ時、物を云ふ時、人に交はる時、ひとりいとまある時、皆をこたりなく學ぶ者は、これ時とし處として、學ばずと云ことなし、職をつとめ、文を學ぶこと、互にかねすゝみゆく、この故に、よく其性をやしなひて、終に其德をなすなり、註暇日とは、按ずるに只いとまと云義なり、日の字を、あながちに一日のことと見るべからず、○程子の語の意、人文學を先にして、實學を後にする時は、本をわすれて末にわしる、實にわがために德を成さんとするにあらず、もしわがためにあらざる時は、其學ぶ所皆人のためになるとなり、是本文の行有餘力、則以學文との玉ふにをのづから先後本末の次第あることを、論ずるなり、

○興於詩、

此章も孔子の語なり、又孔子曰と云ことなきは、上の章をかうむりてなり、他の章にも、たれの曰くとなきはこれにならひて見るべし、本文の云意は、學者の功つもりて後、はじめて得る所のしるしに善をこのみて、惡をにくむ、まことの心のおこることを必詩の上にをいて、これを得るとなり、其故は註に詳なり、註詩本性情とは性は仁義禮智なり、心の體なり、しづかにしてそなはる、情は喜怒哀樂なり、心の用なりうごいて出づ、詩は志を云物なれば、人の性情にもとづきて出るなり、有邪有正とは、人情に善惡ある故に、詩の詞にあらはるゝ所、よこしまなるあり、正中あり、其正きは、人の善をすゝむべし、其邪なるは人の惡をいましむべし、其爲言既易知とは、人の情をのべたる故にきゝしりやすきなり、吟咏は、うたふなり、抑揚はをさへあぐるなり、聲のかりめりを云、反覆はくりかへすなり、其感人又易入とはもと人情に出たる故に、人の心に入りて、感動すること又やすきなり、

立於禮、

こなふなり、是下の章の文を學ぶに對して云、

朝益暮習、

益とは學ぶ所の業を、師にこひてますなり、習すとは其業を身にならはすぞ、按ずるに朝暮はあながちに其かぎりなし、只學習を、朝夕をこたらざれとぞ、是は即ち文を學ぶのことなり、

小心翼翼、

小心とは心をちいさくして、ゆるべはなたざることを云、翼々とは、つゝしむぞ、學習する所を、つゝしみて、つとむるなり、

一此不懈、

此とは、上の溫恭にして自虚すと云より以下の事を、すべて云、此事を專一にして、懈怠せざるなり、

是謂學則、

是らは學をする法則と云なり、誦學文之事とは、亦下の章をひく、文とは、詩書六藝の文なり通結上文とは、一此不懈と云二句以上の文義に通じて結びとむるとなり、

○孔子曰、弟子入則孝、出則弟、

弟子とは、小學生のことなるべし、入則孝出則弟の義題辭に見えたり、

謹而信、

謹とは、行ふことの常ありて、かはらざることを云、信とは云ことのまことありて、いつはりなきことを云、

汎愛衆、

衆は、諸人を云、弟子の輩は、只いづれの人にも、中よくすることをむねとして、にくみとかむることをこのまざれとなり、

而親仁、

仁は、仁者なり、ひろく衆人を愛すべしといへども中にも仁者には、とりわきちかづきて、したかふべし、

行有餘力、

餘力とは、いとまなり、題辭に詳なり、上に云弟子の

柔とは、やはらかにしたがふなり、按ずにる、此温柔は、孝弟につきて云、

毋驕恃力、

才智におごりて、人をあなどることなく、勇力をたのみて、人をしのぐことなきぞ一説には、驕恃力と云を、只わがまゝにして勇力をたのむと、一意に見る、註非汎愛衆とは下の章の孔子の語を引て釋するなり、衆は、諸人なり、

志毋虚邪、

虚はいつはり、邪はよこしまなり、心のむかふ所、常に虚僞邪僻なることなかれ、

行必正直、

正は、たゞしく、直は、なをし、身になすわざは、必正直にすべし、

游居有常、

ゆきて游ふ所、止りて居る所、必常の處ありて、非禮の地をふまず、

必就有德、

有德は德ある人を云、まじはる中の、德ある人には、必これにつきしたしむべし、註親仁とは、亦下の章をひく、仁は、仁者なり、

顏色整齊、

整齊はとゝのほるなり、顏色のたはむれず、あらけさることを云、是敬の外にあらはるゝなり、

中心必式、

中心とは、内心なり、中心必式は敬の内に存するなり、

夙興夜寐、

あさとくおき、よるをそくいぬるぞ、是つとめて身をたゞすなり、

衣帶必飭、

衣帶をたゞしくかいつくろひて、みださず、ゆかめざることを云、是つゝしみて身をたゞす也、註此三節、皆力行之事とは亦下の章をひく、力行とは、つとめを

此二句四敎を立る事實をとく、註陳氏の語の意、古人の敎、四時各むねとする所ありといへども、亦相かねて敎ふべきことなり、恐くは只春夏秋冬の間、詩書禮樂を敎ふと云ことを、互にくみちがへていひたるにてもあるべしとなり、舊說に詩と樂は聲なり、聲はうごいて陽なり、この故に春夏の時に敎ふ、書と禮は事なり、事はさだまりて陰なり、この故に秋冬の時に敎ふるといへり、

○弟子職曰、

弟子職は、管子の篇の名、此篇に弟子として、師に學ぶ所の職分をしるせばなり、管子は、春秋の時、齊の管仲があらはせる書なり、

先生施敎、

先生は、師を云、己より先に生れて、德たかしと云義なり、

弟子是則、

弟子は、敎をうくる者の自稱なり、師をたつとむこと、父兄のごとくなればなり、則とは、先生の敎にならふぞ、

溫恭自虛、

溫は、おだやかなり、恭は、うや〱しきぞ、自虛すとは、心をむなしくしてわが智見をたてざるなり、溫恭は外を云、自虛すとは內を云、

所受是極、

師にうくる所の學業、其道理をきはめつくすなり、○學者自虛する時は、よく師の敎をうけいれて、其理もきはめらるゝなり註管仲は、齊の桓公の相、姓は管名は夷吾字は仲、諡して敬と云、恭遜也とは、遜はへりくだるなり己をへりくだる所即人をうやまふなり、不自滿とはわが思ふ所を、みちたれりとせざるなり、

見善從之、

善事を見ては、即したがひてこれをまなぶなり、

聞義則服、

義理をきゝては、即とりて、これを〻こなふなり、

溫柔孝弟、

○人を敎ること三事なれども六德は內にそなへたる心、六藝は用に應ずる事なり、この故にかけたる所ありても、外よりとがめがたし、六行は人に施す所なり、この故にそむけることあれば、必其つみあり、又造言亂民の者は甚敎法をさまたぐる故に、ことさら此二刑を加るなり、註妖妄とは、あしくみだりなり、

○按ずるに朱子の語の意、古人の敎法、つぶさにそなはりて、又敎にしたかはざる者をいましむる刑法あり、すなはちこれを以て敎法をたすく、この故に敎化をこなはれやすくして賢能いで來ること多し、しかれば其敎法いかやうの事ぞと、これによりてたづねよ、今は此法全くたえてなし、この故に人の才德成りがたしと、只かくの如く、其大體につきて見よ、不及の刑かけたる一事のみは、今しゐて論ずべき所にあらずとなり、或說に、六行の友は、兄弟をかねて云、八刑の不弟は、只少として長をしのぐ罪を云、是其おもき所をあぐるなり、

○王制曰、

王制は、禮記の篇の名、此篇には王者の天下をおさめ玉ふ制法をしるせばなり、

樂正崇四術、

樂正は、樂師の長官にして、貴人の敎をつかさどる職なり、四術は、下に云詩書禮樂なり、術は道なり、四つの物、皆人のよりしたがふ道なればなり、これを崇とは、これを最上のことゝする義なり、

立四敎、

春夏秋冬の四時の敎を立るなり、其敎る事は、即四術なり、

順先王詩書禮樂、

先王は、先代の帝王なり、唐虞三代の君をさす、詩書は、詩書の義、禮樂は、禮樂の法、皆是先王の遺跡なり、これに順とは、これをよりどころとするぞ、此二句四術をたつとむ事實をとく、

以造士、

敎を以て士の才德を成就す、

春秋敎以禮樂、冬夏敎以詩書、

かけまじへて、見えざる數を求め出すなり二色三色四色五色等の方程あり、九つに勾股、勾はかゝまる、股のもゝなり、物の竪より横にかゞまりたる處を勾と云、其竪なる處を股と云、又竪と横とのはしへ、斜にわたりたる處を弦と云、弦は弓のつるなり、此勾股弦の三つ、其二邊をしる時は、一邊何ほどゝ互に相求て知べし、此術に通ずる時は、物の高さ深さ廣さ遠さいかほどのことも皆しるゝなり〇制中とは、中正にして過不及なき所を、たちさだむることなり、道和とは、和同にして乖戾なき所を、道びきいだすことなり、觀德行と云義は、上に見えたり、正馳驅と云、馳驅は皆はするなり、四馬をはせて、車を御すること、最みだれやすきをば、よく正すことなり、見心畫とは、畫は物を以て地にひきて、形をなすことなり、凡そ手のさしひくかたち、皆心の畫する所なり、中にも文字の形にて、よく其心見ゆる故に、心畫を見ると云、盡物變とは、物の變易すること、算數よりも多きはなし、其術に通ずる時は、よくこれをつくすなり、此段の意、六藝は、只日用を達するのみならず、皆心の體用、身の動靜を、正し養ふ益あることをいへり、眞

氏名は德秀、字は景元、西山先生と號し、文忠と謚す、宋朝の名儒なり、

以鄕八刑糾萬民、

刑は、つみある者をつみするの法なり、大司徒又鄕にてたゞす所の、八つの刑法を以て、萬民の敎にしたがはざる者をたゝすぞ、其目下に見えたり、

一曰不孝之刑、二曰不睦之刑、三曰不婣之刑、四曰不弟之刑、五曰不任之刑、六曰不恤之刑、

字義並に上に見えたり、

七曰造言之刑、

造言とは、ことばを造るなり、めづらしくあやしき説をつくりいだして、人をたぶらかすことなり、

八曰亂民之刑、

亂民とは、民をみだるなり、或は私法をたて或は奇術を用ひて、人をまどはし、政をさまたぐることなり、

る、此類は此方の俗にも相通ず、漢土の聲は和國の訓の如し、されども、此類は、諧聲にして、亦會意の義をもかねたり彼方には其聲だに同じければ、義の異なる字をも、とりつくるなり、蓋し古の書を學ぶ者は、只其字體をかきならふのみにあらず、皆其字畫を制する義を、たづぬるによりて、兼て其訓詁にも通ずるなり○數有九、一つに方田は、田地のさひめをたてゝ、其内の歩數何ほどゝ、はかりしることなり、方圓正斜の形、皆知べけれども、方形其初なる故に方田と云、又のそれの形をも皆方になをして求る故なる歟、二つに粟布、粟は米、布は錢なり、凡そ交易買賣の法なり、只米錢のみならず、何の交易をも、亦かねて知るなり、三つに衰分、衰はしなゝり、又差分と云も同じ義なり、上中下のしなぐ\にしたがつて、物を配分する時に、其多少各何ほどにあたると知ことなり、俗に云次第あかり、次第さがりの類なり、四つに少廣は、平方立方の積冪を、平方立方平圓立圓の法を以て、開きしきて縱廣徑圍何ほどゝ知となり、これを少廣と云こと、一つをあげて凡例とす、たとへば積數若干あるを、大かた四方にしけば、縱と廣さと等しからず、此時に方圓の法を以て、縱少きり取り、廣さにつけ廣めて、正方にすることとなり、五つに商功、商ははかるなり、功は人工なり、凡そ造作の事ある時に、其坪數をかぞへて、人工日數、竝に土木等の多少を、はかり知ることとなり、又は積はへ、盛みつる數をもつもるなり、六つに均輸、均はひとし、輸はをくるなり、物を遠近にをくりはこぶ時、其道里にしたがひて、舟車、人馬の數、並に其運賃何ほどゝはかりて、力と費とを、相ひとしくすることとなり、七つに盈朒、盈はあまり、朒はたらざるなり、たとへば物を人かずにわかつ時に、いくつ充にわくれば、何ほどたらず、いくつ充にわくれば、何ほどあまると云時に、其有餘不足の數はかりをきて、物數と人數と各何ほどゝしることなり、是は盈不足なり、又いくつ充にわくれば何ほどあまる、いくつ充にわくれば其數たると云時は、盈適足なり、又不定適足あり、又兩盈兩不足あり、又相雜りたる變數あり、八つに方程、方はけたなり、程はかずなり、たとへば物を買に、其品も其價も、皆入りくみたることにて、其物々の定價各何ほどゝしれざる時に、見えたる數を四方にしきならべ、かなたこなたへ

のほるやうに、車をやることなり、二つに逐水曲は、水きはの曲れるに逐したがひて、車をまはしやり、水の中におとさゞることなり、三つに過君表は狩と軍とに、君の車の止る處には、旌二本たてゝ門にかたどり、楅を其中にをきて闑にかたどるこれを君表と云、門闑の間、車の軸の兩はしと、相去ること少しばかりなり此内へ車を入る時表にあたらざるやうに、はせ過ることなり、四つに舞交衢、交衢は俗に云四つ辻なり、車の辻へ出る時、舞の拍子を以てこれをまはして、一方にゆき去ることを云なり、五つに逐禽左、逐はをふなり、禽は鳥獸の總名なり、狩の時、むかひきたれる禽獸を左より射るを常法とす、この故に、禽獸をかりたつる車ども、皆其左を君の射らるゝやうに、をひかけてやることなり、右五御も其名目はかりにて古禮はつたはらず、○書有六、一つに象形は、其形に象るなり日月の字是なり、古文⊖☽に作る○☽は、日月の實缺にかたどり内の一二は、陰陽の奇耦にかたどる、二つに會意は、人の意に會するなり、信武の字是なり、人言を信とす、ものいひて信ならざるは、人たる者のいふことならざればなり、止戈を武とす、武の

功なる時は兵戈を止むればなり、三つに轉注、轉はめぐらしうつす義なり、注はさしゆく義なり、二字の文義相近きは、只一字の邊旁を改轉して、左右に相注することを云、考老の字是なり、考は、父なり、老の義に近し、一説に、轉注とは、一字同音にて數義ある時、轉展注釋して通することを云、或は音も義も共に轉ずるあり、文を轉ずると云は、後世のあやまりなりと云、四つに處事、處は宰判する義なり、事に處して、其宜き所を得ることを云、上下の字是なり、人一の上にあるを⊥とし一の下にあるを⊤とす、又指事とも云、形について、直に其事を指し示すなり、五つに假借は皆かるなり、一字の義をかりて、兩用することを云令長の字是なり、令は本せしむる義なり、借て令尹の字とする時は官のつかさなり、長は本おとなしきなり、借て官長の字とする時は、官のおさなり、六つに諧聲は、一字を本として、其形をさだめ、他字をつけて、其聲に諧ふることを云、江河の字是なり、水を形として、工可を聲とす、この故に又形聲とも名づく、此字體最多し、又金にて監るを、かゞみと云時は、鑑の字に作り衣の合せたるを、あはせと云時は、袷の字に作

三曰六藝、

是三物の三つなり、藝とは、事物の上にある道理にしたがひて、其事をおさめ、其用を成すことを云、

禮樂射御書數、

是六藝の目なり字義並に前に見えたり其目は註に詳なり、按ずるに、藝は能者あり、〔註〕寓於事」とは、寓はよるなり、事物の内に、こもりてある義なり、○禮有五、其次第吉凶軍賓嘉とあるを、本經によりて、吉凶賓軍嘉に作るべし、一つに吉禮は、祭祀の禮なり、二つに凶禮は、死喪を憐れみ、患難をとむらふ禮なり、三つに賓禮は、諸侯の天子に朝覲聘問し、諸侯の互に相朝聘する禮なり、四つに軍禮は、軍陳甲獵造營等の禮なり、五つに嘉禮は、冠昏宴饗慶嘉等の禮なり、○樂有六、一つに雲門は、黃帝の樂、雲門とは、雲の出る處と云義なり、其德雲の出るにかたどればなり、二つに咸池は、帝堯の樂、咸は皆なり、池は施なり、其德の施し玉はざる所なければなり、三つに、大韶は、帝舜の樂、韶は紹なり、舜よく堯の道を紹き玉へばなり、四つに大夏は、大禹の樂、夏は大なり、禹よく水を治めて、中國を大いにし玉へばなり、五つに大濩は、成湯の樂、濩は、護なり、その德寬仁にして、よく民を救ひて、護らせ玉へばなり、六つに大武は、武王の樂、紂をうち、害をのぞきて、よく武功をなし玉へばなり、○射有五、一つに白矢は、其矢まとをつらぬきて、矢じりの白くあらはるゝことを云、二つに參連は、三つつらなるなり、前に一矢をはなち、後に三矢つらなりてゆくことを云、三つに剡注、剡は身の起きる貌なり、注はさしゆく義なり、矢はづたかく、矢じりたれて、剡々たることを云、四つに襄尺、襄は讓なり、臣君とゆみいる時、一尺ゆづりて、君より退くことを云、五つに井儀は、四矢まとをつらぬいて、井の字の容儀の如くなることを云、右五射は、只古來いひつたへたる名目と見えたり、射法の大綱にはあらず、大射賓射燕射鄕射等の儀式は、三禮に略見えたり、○御有五、一つに鳴和鸞は、和も鸞も、皆車の鈴、鸞は馬のくびきにあり、和は車の軾の上にあり、馬うごけば、鸞鳴りて和應す、車ゆくこともしはやくをそければ、其をと節にかなはず御者轡をあやつりて、其とゝ

明なることを云、義は、決斷する所、其宜にあたることを云、忠はわが心底をつくして、のこす所なきことを云、和は、心に私なくて、よく物と相やはらぐことを云、註知識とは、わかちしる義なり、仁者心之德、愛之理とは、人は天地の物を生する理をうけて性とす、この故に、生をこのみ、死をにくまざる者なし、是仁は一心の全德にして、義禮智信も、此生理によりてをこなはる、水のをのづからひやゝかに、火のをのづからあたゝかなるを、水火の德と云が如し、即この仁の理を根本として、物を愛する意出來る故に、愛の理と云なり、義者心之制事之宜とは、制をたちさだむる義なり、義は宜の字の義にて、萬事の宜き所なり、されども此義もと事の上にあるにあらず、凡そ事にふれて、わが本心より、はからひさだむれば、即其事の宜き所にあたるなり、この故に、心之制事之宜と云、按するに、此仁義の註は、朱子仁義を性の名として、解せられたる語なり、今こゝにて人の德の名とするには、かなひがたかるべき歟、朱子本註に、仁謂愛人以及物、義謂能斷時宜とあり、此義にしたがふべし、乖戾は、そむきもとるなり、

二曰六行、

是三物の二つなり、行は、道理の行跡にあらはるゝなり、其目亦六つあり、

孝友睦婣任恤、

是六行の目なり、孝は、よく父母につかふることを云、友は、兄弟と中よくすることを云、睦は、したしみやはらぐなり、親族としたしきことを云、婣もしたしみやはらぐなり、外戚としたしきことを云、任は人を信じてうけもつ義なり、こゝにては、其人まことありて、朋友に信せらるゝことを云、恤は、めぐむなり、人の憂貧を、いたはりめぐむことを云、按ずるに、德と行とは、みな賢者にあり、凡そ敎るには、六德六行をかねそなへて敎れども、一德一行の成就したる者をも、亦これをとるなるべし、註九族とは、己より上四世高祖まで己より下四世玄孫まで、己と共に九世の親族を云、これによりて、兄弟も三從兄弟までに四かはり、其外叔姪の類も、皆九族の內にあり、外親とは、母と妻との親族、並に姑姉妹女の姻類を云、

しみたるなり、郊は、都の外の地を云なり、是南郊にて天を祭る所をさす、養性情、育人材とは、直而溫と云一段の意をとく、育も養ふ義なり、材は才なり、和上下とは、樂を朝廷に奏して、君臣上下皆相やはらぐことを云、體用とは、樂の體和同にして、其用はよく、物を中正に歸せしむるなり、功效は、しるしなり、氣質を變じ、神人を和ぐることを云、今皆不復見とは、古の樂つたはらずして、體用功效の廣大深切、かくの如くなることを、今はみな又みずとなり、

○周禮、

書の名なり、是周公の制作し玉へる、周の禮法なり、公成王をたすけて、天下をおさめさせ玉ふ時に、此禮法を以て、太平をなし玉へり、

大司徒、

司徒の長官なり、司徒の義上に見えたり、

以鄉三物教萬民、

鄉は、五州を合せたる名、萬二千五百家ある所なり、三物とは、三事なり、下に云六德六行六藝の三つをさす、云意は、鄉中の學校にて、教とする三事を以て、萬民を教へ成すとぞ、其教るの法司徒の屬官鄉大夫、每年正月に、教法を司徒よりうけて、鄉中の庶人にわかち、各其おさむる所の民を教へしむ、歲時に又鄉大夫其教る所のしるしをかんがへて、これを司徒にちうしんす、

而賓興之、

興は、あぐるなり、鄉大夫三年に一度大比して、鄉中の賢德ある者、才能ある者を、かんがへえらみて鄉飲酒と云宴禮を以て、これを賓客にもてなし、其名帳を以て、天子にたてまつる、これを賓興と云、蓋し四十にして始てつかふる者、これによりて出るなり、

一曰六德、

是三物の一つなり、德は、道理を心中に得たるなり、其目六つあり、

知仁聖義忠和、

是六德の目なり、知は事の理をてらし知ることを云、仁は人を愛し、物をめぐむことを云、聖は、智の極て

て、いづれの律を宮にすれども、皆各商角徵羽の次第を以て、これに應ずる律あり、詩を詠ずるによりて、五聲の長短高下あれば、必又十二律を以て、五聲をしらべやはらぐ、これによりて、其聲よくあやをなして、相みだれず、

八音克諧、

八音とは、金石絲竹匏土革木の鳴物なり、其說註に詳なり、人聲すでにやはらぎて、これを八音の樂器にのする時は、もろ〳〵の音、よくあひとゝのほるなり、

無相奪倫、

倫とは、ついてなり、八音よくとゝのほれば、をのづから又音律節奏の次第、あざやかにて、互に相をかしむばふことなし、

神人以和、

此樂を朝廷に奏する時は人やはらぎ、郊廟に奏する時は神やはらぐ、以上は音樂のをこりより、成りて用るしるしまでをの玉へり、〔註〕適子は、嫡子と同じ、○五聲は、五行に應じて、五象に配す宮は土なり、君なり、商は金なり、臣なり、角は木なり、民なり、徵は火なり、事なり、羽は水なり、物なり、○十二律は、十二月に應じて、消長の理にかなふ、黃鐘は十一月、太簇は正月、姑洗は三月、蕤賓は五月、夷則は七月、無射は九月、此六つは陽律なり、大呂は十二月、夾鐘は二月、仲呂は四月、林鐘は六月、南呂は八月、應鐘は十月、此六つは陰律なり、又陽を律といひ、陰を呂とも云、○八音は、八風に應じて、萬物の聲をそなふ、金は金を鑄てうつ、鎛鐘の屬、正西の閶闔風に應ず、石は石をみがきてうつ、磬の屬、西北の不周風に應ず、絲は木に絲かけてひく、琴瑟の屬、正南の景風に應ず、竹は竹に孔あけてふく、管籥の屬、正東の明庶風に應ず、匏は匏に管さしてふく、笙の屬、東北の條風に應ず、土は土をすえものにやきてふく、塤の屬、西南の涼風に應ず、革は革を筒にはりてうつ、鼓鼗の屬、正北の廣莫風に應ず、木は木を相すりうつ、柷敔の屬、東南の淸明風に應ず、○蔡氏は、九峯蔡氏名は、沈、字は仲默、朱子の門人なり、書經集傳つくる、高下淸濁とは、高下はかりめり、淸濁はすみにごりなり、聲かる時はすむ、める時はにごる、是二事にあらず、侵亂は、をか

直而溫、

直は、なをし、溫は、おだやかなり、正直なる者は、必溫和にたらず、樂を以て敎る時は、直なる者も亦溫にして、直に偏ならず、蓋し樂はよく人の中和の德をやしなひて、其氣質の偏を、すくふ物なればなり、是より下皆此句義に同じ、

寬而栗、

寬は、ゆたかなり、栗は、つゝしみおそるゝなり、寬大にして、亦莊敬なるぞ、此二句は、皆其氣質の不足なる所をたすくるなり、

剛而無虐、

剛は、こはきぞ、剛强なれども、亦暴虐することなし、

簡而無傲、

簡は、をろそかなり、簡略なれども、亦傲驕することなし、此二句は、皆其氣質の太過なる所を、いましむるなり、凡そ樂を以て冑子に敎ること、皆かくの如くにあらしむべきことを、思ふべしとなり、以上は樂を以て人を敎る道をの玉へり、

詩言志、

志とは、心のゆきむかふ所なり、心ゆく所あれば、必ことばを以ていひのぶ、是詩なり、

歌永言、

永は、即詠なり、ながきをいひて、みじかきをかぬ、すでに詩となる時は、必詩に言所のことを、ながくみじかく、ふしつけてうたふ、是歌なり、

聲依永、

聲は、宮商角徵羽の五聲、其說註に詳なり、宮は最めりてにごる、商より下は次第にかりてすむ、依永とは、詩を咏嘆するによりて、必五聲のかりめりあることをいふ、

律和聲、

律は、黃鐘より以下の、十二律なり、其說註に詳なり、五聲は綱、十二律は目なり、こゝに聲と云は、人の五聲なり、律と云は、律管なり和聲とは、十二旋宮と

契は、堯の時より司徒たり、舜はじめて堯の位をつぎ玉ふ時に、かさねて契に命ぜらるゝ詞なり、

百姓不親、

百姓とは、すべて、人民を云、其姓多き故に、大數をあげて百と云なり、

五品不遜、

五品とは、品はしなゝり、人倫に父子君臣夫婦長幼朋友の五つの品あることを云、云意は、百姓の相親愛せざることあるは、五品の人倫、相したがはざるによるとなり、

汝作司徒、

汝今司徒の官たればぞ、

敬敷五敎在寛、

敬とは、其事をつゝしむぞ、五敎とは、父子には親を敎へ、君臣には義を敎へ、夫婦には別を敎へ、長幼には序を敎へ、朋友には信を敎るぞ、つゝしんで五敎を以て、萬民にしきほどこせとなり、寛は、ゆるきぞ、云意は、此敎をしく道は、ゆるくするにあり、ゆる〱敎へよとなり、蓋し敎の道、急なる時は人したがひがたし、それゆへ人倫は、性にしたがふ道なる故に、上たる人よく其敎をつゝしんでほどこせば、いたくせめざれども、をのづからしたがふなり註急迫は、すみやかにせまるなり、慢々地は、ゆる〱と云義なり、養とは、をしへてやしなふことを云、

命夔曰、

夔も舜の臣の名なり、

命汝典樂、

夔に命じて樂をつかさどる官を、さづけさせ玉ふ、

敎冑子、

冑子とは、天子公卿太夫の嫡子を云、冑は、長なり、上に居て、人に長たる義なり、樂の敎は、其規模大いにして、其意趣くはし、冑子は後に皆天下國家の任ある故に、五敎の上に、又樂をくはへて、其敎をおもんずるなり、

聖人とは、帝堯をさす、人は秉彝の性全くして、萬物にすぐれて、貴き物なれども、禽獸にちかくなることをば、聖人うれへさせ玉ふ、

使契爲司徒、

契とは、そのかみの臣の名、商湯の先祖なり、司徒とは、官の名、徒は衆徒なり、民徒を司りて、これを敎ることを職とす、

敎以人倫、

人倫とは、倫はついでなり、天下の人の間に、自然の次第あることを云、其目五つあり、

父子有親、

父子の間には、親愛の道あり、下の句義みなこれに同じ、

君臣有義、

義は、禮義なり、

夫婦有別、

別は、分別なり、

長幼有序、

序は、次第なり、

朋友有信、

信は、信實なり、以上を五倫と云、其說句讀の序に詳なり、それ親義別序信の五つの道は、即是秉彝の性よりして、父子君臣夫婦長幼朋友の間にをこなはるゝ、各その當然の理なり、これを以て人に敎へ玉ふこと、是もとより人の身にある所の本性によりて、みちびき玉ふなり、其あたはざることを、しゐてをしへ玉ふにあらず、凡そ道と云は、皆此五つの道なり、天下の人皆此五つの外にいでず、天下の事皆此五つの內にあり、古より聖賢の千言萬語、典籍の千卷萬軸、只此道をあかさんがためなり、【註】同門とは、師を共にして、一つの門人たるを云、配偶とは、たぐひあひたる義なり、一夫一婦の相對したることを云、放逸とは、ほしいまゝなるぞ、怠惰とは、をこたるなり、固有者とは、もとよりある物となり、

○舜命契曰、

の塾に入りて、小學の敎をうく、

黨有庠、

四閭をあはせて族と云、五族をあはせて黨と云、五百家なり、其總學を庠と云、家塾の中のすぐれたる者を、十五歳より庠中に入れて大學の敎をうけしむ、

術有序、

術の字を、州の字に作るべし、五黨をあはせて州と云、二千五百家なり、其總學を序と云、庠中にてすぐれたる者を、又序にのぼせて敎るなり、

國有學、

國とは、天子諸侯の都なり、國都の學宮を學と云、天子の御子、諸侯のきんだち、こゝに入りて學ぶ、又庠序よりすゝむる學士をも、國學に入れて、これをえらみ、各其國の官人とす、古の學校、かくの如くにそなはりて、其敎とする所は亦皆人倫の道のみなり、[註]巷は、ちまた、とよむ、此方に云小路なり、

○孟子曰、

孟は姓、名は軻、字は子輿子思の孫弟子なり、書七篇を作りて孟子と名づく、

人之有道也、

是人皆秉彝の性あることを云、此道は即性のことなり、

飽食暖衣、

食をあくまでにくらひ、衣をあたゝかにきてなり、

逸居而無教、

逸居とは、逸はやすきぞ、身をやすくして居るなり、聖人天下を平かにして、萬民をやすんずといへども、民その衣食居をほしいまゝにして、上たる人これを敎へて、道によらしむることなければなり、

則近於禽獸、

禽は、とり、獸は、けだものなり、人放逸怠惰にして、道にそむき、性をうしなふ故に、禽獸にちかくなるぞ、

聖人有憂之、

奔則爲妾、

もし聘禮をまたずして、只よぶにまかせて、わしりしたがふをば妾と云、妾は、をんなゝり、○此段に妻妾の名を辨ずること、其名一たびさだまりてより、二たびこれをあらためられず、この故に、よめいるにも、めとるにも、必其禮を分明にせよとなり、註齊は、ひとしき義なり、敵對とは、對待の意、即是齊の字の義なり、接はあふ義なり、妾はもといやしけれども、君にあひみゝゆると云義にて名づく、

○曲禮曰、

曲禮も、禮記の篇の名、曲はつぶさなり、此篇には、禮節の委曲をしるせばなり、

幼子常視毋誑、

視とは、をしふる義なり、いとけなき子には、つねぐあざむくことなきやうにをしへいれて、若あざむくことあれば、これをいましむ、是誠を敎る也、

立必正方、

立つ時に、正く一方にむかはしむ、

不傾聽、

耳をかたむけてきくことをいましむ、此二句は、敬を敎るなり、○按ずるに、誠敬の二つは、身をおさむる、大本なり、立てる時貌を正くすと云時は、行住坐臥みな正くすることと知べし、又內心誠なる時は、外貌をのづからうやしく、外貌うやくしき時は、內心をのづから誠あり、これ內外相やしなふの道なり、

○學記曰、

學記も、禮記の篇の名、此篇には、學敎の義を記す故なり、

古之敎者、

三代の時、人を敎るの法を云、

家有塾、

家二十五軒を一巻として、總門を立つ、これを閭と云、門の兩旁に學房あり、これを塾と云、是家に塾あるなり、萬民の子ども、家にある時、八歲より、各其閭

納酒漿籩豆菹醢、

漿は、酢なり、籩と豆とは一類、籩は竹にてあむ、豆は木にてつくる、みな供物をもる物なり、菹は、すされ、俗にくきと云、醢は、しゝびしほ、俗になしものと云、みな供物なり、これを納むとは、神前にすゝむるぞ、

禮相助奠、

相は、たすけ、奠は、をくなり、供物を神前にをくことを云、上の酒漿等を納ること、其禮儀を以て、長者のたすけとなりて、それを奠ずることを、とりたすく、みつからこれをつかさどらぬなり、○按するに、凡そ婦人は、人につかふる者なれば、たかきもいやしきも、皆衣食のわざを、みづからとることゝす、ことに祭祀は、家道の大事にて、よめいる始より、夫の家にて、とりをこなふことなれば、おさなきより、これを手ならはすなり、[註]績は、をゝうむなり、蠶は、かひこなり、絛は、くみものなり、紃と絛とは、古今の名のかはりなり、饗は、もてなす義なり、醋水とは、即すのことなり、淹菜とは、淹はひたすなり、薦は、すゝむるなり、

十有五年而笄、

笄とは、かうがいなり、女子に始てかうがいさすは、男子の始て元服すると同じ禮義なり、女子の笄は、許嫁とて、人にいひなづけての上にすることなり、蓋し十五より成人なる故に、十五にても、許嫁する時は、則笄す、

二十而嫁、

嫁は、よめいることなり、女子は十五よりして、嫁する道あり、二十とは、其きはまりの年を云、

有故二十三年而嫁、

故とは、父母の喪を云、二十にして親にはなるゝ時は、三年の服きる故に、二十三にして嫁す、

聘則爲妻、

聘とは、問ふ義なり、むこの方より、使をつかはし、物をゝくりて、事をとひ、意をかよはすことを云、昏禮に六禮とて、前後六たびの聘禮あり、此禮そなはるをまちて嫁するをば妻と云、妻は、めなり、

白くして、艾の如くなると云義なり、○按するに、以上は年々の敎を云につきて、年たけ老ひて後までの、出處の大槩をしるす、一つには年にしたがつて、學ぶ所をほどこすべき、志をたてしめ、二つには、其年比のしなをこえて、すゝむべからざることをしめすなり、

女子十年不出、

是より下は、女子の敎をとく、女子は十歳より、閨門の内に居て、外にいでざるなり、

姆敎婉娩聽從、

姆とは、女師なり、女をゝしふる者を云、婉とは、ことばのやはらかなることを云、娩とは、かたちのやはらかなることを云、聽とは、よく言をきゝうくることを云、從とは、したがひて、さかはざることを云、皆是女德なり、

執麻枲、

麻は、あさの總名枲は、實ある麻なり、皆をになしたるを云、これを執とは、うみつむぐことなり、

治絲繭、

絲は、いと、繭は、まゆなり、これを治るとは、こかひいとくることをいふ、

織紝組紃、

紝は、絹布の類を云、紃は、くみものなり、一說に、紝はぬふなり、組はひらきくみもの、紃はまろきくみものなり、云意は、布帛ををり、衣服をぬひ、組紃をくむとなり、

學女事以供衣服、

女事とは、女のわざなり、即麻枲絲繭織紝組紃のことを云、衣服とは、きものなり、對して云時は、衣は衣裳なり、服は冠履の類をかぬ、是上の三句をすべて云、かくの如くに女事をまなびて、衣服の用にそなふるとなり、

觀於祭祀、

祭も祀も、皆まつるなり、家にて先祖をまつる時に、其儀式を見ならふぞ、

て、是非のわきまへくらき者は、學業をも、朋友をも只常をのみ守るべきなり、[註]壯とは、さかんなるぞ、三十以上、四十以下のよはひの名なり、志意所向とは、其こゝろざしてこのむ所也、

四十始仕、

四十には學業成る故に、始めていでゝ、みやづかへす、

方物出謀發慮、

方物とは、事に應じてと云義なり、謀は、此事道理にあたれりや、否やと云ことを、はかりさだむるを云、慮は、此事患難あるべきや、否やと云ことを、思慮するを云、發すと云も、いだす義なり、謀慮を心よりいだすぞ、四十は心智熟する故に、事に應ずる時、みづから主張して、謀慮をいだすなり、

道合則服從、

服とは、事をうけもつことを云、從とは、君にしたがふことを云、わが道君とかなふ時は、職事をうけもち、君上にしたがひて、つかふまつるなり、

不可則去、

不可とは、わが道君とかなふ可らざる事を云、去とは、たちさりてつかへざるなり、蓋し學はもと己がためにて、道は是わが道なれば、其道のかなふと、かなはざるを見て、身去從をなす、[註]强は、つよきぞ、四十以上、五十以下のよはひの名なり、隨事とは、事につきてと云義なり、

五十命爲大夫、

大夫とは、爵の名なり、五十には、才德いよ〱熟する故に、君より爵命を玉はりて、大夫にもなるなり、

服官政、

是一官をすべたる、大政を任ずるなり、上の始て仕る時は、一官につきたる、小事をおさむるなり、

七十致事、

七十には血氣おとろふる故に、職事を君にかへして、しりぞくなり、[註]艾とは、五十以上、七十以下の、よはひの名なり、五十よりおひゆくまゝに、髪の色あをく

博學不敎、

博學とは、詩書六藝の文を、そなへまなぶなり、これを人に敎へざること、其業いまだくはしからずして、人を害せんことを、をそれてなり、

內而不出、

內にのみ其德をふんで、外にあらはさゞることを云、註弱とは、わかき義なり、二十以上、三十以下のよはひの名なり、加冠とは、冠をきするなり、五禮の目、六藝の註に見えたり、切於爲己也とは、學を親切にわがためにのみして、名利のためにせざるぞ、然らざれば其學たゞしからずして、其德なりがたければなり、熊氏名は剛大、宋の蔡節齋の門人なり、小學集解つくる

三十而有室、

室は、妻のことなり、三十は血氣みち、筋骨かたまる時なれば、妻をめとるなり、然れども、二十二にて冠してよりは、成人にして妻をめとる道あり、二十より三十までにかぎるなり、註陳氏名は澔、字は可大、雲居と號す、宋朝の人なり、禮記集說を作れり、

始理男事、

男事は、おのこのなすわざなり、田地をうけてつくり、公役に應じてつとむるの類を、男事をおさむると云、三十はひとり身をたつる時なれば、始て男事をおさむ、

博學無方、

方は、常と云義なり、學ぶ所に常の業なし、只其事の善なるをば、何にてもまなぶなり、上の博學は、大槩知ることを云、此博學は、行ふことをかねたり、

孫友視志、

孫とは、したがひまじはるなり、一說に自へりくだる意ありと云、視志とは、友の志をみるなり、まじはる所、常の友にかぎらず、只其人の志をみて、善なるには、たれにてもまじはるなり、○按ずるに、是よりさきには志いまだ定まらざる故に、學に常業あり、友に常交あり、三十には、志すでに定る故に、かくの如くなり、若三十以上に至るまでも、志なをさだまらずし

り以下を童子と云時は、十五より以上は、童子のやうやく成長したる義にて、成童と云歟、象は、文王をほめたる詩の名なりこれを舞の義上に同じ、射は、ゆみいるなり、其目五つあり、心たゞしく容すぐならねば、ゆみいてもあたらざる故に、昔は射を以て德をこゝろむ、又狩のため、武のそなへなり、御は、君長の車の前にのり、馬のくつはづらをとりて、車をつかふことなり、其目亦五つあり、昔は常の出行のみならず、狩にも軍にも、皆車なれば、御者の役大事なり、○按ずるに、十三にして勺をまひ、十五にして象をまふこと、句讀の如くなれば、勺を武の舞象を文の舞とするに似たり、蓋し十三にして氣いまだ壯ならざる時は武を以てこれをおこし、十五にして氣すでに壯なれば、文を以てこれを正すなり、舊說には、勺を文の舞とし、象を武の舞とす、是文をさきとし、武を後にするの次第なり、註六樂の目、六藝の註に詳なり、節は、ほど拍子なり、五射五御の目も、亦六藝の註に見えたり、○程子は、明道伊川二先生、其學術同じことなる故に、わかたずして、皆程子と稱するなり、鵠は、まとなり、度は式法なり、皆誠也とは、是等のこと、必皆誠の心を以てして、よくすることを得るとなり、所養とは、誠を以て德を養ふことを云、

二十而冠、

冠は、即元服なり、はじめて冠をきるぞ、

始學禮、

小學に入より、すでに小禮をならひ、元服して後に、五禮をそなへてまなぶ、冠は成人の道なればなり、

可以衣裘帛、

裘は、かはころもなり、冠して後、元服の品そなはる故に、きぬとかはごろもをきるべし、

舞大夏、

大夏は、禹の樂の名なり、文武かねそなはりたる樂なる故に、成人の後これを舞なり、

惇行孝弟、

これよりさき、すでに孝弟をあらましにをこなへども、こゝに至りて、いよ〳〵あつくをこのふなり、

衣不帛襦袴、

襦は、こぎぬ、袴は、はかまなり、皆はだにきる物にて、襦は上にあり、袴は下にあり、これを帛にせずとは、布にてするぞ、是をごりをふせぐなり、又おさなき時に、あたゝめすぐることあれば、其身かたまらざる故なりと云、是亦ふるき説なり、二意かねて見るべき歟、

禮帥初、

帥初とは、はじめ八歳の時より、ならひたるやうにして、少もあらためずすゝみて おとなびたることをせざるなり、

朝夕學幼儀、

此學もならふことなり、幼儀は幼者として長者につかふる禮儀なり、洒掃應對等のこと、皆幼儀の内にあり、是は只今師にうけたる禮儀を、朝夕にならはすなり、

請肄簡諒、

請肄とは、師にこひまなびて自ならはすなり、簡は、書の篇なり書篇の文字をよみならふなり、諒は、まことなり、信實のことばをいひならふなり、註十年曰幼とは、禮記の文なり、十歳以上、十五以下のよはひの名なり、學猶習とは、此學を習の義に見よとなり、六書九數の目、六藝の註に見えたり、奢は、奢侈、靡は、華靡なり、

十有三年、

有は、又の字と同じ、十年の上、又三年と云義なり、

學樂誦詩舞勺、

樂は、音樂なり、其目六つあり、詩は、即詩經の詩樂の章歌なり、樂をまなび、詩を誦する義題辭に見えたり、勺は、詩の篇の名、武王をほめたる詩なり、これを舞とは、其詩をうたひものにして、其舞をまなぶぞ、蓋し此時より樂をならふに、其舞はまづこれを舞なり、

成童舞象學射御、

成童とは、十五以上、二十以下を云、按ずるに、十五よ

及とは與の字の義と同し、上をうけて、下に及ぼす詞なり、席とは、坐席なり、

必後長者、

長者は、年まされる者を云、上の三つのこと、必皆長者より後にして、さきにせざるなり、

始教之讓、

讓とは、己をへりくだりて、人をたつとみ、己より辭退して、人にをしゆづる義なり、上の三句、即皆讓ことを教るなり、○按ずるに、八歳より長幼の序ををしへ、禮讓の道をしめすなり、〔註〕稱は、二つなり、奇は、一つなり、是とびらの數につきて云、

九年教之數日、

古人日の次第をかぞふるには、六十干支を用ふ、又月なみの日をかぞふるには、一日を朔といひ、十五日を望と云の類なり、皆これを教るぞ、是までは男女の教をかねて云、皆母師の教ることなり〔註〕朔望と云時は、其間の日をもかぬるなり、按ずるに、朔望の外、二日を旁生魄と云、三日を朏と云、又哉生明と云、十六日を既望と云、又哉生魄と云、十七日を既生魄と云、月盡を晦と云、其外は今しれず、六甲は、甲子甲戌甲申甲午甲辰甲寅なり、一甲に各えと十をづゝあり、すべて六十干支なり、

十年出就外傅、

是より下男子の教をとく、外傅は、小學の師を云、傅はかしづく義なり、閭門の外に居る故に外傅と云、

居宿於外、

居宿とは、ひるも居りよるも宿るなり、外とは、閭門の外なり、按ずるに、男子十歳より、閭門の外に居宿し、女子七歳より、閭門の外にいでず、男女の居處、内外をわかつこと、此時よりはじまるなり、

學書計、

此學の字を、習す義に見るべし、師にうけて後、自ならはすことを云、書は、字體なり、其目六つあり、計は、かずなり、算法を云、其目九つあり、字をかきならひ、算ををきならふなり、

母あり乳母とも云、かしづきをしふることをかねたり、士庶人の子は、母みづからこれをそだつるなり、今は士庶にも乳婢あり、よくえらむべきことなり、

子能食食、

能食とは、自食する時を云、

教以右手、

右の手はつよければなり、按ずるに、凡そ人右手を用るは順なり、若嬰兒の時に、左を用ひなるれば、後にあらためがたき故にてもあるべし、

能言、

はじめて物を云時ぞ、

男唯女兪、

唯も兪も、人のよぶ時のこたへなり、唯ははやく、兪はゆるし、是男女の性にしたがひて、如此にせしむるなり、

男鞶革、女鞶絲、

革はこはく、絲はやはらかなれば、是も男女の性にしたがふなり、按ずるに、是身につけたる物を以て、各其性をならはすべきがためなり、註剛はつよし、陽にして男の性なり、柔はやはらかなり、陰にして女の性なり、

六年教之數與方名、

註詳なり、註年即歲也とは、六年と云を、即六歲と見るべしとなり、一十百千萬と云、其内に各一二より十までの、小數ありと知へし、

七年男女不同席、

同じむしろに居ざるなり、

不共食、

同じ器にて、相共に物くはぬなり○按ずるに、七歲より心知やうやくにひらく、この故にはやく男女の別をしめすぞ、

八年出入門戶、

兩とびらを門と云、かたとびらを戶と云、

及即席飲食、

○內則曰

內則は、禮記の篇の名、內は婦人の居る處、則は法なり、此篇にしるす所、閨門より內の禮儀の、法とすべきことなればなり、

凡生子、

此三字は、本文の外に、朱子これを加へらる、本文に語のはじめなければなり、此章子をうみてより後、年々の教をとく、大抵卿大夫の家法を主として いへるなれども、士庶人の子を教る法をも、亦兼て知るべきなり、

擇於諸母與可者、

諸母とは、父の妾なり、嫡母一人の外諸妾も、皆母の道ある故に諸母と云、可者とは、よき者と云義なり、云意は、子のために母師をえらむこと、諸母の中、又其外の婦人の、子の師たるべきよき者をも、えらむとなり、

必求其寛裕慈惠、

寛は、ひろく、裕は、ゆたかなり、慈は、いつくしむ、惠は、したがふなり、

溫良恭敬、

溫は、おだやか、良は、やすらかなり、恭はうや〳〵しく、敬は、をそるゝなり、

愼而寡言者、

事をつゝしみて、ことばすくなきぞ、必以上の婦德かねそはりたる者を求む、是母師をゑらむの法なり、

使爲子師、

子の師として、其德を教へ成さしむるなり、註閨門とは、宮中の女の居る處なり、婦德之純とは、かくの如くなるは、婦人の德、純にして全き者なればなり、司馬溫公、姓は司馬、名は光、字は君實文正と謚し、溫國公に封ず、宋朝の賢相なり、乳母は、めのとなり、敗亂家法とは、乳母あしければ、必子の威をかりて、其家法を敗り亂るなり、○按ずるに、古は王公貴人の子には母師ありて其德をみちびき、慈母ありて其心にしたがひ、保母ありて其身をかしづく、大夫の子には食

割不正とは、肉をゆがめてきりたるをいふ、

席不正不坐、

席不正とはしき物のゆがみたるを云、按ずるに、此三句凡そ身にそなふる物、衣食器用の類を、皆正くすべきによりて、此三つを以て例をあぐるなり、

目不視邪色、

邪色は、五色の正しがらず、あやしき色を云、男女の色にそむは、邪色を見るの甚しき物なり、

耳不聞淫聲、

淫聲は、おぼれたる聲を云、今様のうたひ物、鳴物などは、皆淫聲なり、

夜則令瞽誦詩、道正事、

瞽とは、めくらなり、聲をしることくはしき故に、昔はこれを樂師とす、是は瞽女なるべし、詩とは、詩經の周南召南の詩を云、其詩大抵家を正くすることとなり、誦の字義前に見えたり、正事とは、禮義にかなひて、たゞしき事を云、蓋し夜に入れば人の心神くらみやすきが故に、とりわきてつゝしみ、正詩をよませ正事をかたらせ、これをきゝて、こゝろを正くす、按ずるに、此四句は、見聞き言所、皆正くすることを云、又瞽によませ、いはすること、皆正きをとるなれば、自よみいふことも、亦皆正きをとることと知べし、書を讀も亦聞くことのたぐひなり、

如此、

かくの如くに、おきふしたちゐ、みきゝいふこと、皆正くすればとぞ、

則生子形容端正、

形容は、かたちなり、端正は、たゞしきなり、

才過人矣、

才能常の人よりもこゆるなり、一説に、此才は、徳をかねて見るべしと云、[註]視聽言動とは、動は身と心との動ことをかねて云、妙合して而凝とは、妙は自然に如此なる義なり、理氣自然に和合して、こりかたまるとなり、神發すとは、たましひのひらくることを云、

る明倫敬身のことにして、其本は天理の自然にいで、其法は聖人の手よりして、したて玉へる者なり、この故に師として敎る所も、弟子として學ぶ所も、これより親切なるはなしとぞ、若これを外にして、敎學するとあるは、皆是異端曲學なりとしるべし、○按ずるに、凡そ師弟子は、只學問につきて云のみにあらず、君師は一道なれば、天子は天下の師なり、諸侯大夫士庶人も、各其國家をつかさどる者は、皆師たるべき職あり、又其下につきしたがふ者は、皆弟子たる道あるなり、

列女傳曰、

列女傳とは、書の名、列女は、もろ〳〵の女と云義なり、古今の諸女の傳記なり、漢の劉向これをつくれり、

古者婦人妊子、寢不側、

此章は古の胎敎の法なり、胎内より子を敎ることを云、寢不側とは、ねる時にそばざまにねざるなり、一說に、かたむきゆがみてねざることなりと云、

坐不邊、

邊とは、身のかたづりなることを云、

立不蹕、

蹕とは、かたあしに力つけてたつことを云、按ずるに、此三句、おきふしたちゐを、皆正くすべしとぞ、是しづかなる時のことなり、然る時は、其うごく時のかたちをも、亦皆正くすることと知べし、【註】劉向は、劉氏名は向、字は子政、西漢の世の人なり、其事とは、諸女の善惡の事跡なり、古人席地而坐と云一段は、近代の人椅子にかゝりゐて、これを坐と云によりて、其古の坐の、今にことなることを云、如今人跪とは、尻を踵につけて居るを跪と云こと、古今ことならず、古人の坐と云は、尻を蹠につけて居るによりて、跪に似たればなり、

不食邪味、

邪味とは、たゞしからざるあぢはひなり、五味のとゝのはぬ物、時ならぬ物、あやしき物、などを云、

割不正不食、

常となること、陰陽五行の義の如し、五常の外に、健順の德なし、道猶路とは、道は即理なれども、これを名づけて道と云ふ、ゆくみちの義なるとぞ、日用事物とは、日々常々に用ひをこなふ所の事物なり、當行之路とは、をこなふは即ゆく義なれば、直に當行の路と云なり、品節とは、品は上下の品をわかつ節は多少の分をさだむ、是みな節文法度を立るにつきて云、氣稟の字義前に見えたり、禮樂刑政とは、刑は刑罰なり、政は法制禁令なり、是みな節文法度のある所なり、

則天明、

是より朱子の詞なり、此篇をしるせる意趣をとく、天明とは、天の明命なり、字義題辭に見えたり、即天命の性なり、これに則しとは、法をとる義なり、云意は、今敎る所の道理は、即性にしたがふ道なる故に、其の法を天の明命にとりて、自然の理にたがはざるやうをむねとするとなり、

遵聖法、

聖法とは、聖人の法、即道をおさむる敎なり、これに遵とは、其まゝにて用る義なり、云意は、今敎る所の法式は、即道をおさむる敎なる故に、聖人の成法のまゝに、したがひ用るとなり、

述此篇、

述とは、古人の語をひきて、のべとくを云、云意は、上に云所の意趣を以て、此立敎の篇を、のべしるすとぞ、而して其道とし敎とする所の事は、もとより明倫敬身の二つに、はづれざるなり、

俾爲師者知所以敎、

凡そ世の師たる者をして、其ほどこして敎とする所、かくの如くにすることゝ、しらしむるなり、

而弟子知所以學、

師たる者に、其敎とする所をしらしむるにより て、又弟子たる者にも、其學とする所をしらしむるなり、以上は子思の性道敎の名義によりて、此篇をつくれる意をとく、[註]此篇に所述と云一段の意、此篇に述る所の敎へ、其實は人道の當然な

とは、胎内よりの敎なり、この故に敎の本源と云なり、

子思子曰、

此一段は、立敎一篇の小序なり篇ことに皆かくの如し、子思は、孔子の孫、名は伋、子思は其字なり、下の子の字は、先儒を師とする詞なり、

天命之謂性、

天命とは、天より人物にさづくる所の理なり、命は、上より下におほする義、性は即理なり、天の人物を生ずること、氣にてかたちをなし、理も亦其中にしく、是天より命令するが如し、人物其しく所の理を得て其心にそなふ、これを性と云、其目は仁義禮智信なり、

率性之謂道、

凡そ人物のなすわざ各其性中にそなはれる道理の、すぢあるまゝにしたがひて、日用の間、事にふれ、物につく所に、をのづから當然の則ありて、ゆくべき路のごとし、是を道と云、

脩道之謂敎、

修とは、しなをわかち、ほどをさだむることを云、性は人々ことなる所なけれども、天よりうけて生るゝ氣に不同あり、この故に、其をこなふ所、性の自然のまゝならずして或はすぎ、或はをよばず、これによりて、聖人凡そ事物のしかるべき所に、節文法度をたてゝ、しなわかち、ほどよくし玉へり、これを敎と云、此敎によりてをこなふ時は、即天命の性のまゝなる道にかなふぞ、以上は篇目の敎の字義をあかさんために、子思の語をひき用ひて、敎の由來をたづねとくなり、[註]後學は、後世の學者なり、宗師とは、宗はたつとむ義なり、先儒は、先世の儒者なり、陰陽五行とは陰陽の二氣わかれて、水火木金土の五行となる、陰陽は即五行の内にあり、化生は、只生ずる義なり、人物とは、人と萬物とをつらねて云、健順五常の德とは健はつよくすくやかなる意、陽の德なり、順はやはらぎしたがふ意、陰の德なり、仁義禮智信の五常は、即五行の德なり、健順わかれて五

小學示蒙句解

內篇、

書籍ひとくさりを一篇と云、此書朱子制作のはじめは二篇なり、上を內篇とし、下を外篇とす、上篇下篇といはずして內篇外篇と云こと、上篇にしるす所は、小學のもとなり、下篇にしるす所は小學のするゑなれば、內より外にいづる義あるによりて、上下といはずして、內外と云なり[註]夏氏、其名字分明ならず、小學資講つくれる、夏煕なるべき歟、許文正公、許は姓、名は衡、字は平仲魯齋と號す、卒して文正と謚し、魏國公に封す、元朝の大儒なり、本原とは木の本水の源なり、支流とは、木の枝水の流なり、○內篇有四とは、內篇を四篇にわけて、立教明倫敬身稽古と名づくるなり、虞とは、帝舜の世の國號なり、夏商周の義は前に見えたり、綱の字義も前に見えたり、實立教明倫敬身とは稽古には、古人の立教明倫敬身の行迹をひきて、上三篇の言語をむなしからざるやうに、實證をとりて、人に信仰せしむるためにすればなり、外篇有二とは、外篇を二篇にわけて、嘉言善行と名づくるなり、廣立教明倫敬身とは、此三篇の義を、をしひろむるとなり、○立教明倫敬身の三つは小學の三綱領なり、而して立教は、亦明倫敬身の教を立るにすぎず、明倫の目五つあり、父子君臣夫婦長幼朋友なり、敬身の目四つあり、心術威儀衣服飲食なり、此九つは、小學の九條目なり、

立教第一、

立教とは、教を立るなり、第は、次第なり、此書の第一篇を、立教と名づく、此篇には、古人教をたてゝ、人をみちびくことをしるせり[註]立極とは、極は標準の義即教の手本なり、立極教人とは人を教るに、その手本を立ると云義なり、胎教

舊聞とは、舊はふるきぞ、もと聞をきたることを云、蓋し德性人にあること、古とかはらざれば、いつとても、をしへらるべきなり、こゝにをいて、舊聞をあつめて、此小學の書をつくるとぞ、

庶覺來裔、

來裔とは、來は後來を云、裔は、ころものえりさきなり、是後世の學者にたとへて云、此書を以て、後學をさとらしめんことを、ねがふとなり、

嗟嗟小子、

嗟々は、なげく詞なり、小子は、童子なり、嗟嘆して、小子をよびかけてつくるぞ、

敬受此書、

此書をうけてまなぶべしとなり、

匪我言耄、

耄は、おひぼるゝ義なり、此書のしるす所、わがおひぼれて、みだりに言ことにあらずとぞ、朱子此時に、年五十八なる故に、かくいへり、

惟聖之謨、

是みな聖人人ををしへ玉ふ意ぞとなり、此八句は、小學の書を作りて、後學をみちびく意をいへり、〔註〕萬古とは、萬歲の久しきを云、衣襟は、ころものえりなり、

蒙養とは、童蒙の時より、敎へ養ふことを云、小學の敎すたれたる故に蒙養たゞしからず、

長益浮靡、

長とは、おとなしくなることを云、浮は、輕薄なる義なり、靡は、華麗なる義なり、大學の敎すたれたる故に、成長していよいよ浮靡なるぞ、

鄕無善俗、

鄕は、さとなり、人皆あしくなりたつ故に、いづくの鄕里にも、善き風俗なし、

世乏良材、

材は、才と同じ、又世間に良き才能の人なし、蓋し、風俗あしくなりたる故に、人才をのづからいできたらず、

利欲紛拏、

利欲とは、利はむさぶるなり、物欲と同じ、紛は、みだるゝなり、拏は、ひくなり、利欲のならはし、みだれて相ひくぞ、

異言喧豗、

異言は、異端の言ことなり、異端とは、聖人の道にあらずして、異に一端の法をたつるを云、佛氏老氏の類是なり、喧は、かまびすし、豗は、あひうつぞ、異端の說かしがましく相うつなり、蓋し善惡邪正ならびたゝず、敎法すたれ、風俗おとろふる故に、利欲さかんに、異端おこるなり、此八句は、後世の敎學あきらかならぬ害をいへり、〔註〕殘缺はそこねかくるなり、淳厚は、あつきぞ、粹美は、よきぞ、

幸茲秉彝、

後世の敎學あきらかならざること、上に云ごとくなれども、なほ幸に、此秉彝の性は、人の心にそなはりてあるぞ、

極天罔墜、

極天とは、天のをはりにいたるまでと云義なり、天のあるかぎりは、人にありておちず、

爰輯舊聞、

とく、

德崇業廣、

德は、得の字の義なり、道を心に得たるを云、業は、いさをしなり、事の功成りたるを云、德は内なり、業は外なり、人よく大學の教を事として、理をきはめ、身をおさむる時は、内につむ道德たかくして、聖人の地位にもいたるべし、此德によりて、をしをこなふ時は、外に成す功業ひろくして、家國より天下にも及ぶべし、是明命の内外をへだてす、赫然たる故に、かくの如くなり、

乃復其初、

其初とは、即上の厥初なり、云意は、德たかきことをきはめ、業ひろきことをきはめて、而して後に、其性の本來にかへりて、これをまつたうすることを得るとなり、元來人の德性に、萬理萬善具足する故に、天下の理にをいて、しらずと云ことなく、天下の事にをいて、能せずと云ことなし、

昔非不足、

たとひ暴棄の人なりといふとも、まなんで其性にかへるべし、其むかし暴棄に安んじけるは、氣稟物欲におほはれてなり、其性の不足にはあらず、

今豈有餘、

今又德たかく業ひろまるといへども、只其性の分量をみてゝ、はしめにかへるばかりなり、なんぞ此性の本分よりも、はびこりてあまりあるならんや、此八句は、大學の教、技を達する義をいへり、註格物致知以下八條目の義、從事の字義、みな句讀の序に見えたり、昭著とは、あきらかなるぞ、

世遠人亡、

世とは、古の世を云、人とは、聖人を云、

經殘教弛、

經は、易書詩春秋禮樂の六經をさす、六經は秦火にそこなはれて、まつたからず、小大學の教法もすたれておこらざるなり、

蒙養弗端、

誦詩讀書、

誦すとは、そらによむことを云、詩は、詩經なり、三代の詩をしるす、詩はよく人情にかなふ故に、これを誦する時は、其義に感じやすくして、良心おこる、書は、書經なり、これをよむ時は、二帝三王の、心法治道をしる、又詩經を引きてものいふ時は、しるしあり、法ありていやしからず、

詠歌舞蹈、

詠歌は、皆うたふなり、舞は、まふ、蹈は、ふむなり、是樂をならふに、或は口に其うたをうたひ或は手に其まひをまひ、足に其拍子をふむぞ、蓋し樂は六律八音をしらべて詠歌舞蹈にあはす、これをみきゝ、かなづる者、氣血めぐりて支體やはらぎ穢惡きえて邪僻とをざかる、其性情をやしなひ、氣質を變ずる其功大いなり、

思罔或逾、

心に思ひはかること、詩書歌舞の外に、こえいづることなし、此八句は、小學の敎、根をやしなふ義をいへり、

窮理修身、

窮理とは、物にいたり、知をいたして、天下の理を、きはめしるなり、修身とは、意をまことにし心を正くして、其身をおさめとゝなふるなり、

斯學之大、

これ大學の道と云義なり、

明命赫然、

命は、上より下におほする義なり、天より人に命じて、あたふる所の道理を云、即性のことなり、此理本來あきらかなる故に明命と云、赫然は、あきらかに、さかんなる貌なり、其命の明なること赫然たるぞ、

罔有內外、

內とは、心をさす、外とは、事をさす、蓋し人の性、內心にそなはれる理と、外事に應ずる理と同く一理にして、內外のへだてなく又心身天地通達せざる所なし、是內外のへだてなきを以て、明命の赫然たる意を

以培其根、

培すとは、つちをかふなり、小學の敎を以て、放心をおさめ、德性をやしなふは、木の根に土かひて、こやすが如くなることをいふ、

以達其支、

達すとは、ひらきのぶる義なり、大學の敎を以て、聰明をひらき、德業をすゝむるは、木の枝をのべ、さかやかすが如くなることを云、此四句は、聖人學校をたて、敎法をまうくる意をいへり、【註】傷憫は、いたみあはれむなり、收放心とは、放れちりたる心を、とりおさむることを云、養德性とは、生れ得たる性を、やしなひたつるなり、小學の灑掃應對等、みな心をおさめ、性をやしなふの法なり、培擁は、土かふなり、開發は、ひらくなり、聽は、みゝときぞ、明は、目のあきらかなるぞ、此一句は、物にいたり、知をいたすことなり、進德とは、意をまことにし、心を正くし、身をおさめて、德性を成すにすゝむなり、脩業とは、家をとゝのへ、國をおさめ、天下を平かにして、事業をおさめをこなふなり、

小學之方、

方は、法なり、

灑掃應對、

字義前に見えたり、

入孝出恭、

孝は、よく父母につかふることを云、恭は、うやまふなり、よく兄長をうやまふことを云、出入字、あながちにわけなし、只父母は兄弟よりも、なをしたしき故に、內として入と云、又年長の人、外にもおればなり、

動罔或悖、

悖は、たがふ義なり、凡そ身のうごきはたらくわざ、灑掃應對孝恭に、たがふことなし、

行有餘力、

餘は、いとま、力は、つとむるちからなり、つとめのいとまを餘力と云、灑掃應對孝恭ををこなひて、其ひまある時なり、

萬善は、四端四行の類よろづの善心善行を云、足るとは、かくる所なきことを云、此四句は、聖人其性をつくせることをいへり、註全於天とは、其全きこと、天然のまゝなるとなり、汚壊は、けがしやぶるぞ、人爲は、人のしわざなり、欠缺はかくるなり、盡其性とは、其天性の道理をきはめつくすなり、

衆人蚩蚩、

衆人とは、衆はもろ〳〵なり、凡人を云、蚩々は、をろかなる貌なり、衆人は、氣をうくること、濁りて雜はり、蚩々然として無知なり、

物欲交蔽、

物欲は、外物と私欲なり、たとへば聲色臭味は物なり、是すなはち耳目鼻口の欲なり、交とは、かなたこなたより、入りまじはる義なり、蔽とは、德性をおほひふさぐぞ、

乃頽其綱、

綱は、仁義禮智の性綱なり、

安此暴棄、

暴は、そこなふ、棄は、すつるなり、是孟子のいへる自暴自棄なり、つよきにすぎたる者は、仁義の道をそしる、是自其德をそこなふ故に自暴と云、よはきにすぎたる者は、仁義をおこなふにたへず、是自其德をすつる故に自棄と云、これを甚いやしむへきことゝしらずして、心をこゝにやすんじて、居るなり、蓋し衆人は、生るゝ初より、其氣稟蚩々たる故に、生れて後に物欲おほひやすくして欲におほはるゝこと、又ふかければ、則其性綱をくづして、ついに暴棄の品にやすんず、是必然の道理なり、此四句は、衆人其性をみだることをいへり、註氣稟は、氣を稟たる所なり、昏愚は、くらくをろかなり交互は、まじはりたがひにするぞ、頽墜は、くづしおとすなり、

惟聖斯惻、

古の聖德の君、民の暴棄に安んずるを見て、いたみあはれませ玉ふぞ、聖とは、二帝三王をさす、

建學立師、

小大の學校をたてをき、又これに師として、民ををしふる官人を、たてをくなり、

秉彜は詩經の字なり、秉はとるとよむもつ義なり、彜はつねなり、人其本性によりて、をのづからよく愛敬忠弟す、此性人のもちそなへて、萬事にふるれども常にしてかはらさる故に、これを秉彜といふ、

有順無彊、

愛敬忠弟は、皆本性の自然の理にしたがひて、これをするのみなり、しゐをさへて、かくせしむることなし、此四句は人の行ふ所に、本性あらはるゝことをいへり、上の四端は事に感ずる眞情について、萬人の本性、みな至善の理をうけたることを見る、此四行は、人にほどこす良能について人倫の常道、即本然の性にしたがふことを見る○按ずるに、凡人幼少にて、いまだ父母を愛敬すべき、當然の義をしらざる時より、父兄にをいては、則よくこれを愛敬す、是をのづから生れつきたる良能なり、蓋し父兄には、自然に愛敬すべき道理あり、人生るゝ初より、此自然の理をうけて性とす、この故に教ざれども孝弟すべきことを知る、これを良知と云、學びざれども孝弟することを能す、これを良能と云、若人として其する所、孝弟にそむけることあるは、皆形氣の私におほはれてなり、天性の理にもとづきて出るにはあらず、君に忠あり、長に弟あるも、亦をなじことはりなり、

惟聖性者、

惟とは、たゞと云詞なり、性者とは、人の性もと皆善なりといへども、うけて生るゝ所の氣に清濁純雑の不同あり、只聖人のみ其氣至りて清く、至りて純なる故に、天性のむまれつきのまゝにて、其本體まつたくして、かくることなき者なり、

浩浩其天、

浩々は、ひろく大なる貌、天とは、天理なり、此理性體よりながれいでゝ、日用の間にをこなはるゝこと、浩々然として、ひろく大いなり、

不加毫末、

毫末は、毛の末なり、毛頭の工夫を、くはへざれどもとなり、

萬善足焉、

り、撙節とは、撙はおもむくなり節は法度なり、つねに法度におもむくなり、一說に云撙はきりをさふる義なり、節はほどよくする義なり、分別は、わかつなり是を是とし非を非とすることを云、此四字の註に、皆その理なりと云は各其意のねざす所の理、心中にそなはるものを云、性は即理なればなり、流行とは、めぐりゆく義なり、賦すとはしきくばる義なり、

凡此厥初、

此とは、上の仁義禮智の性をさす、初は本來の義なり、

無有不善、

天の道まことにして、流行やまず、をのづから至善なり、人此理をうけて生るゝ故に、仁義禮智の德性、聖人凡人のかはりなく其本來不善なるはなし、

藹然四端、

藹は、おほくさかんなる貌、然とは、上の字をたすけて、物をかたどる詞なり、端は物のはしなり、孟子の惻隱羞惡辭讓是非を、仁義禮智のはしなりといへる、是四端なり、惻隱とは、物をあはれみいたむ意、羞惡とは己があしきを羞ぢ人のあしきを惡む意、辭讓とは、己より辭退し去りて人にこれををし讓る意、是非とは、是を是とし、非を非とする意なり、

隨感而見、

感は、物きたりて、心をうごかすことを云、人性もと善なる故に、事物の感動するにしたがひて、四端の情藹然としてあらはれいづ、至愚不肖の者たりといへども亦必此意おこるなり、此四句は、性あらはれて、情となることをいへり、性は情の體、しづかにして內にあり、情は性の用、うごいて外にあらはる、註本然は、本來自然の義なり、緒は、いとぐちなり、端の字義かくの如し、

愛親敬兄、

字義前に見えたり、

忠君弟長、

忠は、心をつくすことなり、弟は、したがふ義なり、よく兄長につかふるを弟と云、

是曰秉彝、

みなこれによる、其はじまりとをり、とげなりて、なる時は又はじまり、めぐり〳〵て萬古かはらざる故に常と云、

仁義禮智、

仁は、物をあはれみいつくしむ理なり、義は、事をたちさだむる理なり、禮は、人をむやまひ、法にかなふる理なり、智は、よろづをわかちしる理なり、

人性之綱、

性は即仁義禮智を云、人のもとよりむまれうけて、心にそなへたる道理なり、蓋し天道めぐりゆきて、萬物を生成するに、此氣ある時は、亦此理ありて、二つの物常に相はなれず、人の生ずること、氣は其形體となる故に、此理も相したがひて、心中にそなはる、是即性なり、仁は元の理義は利の理禮は亨の理智は貞の理なり、綱は、あみのつなゝり、仁義禮智は人性にして天下の萬善をかねたることあみのつなにて、目をすべたるが如くなる故に綱と云、此四句は、天道人にそなはりて、性となることをいへり、註元亨利貞を生物にてとくことと生物は、天地の間に生ずる物を云、天道の大段は、四時の運行の、萬物を生成するにあればなり、又人性は運行する物ならねども、即是天理なる故にわかちて云時は亦各天道にあたれる所あり、元者生物之始とは物生てはじまるぞ、春は萬物の始なり、又仁のあはれみいつくしむ意は、春の氣やはらぎおだやかにして物きざしめぐむが如し、亨者生物之通とは、物ひらけて通るぞ、夏は萬物の通なり、又禮のうや〳〵しく、かいつくろふ意は、夏の氣ひらけあきらかにして、物のいろあや外にあらはるゝが如し、利者生物之遂とは、物おさまりて遂るぞ、秋は萬物の遂なり、又義のたちさだむる意は秋の氣すみおさまりて、物のみのるが如し、貞者生物之成とは、物こもりて成るぞ、冬は萬物の成なり、又智のわかちしる意は冬の氣こもりしづみて、物のいろあや、内に入りふくむか如し、凡そ智の分別は、皆しづまりたる所より出つ、明鏡止水のよく物をてらす是其ためしなり、天理自然之本體と云、體はかたちなり、天理の本來のかたちと云義なり、本來は、即自然の義なり、溫和は、おだやかなり、慈愛は、いつくしむなり、斷制はさだむるなり、裁制は、たちきるなり、恭敬は、うやまひつゝしむな

と、朱子も亦をしへられたり、

淳熙丁未、

淳熙は、宋の孝宗の年號、丁未の歳は淳熙の十四年なり、

三月朔旦、

朔旦は、ついたちのあさなり、

晦菴題、

晦菴は、朱子の住せられたる、廬山雲谷の草堂の名、こゝには用ひて號とす朱子の字を元晦と云によりて、自晦翁とも號せられたり、題すとは、此書に題して、如此しるすとなり、

小學題辭

題の字義前に見えたり、題辭は、題のことばなり、此題辭も亦朱子の作なり、何とて此書に題二つ作れるぞとなれば、此題辭は、四字づゝに句をきり韻字をふみて、これをよむに、ふしをつけて、おぼへやすきやうにせられたり、其詞上の題よりも、つまびらかにて、小學大學の大意そなはれり、[註]饒氏、名は魯字は仲元雙峯と號す、宋朝の人黃勉齋の門人なり、小子之學と云義前に見えたり、即小學の道なり、本文の小學の字は、書の名なれども、其小學と名づくること小學の道しるせる故なれば、註に其故をとく、標題とは、標も亦題の義と粗同じあげてあらはす意なり、

元亨利貞、

元は、はじまるぞ、亨は、とをるぞ、利は、とぐる意なり、貞は、成る意なり、

天道之常、

元亨利貞は、即天の道なり、四時の運行萬物の生成、

を、たえてしる者なしと也、[註]秦火とは、秦の始皇世の民をおろかにして、上をそしらせまじきがために、天下の經書をやきすてたりしことなり、管子は、齊の管仲がつくれる書なり、

今頗蒐輯、

頗は、俗によほどと云義なり、蒐は、もとむ、輯は、あつむるなり、朱子今すこむる傳記の中にいでたる、小學の古法の、今にもよろしきことを、かんがへもとめ、とりあつめられたるぞ、

以爲此書、

これを以て、此小學の書二篇をつくれるなり、

授之童蒙、

童は、わらはべ、蒙は、くらきぞ、童子は智くらき故に、童蒙と云、

資其講習、

今の世の童子まなんで講習すべき法度なき故に、此書をさづけ、其法として、講習の力をたすくとなり、

庶幾有補於風化之萬一云爾

風は、上のをしへを云、化は、下の化するを云、君をしへを以て民を化すると、風の草木を生化するが如くなれば風化と云、云爾とは、爾はかくの如しと云義なり、云意は、わが此書をつくりて、童子の講習をたすくること、上の風化の萬分の一をも、おぎなふことあるに、ちかゝるべきか、其意趣かういひたることぞとなり、以上の段々は、朱子此書をつくれる意をとけり、[註]蒐索は、もとむるぞ、纂輯は、あつむるぞ、蒙昧は、くらきぞ、詩序は、詩經の大序なり、語辭とは、語をたすくることばなり、謙辭とは、へりくだれることばなり、吳氏は、海虞吳氏、名は訥字は敏德思庵と號す明朝の人、小學集解つくれり、繼絶學とは、今の世に學習の法絶えたるをつぐとなり、○按ずるに、朱子の小學の書、こゝに只童蒙にさずくとあればとて、成人の者よまざれとにはあらず、年たくるまで、小學の道しらざる者は、皆童子と同じことなれば、諸書のはじめに、必まづこれをよむべし、この故に、始て大學の道をまなばんとする者はまづ此小學の書をよむべし

而無扞格不勝之患也、

扞格は、あたりさかふ義なり、云意は、人おとなしくなるまで、ならいて化する所の、あしき者に、はじめて小學のをしへをほどこせば、必あたりさかひてたへがたし、古人小學の敎を、必幼少よりして講習せしむること、其心智これと共に成長して、はじめより扞格してたへざる患なからんことを、思ひてなれはとぞ、かくの如くにする時は、大學の敎も、亦入りやすきなり、以上の段々は、古小學にして人を敎ふる意をとく、[註]牴牾と云も、あたりさかふ義なり、未有所主とは善にも惡にも、いまだむねとしてしたがふ所なしとなり、及時とは、其時に及びて、をくれすとなり、

今其全書雖不可見、

今とは、朱子みづから宋の時をいへり、其とは、小學をさす、全は、まつたきぞ、古の小學の法をしるせる書は、秦の世にやけうせて、今は其全部の書見られぬなり、

而雜出於傳記者亦多、

古人の傳へ記せる書を、傳とも記とも云、こゝにては、禮記管子等の書をさす、小學の書の、はし〱のこりたるが、傳記の中に、まじはりいでたる者亦おほし、

讀者往往直以古今異宜、

讀者とは、傳記の中の小學の法をよむ者を云、往往とは、多くはと云義なり、古今異宜とは、古の法古には宜しくして、今には宜しからざることを云、

而莫之行、

之とは小學の法をさす、

殊不知其無古今之異者、

古の法今にもよろしくして、ことなることなきものあり、

固未始不可行也、

其古今のことなることなきものは、まことにもとより、今もをこなはれざることにあらず、かくあること

の、根本とするゆへにとなり、註夏商周は、三代の國號なり、もろこしには、天子の姓かはる時は、代々國の總名をあらたむ、夏は大禹より立る國號なり、商は成湯より立る國號なり、周は武王より立る國號なり、郷學は、郷里の學校なり、國々の宮中にある學を、國學と云によりて、これに對して郷學と云なり、其實は大學も小學も郷國共にあり、こゝには郷里の小學を主として云と意得て、如此に註するか、不審なり、古人繇小學と云一段、小學にてまなぶ所を以て、大學にてまなぶ所の本とする義をとく、收心とは、はなれちりたる心を、とりおさむるを云、性とは、仁義禮智信、即心中にそなはれる道理なり、放心をおさめて、これによつて、德性をやしなふなり、小學にして心をおさめ、性をやしなふこと、屋の基をつき、木の本につちかふが如し、この故に、大學に入るに及びて、學ぶ所の功成りやすきこと、基につきて屋をたて、根によりて枝を長ずるが如し、只其すでに成りたる功を、とりおさむるばかりぞ、田をつくりをきて、いねをかりおさむるやうの意なり、

而必使其講而習之於幼稚之時、

而してとは、上をうけ、下をおこす詞なり、其とは、致をうくる者をさす、講ずとは、其理をあきらかにすることを云、習すとは、其事をならはすことを云、俗にならすと云義なり、之とは、其講じて習はす所の事を云、即小學の道なり、幼稚とは、皆いとけなきことを云、

欲其習與智長

習は、なるゝ義なり、長ずとは、ます義なり、童子の智慧は、なるゝ所の事と共に生長す、この故に、善事にならはす時は、善と智とともに長ずるなり、

化與心成、

化は、物のなりかはる義なり、童子の心は、化する所の事と共に成就す、この故に、善道に化する時は、善と心とともに成るなり、習與智長ずとは、其はじめよりして云、化與心成とは、其をはりよりして云、ふたすぢにあらず、

小學書題、　陳選句讀、

是小學の書の題なり、題は、書の端にあらはす詞、朱子小學の書をつくりて、其大意をかきあらはせり、即序の異名なり、又書の跋をも題と云によりて、一説に此序は文集に題小學とあり、もと此書末にありけるを、後の人引出してはじめにをきたりと云、

古者小學教人、

古とは、夏商周の三代の時を云、小學とは、學校の名、八歲以上の小子、小學の道をまなぶ處なり、人とは、小子をさす、

以灑掃應對進退之節、

灑は、水をそゝいで、ちりをしめす、掃は、地を掃ひて、ちりをのくるなり、應は、よぶにこたふる聲、對は、問にこたふる詞、進は、すゝむ、退は、しりぞく、身のたちふるまひを云、皆是貴人長者に、つかふまつる禮儀なり、節とは、禮節を云、節は竹のふしなり、禮儀のほどよき所、竹のふしあるが如くなればなり、

愛親敬長、

愛すとは、いつくしむなり、親は、父母を云、敬すとは、うやまふなり、長は、このかみ、又おとなしき人を云、

隆師親友之道、

師をたつとみて、をしへをうけ、友にちかづきて、學をならはすぞ、道とは、物ことの、しかるべき道理なり、此理われ人共に、よりしたがふ所にして、道路のごとくなる故に道と云、こゝには愛親敬長等の道をいへり、灑掃應對より以下は、即小學の道なり、此道を以て敎るとなり、

皆所以爲脩身齊家治國平天下之本、

皆とは、上に云小學の道をさす、修身齊家治國平天下の字義、皆句讀の序に見えたり、格物致知誠意正心は、脩身の內にあり、此四つは是大學の道なり、云意は、古小學にして、八歲より灑掃應對等のことをなしへて、其德性をやしなひたつること、後に大學にて、身をおさめ、家をとゝのふる等のことを、まなぶため

作人とは、風俗のあしきを、ふりおこして、あらたによくするを云、即民を新にする義なり、盛意とは、盛はさかんなるぞ、よき意をほめて云なり、そのかみ空文ををさへて、實學をあがめらるゝこと、是人をおこすの盛意なり、今我諸士と共に、學業を成さんとするは、これを以て、今の天子の、人をおこさるゝ盛意に、相かなはしむるとぞ、是即亦道化を賛るのことなり、

若四方之士、

天下四方の學士のためなどにはとなり、

則惡乎敢、

惡乎とは、なんぞと云義なり、なんぞあへて、此句讀を以て、なべての人を敎へんと思べきや、只此一處にてとの志なり、四方の士のためにとて、句讀するにはあらずとぞ、是も謙退の詞なり、

成化癸巳、

成化は、明の憲宗の年號、癸巳は其第九年のことなり、

五月望日、

望日は、もちの日なり、月の十五日を云、

天臺陳選序、

天臺は、陳選の生國の縣の名、明の浙江省臺州府の內にあり、陳は姓、選は、名、字は士賢、克菴と號す、其官廣東左布政使にいたる、難にあふて卒す、後に光祿卿を贈り、恭愍と謚す、序すとは、此序をつくりたるなり、

選學也晚、

是より下は、自ら小學に句讀する由をとく、學也晚とは、年たけて學問したるぞ、

道未之聞、

聖人の道を、いまだきゝしらぬぞ、皆是謙退の詞なり、

以奉詔來總中州之敎、

來るとは、都より來るぞ、總とは、あつめてくゝる義なり、中州は、明の河南省の總名なり、河南は、昔周の成王の時、天下のまん中の地をはかりて、都をたてられし、洛邑の跡なる故に、中州と云、陳選明の成化の初に、河南の提擧となれり、これ一道諸國の敎をつかさどる、官の名なり、云意は、我いまだ道をきかざれども、天子の詔をうけ玉はり、やむことを得ずして、こゝに來りて、中州の士民の敎を、すべつかさどるとなり、

周還諸士間、

周還は、めぐるあり、提學の職たるを以て、常々諸生の間に、たちまはるなり、

有一朝之義、

一朝は、一旦の義なり諸士の間に、周還するを以て、しばらく相したしむ恩義あるぞ、

故敢句讀是書、

此故の字、上の以奉詔と云より以下の文をうけて云、敢てとは、はゞからずと云義なり、是書は、小學の書なり、

相與講而行之、

講ずとは、理をあきらかにする義なり、諸士と相ともに、其理を講明し、其事を踐行してとなり、

期底於成、

期すとは、まちのぞむ義なり、其講して行ふ所、成就するにいたらんことを期するなり、

以副聖天子作人之盛意、

此以の字、上の故敢と云より以下の文をうけて云、

則雖欲勉焉以進乎大學、
勉焉は、つとむる義なり、にはかにしゐつとめて、大學の道にすゝまんとするぞ、

猶作室而無基也、
室は、いゑなり、

成亦難矣、
成就しがたかるべきぞ、

況鶩空文乎、
況や心にさとり、身にをこなはんと思はずして、只空文の學に、はせおもむく者をや、これは決して聖人の道に入ることとなし、

夫爲學、
是より下は、學者の空文にはする害をとく、

而不嚴諸己不踐其事誦說雖多、
誦とは、經書をそらによむことなり、說とは、其文義をとくことなり、たとひ誦說すること、多くともとなり、

辭章雖工、
辭は、ことば、章は、ことばのあやなすを云、工とは、上手と云義なり、言辭文章をつらぬること、工なるぞ、

皆空文也、
上に云如くなるは、皆空文の學なり、

於吾身何益哉、
ついに其身を成すことなきぞ、

於家國天下何補哉、
補とは、かけたる所を、つくろふ義なり、少しも道化をたすくることなきぞ、

於聖人之道何所似哉、
聖人の道にをいて、少しも似る所なき故に、ついに聖人の道に入ることを得ず、

實にして、少しもこゝろよからぬ所なきやうにするを云、正心とは、人心本來の正體を、とりたもちて、常にはなちみだれず、百慮過不及なきやうにするを云、修身とは、其身の容貌言動、事に應じ、物にまじはる所、皆つゝしんで、おさめとゝのへ、少しも理にかなはざることなきやうにするを云、此三つは身にをこなふこととなり、

則因吾已行者而惇篤之也、

惇篤にすとは、あつくするなり、わが小學にをいてすでに踐み、すでに嚴にせし、明倫敬身の事によりて、其をよばざる所を、いよ〱あつくをこなふなり、

由是推之於家、

是と之とは、上のきはめしり、あつくをこなふ所をさす、此道を一家の人にをしをよぼして、亦皆これを知り、これを行ふやうにせしむるぞ、

則家可齊、

一家のあらゆる人を、皆やはらげしたがへて、むらなくとゝのへらるべきぞ、

推以贊道化、

又此道ををしひろめ、其おさむる所の民にほどこして、君の道化をたすくるなり、

則國可治、天下可平、

可治可平とは、皆家可齊と同じ句義なり、此三つは人に及ぼすことなり、格物致知誠意正心修身齊家治國平天下は、即大學の八條目なり、其格致誠正修は、德を明にするのこと、齊治平は、民を新にすると、八つの者各皆其至極にいたるを、至善に止ると云なり、聖人の道も、是より外のことなし、

故學聖人之道、必自小學始、

此二句は、上にいひかけたることをくりかへし、相こたへて、其義を決定す、

否、

是より下は學者のまづ小學によらざる害をとく、否とは、かくの如くに、まづ小學によりて、明倫敬身の學をせざるを云、

而知心術之要、

心術とは術みちなり、心物にふれ事にしたがひてゆく所を心術と云、要とは心術正くする簡要なり、

威儀之則、

威儀は禮義のかたちなり、人の見て、をそれうやまふべき所を威と云、人の見て、法としつべき所を儀と云、則は、法なり、是威儀をかいつくろふの法則を云、

衣服之制、

衣服は、身にきる物を云、制は、法なり、衣服を作る法制を云、

飲食之節、

飲はのみもの、食はくひものなり、節とは、物のよきほどなり、是飲食を用る禮節を云、心術威儀衣服飲食、四ッの物をつゝしむ義を知べしとなり、是敬身の内の四つの條目なり、小學の條目すべて九つなり、

必嚴諸己焉、

嚴とは、きびしき義なり、すでに其義をしりては、又必きびしく己が身にまもるべきぞ、

及進乎大學、

是より下は、小學の功によりて、大學の道をまなぶことをとく、云意は、小學にをいて、すでに其義をしり、其事をなし得て後に、大學にすゝんで、其道をまなぶに、及ぶ時はとなり、

格物致知、

格物とは、事物の理にきはめいたるなり、致知とは、心の知識をきはめ致すなり、此二つは心にしることなり、

則因吾已知者而究極之也、

究極すとは、きはむるなり、わが小學にをいて、すでにしりたる、明倫敬身の義によりて、其くわしき所を、きはめつくすなり、

誠意正心修身、

意は、心のをこる所を云、これを誠にすとは、念慮のきざす所にをいて、善をこのみ、惡をにくむことを信

從事于斯、
是より下は、小學の書のまなびやうをとく、斯とは、小學をさす、
豈惟讀其辭而已耶、
豈とは、なんぞと云詞なり、なんぞ只此書のことばを、よみおぼゆるのみ、これをまなぶ所の事とせんや、
讀明倫、
此書の內明倫のことをしるす所を、よみてはとなり、明倫の篇ばかりをさすにあらず、
而知父子之親、
親は、したしむなり父子は骨肉一つなれば、きはめて相したしむべき道あり、この故に親愛をむねとす、
君臣之義、
君臣は、骨肉のしたしみなく、只義を以上下の分を立つ、この故に其道禮義をむねとす、
夫婦之別、
別は、わかちなり、男女はなれやすき物にて、なれけがせば禽獸にちかし、この故に分別を道とす、
長幼之序、
長は、おとなしく、幼は、いとけなきぞ、なべての長幼をいひて、兄弟も其內にあり、長幼の間は、其次第みだれざるを以て道とす、
朋友之交、
朋友は、ともなり、朋は朋輩、友は同志なり、交るとは、信を以てまじはるぞ、朋友は互に信實をまもるを以て道とす、此親義別序信の五つの義を、知るべしとなり、是明倫の內の五つの條目なり、
必踐其事焉、
踐とは、をこなふ義なり、すでに其義をしりては、又必其事を身にをこなふべきぞ、
讀敬身、
此書の內敬身のことをしるす所を、よみてはとなり、敬身の篇ばかりをさすにあらず、

聖人之道、人倫而已矣、

是より下は、聖人の道の、まなびやうをとく、人倫とは倫はついでとよむ、次第の義なり、人には父子と、君臣と、夫婦と、長幼と、朋友との五つに、天然の次第ありて、常にみだれざるを云、此五倫に、各其道あり、聖人の道、此五つの外にいでず、天下の事も、皆此五つの内にあり、

學之必自小學始、

之とは、聖人の道をさす、小學の道は、人倫にもとづきて、孝弟をさきとす、其灑掃應對等のことも、皆尊長につかふる禮儀なり、この故に、聖道をまなぶには、必ず小學よりはじまる、

子朱子小學一書、

是より下は、小學の書の大意をとく、子朱子の上の子の字は、先儒をたつとみて、師とする詞なり、只朱子とばかり云時は、なべて師とすべき人を云詞なる故に、又上の子の字を加へて、わが師とあがむる意をしめす、

其教在於明倫、

明倫とは、人倫をあきらかにするぞ、此書のむねとして教る所、明倫にあるなり、

其要在於敬身、

要は、かなめと云義なり、敬身とは、身を敬むぞ、此書の簡要とする所、敬身にあるなり、蓋し人倫は、五つの道なりといへども、これをおこなふことは、一身にあり、この故に、よく其身をつゝしむ時は、五つの間にをこなふ所皆其道にかなふ、然れば立教明倫敬身は、小學の三つの綱領なりといへども、立教は明倫敬身の教を立るにすぎず、敬身は又人倫を明にすべきがために其身をつゝしむことを教るなれば、此書の教へ、すべて明倫の一つに歸するなり、

蓋作聖之基也、

蓋とは、語をはじむる詞なり、基は、屋の地形なり、物のはじまる所を云、小學の道よりまなびはじめて、ついに聖人となるにもいたるべし、其道は今此書にのせたれば、即これを聖となるの基なりと云、

士不幸不逢時、

不幸とは、幸あらざるぞ、士たる者、不幸にして、道化のをこなはるゝ時に、あはすともとなり、

猶將違俗、

時の風俗にたがひてなり、

而學聖人之道、

聖人の道をまなぶは、即實學なり、

以成其身、

人は萬物にすぐれたれども、道をしらざる時は、禽獸にちかし、只此道をまなびて後に、よく此身を成就して、全き人となるなり、

幸而值乎今之世、道化方盛、

是より下は、そのかみ道化の盛なることを云、

有小學以成始、

小學の敎ありて、道をまなぶの始を成就す、

有大學以成終、

大學の敎ありて道をまなぶの終を成就す、

有選擧之塗、

選は、えらむ、擧は、あぐるなり、士の才德ある者をえらみあぐ、是科擧の法なり、まづ天下國中の鄕里に、各擧主の官人ありて、學者の科擧に應じて來る者をあつめ、經義論策の題をいだし、面々のおもはくを、文章にかゝせて、其學を試み、其科をさだむ、是を鄕試と云、其すぐれたるを、えらみとりて、京都へすゝむるを鄕貢と云、內裏にて又省試殿試ありて、鄕貢の士をえらみあげ、官職をさづけらるゝなり、

出而行所學以及人、

世にいでみやづかへして、小大の學にてまなびたる所を、をこなひいだして、人民に及ぼすなり、蓋しすでに己をおさむる時は、則又人をおさめてこれをやすんじ、これを敎ること、學者の志す所なり、

盍亦思所以學乎、

道化のさかんなること、かくの如くなるに、なんぞ聖道のまなびやうを、思はさるぞや、

無以贊道化也、

道化とは、道德を以て、人民を敎化することを云、士たる者、實學をわすれて、空文にはせたるは、これをあげ用ひて、官職をさづくれども、君の道化の政の、たすけとなることなき故に、これを憂とせらるゝなり、

復慨然俞商相國之言、

慨然とは、なげく詞なり、是ほめてなげくぞ、商は姓、名は輅、字は弘載明朝に三元及第す、つかへて宰相となる、卒して文毅と謚す、相國とは、宰相のことなり、言とは、商輅が憲宗へ奉りし奏狀に、天下の學校の生徒をして、はじめにまづ朱子の小學の書をまなばしめらるべしと、申しけることなり、これを俞とすとは、臣下の奏聞することを、げにもかうあることゝて、したがへる詞なり、

詔天下士、

詔は、天子のおほせらるゝ詞なり、是憲宗學者の實學をわすれて、空文にはするをうれへ、又商相國が言を、用ひらるゝによりて、此詔くだるなり、

皆先從事於小學、

從事とは、其事につきしたがひて、これをつとむる義なり、云意は、天下の士たる者、みなまづ小學の敎へにつきて、まなぶべしとなり、小學の道は、灑掃應對進退の節親を愛し、長を敬し、師をたつとみ、友にちかづくの類にあり、其書は朱子の小學の書なり、

然後進於大學、

大學は、大人の學なり、大人のまなぶ所其事大いなる故に、大學と云、其道は、明德を明にし、民を新にして、至善に止るにあり、是を三綱領として、其内に又八條目あり、下の文に詳なり、其書は即古の大學の書なり、云意はまづ小學をまなびて、さて後にすゝんで大學をまなぶべしとなり、

於乎、

なげく詞なり、これもほめなげくなり、是より下は、人に空文をすてゝ、實學をつとむべきよしを、すゝめとく、

昔二帝三王、

此序はしめに、小學の書の、世にをこなはるゝよしをとく、二帝とは、帝堯帝舜なり、三王とは、夏の大禹商の成湯周の文王武王なり、皆聖人にして、天下に君たり、

我朝一祖四宗之道統、

我朝とは、陳選そのかみの明の本朝を云、我とは、したしみて云詞なり、一祖四宗とは、明のはじめより、代々の天子の廟號なり、始めて天下を取りたるを祖と云、これにつぎて天下を治るを宗と云、一祖は太祖、姓は朱、名は元璋、四宗は、一つに太宗名は棣、太祖の子、二つに仁宗名は高熾、太宗の子、三つに宣宗名は瞻基、仁宗の子、四つに英宗名は祁鎮、宣宗の子なり、道統とは、統はつゞく義なり、聖人の道をうけつたふる統系を云、明朝の一祖四宗は、天子なれども聖人にあらず、されども時代の君をあがめて二帝三王より道統、相つゞけるやうにいふぞ、

聖天子既承之、

聖天子とは聖德の天子なり、陳選其時の天子をさす、其名は見深、後に憲宗と號す、英宗の子なり、聖とは、これもあがめて云ぞ、聖人は必天命をうけて、天子となる物なればなり、天子とは、帝王の爵位なり、天より命ぜられて、人民をおさむ、天の子たるの道あればなり、之とは、道統をさす、云意は、昔二帝三王より、我朝の祖宗につたはれる道統を、今の聖天子すでにうけつぎて、位にましますとなり、

憂士或遺實學、

士とは、さむらひなり、學びてみやづかふる者を云、即學者のことなり、實學とは、實はまことなり、人倫をむねとして、理をきはめ、身をおさむるを、實學と云、

而騖空文、

空文とは、空はむなしきぞ實の字に對して云、むなしき文章のみを、よみおぼへ、かきならひて、身のため世のために、實用なきぞ、されども科擧に應じて、官途にすゝむためには、文章の學たよりよき故に、人皆これにはせおもむきて、つとむるなり、

小學示蒙句解

中村惕齋講述

小學句讀序、

小學とは、此書の名なり、小子の學ぶ所、其事小なる故に小學と云、其學ぶ所の法をしるしたる書をも、亦小學と云なり、凡そ小學大學と云に學校を云あり其法を云あり、其書を云あり、學校とは、人を敎る處なり、古の帝王、學校を天下にたてひろめて、萬民を敎へさせ玉ふ、小學には、八歲以上の小子を敎へ、大學には、十五以上の大人を敎ふ、此學校にして敎る所の法、即小學、大學の道なり、此法をしるしたる書、即小學大學の書なり、秦の始皇が天下の經書をやきたりし時、大學の書はのこりてあるを、漢の世の儒者、禮記にあみ入れて今につたはれり、小學の書はほろびたりしが、はし〲のこりて、ふるき傳記の中に入りまじりてみへたるをば宋朝にいたりて、朱子これをあつめよせ、又古の聖賢の言語と行跡との、小學の敎にかなひたるをも、くわへ入れて、共に內篇とす、秦漢以來の人の言行の、此書につけをくべきをも、とりあつめて外篇とす今の小學の書是なり、句讀とは、註のことなり、明朝の儒者陳選、朱子の小學の書に註して、これを小學句讀と名つく、凡そ書をよむに、語のきるゝ處には、字のかたはらに點をして、これを句と云、語いまたきれざれども、少し讀きる處には、字の中ほどに點をして、これを讀と云、まづ本文の句讀をわけ、句讀の間にことばを入れて、其意を釋する故に、註を句讀とも云なり、序とは、書のはじめにあらはす詞、序は緒の字の義にて、緒はいとくちなり、一書の大意を、ひきあげてしるすこと、いとぐちを以て繭をくりいだすが如くなるを云、是陳選句讀をつくれるよしを、自其書のはじめにあらはすなり、

立敎……四一四
明倫……四三四
敬身……五二九

小學示蒙句解目次

小學句讀序　陳選……一
小學書題　朱晦庵……一二
小學題辭　朱晦庵……一六
○內篇……二六
立敎第一……二六
明倫第二……五九
父子之親……五九
君臣之義……一〇七
夫婦之別……一一八
長幼之序……一三二
朋友之交……一四三
通論……一四九
敬身第三……一五八
心術之要……一五八
威儀之則……一七〇
衣服之制……一八七
飮食之節……一九一
稽古第四……一九八
立敎……一九八
明倫……二〇六
敬身……二四三
通論……二五二
○外篇……二六三
嘉言第五……二六五
立敎……二六五
明倫……三〇五
敬身……三六〇
善行第六……四一四

大槩學者平時所口誦。義訓各具本書。故此書在華人則不必解。吾邦語音之異。蒙士小生。雖嘗受訓讀。尚須字字問辨于師友而後方了。今試以此解授之。纔通章句者。詞義隨登口。故竊謂可以少助敎。乃存之於家庭也。客雖未服。然自信其不至誤人。於是錄答客之語于篇端爲之序矣。

元祿三年夏六月　　平安仲欽敬甫書

小學示蒙句解序

古者小學之教廢墜。求道無根基。或既失蒙養之正。而後悔之。亦無以及矣。子朱子有憂之。故纂輯兩篇書。以補古典之闕。人君成教於天下。師儒授學於生徒。欲使其初知所趣者。皆不可不賴此。不啻幼學之規也。且此書修身之大法備焉。猶時政有榜諭。男女老少。日夕居常。省守勸戒。不敢不奉行矣。實天壤之間。不可少之重典也。予往歲注片字於句間。課諸子弟使領略其文義。有客曰。朱子於此書。教人以旬日之功讀之。故不爲注解。特采司馬公書儀之說。可與本文相發者附之耳。如元亨利貞。仁義禮智者。止識其名目斯可也。集解句讀之作。恐非朱子之意。子何爲亦屑屑然。字釋句訓徒勞心力。予曰。朱子此言。見後世人。未嘗肄小學藝業。而欲直從事於大學者。使其先慮心退步費旬日之功以讀此書耳。纂輯所由蓋非專爲此一流人也。不爲注解。亦豈惟由是哉。凡篇中所出。經文名數。

【本書の解題】名數、音訓、讀例、反切、圈發、類字、和漢史要、必讀書名、作詩、作文、筆札等に就きて初學必讀の事項を述べたるものなり。時に幼稚の説なきに非ずと雖も、其説く所は何れも初學の知らざるべからざるもの、殊に漢文の衰頽せる現時に在りては、何人も一讀すべき者なるを以て、今之を附載する事と爲したり。原書には小題の設け整はざるを以て、今三號活字を以て之を補ひ、閲覽の便に供す。

【著者小傳】山本蕉逸は江戸の人にして塾を日光に開きて徒を敎へしこと、山本庄一、元秀蔞、元孟夏など云ひしこと、天保頃の人なることは、本書の序跋等に依りて明なれども、今其傳を詳にせず。

模範鑑戒の一良書たるを失はず。而して外篇にある嘉言善行に至りては、今日と雖も、庭訓家範の用に資すべき者、亦決して鮮しとせず。註解參考の書頗る衆し、明の陳選の句讀、淸の高愈の纂註、我が朝、昌谷碩の合纂、尤も世に行はる。而して高註尤も佳良の稱あれども其傳播の未だ甚久しからざるを以て、先哲の國字を用ひて解せしものあるを見ず。故に今玆には、中村惕齋が陳註に據りて講述せる小學示蒙句解（刊本十冊）を收む。此講述文中に「註」と題せるものは何れも陳註を解釋せるなり。

【講述者の小傳】中村惕齋の小傳は第一卷の解題に收めたれば之を略す。

附錄

童子通　山本蕉逸著

に小學家として蒼頡史籀の諸篇を掲げしを見るも亦已に明なり。春臺の論、蓋亦知其一而未知其二者と謂ふべきか。此書の我邦に傳はりしは、新井白石其他先哲の說に據るに、鎌倉時代に在るが如し。されども寛永年間に土佐の家老野中兼山が朱子の說を尊信し、小學書を見んと思へども、時に其書なきを以て、其師谷素有に問ひしに、素有が、嘗て京都に在りし時一見したりきと答へし事を近世叢談に載せたり。是に由て觀れば、德川氏の初世には、本書尙未だ後世の如く海內に流布せざりしならん。其後朱子學の流行につれ、幕府を始め諸藩の學校皆採りて必讀の教科書となしたれば、廣く海內に行はるゝに至れり。今日よりして云へば、我邦の風土人情、固より支那と殊にして、時勢も亦同日の談にあらず。故に之を用ふるに、取捨折衷の要あるは、勿論なれど、道德禮誼の輕ずべからざると修身持敬の精神とを觀るに於ては、實に

子史に徵し、立敎、明倫、敬身、稽古の四篇に分ち、之を內篇となし、又後世賢哲君子の模範とすべき言行を採擇して、嘉言善行の二篇に分ち、之を外篇と名づけ、以て古代小學の敎旨を明にせり。是れ即ち現行の小學なり。されど、朱子の劉子澄に與へし書に據るに、前記六篇の外に文章の一門ありて、離騷古樂府杜甫等の詩を載せしを、意義奧澁にして初學に便ならずとて竟に削除し、定めて今の六篇と爲せるが如し。又本書の原名は小學書とありしを、後世畧稱に從ひて單に小學といへるのみ。太宰春臺は、小學とは古人が文字訓詁の學を稱する者なるを以て、幼儀禮節の書に名けしは、朱子が古義に晦きより致す所なりと譏りたれども、元來小學の目は二義ありて、一は文字訓詁の學を云ひ、一は大學に對する學校の名にて、亦後世の小學校の類たり。今姑く漢人の書に據りて云はんに、白虎通に八歲入小學十五入大學の文あり。藝文志

先哲遺著 漢籍國字解全書 第七卷

解題 附 著書小傳

小學

中村惕齋講述

【本書の解題】小學は、大學の對稱なり。古昔周代學校の設あるや、大學は、大人(尊長)の人を治むる道を敎へ、小學は小人(卑幼)の人に事ふる禮を敎ふる制度たりしに、王室の衰ふると共に、學制壞亂して、復求むべからざるに至れり。故に古人は孔子の言に基づき、曾子等の說を稽徵し、大學の一書を著はしたれども、小學の事は未だ成書のあらざるを以て明かならず。宋の朱子出づるに及び、小子後生、正學に志すも、入門の途に惑ふを哀み、爲に初學敎習の大綱を定め、門人劉子澄(名は淸之、字を以て行はる)等に命じて、經傳

第七卷

小學　中村惕齋講

（附）

童子通　山本蕉逸講

PL
2679
H75
1910

LIBRARY
DEC 16 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

先哲遺著

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

PL Chu, Hsi
2679 Shogaku
H75
1910

East Asia

漢籍國字解全書